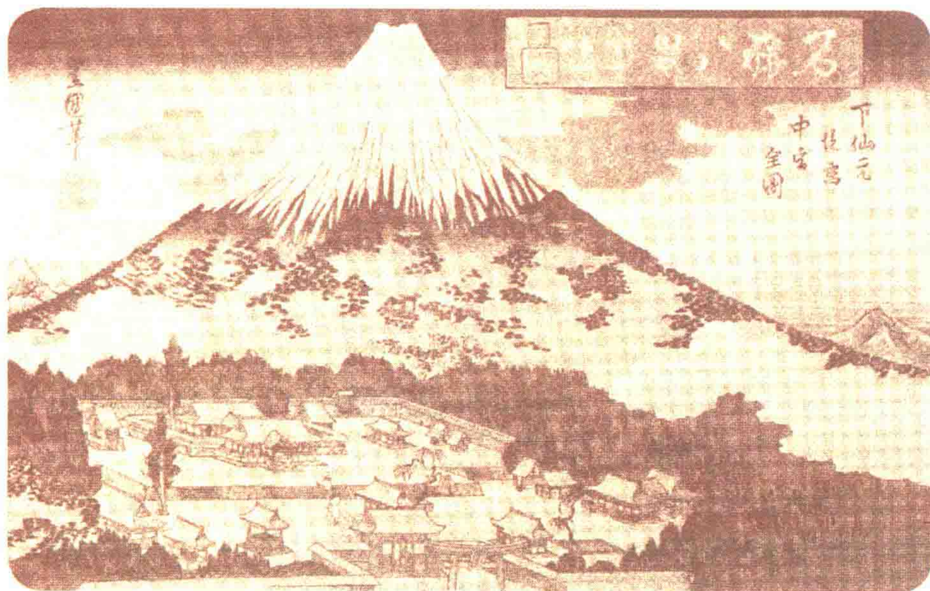


日本漢文史籍叢刊

第六輯

政書

九



上海交通大學出版社
SHANGHAI JIAO TONG UNIVERSITY PRESS

圖書在版編目(CIP)數據

日本漢文史籍叢刊. 第6輯，职官等 / 粟品孝，孫錦泉，周斌主編 — 上海 ：上海交通大學出版社，2015

ISBN 978-7-313-13813-2

Ⅰ. ①日… Ⅱ. ①粟… ②孫… ③周… Ⅲ. ①日本—歷史—史籍—叢刊②典章制度—日本③官制—日本 Ⅳ. ①K313-55

中國版本圖書館 CIP 數據核字(2015)第229494號

日本漢文史籍叢刊　第六輯　职官等

主　編　粟品孝　孫錦泉　周　斌

上海交通大學出版社出版發行　北京人天書店有限公司經銷

(上海市番禺路951號 郵政編碼 200030)

電話:64071208　出版人:韓建民

江蘇鳳凰數碼印務有限公司印刷

開本:889mm×1194mm 1/16

總印張:912.75　總字數:18367千字

2015年10月第1版　2015年10月第1次印刷

ISBN 978-7-313-13813-2/K

定價:貳萬叁仟捌佰 圓(全二十八册)

統　　籌　陳建華　施　維　劉邦權

責任編輯　陳建華　劉邦權

裝幀設計　陳燕静

第六輯目録

第一册目録（總第143册）

職官

官制

職官志（序、卷一—卷七、跋）……一
職原鈔（上卷—下卷、補遺、後附）……一二一
職原略抄（序、附録、增補）……一八五
職原抄引事大全（卷目、卷首、卷一—卷九）……二三一
職原抄支流（目録、卷一—卷五）……四四九
官職秘鈔（卷上）……四九三

第二册目録（總第144册）

官職秘鈔 續（卷下）……一
官職名……三一
官職名問答……四五
本朝官制沿革圖考（序、目次、卷之一—卷之六）……五九

補任

公卿補任（目次、凡例、序、前編）……一一一

延喜式 續（卷六～卷三十三）……一

第十四册目録（總第156册）

延喜式 續（卷三十四～卷五十、考異卷一～卷五十、附録）……一
御成敗式目……四二三
無刑録（序、目録、序解、蘆東山傳、卷一、卷二）……四四三

第十五册目録（總第157册）

無刑録 續（卷三—卷七）……一
法曹至要鈔（目録、卷上、卷中、卷下）……九七
聽訟彙案（卷一—卷三）……一六七
刑經……二二七
公用文例：頭書諸規則……二四五

典禮　通制　邦計

名目鈔……二九七
儀式（卷一—卷十）……三一三
江家次第（目録、卷一）……四七三

第十六册目録（總第158册）

江家次第 續（卷二～卷十五、卷十七～卷二十）……一
新撰姓氏録抄（卷一～卷三十）……三九七
内裏式（卷上）……四九一

第十七册目録（總第159册）

内裏式 續（卷中、卷下）……一
本朝改元考……十七
畿內治河記……二九
奥羽海運記……四一

邦交

善鄰國寶記（序、卷上、卷中、卷下、跋）……五一
異稱日本傳（序、目録、卷上、卷中、卷下）……一〇七
元寇紀略（序、書目、卷上、卷下、年表、跋）……四七一

第十八册目録（總第160册）

鄰交徵書初篇（序、凡例、卷一、卷二）……一
顯承述略（序、例言、書目、卷一～卷九）……四九
顯承述略續（題言、目録、書目拾遺、卷一～卷十一、後序）……一二七
外蕃通略……二二一
筆話　雞壇嚶鳴……二四九
征韓雜誌……二九一
征韓偉略（卷一～卷五）……三〇三

史評

国史論賛評点初編（序、例言、卷上、卷下）……三八三
世皇朝史論（序、凡例、目录、卷之一～卷之四）……四二三
國史纂論（序、凡例、姓名、卷一）……五二三

第十九册目録（總第161册）

國史纂論 續（卷二—卷十、跋）……一
六雄八将論……一七一
讀史末議（序、目録、卷上、卷下）……一九一
國史評林（记事、序、引、例言、目次、卷一—卷八）……二三一
澹泊史論（傳、目録、卷上、卷下、附録、跋）……四五五

第二十册目録（總第162册）

史論（卷上、卷下）……一
新策（序、例言、總目、卷一—卷六）……三三
新論（卷上、卷下）……一一五
中興鑑言……一五九
白石遺文 拾遺（傳、目録、卷上、卷下、拾遺）……一八九
日本外史評論（例言、書目、卷一—卷七）……二七七
日本外史新論（序、自序、卷上、卷下）……四一一
日本外史纂論（序、例言、姓名、卷一—卷四）……四三九

第二十一册目録（總第163册）

日本外史纂論 續（卷五—卷十二）……一
讀史贅議（序、卷上、卷下）……九五

類書

拾芥抄（目録、卷上、卷中、卷下）……一三三

類聚國史（序、凡例、卷一—卷五、卷八—卷十一、卷十四—卷十六、卷十九、卷廿五、卷廿八、卷卅一—卷卅六、卷四十、卷五十四、卷六十六、卷六十七）……二九三

第二十二册目録（總第164册）

類聚国史 續（卷七十一—卷七十五、卷七十七—卷八十、卷八十三—卷八十四、卷八十六—卷八十九、卷九十九、卷百一、卷百七、卷百卅七、卷百五十九、卷百六十五、卷百七十一、卷百七十三、卷百七十七、卷百七十八—卷百八十、卷百八十二、卷百八十五—卷百八十七、卷百八十九、卷百九十、卷百九十三、卷百九十四、卷百九十九、考異上、考異中、考異下、跋）……一

第二十三册目録（總第165册）

和漢三才圖會（序、凡例、大目録、後序、總目録、卷一—卷十九、卷二十四—卷四十）……一

第二十四册目録（總第166册）

和漢三才圖會 續（卷四十一—卷五十一、卷五十三—卷七十二）……一

第二十五册目録（總第167册）

和漢三才圖會 續（卷七十三—卷百四）……一

第二十六册目録（總第168册）

和漢三才圖會 續（卷百五）……一
和漢名數大全（正編）……十九
和漢名數大全（續編）……八五
和漢名數大全（三編）……一六一
倭名類聚抄（凡例、序、卷一—卷二十）……二二五
箋注倭名類聚抄（序、凡例、卷一）……四七七

第二十七册目録（總第169册）

箋注倭名類聚抄　續（卷一—卷五）……一

第二十八册目録（總第170册）

箋注倭名類聚抄　續（卷五～卷十）……一
附録
日本紀年表……五〇五
日本幕府將軍表……五一一
《日本漢文史籍叢刊》總目録……五一三

第九册目録（總第151册）

大寳令新解 續（目次、第三巻、第四巻）……一
大寳令新解 續（目次、第五巻、第六巻、第七巻）……一〇五
大寳令新解 續（目次、第八巻、第九巻、第十巻、附録）……二二七
類聚三代格（弘化本）（巻一、巻三、巻四、巻五）……三四七

窪美昌保著

大寶令新解 二

越中 橘井堂藏

大寶令新解第二冊目次

第三卷

第九篇　田　令
一　段町條……二四一
二　田租條……二四二
三　口分田條……二四二
四　位田條……二四三
五　職分田條……二四四
六　功田條……二四四
七　非其土人條……二四五
八　官位解免條……二四五
九　應給位田條……二四六
一〇　應給功田條……二四七
一一　諸國公田條……二四七
一二　別勅賜田條……二四八
一三　寬鄉田條……二四八
一四　狹鄉田條……二四九
一五　給園地條……二四九
一六　課桑漆條……二四九
一七　宅地貣買條……二五〇
一八　因王事沒落外蕃條……二五一
一九　賃租條……二五一
二〇　從便近條……二五二
二一　六年一班條……二五二
二二　公田返還條……二五三
二三　班田條……二五四
二四　授田條……二五四
二五　田有交錯條……二五五
二六　官人百姓條……二五六
二七　官戶奴婢田條……二五六
二八　水害條……二五七
二九　荒廢田條……二五七
三〇　論田條……二五九
三一　在外諸司職分田條……二五九
三二　郡司職分田條……二六〇
三三　驛田條……二六一
三四　職分田交代前後條……二六一
三五　外官新任條……二六二
三六　畿內置官田條……二六三
三七　役丁條……二六四
第十篇　賦役令
一　諸調條……二六七
二　調皆隨近條……二七四
三　調庸條……二七五
四　正丁歲役條……二七七
五　計帳條……二七九
六　義倉條……二八〇
七　土毛條……二八二

八　封戶條……二八三
九　水旱蟲霜條……二八四
一〇　邊遠國條……二八五
一一　課役免除條……二八六
一二　四季課役條……二八七
一三　課口給侍條……二八七
一四　寬狹移居條……二八八
一五　沒落外蕃條……二八九
一六　公使歸朝條……二八九
一七　孝子順孫條……二九〇
一八　三位以上條……二九一
一九　舍人史生等條……二九一
二〇　除名未叙人條……二九三
二一　一年徭役免除條……二九三
二二　雇役下條……二九三
二三　差科條……二九五
二四　丁匠名簿條……二九六
二五　丁匠欠功條……二九七
二六　役丁匠條……二九八
二七　大營造條……二九八
二八　丁匠在役遭喪條……二九九
二九　蘗藍條……二九九
三〇　斟量功力條……三〇〇
三一　丁匠往復條……三〇〇
三二　丁匠死亾條……三〇一
三三　晝作夜休條……三〇二
三四　車牛人力條……三〇二
三五　諸國貢獻條……三〇三
三六　立牌坊里條……三〇六
三七　令條外雜徭條……三〇六
三八　仕丁條……三〇七
三九　飛驒國免庸條……三〇七

第十一篇　學令

一　博士助教條……三〇九
二　大學生條……三一〇
三　釋奠條……三一一
四　學生爲序條……三一三
五　明經教科書條……三一四
六　教授正業條……三一五
七　大經條……三一七
八　經書通讀講義條……三一八
九　分經教授條……三一九
一〇　考課等級條……三二〇
一一　通二經條……三二〇
一二　講說文才條……三二一
一三　算經條……三二三
一四　國郡司解經義條……三二三
一五　習字學生條……三二三
一六　學生請暇條……三二四
一七　輙不得使學生條……三二五
一八　禁音樂雜戲條……三二五
一九　學生忌服條……三二七
二〇　田暇授衣暇條……三二七
二一　被退校條……三二八
二二　合觀儀式條……三二九

第四卷

第十二篇　選叙令

一　應叙條……三三一
二　叙位大別條……三三二

三　任官大別條……三三三
四　應選條……三三四
五　叙任官條……三三五
六　行守條……三三六
七　禁近親採用條……三三七
八　在官死亾條……三三七
九　奏任進叙條……三三八
一〇　計考應進條……三四三
一一　散位條……三四六
一二　考滿應叙條……三五〇
一三　郡司條……三五一
一四　舍人史生叙任條……三五二
一五　郡司軍團條……三五三
一六　帳內資人條……三五四
一七　本主死亾條……三五五
一八　以理解者條……三五六
一九　帳內勞滿條……三五六
二〇　官人赴任條……三五七
二一　老人辭職條……三五七
二二　處勞條……三五七
二三　癲狂酒亂條……三五九
二四　散位庇蔭條……三五九
二五　位記紛失條……三六〇
二六　位記錯誤條……三六〇
二七　國博士條……三六一
二八　隨闕則補條……三六一
二九　秀才進士條……三六二
三〇　秀才出身條……三六二
三一　兩應出身條……三六四
三二　養嗣子條……三六四
三三　贈官條……三六四
三四　授位條……三六五
三五　蔭皇親條……三六五
三六　考滿應叙條……三六六
三七　除名應叙條……三六六
三八　五位以上子出身條……三六七

第十三篇　繼嗣令

一　親王諸王條……三六九
二　三位以上相續條……三六九
三　定五位以上嫡子條……三七〇
四　王娶親王條……三七一

第十四篇　考課令

一　內外官條……三七三
二　官員行狀事跡條……三七五
三　第一善德義條……三七七
四　第二善清愼條……三七九
五　第三善公平條……三八〇
六　第四善恪勤條……三八一
七　最條……三八一
八　神祇官條……三八二
九　納言條……三八二
一〇　辨官條……三八二
一一　中務條……三八三
一二　式部官條……三八三
一三　治部官條……三八三
一四　民部條……三八三
一五　兵部條……三八四
一六　刑部條……三八四

一七　大藏條……三八四
一八　宮內條……三八四
一九　彈正官條……三八五
二〇　京職條……三八五
二一　主膳官條……三八五
二二　衞府條……三八五
二三　雅樂官條……三八五
二四　主書官條……三八六
二五　主計官條……三八六
二六　主稅官條……三八七
二七　馬寮官條……三八七
二八　兵庫官條……三八七
二九　侍從條……三八八
三〇　監物條……三八八
三一　內舍人條……三八八
三二　次官條……三八八
三三　褒貶必當條……三八九
三四　判官條……三八九
三五　[illegible]官條……三八九
三六　主典條……三九〇
三七　文史條……三九〇
三八　內記條……三九〇
三九　博士條……三九〇
四〇　占候醫卜條……三九一
四一　曆師條……三九一
四二　市司條……三九一
四三　解部條……三九一
四四　太宰條……三九二
四五　國司條……三九二
四六　國掾條……三九二
四七　防司條……三九二
四八　關司條……三九三
四九　弁官考試條……三九四
五〇　兵衞考第條……三九五
五一　衞門考第條……三九六
五二　國郡司考課條……三九七
五三　國郡司係戶口增減條……三九九
五四　勸農餘功條……四〇〇
五五　官員闕負條……四〇一
五六　官員犯罪等級條……四〇二
五七　內外初位條……四〇三
五八　任二官條……四〇六
五九　大貳以下條……四〇七
六〇　內外官人條……四〇七
六一　遷考官條……四〇八
六二　官人犯罪條……四〇九
六三　殊功異行條……四一一
六四　家令條……四一三
六五　考外官條……四一四
六六　考郡司條……四一四
六七　國博士條……四一六
六八　考帳內貢人條……四一七
六九　考貢人條……四一七
七〇　秀才條……四一八
七一　明經條……四一九
七二　進士條……四二〇
七三　明法條……四二一
七四　貢舉人條……四二二
七五　貢人條……四二三

第十五篇　祿令

一　給季祿條……四二五
二　四季分給條……四二八
三　內舍人給祿條……四二八
四　行守給祿條……四二九
五　給祿停止條……四三〇
六　初任官給祿條……四三一
七　奪祿條……四三一
八　兵衞給祿條……四三二
九　宮人給祿條……四三二
一〇　食封條……四三三
一一　皇親條……四三六
一二　嫡以上條……四三六
一三　功封條……四三七
一四　寺不給食封條……四三八
一五　令條外特封條……四三八

大寶令新解　第三巻

第九篇　田令　凡參拾漆條

田制の法令なり。

[illegible]　○田は、義解に、五穀を植る地也とあり。説文に、穀を樹るを云ふ。釋名に、耕す處を田と云ふ。周禮に、穀は五種に宜し。鄭玄云く、黍、稷、菽、麥、稻とす。五穀の諸説は略す右五字は其種別の總稱と看なして可也。田は水田、火田の二種に大別す。

第一條　段町條

凡田。長三十步。廣十二步。爲段。十段爲町。段租稻二束二把。町租稻二十二束。

凡て田地の長さ三十間、廣さ十二間則ち三百六十坪を一段とす。三千六百坪を一町とす。一段の税は一斗一升にして、一町の税は一石一斗とする也。

[illegible]　○束は、十把にして一把の米が五合見積りなり。○步は、長さ六尺、但し五尺の時もあ

れ其其實數は今の六尺とす、故に今俗之を一間と云ふ、其六尺四方を歩又は一ト坪と云ふ也、
尙度量衡の委しきは第三十篇雜令に述ぶ、

第二條　田租條

凡田租、准國土收獲早晩、九月中旬起輸、十一月三十日以前納畢。其春米運京者、正月起運、八月三十日以前納畢。

凡て、田地の税は、其國々の收穫の早き晩きに準して、上納に遲速を許し、則ち毎年九月中旬（則ち今の十月）より、十一月の三十日迄に納め終れ、又た玄米は京都へ輸れ、京都へ送る米は、翌年正月より八月三十日迄に納め終れと云也、

【字解】○輸は送るなり、○舂米は玄米なり、

第三條　口分田條

凡給口分田者、男二段。女減三分之一。五年以下不給。其地有寬狹者、從鄕土法。易田倍給。給訖、具錄町段及四至。

大寶の時代にては、日本全國の地處は、悉皆官有にして、今の如く個人私有の地所なし、依りて、男には一人當り二段則ち七百二十坪、女は其三分の二則ち四百八十坪宛終身給はりて耕作出來得る事になりてありしなり、但し五歳以下の小兒は此潤富の恩には浴せざる也、而して、國郡により、人口の疎密ありて其田地に自然過剩不足を生ずる譯となり、故に田地多き則ち廣き國郡にても二段より餘分には渡すべからず、又は不足則ち少なき時は二段の內きらし渡して宜しい、又た瘠地にして年々耕作出來す隔年に耕作する地所は、二段の一倍則ち四段を給へよと云ふ、總て給渡方の始末は給渡次第一々其田地の境堺迄をも錄し置けと也、

【字解】○口分田は、各人に給渡の田地なり、○寬狹は、廣き狹きなり、一般地處の面積狹きも田地多ければ寬とするなり、地處廣きも、田地少なれば狹とす、○鄕土法は、其所のキマリなり、○易田は隔年に作る田なり、○四至は、其田の四方の堺を云ふ、

第四條　位田條

凡位田、一品、八十町。二品、六十町　三品、五十町。四品、四十町。正一位、八十町　從一位、七十四町　正二位、

六十町。從二位、五十四町。正三位、四十町。從三位、三十四町。正四位、二十四町。從四位、二十町。正五位、十二町。從五位、八町。女減三分之二。

本條は、五位以上の有位の人に給はる田地なり、

第五條　職分田條

凡職分田、太政大臣、四十町。左右大臣、三十町。大納言、二十町。

本條は、役料則ち役扶持にして、今の職俸とか云ふ如く、職務に就て給はる田地なり、但し解官し或は辭職等すれば、今の休職の如く、半減となる也、

第六條　功田條

凡功田、大功世世不絶。上功傳三世。中功傳二世。下功傳子。大功非謀叛以上、以外非八虐之除名、並不收。

本條は、國家に勳功ありし人に賜はる田地にして、凡て免租地なり、大功勳の家は永代祿とせり、上功は本人共四代の子孫まで給はり、中功は本人共三代の子孫まで、下功は其子まで給ふるなり、但し大功の人は、謀叛以上の大罪を犯さゞれば勳位職事功田沒收の事なし、中功以下の人は、八虐の犯罪に非れば、功田沒収せらるゝ事なしと云ふ也、

字解 ○功田の例として、最も多大の恩典に浴せしは、光明皇后の祖父なる、藤原鎌足公が此田百町を給はりしにあり、○八虐は、名例律に、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八罪也、而して功田の結末は、例之功勳ありし父が沒するの後、其子の兄弟姉妹四人あれば、四人共均一の分配給與となる也、

第七條　非其土人條

凡給田、非其土人、皆不得狹郷受。勅所指者、不拘此令。

田を給ふは、其土地の人でなければ、狹き郷土にて受くる事はならぬ、即ち歸化人、又は位田、職田の如きは、皆寛き郷土にて給與となるなり、但し勅令に依りて指定さるゝは此限に非ずと云也、

第八條　官位解免條

凡應給職田位田人、若官位之內有解免者、從所解免追。

其除名者、依口分例、若有賜田者亦追、當家之内、有官位及少口分應受者、並聽廻給、有剩追收、

凡て職務料や、位階料を給はり居る人が、若し解職免官となれば、右の料は取上げる事勿論であれ共、取り上げの後三年を經過せば、先きの位階より一等を下げて給田せよと云ふ也、例之は、正三位の位田が四十町、故に此人免官となれば三年後に一等を降して、正四位上に叙して、二十四町を給はる也、解官も亦同斷とす、而して除名となる人は、一般人民に同じく、口分田即ち一家内の男女各人に當る分だけ給はる而已、若し在官中特に賜りたる田地ある事なれば、其賜田は前項位田の例の如く追賜せよ、但し口分田は一般人民の六年に一廻宛ある班田の年と云ふて其班田の廻り來る年を待て給へよ、而して、此追給に於て萬一過剩に給與したるならば、ソレは發見次第取上げよと云ふ也、

字解　○解免は、解官と、免職也、○除名は、官位褫奪也、○賜田は、特別の恩賜の田也、○當家は、其家の戸籍と云ふ如し、○廻給は、班田の年を待也、○有剩追收は、過剩の廻給は後日徵收すると云ふ事、剩は剩の如し、

第九條　　應給位田條

凡應給位田、未請、及未足而身亡者、子孫不合追請、

位階料として給はるべき田地を、種々の都合にて給はりの遲き時とか、又た不足して給はりて本人死亡するとかの場合に於ては、其遺族の子孫が之を追願して請くる事はならぬと云ふ也、

字解　○合はベシ也、○應も亦ベシ也、

第十條　　應給功田條

凡應給功田、若父祖未請、及未足而身亡者、給子孫、

本篇第六條の如き功勳ある人が、功田を給はるべき筈の處種々の都合にて、其給はりの遲れたとか、又た給はらぬ間に本人死亡せば、子孫に給與せよと云ふ也、

字解　○功田、は前述の如く、免租の田地なれ共、耕作人に於ては所有者即ち功田を有する家へは一般田租又は附帶する調及庸等の義務はあるけれ共、所有者に於ては政府へ租税は納めぬ事である、

第十一條　　諸國公田條

凡諸國公田、皆國司隨鄉土估價賃租、其價送太政官、以充雜用、

諸國の公田は、皆な地方官に於て、各地方の時價を以て農民に一年限りの契約を以て貸し與せよと云ふ也、而して其作穫等は太政官へ送れ、太政官は之れを雜用の費に充つる也、

字解 ○公田は、單に公田中の剩餘田とすべし、口分田、位田、職田、等皆公田とす、○估價は、賣直段と云ふ如し、○賃とは、耕作の前則ち春期に於て、前金に稅に當る分を取るを云ふ、租は一般の租と同く、秋時收穫の上、一反に付き二束二把と云ふ如く稻を收むるを云ふ、此一年限りの卸し田を解して地子と云ふ也、

第十二條　　別勅賜田條

凡別勅賜人田者、名賜田。

字解 ○賜田は、特別の勅命に依りて賜はる田なり、例之は、日本紀略に延暦十七年九月乙丑の條にある如く、越後の國の田地二百五十町を、三品朝原の內親王に賜ふ、又た、三代實錄、元慶三年六月二日丙寅の條に、三河國寶飫郡の荒廢田、一百町を孟子內親王に賜ふて一身田と爲すとある如し、

第十三條　　寬鄕田條

凡國郡界內、所部受田、悉足者、爲寬鄕。不足者、爲狹鄕。

凡て一國一郡の內にて、農民が受作する田地が充分あり餘る程の郡をば、廣き鄕とせよ、其不足する地方をば、狹き鄕とせよと也、

第十四條　　狹鄕田條

凡狹鄕田不足者、聽於寬鄕遙受。

前條の如き田地不足の狹き鄕にては、隣郡の廣き鄕にて受作する事を許せと云ふ也、

第十五條　　給園地條

凡給園地者、隨地多少均給。若絕戶還公。

桑や漆を栽植する地所を給はる事は、地面の多少に隨て各人均一に給へよ、若し一家斷絕の場合は、其地所を管轄廳へ返還させよ、但地所をば絕戶前に於て、自家が作れなくなりて他家へ貸り渡し則ち代作さして居る者や、又た一戶內にて一人にても存在する時は返地さするに及ばぬと云ふ也、地處割當の數量は下條を參考すべし、

字解 ○園地は、桑漆を栽ゆる地所、但し宅地も含有する者と看做すべし、

第十六條　　課桑漆條

凡課桑漆、上戶、桑三百根、漆一百根以上、中戶、桑二百

根、漆七十根以上。下戸、桑一百根、漆四十根以上。五年種畢。郷土不宜、及狭郷者、不必満数。

家族の最も多人数の家には、桑の木三百本、漆の樹百本以上、中等人数の家には、桑二百本、漆七十本、少数家族の家には、桑百本、漆四十本以上を五年の間に於て、夫々分配しある園地に植させよ、若し其地方に由て、土性適當せざるとか、或は地所の少き郷にては必ずしもコレだけ植さするには及ばぬと云也、

[illegible] ○上中下戸等は、法文に其戸級九等は見へざれ共、上の上、上の中、上の下と云ふ如くに九級ある者として、植樹も亦其數に等級あるものと推知すべし、凡て臨時人口調査の事は、郡吏等に於て定むる也、第二編六十八條謀律集、第十四篇考課令の第五十二、五十三、五十四條等参考して可也、○課は、コヽではオホスとす、負擔と云ふ如し、

第十七條　　宅地賣買條

凡賣買宅地、皆經所部官司、申牒、然後聽之。

凡て宅地を賣買する時には、所轄の役所に届出て後に許せ、今の登記所の如し、後日爭論を生ぜざらしむる為也、

第十八條　　因王事沒落外蕃條

凡因王事沒落外蕃不還、有親屬同居者、其身分之地、十年乃追。身還之日、隨便先給。則身死王事者、其地傳子。

公用にて、外國に往きて還らず、其生死不明の者、或は其家に親屬が同居して居るとか云ふ時には、其本人に當り有りし口分田、又は位田とか、職田とか云ふ田地は、十ヶ年に滿たざれば采返するな、又た本人歸國したと云ふ時には、便宜成るべく早く給與せよ、若し戰爭等の場合にして、此の如き事あらば、其田地は其子供に傳へよ、本人一人にして家族なく、親屬同居の時は、五等親以上の者ならば、其子の代りに親屬に與へよと云ふ也、

[illegible] ○王事は、朝廷の御用と、戰爭の用とを含めり、第八篇、戸令の第十六條にある外蕃に沒落云々の法文とは、其意を異にせり、戸令の方は普通人の普通事とすべし、

第十九條　　賃租條

凡賃租田者、各限一年。園任賃租及賣。皆須經所部官司、申牒、然後聽。

本條は、第十一條と十七條を併合したる如きの條なり、凡て公田中の餘剩田を賃し作らする時

は、皆一年極めとすべし、桑漆を植ゆる園地は、既に耕作し居る者より隨意に他人に小作又は賣渡してよろしい、然れ共皆其所轄の役所に出願したる後に許せと也、

第二十條　從便近條

凡給口分田、務從便近。不得隔越。若因國郡改隷、地入他境、及犬牙相接者、聽依舊受本郡。無田者、聽隔郡受。

各人に割當給與の田地は、成べく本人住居附近便利の地を以てせよ、甚しく離隔さするな、若し國郡廢合區劃改正等の事あり、他府縣他郡に入りしとか、又た餘りに入會地同樣犬牙錯雜するならば力めて舊地を耕作するやうにさせよ、又た田地不足或は無き時は隣郡にて給せよと也、

字解 ○改隷は、管轄區域改正也、○犬牙は犬の牙の出入たる如きを云ふ、○隔郡は、隣郡を云ふ、

第廿一條　六年一班條

凡田六年一班。神田、寺田、不在此限。若以身死應退田者、毎至班年、則從收授。

凡て班田地は、六年毎に一回改め渡すのである、但し神領及び寺領の如きは素より免租の田地故に、此班田の規則外とす、若し口分田割當を得て居る人が、六年の始めに於て死去する共、次回の班田則ち分田期までは其家族は其家にて耕作し居らるゝと也、

字解 ○班田は、口分田でも其他免租田に非ざる田地は大抵此法則に洩れぬ、其下々調査等の事は地方官にて悉皆整理すれ共、官府より、班田使と云ふ役人を巡察さする也、○退田は、田を返上するを云ふ、法文にある如く作人等死去せば、返上する也、但し班田の翌年死亡するも次回班田の年迄は返上せざる也、故に男女の子供が六歳になれは口分田を給はるのであれ共、班田の年に五歳なれば、次の班田期までは給はる事の出來ないのである、○收授は、死亡者の口分田を取り上げ、又た新たに給はるべき六歳以上の男女に授け與ふるの義也、

第廿二條　公田返還條

凡應還公田、皆令主自量、爲一段退。不得零疊割退。先有零者聽。

前述の如く凡て給り居る、口分田と云ものは、一家內に數人若くは十數人もあるのであるから、其內チ一定の年限に於て官府へ返さねばならぬ田地が出來てくる、其時には、家主自ら測量して一段〳〵に纏めて返せ、必ず零碎なる坪數にせぬやうにせよ、但し先前より零碎の田地にて

わりし處は致方がないと云ふ也、

[illegible] ○逃は、逐還也、○零疊は、零は一位以下の數にして、疊はアチラこちら加重するを云ふ、○劑逃は、ワリ返す也、

第廿三條　　班田條

凡應班田者、每班年、正月三十日內、申太政官、起十月一日、京國官司、預校勘造簿、至十一月一日、總集應受之人、對共給授、二月三十日內使訖、

凡て田地を班ち給はるは每六年の更正であるが、班田年の前年の十月一日より、十一月一日迄、約三十日間に於て、京都及び地方當局者が、豫め分田帳や戶籍を調查して新帳を作り、之をば正月の三十日迄に、太政官に申達する也、而して十一月一日より翌年二月の三十日迄に給はるべき者共を其村々へ集め、當局者が出張して直接に授け終ると云ふ也、但し地方に於て戶籍簿の更正は、此分田年より一ヶ年前に調整し了る事にしてある也、

第廿四條　　授田條

凡授田、先課役、後不課役、先無、後少、先貧、後富、

凡て分田を授くるに先後を心得よ、例之は、課役を出して居る家にして田地無き者を第一とせよ、又た課役を納め居るも、法規通りの田地を作らず甚だ少なき者を第二とす、又た課役を納め居るも、其家貧なる者を第三とす、次に課役を納め居て家富める者を第四とす、又た課役を納めざる者にして田地なき者を第五とす、又た不課役にして田地少なき者を第六とす、又た不課役にして一家貧困の者を第七とす、同く不課役にして一家富裕の者を第八とす、と云ふのである、

[illegible] ○課役は、人頭税共云ふべき税にして、成年の男子が每年十日宛官府用に身體を使役さるゝを云ふ、若し之を免れたき時は其代りに調の品物則ち絹や麻布等を以て代納する也、委くは、第十篇賦役令に述ぶ、

第廿五條　　田有交錯條

凡田有交錯、兩主求換者、經本部、判聽除附、

凡て田地の耕作人が、相互に地所耕作上錯雜して作る事あり、互に不便なるを以て、耕作者同士に於て、交換せんと欲せば、其由を村長に屆出でよ、屆を受たる村長は、其由を反別帳に登し記けと云義也、

第廿六條　官人百姓條

凡官人百姓、並不得將田宅園地、捨施及賣易與寺。

凡て官員及び人民に於て、自分所有の田園宅地を寺院に施し、又は賣易て寺に寄附する事はならぬと云ふ也、因に續日本紀、天平十八年五月庚申の條に、總ての寺院が人民の墾田、及び園地を競買して永く寺の所有とする事を禁ずとあり、但し奴婢牛馬は此限に非る也、

字解 ○捨施は、布施の如し、○賣易は、賣却及び貿易也、

第廿七條　官戶奴婢田條

凡官戶奴婢口分田、與良人同。家人奴婢、隨鄉寬狹、並給三分之一。

凡て役所に使ふ處の官戶及び奴僕下婢は、賤民籍の者なれ共、良民則ち公民に同く、一人前の男子には二段宛の分田を給へ、而して公民が使役する處の家來及び奴婢は、郡村の廣狹に由れ共、先づ三分の一則ち二百四十坪宛給與せよと云ふ也、但し官の奴婢等の分は不稅なれ共、民家の私用奴婢等は否らず、不稅田は神田寺田の如し、尙ほ寺々の奴婢には給與するに及ばぬと也、第二篇職員令第四十九條官奴司第八篇戶令の第卅五、卅六條參看すべし、

第廿八條　水害條

凡田爲水侵食、不依舊派、新出之地、先給被侵之家。

凡て田地が洪水の爲に侵食破壞せられたる時に、舊派則ち被害の河岸に依らず、對岸に新たに地所が出來て、其地所が耕作する事の出來得るならば、六年目の分田期年を待たずして被害者に給與せよ、但し對岸地は、管轄違の地ならば出來ぬと云也、

字解 ○食は、乘力、及び實職の切にして音蝕也、蠶が桑葉を喰ふ形ちに基きたる意にて、日食、月食の食の如し、○舊派は、舊支流と云ふ如し、

第廿九條　荒廢田條

凡公私田荒廢、三年以上、有能借佃者、經官司、判借之。雖隔越亦聽。私田三年還主、公田六年還官。限滿之日、所借人口分未足者、公田則聽充口分。私田不合。其官人於所部界內有空閑地、願佃者、任聽營種。替解之日還公。

本條は、新開及び荒蕪地開拓の法令なり、凡て公田とて、職田、功田、又た私田とて、位田、賜田、口分田、墾田等の三年以上も荒れ果て居る田地がありて、ソレをば借りて耕作せんとす

る者あらば、當該官廳に屆け斷らして貸せよ、若し甲郡の者が、乙郡の荒廢田地を借作せんとならば是亦許せ、但し私田は、三年にて一ト先づ前持主に還せ、公田は六年にて是亦一ト先づ官に還させ、然して耕作中に班田の年が廻り來るも、期限内なれば取上る事はならぬ、其代りに地子として、小作米則ち作穡米を納めさせよ、サテ滿期に至り、借作人の給るべき口分田が不足の時あらば、其公田は口分田に宛てる事を許せ、然れ共私田は否らず、又た地方官員及び人民が居住附近に於て不毛未開の地所を開墾せんと願へば、隨意に開拓を營ませ、耕耘して穀類を殖させよ、是等は永代私田として取扱へと也、但し現耕作人が廢業に替らんとする日には、其筋へ還させよと云ふ也、

【字解】　○佃は、作り田也、○踰越は、踰り越るにて則ち都違ひと云ふ如し、○官人は、國及び郡の官員也、○空閑地は、未開の明キ地也、○營種は、開墾を營爲し、穀物を植ゆるを云ふ、

參考として、續紀九卷十二張の右、養老七年（紀元一三八三）夏四月辛亥、太政官の奏に云く、此頃人民より田地の不足を告るから、願くは全國に布令して、田園の開墾を勸奬せしめ、其新たに溝沼用水等を新鑿して、開墾を營む者には三代の間給はり使へしめよ、若し從來有る處の舊溝沼用水等に依りて開墾した者には、一代の間給ふとあり、此他同意義の詔勅は、則ち、續日本紀、天平元年十一月癸巳の條、同十五年五月乙丑の詔書、同書天平神護元年三月丙申の勅書等枚擧に遑なしとす、

第卅條　　　論田條

凡競田、判得已耕種者、後雖改判、苗入種人、耕而未種者、酬其功力、未經斷決、強耕種者、苗從地判、

本條は、論田を裁判する法令也、サテ論田を斷り得て既に耕作し居る者が、後に裁判上、敗訴となりたる時は、其作穡米は現耕作人に渡せ、正稅は勝訴者へ渡せ、勝訴者より其筋へ納むるものとす、又た耕耘のみして未だ播殖せざれば、其勞力賃を渡せ、又た未だ判決を經ずして、強に耕作し居れば、其作穡は地所に從て判決せよと也、

【字解】　○競田は、論田にして、爭ふ田と云ふ事也、○改判は、再審判と云ふ如し、○苗は、小作米則ち作穡米と看做すべし、

參考としては、法曹至要抄卷之中、第四第十四條、及び裁判至要抄の第四條、外に講令備考に續日本紀卅二卷三丁左天平寶字四年八月甲子の條を引證しあれ共、本條に適當ならずと思ふ也、

第卅一條　　　在外諸司職分田條

凡在外諸司職分田、大宰帥、十町。大貳、六町。少貳、四

町、大監、少監、大判事、二町、大工、少判事、大典、防人正、主神、博士、一町六段、少典、陰陽師、醫師、少工、算師、主船、防人佑、一町四段、諸令史、一町。史生、六段。大國守、二町六段。上國守、大國介、二町二段。中國守、上國介、二町。下國守、大、上國掾、一町六段。中國掾、大、上國目、一町二段。中、下國目、一町。史生如前。

凡て京都外の諸役所の諸官員の職俸田は、太宰の帥に三萬六千坪を給せらる、以下之に准じて特に解を要せず、但し官名は第二篇職員令の各條を參看すべし、

參考としては、類聚國史の第八十四卷、延暦十七年六月乙酉の勅、主税式の國司處分公廨差法の條、或は民部式の遙授國司不給公廨田の條、或は、續紀天平寶字二年夏五月丙戌太宰府の言上等あり本法文の實行史實の證例に過ぎざれば茲に略す、

第卅二條　郡司職分田條

凡郡司職分田、大領、六町。少領、四町。主政、主帳、各二町。狹鄕不須要滿此數。

凡て郡長始め、郡書記等の職務料は、郡長に二萬一千六百坪、以下之に準じて給はるなり、然れ共、小郡則ち田地寡き所は、必しも此數量を滿すに及はぬと云ふ也、

【字解】○大領は、郡長、小領は次官、主政は判官、主帳は書記の如し、

參考としては三代實錄、貞觀七年八月巳酉太政官の布達あり、

第卅三條　驛田條

凡驛田、皆隨近給。大路、四町。中路、三町。少路、二町。

諸道各驛補助の爲に驛料として田地を給付せらるゝが、皆其驛の附近に於てせよ、而して最も往來の頻繁なる驛には、一萬四千四百坪、中等の往來驛には、一萬八百坪と云ふ也、

【字解】○驛田は、驛田より收獲する米を以て、驛家則ち驛に關する役人の給料驛家の費用、驛馬の購買費、人足賃、等に充つる爲なり、　大、中、小路は、今で云へば國道、縣道、郡道の如し、然れ共コヽは皆國道也、委くは、第廿三篇廐牧令の第十六條にあり、

第卅四條　職分田交代前後條

凡在外諸司職分田、交代以前種者、入前人。若前人自耕

未ㇾ種、後人酬㆓其功直㆒。闕官田、用㆓公力㆒營種。所ㇾ有當年苗子、新人至日、依ㇾ數給付。

（六二）

地方官の職俸田は、交代以前に挿秧したる物ならは、前任官に納め、若し前任者自ら耕作して居るので、耕した計りにて、未だ挿秧せざる時ならば、後任者より其工手間を渡すべし、又た缺員にして本田の主なき時は、官府に於て傜役とて官府人足を以て耕作させ、併し其年の收穫米の地子は、新任官の着任の上月數によりて割當せよ、但し後年の正月に新任者着任せば、前年の作穫は給與すべからずと云ふ也、

字解 ○交代は、昔の地方官は、四年とか六年とか年限一定ありし故此の如く云へり、但し郡官は否す、○前人は、前任者也、○功直は、シゴトの價也、○公力は、官府の人足、○營種は、コヽでは單に耕作植付とすべし、○闕官田は、給與すべき官員の缺けたる時の職田也、○苗子は、作穫米なり、

參考として、杜氏通典卷二、食貨田制の下に唐の開元令を引用し、政事要略五十三卷に交替式に、太政官の布達に在外官員に職田及粮を給ふの條、及び續紀天平十一年秋七月甲辰の詔書等あれ共、新解上の必要を認めざれは掲載を略す、

第卅五條　外官新任條

凡外官新至ㇾ任者、比ㇾ及㆓秋收㆒、依ㇾ式給ㇾ粮。

新任の地方官が、任所に到着し、其時期秋前ならば、米の收穫時迄公粮を給與せよと也、例之は、府縣の知事の職田が假りに二町とすれば、此收穫稲一千束則ち玄米二十五石なり、六月赴任せば、其年内の六ヶ月分則ち拾貳石五斗を給せらると云ふ如し、

字解 ○外官は、京都以外の官と云ふ如し、故に今俗云ふ所の地方官の如き也、○比は、頃也、○式は、細則にして今詳かならず、○粮は、糧也、今云ふ飯米也、

參考として、石川本集解　十二の廿八張左より廿九張の右にある、和銅五年五月十六日の格を抄錄せんに、長次官の如きは、毎日の給粮として、米二升、酒一升、屬僚は米一升、酒八合乃至五合とある、寶龜三年六月廿日格、又た大同三年六月六日格、延暦廿四年三月廿四日令、又た令抄に私記に云くとして、養老八年の格とあり、共に前卅四條と參照すべし、呂保云、養老八年二月神龜と改元す、則ち聖武天皇卽位の月也、

第卅六條　畿內置官田條

凡畿內置官田、大和攝津各三十町、河內山城各二十町。

（六三）

毎二町配牛一頭。其牛令一戸養一頭。謂中中以上戸。

本條は、供御の食米を作る田地に就ての法令也、五畿内にて、大和攝津各三十町、河内山城に各二十町、宮内省御用の官田を置き、二町毎に、一戸に牛一頭宛飼養せしむ、但し飼養の家は、中の中以上にして、富裕の家を選任すと也、作人は雜徭と云ふ、人夫則ち一年數十日雜徭は之れを免せらるゝ事とす、

【字解】○畿は、圻也、疆也、說文に、天子千里、地遠近を以て之を言ふ時は畿と云ふ、王畿、邦一、九一等いへり、古は王國千里を王畿と云ふ、之よりサキは五百里毎を一畿とすともあり、皇城に近接と云ふ如し、○官田は、宮内省の御用田にして、租稅を納めざる長田なり、御稻田共稱して供御の食料を造る田也、

參考としては、集解に靈龜三年の格あり、講令備考に民部式に曰く、凡官田は山城國に廿町、（宮内省の營八町、園池十二町）云々下略す（主稅式の官田穫子の條、政事要略五十三卷等）

第卅七條　　　　役丁條

凡官田、應役丁之處、毎年宮内省、預准来年所種色目、及町段多少、依式料功、申官支配。其上役之日、國司仍准

役月閑要、量事配遣。其田司、年別相替。年終、省校量收獲多少、附考褒貶。

本條は、供御の食料田に關る品目、反別の數量、當局の事務、年末賞與等に係る法令にして、凡て此供御田を耕作するに就て入用の農夫を使役するに、宮内省に於て、翌年の種穀々目、及び反別の多少に準じ、別式に依りて人工を料り官に申達して支配すべし、其作人の業を採る日は、地方係り官に於て、月の繁閑に准じて、見計ひの上配置し遣せと也、此等を直接に監視するものは、宮内省中の下級にある使部の内にてするのであるが、此役人は毎年取替へよと云ふ也、年末に至れば、本省に於て、當年收穫の增減多少を調査して、成績の良否に依り、係りの者共に賞與し或は一方ならざる不成績不都合の事あらば、貶さるゝ事もありと知るべし、

【字解】○役丁は、雜徭の農夫を云ふ、○色目は、種又は品目の如し、例之は粳、糯、何々稻を云ふ、○式は、今はなし、○功は、勤也、○上役は、仕事に上る也、○役月は、シゴトの月を云ふ、○閑要は、閑暇とせはしの如し、例之は、閑月は、正、二、十、十一、十二にして、要月は、三、四、五、六、七、八、九月也、○田司は、大抵宮内省の雜使にて務むると云ふ、○校量は、調查の如し、

大寶令新解　巻之三

第十篇　賦役令　凡參拾玖條

本篇は、年貢及び義倉、獻上物に關するの法令也、

新解　○賦役の賦は、チカラと訓み、税の準也、故に田賦を田力と云ふ、民の力より出しに因る、正税、一名大税をオホチカラと云ふ、主税をもチカラと訓めり、物成、年貢、收納、租税、大數、ミツギ等皆異名同義と看做して可なり、說文に斂也、尚書禹貢に、厥賦は惟れ上の上錯れり、傳に、其土地に生產する所の物を天子に供するを謂ふとあり、役は、使役にして、造役、兼傜、兵役の類身體を以て年貢として使はるゝなり、

第一條　諸調條

凡調、絹、絁、絲、綿、布、並隨鄉土所出。正丁一人、絹、絁八尺五寸。六丁成疋。長五丈一尺、廣二尺二寸。美濃絁、六尺五寸。八丁成疋。長五丈二尺、廣同絹絁。絲八兩。綿一斤。

布二丈六尺、並二丁成絇屯端、端長五丈二尺、廣二尺四寸。其望陁布、四丁成端、長五丈二尺、廣二尺八寸。若輸雜物者、鐵十斤、鍬三口、每口三斤、鹽三斗、鰒十八斤、堅魚三十五斤、烏賊三十斤、螺三十二斤、熬海鼠二十六斤、雜魚楚割五十斤、雜腊一百斤、紫菜四十八斤、雜海藻壹百六十斤、海藻一百三十斤、滑海藻二百六十斤、海松一百三十斤、凝海菜一百二十斤、雜腊六斗、海藻根八斗、末滑海藻一石、澤蒜一石二斗、島蒜一石二斗、鰒鮓二斗、貽貝鮓三斗、白貝葅三斗、辛螺頭打六斗、貽貝後折六斗、海細螺一石、棘甲蠃六斗、甲蠃六斗、雜鮨五斗、近江鮒五斗、煮鹽年魚四斗、煮堅魚二十五斤、堅魚煎汁四升、次丁二人、中男四人、並准正丁一人、其調副物、正丁一

人、紫三兩、紅三兩、茜二斤、黃連二斤、東木綿十二兩、安藝木綿四兩、麻二斤、熟麻十兩十六銖、蔂十二兩、黃蘗七斤、黑葛六斤、木賊六兩、胡麻油七勺、麻子油七勺、荏油一合、曼椒油一合、猪油三合、腦一合五勺、漆三勺、金漆三勺、鹽一升、雜腊二升、堅魚煎汁一合五勺、山薑一升、青土一合五勺、橡八升、紙六張、長二尺、廣一尺、筐柳一把、七丁、席一張、苫一張、鹿角一頭、鳥羽一隻、砥一顆、二丁、簀一張、三丁薦一張、十四丁、樽一枚、受三斗、二十一丁、樽一枚、受四斗、三十五丁、樽一枚、受五斗、京及畿內、皆正丁一人、調布一丈三尺、次丁二人、中男四人、各同一正丁、

本條は、調と云ふて、現今謂ふる處の戸別税に相當する税なり、民家にて、一人前の男子即ち正丁ある家に、賦課さるゝ正丁の數に依て、多少を異にす、又た諸税は、國々の土地により、

實際一定の物品を上納さする譯には非らず、故に山村ならば、山年貢として、即ち染料、藥品、食料菜蔬、漁村ならば、海年貢として、即ち藻苔、魚介の類、村里ならば、畑年貢として、園圃の菜蔬、工業家ならば、工作品即ち柿、漆の類、其數量の標準は、總て絹、絁、糸、布に則り、一人前の男子は如何程と云ふ數量の額を定む、例之ば絹で納むる正丁二人一家にあるとすれば、其家の調が年額絹一丈七尺とす、更に中男、次丁即ち老少の男女あらば、夫々折算して納むる也、故に山海の村落民家は、皆悉く前記の雜事雜物、絲、綿、布に比較算定して上納するもの也、而して此他に、正丁即ち一人前の男子而已に課する、今で云へば、附加税の如き、調の副物なる物を上納する規則である、本條法文中にある如く正の調に准せり、但し京都と畿内丈けは、特に末文に別記せり、本條は一々句項を逐て新解を連續さするより、字解として、要點を摘出する方が便利と思へり、但し度量衡の如きは雜井篇、雜令の第一條に述ぶ、

字解　○調は、成形圖說卷之六に、古今要覽を引き律に租庸調の法を定む、田あらば租あり、身あらば庸あり、戸あれば調あり、と故に調は今云ふ戸別割即ち軒別割にして、ツギ又はミツギ即ち貢調と訓む也、○絹は、キヌ、又たカトリ（縑）と訓すれ共、其實、紬、絹、綾、羅、等の文字の如く音便の轉用なり、キヌは音ケンの轉なり、故に竹取物語にケヌと云へり、本條の絹は、練らざる白羽二重とす、而して生絲の細き太き絲の左右撚調、織文の種々、彩色染の如何に由

りて、種々の名稱文字を異にする也、○絁は、アラキヌ、又アシキヌ或はフトキヌにて今俗に云ふ紬、又はフトギヌと云ふ類也、○絲は、今の生糸也、○綿は、今云ふ眞綿也、○布は、麻布及び木布なり、○兩は、現今の約拾匁目にして八兩は半斤即ち八十目也、○斤は、今の百六十目、○約は、生絲に稱ふる一斤を云ふ也、○一屯は、綿に稱ふる名にして、二斤即ち三百二十目也、○端は、昔は絹に稱せず麻布木布だけの稱へにて、絹には匹のみ稱へり、五丈二尺を一端とす、此法は各時代にて差異あるなり、○望陀布は、上總國望陀郡の產出する木布麻布なり、○鍬は、今俗クハと云へ共、其實鋤にして、昔は今のクハはなし、恰も今の大工が使用する鉋の如く、今の鉋は三百年來の製にて、使用の際は手元へ來くなり、昔の鉋は、俗に云ふ鑓鉋とて、向ふへ押し遣る也、故に古代は押遣りの器の多かりしに、今は手前へ引く器も出來たり、但し構造の上に少差ある而已、○三口は、三挺三人前と云ふ如し、○毎口三斤は、一人に就て、鍬用の原料なる鐵四百八十目と云ふ也、○鰒は、アハビにて、一名鮑、一名石決明、尙異名多し、○鰈は、埼本にツビと傍訓し、義解に、蜯（蛤）の屬とす、蚌の俗字にして蛤なり、ツビは、紫貝類の總稱と看做して可なり、○熬海鼠は、一名海參、一名海男子、一名くろ物、一名熬海鼠、ナマコを一夜煎蒸して乾燥したる物なり、今は串にさしたるを串コと云、コは海鼠の略稱也、○煎汁は、谷川士清の栞に由れば、スハエツリのエツを似したるものとせり、後世文字に依て

世俗ソハツと云ふ、魚肉を堅割りにして乾したる物をいへり、吾妻鏡に、佐々木盛綱が越後の國を領せし時に、源頼朝に鮭のスハヤリを進呈せしに、頼朝自筆の一紙を折敷に挿ひたり、其國詩に、待居たる人の情もすはやりのわりなく見ゆる心さし哉、と咏せり、○雜腊は、今の乾魚の如く、丸干、又は二枚に割りて干したる物也、○紫菜は、今の淺草海苔の種類にして諸國に産す、○雜海藻は、種々の布の類の總稱也、○海藻は、若布とす、今は志摩や、鳴門の和ソカメを上等とす、○滑海藻は、アラメ也、○海松は、水松にてミル也、○凝海菜は、心天草一名心太、又た底天草共かく、○雜腊は、鳥獸の乾肉也、○海藻根は、今云ふメカブにして、海藻類の根莖なり、之を乾燥し粉末にして、俗に若布トロロと云ふて賞味す、○末滑海藻は、俗に搗布と書す、荒布に酷似す沿海諸國に産す、今は遠州相良産を以て上品とす、久貯に堪ゆる性質あるを以て、備荒饑饉の用に供せり、悉くは陶山鈍翁の有用藻譜の第十四號に載せたり、○澤蒜は、ノビルとす、○島蒜は、アサツキとせり、愚按するに此蒜類中には今云ふラツキヤウもチヨウロギもあらん、○鰒鮓は、アハビのスシ也、愚按するに、此條に載する凡てのスシは、現今田舍人の所謂ナレスシにして、三府人の云ふスシに非ず、三府人のスシは田舍人は大抵之を早鮓と稱す、延喜の民部式、宮内式等にあるも亦推知すべし、○貽貝鮓は、イカヒ、一名黑貝、一名淡菜、一名東海夫人、俗言オマンコ貝にして、女陰に酷肖す、キンコは男勢に酷似するを以て海男子の名を冒せしと同一なり、○白貝菹は、白き蛤の肉に、春榆のアマ皮の乾燥末又は子實を伍して鹽にて漬たるものにして粘滑的舌ズミリ宜からむ、○辛螺頭打は、ニシのカフチ、イカヒのシツヲリ、カフチは串子の類ならん、シツ折は貝尻に穴を穿ち貝を附ながら作るなり、○海細螺は、シタタと訓せり、伊勢のゼヾ貝との說あり、榮螺又はニシ貝の細小なる物の如し、○棘甲蠃は、ウニ(雲丹)也、○甲蠃は、ウニのキモ也、○雜鮨は、種々のスシ、鮨は鮓也、鱒、鮒、年魚、鯖、鰺等のなれ鮓の類、○煮鹽年魚は、鹽煮の年魚なり、○煮堅魚は、今のナマリ節の類、○堅魚煎汁は、今のセンジなり、以下調の副物、○紫は、染草にて紫根なり、○紅は、紅花なり○茜も亦茜根を採取して、染料とする也、○黃連は、陰崖に生じ藥用とす、○東木綿は、綿花纖維にて紡績したる現今の金巾の如き物に非ず、今云ふ、木布の如くカヂの木穀の木則マダの木類等の木纖維を以て織たる物なるべし、○熟麻は、ニヲと訓みて、麻苧を煮たる練麻を云ふ、○葈は、ケムシと訓す、今俗カラムシと云ふ、○黃蘗は、キハダにて山中大木多し、染藥兩用品なり、○黑葛は、ツヾラと訓せり、漢防已にして青ツヾラと云ふ、菁藤蔓類也、今俗使用する納したるアケビカヅラの提籃用にする如く今は袖垣用の繩、土瓶の釣、土瓶敷、等に應用せり、○木賊は、トクサにて磨工用に供す、○麻子油は、アサのミの油、○蔓椒は、ホソキの油と訓めり、犬山椒の實より搾取したる物也、○脳は、義解に、

馬の鞍褥とあれ共、多くは鹿の脂皮皆と云ふ。○金漆は、コシ油と訓して、金色塗料とせり。延喜式工事解巻之一に、和名抄に開元式に、本草綱目に、大明一統志に云ふ、朝鮮にも赤黄漆樹あり、樹液を採取して金色に塗り、以て装飾又は銅鐵器具の錆止とすとあり。○青土は、ソニと訓む、ソニはもと青色の鳥なりと、依て名づけたる也、其鳥未詳、染料の土とす。○橡は、ツルバミと訓むクヌギ即ち櫟実也、大抵衣服の染料用とす、蓋し「タンニン」酸を含有するを以て也。○六破は、今俗六丁と書く、共に六葉又六枚の事也。○簀柳は、ハコヤナギと訓む、今俗云ふ行折柳にして、昔は薹即ち三方、折敷等を製り今は蒸籠、櫃、行李等の器具を作る原料とす。○席は、ムシロと訓み、藺又は稲の藁、蒲類の茎、等にて織りし物也。○苫は、茅類にて造りて、舟の屋形及び屋根の雨覆に供す。○鹿角一頭は、鹿の角二本を云ふ也。○鳥羽一隻は一具と云ふ如く両翼也。砥一顆は、砥石一個なり。○薦は、コモにて、筵の粗雑の如し。○簀は、蘆又は竹にて造るスノコ也。○樹一枚の、枚は、マイ又はバイの音にて个也。前漢書五行志に、宮中の樹七圍以上十六枚を抜くとあり。故に一枚は、一本又は一個に同じ。

第二條　　調皆隨近條

凡調皆隨近合成。絹、絁、布兩頭、及絲、綿、嚢、具注國郡戸主姓名、年月日、各以國印印之。

凡て調の品は、皆其郡内最寄々々にて纏め、絹、絁、木布繊布の如きは、両端を袋に入れ、絲や綿は全く袋に入るべし、而して其袋には、某國某郡某村戸主何誰及び年月日を記すべし、各國郡にて國の印を押捺せよと也、但し二戸合納の際は二戸の姓名等記入する事、餘の雑品も之に準ずる者とすべし。

〔字解〕○両頭は、両端也。

第三條　　調庸條

凡調庸物、每年八月中旬起輸。近國十月三十日、中國十一月三十日、遠國十二月三十日以前納訖。其調糸、七月三十日以前輸訖。若調庸未發本國間、有身死者、其物却還。其運脚均出庸調之家。皆國司領送。不得僦勾隨便糴輸。

凡て調庸の品物は、每年八月中旬より上納させ、京都附近の國々は、十月三十日、中國は十一

月三十日、遠國は十一月三十日迄に納了させ、其內調の糸だけは、七月三十日限り上納、これは蠶養而已飼養時代の事故に、蠶糸製了未済の時期を計りし也、若し稅品が納人の本國より、未だ發送せざる內に、納人死亡せば、稅品をば納人へ返付してやれ、但し發送し途中にある時は否らず、總て稅品は、納人より郡役所へ送り、郡役所より縣廳へ送り、縣廳より京都の大藏省へ納むる也、其運送費用は、一切納人等の各自負擔たり、又た、地方官に於て、本人納稅品の代りに、代物を納人より請取りて便宜上納する事はならぬと也、

字解　○輸は送る也、○近國は延喜式廿二卷、民部省の上を見れば左の如し、伊賀、伊勢、志摩、尾張、參河、丹波、因幡、備前、阿波、紀伊、讃岐、近江、美濃、若狹、但馬、播磨、淡路の十七國を近とし、遠、豆、相、信、駿、甲、伯、雲、隱、越前、越中、備中、備後の十四國を中とし、兩總、二毛、武、奥、羽、佐渡、石、防、長、土佐、藝、豫、越後、兩豐、二筑、兩肥、日、薩、隅、壹岐、對馬の廿六國を遠とす、日保云く、此國名及び文字は、識易からしめん爲め、故意に今代の通用文字に從へり、然して獄令の第十三條に、遠中近の三流罪の區別とは相異なるものとす、○却還は、返付の事、○運脚は、運送人足の事、民部式に依れば、此脚夫の手當は上りは、一日に米二升、鹽二夕、歸途は、其半額とせり、○錢句の錢は、貨也、ヤトフ也、句は取る也、故に地方當局が、人民に代り、人民より代納料を取りて送るを

云ふ、○課は、入上ね、又は貢上ねと訓む文字にて、コヽでは單に稅貢と看做して可也、

參考　本條近國の事は、義解に解釋なし、石川介の刊行本、卷十三の五張左に、古記に云ふ問答に、民部省式に近國十七とありて十六國を記せり、國書刊行會第三回刊行に係る、三浦周行校訂令集解(四一七頁)卷十三に式を刊本に誠に作り、今宮崎道三郎の藏本に據りて改む、又た七は按するに六歟、云々とあり、尤もの事なれ共、七は恐按にては、六に非ず、やはり十七を宜とす、如何となれば、古記云々が民部省式を引用しあれば也、同式は數本を照合せざれ共、余輩の藏せる本は、普通坊間に多在する、慶安元年戊子に戶部法印道春の後を書きて、明曆三丁酉仲秋吉旦、書坊林和泉掾板行、松栢堂印としてある、(延喜式數ヶ刊本中最も謬誤多き本也)延喜式卷二十二、則ち民部省の上卷には、城、和、河、泉、攝、伊賀、伊勢、志摩、尾、參、江、濃、若、二丹、但、因、播、作、備前、紀、淡の廿二國を擧げり、故に古記問答は思ひ違したものか又たは誤刻謬傳寫の他ならずと思ふ、加之、該籍にして志摩を脫せる事は、誰人も疑ふの餘地なきか、是等の類枚擧に遑あらず、

第四條　　正丁歲役條

凡正丁歲役、十日、若須收庸者、布二丈六尺、一日二尺

六寸、須留役者、滿三十日、租調俱免。役日少者、計見役日折免。通正役、並不得過四十日。次丁二人、同一正丁。中男、及京畿內、不在收庸之例。其丁赴役之日、長官親自點檢、并閱衣粮、周備、然後發遣。若欲雇當國郡人、及遣家人代役者聽之。劣弱者不合。卽於送簿名下、具注代人貫屬姓名。其匠、欲當色雇巧人代役者亦聽之

凡て一人前の男子は、一年の課役が十日間也、若し此十日使役さるゝ課役の代りに、品物にて代納せんとならば、一人一日に付麻布又木布貳尺六寸、十日合計二丈六尺とす、十日則ち正役の外に、尙繼續留役志願して、三十日勤むれば、一人當り則ち口分田貳反の田租二斗二升及び調の絹八尺五寸共に免すと也、若し勤務日數少なければ、現役日數を算し差引勘定すべし、尙勤續したくも正役を通計して、四十日より超過はできぬと也、次丁は二人にて一丁前とす、中男は京都及び畿內の者共には、庸物を取る可からず、庸役の正丁、役に赴くの日は、地方長官は自ら點檢して往復に要する衣服、食糧を給し然る後に發足させよ、若し又た家來或は郡內に於て他人を雇ひ、代勤させん事を願へば許可すべし、但し餘り身體虛弱にして役に堪ざる如き者は庸役を免せよ、免した時には、其旨送丁帳にある、姓名の下に其理由を記入すべし、又た代人の時は、代人の本籍姓名を詳記すべし、又た大工職人の如き者共にて、同業中の者を雇ふて代人たらしめんとならば、是亦許可すべしと云ふ也、

【註解】○庸は、前述の如く、人身に係る年貢にして、爾雅に勞也とあり、代納は布に限りたるに非ず、其土地に產出する物を以て貢ぐなり、布は只其標識の例を示したる而已、○見役は現役也、○折免の折は、曲也、挫也、斷也、又た分拆にも通じて、分つの義あり、ヘギ又たはソギの意とす、○京は、第二篇六十六條左京職を參考すべし、○丁は、一人前の男子、○家人は、家來及奴婢をも含む、○劣弱は、體格下等にして虛弱を云ふ也、○不合は、ベカラズと訓む也、○具注は、細かに記せ也、○貫屬は、本籍の如し、○匠は、大工職人を云ふ、○當色は、同職を云ふ、

第五條　計帳條

凡每年八月三十日以前、計帳至、付民部、主計計庸多少。宛衛士、仕丁、采女、女丁等食、以外皆支配役民雇直及食、

九月上旬以前申官。

毎年八月三十日までに、庸物の帳簿が中務省へ来たるから、省は之を民部省に交付せよ。民部省此帳簿を受けて、所管の主計寮をして、庸の多少等を計算し、以て宮城内の番兵、小道、給仕、女の小道等の食料に充てよ。餘分は、庸役者不足の際の雇手當及び食料に配當すべし。是等の事は、九月上旬中に太政官に申達すべしと云ふ也。

〔註〕 ○計帳は、計算帳。○直は、手當ならん。

第六條　　義倉條

凡一位以下、及百姓雜色人等、皆取戸粟以爲義倉。上上戸、二石。上中戸、一石六斗。上下戸、一石二斗。中上戸、一石。中中戸、八斗。中下戸、六斗。下上戸、四斗。下中戸、二斗。下下戸、一斗。若稻二斗、大麥一斗五升、小麥二斗、大豆二斗、小豆一斗、各當粟一斗。皆與田租同時收畢。

親王家を除く外、上は一位より下農民及び諸職業の人共の各戸に就て、粟を收納させて、凶年飢歳の用に供する穀を義倉米となす。其各戸の納率は、上上の家は年額二石、中中の家は八斗、下下の家は一斗とす。而して稻の粟は二斗、大麥は一斗五升、小麥は二斗、大豆は二斗、小豆は一斗で、各粟の一斗に當て、皆々田租と同時に納了すべしと云也。

〔註〕 ○雜色は、一名雜戸、一名品部、一名伴部(友部)と云ふも殆んど同義なり。則ち職商賈人とか諸商店とか、諸職業とか云ふ如し。業には色を稱へ、家には戸を稱へ、仲間には部を附し、伴部は群部の如し。例之は雜戸と云へば、紙戸、百濟戸、樂戸、鼓樂戸、工戸、雜工戸、鼓吹戸、船戸、鷹戸、馬戸、稻戸、染戸、藥戸、乳戸、笛吹戸、酒戸、筥戸、園戸、泥戸、大炊戸、木戸、筥戸、等あり品部に至りては、繪車戸、守山戸、靫戸、楯戸、焼鹽戸、造餅戸、織御服絹戸、及び銅工、鐵工、金作、甲冑、弓作、鋒削、鞍作、靭張、桙作、羽結、爪工、楯縫、幄作、泥障、革張、未良作縫、呉床作、蓋縫、大笠縫、錦綾織、呉服部、緋染、藍染、衣染、鵜飼、江人、網引、等枚擧に遑なし、斯の如き者等を云ふ。 粟も、亦諸説多き故に、總括にては、其處々或は諸書にて今俗所謂米とするあり、又た黄色の小粒なる物を云ふ處あり、又た一般穀物を指す處あり、則ち說文に、米は粟實也と有り、周禮地官の注に、九穀六米とありて、其六米は、黍、稷、豆、粱、苽、大豆とあり、又た爾雅釋草の注に於ても亦稷也、諸條の論說前條にある如くなれば是は別に考證論說として一々茲には述べず、故に本條の粟は、今俗所謂

業又は正米として可也。○義倉は、富を分ちて貧を賑はし、其費は義に適へりと云に因るとの義解也。○上上戶、以下九等の家級にも和讓年代によりて各少差あり。今其一例を擧て據知資有する事とせん。和銅二年二月十九日の格に、資財百貫以上を上上戶、六十貫以上を中の中、四十貫以上を上の下、(中略)二貫以上を下の下とせり。日保日く右は布錢になりし泛にて實行は出來なかつたと思ふ。故に二年の後ち和銅八年には、百貫が三十貫と低落即ち下落せられたり。此貫は鎌倉時代にしてさへも、百貫が貫高千石に當れり他は推て知るべし。但し田令十六條の家の等級即ち人口の多寡を標準とせしとは異也。○稻は、束稻にして即ち籾と云ふ如し。○粟は下文では米ならん。

第七條　　土毛條

凡土毛、臨時應用者、並准當國時價、價用郡稻。

凡て土地より生產する物品にして、臨時入用の時には、其生產地の時價に准し其地の郡稻の價を算して用に應ぜよと云也。

【註解】○土毛は、地表の草類にして獸類の外表に毛を覆ふ如きを云ふ。ケはクサと訓む。主に五穀及び桑を指せり。公羊傳宣公十二年の條に、不毛の地を錫ふとあり。註に不毛は五穀を生

せざるといへり。○郡稻は、田租即ち正稅中の一部を割きて、各郡に別にて貯へ置きて、雜用に充つるものとす。

按するに、續日本紀卷之五の末に、元明天皇和銅五年(紀元一三七四年)八月庚子、太政官の處分に諸國の郡稻乏少して給用の日闕乏を致す事あらは、國の大小に准じ、正稅即ち大稅を割きて郡稻に充つべし。兼て貸米の利息米をも相通じて用ゐ充てよ。充分に取り范さ必ず減乏せしむる事勿れ。自今以後永く恒例とはせとあり。農政に御心を盡し給ひし一端を敬仰すべし。

第八條　　封戶條

凡封戶者、皆以課戶充、調庸全給。其田租、爲二分、一分入官。一分給主。

封戶とて、位田、職田、位祿、季祿の他に、位階高き、官職重き人達は、課役の有る戶口を給はり、其軒別、工役は全給にして、正稅即ち田租を二分し、其一部は官府へ納め、一部は自分に給はると云ふ也。

【註解】○封戶は、譯解にて、位封あり、職封あり。親王、內親王に給ふを品封と云ひ、諸王諸臣の三位以上に給ふを位封と云ふ。又た四位五位の人にても、特殊の勳功ありて給はる事あ

り、之を功封といふ、共に封戸と稱す、其給額には、各差等あり、

左表の如し、後世減戸せり、

第十五篇祿令の第十條に本文あり、

封品　一品八百戸　二品六百戸　三品四百戸　四品三百戸　無品百五十戸

封位　正一位三百戸　從一位二百六十戸　正二位二百戸　從二位百七十戸　正三位百三十戸　從三位百戸

封職　太政大臣三千戸　左右大臣二千戸　大納言八百戸

第九條　　水旱蟲霜條

凡田、有水旱蟲霜、不熟之處、國司檢實具錄申官。十分損五分以上、免租、損七分、免租調、損八分以上、課役俱免、若桑麻損盡者、各免調、其已役、已輸者、聽折來年、

田畠の作物に、洪水、旱損、蟲害、霜害等を來したる不作の田畠は、其地方當局者に於て、實地査分の上、記して太政官に具申すべし、而して、五分作以下ならば、田租を免せ、三分作ならば、田租の他に、別則ち調をも免せ、二分作以下ならば、課役も共に免せ、若し桑麻に大害を蒙りて、糸及絹、麻布等の調を上納する程に至らざれば免せ、又は既に臨時の庸役及び糸の上納等を濟ましたる後ならば、翌年に於て免すべしと云ふ也、

【註】○損は、不作と云ふ如し、○課役は、本條にては、課は田租及び調、副物をも含みあるものとすべし、役は、庸及び雜徭をも含めり、但し驛戶と牧驛の國の匠人は免稅せざる也、○折は、第四條に解せし如くなれ共、租、庸、調、全部免稅ならずば、來年を待て免すべしと云ふ法文にすれば宜しけれ共、田租、或は調等の一二部分を免ずるのである、故にヘヅとか、差引とかと云はねばならぬ文義となる也、本條の例證等は、諸令備考又は集解にあり、第八篇戶令の第四十五條參照すべし、

第十條　　邊遠國條

凡邊遠國、有夷人雜類之所、應輸調役者、隨事斟量。不必同華夏。

邊陬邊鄙の國で、則ち薩、隅、奥、羽等の如き雜種未開人の居る所にては、調や庸役の品を納めさするには、斟酌すべし、必ずしも大和附近の中國と同號にするなかれと云ふ也、

【註】○夷人雜類は、義解及び集解共に今日としては、穩當の解とは認め難し、故に余は單に

外國人とせり。夫文の華夏に對して行文上の勢を以て此の如く支飾せるならん。併し大概は蝦夷人を指す如し。○華夏は、支那にては自國の自稱代名たる國名なれ共爰は我國奈良開國の近國を統稱したるものとすべし。

第十一條　　課役免除條

凡應免課役者、皆待蠲符至、然後注免、符雖未至、驗位記灼然實者亦免。其雜任被解應附者、皆依本司解時日月據徵。

凡て課役を免除さるゝ者は、當局に於て、免役の通知書が到來して後に免役すべし。併し通知書が來らざる共、本人位階を賜り、其位記を改め見しに事實明了にして疑點なきは免ぜ。又之に反して、雜任とて、宮城の宿衛人、即ち舍人とか、或は資人とか又は兵衞、衞士、仕丁の如き者等が解任せられて、原籍に復歸する者は、皆各役所の解任せし月日に依て課役を徵收すべし、但し當局が怠慢の爲め解任通知書が途中に於て延滯すれば、解任書の日附に從ふて追徵すべしと云也。徵收の方法は、次條にあり。

[illegible]　○蠲は、音ケン又ギ、蠲は除ふの意也。符は割符の書面と看做すべし。○驗は、證也。或の義也。○灼然は、明了を云ふ。○雜任は、舍人資人の類。○附は、原籍に復するを云ふ。○本司は、務め居たる各自の役所。據徵は追徵をも含む。

第十二條　　四季課役條

凡春季附者、課役並徵。夏季附者、免課從役。秋季以後附者、課役俱免。其詐冒隱避、以免課役、不限附之早晚、皆徵當發年課役。逃亡者附亦同。

解任になる舍人や衞士は、春の末即ち三月（陰曆の季）に原籍に復歸すれば、課役則ち調も庸も共に徵收せよ。六月ならば半分則ち庸役だけ勤むると欤或は品物で上納を致させ。九月以後ならば、調の物も、庸役も俱に免ぜ。但し、詐僞隱蔽して課役を免れ居たる者は、原籍に復歸の早き晚きに關せず、皆解任年の分より徵收せよ。逃亡者の復歸するも亦同斷である也。

[illegible]　○春季は、太陰曆の春三ヶ月也。夏季以下之に準ずべし。　○詐冒隱避、本條にて、詐は原籍に復するを詐る也。冒は父祖のお蔭によりて蔭位と云ふ位を賜り居る者である抔と僞り犯す也。隱は本籍に隱かすして隱れ歩行く也。避は虛僞の疾病を稱ふる也。

第十三條　　課口給侍條

凡課口、及給侍老疾人死者、限十日内、里長與死家、注死時日月、經國郡司印記。

課役のある者、及び既定の看護人を給し居る老人又は病者が死亡せば、十日以内に、村長と死者の家とにて、死亡の月日を記し捺印して當局へ届出べしと也、但し不課の人死亡せば、告朔（毎月一日の事）及び計帳の時にて宜しと云ふ也、

字解　○課口、及給侍は戸令第四條第十一條にあり、告朔は、昔は毎月一日に天子太極殿に出御あり一切の進奏を聞召さるゝ式日にして其日迄則ち一ヶ月間に届けて差支無との事也、

第十四條　寛狹移居條

凡人在狹郷、樂遷就寛、去本居路程、十日以上、復三年。五日以上、復二年。二日以上、復一年。一遷之後、不得更移。

田地少き狹き郷村に居て、耕地多き廣き郷村に移住せん事を出願せば、原籍地を距る事道程十日以上三十日間も費す處ならば、免税三年とすべし、五日以上九日も費す處ならば二年、二日以上の里程の處は、一年の税を免除すべし、但し一回移住の上は、更に他處へ移住はならぬと云ふ也、戸令第十五條參照すべし、

字解　○復は、免税也、職員令第廿一條民部省參照すべし、

第十五條　沒落外蕃條

凡沒落外蕃得還者、一年以上、復三年。二年以上、復四年。三年以上、復五年。外蕃之人投化者、復十年。其家人奴被放附戸貫者、復三年。

戸令第十六條に述し如く、難船又は掠奪等に逢ふて外國に往き居る者が歸朝したらば、一年以上居る者は、三年間免税すべし、二年以上の者は、四年、三年以上の者は五年免税也、又た外國人にて我國へ歸化した者は、免税十年とす、而して國民及び歸化人の家來奴僕が本籍に編入すれば三年間免税すべしと云也、

字解　○放は、免す也、○戸貫は、戸籍也、

第十六條　公使歸朝條

凡以公使外蕃還者、免一年課役。其唐國者、免三年課役。

外國へ御用として往きたるもの歸朝せは、一年の課役免除たり、支那へ往きた者は三年の免税であると也、

[illegible] ○公使は、有位の使臣に隷屬附隨する處の水夫以上課役の義務を有する者を云ふ、○外蕃は爰では唐より近き國、○唐國は、今の支那及び南洋と看做すべし、

第十七條　孝子順孫條

凡孝子、順孫、義夫、節婦、志行聞於國郡者、申太政官奏聞、表其門閭。同籍悉免課役。有精誠通感者、別加優賞。

孝行の子供や孫、又は忠臣義僕、或は貞女烈婦等總て意志行狀の一國一郡に聞へたる者あらは、太政官に奏聞（マウシアゲ）して、其者の家の入口、又は其所村の入口に標札、若くは土を高く盛り、榜柱を建設し、ソレに孝子の門と歟、貞女の村とか家とかと題記し表彰すべし、但し本人の一家は悉皆賦税を免除せよ、其内ち孟宗竹林に哭すれば、深雪の中に筍を抽くと云ふ如き、精誠の意、鬼神に感通せしやうの事あらば、特別に賞典を加よと云ふ也、

[illegible] ○孝子順孫等は、別に定義範圍等一定せず只古來の慣法等に依るのみ、○閭は、說文に、里門也、周禮に、五家を比とす、五比を閭と爲とあり、故に廿五軒を里と云ふ、

第十八條　三位以上條

凡三位以上父祖兄弟子孫、及五位以上父子、並免課役。

戶主が三位以上であらば、其人の父、祖父、兄、弟、子、孫、及び五位以上の人の親子も皆調庸の税を免除せよと云ふ也、（第八篇戶令第五條を照すべし）

第十九條　舍人史生等條

凡舍人、史生、伴部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳內、資人、事力、驛長、烽長、及內外初位長上、勳位八等以上、雜戶、陵戶、品部、徒人在役、並免課役、其主政、主帳、大毅以下、兵士以上、牧長帳、驛子、烽子、牧子、國學博士、醫師、諸學生、侍丁、里長、貢人得第未敘、勳位九等以下、初位、及殘疾、並免徭役。其防長、價長、免雜徭。

本條の前文は、調と庸役を免除せらる、中程の者は、庸だけ、末文の者は、雜徭の役を免除せらるる也、名稱の解は、職員令、及び軍防令、又は戶令に大抵解せしも、爰に一言宛附する事

とす、

字解 ○舍人は、中務省所管の左大舍人寮に述べし如く、宮城内の宿衛則ち列の高き番兵の如き者、○史生は、諸役所の書記也、○伴部は友部とて一名トモノミヤツコでありて、群部と云ふ如し、○使部も小遣長の如し諸省寮司の末文にあり、○兵衛、衛士は、共に宮門内外の宿衛士也、職員令兵部省の條又は同く衛府の條、或は軍防令に出づ、○仕丁は、ツカヒヨボロと訓みて、白丁小遣なり、○防人は、大宰府支配の邊海守衛の兵卒也、サキモリと訓む、是亦職員令大宰府の條及び軍防令にあり、○帳内は、宮城の舍人と異名同意にして、親王家へ給はる宿衛を云ふなり、○資人も、帳内に同じく、臣下へ給はる宿衛なり、軍防令四十八條に委し、○事力は、地方官に給はる小使の如し、（軍防令五十一條參照）○驛長は、驛の長なり、烽長は、信號の火又は狼烟を上る長なり、軍防令に詳述す、○初位は、內、外九位の長と云ふ如し、○雜戸は本篇第六條に出せり、○陵戸は、御墓守、○品部も、雜戸の如し、○徒人は、刑に處せられたる者、○主政は郡の判官、主帳は、郡の書記、○大毅は、軍團長、○牧の長帳は、牧場の長、○驛子は、驛の雇、○烽子は、信號火の雇、○牧子は、牧場の常雇、○侍丁は、給仕の如し、○里長は、村長なり、○貢人は、地方學校の卒業者、則ち進士とも云ふ如し、○得第は、及第なり、○殘疾は、耳、目、指、の一部欠損したる者の類也、○坊長は、町長にして、○價長は評價人長の如し、

第二十條　除名未叙人條

凡除名未叙人、免役輸庸。願役身者聽之。其應收庸者。亦不在雜徭及點防之限。

原籍民籍を除かれて、未だ叙位なき人は、身體を以て庸とする事を免して、物品を代納させ、但し本人身體を以て庸役を務めんと願へば許せと也、而して其庸物を收納すれ共、正役十日の他に、雜役或は、兵士、衛士に取る事はならぬと也、

字解 ○雜徭は、雜役の如し、主に京都の人にて務むる也、○點防は、兵に簡閲點呼すると云ふ如し、

第廿一條　一年徭役免除條

凡遭父母喪、並免期年徭役。

兩親の喪に逢へは、一年間の庸役を免除せよと云ふ也、

第廿二條　雇役丁條

凡雇役丁者、本司預計當年所作色目多少申官、錄付主

計。覆審支配、七月三十日以前奏訖。自十月一日、至二月卅日内、均分上役、一番不得過五十日。若要月者、不得過三十日。其人限外上役欲取直者聽。國司皆須親知貧富強弱、因對戸口、則作九等、定簿預爲次第、依次赴役

人夫を雇傭するは、宮内省の木工寮に於て、當年に行ふべき修繕等の率計、及、倉庫杯に如何程入用なるかと云ふ事の多少を豫算し、帳簿に計上して太政官に申達すべし、太政官は其申達簿を録して、民部省の主計寮に交付す、主計寮再審調査して太政官に返還する也、太政官に於ては各役所への支配をすると云ふ也、此事は、毎年七月一日より三十日までに調査終了して、農家詠收の多忙時期を終りたる十月の一日より、翌春農家耕耘前の二月三十日までに均一平分して、順次使役に附かせよ、第一回に上る者は、五十日を超過さするなかれ、若し要月と云ふて、四月五月の如きは、三十日より超過はならぬ、其人夫の既定員數、既定の番務外に、賃を取りて雇はれんと云ふ者あらば成べく聽せ、此等の人夫は、其初め地方當局者に於て、悉く親しく其家の貧富の度、人夫身體の強弱を調査熟知して、其家其人夫に對して、大約貧富強弱の等級を九等に分ちて帳簿を編成して順次役に赴かしむ可しと云ふ也、

[illegible]　○本司は、木工寮を指す、○色は、其種と云ふ如く、浮ブキ瓦葺の類、目は倉庫屋舎の類を云ふ也、○多少は、人工の多少を云ふ、○覆審、再び改むるを云ふ、○上役は、擔務又は役にノボルと云ふ如し、○要月は、要はカナメと訓みて肝要と云ふ如し、是はモト農は國の本也と云ふに基き、百姓の最も肝要なる月を云ふ、則ち三、四、五、六、七、八、九の七ヶ月を指す也、○九等は、第九篇田令第三十六條官田の條、及び本篇第六條、義倉の條に貧富の等級を擧げたる如く上の上、上の中、上の下と定むるに同じ、

第廿三條　　差科條

凡差科、先富強、後貧弱。先多丁。後少丁。其分番上役者、家有兼丁者、要月。家貧單身者閑月。

正當の役の者及び雇人夫の者をば、前條の如く徴役するには、富者及び強壯者より順次貧者及び劣弱の者と云順に採れ、又た一家に人夫になるべき者の多きを先きにし、少なきを後と爲はしにせよ。其交代して使役に就かするには一家内に於て、立替人夫のある者を要月に使へ、貧家にして且ツ獨身者ならば、閑月に使役せよと云ふ也、

[illegible]　○差科は、正役雇夫の類也、　兼丁は、餘丁にして立替人と云ふ如し、○閑月は、十、

十一、十二、正、二の五ヶ月を云ふ、要月に對する語なり。

第廿四條　　丁匠名簿條

凡丁匠赴役者、皆具造簿。丁匠未到前三日、預送簿太政官分配。其外配者、便送配處。皆以近及遠、依名分配。作具自備。

本條は、前廿二條の役民の丁と同樣にして、則ち農閑の十月より翌年二月三十日までに大部分の工事を營爲するのであるから、其時期を人夫と同時に利用するのであつて、又工人の名簿の如きは、素より豫め日に戶籍が納めあるから、其詳細の工匠名簿は、大工ならば、木工の寮、金工ならば、鍛冶司に於て編成して、ソレを工匠等が到着前三日までに太政官に送帳して分配するのである、外に配らねばならぬ者共が出來れば、便宜に從ふて配り遣すべき地所へ送れ、皆何れも先着順を以て先番到着の者を近所へ配り、遲着の者は順次遠所へ配り遣す也、又た金工木工等の科によりて分配すべし、而して丁匠等の製作したる器具は總て備へ置けと也、

字解　○丁匠赴役は、各科の職工が、職を以て庸役を務むるに赴く者を云ふ、○具造簿は、詳細の名簿を造れ也、○便送配處は、便宜配り遣す所、則ち諸役所、又は大和、紀州等に造營工事ある所へ送るを云ふ也、○依名は、金工、木工等の科別名也、○作具は、製造の器具と云ふ如し、則ち斧、鋸、鏟等外種々の器を云ふ、

第廿五條　　丁匠欠功條

凡丁匠赴役、有事故不到闕功者、與後番人同送陪功。若故作稽違、及逃走者、所司則追捕決罪、仍專使送役處陪功。則給雇直。

職工の庸役に行くに方り、兩親又は自己疾病等の事故にて、缺勤すれば、後番の者と同時に、送りて仕事を致させ、若し心得違杯して、逃走すれば、地方當局に於て追捕處罰せよ、則ち態使を以て仕事の場所に送り屆けて仕事を致させ、其罪期の永き者には、庸賃を給與すべしと云ふ也、

字解　闕功は、仕事を缺かす也、○陪功は、陪は助也、缺勤の多少に隨ふて塡充補助さするを云ふ、○故は、特更也、○稽違は、考ひ違ひと云ふ文字なれ共俗に云ふ心得違の如し、所司はこゝでは國司にて則ち地方官也、決罪は、捕亡令第一條の仕丁逃亡に準據して云へば、徒刑以上なれば差し替ふると也、思按するに該役の爲め罪に迷込而已の罪ならば當時の笞刑杖

罪又は贖罪銅に處分するを穩當なりと思ふ、

第廿六條　役丁匠條

凡役丁匠、皆十人外給一人、充火頭。疾病、及遇雨不堪執作之日、減半食。闕功令陪。唯疾病者、給役日直。雖雨、非露役者不在此限。

職人を使役する時は、十人に付き一人の炊事男を給與すべし、但し日給は職人と同斷也、若し工匠が病氣とか、或は雨天の時戶外作業杯出來ぬ折は、半給である、又た全く一日乃至數日の缺勤する丁匠は、何れの日にか塡助せしめよ、但し病氣丈けは、役日の通り工賃則ち日給を與へ、併し雨天と雖も、露役に非ざれば、此限に非ずと也、

字解　○火頭は、廝丁とて一名ツカヒビト共いへ共、今云飯焚にして、火を扱ふ人則ち火タキと云ふ如し、○減半食は、日給は米、鹽である故に此名稱を揭げ出せし也、○露役は、ホシ店を露店と云ふ如く、靑天井下、則ち屋根なき處の仕事也、

第廿七條　大營造條

凡在京有大營造、役丁匠之處、皆令彈正巡行。若有非違、

隨事彈糺。

京都内に於て大設計の工事ある場合は、彈正臺の役人をして巡廻視察せしめ、官民共に不法の事あらば、事に隨て糺彈すべしと云ふ也、

字解　○大營造は、五百人以上の人を使役する工事を云ふ、○非違は、官民共に禮儀服色の違反は勿論、不法の工事如何を云ふ、

第廿八條　丁匠在役遭喪條

凡丁匠在役遭父母喪者、皆國司知實申役所。即給役直放還。

職人の役に就職中、兩親則ち父又は母の喪に逢ひし時は、原籍の地方官より就職の役所へ申達すれば、勤めただけの賃を供與し放免して還せと也、

第廿九條　藁藍條

凡供京藁藍雜用之屬、每年民部預於畿內、斟量科下。

京都に入用の藁、染料、繩、瓢、箍、簑等雜用の類は、每年民部省が豫め畿內に於て、見計らひて申付る也、是は畿內人民は庸、又は雜徭に役使されざる代りに、始終此類の雜品を上納せよ

と也。

第卅條　　　計功力條

凡役丁匠、皆斟量功力、均課輕重。日滿則放。其主當官司、不加檢校、致失功程者、節級推科、仍附考殿。

職人を使ふには、皆其仕事の度を測り力めて偏らざるやうにさせ。例之は五日間は難事の工業をさすれば、五日間は輕易の仕事と云ふ如し、而して制定の日數に達せば放免すべし、若し、當該官吏が、職人等の仕事を檢閲せずして、工業程度を失ふ如きあらば、當該官吏は其共謀であると無しとに關せず、定期の考課に於て貶黜せよと云ふ也、

字解　○功力は、シゴトの程度、○主當官司は、今云ふ當該官也、○檢校は、檢閲又檢査の如し、○節級推科は、共謀の有無に關せず定期進級又は賞與の時に至りて推定處分さるゝと云ふ如し、○考殿は、最劣等の成績にて貶降さるゝ事なり、委しくは第十四篇考課令の第四十八條及五十五條に述ぶ、

第三十一條　　　丁匠往役條

凡丁匠往來、如有重患不堪勝致者、留付隨便郡里、供給飲食。待差發遣、若無粮食、則給公粮。

役に就きて、往復する職人が、若し途中に於て大病に罹り目的地に到る事能ざる者は、最寄若しくは、就路の郡村に付して官費を以て飲食を供給し、全快を待て發程せしめよ、又た糧食なきは是亦官給にて糧食を給與せよと云ふ也、

字解　不堪勝致、勝は任也、致は至る也、言ふ心は到着地に病苦を忍耐して往く事出來ざるとの語也、○隨便郡里は、便宜に隨ふ郡村なり、○差は、廣韻に病除也、集韻に癒也とあり、戶令第卅二條に患損とあるも亦同意義也、

第三十二條　　　丁匠死亡條

凡丁匠赴役身死者、給棺。在道亾者、所在國司、以官物作給。並於路次埋殯立牌、并告本貫。若無家人來取者燒之。有人迎接者、分明付領。

就役中の職工が死亡せば、棺を給與せよ、途中に於て死亡せば、其所の地方官が官費を以て棺を給與し、路の邊りに於て、假りに埋葬して木標を立て、併せて原籍へ報知せよ、若し家族の者にて受取りに來らざれば火葬とせよ、又た受取りに來らば、丁寧分明に下げ渡し引取らせよ

と云ふ也、

字解 ○路次は、道の途又は路傍或は路途、又は路頭と云ふ如し、○㮸は、カリモガリと訓して假設許の義訓と云へり、案では字書に所謂埋没の意にて俗に云ふ假埋葬なり、○迎接は、引取りに來たならばと云意也、○付領は、俗言に受取らせなれ共、付は係り吏員に係る交付にして則ち下げ渡し、領は受取人に係る語の收領なり、

第三十三條　晝作夜休條

凡役丁匠者、皆晝作夜止、其六月七月、從午至未、放聽休息、要須役者、不在此例、

職工を使ふ時は、皆晝間は作業をさせて、夜間は止めよ、而して一年の內、六七の二ヶ月（今の七月八月）は正午より午後二時まで休息をさせ、然れ共從、婚、葬、祭、其他寓止むを得ざる場合には、必ず此例に非ずと云ふ也、

字解 ○午は、正午にして、○未は、今の午後二時過に當る、○要は、必ずなり、

第三十四條　車牛人力條

凡爲公事須車牛人力傳送、而令條不載者、皆臨時聽勅、

差科之日、皆令所司量定須數行下、不得令在下有疑、使百姓勞擾、

公事の爲めに、車や牛や、人夫等入用の事ありて、何處へか傳送せんと云ふ事は、本法令の定むる所に非ざる件は、皆臨時の勅令を奉せよ、而して正當庸役人及び雇人夫等徵募の期日の事は當局者をして、入用の數を量り定めて、達し行はしめ、徵募者に徵募期日を早く知らしめずして、唐突に徵募を達し人夫等をして狼狽心勞さする事はならぬと云ふ也、

字解 ○公事、假令は、外國の賓客來朝の際抔に於て、必用の車、牛、人夫等の類、○差科の日は、本篇廿三條の如く、正役人夫、又は臨時雇人夫の徵募の日を云ふ、○所司は、假令は、外國客ならば、治部省玄蕃寮を云ふ、○行下は、達示の如し、○在下は、下司と云ふ如くにて、本條の被徵募者を指す、

第三十五條　諸國貢獻條

凡諸國貢獻物者、皆盡當土所出、其金、銀、珠、玉、皮、革、羽、毛、錦、罽、羅、縠、紬、綾、香、藥、彩色、服食、器用、及諸珍異之類、皆准布爲價、以官物市充、不得過五十端、其所送

大寶令新解　第三卷　第十篇　賦役令　三〇三

之物。但令無損壞穢惡而已。不得過事修理以致勞費。

諸國より貢獻する物は、皆其國々に生產する品とせよ。則ち金銀、珠玉、皮革、羽毛、織物、香料、藥品、染料、食物、器具等、種々の珍奇の類は、皆布を以て價の標準を採り定め、官費を以て買ひ求め、但し一ヶ國にて布に充てて五十端を超過すべからず、其送品は破壞又は汚穢せぬやうに荷造りすべし、併し餘り鄭重に布帛等を用て荷造りするは、無益の費であるから、菰や筵包みで充分であると云ふなり。

解說　○諸國の下に、前令則ち異の大寶の令には朝集使の三字あると義解に載せたり、必ずしも朝集使のみ携帶し上京するに非ず、幸使に附して貢する也と云へり、○當土は、シノ國とか其鄕土とか其土地とか其處とかと云ふが如し、○金銀の內、銀は天武天皇の白鳳三年（紀元一三三四）三月七日對馬の國司、忍海造、大國初めて朝廷に獻上す、其後天平廿一年（紀元一四〇九）二月丁巳に、陸奧の國より金を獻上せり、是れ我國に黃金產出の始めとして續紀に載たり、是時大伴家持が越中の守として越中射水郡の國廳の官舍に於て、訢悅の餘り、長歌一首、反歌三首を詠みたり、載せて萬葉集卷の第十八卷にあり、○珠玉は、支那流で文字を注せば、珠は水中より採る、又種々の動物の諸多の組織內よりも採る珠にして、玉は礦物則ち水晶の如く山中より採取する物なり、珠には龍珠あり頷に藏すと、蛇珠は口に、魚珠は眼に、鮫珠は皮に、鼈珠は足に、蛛珠は腹に云々、又た作用よりいへば辟塵珠、辟寒珠、夜光照乘等ありと明の方以智の通雅卷の四十八、八丁に載たり、眞珠は蚌を始め蛤等諸貝にあり、我國にては玉は神代より貴重せられ、眞珠の如きは、前記家持が能登產の蚫の眞珠を多く取寄せて、奈良の都に空閨を守り居る夫人の許へ贈りし事も萬葉集に其歌等あり、又た硝子玉と云て紫琉璃、碧ルリ、紺ルリ、青、黃、紅、白等の人造の硝玉あり、其製造の古き事は出雲の玉造りを始として、奈良朝に於ては玉作り部あり今も東大寺の寶庫に種々の玉を藏せり、此玉をフキダマ一名ビイドロダマ一名朝富貴玉と云ふ、古社の寶藏物とする處あり、又た古墳より出る事等あり、○罽は音ケイ、毛氈の類、○羅は、ウスモノと云ふて、今の紹や紗の屬とす、○縠は、今云ふ京羽二重の如き細緻の絹也、○紬は、太く絲の絹にして俗にツムギヌと云、○綾は、絹の文ある物、○香は、樟腦の類、麝香、龍腦、沉香、丁香などは南洋諸島より舶來したるものとす、但し是れより前、推古朝に淡路島へ圍大の沉香木漂着したると傳ふ、○藥、施藥の使用多し、委しくは醫疾令に逃ぶ、○膳食は、今云ふ據り喰の如し、吉野の鮨、越前の乾肉（鳥獸ならん）の類なりと義解の說なり、○器用は、下野の筵、肥後の簾の類と云ふ、○官物は、郡稻則ち正稅の官稻を指す、

因に、續日本紀に云く、元明帝の和銅五年（紀元一三七二）秋七月壬午、伊、尾、三、駿、豆、江、

越前、丹波、但馬、因、伯、雲、讃、三備、藝、紀、阿、豫、等の廿二國に始めて鑄、錢を鑄らしむ、とあり、又た萬葉集第四に吉備の酒を載せり、

第三十六條　立牌坊里條

凡調物、及地租雜稅、皆明寫應輸物數、立牌坊里、使衆庶同知。

賦稅即ち租、調、庸の上納、差動則ち上日すべき數をば、當局則ち京ならば京職、地方ならば郡役所にて調査し、明細に其各町村の入口の制札場に掲示して、一般の人民に知らしめよと云ふなり、

【參看】　○應輸物は、上納品、○牌は、高札、○坊里は、町村、○衆庶は、人民也。

第三十七條　令條外雜徭條

凡令條外雜徭者、毎人均使、總不得過六十日。

本法令外に使ふ雜役は、人毎に平均に使役せよ、總て六十日を超過すべからずと也、

【參看】　○徭は、役と訓す、正丁、次丁歳役の日數は本篇第四條に明文あり、則ち雜徭に至ては令條外と稱して愛に法文を起せり、調庸の外、國中の灌漑大小を論せず、總て雜徭として公用に供す、其使役方法は、次丁は正丁の半減、中男は、次丁の半減とす、

第三十八條　仕丁條

凡仕丁者、毎五十戸二人、以一人充廝丁、三年一替。若本司籍其才用、仍自不願替者聽。其女丁者、大國四人、上國三人。中國二人。下國一人。

仕丁は、五十戸則ち一村に二人充上るなり、内一人は炊事用を務む、皆三年交替なれ共、使ふ處の役所が當人の間に合ふ才をかりて留勤続させたきは、當人の意向次第、勤續希望なれば聽せと云ふ也、其女の小使は、大國に四人、上國に三人、中國に二人と云ふ割合に採用せよと也、

【參看】　○仕丁は、ツカヒヨボロとの古訓なれ共今俗は現在の裁判所の使丁と音議する類なり、○廝丁は、前廿六條の火頭に同じく飯炊也、女丁は婢女の如くにして采女の如く賤からず、○大、上等の國別名稱は、職員令の七十條以下に解せり、

第三十九條　斐陀國免庸調條

凡斐陀國、庸調俱免、毎里點匠丁十人、毎四丁給廝丁一人、

一年一替。餘丁糧米、宛匠丁食、正丁六斗。次丁三斗。中男一斗五升。

飛騨の國は、庸も調も共に免除である。其代りに五十戸に就て大工十人宛を出さねばならぬ大工四人に雜役一人宛を給し、交替は一年なり、大工に非ざる者共は、米を送りて大工の食料に宛てよ、但し一人前の男は年六斗にして、次の者は其の半額、中男は又其半額なり、

附言、字解は前々數篇に散述せり、論說考證は姿に記載せず、

大寶令新解　第三卷

第十一篇　學令　凡貳拾貳條

本篇は、學校の法令にして、廿二ヶ條より成る、

字解　○學は、說文に、覺悟也とあり、一字の義を云へば然らん、義解に、教化の官の總名とす、增韻に、教を受け、業を傳ふるを云ふ、又た禮記に、學校の總名とせり、和訓、マナブ、サトル、ナラフ等あり、

第一條　博士助教條

凡博士助教、皆取明經堪爲師。書算亦取業術優長者。

教官は、經學に通じ德行高くして師範とするに足る人を採れ、書道や算術の教員は、其業術技術の勝れたる人を採用せよと云ふ也、但し本法文中に、音博士等を入れざるも、自ら此内に含むものならん、

字解　博士は、日本紀に據の字をハカセと訓めり、又たフミ（文）ヨミ（讀）ビト（人）共

大寶令新解　第三卷

せり。四道の儒と稱するは、紀傳（史學）、明經（文學）、明法（法學）、算道（數學）、の四科を云ふ。延喜の式部式に、物ジリビトとあるは儒をいへり。

第二條　　大學生條

凡大學生、取五位以上子孫、及東西史部子為之、若八位以上子情願者聽、國學生、取郡司子弟為之、大學生式部補、國學生國司補、並取年十三以上十六以下聰令者為之、

大學の學生には、五位以上の子弟、及び代々學術數業の家の子供を採用せよ、若し八位以上の子弟にして情願する者あらば聽許せよ、而して國郡の學生には、郡官の子弟を取れ、大學生は、式部省、國の學生は、地方官に於て管掌すべし、各自の年齡は、十三歲以上十六歲未滿の者にして、耳聰、目睹の敏捷、精神の伶俐なるを採用すべしと也、

〔註解〕　○五位以上、の内には、親王は入らず、親王は、別に文學あり、第五篇家令職員令を看るべし、○東西を、ヤマト、カフチと訓ませる事、職員令第十八條に述べり、○史部を、フビトべと訓む、文部と云ふ如し、古へ支那、朝鮮より歸化したる學者の末孫の家々なり、職員令十八條に既述せり、○國學生は、義解に音讀點を施せしも、今人は國學の生徒と誤讀するの嫌れあるを以て、クニの學生と訓點をなせり、○郡司、國司は廣く地方官員を指す、○聰は、明也、察也と義解にあり、令は、善也、とあり、善良の子弟にして伶俐なるを云ふ、

第三條　　釋奠條

凡大學國學、每年春秋二仲之月上丁、釋奠於先聖孔宣父、其饌酒明衣所須、並用官物、

大學校又は、國々の學校に於ては、每年春は二月、秋は八月共に各上の丁の日に、先聖なる孔子を祭れ、其供ふる饌饌、神酒は勿論、關係人の祭服の類迄、總て官費であると云ふ也、

〔註解〕　○二仲之月は、大陰暦の春は正、二、三、秋は七、八、九の三ヶ月の各其中の月を云ふ、○上丁は、仲春（二月）、仲秋（八月）、の第一のヒノトと云ふ日なり、此丁の日を撰用せしは、一說に丁寧の義に由ると、又、丙丁は火の象ち故に文明の義を採用すと、又た丁は壯也盛也と、人をして勇壯長盛ならしめんとの說もあり、○釋奠は、セキテンと云ふ、周禮に舍奠とせり、釋は釋菜又た舍菜とも云ふ釋は解也、散也、放也、消也、開也、廢也、とあるを以て、トク、スツル等の訓あり、禮記の禮器に、回をスチ、（釋）美質を增すとあり、回は邪辟也と註せり、故に瀧川が此意味を含みて祈るの氣味あらん、奠は、マツリ、又は帶也、說文では此字の象ち

は、凡上に酒を置きたる形ちとせり、即ち神位にミヤを入脚上に供へたる形狀也、釋奠の始まりは、續紀に大寶元年二月丁巳（十四日）と釋奠に記せり、○孔宣父は、孔子の謚號にして、支那では、丹の哀公の十六年則ち孔子卒せし時より、元の成宗帝迄に十回改め謚せり、我國にては、神護景雲二年七月卅日、太政官の達しを以て自今以後、孔宣父を改めて、文宣王と號すべしとあり、此前年、大學の助教膳の大丘の建言に由りて也、同改號は唐の玄宗帝の改號せしなり、○饌酒、饌は音撰にして訓はメシ、又はノミクラフ、或はクヒモノソナフル、と訓む、論語に酒食あり先生に饌すと、論語にては先輩に供ふることゝす、本條文では主にミケ則ち御食を云ふ、〈明衣は、祭服なり、論語にモノイミ（齋）する時には、必ず明衣あり、則ち浮衣なり、

附言　續紀に因れば、養老四年二月乙酉に釋奠の器具を造ら令められたり、又た祭畫の數は我國では大抵孔子に配享するに十哲とす、支那では此外に七十二弟子及び丘明、孔安國等廿二名をも配享せし事あり、又た式としては、供物の内ち三牲とて、支那では牛、羊、豚の丸煮を以てするも、我國にて、大鹿、小鹿、豕とす、若當日が園、韓神、春祭等の前に當れば、三牲に代はるに、五寸以上の鯉、鮒を用ふと、延喜式卷之廿大學式に詳か也、因に園神、韓神は、宮内省に鎭座すと、古事記舊事記にては、甲は南に在り、乙は北に在り、一說に笛匠體、神寶劒鉾と、式の卷一には園一座、韓神二座とせり、

第四條　學生爲序條

凡學生在學、各以長幼爲序。初入學、皆行束脩之禮於其師。各布一端。皆有酒食。其分束脩、三分入博士。二分入助教。

生徒は、學校に在りては、年齡の少長を以て順序を立てよ、入學の際は、皆各學生が、師とすべき先生徒に束脩の禮を行ふべし、其物品は生徒一人にて布十端、酒一桶とす、此酒にて師弟契約の小宴を開く也、布は、七分して博士一人に三分、助教二人に四分則ち助教は一人に付き二分宛分收せよとの法制也、

解　○束脩は、其始め支那にては、初對面を請ふ時に今云ふ進物を呈するので、身分に依りて各差等があり、例之ば、天子に謁するには玉を以てす、卿大夫には羊や脳を、士族には雉、庶人にはアヒル、工商人には鷄と云ふ事より轉用して、師と頼むべき時に此束脩の禮を用ふる也、本條の品は、其内にて最も輕少の物品を撰用すと云へり、論語の述而篇に孔子も之を云へり、其は十束脯と云ふて、鹿等の乾肉を如何樣の如何程なる束か未詳なれ共、乾肉十束を上つるとある也、

第五條　　明經教科書條

凡經、周易、尚書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲一經。孝經、論語、學者兼習之、

本條は明經明法二科の教科書目を示したる條にして、經學では、易經、書經、周禮、儀禮、禮記、詩經、左傳を一經とし、孝經と論語は、生徒は兼習せねばならぬとなり、

解説　○周易は、今の易經を云ふ、其初め伏羲氏が、横の棒三本だけを畫したるをケ、又はクハ（卦）と云ふ、其後之を解釋して文字に顯はしたるは、周の文王及周公と孔子、故に周の易と云ふ也、而して易と云ふ語は、交代變易を云ふ、故に乾坤陰陽剛柔盈虛の變化を究め、則ち國家の治亂盛衰安危存亡、天變地異、人の榮枯浮沈死生に至るまで、其故あるを筆にするの標準書となせり、○尚書は、今の書經を云ふ、尚は上古の意とす、而して書としては、此書が最古の書である故に尚書と云ふ、後世支那にては、立法行政の龜鑑となせり、○周禮以下三禮の禮は、皆ライと讀む、合稱して三禮と云ふ、周禮は周の官制職掌を記せり、儀禮は、周代の禮儀即ち坐作進退の品節を記せり、禮記は以上二禮に載せざる儀式制度を摘錄するものなり、○毛詩は、今の詩經を云ふ、毛萇と云ふ人の注釋本（傳と云ふ）が最古の注故に此人の姓を冠して毛詩と云ひ習はしたる也、支那の上は帝王より、下も田夫野嫗に至るまでの詠を記せり性情の眞を見るもの此書にしくはなきなり、○春秋左氏傳は、今左傳と云ふ、魯國の歴史にして春秋と云ふ書を、左丘明と云ふ人が注解を加へたるを以て、左傳と云ふ也、○孝經は、第一に兩親に孝行するより身を立て道を行ひ名を後世に揚るは孝の終也と云ふ事等を書たる書也、○論語は、孔子一代の言行錄也、

第六條　　教授正業條

凡教授正業、周易、鄭玄王弼注、尚書、孔安國鄭玄注、三禮、毛詩、鄭玄注、左傳、服虔杜預注、孝經、孔安國鄭玄注、論語、鄭玄何晏注、

本條は明法、明經二科の學生の教科書目とす、此科の生徒には、易經ならば、鄭元か王弼の注本、書經ならば、孔安國か鄭元の注本、三禮と詩經は、鄭元の注、左傳は服虔か杜預の注、孝經は孔安國か鄭元の注、論語は鄭元か何晏の注本を教授せよと云ふ也、

字解　○周易注、十卷、鄭玄、隋書經籍志、唐書藝文志、共に同題、王弼、韓康伯の注亦同じ卷數也、故に張之洞の書目答問上冊三張の左三行に、周易鄭注、十二卷、丁傑の輯補にて、陳

孝經、胡渭禮書本あり、外に種々あり、猶同又た四庫目を參照すべし、以下の諸書も亦然り。○鄭玄の玄は、又元の字をも書く、後漢書列傳廿五に載せり、鄭玄、字は康成、北海高密の人、博識にして六藝に通じ、終身官途に就かずして農莊の間に隱棲すと云ふ、晩年には、數千人の門弟が雲集すと云ふ、古書として注解を施さゞるは殆んど無きが如しと云ふ。○王肅は魏人なり。○古文尚書十三巻孔安國の傳本、石經鄭玄の尚書八巻、尚書正義廿巻等あり。○孔安國は、孔子の末孫にて、前漢武帝時代の人也。○三禮と詩經、周禮十二巻、儀禮十七巻、禮記廿巻、毛詩攷卅六巻、以上四部鄭玄の注本。○左傳解詁卅一巻、服虔の注、春秋左氏經傳集解卅巻、杜預の注也。○服虔は、後漢書の列傳六十九に、服虔字は子愼、初の名は重、又祇とも云ふ、後ちケン（虔）と改む、河南滎陽の人也、少にして清苦を以て太學に入學して業を受く、雅才あり、善く文論を著し、後ち九江の太守となりて病歿せり。○杜預は、晉書列傳の四に、杜預字は元凱、杜陵の人なり、經籍を耽讀す、殊に左傳癖の名あり。○孝經は、孔安國の古文孝經一巻、鄭玄の注本一巻。○鄭玄の論語注十巻、何晏の集解論語十巻、あるといへり。○何晏は、三國志の魏の列傳の九に、晏は何進の孫也、秀才を以て知らる、老子や莊子の言を好んで道德論を作り、其他著述數十篇と云へり。

附言、孔安國の古文孝經は、支那にして亡佚したりとて、太宰春臺の古文孝經を日本より逸れりと云ふ。

第七條　　大經條

凡禮記左傳、各爲大經。毛詩周禮儀禮、各爲中經。周易尚書、各爲小經。通二經者、大經内通一經。小經内通一經。若中經、則併通兩經。其通三經者、大經中經小經各通一經。通五經者、大經並通、孝經論語須兼通。

本條は、明經明法二科の學生の學科と見做すべし、九經を大別して大中小の三經とし、即ち禮記と春秋左傳を大、詩經と二禮を中、易と書經を小經とす、二經を稽古する者は大經にて一部、小經にて一部とす、若し小の代りに中經ならば二部を稽古さす、又た大中小全通せんとするものは、三經中各任意に一部宛を撰用せしめて稽古をさせ、又た五經を稽古する者は、大經則ち禮記春秋の二部は、是非稽古をさせ、且つ孝經と論語は必ず兼學さすべしと云ふ也。

【註】○小經は、本文の外、延暦十七年三月に、周代の公羊と云ふ人の作傳せし春秋と、周代の穀梁と云ふ人の著作せし春秋の二傳を兼小經として加へられたり。○五經は、禮記、春秋、詩經、易、書經とす、尚委細書目を見んと欲せば、四庫書目、及び張之洞の書目答問が便利で

ある、

第八條　　經書通讀講義條

凡學生、先讀經文通熟、然後講義、毎旬放一日休假、假前一日、博士考試、其試讀者、毎千言內、試一帖三言、講者、毎二千言內、問大義一條、總試三條、通二為第、通一、及全不通、斟量決罰、毎年終、大學頭助國司、藝業優長者試之、試者、通計一年所受之業、問大義八條、得六以上為上、得四以上為中、得三以下為下、頻三下、及在學九年、不堪貢舉者、並解退、其從國向大學者、年數通計、服闋重任者、不在計限、

本條は、ナヘリ、明經明法二科の學生の素讀、講義、試驗、及落第、在學年限等の事を制定せし令條なり、

生徒は授かる處の經書を素讀し、然る後に意義を解せよ、毎月十日に一日の休暇を致させ、其休暇の前日は、教官に於て小試問をせよ、先づ素讀の方にては、千字に就き三字の讀答を出させ、講義の方では、二千字に就き要點一ヶ條、總計三題を發して讀答をさせ、其內二題の出來た者を及第とし、一題しか出來ず又は三問共讀答出來ざる者には、鞭撻を以て罰せよ、鞭を以て撻つの多少は、教官に於て斟酌せよ、而して年末に至らば、大學寮の長次官、及び國の學生ならば、地方官が、其學生中の優等者を撰拔試驗せよ、試驗官に於ては、學生が其年授かりし科程を計算して、其內より要點八ヶ條を試問し、內チ六題の解答者を甲とし、四題以上を乙とし、三題以下を丙とし、三年間續いて丙點を得たる者と在學九年にして、及第の望み無き者とをば退學を致させ、但し國々より、大學に學び爰る學生の內に於て、就學年限中に兩親の喪服に逢ふて、休學して居た者は、其休學月數は九ヶ年外に功力ある者とすべしと云ふ也、

【語釋】○休暇の暇は假に同じ、○考試の考は義解に校也とあれ共試問と看做すべし、委くは考課令に述ぶ、○千言は千字也、○一帖の帖は答と看做すべし、委くは考課令第六十九條以下に述ぶ、○決罰は、笞打の罰を指す、○貢擧は、貢は貢人と云ふて、國々の學生より採用する及第者也、擧は擧人といふて大學育ちの學生より採用する及第者也、○解退は退學の事、○服闋重任は、喪終りて又た學校に出ると云ふ事也、闋は終と訓む、

第九條　　分經教授條

凡博士助教、皆分經教授學者。每受一經、必令終講。所講未終、不得改業。

教官は、各自各科を分擔して學生を教授せよ。一經を授くる每に必ず講義を終はらしめよ、一書の講習終了せざれば、他書に移りて授け授かる事はならぬと也。

第十條　　考課等級條

凡博士助教、皆計當年講授多少、以爲考課等級。

教官に對しては、教官が當年授けし學業の多少を通算して、以て教官等の升級の事をせよと云ふ也。考課令三十九條（四十二最の內）及び六十七條國博士の條を參考すべし。

第十一條　　通二經條

凡學生、通二經以上、求出仕者、聽舉送。其應擧者、試問大義十條。得八以上、送太政官。若國學生、雖通二經、猶情願學者、申送式部、考課得第者、進補大學。

學生が二經以上に通達し、出て官に仕へんと求めば、太政官へ擧げ送る事を許せ、而れ其其者

には、既に研究したる二經以上の內にて要項十題を課して試問せよ、八題以上の解答を得ば、太政官へ送れ、又た國々の學生の二經に通じ、尙其上研究を情願せば、式部省に申し送れ、省に於て試問の上及第せば大學生にしてやれ、若し落第せば本國に返せと云ふ也、委しくは第十四篇考課令の第六十九條以下を參看すべし。

第十二條　　講說文才條

凡學生、雖講說不長、而閑於文藻、才堪秀才進士者、亦聽舉送。

學生は其講義說明に於て及第點に至らざる共、其文章が美麗なるに於て、才、秀才進士の二科に堪ゆると見込まば、擧げて太政官なり、式部省なりへ送れと云也。

〔字解〕　○不長は、及第點に非ざるを云ふ、○閑は、爾雅に習也とあり、荀子の勸學篇には、多見を習とす、故に習熟と[illegible]如し、職員令左馬寮の閑とは其義差へり、○文藻は、文章と云ふ如し、藻は水草にして、[illegible]澤美文あるもの、故に文章の美なるに喩ふ、○秀才、進士は、明經、明法の二科と合して我國の古代に於る四科の及第業といふ內の二科にして、委しくは、第十四篇考課令第六十九條より以下に於て述ぶ、

第十三條　　算經條

凡算經、孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開重差、周髀、九司、各爲一經。學生分經習業、

數學、天文の書は、孫子等外八種の書をば、各一經とせよ（即ち九經也）、學生は、經を分て修業せよと云也、

字解　○孫子は、人名を其ママ算術書目にせし事、老子、莊子と云ふ如し、隋及び唐の經籍志にては、孫子算經二卷或は三卷とす、○五曹算經、五卷、是亦人名を冒せり、○九章算經は、周公の作也と、講令備考に、後漢書鄭玄の注に又た外に算學啓蒙の序に曰とあれ共、四庫書目に、何人の所傳たるを知らずとあり、九章一名九數とせり、九篇あり、一に方田、二に粟米、三に差分、四に少廣、五に商功、六に均輸、七に方程、八に盈不足、九に旁要也、○海島算經、一卷、○綴術、五、或は六卷とせり、○六章、六卷、○三開重差、隋志に九章重差圖一卷、唐志に劉向の重差一卷とせり、○周髀のヒはモヽ（股）と云ふ字にて音ヒ也、下を解するの代名の如し、併しヨヽは天文書の由、一、又は二卷あり、續紀十一、天平三年三月乙卯の制、及び式部式の上に凡算得業生、不解周髀者聽得及第、不須敍位、但聽留省、○九司、一卷、

第十四條　　國郡司解經義條

凡國郡司有解經義者、則令兼加教授。若訓導有成、則可進考。

地方官中に學力のある者有りて、經書の意義を知る官吏があらば、國博士の補助に、博士等の手傳へをさして、國の學生に教授を加へさせよ、若し手傳さして、其訓育見る所あらば、其官吏に對して升級せよと也、

字解　○訓導は、教へ導也、

第十五條　　習字學生條

凡書學生、以寫書上中以上者聽貢。其算學生、辨明術理、然後爲通。試九章三條、海島、周髀、五曹、九司、孫子、三開重差、各一條。試九、全通爲甲、通六爲乙。若落九章者、雖通六猶爲不第。其試綴術六章者、准前、綴術六條、六章三條。試九、全通爲甲、通六爲乙。若落經者、雖通六猶爲不第。

不第。其得者敍法、一准明法之例。

書道の學生は、文字を覺ゆるを主とせず、只書寫せる字形筆跡の巧麗優秀なるを以て本とす。故に其書寫せる筆跡が上又は中等以上ならば、及第の進士として官途に就かしむる事を免せと也、其數學生は、算術の理を辨明し、而して後に通解したとせば、九章等經の內にて三題、海島算經以下にて、各一題宛則ち合計九問を試驗せよ。九題共に、明晰の解答を致したる者を甲とし、六題解答を乙とし、萬一九章に落第すれば、外の六題が出來たとしても及第ではない、又た綴術と六章經の試問を受くる者は、前項に准じて綴術が九題、六章で三題、合計九問とせよ、九問解答すれば、無論甲となし、六題解答を乙とし、若し六章の三題が出來ずして、六問の解答を致しても及第に非ずとす、而して及第者の敍任法は、明法科の例に准ぜよと云ふ也、

字解 ○書學生は、筆道の學生也、○聽貢は、貢人たるを許せと云ふて地方學生の式部省に上りて仕官するを云ふ、○落經は、宗とする所の經書に落第する也、○不第も亦落第と云ふ如し、○敍法は、第十二篇選敍令の第廿九、卅條に委く述ぶ、○明法は、上述の如く四科の一にして、是亦第十四篇考課令の六十九條以下七十五條までの間に詳述す、

第十六條　學生請暇條

凡學生請假者、大學生經頭、國學生經所部國司、各陳牒量給。

學生は、既定の休暇の外に、兩親又は自分の病患等にて、臨時休課を受けたき者は、大學生は大學の頭に屆け、（頭の次を含む）國の學生は、當局者に事情をば書面に認めて屆け出せ、さすれば頭又は地方當局に於て見計ひて休暇を給ふと云ふ也、

字解 請假のカの字は暇と同じ、○所部國司は、管轄地方官と云ふ如し、○陳牒は、學生自署の書面、○量給は、係官に於て見計りて日を與ふるを云ふ、

第十七條　輙不得使學生條

凡學生、自非行禮之處、皆不得輙使。

學生をば、釋奠の時とか、又は入門則ち束脩の禮を行ふ時とかの他は、輙く使役する事はならぬと云ふ也、

第十八條　禁音樂雜戲條

三三六

凡學生在學、不得作樂、及雜戲。唯彈琴習射不禁。其不率師教、及一年之內違假滿百日者、並解退。

學生は、在學中、音樂を弄し種々雜駁なる遊戲抔をする事はならぬ、併し琴を彈じ弓術を學ぶは差支はない、尙正業を怠り、師の敎に從はずして雜戲に耽り、而して制定の休暇外に、一年を通じて百日休業する者には、退學をさせよと也、

[illegible]　○雜戲は、舞踏遊藝の類、○琴は禁なり、邪を禁止して人心を正ふする也、五絃とせり風俗通に云く、長さ三尺六寸六分、廣さ六寸、上を池と云ひ、下を濱と云ふ、前廣く、後ろ狹きは、尊卑を象る也、上圓く下方なるは、天地に法る也、五絃は五行（木火土金水）に象り、大絃を君となし、小絃を臣とす、云々等の說あり、○射は仁の道也、正しきを自己に求め、己れ正しふして後ち發つべし、發して中らずとも勝る怨みず、己れに勝者は、己れより求めたる也、○禁の字を、イサメと訓み、是は天武紀に禁の字をイサメと訓み諫諍の意を含めり、萬葉集に禁をイサメと訓み、又た天智紀に、禁斷をイサメヤムとせり、又た新古今集の下に、延喜の御時女藏人內匠、白馬の節會見侍りけるに、車より紅の袙を出したりけるを、撿非違使の糺さんとしければ、いひつかはしける

大空にてる日の色をいさめては

あめが下には誰かすむべき

と此女官が詠せし歌にて罰はなかりしと云ふ、○違假は、一定の休暇に違ふと云ふ意也、

女藏人內匠

第十九條　學生忌服條

凡學生、年廿五以下、遭喪服闋、求還入學者聽之。

學生は、廿五歲未滿にして、兩親の喪に逢ひ歸省し居て、再び學校へ入らんとする者は許可せよと云ふ也、是は在學滿九ヶ年になれば退學せねばならぬ法則であるに因る、故に十五歲で入學した者ならば、廿五歲の歲月にて滿九年となれば也、併し親の喪は差引出來る也、又た滿九年になりても、今暫時在學させて置けば成業すると云ふ見込が敎官等にある時は猶豫の出來得る規則となりて有る也、

第二十條　田暇授衣暇條

凡大學國學生、每年、五月放田假。九月放授衣假。其路遠者、仍斟量給往還程。

大學及び國々の學生は、毎年五月に播殖の助けをする爲めに、兩親の許へ歸省をする休暇をやれ、又た九月には、冬着をモラヒに行く休暇をやれ、其路程の遠近に依て日數を斟酌して給へと云ふ也、

〔解〕 ○田暇は、田植の休暇、○授衣は、詩經の豳風に、七月流火、九月授衣、注に、九月霜始めて降り、婦功成り、以て冬衣を授くべしとて、則ち暑往寒來冬服モラヒに行くのである、

第二十一條　　被退校條

凡學生被解退者、皆條其合解之狀、申式部、下本貫。其五位以上子孫者、限年廿一、以上申送太政官、准蔭配色。

學生中、退校せらるゝ者は、其事由を條項に分ち書面を以て、式部省に具申して本籍へ下せ、五位以上の子孫は、廿一歳を限りとして太政官に具申せよ、但し父祖のお蔭によりて夫々職に就かせよと云ふなり、

〔解〕 ○解退は、退校、○條は條々也、○合解は、トクベキと訓みて、退學さすべしと云ふ如し、○准蔭は、インにジュンじてと訓みておかげに依ると云ふ意にして、一、二、三、四、五位等に准ずる也、○配色は、其種別々々に職に就かせしと云ふ如し、第十七篇軍防令第四十六條參看すべし、

第廿二條　　令觀儀式條

凡學生、公私有禮事處、令觀儀式。

學生には、公私の別なく、大中小等の禮、例之ば、元日、又は公卿大夫の葬禮等、其吉禮凶禮に關せず、見習はしむる爲めに、儀式を觀せしめよと云ふ也、古昔禮儀の嚴なる事、方今の比に非るを推察すべし、

大寶令新解　第四卷

第十二篇　選敍令　凡參拾捌條

本篇は、任官、敍位の法制也、

新解　○選は、選擇にしてヱラブ也、左遷の遷と文字を異にせり、選は才を選みて官職を授くる也、敍は考敍也、勤務の成績を計上して位階を次第し賜ふ也、○三十捌條は、何れの集解にも三十九條としてあるけれ共、私に之を計ふればヤハリ義解の本にある如く三十八條しか計へられぬ、令抄に兩本相違ありとして一本合八條を除きて三十八條とすとは何れの書を指せしか後者を要す、然して今余の假りに條數を冐せしを以て抄出せば、第十四條に凡令人、史生、兵衞云々を敍せん事はとある一條とすれは、該條は義解にも集解にも揭げあれば也、依て塙の義解本に從ふ、

第一條　應敍條

凡應敍者、本司八月卅日以前校定、式部起十月一日、盡

十二月卅日。太政官起正月一日、盡二月三十日。皆於限內處分畢。其應敍人、本司量程申送集省。

本條は、奏任官の敍位、則ち六位以下の敍位の手續きにして、官、省、職、寮、司、署、事、府、國郡、等官員の敍位すべき人々をば、各前年の八月一日より當年の七月三十日迄に定めて、文官は式部省、武官は兵部省へ其書類を送達すべし、式部及び兵部省は、十月の一日より勘査して十二月三十日迄に太政官に送達せよ、太政官は翌年正月の一日より勘査し二月三十日迄に、右二省へ返附すべし、總て此期限內に於て處分し終らしめよ、而して敍位に預る人々を式部及び兵部省に集めて敍位式を行へ、但し五位以上は中務省の取扱にせよと也

【字解】○應敍は、敍すべきと訓みて六位以下の奏任官又は無役もある也、○本司は、諸多の役所、○量程は、各府縣の遠近を測るを云ふ、但し位記拜受には若一役所に於て多人數あれば總代として一人出頭して拜受する事もあると推知すべし、考課令の第一條、又は受附の日限等の事は、公式令の第六十二條を參看すべし、

第二條　敍位大別條

凡內外五位以上勅授。內八位、外七位以上、奏授。外八位、及內外初位、皆官判授。

本條は、勅、奏、及び判任官の位階を大別せし也、則ち外五位以上は勅任、內八位、外七位以上は奏任、外八位及び內外九位は皆判任とす、

【字解】○正、從、上、下、內、外、大、少の事、此階別は古代の位階にありしも今世は正從の外廢階となれり、○正從は正副の如し、外位はモト外官のみに授かりしも後は姓氏の卑凡なる人を外位に敍する事となりたり、內位より稍輕き階級とす、而して正五位上より、少初位下迄に外を附するも四位以上には外位なし、○大、少は初位のみに冠せし也、初位は九位の如し、○勳位は古代は武官のみに賜りし位階にして其相當は、六等以上は勅任の人に、十二等以上は奏任の人に賜ひし也、方今の勳位は、文武共に賜はり、別に功として武官中戰功ある人而已に賜へり、昔の功は文武共に賜はりたり、故に今昔相反するなり、

以上二條は敍位の事にして以下は大抵任官の事を擧けり、古へは官より位階を尊重せられたり、

第三條　任官大別條

凡任官、大納言以上、左右大辨、八省卿、五衞府督、彈正尹、大宰帥、勅任。餘官奏任。主政、主帳、及家令等、判

任 舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人等、式部判補。

本條は、勅、奏、判任の主なる任官を示したる也、古へは今の如く親任官なる名稱なし、故に大納言以上大臣とても勅任とせられたり大辨及び八省の長官、衞門、左右衞士、左右兵衞、合計五个の衞府の長官、彈正臺の長官、大宰府の長官も亦皆勅任也、其餘中央地方諸役所の主典以上及び郡長、軍毅則ち軍團の長等皆奏任たり、主政、主帳及び諸家の家令等は判任官とす、但し内舍人は有位の人なれ共判任たり、舍人、史生以下皆式部省に於て準判任の辭令を交付せし也、

字解 ○官名は、職員令の諸條に既に述べり、○舍人は、第一卷第二篇職員令第三、第五條に既に解述す、○使部は、諸役所の雜用に驅使する人共を云ふ、○伴部は群部と云如し、○帳内は親王に給はる舍人にして、資人は臣下に給はる舍人ともいふべし、

第四條　應選條

凡應選者、皆審状迹、銓擬之日、先盡徳行、徳行同、取才用高者、才用同、取勞功多者。

本條は、奏任官を銓衡選任する令條にして、先づ選任せんとする時は、皆各被選者の既往の行状卒跡を調査し改め其人を銓衡する日に、第一に德義品行を査し、德義品行同等ならば、辨才手腕の高き者を採れ、德才共に同等ならば、年功則ち經驗の多き者を取れと云ふ也、

字解 ○審は、審判、審査の審にして明かに改むるの義也、○状は、行状にして、既往則ち過去一年若くは數年間の行爲を云ふ、迹は音積にして、モトは足の跡の事なり、轉用して凡て功過の見るべき者を跡と云ふ、跡と同字にして、蹟にも亦通ぜり○銓擬は、銓衡と云ふ如し、銓も衡も天秤の竿にして、測量する事なり、○德行は、德義品行を云ふ、德に就ては、其注釋殆んど際限なけれ共、周禮の六德を云へば、智、仁、聖、義、忠、和とせり、又た論語に由れば、溫、良、恭、儉、讓等諸書に依て其名少からず、行は、右等の德の行爲則ち行状に顯れたるを云ふ○勞功は、年功經驗を云ふ、

第五條　兼任官條

凡任兩官以上者、一爲正、餘皆爲兼。

本條は、兼攝官を云ふ令條也、二官以上數役に任する時は、一官だけを正とし、其餘は皆兼官とせよと云ふ也、

【字解】○正とは、官職と位階と相當するを正とす、然れ共若し皆相當せざれば、其内最高の役を正とすべしと也、

第六條　行守條

凡任内外文武官、而本位有高下者、若職事卑為行。高為守。

内外の文武官に任せられたる者、其官位相當則ち正三位の相當官は大納言である故に、此官位相當し有らば、正三位大納言何某と署名して宜しけれ共、若し官位に高下あり、則ち從二位にして大納言の官なれば、從二位行。大納言何某と署名し、之に反して正四位で大納言ならば、正四位守。大納言何某と署すべしと也、兼官あらば其兼官を大納言の下に兼何々と署すべし、古は位階を上に記し官を下に書きしも、今は官を上に位を下に署する也、故に今は其署名の順序は、官、位、勳、功、爵、學位、姓名と云ふ順に署せり、

【字解】○内外は、内官は在京の諸官にして其餘は外官とす、○本位は、位を云ふ、○職事に、官職也、○行はモト在右兩足相交代に伉て前む形ちの字也、故に爾雅釋宮に、堂上に於ては行と云ひ、堂下に於ては步と云ふとあるより轉用せし也、○守は、マモル、タモツ等の訓あり、易の繫辭傳に、何を以て位を守る、曰く仁とある點に因れるならん、

第七條　禁近親採用條

凡同司主典以上、不得用三等以上親。

本條は、依估贔負又は不公平、不正の事を豫防する令條にして、則ち同一の役所内に於て主典以上にして、三等親以上の近き親屬を用ふる事はならぬと云ふ也、

【字解】○同司は、同じ役所、○五等親の解は、第十八篇、儀制令第二十五條に詳述す、

第八條　任官死亾條

凡在官身死、及解免者、皆則言上。其國司、大上國介以上、中國掾以上並闕、及下國守闕者、皆馳驛申太政官。若大宰帥、及三關國、壹岐對馬守者、雖獨闕、猶從馳驛例。其待報之間、大宰遣判事以上官人權攝。任訖、馳驛發遣。

本條は、官人死亾又は辭職、解職、免職、退職等の時の取扱法也、

官人在官中死亾し、或は兩親の喪の爲め、或は病氣等にて辭職等する者は、奏任以上ならば太

政官に、判任以下ならば、本人所屬の役所に、皆々言上せよ、其地方官にて、大上國の長、次官、中國の判官則ち掾以上、及び下國の長官、闕員せば、別仕立の早打を以て太政官へ申達せよ、大宰府の長官及び三關則ち關所のある伊勢、美濃、越前、或は壹岐、對馬、の如き邊塞國の長官が闕官せば、是亦別仕立の早打たるべし、而して太政官の報ある迄は、大宰ならば、判事則ち大小監に相當以上の官人を遣はして兼務せしめよ、任官の曉は早打にて任地に赴かしめよと云ふ也、

字解　○解免は、解職、免―、辭―、退―、等を含有せり、犯罪ありての免職にして、奏任ならば、判決を太政官に、判任ならば省寮職司に言上し、其報を得て解官せよと也○國別及三關の事は、職員令の第七十條に既に述べり○馳驛は、早打の如し、○判事は、判官にて、八省ならば大小丞なり、○權攝は、假りの兼職務と云ふ如し、權は權威、―勢、―柄、―謀の―とは其義を異にし權の守、權の介、權妻の權と其字義同じ、攝は總也、兼也、假也、攝め斂む也、整理、整頓の意なり公式令五十七、五十八條參看すべし、○訖は終也、

第九條　奏判進級條

凡初位以上長上官遷代、皆以六考爲限。六考中中、進一階敍。每三考中上、及二考上下、并一考上中、各亦進一階敍。一考上上、進二階敍。其進加四階、及計考應至五位以上、奏聞別敍。其考未滿而以理解、及考在中下以下者、不在進限。若有上考下考、准折之外、仍有上考者、各聽依法加階。則考未滿、從見任遷爲内外官者、並聽通計勞。其六考之外有餘考者、通宛後任考。

本條は、奏任、判任の進級條例共云ふべき令條なり、九位以上六位以下の升叙に於ては、悉く皆進級年限は六年であり、其六年間の功過成績が中の中ならば一階を昇せ、又た前三年間は中の上で後一年は上の下、爾後の一年上の中ならばヤハリ一階を昇せよ、又た一年の成績か上上ならば一度に二階を進め昇せ、若し抜群優等則ち非凡超越の成績にして、四階も進めんとあらば、其功績を能々勘査し、而して、此飛び越をさするとして、若し五位以上卽ち勅任に達する樣の事にならば、奏聞に達して、特別の取扱とせよ、又た進級の全年限則ち六考の勤務未滿にして、止を得ざる爲めに、辭職或は解官ある者とか、或は成績が中の下以下ならば進級さする

限に非ず、若し優等超凡の成績ありて、之れを下の下と混和するとか或は平均するとか、又た折衷をするとかしたる外に、上功あらば、法に依て加階せよ、又た進敍年限未滿にして、現任地より他役所へ轉任する者ならば、既に前任地に勤めたる成績を合計する事にいたせ、前六考の外に剩餘の勤功あらば、之れは後任の考に充てる事にせよと云ふ也、

義解 ○初位以上は、大抵奏判任の遷代則ち進敍なり、併し勅任も亦六年の考とす、○長上官は、有位の人を云ふ、長はトコシナヘにて常の事、上はツトムる也有位の人は分番則ち交番なしにして毎日出勤也、此語の出處は、資治通鑑第一百一十卷晉紀の三十二、安帝の隆安二年二月壬午(西暦紀元一〇五八年、仁德天皇の八十五年)、燕主寶、乙連に至る長上段速骨、朱赤眉等、衆心の征役を憚るに因て、遂に亂を作す、胡三省の音注に、凡衞兵皆更番迭上す、長上は番代せざる也、唐の官制に、懷化執戟長上歸德執戟長上、皆武散階九品、長上の官銜しとあるを見れば頗る古きよりある官名なり○遷代は、卑官より高官に遷るを云ふ也、○六考は、六回調査と云ふ如し、則ち年一回宛の成績調査六回するを云ふ、因に叅考の爲めに、令抄の圖を附記す、六考は六年の考也、番上(交番勤務)は八考を以て限とす、慶雲三年の格にては、長上(毎日勤務)番上の考は、各二考を減じて、長上を四考とし、番上を六考とす、

長上考に九等ある圖左の如し、

長上考九等圖

上上	上—一最以上有四善。—毎一考進一階。	六考十三階。
上中	中—一最以上有三善、或無最而有四善。—毎一考進一階。	六考七階。
上下	下—一最以上有二善、或無最而有三善。—毎二考進一階。	六考四階。
中上	上—一最以上有一善、或無最而有二善。—毎三考進一階。	六考三階。
中中	中—一最以上、或無最而有一善。—毎六考進一階。	基階。
中下	下—職事粗理善最弗聞。不任進例。	
	五考中中、一考中下の如きは階を進む可からず。	
下上	上—愛憎任情處斷乖理。	
下中	中—背公向私職務廢闕。	
下下	下—居官諂詐貪濁有状。	

圖中の四善四十二最の事は、第十四篇、考課令の第二條より第四十八條迄を參照すべし、

六年なる一例を遐文的に擧れは、萬葉集卷十九の下に、越中の守大伴宿禰家持が太政官に轉任を命せられし時の歌として二首あり、勝寶三年七月十七日(今の八月十六日に當る)を以て、少納言に遷任せらる、仍て悲別の歌を作り、朝集使越中の掾久米朝臣廣繩の館に贈る二首、既に六載の期に滿ち、忽ち遷替の運に値ひ、是に於て舊に別るの悽、心中鬱結、涕の袖を拭ふ、何を以て

か能早せん、因て悲歌二首を作りて、式て莫忘の志を遺る、其詞に曰く

荒玉の年の緒長く相みてし
その心ひきわすらえめやも

いはせ野に秋はぎしぬぎ馬なめて
はつとがりだにせずやわかれん

右八月四日贈之（今の九月三日）

便ち大帳使に附きて、八月五日を取て京師に入るべし、此に因て四日を以て、國廚の饌を、介の内藏の伊美吉縄麿の館に設けて餞す、時に大伴宿禰家持作歌一首

しなざかる越にいつとせすみ住て
たち別れまく惜しきよひかも

右の歌題では六年、歌にては五年、實際は、足かけ六年にして滿五年なり、前筑前守山上憶良、藤原宇合にも此種の作歌あり略す、○階は、當代にては三十階ありし也、官位令にあり即ち正一位より從三位迄六階は正從のみにて上下なし、正四位より少初位下迄二十四階、則ち四位より八位迄は各正從上下あり、○以理解は、止むを得ざる解又は辭職と看るべし例之は七十以上にて致仕及廢官の如し、○准折はナゾラヘ、ヘグと云ふ文字にて差引折衷と云ふが如し、○見任は、現職也、○内外官は、中央及び地方官と云ふ如し、○前勞は、前の勤功、○餘考は、餘分の功績と云ふ如し、

第十條　　計考應進條

凡計考應進、而兼有上考下考者、並得准折。每一中下、得以一中上除之、每二中下、及一下上、得以一上下除之。下上、謂非私罪者。上中以上、雖有下考、則從上第。下考、謂不至解官者。公罪下中、私罪下上、雖有上下、仍從下考。

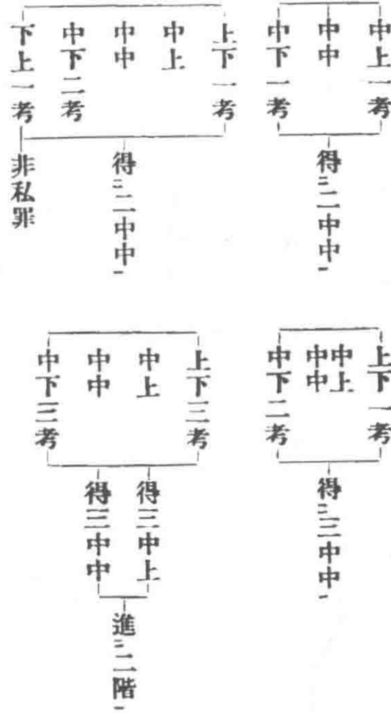
本條は、主に中の中以下の成績者に對する法令にして、准折結階の法と云ひ、故に既定年數の功過を差引計算して、進級すべけんには、上考と下考あらば、之を混和し差引勘定すれば、中の中考に當る也、又た一の中の上考を以て、一の中の下考を除けば、二の中の中考を得、又た一の上の下考を以て、二の中の下考を除けば、三の中の中考を得、又た同じく一の上の下考を以て、一の下の上考を除けば、二の中の中考を得、若し三考共上の下にして、三考が中の下ならば、三

の上下を三の中の上とせよ、次の三の中下を三の中の中として、則ち位階二級を結ぶ也。下の上は一般に於ては、私罪にても犯したる者の考績點なれ共、此處の下上は、私罪に非すとせり、又た上と中との考以上に計算出來得る者は、其内に下の考ある共上第に依れと也、又た公罪と銘を打たれたる下の中考と、私罪と算定せられたる下の上考は、内に上の下あるも皆下考とせよ、但し下考は解官免職に至らする事なかれと也、

【今譯】○准折は、前條に文字を譯解す、ココには其表を掲載す、○從上第は、上等の及第に從へと云ふ也、例之は、六考の内ナ一考は上の中考にて五考は下の中考ならは、一考の上の中考に因て一階を進め、則ち上の中は一考にても一階級を升進さするのである故に餘の五考は捨て論せすと云ふ也、但し中中の基礎考なければは二階は進められぬ、○從下考は、下等の成績に依と云ふ、但し落第には非す、例之は一考は下の中考にて、五考は上の下考ならは、下の中考れ一考に依て、上の下の五考を棄つべし、是れは下の中考は公罪を犯し、下の上考は私罪を犯せし考故に、上の下五考ありても、下考に從て叙せざる也、

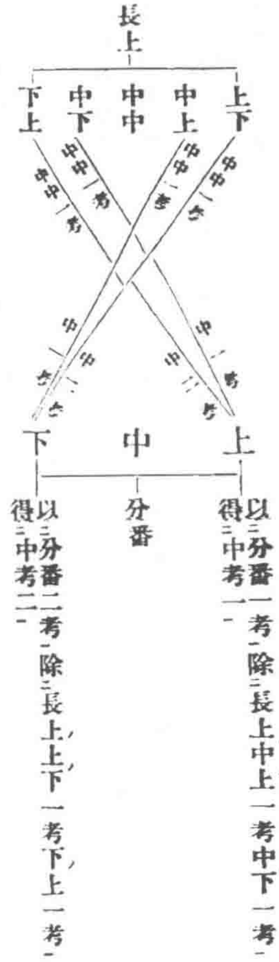
○上日の事、請令備考に、秉燭譚に曰く、本朝の昔、百官考選の限、凡て四科あり、内長上、内分番、外長上、外分番、其詳なる事は義解に具れりとあれ共、義解にては繁に過ぎて却て了解に苦む點少からす、尤も疑點難解の箇所もあるを以て、今假に諸書を參酌し補注を試みんとす、長の字はトコシナヘと訓み常住不斷を云ふ、故に交代なし則ち分番せすして勤むるを云へり、履前述せし如く、内長上は在京の有位の官員の事にして、内分番は、ヤハリ在京の無位の官員にて交代して勤むる役人也、外分番は地方官の分番なり、

准折法



内外長上は、二百四十日を以て一考とす、内外分番は、一百四十日を以て一考とす、帳内、資人は、二百日を以て一考となす、

長上分番准折法（長上九考　番上三等）



第十一條　散位條

凡散位、若見官無闕、雖有闕而才職不相當者、六位以下、分番上下。毎有闕、各依本位、量才任用。其分番經二考以上入長上者、並以七考爲限。若經一考者、聽同六考之例。其經八考者、八考中、進一階敍。雖考不滿八、而使蕃滿四周者亦如之。則有上考下考者、依前例。其以別勅及技術、直諸司長上者、考限敍法、並同職事。

本條は、休職等の人の敍位、又は再び現職に任せらるゝの法制也、

休職等の人が、現職に就かんとするも、闕員がなければ、素より任官は出來ぬ、又は闕員あるとも其人其闕員の職に適材ならざれは任せられぬ、故に六位以下の人は、古昔は、休職の人にても番日を立て出勤したものにて、考選敍任に關する也、因て闕員ある毎に各其本人の位により其才を量りて任用せよ、分番則ち休職中に、二考以上を經過し、長上則ち常務になる者は、七考を以て限とせよ、若し一考經たる者はヤハリ六考の例に同じ、其八考を經たる者、八考の成績が中ならは、位一階を升進させ、又た八考の內、四考は上、四考は中ならは二階升進、又た八考悉く上ならは三階升進、又は八考に滿たすと雖も外國に使臣として其滯在が滿四年にもなりし者にて上考と下考とあらは、前例に依れ、又た別に勅命或は技術等にて諸役所の長上にする時は、考選の期限、敍位の法は、職事に同斷とせよと云ふ也、

字解　○散位は休職の如し、職員令の第十六條、式部省所管の散位寮、及び公式令第五十五條參看すべし○分番上下は、代り交りに勤むるを云ふ、○四周は、四年、○別勅は、別の勅命、○職事は、家令職員令第五條に述べり、

參考として、左に令抄を抄錄す、

其分番經二考以上。

惣謂。內分番入內長上者以七考為限。

內長上。六　考。　　內分番。八　考。

外長上。十　考。　　外分番。十　考。

外散位。十二考。

內分番經一考入內長上同六考例。

分番上一。	長上	中上五	敍三階
分番中一。	長上	中上五	敍二階
分番中一。	長上	中中五	敍一階

內分番經二考以上入內長上以七考為限

分番。上六。	長上	中上一。	敍三階。
分番。上一。中一。	長上	中上五。	敍二階。
分番。中四。上二。	長上	中上一。	敍一階。
分番。中四。	長上	中上三。	敍二階。

外散位經二考入外長上者同十考例。

經三考以上者以十一考為限。

外長上經一考入內分番者同八考例。

經二考以上者以九考為限。

外散位經二考入內分番者同八考例。

經三考以上者以九考為限。

長上出分番考敍法。

惣按、六位以下職事官辭其官、則為散位分番上下也

長上經五考出分番者同六考例。

經四考以下者、以七考為限。

其經八考者、

惣按、內分番。以八考為限者也。

八考中。進一階。四考上。四考下。進二階。

八考上。進三階。使蓄四周。　進三階。

分番三等

小心謹卓、執當幹了者、為上、

番上無違、供承得濟者、為中、

補進不上、執當斷失者、爲下、

右は本文又は新解と照合すれば頗る重複の嫌あれ共、文简にして達通するを以て特に抄出せり、又た分番三等は、考課令の第四十九條の文なるを以て新解は其條に述ぶ、右法文の別勅云々に就て、外散位等に敍位の事を史實に證せば、續日本紀卷之八、元正天皇（女帝にして文武天皇の御姉）の養老二年二月壬申（元年十一月にも行幸あり）美濃の醴泉に行幸あり、其時御通筌沿道數國の國司及び外散位等に、各授位又は祿を賜へり、

第十二條　考滿應敍條

凡考滿應敍之人、有高行異才、或尤達治體、皆驗擢以不次。不須限以常條。

本條は拔群者を不時に採用する條也、

考滿ちて、敍位すべき人若し親に孝行とか、君に忠義とか、又は才藝に超越して居るとか、或は治國の大體に通じて居るとか云ふ者には、此規則に拘泥せず、不時に拔擢敍任せよと云ふ也、

【字解】○高行は、孝經に、孝は子孫の高行、忠は臣下の高行、或は孝悌忠信を云ふ、○異才は、文學、武藝、算數、射御、醫方に長じたるの類を云ふ、○治體は、大體四つあり、一に仁義、二に禮樂、三に法令、四に刑罰の類、○不次は、順序に關せず也、○常條は、一般の法令を云ふ、

第十三條　郡司條

本條は、郡長、郡書記を敍任する條也、

凡郡司、取性識清廉堪時務者、爲大領少領。强幹聰敏工書計者、爲主政主帳。其大領外從八位上、少領外從八位下敍之。其大領少領。才用同者、先取國造。

郡役所の郡吏には、天稟多少の知識あり且つ清廉潔白正直にして、時務に堪ゆる人を採りて郡長とし、次に身體强壯にして怜悧、且つ書算に巧みなる人を書記とせよ、其郡長には即ち外從八位の上、少領郡長には外從八位の下を敍せよ、若し大領少領共、其才用同等ならば、先つ國の造を取れと云ふ也、

【字解】○大領は、郡長、少領は次官、○强幹は、ツヨキ事、○聰敏は、カシコキ事、○書計は書と算術也、○主政は郡役所内の判事兼務の書記、○主帳は、今の郡書記、○國造は、紀元一千三百五年、則ち孝德朝の大化革新前に在ては、一國の大名でありしも、大化後は、神職にして、其國々にある最大なる神社の神主となりて神に奉仕せり、該國造は、郡長杯に敍任せらる

ゝのであつて、則ち廐牧令の第十九條に、馬一疋を大祓に奉るの例としてある、

第十四條　　舍人史生敍任條

本條は、舍人、史生等の敍任の條也、

凡敍舍人、史生、兵衞、伴部、使部、及帳內、資人、並以八考爲限。八考中、進一階。四考中、四考上、進二階、八考上、進三階敍。

左右大帳內、幷に東宮、中宮の舍人、諸役所の書記、衞府の兵衞、伴部、諸官省の使部、親王家の帳內、大臣家等の資人は、八考を限りとす、八考が中ならば、位一階を進め、又た、四考が中で、四考が上ならば、二階升進せよ、八考全部上ならば、三階升せしめよと云ふ也、

第十五條　　郡司軍團條

本條は、郡役所の役人、及び軍團の將校等を考敍する規則也、

凡敍郡司軍團、皆以十考爲限。十考中、進一階。五考上、五考中、進二階。十考上、進三階敍。兼有上考下考者、准折並同八考例。其外散位者、分番上下。皆以十二考爲限。十二考中、進一階。六考中、進二階。十二考上、進三階敍之。相折同郡司。其分番二考、長上八考亦同十考例。若經三考以上者、並以十一考爲限。

郡役所の役人や、軍團の將校等を敍するは、皆十考を以て限とせよ、十考中ならば一階升進、五考が上で五考が中ならば、二階を進め、十考共上ならば三階升進、又た上考下考あらば差引勘定八考の例に同じ、又た外散位の者は交代勤務せよ、コレは十二考を限とす、十二考中ならば一階升進、六考上にして六考中ならば二階升進、十二考共に上ならば三階を進め、差引勘定郡官に同じ、其分番二考で長上八考も亦十考の例に同じ、若し三考以上經過の後常任官とならば、十一考を以て限とせよ、

解 ○郡司、軍團は、職員令七十四條、同七十九條考課令六十六條に出せり○考及准折は、前條にあり、○分番、及長上も亦前條に出せり、

本條を表にすれば左の如し、

軍司軍團　郡司以十考爲限。(外長上也)

軍團以二十二考一爲レ限。（外分番也）

十考中。　進二一階一。　五考一中上。　進二一階一。

十考上。　進二二階一。　郡司。

十二考中。　進二一階一。　六考一中上。　進二二階一。

十二考上。　進二三階一。　軍團。

第十六條　　帳内資人條

本條は、親王家及び大臣家等の家來を取扱ふの法令也、

凡帳内資人等、才堪二文武貢人一者、亦聽二貢擧一。得レ第者、於二内位一敍。不レ第者各還二本主一。

親王家及び大臣等へ給はりし家來中にて、其人材文武の及第業に堪ゆる者あらば、地方ならば貢人とし、中央ならば擧人として、式部省及び太政官に擧げ送る事を許せよ、若し及第せは、内位に敍せ、落第すれば本の主家に還せと云ふ也、

字解　○貢人、擧人は、考課令六十九條以下に委し、○得第は、及第、不第は落第なり○内位は、在京官の位階、○本主は、本の主家を云ふ、

第十七條　　本主死亡條

本條は、帳内、資人、及び雜業部等の人共の身の振り方に就ての法令也

凡帳内資人等、本主亡者、期年之後、皆送二式部一。若任二職事一者、則改入二内位一。其雜色任用者、考滿之日、聽三於二内位一敍。若無位者、未レ滿二六年一、皆還二本貫一。若廻二宛帳内資人一者、亦聽レ通二計前勞一。

帳内資人等、其主人死亡せは、期年の後則ち一周年の翌月に其家來共を式部省へ送れ、但し考試は、主家則ち大臣家及び一位二位の家にてすべし、又た本主犯罪事故等ありて、解官免職となりし場合ならば、一ヶ年を待たずして、暇を遣はせ、若し又主人が他の外職か或は在京の官に任ぜられたるならば、舊帳内等も、内位或は外位に敍せらるゝと也、其雜業部族の人共が、任用せらるゝには、既に定めある考試の日限が、滿る日、内位又は外位に敍する事を聽許せよ、若し無位にして六年に滿たざるならば、本籍へ返へせ、併し本籍へ還へさぬ内に、他の帳内（親王の家來）や資人（二、三位の現任官の家來）に宛るとするならば、其時には前きに既に勤めたる年月

勤務等を論定して（選叙令の如しと考課すべし）他日考試の材料とする事にしてやれと云ふ也。

【備考】○帳内、資人、勤務等は家令職員令始め、考課令六十八條參看すべし。○朝年之後は、一週忌の翌月を云ふ也。

第十八條　以理解者條

凡長上官以理解者、後任日、聽通計前勞。其考解、及犯罪解者、不用此例。雖以理解、而無故停私、過一年者、亦除前勞。

毎日勤務の官員が、止むを得ざる理由ありて一旦解任し、後日再任の日には、前任期間の勤務を通計する事を聽許せよ、併し考試の爲に解任とか、又は犯罪事故の爲ならば此例を用られぬ。又解任故なく私に己に役所に停る事一年ならば是亦前勞は採用ならぬと也。

第十九條　帳內勞滿條

凡帳內勞滿應叙。才堪理務、本主欲於內位叙者聽。

帳內が既定の勤務滿ちて叙位されん時、其才が書算作文等出來て、政事事務に堪ゆる者は、本の主人に於て內位に叙すれば相當と思ふたらば內位に叙するを聽許せよと云ふ也。

第廿條　官人赴任條

凡官人至任、若無印文者、不得受代。

官員が、任所に赴くには、印鑑がなければ、受け代る事は出來ずと云ふ也。

第廿一條　老人辭職條

凡官人、年七十以上、聽致仕。五位以上上表、六位以下申牒官奏聞。

官員は、年齡七十歲以上にして、職を休むるを願へば聽許せよ、五位以上の者ならば、上表せよ六位以下の者は太政官に申すべし、而して太政官より奏聞せよと也。

第廿二條　侍勞條

凡職事官、患經百廿日、及緣親患假滿一百日、及父母合侍者、並解官。其應侍人、才用灼然、要藉駈使者、令帶官侍。皆具狀申太政官奏聞。其番官者、本司判解。並下本屬、

三五八

解者、申後則不得理事。其以才伎長上諸司者、若冤侍還喪患解者、侍終服滿、及患損之日、還令上本司。應冤侍者、先盡兼丁。兼丁、謂中男以上。

現任の官員が病氣の爲め百廿日欠勤するとか、又た兩親病氣の爲めに休むとか、或は兩親祖父母が京都に居て自分は遠く地方に奉職し居り、其兩親が老衰等の爲めに近侍看護せんとて二百日間も欠勤する如き者は解任にせよ、併し其人非常の才氣ありて役所に必用の人ならば、帝官の儘近侍看護させよ、何れも皆其狀を太政官に具申して奏聞に達せよ、次に交代勤務の人達ならば、其役所々々に於て裁決をしておけ、解任すべき人は、具申後事務を取らすに及ばぬ、然れ共、技術を以て諸役所に勤務する人は、右の如く兩親の看護或は喪に逢ひ、或は自分病氣の爲めに解任となり、其後看護も不用となり、喪も明き或は病氣も全快したとならば、再び舊前任の役所に奉職させよ、若し前任の役所に於て、後任者の奉職し執務しあらば、交代勤務させよ、總て看護に就つべく者は、中男以上の送務を果させよと也、

【語釋】○患は、病氣也、○百廿日は、此中に調規の休日もある也、則ち今にして云へは日曜日をも通算しある也、コレは考日則ち二百四十日の半數に基きし也、○親患は、親の病氣、○解は罷也、○令はベシ也、○約然は、明瞭也、○要は類の如し、○本司は、其役所と云ふ如し、○長上は、常務也、○患解は、病氣片付たる也、○患損は、全癒、○還は、復の如し、

第廿三條　癲狂酒氣條

凡經癲狂酗酒、及父祖子孫被戮者、皆不得任侍衛之官。

一回發狂したるもの、又た酒を飲みて怒る癖のもの、或は父祖子孫犯罪ありて、刑戮に處せられたるものは、皆々陛下に近つく官人にはする事ならぬと云ふ也、

【語釋】○經は、フ又はヘ也發狂が過去にありて、現在になきを示せる也、○癲狂は、キチガヒにして、義問の注に、哀樂常ならず、顚倒錯亂する也、而して、細別すれば妄りに多く言ふを顚とす、濫りに多く怒を狂と爲すとせり、○酗は、音ク、酔怒也、酔酊して凶惡を爲す也、則ち俗稱怒り上戸とすべし、○被戮、戮は音陸、殺也、辱しめ殺さるゝ也、○侍衛之官は、侍從以上、內舍人、中務省の判官以上、內記、幷に兵衛、又は軍令三十條にある如く總て御所內ナの驅使にもする事はならぬと也、

第廿四條　散位庶讓條

凡散位、身才劣弱、不堪理務者、式部判補諸司使部。

三五九

無役非役の人の内にて、身體強壯、才智長せずして政事の事務に堪ざる者は、式部省に於て、諸役所の下役の手傳にせよと云ふ也、〇使部は、准判任にして、職員令各條末文に載せり、

第廿五條　位記紛失條

凡失位記者、於所在陳牒。本屬本司長官、推其失由、具狀申省、勘授案、申官更給。其注失落重給之狀。

位記を紛失したる者は、其所に於て書面を以て申し出せ、本屬役所の長官は、其紛失事由を推問し、狀を具して式部省に申出せ、省は曩日に授與せし事等を控帳に照査して太政官に申達の上再授せよ、而して紛失に就て再授せし事狀をば、詳細に位記簿に控へ錄し置けと云ふ也、

[illegible] 〇位記は、位階の證書、〇陳牒は、書面にて申出、〇失由は、紛失の事由、〇勘授案は、既達再授を控簿に勘査する也、〇失落は、紛失、遺失と云ふ如し、〇重給は、再授と云ふ如し、

第廿六條　位記錯誤條

凡位記錯誤、須改授者、五位以上奏聞。六位以下判改。並

注授案。

位記を誤記致した場合には、改めて授けねばならぬ、其時には、勅任ならば奏聞せよ奏任以下は其省に於て改めよ、共に控帳に記錄し置けと云ふ也、

第廿七條　國博士條

凡國博士醫師者、並於部內取用。若無者、得於傍國通取。考限敍法、及准折、並同郡司。補任之後、並無故不得輙解。

國々の博士や醫師は、其地方官に於て、管轄部內の者の中にて才幹ある者を選擇採用して、太政官に具申し然る上は式部省より補任するる也、若しサヤウの人材が自分管內になければ、近傍の國より採用せよ、而して該任者の考課の期限敍法、及び准折法等は、郡司に同樣たるべし、補任の後は、故なく、則ち兩親の看護とか、又喪とか、又は病氣引き或は官職を以て代償する犯罪さへなくは、猥りに解職はならぬと云ふ也、

[illegible] 〇博士は第十一篇學令に、醫師は第廿四篇醫疾令に、又た考限敍法、及び准折の解は本篇或は考課令參看すべし、

第廿八條　遙國郡補條

凡内外文武官有闕者、隨闕則補。不得愆替。

惣て官人中に欠員があらば補任せよ、懈怠を替ゆる事はならぬと也。

第廿九條　秀才進士條

凡秀才、取博學高才者。明經、取學通二經以上者。進士、取明閑時務、并讀文選爾雅者。明法、取通達律令者。皆須方正淸循、名行相副。

唐令の如く我國も亦四科、則ち、秀才、明經、進士、明法の貢擧及第の案あり、其秀才には博く群籍に渉りて高才ある者を採用し、明經には大經の内、禮記か左傳、小經の内、易經か書經の四經の中より二經以上に通じたる學力を有する者を取れ、進士には明かに時務に練熟し兼て文選と爾雅を素讀し得る者を取れ、明法科には、法律に達したる者を取れ、四科共に皆品行方正、意志淸循にして、名と行爲と相副ふ事を要すると云ふ也。

〔字解〕○四科及二經等の解は、第十四篇考課令の第六十九條以下、第十一篇學令の第五條、六條以下乃至第十五條を看るべし。○閑は、習也。○副は、適合の如し。

第三十條　秀才出身條

本條は四科出身に係る敍位の法令也。

凡秀才出身、上上第、正八位上。上中、正八位下。明經、上上第、正八位下、上中、從八位上。進士、甲第、從八位下、乙第、及明法甲第、大初位上、乙第、大初位下、其明經秀才、得上中以上、有蔭及孝悌被表顯者、加本蔭第一階敍。其明經、通二經以外、毎一經通、加一等。

秀才科出身の上上の及第者には正八位上、同く上の中には正八位下、明經科の上上第には正八位下、同く上の中に從八位上、進士科の甲の及第には從八位下、乙には明法科の甲第と同く大初位上、同乙第には大初位下、其内、秀才と明經の上の中以上を得たる者と、父祖のお蔭及び親孝行で旌表せらるゝやうの者あらば、本の蔭位或は本及第に一階を加へて敍位せよ、又た明經の者は、二經に通ずるの外、一經に通ずる毎に一等を加へよと云ふ也。

〔字解〕○出身は、父祖のお蔭によりて出ると、四科よりして出るとを云ふ、○蔭は、本篇最末の第三十八條に述ぶ、○孝悌は、親に孝、兄に悌なれ共、コヽは親に孝にのみを取りて、兄に

惨は成文上の装飾たる一種の語勢と看做して可也○表顯は、賦役令第十七條に、門閭に表せとある是也、○本條は本篇第三十八條にあり、○二經は、前條及び學令に出す、

第三十一條　兩應出身條

凡兩應出身者、從高敍。

父祖のお蔭と、及第の業よりの兩つの出身ならは、其高位に依て敍せよと云ふ也、

第三十二條　養嗣子條

凡爲人後者、非兄弟之子、不得出身。

養子にて相續せんとする者は、兄弟の子則ち姪でなければ、蔭子又は四科の及第業たる事は出來ぬと云ふ也、此養子を取りたる後に、養父に男子が生るれば、其子の敍位の時には、庶子の敍位である、

字解 ○後は、姪をモラツて嫡子とする事、

第三十三條　贈官條

凡贈官、死王事者、與生官同。餘降一等。

贈官は、戰爭又は王事にて外國滯在中等に死亾したる時には其贈官は生前と同くせよ、又た其子孫に蔭位を授くるは、父祖生前に同法の位階を與へ、其餘は皆一等を下げて敍せよとなり、例之は、二位の嫡子に正六位下を給ふ蔭位ならば、從六位上を授くと云ふ如し、本篇第卅八條參看すべし、

字解 ○贈官は、贈位に非ず官職を贈る也○王事は、集解に釋云くに戰場にて身亾を王事に死すと謂也とあれ共外國滯在をも含める如し、

第三十四條　授位條

凡授位者、皆限年廿五以上。唯以蔭出身、皆限年廿一以上。

總て敍位は、年齡廿五歲以上とす、但し父祖のお蔭に因て出身する者は、二十一年以上とすと云ふ也、

第三十五條　蔭皇親條

凡蔭皇親者、親王子從四位下。諸王子從五位下。其五世王者從五位下。子降一階。庶子又降一階。唯別勅處分、

不拘此令。

皇族に蔭位を授けらるゝは、親王の子に從四位下、諸王の子に從五位下、其五代目の王には從五位下、嫡子は總て一階下ぐ、又た二三男は嫡子より一階下だとせよ、但し別に勅裁にて賜はるは本令に拘はらずと也。

[解] ○親王は、天子の御兄弟則ち皇兄弟及び御子即ち皇子を云へり。○五世王は、天子より五代目也、第十三篇繼嗣令第一條に詳か也。

第三十六條　考滿應敍條

凡考滿應敍、若有蔭高者、聽從高。

考試が滿期になりて、敍位すべくに、若し蔭の高き者あらば、其高きに從りて聽許せよと也。

第三十七條　除名應敍條

凡犯除名限滿應敍者、三位以上、錄狀奏聞聽勅、其正四位於從七位下敍。從四位於正八位上敍。正五位於正八位下敍。從五位於從八位上敍。六位七位並於大初位上敍。

八位初位並於少初位下敍。若有出身位高此法者、仍從高。免官免所居官亦准此。出身、謂藉蔭、及秀才明經之類。則才優擢授者、並不拘常例。

官位勳位の褫奪さるゝ犯罪ありしも、時効を待て再び敍位の恩典を蒙る時は、三位以上は狀を具し奏聞して勅命を聽け、正四位の人は、從七位下に敍せよ以下本文の如し、若し出身の位階が再授法の位より高ければ、其高きに從へ、免官等も亦之れに準ぜよと也。

[解] ○犯除名は、位勳褫奪さるゝ犯罪にして、課役は本色に從ひ、但し滿年にて時効たり、○免官は、免職也、三年の後に非ざれば再び敍位はならぬ但し敍位の時は先位より二等を降して敍せよと也、○免所居官は、官位勳位共に一階を除かるゝ也、委くは獄令廿八條に述ぶ、其他同二條、軍防令卅五條、考課令五十六條、等を參照すべし、○才優擢授は、非凡の才子にして拔擢の敍位は此法令に拘はらざる也。

第三十八條　五位以上子出身條

凡五位以上子出身者、一位嫡子從五位下。庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子及三位嫡子從六位上。庶子、

從六位下。正四位嫡子正七位下。庶子及從四位嫡子從七位上。庶子從七位下。正五位嫡子正八位下。庶子及從五位嫡子從八位上。庶子從八位下。三位以上蔭及孫。降子一等。外位蔭准内位。其五位以上帶勳位高者。則依當勳階。同官位蔭。四位降一等。五位降二等。

五位以上の子の出身は、一位の長男には從五位下、二三男には正六位上、以下本文の如く、而して三位以上は其蔭位が孫迄にも及ぼせ、併し孫は子より一等を降せ、外位の蔭は内位に准ぜよ、又た五位以上の人にして官位より勳位の高きを帶する人あらば是等の蔭位は、其高き勳位に依て定むる事、官位の蔭と同じくせよと也、

[illegible] ○帶勳位高、以下云々は、例之は、古代の位勳相當は、官位令の初めにある如く、正三位は勳一等、從三位は二等、正四位は三等、從四位は四等と云相當等級であり、然るに四位の官人で勳一等を帶せば、其子の蔭位は三位の子の蔭位に同じく從六位下に從るべし、若し五位にして勳一等ならば、二等を下せと也、餘は皆之に準ずべし、

大寶令新解　第四卷

第十三篇　繼嗣令　凡四條

本篇は、現聖代の皇室典範の如く、皇族方の相續を始め有位者及家族の相續法なり、

[illegible] ○繼嗣、說文に繼は續也、書經に嗣は子也、集解に穴云く嗣も亦繼也、嗣は嗣に及はすと云へり、

第一條　親王諸王條

凡皇兄弟皇子。皆爲親王。女帝子亦同。以外並爲諸王。自親王五世。雖得王名。不在皇親之限。

天皇の御兄、御弟、御皇子を皆親王とせよと也、女帝の御子も亦同斷、此他は諸王とせよと、此親王より五代目は王の名を稱ふれ共、皇親の限に非ずと也、

第二條　三位以上相續條

凡三位以上繼嗣者。皆嫡相承。若無嫡子。及有罪疾者。

立嫡孫。無嫡孫、以次立嫡子同母弟。無母弟、立庶子。無庶子、立嫡孫同母弟。無母弟、立庶孫。四位以下、唯立嫡子。謂庶人以上。其八位以上嫡子、未敍身亡、及有罪疾者、更聽立替。其氏宗者聽勅。

三位以上の相續は皆長男を立てよ、長男無きか或は相續人が酒亂癈疾者ならば、嫡長男を立てよ、嫡長男なくは、長男の同母弟を立て、ソレも亦無ければ三男を立てよ、三男四男等も無ければ、嫡長男の同母弟を立て、ソレも亦なければ其下を立よ、以下之に準ずる也、併し各氏の長だけは勅命をうけし也、

字解 ○罪疾は、次條にあり、○氏宗は、氏の長者にして、古昔は氏族を尊びし故此法文となりし也、

第三條　定五位以上嫡子條

凡定五位以上嫡子者、陳牒治部。驗實申官。其嫡子有罪疾、罪謂荒耽於酒、及餘罪戾、將來不任器用者。疾謂癈疾。不任承重者、申牒所司。驗實聽更立。

五位以上の人にして相續人を定むる時は、治部省に屆出よ、省は取調べて太政官へ申達せよ、其相續者が罪疾ありて祭事等行ふ事出來ざる者ならば、現奉職役所へ申出で實地檢分の上更め立つる事を聽許せよと云ふ也、

字解 ○罪疾の罪は酒亂にて、疾は癈疾を云ふ戶令七條に其迪オシの類とせり委くは戶令を看るべし、○荒耽の荒は迷亂にして、耽は酒を樂むとあり、○餘罪戾は、徒刑以上の犯罪、又た徒刑程の罪に非るも屢犯罪せし者、○不堪承重は、父に繼て親先祖を祭るは大切の事故にソレ等を承け繼ぎ營む事の出來ぬといふ事也、○更立は、改め立つる也、

第四條　王娶親王條

凡王娶親王、臣娶五世王者聽。唯五世王、不得娶親王。

大寶令新解　第四巻

第十四篇　考課令　凡漆拾伍條

本篇は、内外文武百官の毎年の功過を調査し、才學技能を檢閲して、進敍黜陟を行ふ諸多の規定を示したる篇也、

【解】○考は、校也、問也、功過を考校する也、○課は、試也、驗也、程也、計也、才藝を課試する也、故に考課は畢竟に云へば、一年間の業務及學術の成績を調査し試驗するを云ふ、但し、以文を考といへ、賦役を課と云ふとは、同字にして意義甫相異れり、

第一條　内外官條

凡内外文武官初位以上、毎年當司長官、考其屬官。應考者、皆具録一年功過行能、並集對讀。議其優劣、定九等第。八月卅日以前校定。京官畿内、十月一日、考文申送太政官。外國、十一月一日、附朝集使申送。考後功過並入来

三七四 年。若本司考訖以後、犯罪斷訖、准狀合解及貶降者、仍則附校。有功應進者亦准此。無長官、次官考。

中央地方總て文武百官の初位に對して、各役所の長官は其屬官を毎年考試せよ。而して考試したる者をば、逐一に一年間の功過行能を錄し、其調査書を以て會議を開き書記をして朗讀せしめて優劣を審議し、九等の次第を以て進級を定め、八月三十日迄に確定し、京官及畿内は、十月の一日迄に其書類を太政官に送達せよ。地方は十一月一日に毎年の例として上京する朝集使に携帶せしめて送れ。又た考査後の功過は翌年の分へ廻せ。併し考査終了せし後と雖、式部、兵部の二省が未だ校定せざる前に、犯罪裁決等の事あらば、解官又は貶降すべし。功績ある者も亦之れに準ぜよ。若し長官不在ならば、次官に於て考査すべしと云ふ也。

註 ○内外は、在京官と地方官を指す。○文武は、武官は、衞門、左右兵衞に、左右衞士の五ヶの衞府、軍團、及び諸多の帶仗者を云ふ。但し爰にては軍毅を除けり。如何となれば外武官は、別に四等の考第を設けあれば也(本書六十六條、選叙令十五條にあり。)文官は武官を除く他、悉皆を云ふ。○功過、功は上の中以上則ち職務整理の考績を云ふ。過は下の中以下の成績則ち公務曠欠を云ふ。○行能、善惡には行と云ひ、才藝には能と云ふ。○集對讀は、考課書者協議會とも云ふべき會議を開き、次官以下列席し、書記をして調査書を朗讀せしめて長官は上中下等の次第を定むるを云ふ也。○九等第は、上の上、上の中、上の下則ち上三等、次に中三等、次に下三等を云ふ。○朝集使は、職員令第二條、太政官左大弁の項、同十三條式部省、同廿四條兵部省等に名あり、毎年十一月一日に、諸國の主典以上の官員が朝廷へ參集する使者なりと云ふ字義なり。支那にては隋の代に創りし役にして、此御用は、各地方廳の政事を上申し、又た六考八考に當り居る屬官等の考選する書類を太政官に上る等此他序(ツイデ)を以て貢獻物等種々の用を兼帶して上京する役也。○校は、音カウ、又ケウ、撿也。考也。校挍相通用す。

第二條　官員行狀事跡條

三七五 凡官人景迹功過應附考者、皆須實錄。其前任有犯私罪、斷有今任者、亦同見任法。則改任應計前任日爲考者、功過並附。注考官人、唯得述其實事、不得妄加臧否。若注狀乖舛、褒貶不當、謂景迹功狀高而考第下、或考第優而景迹劣之類。及隱其功過、以致昇降者、各准所失輕重、降所由

官人考。則朝集使褒貶進退失實者亦如之。

官員の行狀功過の考査に附すべきものは、毎日の日記を集め、總て實際を記錄したるものに依れ、則ち前一條に一年の功過行能を錄すと云は是である。而して若し前任中に私己の犯罪ありて、其裁判が現任中ならば、現任の法に依て處斷せよ、則ち改任し居らば前任の日を計算して考査すべし、但し功又過失に關係の事とす、考査官則ち長官は單に實迹を述るまでにて、敢て妄りに長官一個の意見情實を以て善惡を加ふる事はならぬ、若し長官の具申が實際に違背して、其褒貶不當則ち行迹功狀優等にして考第下等とか、或は考第優等にして行跡功狀下劣とか又或は功過を隱匿して升降をしたとかの事あらば、其長官の過失の輕重に准じて、長官の考を貶降せよ、又た朝集使が上京の上、式部省なり又太政官に出頭して係り官より此考査に關して質問の廉ある時に答辨し得ざれば、朝集使の考をして貶降せしめよと云ふ也、

[illegible] ○具迹、戶令第三十三條の末、及び選敍令第四條にあり、狀迹と云ふ如し、○實錄は、日記の總纏簿、○私罪は、本令第五十五條以下に委し、○改任は、同一役所內にても、甲局課より乙局課へ轉任、又は甲役所より乙役所へ、又た京官より地方官へ、或は升進、或は貶降等皆改任とすべし、○注考官は、上條に集影讀の解の下に云へし如く、主典が考査文を朗讀するを、長官一々其要點を筆記して上中下九段の等級を定むる役人を注考官と云ふ、勿論長官不在ならば次官注考官となる、○褒否、褒は爾雅釋詁に、善也ヨキと訓す、否は音鄙、否也、アシキと訓す、又たイナ、或はシカラズ共訓す、說文に否は不也、徐鍇の云ふには、不可の意、言ばに見はる故に口に從ふ字とせり、則ち王荊公の字說を解くに因たれ共通路には葉つ可らざる理屈ありとすべし、○貶降、貶は音扁、損也、減也、貶也、責也、ソムクと訓す、降は音噂、謫責也、錯也、錯亂也、難也、刺也、タガフ、ソムキ、等の訓あり、○褒貶は、ホメオトスと云ふ訓にてアゲサゲに用ふ、

第三條　　第一善德義條

本條以下四十八條迄は、考課の主腦たる四善四十二最を示したる條にして、支那にては魏の孝文帝の時には、四善廿七最とし、唐代にては、四善七最とせり、只精粗ある而已、

德義有聞者、爲一善。

德行、義氣の評判ある者を、第一の善とせよ、

[illegible] ○德義は、賦役令第十七條、選敍令第十一條に出す、德は得也、性直行を得る、書經の洪範に三德の名あり、直、剛、柔とす、周禮の地官に六德の名あり、智仁聖義忠和とす、義は宜也、事物をして各宜しからしむる也、公共に於ては、義倉、義社、義田、義學あり、人にあ

りては、義士、義俠、義姑、義夫、義婦等あり、畜類にも義犬、義鹿あり、義解、集解に數節の例話を載せり其一二を抄記すれば、漢書循吏傳に、黄覇と云ふ人あり、今の上海より南京に到る間に揚州と云ふ繁花の國あり、ココの刺史となりて政事を行へしに、庶民其德になつき、戸口増殖して、治績は天下第一とせり、其後穎州の太守となりて、八年居りしが國中全治まり、鳳凰、神雀數國内に來り集りたりと、後に丙吉の後任となりて丞相に進めり、又た後漢書列傳六十九に、劉昆と云ふ人あり、此人、弘農の太守となりしに、兼て此國内には榛莽荒蕪の地多くありて、猛虎の繁殖一方ならざるを以て、人民常に恂々として農作、旅行に苦み居りしが、劉氏知事となりて三年の間に仁政大に行はるる爲にか、猛虎が幼虎を負て何れの深山幽谷かに逃げ失せたりと云ふ、是等は德の類なりと義解及び令抄にあり、

同列傳十九に、鮑永と云ふ人あり、後漢は光武帝の建武十一年に、司隷の校尉を拜命して赴任の際、霸陵と云ふ所を通過せしに、田圃の中に、舊主の墓のあるを見認めたるを以て、田畠の中へ車を引き入れさせたれば、從者諫むるに農夫の叱責を以てし、若し犯罪人となりては面目なしと言ければ、永は縱ひ罪人とせらるゝも、舊主の墓邊を空しく通行し克わずと云ふて田圃を荒して墓前に至り、拜哭拜泣哀を盡して去れりと、又た

同書列傳廿一に、蜀の知事なる廉范と云ふ人あり、或時騎馬にて故陵と云ふ所へ往きしに、途中泥濘甚だしき爲め或役人が小車に乘りて其泥深き所に來りて車を覆損して、頗る心配の體なる處を見て之を憐み、自乘の馬を與へて去れりと云ふ、是等を義の類也とせり、

[illegible] ○聞は、奏聞と太政官などに能く使ふ語なるが其時は、奏も申す、聞も申し上ぐると云ふ意なれ共、此令條の聞は、名聞の聞にして、譽といふ義也、

第四條　　第二善清愼條

清愼顯著者、爲二一善一。

清廉潔白、謹愼靜肅の顯著なる者を、第二の善とせよ、

[illegible] 清愼、清は潔なり澄也、釋名に濁を去り穢を遠くる也、愼は謹也靜也思也、假令は後漢書列傳第四十四に、

楊震が暗夜人より金を贈りしを辭したる如し、又た晉書列傳第六十良吏傳に

胡威と云ふ學生あり、其父荊州の刺史として在務中、胡威京都より休暇を以て父の下に歸省せり、家貧にして車馬僮僕なし、偶驢を騎て單行する而已、歸校の際に方りて父より絹一疋を贈はり、胡威の云ふには、嚴君清廉の譽れある評判なりしに、此絹は何れより得られしかと云へば父の答ふるには、該絹は俸祿の餘なり、依て長男の威受領して去れり、然れ共歸路途中にて

父の部下の者に施し行けりと。胡威後年徐州の刺史となり政術に長じ、風化大に行れ、時の武帝威に云はるゝには、卿の清廉と父の清廉と孰れが深なると、威の答ふるに、父は自身の清廉を人が知るを恐れましたけれ共、私は自身の清を人が知らざるを恐れます、故に臣は父に及ばざる事萬々でムますと云へりと、是等の類を清とすとの事也、又た漢書列傳五十一に孔光と云ふ掘法院の重臣あり、其法規を守り、政事を慎む事一方ならず、退朝の後沐浴して兄弟妻子と燕語する事尋常人の如く、然して該朝廷の事に及べば、更に一言も語らず、或親戚の者、光に問ふに、長樂宮の温室殿に、珍奇樹あるとの巷評なるが如何なる樹ありやと問へば、光答ふるに他議を以てして、敢て御所内の事を一語も口外せずと、又た後漢書列傳廿一に樊宏と云ふ人あり、終身奉職中一日として朝夕出勤退廳の時限を一分も誤りし事なしと云へり、是等を愼と云ふの類なるべし、

第五條　　　　第三善公平條

公平可稱者、爲一善。

公平無私の稱す可き者を第三の善とせよ、

○公平、私に背き、公けに從ひ、心を用ふる事平直なるを云ふ也、假令ば呂氏春秋第一、

去私篇に、祁黄羊と云ふ臣に、晉の平公が問はるゝに、南陽の知事が闕官であるから、誰がよからうやと、黄羊答ふるに解狐は該地に適任ならんと、平公の云ふには、解狐は卿の怨敵であるではないかと、黄羊の云ふに、君は臣の敵をお尋ねになりしや、臣は只南陽知事の適否を答へ奉りし而已と、平公感服して羊の言の如く解狐を南陽の知事に任せり、南陽の人民稱賞せざる者なし、孔子も之を聞て善美と稱せり、是類を公平と云ふなるべし、

第六條　　　　第四善恪勤條

恪勤匪懈者、爲一善。

靜肅の態度を以て事務に勉勵し、怠らざる者を第四の善とせよ、

○恪勤、恪は音カク、ツヽシムと訓す、爾雅釋詁に敬也とあり、勤は力を盡すを云ふ、呂氏春秋に、巫馬期なる人あり、單父の知事たり、朝たに役所に出るに尚は星を戴て行き、暮に役所を退くに又た星を觀て出づると、是の如き類を恪勤懈らずと云ふなるべし、

第七條　　　　最條

最條。

最は總計四十二條あり、皆各四字宛一句を以て一條とせり、假令ば、主善糾問ち令の外務省の

如き役所は、外寄来らず共、猶信尼道にかなひ、善寄所を得と云ふ如し、餘は之に準じて知るべし、但し方術則ち占候醫卜のみは、四字を以て成文せり、

字解　○最は、善也要也極也、通俗には惡にも使用すれ共、四十二ヶ條は極善に使用しある也、

第八條　　神祇官條

本條は神祇官の少副以上に適用する也、

神祇祭祀、不違常典、爲神祇官之最、謂少副以上。

諸神の祭祀、常例の典禮に違はざるを神祇官の少副以上の最要とせよ、

第九條　　納言條

獻替奏宣、議務合理、爲大納言之最。

善事を獻じ、惡事を替げ、上へ申し上る事、下へ仰せ下さる事凡て道理に合ふを大納言の最とせよ、

承旨無違、吐納明敏、爲少納言之最。

大ならざる勅旨を畏み承はり、下よりの奏上等其取扱明敏なるを、少納言の最とせよ、

第十條　　辨官條

受付庶務、處分不滯、爲辨官之最、謂少辨以上。

本條は、既に職員令第二條、太政官の辨官の項に詳解す、

第十一條　　中務條

侍從覆奏、施行不停、爲中務之最、謂少輔以上。

本條も亦職員令第三條に委し、以下皆大抵同令の各條を參看すれば了解し得らるべし、

第十二條　　式部官條

銓衡人物、擢盡才能、爲式部之最、謂少輔以上。

品物を天秤に掛ける如く、人を權り、才學技能者を拔擢するは式部官の最とせよ、

第十三條　　治部官條

僧尼合道、譜第不擾、爲治部之最、謂少輔以上。

僧尼は佛道に合ひ、治部は姓氏を掌り、解部は譜第の爭訟を掌り故に此の如し、目保云く、少輔以上は衍文ならん、委くは職員令に解せり、

第十四條　　民部條

戸口不遁、倉庫有實、爲民部之最、謂少輔以上。

戸籍に脱漏冒名のなきやう、倉庫に租税の米の充實しある、民部省の官人の最とせよ。

第十五條　兵部條

銓衡武官、調充戎事、爲兵部之最。謂少輔以上。

武官を銓衡し、軍容を調習し、軍器を充實にするは、兵部官の最とせよ。

第十六條　刑部條

決斷不滯、與奪合理、爲刑部之最。謂少輔以上及判事。

裁判果斷與奪道理に適ふは、裁判官の最とせよ。

第十七條　大藏條

謹於修置、明於出納、爲大藏之最。謂少輔以上。

諸物品を修め置くことを愼重に整頓し、出納を明了にするを大藏官の最とせよ。

第十八條　宮內條

堪供食產、催治諸部、爲宮內之最。謂少輔以上。

供御膳羞等、又官田園池等の產物を供用上不足なきやうに出來得るやうにし、諸部則ち職、寮、諸司を統治するを宮內官の最とせよ。

第十九條　彈正官條

訪察嚴明、糺擧必當、爲彈正之最。謂忠以上及巡察。

警察嚴明、檢擧糺彈必ず的當なるを、彈正臺官員の最とせよ。

第廿條　京職條

興崇禮教、禁斷盜賊、爲京職之最。謂亮以上。

禮儀風敎を取締り、盜賊を勦絕するは京職の最とせよ。

第廿一條　主膳官條

監造御膳、淨戒無誤、爲主膳之最。謂亮及典膳以上。

主上供御の飮食物を監督製造調味し、淸潔にして禁宜相戒むるを、大膳職、內膳司等の官人の最とせよ。

第廿二條　衞府條

部統有方、警守無失、爲衞府之最。謂尉以上。

部下を統率するに方あり、警護失なきは、五衞府官の最とせよ。

第廿三條　兼掌官條

音樂能諧、不失節奏、爲雅樂之最。謂助以上。

雜樂能く調ふて、律呂奏節を失はざるは、雅樂の官人の最とせよ。

第廿四條　玄蕃官條

僧尼不擾、蕃客得所、爲玄蕃之最。謂助以上。

僧尼、令に背かず、遠來の外賓等初めて來朝したる時は、水土に慣れず、風俗に習はざるを以て、當局即ち治部省所管の玄蕃寮の係り官等に於て須要し不都合なきやうにするは、玄蕃官吏の最とせよ。

第廿五條　主計官條

支度國用、明於勘句、爲主計之最。謂助以上。

國費を貯へ量り、勘定を明了にするは、主計官の最とせよ。

[illegible]　○支度と勘句は職員令の第廿二條、主計寮に出づれ共詳解は本條に讓ん、支は貯へ也、タクはハカル也、度の音に二あり、徒故、徒落の切とす、ハカル、又はワタルと訓みて、渡と通用するあり、前漢書の賈誼傳に、江河を度るに維楫が如しとあり、度支は支那の官名にして唐書百官志を抄譯すれば、度志は、天下の租税、物產豐約の宜さ、水陸道路の利、歲計の出す所を寧りて、之れを支調すとあり、即ち主計寮の如し、又度は古へ禁制を法度と云へり則ち法律法制と云ふ如し、勘句の句はコウと音讀して、句配の句にして曲りとも訓め共、本條は曲に非ず、止むとか局とか又は劃界とかと云ふ如し、故に勘定と解釋して可なるべし。

第廿六條　主税官條

謹於蓋藏、明於出納、爲主税之最。謂助以上。

全國に散在する所の官有米廩を檢覈し、謹嚴以て米穀を貯藏し、是れが出納を明了にするは主税官の最とせよ。但し在京は、主税自ら檢査し、地方は、税帳に據て知る也。

[illegible]　○蓋藏、蓋は屋根葺及び閉鎖の意なり、藏はオサム也、集解卷十九、穴云く蓋は始め蓋を云ふ、藏は始め實也と、禮記月令に、孟冬百官に命じて蓋藏に謹むとあり。

第廿七條　馬寮官條

調肥閑馬、不脫飼丁、爲馬寮之最。謂助以上。

厩の馬を善良に飼育し、厩係りの役人の戶籍等を脫漏せざるは、左右馬寮官の最とせよ。

字解は、職員令第六十三條に述べり。

第廿八條　兵庫官條

愼於曝涼、明於出納、爲兵庫之最。謂助以上。

兵器の燥乾し、太陽に干し風に涼して、出納を明了にするは、兵庫官の最とせよ、職員令兵庫の條参看すべし、

第廿九條　　侍從條

朝夕常侍、拾遺補闕、爲侍從之最。

不斷主上に侍從して、御遺忘を拾補し、御闕失を補益するは、侍從官の最とす、侍從の事は職員令第三條中務省に既述せり、

第三十條　　監物條

監察不怠、出納明密、爲監物之最。

庫藏の藏の収納を嚴重にするは監物の最とせよ、監物の事は、職員令第三條に既述せり、

第卅一條　　内舍人條

勤於宿衞、進退合禮、爲内舍人之最。

宿勤宿直、進退坐作禮儀に適するをウトネリの最とせよ、

第卅二條　　次官條

職事修理、昇降必當、爲次官以上之最。

職務を整理し、升降必ず的當なるは、諸役所の次官以上の最とせよ、

第卅三條　　褒貶必當條

揚清激濁、褒貶必當、爲考問之最。謂式部兵部丞。

清廉の人、下第に在らば、進級を致させ、貪濁の者貝上考にあらば貶して降せ、其褒貶的當なるは、式部兵部二省の丞官たる試問官の最とせよ、

[illegible]　○激濁は、淮南子に出せり、ハゲマスの意にて貪濁人をして清廉の人にせんと奮激せしめんとするを云ふなるべし、

第卅四條　　判官條

訪察精審、庶事兼擧、爲判官之最。

審問精察し、衆て庶事の擧がるは諸役所の判官の最とせよ、

第卅五條　　諸官條

公勤不怠、職掌無闕、爲諸官之最。

本條は四十二最中、其最目に官名のなき官人等則ち主鈴、典鑰及び諸長上官の類に適用する條

にして、公務怠らず、各自の職掌闕かす事なきを最とせよと云ふなり。

第卅六條　　主典條

勤於記事、稽失無隱、爲主典之最。

公事を筆記し、稽失隱す事なきは、書記の最とせよ。職員令第一條以下參看。稽は滯也、考の意に非ず。

第卅七條　　文史條

詳錄典正、詞理兼擧、爲文史之最。

規則正しく詳錄し、文理兼ねて擧らば、太政官の史官の最とせよ。

第卅八條　　内記條

明於記事、不失勅旨、爲内記之最。

御所内の事を明記し、詔書勅旨を作成するに勅旨を失はざるは、中務省の内記の最とせよ。

第卅九條　　博士條

訓導有方、生徒充業、爲博士之最。

學生を教育薫陶するに方法あり、生徒をして學業に滿足ならしむは、博士の最とせよ。

第四十條　　占候醫卜條

占候醫卜、効驗多者、十得七爲多。爲方術之最。

八卦占卜が十中七も的中し、醫の療病も亦十中七人を全癒さすれば、方術家の最とせよ。

第四十一條　　曆師條

推步盈虛、窮理精密、爲曆師之最。

月の滿ち缺を精測し、理を究むる事精密なるは天文曆數家の最とせよ。

第四十二條　　市司條

市廛不擾、奸濫不行、爲市司之最。謂佑以上。

市場を設立するに男女を別ち、貨物を區分し奸淫盜賊、浮浪の徒をして、其亂行を働かせざるは、市役所吏員の最とせよ。

第四十三條　　解部條

推鞫得情、申辨明了、爲解部之最。

糺問其情を知得し、陳辨明了ならば解部の最とせよ。職員令第三十條刑部省參看すべし。

[illegible]　○鞫は、音菊、推問也、窮詳也。

第四十四條　　太宰條

禮儀興行、戎具充備、爲太宰之最。謂少貳以上。

禮節儀式を能く行ひ、兵器の設備充分なるは、太宰府の官員の最とせよ。

第四十五條　　國司條

强濟諸事、肅清所部、爲國司之最。謂介以上。

諸事を强濟し、部屬する所を肅清にするは、地方官の最とせよ。

第四十六條　　國掾條

無有愛憎、供承善成、爲國掾之最。

民衆兩方に對し愛憎偏頗なく、能く事を判斷するを地方判官の最とせよ。

[illegible] ○供承、集解に釋云く、廣雅に供奉也、禮記鄭玄の註に、承は猶事の如し、下條四十九條によれば、上官の指麾を待て承け順ふを云ふなるべし。

第四十七條　　防司條

防人調習、戎裝完備、爲防司之最。謂佑以上。

サキモリに能く演習を致さしめ、兵裝充分に整備せば、防守の司さの最とせよ。

[illegible] ○防人は、第十七篇、軍防令に詳解す。

第四十八條　　關司條

譏察有方、行人無擁、爲關司之最。

周察に方法あり、旅行者をして相滯らす事なきを關守の最とせよ。軍防令、關市令、衞禁令第七十條等參看すべし。

[illegible] ○譏は、問也、ソシルの意に非ず、問察又伺察とす、擁は、滯也、關司は、關守也、擁は、塞と義同じ。

一最以上有四善、爲上上。一最以上有三善、或無最而有四善、爲上中。一最以上有二善、或無最而有三善、爲上下。一最以上有一善、或無最而有二善、爲中上。一最以上、或無最而有一善、爲中中。職事粗理、最善弗聞、爲中下。愛憎任情、處斷乖理、爲下上。背公向私、職務廢闕、爲下中。居官諂詐、及貪濁有狀、爲下下。若於善最之外、別有可嘉尙、

及罪雖成殿、情狀可矜、或雖不成殿、而情狀可責者、省校日、皆聽臨時量定。

何れの官員にても一最以上四善あらば上の上とせよ、一最以上三善あるか、或は最なくして四善あらば上の中とせよ、一最以上二善あるか又た最なくして三善あらば上の下とせよ、一最以上一善あるか又最なくして二善あらば中の上とせよ、一最以上或は最なく共一善あらば中の中とせよ、職務粗整理しても善最の評判無き者は中の下とせよ、愛憎を心に任せ、處斷道理あらざるは下の上とせよ、公事に背き私事に向ひ、職務闕勤等を致せば下の中とせよ、官に居て諂ひ僞り、又た貪慾なる者は下の下とせよ、若し善や最の外に別に賞贊し尊ぶべき事あるか、又た罪が罰金刑に處せらるゝと雖、情狀の憐む可き歟、又た罰金に刑せられず共情狀に於て責むべき者等は、式部兵部の考査日に臨時に按定せよと也、

[illegible] ○殿は、本條にては單に罰金刑と看做して置く方首肯し易し、委くは下條五十五條及び六十二條に解す、○矜は、憐む也、

第四十九條　分番考試條

凡分番者、每年本司量其行能功過、立三等考第。小心謹

卓、執當幹了者爲上、番上無違、供承得濟者爲中。違遠不上、執當虧失者爲下。對定訖、具記送省。

本條は、交替勤務の官員の考試を云へし令條にして、則ち非役交代勤仕の者は、每年其勤め居る役所が其者の行狀技能功過を量りて、三等の考試をせよ、小心にして謹み深く、職務勉勵に賢き者を上等とし、次に勤務時間等を違へず上官の指麾命令を遵奉し事務を成す者を中とし、又次には既定の勤仕もせず、屢缺勤の者を下とせよ、是等の考績を本人に聞せ終らば、式部兵部の二省へ具申せよと云ふ也。

[illegible] ○卓は、竹角切、音涿、タカシ、コエルの訓あり卓然、卓越の卓にて高く群を拔くを云ふ、○執當幹了は、事務敏腕と云ふ如し、執當は執掌の如し、幹は强也、了は慧也、强幹慧了能く事に堪ゆるを云ふ也、○供承は、上官の指麾命令を捧り順へるを云ふ、○得濟は、成し濟ますを云ふ、

第五十條　兵衛考第條

凡兵衛、立三等考第、恭勤謹愼、宿衛如法、便習弓馬者、爲上。番上不違、職掌無失雖解弓馬、非是灼然者爲中。

違番不上、數有犯過、好請私假、不習弓馬者、爲下。

兵衞にも、三等の考を立てよ、恭しく嚴重の態度を以て宿衞する事規則に背かず、射藝馬術を習熟する者を上とすべし、又た出勤も既定通り、職務も過失なく、弓馬の術を知ると雖も錬磨せざる者を中とし、次は勤め方規則通りならず、職過失あり、好んで請假を致し弓術乘馬の技をも稽古せざる者を下とせよと云ふ也、

字解　○番上は、出勤、○解は、知ると云ふ如し、○灼は、之若、職略の二音の轉之略切あり、音酌又昭、共に顯々明瞭の意なるべし、○違番不上は、出勤日に出勤せざるなり、○私假は、自分勝手の休暇を云ふ、

第五十一條　　衞門考第條

凡衞門部、立三等考第。正色當門、明於禁察、監當之處、能肅奸非者、爲上。居門不怠、檢校無失、至於禁察、未是灼然者、爲中。不動其門、數有愆違、檢校之所、事多踈漏者、爲下。

本條は禁所の衞門を守衞する衞士を統率する門部の考第を云ふ條にて、門部も亦三等の考とす、容貌嚴正にして阿曲を爲さず、禁衞掃除明敏にして、實際に能く奸非を靜める者を上等とし、次は門に居て怠らず、檢校粗漏多からざる者、其禁衞に至て嚴ならざる者を中とし、其次は門を動めず、屢違ちあり檢校の所に粗漏多き者を下とせよと云ふ也、

字解　○正色は、顏色容貌嚴正を云ふ、○禁察の禁は制止警戒の如し○察は、普く視るを云ふ則ち探査の如し、○監當之處は、監察の場所、○肅奸非は、規則違犯者又は惡る者共を糺し靜める也、○灼然は、明了の如し、○愆は、過也、○檢校は、檢査の如し、

第五十二條　　國郡司考課條

凡國郡司、撫育有方、戶口增益者、各准見戶、爲十分論。加一分、國郡司謂掾及少領以上、各進考一等。每加一分、進一等。增戶、謂增課丁、准一丁、同一戶法、每次丁二口、中男四口、不課口六口、各同一丁例、其有破除者、得相折之。若撫養乖方、戶口減損者、各准增戶法、亦減一分、降一等。每減

一分、降一等、課及不課、並准上文、其勸課田農、能使豐殖者、亦准見地、爲十分論。加一分、各進考一等、每加一分、進一等。謂熟田之外、別能墾發者。其有不加勸課、以致減損者、損一分、降考一等。每損一分、降一等。謂熟田之內、有荒廢者。若數處有功、並應進考者、亦聽累加。

郡長以上の地方官は、管内の人民を撫育するに皆夫々の方法あり、其適否に依て戸口田園の增減を來す也、其宜きを得て戸口增殖さすれば、現在の戸口を十分して、其一分を增加せば、郡役所の次官以上を始め國の當該官吏に、各一等宛進級させよ、其上一分を增す毎に一等宛升進させ、此考課の計算法は、戸令にある如く、正丁一人を標準とし、次丁ならば二人、中男ならば四人、不課役の人ならば六人を以て各正課丁一人に相當さする也、若し甲の地は增殖でも、乙の地は減損ならば相殺則ち差引すべし、若し又撫育道に違背し、戸口減少せば、一分に付き一等宛貶降する也、又た農業を奬勵して收穫を豐饒ならしむるとか、或は古田の外に新開田を發さばヤハリ十分論を立て進級させよ、此場合は一分に付き一等宛とす、又た荒廢を怠るのみならず、却て熟田を減損し、或は古田を荒廢せしむる等あらば、一分に付き一等宛貶官すべし、若し數多の功ある者は進級を累加せよと云ふ也、

○見戸は、現在の家也、○熟田は、今云ふ古田或は上田と云ふ如し、

第五十三條　國郡司依戸口增減條

凡國郡以戸口增益、應進考者、若是招慰。謂不從戸貫、而招慰得者。括出、隱首、走逃者、得入功限。折生者不合。若戸口入逆、走失、犯罪配流以上、前帳虛注、以致減損者、依降考例。沒賊、非人力所制者非。

管内人口の增加を以て、當局者に對して進級升敍等す可き者は、蝦夷人の如く戸籍に從ひ入らざる者を招きて耕作させたとか、或は戸籍帳に名なくして當局者に於て捜出した人民とか、或は無名の人民自ら來り耕して始めて顯れ知られたる者とか、或は曩日に既に逃込して後ち悔悟歸國したる者とか、又た浮浪人にて戸籍面消滅し居る者とか等の人民は、ヤハリ當局者の功の中へ算入する事が出來得る也、併し分家則ち新家を構へる事は功の中へは入れられぬ、若し戸口逆徒に入り、或は逃亡し、或は、流罪及盜賊强盜者の同居に連坐せし以上の犯罪者にして、

前任の當局者の時の戸籍帳に記載しありて、後任當局者がソレを其儘削除せざるとか、又た逆賊等の侵略に逢ふて滅損をして居らば、考を降すの例に依れとなり、但し人力にて抵抗禦禁の出来ざる場合の逆賊侵略に逢ひし者は此限に非ずと云ふ也、

[illegible] ○招慰は、招き安ずめ也、○括出の、括は檢なり義解に戸籍帳に名籍くして、官司撿へ出す者也と云へり、○隱首は、隱匿の如く、首は顯る也、自首の首にして申し出るの義をも含めり、○析生は分ち生ずるの義にして分家とか新家とかを指せり、○蠱毒は、本文になし義解に記載せり、則ち蟲の毒を以て人を呪ふ也、東垣の食物本草第廿二卷に梁の陶弘景の蠱毒說を詳細掲載しあり、○前帳虛注は、死者或は逃亡者の戸籍を削らざるを云へり、則ち前任官の時の帳に虛しくしるしあるといふ文字なり、○沒賊は、賊に略掠せられて心にもなき賊の仲間入りをして居るを云ふ、○非は、塙本にイハズと假名を附せり、此限に非ずと言ふ如し、

第五十四條　　勸農餘功條

凡官人、因加戸口、及勸課田農、并緣餘功、進考者、於後事若不實、縱經恩降、其考皆從追改。

當局者に於て戸口を增加し或は農業を勸誘奬勵し、又其他に功勞等あらば、考を進めて升敍せよ、併し後に至り其事虛ならば、たとへ恩赦的の下げをしても、叙任は追改すべしと云ふ也、

[illegible] ○恩降はお情けのある下げ方なり、下の六十二條參看すべし、

第五十五條　　官員附殿條

凡官人、犯罪附殿者、皆據案成乃附。私罪、計贓銅一斤爲一負、公罪、二斤爲一負、各十負爲一殿、當上上考者、雖有殿不降。解謂非私罪。自上中以下、率一殿降一等。則公坐殿失應降。若當年勞劇、有異於常者、聽減一殿、其犯過失殺傷人、及疑罪徵贖者、並不入殿限。

官員が、公又は私罪ありて、裁準終結の際に、下の考となるものは、贖罪金を納了せざる殿に附せよ、但し從來上上の考ある者は一殿あるも改降するな、併し是は公事の爲めに生ずる犯罪の時に限る也、上の中より以下の考は、一殿に付き、一等宛を降せよ、若し公事に係る犯罪にして降さるゝと云ふ共、他に職務勉勵等の廉あらば、一殿を減ずる事を許せと也、又た過失殺傷或は疑罪にて贖罪金を徵せらるゝ者は、並に殿には入れぬと云ふ也、

[illegible]　○殿は、室韓切、音電、しんがりと訓す、後附の義にして後軍の如し、之を轉借して、考求實藏に、考試の法九等あり、一を最とし、五を中とし、九を殿とすとあれば、下の下と云ふ事になる、即ち一殿は十負にして贖銅一貫六百目と三貫二百目を云ふ、前の第四十九條及び下の六十二條参考すべし、○案成は、今云ふ環著終結の如し、○贖銅一斤は、當時は黃金少なき故に銅を以てせり、一斤は唐目の百六十目也、度量衡の解は雜令第廿八條令にあり、○負は音機にして、背也、荷也、恃也、特也、愧也、恩に背きて德を忘るを云ふ、又た違及憂也の義あり依て說文的の解にては、人の貝を守るに從とあり、是等より轉用して私罪ならば、銅一百六十目を一負とす、公罪の一負は私罪の倍にして三百廿目なり、之を十倍したる則ち私罪ならば一貫六百目、公罪ならば三貫二百目にして杖罪の一百叩きより、徒刑の一年即ち杖の二百に當るを十負とす、十負は則ち一殿の事なり、○勞劇は、非常に繁務劇職を云ふ、

第五十六條　　官員犯罪等級條

凡官人有犯、私罪下中、公罪下下、並解見任。則依法合除免官當者、不在考校之限。並奪當年祿。本犯不至除解、而特除解者、不奪。其考解者、期年聽敍。

官人の犯罪中、私罪は下の中等、公罪は下の下等公私の殿を計算して之に至らば現任を免職せよ、免官の方法は、官位貶奪、或は免職或は官職を以て罪に代ふる官當と云ふありて、是等の者は考試の限に非ざる而已ならず、凡て當年の祿をも奪ふ勿れと云ふ也、其本犯は免職等位に至らずして、特に有位除官に止むる者は、考試落第するも一年の後に於て敍任する事を聽許せよと也、

[illegible]　○除は、官位褫奪にして、六年の後再び敍官する事あらば、先官より一等下級にて敍任せよ、○免は、現官職を解く也、三年の後再任せば、ヤハリ一級下だにて敍任せよ、○官當は官位を以て罪を代償する也、○祿は次の第十五篇祿令に詳述す、則ち一年四季に賜はる絹絁、絲、綿等を初め食封、職封を云ふ、實際は二季に賜りしなり、○考解は、考試の第に上り得られざるを云へり、（本篇六十三條、選敍令三十七條、公式令八十四條、獄令二十七條等を參照すべし）

第五十七條　　内外初位條

凡内外初位以上長上官、計考前釐事、不滿一百四十日、分番不滿一百四十日、若帳内資人不滿一百日、並不考。分番者、若日有斷絕、欲於考前倍上者、皆聽通計。則先從公使、後

改官者、起補佐日、及任訖未上、便差宛使者、起差使日、並同在司驗事法。若舊人被使、後得替者、替後使日、亦聽通計。其有功過灼然、理合黜陟者、雖不滿日、別記送省。其分番與長上通計爲考者、分番三日、當長上一日。每年考文集日、省勘校、色別爲記。具顯功過。三位以上奏裁。五位以上、太政官量定奏聞。六位以下、省校定。訖、唱示考第、申太政官。若當下第、狀有不盡、量校難明者、附使勘覆。善惡待後年總定。若過考之後、訴理不伏應雪者、亦如之。

本條は、日勤及び交番勤務の一年間の日數に依て考試の如何を決算したる條也、內外初位以上の現職、出勤の官員をば、考の前に於て事を奮めて二百四十日に滿たず、又た交番出勤者ならば百四十日に滿たず、又た親王家の帳內或は大臣家等の資人の如きは二百日に滿たざれば、皆考試せず、但し交番出勤の人が時々缺勤せし事ありて、考試前に其代償勤務をすればソレ等を通計して宜し、又た先きに分番にして、後に本官に任ぜられたる者が、分番中に缺勤ありソレ

を本官になりし上にて代償的に差繼ぎ勤務はさしてもよろしい、又た分番が途中解任され、其後再び使ふる時にも亦舊の勤めたる日數を通計する事を総計せよ、而して功過顯著にして黜陟すべき者あらば、既定の考試日に滿たずと雖も別に記して式部又は兵部省に送れ、其交番勤務と長上則ち每日勤務とを通計して考をする時には、交番の三日は長上の一日に當つべし、而して每年考試の書類の集まる日に、武官ならば兵部省、文官ならば式部省が勘査して、種別に記して具さに功と過を明了ならしめ、然して三位以上は奏裁を仰げ、但し右大臣以上は考外とす、五位以上は太政官にて量り定めて奏聞せよ、六位以下は右の二省にて校合し定め、此事務終了せば考第を示して太政官に申達せよ、
若し考が下第に當りて、行迹等尙盡さゞる處ありて、量校明了にし難き者は、便宜の使者に附して反覆再査せしめよ、併し此場合には、其善惡は後年を待ちて總て定めよ、
若し又試驗官に於て考試を過ちたる後に、被考試人より常理を以て出訴し、考試官の考に服從せざる事あらば、明了にすべしと云ふ也、

字解 ○初位は九位の如し、○長上官は、每日勤めの本官を云ふ、○分番は、非役等の有位者が隔日に役所へ勤めに出て居る者、○帳內は親王家の家來にして舍人の如し、○資人は大臣家等の家來にして大臣家の舍人の如し、○公使は、上述の非役有位者等の役所に公けに使はるゝ

を云ふ、○暗示は、マウシシメス也、○使は、便宜の使者と云ふ如し、○勤惰は、反覆再査の如し、○譽は明也、アカスと義解に訓せり、ス、ヅ、洗ふ、拭ふ、消む等の諸訓あり其意大同少異なるべし、第廿九篇職令第卅四條參考すべし。

第五十八條　任二官條

凡任二官以上、各依官考。省考校日、聽以功過相折、累從一高官上考。若一官上犯私坐應解者、則非解。則一官去任者、聽廻所累考、於見任官上論。

本條は、一人に對して、一時に二官以上を任じ又た二官以上を現職とする人の法制也、二官以上を任ずる時は、各其官の考に依れと也、式部、兵部二省の考査日には、功過差引して累ねて一の高き官の上に從ふて考査するを許せ、若し一官の上に私已の犯罪等ありて解官せねばならぬ者は、有位除官とせよ、又た現職二官の内、一官は止を得ざる事由にて去る者は、累ぬる所の現職の考を廻はして、現任の官の上に於て立論するを承許せよと云ふ也、

字解　○省は式部兵部をいへり。○相折はアイヘギと訓み、折は分ち革ふの義、俗語の差引といふ言葉の如し、第廿九篇職令第五十二條、及び第卅篇雜令第十九條出擧の條等參看すべし。

第五十九條　大貳以下條

凡大貳以下、及國司、謂目以上。每年分番朝集。所部之內、見任及解代、皆須知。其在任以來年別狀迹、隨問辨答。

地方官としては、每年四度宛使者として上京する役があり、第一に、大帳使と云て卽ち戶別年貢と、庸卽ち人に課する課役の賬簿帳を携帶して上京する使と、第二には正稅帳使一名大稅帳使と云ふて、田租の決算帳を携帶して上京する使と、第三には、貢調使と云ふて、貢獻する物品を携へて貢獻する使と、第四には、朝集使と云ふて、管轄國內の政績、官吏の行迹等を上申する爲に上京する使と也、本條は其內第四の朝集使の心得也、

太宰府の大貳（次官）以下、諸國のサックワン（目）以上に於て、每年交代して、十一月一日迄に上京し、式部兵部の二省へ管內の政績官吏の行迹及び現職任免、或は在任以來の年別行狀等詳細に承知し居て、式部等の係官の問に應じて明答せよ、若し答辯に躊躇し或は明答し得ざる朝集使は解任か將た貶降かの考試の厄に逢ふ事と云ふなるべし、本篇第一條參看して可なり、

字解　○見任は現任、○解代は、解任交代、

第六十條　內外官人條

凡内外官人、准考應解官者、則不合釐事。待符報則解。

内外の官員中、考に准して解官すべく者には、大帳使や、朝集使の如き御用は勤めさする事はならぬ、何しろ太政官の達しに接したる上にて解官せよと云也、尚太政官の符報を待つ間は、兼て給與ありし家來及び職田は取上げられぬと也、

第六十一條　應考官條

凡應考之官、犯罪案成者、考日則附考狀。若他司人有功過者、錄牒本司附考。其在京斷罪之司、所斷之罪、九月三十日以前、並錄送省。

考試すべき官員、犯罪あり、豫審終結せば、考試當日に考に附けよ、若し他役所の人にして功過あるを認めは、其本人就職し居る役所に移牒して考に附けよ、併し在京の諸役所に於て判決したる罪狀は、贖に成ると否とを論せず、九月三十日迄に式部兵部の二者に具申せよと也、第二十九篇、獄令參看すべし、凡て犯罪人の裁判は、笞、杖、徒、流、死の五刑の内其杖罪以下は、諸役所の判官にて裁判し、徒刑以上は刑部省の裁判なるべし、

字解　○案成は豫審終結○他司人は他役所の役人○省は式部兵部の二省を指せり、

第六十二條　官人犯罪條

凡官人犯罪、勅斷有輕重者、皆依勅斷附殿。若本犯不成殿、勅令附考者、依本犯附考。則別勅放免、及會恩降者、並不入殿限。本犯私罪斷徒以上、蒙恩免、當年考應居上者、亦准殿降。唯不得降至下第。若本犯免官以上、及贓賄入已、恩前獄成者、仍以景迹論。貶考奪祿、並依常法。則非除免者、不解官。

本條は、官員の犯罪に對し、勅裁、恩免、恩降の關係を示したる令條也、官吏の犯罪に對し、勅裁ある時は、其勅斷の輕重が、前役所の裁判の輕重に關するも、皆勅裁に依りて殿に附けよ、假令は、官人が私罪にて、杖罪一百を犯して贖罪銅十斤すべきは則ち一殿（銅三貫二百目）と爲り然るに勅斷にては、杖九十とあらば則ち贖罪銅九斤（二貫八百八十目）に爲るに依りて、一殿にならず、若し之に反して勅斷重くなりて、徒罪一年とあらば贖罪銅は二十斤（六貫四百目）となるに依りて二殿に附けらるゝと云譯也、若し本犯は殿に成らずして、勅裁に

於て考に附けられば、本犯に於て考試に附けよ、賊令は、犯罪が杖罪九十なるに、勅斷が一百と決せらるゝも、其贖罪銅は九斤に依て考に附けよ、若又た之に反して勅斷輕くして、杖七十の刑なるを勅裁に於て六十杖と決せらるれば、贖銅六斤を以て考に附けよと云ふ也、故に輕きに依つて決するの法也。」

又た特別の勅命に依て、放免、及び恩赦、恩降等に逢ふ者は、殿の限に非ず、而して本犯私罪にして、其刑決徒刑以上であるか、又た恩免等を蒙りし者にして、當年の考が、上に置く可き者は、殿に准じて降せよ、併し貶降しても、中の下以下の下第に貶降する事はならぬと也。」

若本犯が、免官以上、或は收贓の差罪にて、恩赦等の恩命前に刑の執行相濟み居たらば、仍ほ犯人の行狀事蹟を以て論じて、貶考、奪祿等の事は、前記の普通法に依れよ、而して官位爵等免職に非ざる者は、解官するなと也。」

【字解】　○殿は本篇第四十九條第五十五條參看すべし、○恩降は、恩赦、恩免の如くにして只輕重の少差あるなるべし、○居上は、上位に置く也、○下第は、中の下以下を云ふ、○贓賄は、賄賂とか苞苴とかを己に納むる也、則ち今謂ふ收賄に同じ、○景迹は、本篇第二條にあり、○奪祿は前條五十六條及び第十五篇祿令第五條及七條を參看すべし、○除免は同前五十六條に既述せり、

第六十三條　殊功異行條

凡每年諸司、得國郡司政、有殊功異行、及祥瑞災蝗、戸口調役增減、當界豐儉、盜賊多少、並錄送省。

本條は、中央政府則ち在京諸官省が、每年地方の政績、地方官の功狀行蹟を調査して、考課の材料とするを示したる令條也、

中央政廳が每年地方廳の政績、當局者の殊功特異の行蹟、及び管内に發する處の瑞祥、災害戸口及び年貢の增減、管内の豐凶、盜賊の多少、等具さに錄して關係の本省に送達せよと也、

【字解】　○諸司は、太政官の辨官、民部、治部、刑部等の官省を指す也、○殊功異行は、功狀行迹の超倫拔群を云へり、○瑞祥は、麟鳳龜龍の顯れたる類にして、委しくは第十八篇、儀制令第八條、尚參考としては第二篇職員令第十六條治部省、且つ詳例を要せば延喜式第二十一卷治部省式の初めを參看すべし、○災蝗は、今云ふ蟲害なり、既に戸令の第四十五條に解せり、○當界は、其國其郡と云ふ如し、○豐儉は集解朱說に、田荒ざるを豐、荒たるを儉と云へり、○送省は、殊功異行に關する書類は、太政官の辨官に、瑞祥は治部省に、戸口調役等の增減は民部省に、盜賊の多少は刑部省に書類を送達するを云へり、

殊功異行に就て、史的例證の一を擧れば、三國志は魏の列傳十六に、

鄭渾と云ふ人あり、博學の名儒たり、後に沛郡の知事に命ぜられて任地に赴き見れば、其國は卑濕の地にして、洪水氾濫頻繁の爲めに、樹木は高大ならず、果實結ばず、五穀豐熟せざるを以て、人民菜色を顯はし居るを目擊すれば、夏心中々睹るに忍びず、日夜千思萬慮の結果、一方法を案出し、則ち河溝を開鑿して排水を盛んにせしに、國内の全土乾燥に變じ、果木を栽て蕃殖となさしめ、喬木を植林せしめ、五穀は非常に豐熟して從來の數倍に達して増收せしかは、人民大に富饒となり、其恐悅言語に堪たりと、從て租税の上納も亦充分に至りしと云へば、政府の滿足も亦想像に堪ざる也、之れに依て縣民は、渾知事の大恩に浴して生命を拾ひ得たり、合して子孫長久家運繁榮の道確立せしとて其首府に一大頌德の紀念碑を建設して萬古不滅に後昆に垂れて知らしめたり、尙中央政府に於ても其後は、渾知事の子孫をして階位的の高位高官に敍任しありしと也、次に後漢書列傳十九に

魯恭と云ふ人あり、前記渾知事と大同小異の史談なれば略す、

又た後漢書列傳六十六に、

仇覽と云ふ人あり、蒲亭と云ふ處の長となりしに、其所に陳元と云ふ親不孝者が母と同居してけるに、母が覽の長となりて着任せし早々自身の長男元の不孝を訴へて懇請せしかは、覽之を

扶諾し、早速に陳元の家に到て、諄々として孝行の大なる德を勸め、傍ら多方面の之に關する勸善懲惡の實話實例を以てせしに、其說論の尋常ならざる、覽の赤誠の感動に依りて、元が性悟徹底し直ちに孝行者となりたれば管内一般の老若男女の言辭に親を陰殺す梟が、親を養ふ反哺の烏鵲と良化したりとあて囃せりと云へり、又た同書十五に、

卓茂なる人の傳あり、仇覽と大同少異的の人物なれば略す、之れを我皇國に近き例を取れば、中江藤樹の如き、又は、

故乃木將軍の如きは、戰死したる兵卒の貧困遺族を訪問して金錢物品を惠贈し慰藉したるが如し、皆異行の類とすべし、但し甲は考課に附するも乙は考課に算せざる也、

第六十四條　　　　家令條

凡家令、每年本主、准諸司考法立考、癈以上、及内親王家事、隷宮内省考訖、申省案記、准考應解者、同諸司法、

本條は親王家の文學、家令（今はカレイと唱へり）より、從三位までの家に給はりたる書記に至る迄の考課法にして、每年主人に於て、諸役所の考試に準して考せよ、考試終らば式部省に具申すべしと也、

又た解職する場合も同法に準じ諸役所の處置に同斷たる可しとの令條也

解　○家令は、第五篇、家令職員令に述べり、但し四十二最に於ては文學、家令、家扶は諸官の最、家從は他役所の判官の最、書吏は諸役所の主典の最を得べきものとされたり、

第六十五條　考外官條

考外位

本條以下の三令條は、外官に對する考課にして、郡吏、軍團、國博士、帳內、資人等の行狀功過を考査する法令也、

第六十六條　考郡司條

凡國司、毎年量郡司行能功過、立四等考第、清謹勤公、勘當明審之類、爲上。居官不怠、執事無私之類、爲中。不勤其職、數有愆犯之類、爲下。背公向私、貪濁有狀之類、爲下下。其軍團少毅以上、統領有方、部下肅整、爲上。清平謹恪、武藝可稱、爲中。於事無勤、武藝不長、爲下。數有愆失、

武用無紀、爲下下。毎年國司皆考、對定。訖、具記附朝集使送省。其下下考者當年校定則解。

地方の注考官即ち長次官等は、法令既定の四等の考第を以て、毎年郡長以下の行狀技能功過を校し、其清廉にして公務に勉勵し一切の調査明確精審なる者を上とし、執務怠らず、私なきを中とし、職務缺勤、屢過失ある者を下とし、公事に違背し私事を行ひ貪慾汚濁の行爲ある者を下の下とす、次に

地方にある軍團にては、少毅以上の者は、部下を統率するに方を得、愼肅整備したるを上とし、清廉公平、謹直嚴格、武技稱す可きを中とし、事務缺勤武技に長せざるを下とし、數々過失あり、軍紀なきを下の下とす、

是等の考課は、每年長官が本人に對して定めよ、考試終了せは、具に記して朝集使に附して式部省及兵部省へ其書類を送れ、但し下下の考は、右二省にては、當年内に校定し太政官に上申の上解職にすべしと云ふ也、

解　○貪濁は、本篇第六十二條及び四十二最の末條にあり、此他の文字は前數ヶ條に散出しあれは爰に略す、○軍團、少毅は、第十七篇軍防令第一條十三條及び職員令の第七十九條にあ

り參照すべし。○無紀は、綱紀なし。○朝集使は、前記五十九條及び職員令の太政官、式部省等に既に述べり。

第六十七條　國博士條

凡國博士、立三等考第。居官不怠、教導有方、爲上。教授不倦、生徒充業、爲中。不勤其職、教訓有闕、爲下。其醫師、准効驗多少、十得七以上爲上、得五以上爲中、得四以下爲下。

本條は、學者と醫師の考試にして、他地方官は四等なれ共、本條と次條は三等の段とせられたり、特に新解を要する點もなき如くなれ共、簡單なる贅言を附す。

地方の博士は、毎年上中下三等にて考課とす、職務怠惰ならず、教育方法善良なるを上とし、教授倦まず、生徒に充分稽古を爲さしむるを中とし、職務欠勤教訓粗漏なるを下と爲す。

醫人は、施療患者の全快したる多少に依て得點を極め、十名の病人を七名迄全治させたるを上とす、以下之に準ずべし。

字解　○充業は、充分稽古と云ふ如し。○醫師、昔の醫師は、方今一般に呼稱する醫師と異り官職に師の字を附して、普通開業醫を醫人と稱せり、本令條は國の官醫なり、詳細は第廿四篇醫疾令に述ぶ。

第六十八條　考帳内資人條

凡帳内及資人、毎年本主、量其行能功過、立三等考第。恪勤不懈、清廉稱主、爲上。祇承合意、產業不怠、爲中。好請私假、數有愆失、爲下。

從三位以上の人に給はりたる家來の考課は、毎年其主人に於て上中下三等の等級を立て、行狀技能功過を見りて考第を定め、而して謹愼にして勉勵し清廉正直等主人の心に稱ふ者を上とし、敬恭夢をなし、產業怠らざるを中とし、欠勤を貪り、屢過失ある者を下とせよとなり。

字解　○帳内、資人は、第十二篇選敍令の第十六、第七條にあり。○恪は、ツ、シミにて敬也。○稱は、音シヤウ、擧げる又協の義あり。○懈も亦ツ、シミ也。○假は、暇也。○愆は、過誤也。

第六十九條　考貢人條

考貢人

本令條以下、六箇の令條は、在京大學及び國々の學校の卒業試問共云ふ可き法制にして、第十

一篇の學令は必要の參照とし、兼て職員令の第十三條式部省をも參看して可也、

【解】〇考は、本篇の篇名なれば、篇首に既に解せり、〇貢人は、國々の學校にて敎育を受けて卒業したる人共の太政官に送りて夫々の官途に就かしむが爲めにタテマツル人と云ふ義なるべし、又た大學に更に入學するのもある也、此後の七十五條に、擧人とあるは、在京の大學の卒業生の事である、

我國も亦善隣國の唐代に於ける及第の業と同じく四科の學科の科目ありて、一般の學生が該四科の好む所に從ひて學ぶ也、現今の學制に照せば甚だ不完全の観を免かれざれ共、如何せん一千二百年前の未開時代の事なれば彼此云爲する譯に至らず、却て古代の文明は比較的に進歩し居た事と稱へざるを得ざる也、四科は下條に於て逐條解述せん、則ち、秀才科、明經科、進士科、明法科の四つなり、總括するに秀才は文士にして、明經は今云ふ哲學、進士は政治に明法は法律と云ふ如くなるべし、

第七十條　　秀才條

凡秀才、試方略策二條。文理俱高者、爲上上。文高理平、理高文平、爲上中。文理俱平、爲上下。文理粗通、爲中上。文劣理滯、皆爲不第。

秀才科の卒業生には、其對策として、詩文に關する大事の要略二問題を課して答案せしむ、而して其文辭秀麗に理義高尚なるものを上上とし、又た文辭秀麗なれ共、理義平凡なるは上の中とし、文理共に平凡ならは上の下とし、文詞も理義も粗通ならは中の上とし、文辭拙劣理義澁滯なるものは落第となせよと也、

【解】〇方略、方は大也、略は要也、大事の要略と云ふ如し、〇策は、策打ツ、謀計の訓あれ共ココはフダ又はフミと云ふ訓義にて書簡（手紙に非ず）と云ふ一篇の書と看做すべし、〇不第は、落第なり。

第七十一條　　明經條

凡明經、試周禮左傳禮記毛詩各四條。餘經各三條。孝經論語共三條。皆擧經文及注、爲問。其答者、皆須辨明義理、然後爲通。通十爲上上。通八以上爲上中。通七爲上下。通六爲中上。通五及一經、若論語孝經全不通者、皆爲不第。

通二一經以外、別更通經者、每經問大義七條、通五以上爲通。

明經科の卒業生には、周禮、左傳、禮記、詩經の四部の內にて各四問、儀禮、易經、書經の內にて各三問、外に孝經と論語にて各三題を與へ、其問題は各書の本文及び注解文を採用せよ、其答辨が義理明瞭ならば通曉したものとせよ、而して採點の計算は總計十一點として、內十點を得たる人は上上とし、八點以上を上の中、七點の人は上の下、六點は中の上、(五點と一點に通じたるか歟)、若くは論語、孝經の二部をば全く知らざる者は皆落第とせよ、又は二經に通じたる外に別の經書を知る者は、其經每に大義七ヶ條の問題を與へて試むべし、其內五問以上を明答せば及第とせよと云ふ也、

【字解】 ○周禮外數部の經書等は、第十一篇學令の第五、六、七の三ヶ條に既に詳解せば爰に贅せず、○餘經は、儀禮、易經、書經也、

第七十二條　　進士條

凡進士、試時務策二條、帖所讀、文選上帙七帖、爾雅三帖。其策、文詞順序、義理慥當、并帖過者爲通。事義有滯、

詞句不倫、及帖不過者爲不。帖策全通爲甲。策通二、帖過六以上爲乙。以外皆爲不第。

進士科の卒業生は、治國の要務、假令は富國强兵の如き策二題と、拔讀(ヌキヨミ共云ふ)の文選は上帙中にて七ヶ所、爾雅にて三ヶ所とす、策文は其文詞の順序整然、義理確當にして、拔て帖の出來たる者を通曉とし、事義澁滯、詞句紊雜且つ拔讀の出來ざりし者を落第とし、故に作文拔讀共に全通の者を甲とし、策は二に通じ、拔讀は六ヶ所以上讀みたる人を乙とし、其餘は皆不第にせよと也、

【字解】 ○時務は、國を治むるの要務を云ふ、○策は、富國强兵等の術を云ふ、○帖は、義解に成也、謂ふ心は字の上に物を安て諳誦さするを云ふとあり、目保諸書を按ずるに、帖音貼タレヌノ、カキモノ等の訓あり故に帖則ち今人所謂ノレン的の物なるを轉用して唐制の試帖、或は帖試或は帖經、帖誦、抔と使用せり、皆各紙片或は布片或は木板片等を以て三四字を覆蓋して諳誦さするを云ふ、依て余今假りに明治以前に行れたる四書、五經抔の拔讀は全く此帖に一致するものとして牽强を顧みず、帖を拔讀と義訓せし也、○帙は、音秩書衣則ちフミコロモなり、○帳は、音類コヽロヲタと云ふ訓讀の文字なれ共協又た聽の意を會有するものなるべし、

第七十三條　明法條

凡明法、試律令十條。律七條。令三條。識達義理、問無疑滯者、爲通。粗知綱例、未究指歸者、爲不。全通、爲甲。通八以上、爲乙。通七以下、爲不第。

法科の卒業生には、律にて七問、令にて三題を課し、其答辨は問に對して義理を識り、滋滯なくは及第とせよ、粗大綱を知れ共其の趣旨を究めざる學生は落第とすべし、全通の學生を甲とし、八以上の得點者を乙とし、七以下の點にては不第とせよと也、

〔解〕○律は、大寶律にして、當時は名例律、衞禁律、職制律、戸婚律、厩庫律、擅興律、賊盜律、闘訟律、詐僞獄、雜律、捕亾律、斷獄律の十二篇ありしものと雖も、今は僅かに名例、衞禁、職制、賊盜の四篇さへも殘欠となりて、遺存する而已、○令は、矢張大寶の令をいへり、○指歸、指は旨也、歸は趣也、趣旨と謂ふ如し、

第七十四條　貢舉人條

凡試貢舉人、皆卯時付策。當時對畢。式部監試。不訖者不考。畢、對本司長官、定等第唱示。

本條は、貢人舉人の受檢當日の執行法なり、大學生及び國學生を試驗するには當日の朝、日出時に二題の對策問を與へて其日の內に答書させよ、監視には式部省の係り官を出張させ、若當日中に右二問畢らざる者は考試せざる事とせよ、對策了らは、式部卿に對して等級を定めて示せと也、

第七十五條　貢人條

凡貢人、皆本部長官、貢送太政官。若無長官、次官貢。其人隨朝集使赴集。至日皆引見辨官、則付式部。已經貢送、而有事故不及試者、後年聽試。其大學擧人、具狀申太政官。與諸國貢人同試。試訖、得第者、奏聞留式部。不第者、各還本色。

凡て國々の學校に於て卒業したる生徒は、其國々の長官より、太政官に送れ、此人共は每年上京する朝集使に附隨せしめて上京させ、着京の上は太政官の辨官引見して、而して式部省へ遣

すべし、但し上京はしたれ共、萬一止を得ざる疾病に罹りしか、又たは其他止むを得ざる事故相發せし爲に、京都の試問を受くる事能わざれば翌年へ廻せ、

大學の卒業生は太政官へ具申して、諸國の貢人と同時に試驗せよ、試問終了して及第せば、業闋の上、式部省に留め置け、然る上所々の官を授けて職に就かしめよ、落第の者は、本國に還へして、本業に就かせしと也、

大寶令新解　第四卷

第十五篇　祿令　凡壹拾伍條

本篇は、文武の百官、及び皇族女官等に給はる俸祿の給額季節等の法令なり、

字解　○祿は、盧谷切、音鹿、說文に福也、廣韻に俸也、集解釋云、鄭玄の周禮に、祿は今時の月俸の如し、跡云、官人に給ふ食料を云ふ也、禮記の曲禮に、士祿以て耕に代ふとあり、

第一條　給季祿條

凡在京文武職事、及大宰、壹岐、對馬、皆依官位給祿。自八月至正月、上日一百廿日以上者、給春夏祿。正從一位、絁參拾疋、綿參拾屯、布壹百端、鍬壹百肆拾口。正從二位、絁貳拾疋、綿貳拾屯、布陸拾端、鍬壹百口。正三位、絁拾肆疋、綿拾肆屯、布肆拾貳端、鍬捌拾口。從三位、絁拾貳疋、綿拾貳屯、布參拾陸端、鍬陸拾口。正四位、絁捌

疋、綿捌屯、布貳拾貳端。錢參拾口。從四位、絁柒疋。綿柒屯、布拾捌端。錢參拾口。正五位、絁伍疋。綿五屯。布拾貳端。錢貳拾口。從五位、絁肆疋。綿肆屯。布拾貳端。錢貳拾口。正六位、絁參疋。綿參屯。布伍端。錢拾伍口。從六位、絁參疋。綿參屯。布肆端。錢拾伍口。正七位、絁貳疋。綿貳屯。布肆端。錢拾伍口。從七位、絁貳疋。綿貳屯。布參端。錢拾伍口。正八位、絁壹疋。綿壹屯。布參端。錢拾伍口。從八位、絁壹疋。綿壹屯。布參端。錢拾口。大初位、絁壹疋。綿壹屯。布貳端。錢拾口。少初位、絁壹疋。綿壹屯。布貳端。錢伍口。家令降二一級一。唯文學不レ在二降限一。秋冬亦如之。

本條は、俸祿中、季祿と云ふ祿にして、四季の内春秋二季に給與さるゝ物にて、絁、布、綿、

鍬の四種なり、

凡て在京の文武百官、及び太宰府、壹岐、對馬の官員等は皆其官職位階の輕重高下に依りて、給祿の次第を附したるなり、蓋し毎年八月一日より翌年正月三十日まで合計六ヶ月の中にて、一百二十日以上上日したる者には、春夏の祿を給ふ也、而して正從一位の人ならば、絁三十匹、綿拾貫八百目、布百端、鍬一百四十挺と云ふ給額にして、以下少初位の人迄順次遞減給與さるる事、本文の如し、

但し親王家や、大臣家等のお附きの職員は、本文の本官本位相當より一等次級の額を給せよとなり、其内ち文學は給與の限に非ずと也、

秋冬の給祿も亦前の春夏の給祿の如く、二月一日より、七月三十日迄、都合六ヶ月の内、壹百二十日以上出勤したる官員には、前文の通り給與せよと也、

字解　○絁は、賦役令第一條に出せり、○匹は、絹に呼稱する文字にして五丈二尺、布には端と稱して匹とはいはず、而して一端を五丈二尺とす、○屯は、ジュンの音讀にて一斤則ち三百二十目也、○上日は、ツトメたる日、○口は、個の如し、○鍬は、和名抄及び楊氏漢語抄共にクハと訓ず、今時もクハと訓ずれ共古代は、鋤なり、併しスキもクハも其構造及び作用に於ては、甚だ大差なし、其作用の如きは、今は使用者の手元へ牽くをクハとし向ふへ押すをスキと

せり、構造は時代と各地方にて稍差異ある也、鍬錢の詳説を要せば、考古學雜誌第四卷第五號に載てある田中作次郎の考證を參看して可なり、

第二條　　四季分給條

凡祿、春夏二季、二月上旬給。以糸一絇、代綿一屯、秋冬二季、八月上旬給。以鐵二廷、代鍬五口、

本條は、季祿を給ふ時期と代用品を示したる令條なり、

秋の給祿は、二月の上旬に、春の祿は八月上旬に給ふ、萬一綿不足の時ならば、糸を以て代給せよ、其時には、綿三百二十目の代りに糸ならば一百六十目を給へよ、鍬の代に、鐵を給はる時は、鍬五挺に付鐵は三貫二百目とせよ、

【註】○絇も、亦前條の匹、端、屯の如く賦役令第一條及び雜令の第一條に出せり、一絇は一百六十目、○一廷は、鐵十斤にして壹貫六百目に相當す、

第三條　　內舍人給祿條

凡內舍人、及以別勅才伎、長上諸司者、皆准當司判官以下祿。其位主典以上者、准少判官、以外並准大主典、

本條も亦前條の如く季祿を給ふ令條なり、

內舍人、及び別勅に技能ある者にて、諸役所に奉職する者は、皆其役所の判官（第一篇官位令に詳せし四分四等迄）以下の季祿に準せよ、若し其位階が主典（四等）以上ならば、少判官（三等）に準じ、其餘は、大主典（四等）に準せよと云ふ也、例之は中務省の大錄は正七位相當官にして、少錄は正八位相當なり、若し內舍人は正八位であるならば、省の少丞（少判官）に准じ、又た從八位以下數階位ならば、省の大錄（大主典）に准せよと云ふ也、

【註】○內舍人は、第一篇職員令第五條、中務省所管の左大舍人寮參考すべし、御所の給仕兼警官及び番兵兼役共云ふ如きの役也、而して此役は大寶元年六月二日の（續紀）新設とす、（續紀二を）○別勅は、特別の勅命と云ふ如し、○伎は、伎巧、伎能にて、才也、

第四條　　行守給祿條

凡行守者、並依行守處給。若一人帶數官者、祿從多處給。

凡て、行と云ふて位階高くして官職低きとか、又た守と云ふて位階低くして官職高き人達に對しては、其行守に從ふて季祿を給へ、假令は、六位の人が七位相當の職を行ひ居れば、七位に當る祿を給へ、又た七位の人が六位相當の職を守じ居れば、六位に當る祿を給へと云ふ趣也、

若し一人にして數官を兼務する者は、其兼官中、最も多く當る官にて給賜せよと也、

○行守は、第十二篇選敍令の第六條に解す、

第五條　給祿停止條

凡應給祿之官、若有負犯應除免官當、被推劾、科斷未畢、其祿停給。待斷訖、校定然後給之。其私罪下上、公罪下中、奪半年之祿。

凡て季祿を給ふべき官員が、贖罪銅十斤（三貫二百目）以上に當らふかと推思さるゝ犯罪ありて、免職若しくは官位を以て罪を償ふ如き場合嚴しく糺問せらるゝ時、恰も季祿給與の時期に際せば、裁判未決と雖も給祿を停止せよ、併し裁判無罪となりたる判決の後は給祿せよ、但し私罪の下の上と公罪の下の中は、半年の祿を奪ふべしと云ふ也、

○負犯は、第十四篇考課令の第五十五條に解す、罰金刑の如し、○官當は、官を以て罪を贖ふ也、例之は一品以下三位以上は、一官が徒刑三年に當つ、五位以上は二年、六位以下は一年と云ふ如し、但し公罪の時は各一年を加ふる也、第十四篇考課令第五十六條、獄令廿七條等を參看すべし、○推劾は、推問糺彈と云ふ如し、

第六條　初任官給祿條

凡初任官者、雖不滿日、皆給初任之祿。

初任官は、其出勤日數成規の半箇年則ち壹百二十日未滿にても季祿を給へと也、

初任官に破格的季祿給與の事は、別に初任官の條例として遺存し非ざれば箇詳を知る能はず、集解に諸先輩の諸說紛紜を極む、其內ち大寶より頗る後代なれ共、大同三年十二月二十七日太政官の達しに、初任官の季祿は限月三分の二に滿たざれば、給せずとあるを見れば、大寶又は養老後に逮んで、稍濫給の弊にても發生せしや、本令發布後百年にして制限の嚴重なる官符の出しを思へば也、

第七條　奪祿條

凡奪祿者、徵半年、限六十日內輸畢。徵一年、限百廿日內輸畢。若限內遇恩、及別勑復任者、非免徵、則應給者、從復任日爲始計。

犯罪等不都合の廉ありて、半年の季祿を奪らるゝ時は、六十日以內に納めよ、又た一年の季祿を取り上げらるゝ時は、百二十日以內に上納し畢れよ、若し納期間にありて特に恩典等に浴す

るか、又た別勅にて復職する者は徴祿を免せよ、併し給與はするけれ共、復任の日より計算せよと也、

第八條　兵衛給祿條

凡兵衛、六月内、上日夜各八十以上者給祿。有位、准大初位。無位、准少初位。授刀舍人亦准此。

凡て禁裡守衛の兵衛と云ふ兵士は、六ケ月の間に出勤日數晝夜各八十回以上ならば季祿を給與せよ、但し有位の兵士は大初位に准じ、無位の兵士は少初位に准じ、帯刀の舍人も亦之に准ぜよと云ふ也、

第九條　宮人給祿條

凡宮人給祿者、尚藏、准正三位。尚膳、尚縫、准正四位。典藏、准從四位。尚侍、典膳、典縫、准從五位。尚酒、准正六位。尚書、尚藥、尚殿、典侍、准從六位。尚兵、尚闈、准正七位。尚掃、尚水、掌藏、掌侍、准從七位。掌膳、掌縫、准正八位。典書、典藥、典兵、典闈、典殿、典掃、典水、典酒、准從八位。自餘散事、有位、准少初位。無位、減布壹端。給徴之法並准男。

凡て御所内の官員に季祿を給はるは、尚藏（クラのカミ）は正三位に准じ、以下の諸役人は本法文の如しとせよと也、

而して無官の女官又は有位者にして現職なき人は皆少初位に准せよ、無位の人に對しては、布壹端を減すべしと也、凡て給祿法と徴祿法は男官に准せよと也、

字解　官職の名義等は、職員令の宮内省所管の諸寮職司、及び後宮職員令の十二司を參看すべし。

第十條　食封條

凡食封者、一品、八百戶。二品、六百戶。三品、四百戶。四品、三百戶。内親王減半。太政大臣、三千戶。左右大臣、二千戶。大納言、八百戶。若以理解官、及致仕者、減半。正一位、

三百戶。從一位、二百六十戶。正二位、二百戶。從二位、一百七十戶。正三位、一百三十戶。從三位、一百戶。其五位以上、不在食封之例。正四位、絁十疋、綿十屯。布五十端。庸布三百六十常。從四位、絁八疋、綿八屯。布四十三端。庸布三百常。正五位、絁六疋、綿六屯。布三十六端。庸布二百四十常。從五位、絁四疋、綿四屯。布二十九端。庸布一百八十常。女減半。其無故不上一年者則停給。中宮湯沐、二千戶。東宮一年雜用料、絁三百疋。綿五百屯。糸五百絇。布一千端。鍬一千口。鐵五百廷。

本條は、食封と云ふて、皇族方に給はる封祿中の封戶則ち食封を品封と云ふ、三位以上の人に給はるを位封と云ふ、四位五位の人には此封戶はない、其代りに位祿として絹や綿を給ふ、併し五位にても本篇十三條の如く、特別の功勳ある人へは、功封と云ふ祿を給はる也、此他五位

以上の人には位田を給ふ、皇族には品田（品位は臣下の位田に同じ支那にては我國の位を品に使用せり）を賜ふ、又た現に官職に在任の高官には、職封と云ふて官職相當の封戶及び職田を給へり、地方官には、職分田と名けて給はる也、田の委しきは第三卷第九篇田令の各條を參看すべし、而して其給額は、一品親王には八百戶、二品には六百戶以下本文の如し、而して四位五位は食封の限に非ずして、正四位には綿三貫二百目、布五十端、此端量は今云ふ處の丈にすれば約百疋に當る也、庸の布と云ふて下等の布が二百四十常、女官は半額とせよ、而して故なく出勤せざる事二ヶ年ならば季祿給與を停止せよ、又た中宮の御化粧用として二千戶、東宮の一年の雜用御料として、絁絹三百匹、綿一千斤、糸五百斤、布二千反、鍬一千挺、鉄五千斤也、

字解　○食封は、集解に釋云土を起して堺を爲す之を封と云ふ、周禮に諸公の封地は所謂食邑の意也、跡云く、給地を封と云ふ也、○庸布等は、　賦役令に既に述べり、○湯沐は、沐浴化粧なるべし、○常は、釋名に長さ壹丈六尺を常と云へり、

參考としては、天武紀五年八月丁酉の條に、食封を給ふ事を載す、

續日本紀天平十九年五月戊寅、太政官の奏に封戶の事あり、同書延曆八年八月庚寅の條に正三位佐伯宿禰今毛人、致仕して參議の封戶を罷むるあり、同書慶雲三年二月の詔書、同二年十一月庚辰の詔、類聚三代格に大同三年十月丙寅太政官謹奏應賜位封依令條事云々とあり、續紀天

平寶字四年十二月戊辰の勅に女官の祿の事あり、同書寶龜八年九月乙丑の勅にも亦女官の祿の事あり、其他略す、

第十一條　　皇親條

凡皇親、年十三以上、皆給時服料。春、絁二疋。糸二絇。布四端。鍬十口。秋、絁二疋。綿二屯。布六端。鐵四廷。其給乳母王者、絁四疋。糸八絇。布十二端。

皇族は、年齡十三年以上ならば、皆時服の料を給へ、其春の料は、絁二匹、糸三百二十目、布は二十丈八尺、鍬十挺、秋は絹二匹、綿六百四十目、布三十一丈二尺、鉄六貫四百目、又た乳母を給はる王には、絁絹四匹、糸一貫二百八十目、布は二十四反也、

參考には、續紀天平十七年五月壬午の詔、同書天平寶字三年六月庚戌の條、三代實錄卷の十、貞觀七年二月癸丑朔の條、研究としては、集解釋云慶雲三年の格、延曆六年の格、同十七年閏五月二十三日の勅、幷諸令備考及び令集解に載せり、コヽには煩を厭ふて省きぬ、

第十二條　　嬪以上條

凡嬪以上、並依品位給封祿。其春夏給號祿者、妃、絁廿疋。糸四十絇。布六十端。夫人、絁十八疋。糸卅六絇。布五十四端。嬪、絁十二疋。糸廿四絇。布卅六端。若帶官者、累給。秋冬亦如之。以綿代糸。

嬪以上は、品位に依て封祿を給へ、其季祿は妃に絁絹廿匹、糸六貫四百目、布百二十反、夫人は絁絹十八匹、糸三十六斤、以上本文の如し、若し帶官ならば累ねて給へ、秋冬も亦春夏の如し、但し綿を以て糸に代用せよとなり、

字解 ○女官名稱は、後宮職員令に解せり、○號祿は、男官に季祿といへり、女官に號の字を使用せられしは、周禮春官大祝の注に、號謂尊其名更爲美稱、あるを以て按ふれは、美稱の意なるべし、

第十三條　　功封條

凡五位以上、以功食封者、其身亡者、大功、減半傳三世。上功、減三分之二、傳二世。中功、減四分之三、傳子。下功不傳。

四三八

凡て五位以上、一品以上の人にて、勳功を以て食封を給はり、其身死去せば、大功ならば半減にて三代に傳へよ、上功は三分の二を減して二代に傳へよ、中功は四分の三を減じ男女を論せず其子だけに給へよ、下功は本人限りとせよと也、

【字解】○食封は、功封と看做すべし、

第十四條　寺不給食封條

凡寺不レ在ニ食封之例一。若以ニ別勅一權封者、不レ拘ニ此令一。權謂ニ五年以下一。

寺は凡て食封を給ふ限に非ず、併し若し特に別勅にて給へる時は、權封として本令に關係せず五年以下たるべしと也、

【字解】○權封の權は、權柄權勢、人權民權々謀等のケン字なれ共、此令條ではゴンと音讀して、權の守、權官等のゴンにて、眞に對するの義なり、

第十五條　令條外特封條

凡令條之外、若有ニ特封及增一者、並依ニ別勅一。

本令條の外、若し特に封祿を給與し、又は增封する事あらば、皆別勅に依れと也、

大寶令新解第二冊正誤表

頁	行	誤	正
二四四	十二	上。	上、
二四五	九	人。	人、
二五四	七	授、	授。
同、	十四	役、先	役。先
同	同	少、	少。
二五七	十二	地、	地
二六〇	三	給の下主厨の二字を脱す	
二六三	十四	城	背
二六四	一	令二	令三
二六七	十一	一尺	二尺
同	十二	長以下九字に本注也、	
二六九	二〇	三尺、	三尺。
同	同	一正丁	一正丁。
二七四	十四	綿、	綿
二七五	十一	得レ儀ニ	得ニ儀
二七七	十四	一日以下六寸迄本注也、	
二八四	十三	已役、	已役
二八六	五	注免、	注免。
二八七	十四	待	侍、
二九一	八	課役、	課役。
二九三	二	顧以下六字本注也、	
二九五	八	多丁。	多丁、
三〇一	九	亾	亡
三〇四	一	物。	物、
同	同	己。	己、
三〇七	三	以の下六字本注也、	
同	十四	一人	一人。
三〇九	八	師ー	師
同	同	師の下者の字を脱す、	
三一七	三	儀の下識の字を脱す、	
三二〇	十二	考課	考績
三二八	八	以上	削除、
三三七	七	亾	亡
同	十		雖ニ獨斷一
同	十二	亾	亡
同	十三	同	同
三三九	五		通計前勞
三四三	五	、毎	。毎
同	六	下考謂以下八字本注	
	七	也、	
三四六		頁記叙を脱す	
十一條	四	叙の下に四考上	
		四考中、進二階叙。	
		八考上、進三階叙。	
		の十七字を脱す、	
三五一	五	帳、	帳。
同	六	少領。	少領、
三五五	一	亾	亡
同	三	同	同
同	七	同	同
三六三	三	入位下、	入位下。
同	四	下、乙	下。乙
同	同	上、乙	上。乙
同	五	第の上本を脱す、	
三六四	十四	亾	亡
三六五	十二	王子	王子、
同	同	王子	王子、
同	十三	王	王、
同	同	階、庶	階。庶
三七〇	三	庶子	嫡子
三七四	一	後の下書表較以前、の五字を脱す、	
三九三	十一	最善	善最
同	同	弗レ聞ー	弗レ聞
三九五	一	者	者、
三九七	十二	例、	例。
同	十三	法、	法。
四〇一	六	解消	消レ
同	同	中	中ー
同	同	下ー	下
四〇二	十四		總叙
四〇四	一	佐	任
四二二	八	亾	亡
四二六	十	限	限。
四三三	十二	減レ	減
四三六	六	絢、	絢。

窪美昌保著

大寶令新解　三

越中　稲井堂藏

大寶令新解第三册目次

第五卷

第十六篇　宮衛令

一　[illegible]條……四三九
二　應時門籍條……四四一
三　身體檢査條……四四二
四　開閉門條……四四二
五　來宜行條……四四五
六　車駕出行條……四四六
七　理門條……四四七
八　兵庫大藏條……四四七
九　庫藏門條……四四八
一〇　諸門條……四四九
一一　宮墻條……四五〇
一二　宿衛器仗條……四五〇
一三　鹵簿條……四五一
一四　車駕臨幸條……四五一
一五　奉勅夜開門條……四五二
一六　諸門關鑰條……四五三
一七　五衛府條……四五四
一八　儀仗軍器條……四五四
一九　獻軍器條……四五五
二〇　車駕行幸條……四五五
二一　宿衛上番條……四五六
二二　元日條……四五六
二三　宮門内條……四五七
二四　京路分衙條……四五八
二五　諸門出物條……四五九
二六　車駕出入條……四六〇
二七　隊仗非違條……四六〇
二八　宿衛近侍條……四六一

第十七篇　軍防令

一　軍團編成條……四六三
二　兵補條……四六四
三　兵士備點條……四六五
四　兵器簡閲條……四六六
五　輜重用馬條……四六七
六　糧食條……四六八
七　兵士必用品條……四六八
八　兵士上番條……四七二
九　弓矢官費條……四七二
一〇　弩手選定條……四七三
一一　衛士武技條……四七三
一二　衛士防人區別條……四七四
一三　將校書記區別條……四七四
一四　軍籍調整條……四七五
一五　兵衛勤番條……四七六
一六　宛兵士各種條……四七七
一七　須契勅條……四七七
一八　大將授節刀條……四七八
一九　勅使慰問條……四七九

二〇 兵士入營條……四七九
二一 宿怨預防條……四八二
二二 軍門嚴戒條……四八二
二三 衛士外出條……四八三
二四 各軍兵員條……四八四
二五 大將裁判條……四八五
二六 軍將交代條……四八五
二七 婦女携帶禁止條……四八六
二八 出征中發喪禁止條……四八六
二九 病兵受療條……四八六
三〇 軍功軍賞條……四八七
三一 勳簿條……四八七
三二 勳功次第條……四八九
三三 敍勳加轉條……四九〇
三四 歿後敍勳條……四九二
三五 有勳者犯罪條……四九二
三六 軍人進退條……四九三
三七 兵衛考滿條……四九四
三八 兵衛采女採用條……四九五
三九 軍樂條……四九五
四〇 行軍中死亡條……四九六
四一 器仗出納條……四九七
四二 甲仗損失條……四九八
四三 軍器保存條……四九九
四四 民有器仗禁止條……四九九
四五 不任用器仗條……五〇〇
四六 舍人採用條……五〇三
四七 六位以下嫡子採用條……五〇四
四八 帳內資人採用條……五〇六
四九 帳內資人給與條……五〇六
五〇 帳內資人罷病條……五〇八
五一 地方官事力給與條……五〇八
五二 邊城門開閉條……五一〇
五三 城隍修理條……五一一
五四 關所守備條……五一一
五五 防人奴婢携帶條……五一三
五六 防人糧食條……五一三
五七 防人代理禁止條……五一四
五八 防人犯罪條……五一四
五九 防人配置條……五一五
六〇 防人交代條……五一五
六一 防人歸休途中罹病條……五一六
六二 防人耕作條……五一七
六三 防人休日條……五一八
六四 外人出入護衛條……五一九
六五 人民城內住居條……五一九
六六 置烽條……五二二
六七 放烽區別條……五二三
六八 賊徒來寇條……五二四
六九 烽長規定條……五二五
七〇 烽子規定條……五二六
七一 火炬距離條……五二六
七二 火炬材料條……五二七
七三 狼烟原料貯藏條……五二七
七四 應火方向條……五二八
七五 烽烟遞報條……五二八
七六 放烽參差條……五二九

第六巻

第十八篇　儀制令

一 尊號條……五三二
二 行在所條……五三二
三 皇后條……五三三
四 車駕巡幸條……五三四
五 文武官條……五三四
六 三位以上條……五三五
七 皇帝不視事條……五三六
八 祥瑞條……五三八
九 元日條……五三九
一〇 途中下馬禮條……五四一
一一 遇本國司條……五四二
一二 在廳會釋條……五四三
一三 儀戈號……五四四
一四 版位條……五四五
一五 蓋傘條……五四六
一六 父母重病條……五四七
一七 五行器製造條……五四七
一八 元日國司條……五四八
一九 春時田祭條……五四八
二〇 遭重服條……五四九
二一 凶服不入公門條……五四九
二二 行路會釋條……五五〇
二三 官人莫遡威張條……五五〇
二四 帳內資人條……五五一
二五 五等親條……五五二
二六 公文條……五五三

第十九篇　衣服令

一 皇太子禮服條……五五七
二 親王禮服條……五五九
三 諸王禮服條……五六〇
四 諸臣禮服條……五六二
五 朝服條……五六三
六 制服條……五六六
七 服色條……五六七
八 內親王禮服條……五七一
九 女王禮服條……五七三
一〇 內命婦禮服條……五七三
一一 有位婦女朝服條……五七四
一二 宮人制服條……五七五
一三 武官禮服條……五七六
一四 武官朝服條……五七七

第廿篇　營繕令

一 計工程條……五八一
二 有所營造條……五八二
三 私第宅條……五八三
四 軍器營造條……五八四
五 錦羅寸法條……五八四
六 在京營造條……五八四
七 解羅巧作條……五八五
八 貯庫器仗條……五八六
九 須女功條……五八六
一〇 瓦器破損條……五八七
一一 京內橋梁條……五八七
一二 津橋道路條……五八八
一三 官船所在條……五八八
一四 官私船舶條……五八九
一五 官船使用條……五九〇

一六　大河條……五九〇
一七　堤防條……五九一

第七卷

第廿一篇　公式例
一　詔書式條……五九三
二　第一詔旨式條……五九四
三　第二詔旨式條……五九四
四　第三詔旨式條……五九四
五　第四詔旨式條……五九五
六　第五詔旨式條……五九五
七　勅旨式條……五九八
八　勅旨條……五九八
九　論奏式條……六〇〇
一〇　論奏式條……六〇一
一一　奏事式條……六〇三
一二　奏事式條……六〇三
一三　便奏式條……六〇四
一四　便奏式條……六〇五
一五　令旨式條……六〇六
一六　令旨式條……六〇六
一七　啓式條……六〇七
一八　春宮坊啓式條……六〇七
一九　奏彈式條……六〇八
二〇　彈奏式條……六〇九
二一　飛驛式條……六一〇
二二　下式條……六一一
二三　上式條……六一二
二四　解式條……六一三
二五　移式條……六一四
二六　符式條……六一六
二七　牒式條……六一八
二八　辭式條……六一八
二九　勅授位記式條……六一九
三〇　奏授位記式條……六二〇
三一　判授位記式條……六二一
三二　計會式條……六二三
三三　官及諸國諸司式條……六二三
三四　諸國應官會式條……六二四
三五　諸司應官會式條……六二五
三六　過所式條……六二八
三七　平出式條……六三〇
三八　闕字式條……六三二
三九　不平闕條……六三三
四〇　印璽條……六三四
四一　公文捺印條……六三六
四二　給驛傳馬條……六三七
四三　諸國給鈴條……六三八
四四　京內巡車條……六四〇
四五　給隨身符條……六四〇
四六　國內變事條……六四二
四七　國司使人條……六四三
四八　在京諸司條……六四四
四九　驛使途中發病條……六四四
五〇　國有祠禰條……六四五
五一　朝集使條……六四五
五二　內外諸司條……六四六
五三　京官外官區別條……六四七
五四　位階區別條……六四八

五五　散官朝參席順條……六四八
五六　令巡問致仕之高位者條……六四九
五七　彈正別勅條……六五〇
五八　兼攝官條……六五〇
五九　百官宿直條……六五一
六〇　京官上下條……六五一
六一　詔勅及急件條……六五二
六二　受付條……六五二
六三　訴訟條……六五五
六四　追攝對問條……六五六
六五　陳意見欲封進條……六五七
六六　公文條……六五八
六七　料給官物條……六五八
六八　授位任官日喚辭條……六五九
六九　奉詔勅條……六六〇
七〇　奏機密事條……六六一
七一　諸司受勅條……六六一
七二　事有急速條……六六二
七三　官人判事條……六六三
七四　詔勅宣行條……六六三
七五　詔勅頒行條……六六三
七六　下司申解條……六六四
七七　諸司奏事條……六六五
七八　須責保條……六六五
七九　受勅出使條……六六五
八〇　京官出使條……六六六
八一　責返抄條……六六六
八二　案成條……六六七
八三　文案條……六六八
八四　任授官位條……六六九
八五　授位校勳條……六七〇
八六　官人父母條……六七一
八七　外官赴任條……六七一
八八　行程條……六七一
八九　遠方殊俗條……六七二

大寶令新解　第五卷

第十六篇　宮衛令　凡貳拾捌條

本篇は、皇城の守衛、行幸啓の鹵簿に係る、五衛府の將校兵士及び舍人等の心得を始め、宮閤門を出入する人の心得に關する法令なり。

[illegible]　〇宮は、爾雅注疏卷の五に、穹也、屋の高く丘上に見ゆるを云ふ、故に殿堂の高大を標形したる也、依て後には、天子及び諸侯の居給ふ所而已を稱呼する事とはなれり、衛は禁衛也、凡て左方は左衛府、右方は右衛府の衛る規則なり、

第一條　門籍條

凡應入宮閤門者、本司具注官位姓名、送中務省、付衛府、各從便門著籍。但五位以上、著籍宮門。皆非著籍之門者、並不得出。若改任行使之類者、本司當日牒省除籍。每月一日十六日、各一換籍。宿衛人准此。

凡て宮城は內中外の三郭より成る其閤門の他の諸門に入る可き人は、所屬の役所に於て、具さ

に官職、位階、姓名を録して中務省へ差出し、省之を受取りて衛門府に交付し、衛門府は之レを各人關係用事のある諸門に對し、門籍即ち名簿を備へ置かしむる也、故に各人皆自身在籍の門に非ざれば通用する事能はず、若し地方官等へ遷任したる者ある時は、本人所管の役所は直ちに中務省へ通牒せよ、然れば省にては從來の門籍を即日に削除せよ、此門籍の改正は毎月の一日と十六日の二回に行ふ事とせよ、宿衛の人も亦之に準ずべしと也、

字解 ○宮閤門、左右衛門の守る所を宮門と云ふ、左右兵衛の護る所を閤門と云ふ、宮門は、四方各三門宛あり合計十二門なり、此中には、内裏を始め、官、省、職、寮、司、署、則ち中央官府の諸官衙悉皆あるなり、而して十二門は南方の中央を朱雀門、其左（東）に美福門、右に皇嘉門、東方の中央を待賢門、其左に（北）陽明門、右に郁芳門、西方の中央に藻壁門、左（南）に談天門、右に殷富門、北方の中央に、偉鑒門、其左に（西）安嘉門、右に達智門あり、（諸門の外は市街なりし）中郭に樞密院が内閣とも云ふべき、朝堂院あり其中に太極殿、小安殿を始め、十四堂四樓二十一門の一郭あり、是等諸門は悉く衛門府の守衛とす、（皇大神宮儀式帳參看）閤門の閤は說文に門旁の戶、釋宮に小閨或は閨に通じ或は便殿等の諸說あれ共、此令條では内裡則ち主に後宮を摸擬して文飾上此字を採用されたるなるべし、今時所謂大奥とも云ふべき内裡則ち眞正の禁裡ならん歟、該禁裡の諸門は明知する能はざれ共、本條に記されざる諸門は左右兵衛の禁衛する門也、以上は想像の爲め平安朝の宮門を借寫したるに過ぎざる也、

第二條　臨時門籤條

凡無籍應入禁中、及請迎、輸送、丁匠入役者、中務省、臨時錄名付府。五十人以上、當衛錄奏。其有所輸送未畢、欲宿守物者、斟量聽留。

本條は、臨時宮城に出入する者等の爲に設けられたる門籤取締りの心得共云ふ令條なり、常に諸門に名簿の備なき商人等の城内より拂ひ下ぐる物品の受取、又は買上げ品の上納、或は職人等の役に就て出入すべき者共の名は、中務省に於て臨時に出入すべき者共の名を録して衛門府に交付せよ、其者共五十人以上ならば、衛門、兵衛の二府より奏上すべし、若し上納物品の一定期間に上納し能はずして城外の宿泊所に留め置き守護しながら納めんと申し出れば、中務省は二衛府と交渉の上酌量し許せよ、拂下げの物品も全部受領の終了せざる時も亦右に準ぜよと也。

字解 ○請迎は、拂ひ下げ等を受取る事、○輸送は、納め入るゝ事、○當衛は、衛門兵衛の二府を云ふ、

第三條　身體檢査條

凡兵衛衛士上番、衛士上番、謂自本國初上者。皆須檢點正身、然後奏聞。

本條は、衛士則ち番兵等の身體檢査規則にして、內裡諸門の番兵は、兵衛府の兵衛、及び諸國より法規の通り、勤めに上る衛士則ち兵士等に對して悉く身體の檢査を施して後ち奏聞に達せよ、但し衛士は初めて上りし時一回の奏聞而已にて宜しけれ共、兵衛は交代毎に奏聞に達せよと也、

字解 ○衛士上番は、毎年諸國より徵兵士として上る者等を云ふ、之を兵部省に於て檢査の上五衛府に分配し送る也、○點檢正身は、兵衛、衛士等の身體を檢査し、逐一名簿の上に照し、筆を以て墨の點を名の上に點し、以て虛實有無を知るの符帖とせりといへり、○奏聞は、二衛府各奏聞するを云ふ、

第四條　開閉門條

凡開閉門者、第一開門皷擊訖、則開諸門。第二開門皷擊訖、則開大門。退朝皷擊訖、則閉大門。晝漏盡、閉門皷擊訖、則閉諸門。理門不在閉限。京城門者、曉皷聲動則開。夜皷聲絕則閉。其出入鑰者、第一開門皷以前三刻出。閉門皷以後三刻進。則諸衛按檢所部及諸門。持時行夜者、皆須執仗巡行、分明相識。每旦色別一人、詣在直官長通平安。

本條は、諸門の開閉に就きての取締り令條也、

諸門を開閉するに太皷を擊ちて相圖とし、其第一の開門太皷は、日の出二時間前に擊ち鳴しソレを相圖に開門する也、第二の太皷にて朝堂（現今廟堂と云ふ如し）の南門、則ち太極殿を始め、十四堂四樓二十一門ある所の正門にて朱雀門の奧にある、世に云ふ應天門を開くのである、次に時刻は明記してなけれ共、內閣諸臣の退朝の太皷を擊ち鳴らせば、應天門（朝堂の正門）を閉鎖せよ、而して、日沒時に至れば又太皷を擊ち鳴し、鳴し終れば諸門を閉鎖する也、然れ共、夜間とても多く用事のあるものなるを以て、理門と云ふて今云ふ小門とか又は潛り門とか云ふ便利の門あり、此門は徹夜閉鎖せざるを以て此門に緣りて用向を辨せよと也、

京城門は後に羅城門と云ふ、此門は京城南端の中央にありて市街の端なり。此門は日出時（卯の刻）の太鼓の音を聴収して開く也、閉鎖は夜太鼓の撃了とする也、

諸門の鍵の出し納れは、凡て開閉より約一時間半計の前と後との事である、鍵の事は前記第二篇職員令の第六十二條、衛士府、後宮職員令の第九條闈司（門の司）を參看すべし、此闈司に於て出納する也、

門部、兵衛、衛門、衛士等を晝夜一定の回數を以て巡檢するは、五衛府則ち左兵衛は左側右衛門は右側、衛士府は中央及左右兩側の諸門に關し、此各府の主典以上の將校等は交代に擔任區域を巡察する也、但し夜間は護身防禦の仗を携へて巡行し、巡行中左右四役所（五衛府）の同僚相互に能く見知り合ひ置けと也、巡檢終らば每平旦諸衛府より一人宛自身所屬の衛府の宿直官へ前夜の狀況を通報せよと云ふ也、

字解　○大門は、應天門則ち朝堂の南門をいへり、○晝漏は、時計也、今の時辰儀と異れり、○理門は、便利門にして夜間の通用門なり、○京城門は、羅城門にして平安城ならば朱雀の末にあり今猶遺跡を存す、諸令備考に愛媛爾を引いて曰く、羅生と記せしは分明ならずとあり、拾芥抄に羅城と云ふ事は、郭と云事也、故に羅城門は郭門と云ふ如し、平安城の壺なる時、四方に郭あり其南門也、唐書に高宗の時京師に羅郭を築くとあり、通鑑に唐の德宗紀の注に羅城は外大城也、子城は内小城也、又た朝鮮の崔世珍が訓蒙字會に、郭を俗に羅城と稱すとあり、此諸書の文にて其義明了なるべし、羅は周羅、網羅の義にしてキハッ鳥の網の如き外を掩ふ囲ひより轉用したるなるべし、○鎰は、鍵也、鑰に同じ、○二刻は、古は今の晝夜各十二時をば各六時間宛に刻み晝六時間夜六時間、而して之を十二支に配當して夜半を子の時とし、晝の正中を午の時とし、日出を曉の六時、日沒を暮六時として朝の六時が卯の時、暮の六時が酉の時也、此各の一時間を四刻又は俗に上中下三刻に分ちしもあり、支那では大抵晝夜百刻として一時間を八刻强とし上四刻下四刻とせしも、此令條法文の義解に依れば古の一ト時を四刻に分割しある如く、故に二刻は則ち今の一時間と三十分に當る譯となるべし、○所部は、擔當の場所、○仗は、杖にも通ず、今所謂要心棒の如くなれ共、第二篇職員令の兵部省又は第六十條左兵庫及び軍防令の第四十一、二の條を參看すべし、軍事に兵仗といへ、儀式禮容には儀仗と云ふ、○色別は、種別又は役所別を云へり、○平安は、無事と云ふ如し、

第五條　　未宣行條

凡詔勅未宣行者、非司不得輙看。

本條は、詔書勅旨の太政官に送らるゝ際其途中に於て中務省の少輔以上の他は衛門の司さと雖

私かに見る事はならぬと也、

【字解】〇詔勅は、詔書及勅旨又は勅書なり、〇宣行は、中務省の長次官の署名をいへり、〇非司は、中務省の少輔以上の他をいふ、

第六條　車駕出行條

凡車駕出行、兵衞衞士先按行。及道邊隱障處、檢察非常、前後呵叱觀人大言、登高者使下。若有所幸、皆先防禁門巷、驅斥所不當留者。

本條は、京外に御幸の際、御通輦の道路の取締規則とも云ふべき令條なり、

京外御出幸の時には、兵衞衞士の兵士等先づ道路を檢察し、路傍暗の處抔は一層注意して非常を檢察し、前後見物人等の大聲を叱咤し、又た高き所に登り居る者を看留むれば直ちに降らしむ、又京都内に於て御臨幸の時は、御通輦の際丈けは接近各町の小門小道の通行を暫時禁止すべし、又停まるべき所に非ずして留まり居る者あらば其者を追拂へよ、但し此警戒は鳳輦乘輿を距る事約三百歩即ち五十間程の距離迄の事たるべしといへり、

【字解】〇車駕は、天子の乘物を指す、〇出行は、行幸を云へり、〇按行は、ミアルク即ち彼此巡行

也〇隱暎、暎音英、暎隱にして隱蔽不明也、オグラキと云ふ如し、〇驅斥は、追ひ拂へをいへり、

第七條　理門條

凡理門至夜燃火。并大器貯水。監察諸出入者。

本條は、時間外の通行門即ち便門の取締規則なり、此門は、夜になれば火を焚きて相戒めるなり、但し火災の患を防ぐ爲めに、傍らに大なる器に水を盛り貯へさせよ、而して出入の諸人を監察すべしと云ふ也、

【字解】〇理門は、便宜門にして前四條に出づ、大中臣能宣の歌に

御垣守衞士の焚火の夜は燃て

ひるは消つゝ物をこそ思へ

と吟ぜしは、愛戀悲哀の意なるも、毛詩氣取に解せば賦比興の詩にて此番兵の勤務状況の一斑を察して古昔を偲ばるゝなり、

第八條　兵庫大藏條

凡兵庫大藏院內、皆不得將火入。其守當人、須造食者、於外造。餘庫藏准此。

本條は、內外の庫藏倉廩に對する番兵の心得なり、兵器を納めある庫藏及び大藏の正倉院の內へは、一切火を持て入る事はならぬ、而して此倉庫に直接關係する役人、番兵、小使に至るまで、總て食物を附近にて製造調理する事を免さぬ、炊事等の如きは、庫藏を距る事百間を隔つべし、餘の庫藏も亦之に准ずべしと也、

字解 ○兵庫は、兵器を納めてある庫藏、○大藏は、大藏省にて、現今の同名省とは、同名異實にして、昔の本省は單に倉廩而已に關するが如し、國費出納の如きは、民部省の主計寮の管掌とせり故に、○院と云ふて、今猶奈良市に遺れる正倉院の如きは昔の內裡の後方にありて諸國より貢献する調雜物及び珍奇の品物を藏め有る寶藏なり、

第九條　庫藏門條

凡庫藏門、及院外四面、恒持仗防固。非司不得輙入。夜則分時撿行。

本條は、各倉庫の諸門、及び正倉院の周圍には、常に帶劍の番兵を分配して守護せしめよ、係り役人の外は入るべからず、夜間は、時間を分け定めて番兵も將校も嚴重に巡察すべしと云也、

字解 ○持仗は、コヽでは帶劍と看做した方適當なるべし、仗の字の參考として各令條中に散見しある所は太約左の如し、第二篇職員令第六十一條左衛士府及び本篇第廿七條に、隊仗なる語あり、又た第二篇左兵庫と本篇第十八條に、儀仗あり、又た第二篇左京職の義解と本篇第十二條、及び第十七篇第四十一條等に、器仗の名あり、又た軍防令第四十二條に、甲仗あり、本篇第四條に執仗、同九條に持仗同十三條に監仗同十九條に戎仗、同廿條に單に仗、同廿七條に仗頭、第廿一篇公式令第五十二條に帶仗等の語を使用あり就て參考すべし、○院は正倉院、○非司は當局者外をいへり、本篇第五條等他各篇に同語あり。

第十條　諸門條

凡諸門及守當處、非正司來監察者、先勘合契。同聽撿校。不同執送本府。

本條は、番兵等が、諸門及び守護すべき場所に於て顏も知らぬ疑はしき監察官が來りて監察せんと欲せば、先づ監察官の携帶すべき割符の鑑札を勘査し、守護所に備ある割符に照し合したる上符合いたせば監察を許せ、然らざれば其者を捕へて五衛府の內ち其場所所管の役所へ送れと云ふ也、

字解 ○守當は、守護の場所、○正司は、擔當所管の役所、○合契、の契は符書なり、兩札を

書きて其側を刻み合せて信と爲す者を云ふ、令時謂ふ所の割符又は合ひ札を推知すべし、五衞府は特別に合契を有すれ共、其契を給渡するの制規は令條に明文なし、只第十七篇軍防令第廿六條に合符を勅へよとあり、尙第二篇職員令の大國の條及び公式令第四十三條に關契あり、第四十四條に銘契あり、皆合ふと云ふ意也、契は合なりと字書に云へり、

第十一條　　宮墻條

凡宮墻四面道内、不得積物。其近宮闕、不得燒臭惡物、及通哭聲。

本條は、宮城と市街との間にある道路に物品を推積する事はならぬ、尙禁裡に近き處に於て惡臭を發する物を燒却し或は御殿に達するやうな哭泣の聲等を揚ぐる事はならぬといふ也、

字解　○宮闕は、宮城は御殿と云ふ如し、天子の御居所にして、異稱別名尠からず、

第十二條　　宿衞器仗條

凡宿衞器仗、若有人稱勅索者、主司覆奏、然後付之。

夜番をする兵衞府の兵衞兵士及び内舍人等の帶する器仗をは、勅命であるとて取上げんとする如きやうなる事あらば、兵衞府及び中務省の判官以上の人に於て、念の爲め奏聞の上、差出すべしと云ふ也、

字解　○器仗は、劍及び要心棒の類第九條參考、○索は、求也、○主司は、兵衞府及中務省の判官以上の官人、○覆奏は、念の爲めに奏聞するを云ふ、

第十三條　　鹵簿條

凡鹵簿内、不得横入。其監仗之官、檢校者、得去來。

行幸の際、沿道の警護部隊の警戒し居る處の往來を横切る事はならぬ、併し警衞官の許可を得たる者は此限りに非ずと云ふ也、

字解　○鹵簿は、ミユキのツラと訓む和訓もあれ共今は一般にロボと云へり、鹵は盾也、簿は帳簿也、天子車駕を出さるゝ次第也、○監仗は、各本衞の巡察官をいへり、

第十四條　　車駕臨幸條

凡車駕有所臨幸、若夜行、部隊帥、各相辨識。雖是侍臣、從外來者、非勅不得輙入。

本條は、臨幸途中の取締の一節也、市内の臨幸又は夜間の臨幸の節は、陪従の兵士隊長等は互

に能く相議居るべし、若し侍從、少納言或は中務省の少輔以上と雖も、始めより既定拜命の供奉の人に非ずして、新に途中より陪從せんと請ふも、勅命に非ざれば、容易く入る事はならぬと云ふ也。

字解 ○部隊は、五十人を隊とす、五十人以上の長を主帥と爲せり、○侍臣は、少納言、侍從、中務省の少輔以上をいへり、

衞禁律に云く、車駕行幸の時、隊を衝く者は、杖一百、若し兵衞及び内舍人の仗を衝く者は、徒一年、

第十五條　奉勅夜開門條

凡奉勅夜開諸門者、受勅人、具錄須開之門、幷入出人名帳、宣送中務。中務宣送衞府。衞府覆奏然後開之。若中務衞府、倶奉勅者、不合覆奏。其奉勅人名違錯、即執奏聞。

本條は、勅命によりて夜開門する法令也、

勅旨を奉じて、夜諸門を開くには、勅命を蒙りし侍從は、具さに開くべき門、幷に出入する人の姓名を錄し、中務省に宣送すべし、中務省より、其開く可き門を管する衞府に宣し送れ、其

宣下を受たる衞府は、念の爲めに奏聞して後に開門すべし、假令は口勅とて御口上だけの勅命にて、夜中など開門する時は、勅命を蒙りし侍從が中務に宣送し、中務省は念の爲め折返し奏聞して衞府に宣告し、衞府も亦奏聞し、尙轉じて諸鍵を管理する所の後宮職の閑司に告げ、閑司も亦轉奏して然る後開門せよ、若し中務省と衞府との兩役所が、同時に勅命を蒙らば念の爲め奏聞には及ばぬ、又奉勅の人が、出入の人の名を誤らば、ソレを衞府又は中務が奏聞せよと也、

字解 ○奉勅は天子の命を承まはる也、

○宣送は、申し送りなれ共、凡て至尊に關する所は古來の讀例又は使用文字に特例等ある事なれば、のたまひおくれと訓むといへり、詳細は第二十一篇公式令に述ぶべし、

○覆奏は、念の爲め申し上ぐると云ふ如し、第二十九篇獄令の第五條及び職員令中務省等參看すべし、○違錯は、相違錯誤なり、○即執の執は之入又た質入切、音汁、持也守也執奏、執筆、執行等の執にして卽時執奏の義なるべし、

第十六條　諸門關鍵條

凡諸門關鍵管鑰、皆須牢固。

本條は、諸門の鍵は、嚴重堅固にすべしと云ふ也、

字解 ○關は、門を持する横木也と義解に云へり、俗に云ふクワンヌキ也、門、鍵、鑰共に同じ又た今は關鎖共書けり、鍵は、カギ也、管籥も亦鍵也、俗稱雌鍵雄鍵に當つ、周禮地官、禮記體弓の鄭玄注、正字通、名物六帖、等諸說紛々あり爰に略す、

第十七條　五衛府條

凡五衛府長官、皆以時按檢所部、糺察不如法。

凡て右衛門府、左衛門府、左兵衛府、右兵衛府、衛士府の五役所の長官は、一定成規の時期に所屬部下を巡檢し、規則通り勤め居るや否を糺察する也、但し判官以下及び將校等は、毎日交代に巡察せよと也、

第十八條　儀仗軍器條

凡儀仗軍器、十事以上、出入諸門者、皆責牓、門司奏聞、勅聽出入。其宿衛人常服用者、不拘此限。

本條は、何れの門よりにても、一時に多くの儀仗兵器を出し入れするを取締る令條也、儀仗軍器を多く出し入する時は其門の門籤を調ひ、管轄長官が奏聞したる上にて許可せよ、但し宿衛人の常用は此限に拘らずと也、

字解 ○儀仗軍器は、弓箭矛盾等の儀容用を儀仗となし、征伐用を軍器と爲す、○十事、弓一張、箭五十本を一事とす、○責は、請ひ也、牓は門籤の如し、

第十九條　獻軍器條

凡有獻軍器戎仗等、則令內舍人、隨獻人將入。

本條は、軍器類の獻上に關する心得也、弓箭、刀劍、矛盾、或は陣太鼓、陣貝等の類を獻上せんとする者あらば、侍從の下役とも申すべき內舍人をして其獻上人を附隨せしめて持參させよと也、

字解 ○軍器は、弓矢刀劍矛盾の類、○戎仗は、陣太鼓、陣貝、軍旗、軍鉦の類といへり、○將は、ヒキユ、又はモツ也、

第二十條　車駕行幸條

凡車駕行幸、則閉諸門。隨便開理門。其留守人者、各自理門出入。並駕還仗至乃開。

天皇何れの處へか、行幸ありて、御留守の間は諸門を閉鎖しておけ、併し便宜便利の門をば開

け置き、留守居は各理門（第四條參看）より出入をいたせ、車駕還御、諸仗至る時には則ち開らけと也、

第二十一條　　宿衛上番條

凡宿衛人、應當上番、而有故不得赴、及下番須一日程以上行者、皆於本府申牒、具注所行之處、若不滿一日程者、聽暫往還。

本條は、宿直の兵衛等缺勤に關する法令也、凡て宿衛の人は、出勤すべき日に事故ありて出勤せざるとか、又は休番の日とても、一日以上を費す樣の處へでも行くならば、其旨具さに激して所屬の衞府へ申牒せよ、但し一日に滿ざる處の往還は屆けなく共許せと也、

第二十二條　　元日條

凡元日朔日、若有聚集、及蕃客宴會辭見、皆立儀仗。

元日或は每月一日の外に、特に公式の集會等ある時、或は外國來賓の爲めに開かるゝ宴會等には、皆儀仗を立てよと也、

【註解】 ○蕃客は、外國使臣及び來賓、○辭見は儀制令第六條職員令第十八條に出ず、○儀仗、

の委しきは、少々年代後れ居れ共、延喜式卷第四十五、左右近衞府、同四十六卷左右衞門府、同四十七卷左右兵衞府の各卷の卷首に各一張内外宛を記せり、此に新解を下せば甚だ煩冗の嫌あるを以て略す、儀仗は禮容用儀式時の威儀と看做すべし、

第二十三條　　宮門内條

凡宮門内、及朝堂、不得輒酒、作樂、申私敬、行決罰。

宮閤の門内、及び朝堂内に於て、各役所の上次官又は高等官等が、私已除謝等の意を以て酒宴を催し、歌舞音樂等を行ひ、又は笞杖の刑罰等を決行する事はならぬと也、

【註解】 ○宮門、に就ては荷田在滿は、宮闕又は宮閤に作るべき乎と云へり、又た御風は杖罪以下は諸役所皆決行するから朝堂も亦然りとすと云々、稻葉通邦は、諸說杜撰とせり、如何となれば、宮門は建禮等の諸門也、八省院は宮門外也、故に及び朝堂と云はざるを得ずと云々、且つ保、前にも云へし如く斯の如き疑問を一々論難する時には集解にても更に解決つかざる條多々にして幾百幾千年を經過するも五里霧中に令條を暗滅する如し、故に第一條に諸門大略を擧し如く宮閤門と假りに定めて置けば、本文解決容易なり、則ち單に宮門では朱雀門内と看做さるを得ざればなり第一條四條十一條を參考すべし、

〇申私敬は、自己が拜謝を陳ぶる也、

第二十四條　京路分街條

凡京路、分街立舖、衞府持時行夜。夜鼓聲絶禁行。曉鼓聲動聽行。若公使、及有婚嫁喪病須相告赴、求訪醫藥者、勘問明知有實、放過。非此色人犯夜者、衞府當日決放、應贖、及餘犯者、送所司。

京都市内の道路は、街毎に番所を立て、而して衞府の番兵等は、一定の時間に用心太鼓を撃ちて巡行し、人定亥時共云ふべき時刻に至れば、撃鼓を停廢し通行を禁絶せしめよ、次に寅卯前の撃鼓にて諸人に市街道路の自由通行を許せ、然れ共若し役所等に關する公用、或は庶民の冠、婚、葬、祭、又は急病人等ありて醫藥の用向き等出來て深夜にても通行する者共に對しては、一々詰問して、其答辯の虛僞ならざるを認定せば、通過を快諾許可せよ、若又此種の人々に非ずして深更を犯して通行する者あらば、衞門に於て即決せよ、若し罰金刑及び其他の犯罪ある見込の者あらば、刑部省及び左京右京の市役所へ送致せよと也、

〇舖は、音歟又たホの音あり、門の金物、商ひ店、或は停まる等の訓あり義解には衞をまもるの舍とし令抄には、道を守るの家とせり、和名類聚抄に辨色立成に曰く、助舖は和名小屋一名とタキヤ（火焚屋）として、衞士の家の如しとあり、併し和名抄にては助の一字を冠しあるを以て衞士の番小屋とせしは穩當なるべし、〇公使は、諸役所の使者、勘問は、詰問の如し、〇此色は、此種の如し、〇當日決放は、即決解放の如し、〇所司は、刑部省と京職を指す也、

第二十五條　諸門出物條

凡諸門出物、無牓者、一事以上、並不得出。其牓中務省付衞府。門司勘校、有欠乘者、隨事推駁。別勅賜物、不在此限。

本條は、諸門より物品を出し納れする取締法也、何れの門よりにても門の通券なければ、一品以上の物を出す事はならぬ、門券は中務省より衞府に交附し、衞府より物品出入する者に下附せり、ソレを門番の司が勘査するに通券に記載の物品數と、實物とに其數量等相違あらば糺正すべし、但し別勅に賜はりし品は此限に非ずと也、

〇牓は、通券、〇一事は、一物と云ふ如し、但し前十八條の一事とは其義異なる也、〇

缺乘は、過不足と云ふ如し、缺は缺損則ち不足の事なり、乘は音剩にして餘計又は、過剩と云ふ如し、○推駁は、推し正すを云ふ、駁は音博、雜駁のハクなれ共ヨヽでは駁撃のハクの意にて解すべし、

第二十六條　　車駕出入條

凡車駕出入、諸從駕人、當按次第、如鹵簿圖、去御三百步內、不得持兵器、其宿衞人從駕者聽之、

本條は、警蹕の令條也、

天皇の車駕出入ある時は、諸多供奉の人々を調查する次第は、行列帳簿の圖に照し、圖と相違なき樣にせよ、而して鳳輦を去る事六十間內には、兵器を携帶する者を踏込ま令むる勿れ、但し宿衞の人にして車駕に陪從する者は許せと也、

字解　○當按は、列次の如し、言ふ心は、諸衞各當陣の列次を整へて、雜亂せざらしむるを云ふ也、○去御は、天子の車駕を距る事、○三百步は、第六條に解せり、

第二十七條　　隊仗非違條

凡隊仗內有非違、彈正不辨姓名、聽至仗頭就主司問、

本條は、衞士、兵衞、內舍人の不都合を糺す令條也、

隊を造りたる衞士、仗を執りたる兵衞、及び內舍人の內にて、無禮不法の振舞容儀ある者あらば彈正臺の當局に於て、其不法者の姓名を知らざれば、隊長に就て問ひ合す事を許せと也、

字解　○隊は衞士の陣、○仗は、兵衞內舍人の陣也、○非違は、不敬不法、○至仗頭は、隊列の處に至つて也、○主司は、各隊の長をいへり、

第二十八條　　宿衞近侍條

凡宿衞及近侍之人、二等以上親、犯死罪被推劾者、推斷之司、速遣專使、賫牒、報宿衞及近侍之人本司本府、勿聽入內。

本條は、宿衞者の近親中に、犯罪者を生じたる者の令條也、

宿衞及び近侍の人の內にて、二等親則ち父母兄弟姉妹以上の親屬中に、誰か死罪を犯して糺問せられ居らば、裁判の役所より早速態夫を以て通牒を宿衞及び近侍の人の所屬役所へもたらすべし、必ず本人をして入內をユルス事はならぬと也、

字解　○宿衞は、兵衞、內舍人を云ふ○近侍、は少納言、侍從、中務の判官以上を云ふ也、○

推劾は、推問糺彈の如し、選敍令第二十三條參看、 推斷之司は、裁判の役所、○專使は、遣夫、○齎は、祖稽切音躋、齋と同字也、モタラスと訓す、持ち贈の義、○本司は、近侍の人の本職の役所を指す、○本府は宿衛兵士等の所屬の五衛府をいへり、○勿聽入內は、近親中に重罪人出來れば本職の人を御所內へ入るゝ事を禁せよと云ふ也、

大寶令新解　第五卷

第十七篇　軍防令　凡漆拾陸條

本篇は軍制に關する諸令條なり、此內官制だけは、既に職員令の第廿四條兵部省、以下廿九條迄、又た五十九條より六十九條、及び后宮職員令の第八條、東宮職員令の第十條にあり、軍政の方針、軍團の組織、軍法の大略、徵兵の條令、兵士の敎育、儀式樣式、演習行軍、召集徵發、進級敍勳、懲戒刑罰、軍人の風紀、主計糧食、兵器被服、論功行賞、衞生馬政、但今時火、步、騎、砲、工、輜重、憲兵、屯田等の諸種兵、其時代に於ける常用は一として供給せざるもの無如し、然れ共現今の軍政諸法に比照せば、其內容多岐ならずして、其名稱に至るも前記の如く判然表記せずと雖も、實質は更に脫漏なきが如し、實に簡にして洩さずの觀あると稱せざるを得ざる也、

字解　○軍は、義解に軍士とせり、然れ共此段にては廣狹二樣に解する方穩當なるべし、○防亦防人とせり、此段にては、汎く軍を以て攻守防禦の法とすべき廣義の解をも加へて可なるべし、

第一條　軍團編成條

凡軍團、大毅、領一千人。少毅副領。校尉、二百人。旅帥、一百人。隊正、五十人。

本條は軍團編成の令也、凡て國別に軍團を組織編成し、一軍團に團長として、大毅一人を置き一千名の兵士を統率せしめよ、該一團を分割統率するに、團長の下に、少毅二人を置き各五百人宛、校尉五人ありて各貳百人宛、旅帥十人あり百人宛、隊正廿人あり五十人宛を統領せり、但し國の大、上、中、小に依りて兵士に多少の差を生ずるを以て六百人以上一千人に滿ざれば、大少毅は各一人宛にして、五百人以下の處は毅官一人を置のみなり、

字解 ○軍團の軍は晉君、衆也、說文に兵車也、戰國策の注に屯也、周禮春官に師の駐まる所を軍と云ふ、同書地官の注に一万二千五百人とせり、團は團滿凝聚の意なるべし、○大毅は大いに武猛なる意義にして、其兵士の數より云へば、現今の聯隊長に及ばざれ共、人口の少き時代柄等を推想せば、旅團長にも相當するなるべし、少毅以下皆之に准じて推知すべし、○校尉は大隊長、○旅帥は中隊長、○隊正は、小隊長と比較假想すべし尉は大抵武官の總名に附する文字とす、旅は說文に五百人と注せり、

第二條　兵種條

凡兵士各爲隊伍。便弓馬者、爲騎兵隊。餘爲步兵隊。主帥以上、當色統領、不得參雜。

本條は兵種區別の令條なり、凡て兵士は、各隊伍を爲り、射藝馬術の出來る者を騎兵隊に入れよ、其餘は步兵隊とすべし、少隊長以上校尉以下は各兵種別に統率せよ、必ず錯雜混成すべからずと云ふ也、

字解 ○隊は、五十人、○伍は、五人也、○主帥は、隊正也、○當色は、步兵騎兵等の兵種を云へり、○參雜はマジリ、マジハルの字訓なる故に一隊の内にて混雜すべからざるを云ふ、

第三條　兵士簡點條

凡兵士簡點之次、皆令比近團割。不得隔越。其應點入軍者、同戶之內、每三丁取一丁。

本條は徵兵の數箇閱點呼の令條なり、凡て兵士の簡閱點呼の次第は、皆其附近最寄の隣郡に於て分割集合せしめて、懸隔させしむるなかれ、其點して兵士とすべきは、同じ一戶内にて三丁每に一人を徵せよと也、

【字解】 ○簡は、選擇、○點は、檢點也、○比近は、附近又は最寄、○聞は、聚也、○割は、分也、○隔越は、カケハナル也、田令第廿條に解せり、○三丁云々了解し易き爲めに、一家にして正丁多きを基として立文せるなるべし、若し一戶內に正丁少なき時は、他の多き丁の家より流用し點せよと也、蓋し一國の正丁總數を三分して其一分を徵兵とする也、但し本篇第四十六、七條の如き徵集の資格自然になき者、及び帳内或は地方長官等に給はる從卒(事力)等の類を除きて三分する也、而して、隊長以上の地方將校は其國內にて採用任官するのであるが、ソレは下の十三條にある如くにて、其三分一の內より採用する事とせり、

第四條　　兵器簡閱條

凡國司、毎年孟冬、簡閱戎具。

地方官は、毎年十月、管內居住の軍人等の所有し居る戎具を簡擇檢査せよ、

【字解】 ○簡閱は、簡擇檢査、○戎具は、弓箭刀劍より現今にて云へばゲートル靴迄の類をいへり、下の七條に委し、義解に隨身云々とあるは、相將等に給はる、護衞兵の如き者にて之に屬するは、舍人、帳內、資人、事力等の類にして、御所にありては舍人、臣下にありては事力、則ち今云ふ從卒の如くなるべし、下の第四十六條以下五十一條の處に詳かなり、宮衞令六十二條左兵衞府、同六十九條太宰府、家令職員令、東宮職員令の舍人監、中務省、大舍人寮、學令最終の條、等考看すべし、但し、職員令中、兵衞府、太宰府、家令の各條には明文なけれ共、本篇第四十九、五十一條にて瞭然たるべし、

第五條　　輜重用馬條

凡兵士、十人爲一火。火別充六駄馬、養令肥壯。差行日、聽將充駄。若有死失、仍則立替。

凡て兵士は、五人を伍とし、伍二則ち十人を火とす、而して十人に付、輜重用の馬を六頭宛當てよ、該馬は、官設牧場の軍用に供ふる者を以りて各團中の兵士の內にて、最も家計の富裕にして飼養に堪ふる家を擇びて飼養せしめて、肥肉强壯ならしめよ、必用の時は輜重用の馬に充るものとせよ、若し此馬死亡せば立替へよ、併し其死亡は病死又は止むを得ざる災害ならば、其代りに官馬を下付すれ共、飼養者の過失より死亡せしめしならば、飼牧者に於て相當の馬を代償すべしとの義解也、

【字解】 ○差行の、差は俗語サシ出し、サシ遣すのサシにして兼て撰擇の意を含有しあるものと看なすべし、

第六條　糧食條

凡兵士、人別備糒六斗、鹽二升、并當火供行戎具等、並貯當色庫。若貯經年之久、壞惡不堪、則廻納好者。起十一月一日、十二月卅日以前納畢。每番、於上番人內取二人守掌。不得雜使。行軍之日、計火出給。

凡て兵士は、自辨を以て人別に糒六斗、食鹽二升、外に十人を一組としたる共同入用の戎具則ち紺の幕より鋸までを設備し、其處の軍團の庫藏に貯藏させよ、若し經久の年月にて品質不良に傾くの兆を認めば、新を以て陳に代納せしめよ、其交換上納期日は、每年十一月一日より十二月三十日までの間たるべし、但し每勤務の中、上番人中にて二人宛守り掌らしめよ、此守掌兵は、守掌中他の用事に使用する事はならぬ、又た行軍の時は火別に兵士の數を點檢して出發させよ、隊長以上も亦同斷也、

新解 ○糒は、乾たる飯、○供行は、行軍に供給也、○戎具は、次の第七條に委し、○廻納は代り納むる也、○好者は、良品、

✓ 第七條　兵士必用品條

凡兵士、每火、紺布幕一口、着裏、銅盆小釜、隨得二口、鍬一具、剉碓一具、斧一具、小斧一具、鑿一具、鎌二張、鉗一具、每五十人、火鑽一具、熟艾一斤、手鋸一具、每人、弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征箭五十隻、胡籙一具、太刀一口、刀子一枚、礪石一枚、藺帽一枚、飯袋一口、水桶一口、鹽桶一口、脛巾一具、鞋一兩、皆令自備。不可闕少。行軍之日、自盡將去。若上番年、唯將人別戎具、自外不須。

本條は、火別(十人ニテ組)及び人別に必需の武器戎具、衣服食器等の數量を定めたる令條にして其物品の構造、製作の詳細なる事は、確說する能わざれ共、現今に至るも名實の遺れる品は、千有二百年間に顯れたる時々の變革あるも、月鼈の大差はなき者と想像して可なるべし、故に大寶の昔より約百年後の天長年間に勅撰の義解の文あり、夫より又百年後に延喜の式の編纂に依りて今尙大體を伺知する事を得らるゝとすべし、本朝軍器考、武器考證、或は春田永年の延喜

式工事解、同通解、同圖說、及び古事類苑或は寺島良安の和漢三才圖繪等は至便の參考本とすべし、猶專門的に詳査を要する時は、殆んど無限の參考書ある事なるべし、

凡て兵士は、十人一組にして、紺の布幕一張、銅鍋大小一個宛、鍬一挺、草切一挺、斧一挺、手斧一挺、鑿一本、鎌二本、ヤットコ一本、又た五十人（一隊）に付き、火打一具、天切一斤、鍬一挺、右は十人共同の戎具にして國々の兵丁より交代に、京へ上る衞士や、九州に上る防人に行く年には持ちて行くに及ばぬと也、

弓一張、弓弦の袋一個、副弦の弦二本、征箭五十本、矢箱一個、太刀一振、小刀一本、砥石一本、藺笠一蓋、飯布一枚、水筒一個、鹽入れ一個、脚絆一足、鞋一足、

右は兵士各自に自費にて所持すべし、必ず缺乏にすべからず、行軍の時には携帶して出發せよと也、

字解　紺布幕、は紺染の木布又は麻布の製附たる幕也、但し其巾と長さは今詳かならず、熟按するに一の小陣幕にして野營の際テント代用として其四壁の用ならん、故に十人同居の周圍とすれば、當時の半端則ち二丈六尺の長さにて幅は大抵六幅程か、屋根は附近の樹枝葉等を以て葺きしものか、朝廷にても八幅の品を用ゐられし形跡ある事、和名類聚抄卷の十四屛障具の部に云へり、又た乳及び縁組の寸法計算等詳ならず、後世に至りて天地陰陽五行十八宿等種々に象りたれ共、當代は質朴の事ならん、栗原信充の軍防令講義に圖あるも余は同意ならず、大寶式によれば今時の京間四疊半計を圍まるゝ如し、別に出入する戶料あるといへり、○銅釜小釜は、今時所謂鍋と釜にして、耳及び足の有無にて構造外觀を異にするも、甲は圓く淺く、乙は深さの差別ある而已なり、令抄に甲を鐵器とせり今も多くは鍋は鐵器とす、○剉碓は、塙本にクサキリと訓ぜり、令抄に馬糧用の草を切るもの也、今云ふ草刈鎌又押し切りの類なるべし、○鎌は、令抄に六縮に大鎌の柄長さ七尺とあり、○鉗は今云ふヤットコの類にして昔はカナ箸と云へり、○征箭は、集に殺矢の義とあり、熟按するに征討用の矢の意なるべし、延喜式工事解卷之二に神祇式大神宮神寶の中に、征箭長さ二尺三寸鏃の長さ二寸五分云々とあり、矢の今より短きは弓の木製なる差異あれば也、○胡籙は、矢袋、又た俗に矢箱或は矢筒と云へり、○太刀は刀劍にして、刀子はコガタナ也、○藺帽は、疊の表の原料なる藺を以て、帽子又は笠を作り今云ふ編笠の類なるべし、○飯袋は近年の兵士も行軍等の際に、辨當の飯入に布片を用へし事あり、○水甬は、今も水筒と云へり、○鹽甬は、鹽入れなれ共オカズ入れと看做すべし、右二品大小方圓今詳ならず、○脛巾は、ハバキ則ち今云ふ脚半也、○鞋はワラジ則ち草鞋又は鹿皮の足袋共云へり、○自蓋、は任意、將去、は持行也、○自外、は其外也、○不須、を塙本に、スベカラズと訓ぜり、然れ共用ゐずと訓讀するも可なるべし、

第八條　兵士上番條

凡兵士上番者、向京一年、向防三年。不計行程。

勤務に上る兵士の内ち、京都へ上りて衛士となる者は一ヶ年、太宰府に上りて防人となる者は三ヶ年、共に行程を計算せぬと也、

字解　○上番、はツトメに上る也、

第九條　弓矢官費條

凡弩手、赴教習、及征行、不須科其弓箭。

凡て機關弓なる弓の稽古をさする兵士には、征伐に行く時にても、前八條の如く弓箭をば自費負擔せしむべからずと也、

字解　○弩手は、機關弓の兵士なり、弩は音怒、機關的仕懸のある大きなる弓也、小中村等の制度通に前賢故實の圖を載せり、延喜式工事解卷之三淵鑑類函二百廿六卷、社會辭彙、和漢三才圖繪等にもあり、○征は、行也、伐也、上下を伐也、○科は、課の如し、○征行は、大征賊徒に對する行也、

第十條　弩手選定條

凡軍團、毎一隊、定強壯者二人、分宛弩手。均分入番。

凡て各軍團の一隊中より、强壯の兵士二人を選拔して弩手とせよ、而して總隊の弩手を均分して上番稽古させよと也、

第十一條　衛士武技條

凡衛士者、中分、一日上。一日下。謂無事故日者。毎下日、則令於當府、教習弓馬、用刀、弄槍、及發弩、抛石。至午時各放還。仍本府試練、知其進不。則非別勅者、不得雜使。

衛士は、凡て隔日交番に勤務を致させ、其休番の日は、五衛府に於て、弓箭の射擊、乘馬の術、擊劍、槍術及び弩の練習、石投の稽古等を敎習せしめ、但し正午限り放課にせよ、尙各衛府に於て試驗し其の術の進否を知れと也、

右の諸兵は、別に勅命がなければ雜使する事はならぬと也、

四七四

〔解〕〇當府は、五衞府の總稱にて、衞門府、左右兵衞府、左右衞士府の五衞府也。〇上はツカヘ、〇下はサカツ也。〇鞘は、木製にして兩端の尖れる者戈の屬にして今云ふ雜古ナリなるべし。〇石投、は今の振り礫での如き物なるべし。圖は和漢三才圖繪兵器の部にあり。

第十二條　衞士防人區別條

凡兵士、向京者名衞士。火別、取白丁五人、充火頭。守邊者名防人。

京都に上る兵士を衞士と云ひ、十人に五人宛の小遣的なる白丁を取りて炊事にあてよ、邊境を守衞する兵士をサキモリと云ふ也。

〔解〕〇白丁は蠲免の法、仕丁に同じと義解にあるを見れば、出擧の米錢を免せらるゝ者と見ゆ。〇火頭は、賦役令の廿六條に出せり。炊事仕丁也。但し防人には、火頭を充すと云へり。

第十三條　將校書記區別條

凡軍團大毅小毅、通取部内散位勳位、及庶人武藝可稱者充。其校尉以下、取庶人便於弓馬者為之。主帳者、取工於書算者為之。

凡て諸國の軍團長及び次長には、其國内に住居する六位以下若くは勳位七等以下の官人か、又は人民の内にて武藝に達したる者を採用せよ、其二百人長以下の將校は、人民中の弓馬に堪能なる者を採用せよ、書記は、書讀算術に巧みなる人を採用せよと也。

第十四條　軍籍調整條

凡兵士以上、皆造歷名簿二通。並顯征防遠使處所。仍注貧富上中下三等。一通留國。一通、毎年附朝集使送兵部。若有差行、及上番、國司據簿以次差遣。其衞士防人、還郷之日、並免國内上番。衞士一年防人三年

大毅、少毅は、外武官であるから別に名簿あるを以て、コヽは兵士以上校尉以下の名簿編成にして、本帳は二通を作り、征討に行きて居るとか、防人となりて居るとか、又は外國及び遠隔地方に使して居るとかすれば、其行先の地所をば詳細に名簿に記入し置け、尚貧富の程度をも亦上中下三等に分ちて記入し置け、而して一通は地方廳に留め、一通は毎年朝集使に附けて兵部

大寶令新解　第五卷　第十七篇　軍防令　四七五

者に送れ、若し何れの處へか兵士を派遣するとか、又は當番勤務に上京するとかの時は、地方官は名簿に據りて、次ぎから次ぎと番々に差遣すべし、又た衞士防人が歸休の上は、一年勤めたる者は一年、二年勤めたる者は二年と云ふ風に徭役を免せよ、故に衞士は既定の法令にて一年の免役、防人は三ヶ年の免役と云ふ譯なり、但し志願志望にて一定の勤務以上、數年間勤続して歸休する者は、皆各前述の通り其勤續年數丈、徭役を免せよと也、

字解　◯隊名簿、は校尉（二百人長）以下兵士の兵籍明細帳也、◯征防、は征討防禦、◯遠使は、朝鮮や渤海、奥羽の如き及び外國或は遠國へ公用の使者を云へり、◯差行、差遣、は共にサシヤル則ち差し遣せといふ如し、

第十五條　　兵衞勤番條

凡兵衞使還者、經三番以上、免一番、若欲上者聽。

左又は右の兵衞府に籍のある兵衞が、外國又は遠國等へ使者となりて歸府せば、其者は其やうの務を三回までも續いて勤務し終りたらば、次の一回は休ませよ、併し本人に於て再たび續勤せんとせば聽許せよ、然して、三回勤續後、二三年を隔てゝならば、一回の休みはさすに及ばぬと也、

[illegible]　◯使還は、使より還らば也、使は遠使、征討、防人の部領、等に差遣せらるゝの類を云へり、◯三番は、三回にして三度の勤務と云ふ如し、

職員令六十二條兵衞府、本篇第三十七、八條参考すべし、

第十六條　　充兵士各種條

凡差兵士充衞士防人者、父子兄弟、不得併遣。若祖父母父母老疾合侍、家無兼丁、不在衞士及防人限。

凡て兵士を簡擇して、京都の衞士、太宰の防人に充つるには、父子、兄弟、祖孫は同時に勤務さする事はならぬ、而して、祖父母、父母が老衰等の疾病にて看護の必要なる場合にして、其家に正丁の代り人無きは、衞士及び防人を勤めさするの限に非ずと云ふ也、

但し其父子兄弟が幾日に既に其居住の國を異にし居る者は此限りに非ずと義解にいへり、

字解　◯差、はサシ遣はす也、

第十七條　　須契勅條

凡差兵二十人以上者、須契勅、始合差發。

兵士廿人以上派遣する場合は、關所の在る國ならば勅契、其餘の國は勅符を得て始めて派遣せ

よと也、

【字解】 ○契は、両者同一のものを別ちし也、符は、驗也、證也、合也、付也、符合、符節等の符にて、其始めは六寸の竹に文字等を印して両割したるより變轉して今云ふワリ符の意となれるなるべし、

第十八條　　大將授節刀條

凡大將出征、皆授節刀、辭訖、不得反宿於家、其家在京者、毎月一遣内舍人存問、若有疾病者、給醫藥、凱旋之日、奏遣使郊勞、

大將が征討に出る時には、天子節刀を授く、征討了りて凱旋し來るも勅命が下らざれば家に歸宿する事はならぬ、大將の邸宅が京にあらば不在中則ち出征中は、毎月一回、内舍人（侍從の下の役の如し）を遣して家族の安否を慰問せしめよ、若し病者あらば醫藥を給へよ、凱旋の日には、中務省より奏上し、使者を市外に遣して歡迎せよと也、

【字解】 ○節刀は、令抄に古記に云く、又た議令備考に三才圖繪に周禮地官掌節に云く、凡て邦國の使節、山國には虎節を用ゐ、土國には人節を用ゐ、澤國には龍節を用ふ皆金也、節は信也、行くもの執る所の信也、釋名に漢節は竹を以て爲り柄の長さ八尺、旄牛の尾を以て其眊（毛に同じ）を作る三重、大會要に曰く、黑漆竿上圖盤を施し、周綴紅絲拂八層、黃絲龍袋籠之云云、想按するに今の聯隊旗を包みあるの觀をなす圖あり略す、山海經の第三北山經に、獸あり其形ち牛の如し、四節毛を生じ、名けて旄牛と云ふ、○不得反宿は、凱旋の上とても、勅命なければ自宅に歸られぬと云ふ也、○郊勞は、市外に歡迎するをいへり、第一篇第三條、中務省の項、第二十一篇公式令第五十六條參看すべし、

第十九條　　勅使慰問條

凡有所征討、計行人、滿三千以上、兵馬發日、侍從充使、宣勅慰勞發遣、其防人滿一千以上、發日遣内舍人發遣、

征討に行く事ある時には、其出征軍人を計算して三千人以上の時は、兵士馬匹發程の日に、侍從を勅使として、勅命を以て慰安勞問の上發遣させよと也、但し防人は一千人以上ならば、發程の日に内舍人を遣して發遣させよと也、

【字解】 宣勅は、勅命、○慰勞、慰は慰安、勞は勞問、

第二十條　　兵士入營條

凡衛士向京、防人至津之間、皆令國司親自部領。衛士至京之日、兵部先檢閲戎具、分配三府。若有闕少者、隨事推罪。自津發日、專使部領、付大宰府。其往還、在路不得前後零疊使侵犯百姓、及損害田苗、斫伐桑漆之類。若有違者、國郡録狀申官。統領之人、依法科罪。軍行亦准此。

本條は、入營途中の取締り心得也、

凡て衛士の京都に向ひ、防人の大阪に到る途中は、皆地方官をして親ら引率せしめよ、而して兵士着京の上は、兵部省に於て先づ兵士の身體及び携帶の戎具則ち弓箭、刀劍、砥石、飯嚢、水筒、鹽入れ、脚胖、の類を檢閲し、衛士は衛門、兵衛、衛士の三府に分配せよ、若し不足闕員等あらば、引率部領し來れる兵事係りの地方官、及び不應徴の兵士にも亦制裁を加へよと也、扨大阪より發程の時には、專屬の係り官防人を引率して太宰府に遣せ、但し一番養は驛便に依るべし、其他は陸路繋々隊伍を亂さず山陽道を遞らすべし、若し途中隊を亂し、伍を混じ、剩へ沿道の人民を侵し、田畑を荒し、桑漆を伐り捨る等の振舞をさする事はならぬ、之に違犯の者は、地方官に於て、具さに狀を錄して太政官に上申せよ、引率部領の官吏も亦法に依て罪科に處せよ、防人は此他の行軍にも亦之に准せよと也、

【字解】○部領は、一部々々の支配則ち個々擔任引率と云ふ如し、○國司は、國守に非ず一般の地方官を云ふ、○津は難波津にして今の大阪市の地とす、○零疊は、或はチラバラ、或はカタマリ重なると云ふ義也、（第九篇田令第二十二條にも此語あり、）

附記

文學的趣味の逸話として、萬葉は卷の第廿に掲げある、防人に關する國詩の一節を述べんに、頃は人皇四十六代、孝謙天皇の御宇、紀元一千四百十五年、天平勝寶七歳乙未の二月、我兵の入營として、關東は、駿、遠、相、武、二總、常陸等の兵士等が、筑紫の諸國に上らんとする際に當り、思無邪的の決別詠歌及び引率する地方官則ち防人の部、領使且つ當時の總長官なる、兵部少輔大伴宿禰家持の歌等、合計一百餘首の長短歌あり、一々本篇に挿入すれば煩雜の嫌れあるを以て、玆に大伴家持の或る長歌一篇反歌二絶のみを載する事とす、

追てサキモリ別れを悲むの心を痛みて作る歌一首並に短歌、（日保頗譯）

大君の、遠の帝と、しらぬひ、筑紫の國は、あたまもる、（異國の仇を守る）、押さへのきぞと、（賊を押へ防ぐ城）きこすめす、四方の國には、人さはに、（人澤山）みちてはあれど、鳥が啼、吾妻をのこは、（アヅマ男子）いで迎ひ、顧みせずて、勇みたる、猛き軍さと、（矢射人則ち猛士の如し）ねき玉へ、（慰勞し玉へ）まけのまにまに、（任意）たらち根の（母の冠詞）母がめかれて、若草の、妻をまかず、（妻を纏はず）新玉の、月日讀つゝ、あしがちる、（冠辭）難波の水に、大船に、まかいしゝぬき（眞櫂）朝なぎに、かこ整へ、（水夫を整理）夕潮に、梶引きをり、（機の義）あともひて、（誘）滑

ぢ往くおは、（防人を指す）波のまを、（波間）い行きさぐくみ、（いは接頭語、サグクミは裂き進みたる意）まさきくも、早く到りて、大君の、みことのまにま、（随意）ますらをの、心をもちて、あり巡り、（行き廻り）事し終らば、つゝまはず、（恙なく）帰り来ませと、斎ひべを、（酒甕利）床べに据ゑ、（床の邊にすゑ）白妙の、袖折り返し、ぬば玉の、黒髪敷て、長き日を、待ちかも戀ひむ、はしき妻らは、（[illegible]）

返　歌

ますら男の、ゆきとりおひて、いでゝ行けば、別れを惜み、嘆きけむ妻。

鳥が鳴、吾妻男の、妻別れ、かなしくありけん、年の緒長み、

右二月八日兵部少輔大伴宿禰家持

第二十一條　　宿怨預防條

凡將師出征、有宿嫌者、不得配隷。

大將及副將軍の出征するに際し、將軍と部下の將校兵士との間、又將校兵士相互の間或は宿怨、或は嫌忌する事故等の兆あらば、前同就幸の諸隊に帥たらしめ又は隊長たらしめずして、配屬を更替せよと也、

字解 ○將師は、大將、副將、○宿嫌、宿は素也、嫌は心の不平也、モトノソネミ怨と云ふ如し、本條は公事に托し或は公事を藉めて私怨を晴す者抔あるを豫防する爲めの令條也、

第二十二條　　軍門嚴戒條

凡軍營門、恒須嚴整呵叱出入。若有勅使、皆先通軍將、整備軍容、然後受勅。

凡て軍營の門には、平時と雖も規律を嚴重にして、軍門出入の者をば、一々誰何すべしと也、若し勅使あらば、皆先に軍將に通じ、軍容を整備して、後に勅を賜はれと也、

字解 ○呵叱は、二字共に通用語のシカリと云ふ文字なれ共コヽにては今人の所謂スヰカ（誰何）と解釋する方穏當なるべし、

第二十三條　　衛士外出條

凡衛士、雖下日皆不得輙三十里外私行。必有事故、須經本府判聽乃去。其上番年、雖有重服、不在下限。下番日令終服

本條は、在京兵士の外出、及び喪服に係る令條也、

衛士は、非番の日と雖も皆各容易く五里以外の處に行く事はならぬ、止むを得ざる事故あらば、各兵士の本屬衛府に願ひ許可を得て往くべしと也、

其初めて入營したる勤務の年は、父及び母の重服の喪に逢ふも、歸休はならぬ、休番の日を以て、喪服に代算し終らしめよ、但し防人も同斷たり、併し牧夢の白丁は此例に非ずと也、

○下日は、休番の日、○卅里は、五丁一里にして、此五丁は現今の六丁に當れり、○本府は、衞士府、及び左右の兵衞府と左右衞門府の五衞府也、○判聽は、許可、○重服は、父と母の服喪、○下限は、歸休の限り也、

第二十四條　　各軍兵員條

凡將帥出征、兵滿一萬人以上、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、錄事四人、五千人以上、減副將軍軍監各一人、錄事二人、三千人以上、減軍曹二人、各爲一軍、每惣三軍、大將軍一人、

將帥出征の時、兵士一萬以上、一萬二千以下の時には、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、錄事四人、五千人以上九千人未滿ならば、副將軍、軍監各一人、錄事二人、三千人以上、四千人以下ならば、軍曹二人を減じて各一軍とせよ、三軍を率ふる每に大將軍一人を置くと也、

字解 ○軍曹は、他役所の大主典に當る、○錄事は、少主典に相當す、第壹篇官位令に詳也、○三軍、大軍は一萬人以上、中軍は五千人以上、小軍は三千人以上、

第二十五條　　大將裁判條

凡大將出征、臨軍對寇、大毅以下、不從軍令、及有稽違闕乏軍事、死罪以下、並聽大將斟酌專決、還日、具狀申太政官、若未臨寇賊、不用此令、

大將軍出征し、賊軍に臨み、寇仇に對する時等に際し、大毅以下の將校等、指揮命令に從はざるとか、或は軍事に遲滯闕乏する事あらば、死罪以下は、大將軍にて斟酌の上裁判專斷し、凱旋の上、太政官に具申せよ、若し寇賊に臨まざる時は、此軍令は用られぬと也、

字解 ○軍令は、指麾する所あらんと欲して、敎令を立つ、此命令は、大將以外に出す事ならぬ、○稽違は、心得違ひ、賦役令第二十五條參照、○闕乏は、遲滯欠損にして、事を闕かす事、

第二十六條　　軍將交代條

凡軍將征討、須交代者、舊將不得出迎、當嚴兵守備、所代者到、發詔書、勘合符、乃以從事、

軍將征討中、交代すべく、交代に當りて、後任の將、陣地に到達せんとする際、前任將は、出

迎等はならぬ、兵を嚴にして、守備し居れ、後任の將到着の上は、辭す處の詔書を讀き、合符を勘査して然る後軍に從事せしむべしと也、

第二十七條　婦女携帶禁止條

凡征行者、皆不得將婦女自隨。

出征し行く時には、皆妻女、下婢等を隨伴せしむる事はならぬと也、

第二十八條　出征中發喪禁止條

凡征行、大將以下、有遭父母喪者、皆待征還、然後告發。

出征中大將以下兵士に至るまで、父母の喪に逢ふ事あらば、凱旋の後、喪を發せよ、則ち大將軍は、節刀を奉還の上、兵士は持ち行きし官物を所屬役所に奉還の後とせよと也、

第二十九條　病兵受療條

凡士卒病患、及在陣被傷、皆遣醫療、軍監以下、親自臨視。

凡て士卒疾病に罹り、又陣中に於て負傷せば、皆々醫療せしめよ、軍監以下は、大將親ら視察せよと也、

第三十條　軍功軍費條

凡大將出征、克捷以後、諸軍未散之前、則須對衆詳定勳功、幷錄軍行以來、有所克捷、及諸費用、軍人兵馬甲仗、見在損失。大將以下連署。軍還之日、軍監以下、錄事以上、各赴本司勾勘。訖、然後放還。

本令條以下三十五條までの六ヶ條は、論功行賞に關するの令條也、

大將出征、凱旋の後、諸軍解散の前に、將校兵士に對して、詳細に勳功を論定し、並に出征以來勝利ある所、及び軍費、軍人、馬匹、甲仗等の現在損失を錄すべし、但し大將以下連署をせよ、

凱旋の日、軍監以下、錄事以上皆各所屬の兵庫、馬寮に赴き、出征の初め受けたる兵器、馬匹と現在の物と對校勘査して返納を終了せよ、然る後解散せよと也、

註解　○克捷は、勝也、○衆は、將校兵士を指す、○勾勘は、對校勘査也、第二篇職員令第廿二條主計寮、及び考課令第廿五條參照すべし、

第三十一條　勳級條

四八八

凡申勲簿、皆具録陣別勲状、勲人官位姓名、左右廂、相捉姓名、人別所執器仗、當團、主帥、本属、官軍賊衆多少、彼此傷殺之数、及獲賊、軍資、器械、辨戦時日月、戦處、并畫陣別戦圖、仍於圖上、具注副将軍以上姓名、附簿、申送太政官。勲賞高下、臨時聴勅。

凡て勲功を申し立るの帳簿には、具さに陣別の勲状、被勲者の官位姓名、左右両方将校兵士の区別、引率者の姓名、兵士持行きし弓矢の類、軍團、主帥、所属、官軍賊徒の多少、彼我死傷の数、及び捕虜、兵糧、牛馬、弓箭、甲冑等の分取、戦争の時日場所等を辨別し、并に陣別の戦圖を添へ、猶圖上欄外に、大将軍副将軍等の姓名を記入し、簿冊に附して、太政官に申進せよ、勲賞の高下は、臨時に勅を聴けと也、

註釋　○勲簿は、軍人の勲功調査の書冊也、○勲状は、本文の官軍以下、月日戦場までの事を云ふ、○廂は、字書に、息良、思將切並音箱、説文に廊也、玉篇に東西序也、[illegible]宮に序を東西の廂とし、註に内外を序別する所以とあり、又た栗原博毫の本令講義巻之五に、還甲式に五十人を一隊と為し、十隊を一廂と為し、左右廂にして廿隊千人、とあれば軍に方と云ふと同じからず、古事記傳に、ソナタと訓みしは義解に、左右廂猶左右方といへるによりしなれ共、太朝臣安麻呂の古事記軍陣の件に用ひしは深意ありて然せしなり、軽く見べきに非ず、又た此文字等は、稗田の阿禮が口傳せしに非ず、全く軍防令に據りしなり、と云へり目保前義説を綜合し攷考すれば、もとは殿堂に属する左右の室或は廊廂廡下等の如きを轉借して、軍営の兵舎に屬る兵士等の分劃に借用して文飾が荘厳にしたるものなるべし、○相捉、は引率統領の如し捉は持也、○獲賊、は捕虜、○軍資、は糧食馬牛の属、○器械、は弓箭介冑の属、

第三十二條　勲功次第條

凡行軍叙勲、定簿、毎隊以先鋒者為第一。其次為第二、不得第一等、勲多於第一、則勲色雖同、而優劣少異者、皆以次歴名。若不合全叙、則従後減退。

出征軍人に對し、叙勲の次第を議定する事は、各隊其先鋒を以て第一とし、其次ぎを次鋒として第二とし、第三、第四鋒が、第一先鋒同様にて、則ち次鋒より勲功多き時は次鋒として順序を立よ、若し同等の勲功者多くして何れをも叙すべからざる時は、後の方より減退すべし、

大寶令新解　第五巻　第十七冊　軍防令

四八九

字解 ○鋒は、兵の端也、

行軍一隊

先鋒				
楯。五人。	楯。五人。	楯。五人。	楯。五人。	楯。五人。

次鋒				
楯。五人。	楯。五人。	楯。五人。	楯。五人。	楯。五人。

先鋒　甲乙　五級
先鋒　丙丁　四級
次鋒　戊巳　五級
次鋒　庚辛　四級

右の圖は、一條關白兼良の令抄に載するものにて、一目瞭然の觀あり、則ち當時の勳功の一例を擧ぐれば、首五級を取りしを上勳とし、四級以下を次勳とす、假令は、先鋒の甲乙が斬首五級ならば無論上勳なり、丙丁が斬首四級にして、戊巳則ち行軍の次鋒が斬首五級ならば、戊巳を第二と云ふ順にする也、陣列は昔は前顯の如く先鋒の楯廿五人、次鋒の楯廿五人と云ふ譯也又た次鋒の勳は一隊中三人より超過は出來ぬと云ふ制限なり、

第三十三條　叙勳加轉條

凡叙勳應加轉者、皆於勳位上加。若無勳位、一轉授十二等。每一轉加一等。六等以上、兩轉加一等。二等以上、三轉加一等。其五位以上、加盡勳位外、仍有餘勳者、聽授父子。如父子身亡、每一轉賜田兩町。其六位以下、及勳位、加至一等外、有餘勳者、聽廻授。不在賜田之限。

凡て敍勳せんには、勳位の上に於て加轉すべし、若し勳等なき人ならば、一轉に勳十二等を授け、毎轉一等を加へよ、勳六等以上の人ならば、二轉で一等を加へ、又た勳二等以上の人は、三轉にて一等を加へ、又た五位以上の人にして勳位を加へ盡して、猶授與すべき餘勳あらば、其父か子に賜へよと也、若し父子共に死亡して此世に居なければ、一轉毎に田地二町宛を賜へ而して六位以下及び勳一等に加へ盡して尚其餘に餘勳あらば、父子に授くべし、但し此には田地を賜ふの限に非ずと也、

字解 ○轉は、不定の意にして、假令は、元年の行軍には斬首十級を一轉と定めあるも、二年の行軍には五級を一轉とする類を云ふ、其定例なき故に、轉と爲す也、○賜田、は功田に非ざる也、

續日本紀卷の九に云く、神龜二年閏正月丁未、天皇朝に臨み詔して征夷將軍以下一千六百九十六人に勳位を敍す各差あり、

四九〇

大寶令新解　第五卷　第十七條　軍防令　四九一

四九二

正四位上藤原朝臣宇合に從三位勳二等、（中略）外從八位以上[illegible]等一十人には、並に勳六等田二町を賜ふ」とあり。

第三十四條　歿後敍勳條

凡勳人、得勳後身亡者、其勳依例加授。若戶絕、無人承貫者停。

敍勳さるゝ人、勳位を授かりし後、死亡せば、勳位は例によりて加授せよ、若し後繼者なく、其家斷絕する時には加勳するに及ばぬと也、併し其一族中に、陰すべき者あらば、其者に授與せよと義解にいへり。

〔字解〕○承貫は、本籍繼承と云ふ如し。

第三十五條　有勳者犯罪條

凡勳位犯除名、限滿應敍者、一等於九等敍。二等於十等敍。三等於十一等敍。四等以下於十二等敍。其官當、及免官、免所居官、計降卑於此法者、聽從高敍。

除名犯罪、勳位擬奪の如き人は、其期滿免除則ち令所謂時期來云ふべき後も敍勳すべき者は前に一等の者は九等に敍せよ、二等の者は十等に、三等は十一等に、四等以下は十二等に敍せよと也、而して、官職にて犯罪を代償するとか、或は免官、或は一官だけ解かれたる等の場合にして、下級の者は、勳十二等以下に當りて勳位なき時は、則ち高きに依らて勳十二等の中へ算入し敍せよと也。

〔字解〕○官當、免官、免所居官は、獄令廿七、廿八條に詳解す、尙選敍令卅七條、考課令五十六條等參看すべし。

第三十六條　軍人進退條

凡非因簡點次者、不得輒取人入軍、及放人出軍。其詐冒入軍、被認入賤、及有蔭、合出軍者、勘當有實、皆申兵部、聽出軍。在軍者、年滿六十、免軍役。雖未滿六十、身弱、長病、不堪軍役者、亦聽簡出。

簡閱點呼等の次第、順序に因らずして、輒く人を採りて軍に入れ、又軍隊中の兵士を免役し出したりする事はならぬ、又た詐僞にて軍に入り則ち眞の軍人の代人をしたり、或は認定にて賤民籍に入り、又五位以上の子孫、內八位の嫡子などと稱へて、軍隊より出づべき者あらば、一

々勘査の上、其實否を正して皆兵部省に申出て聴許すべき者はせよ、軍に在る人は凡て滿六十年に達せざれば免役にはならぬ、然れ共、六十年に滿たざるも、身體衰弱、或は長病にて、軍役に堪えざる者ならば、簡び出す事をゆるせと云也、

字解 ○簡點次は、エラビ、サス次第、○詐冒は、姓名虚僞、

第三十七條　兵衛考滿條

凡兵衛、毎至考滿、兵部校練、隨文武所能、具爲等級申官。堪理時務者、量才處分。其年六十以上、皆免兵衛。則雖未滿六十、若有尫弱長病、不堪宿衛、及任郡司者、本府錄狀、幷身、送兵部、撿覆知實、奏聞放出。

兵衛は、考試期年の滿つるに至る毎に、兵部省に於て撿査せよ、文武の才技に隨つて三等の等級を爲りて、太政官に申達せよ、時務を處理する才能ある者をば、文武官に取立つべし、武才あるも、時務の才なくば任用すべからずと也、而して年齡六十以上ならば、兵衛を免すべし、但し考校の日に於てすべし、又た六十に滿たざるも身體虚弱となり、或は長病にして宿衛するに堪ずして、郡吏に任用するとせば、兵衛府より其旨を錄して本人と共に兵部省に送れ、省再査の上虚ならざれば、奏聞して免し出せと也、（考課令五十條參照）

字解 ○校練は、撿査の如し、○尫弱は、疲疾虚弱の如し、○撿覆は、再撿査。

第三十八條　兵衛采女採用條

凡兵衛者、國司簡郡司子弟強幹便於弓馬者、郡別一人貢之。若貢采女郡者、不在貢兵衛之例。三分一國、二分兵衛。一分采女。

兵衛は、地方官及び郡吏の子弟中、強幹にして弓馬に巧みなる人を簡びて、郡別に一人宛貢せよ、然れ共、采女を貢する郡にては、兵衛を貢するに及ばぬ、則ち一國を三分して、其二分は兵衛、一分は采女と云ふ比例也、假令は、一國三郡あるとせは、其內二郡は兵衛を貢し、一郡は采女を貢する事と知るべし、

第三十九條　軍樂條

凡軍團、各置鼓二面、大角二口、少角四口、通用兵士、分番教習。倉庫損壞須修理者、十月以後、聽役兵士。

凡て國々の軍團には、陣太鼓二面、今の喇叭の如き物、大形二個小形四個を備へ置け、共に各兵士の間流用して交代に稽古すべし、又た糒や鹽の倉、及び兵器の庫が破損して修繕する時は十月より以後ならば兵士を使役する事を聴せと也、

〔解〕○大角、小角は、後世の陣貝の代り也、徂徠の南留別志に螺を吹くは角也、角は銅角とて、銅にても作り又た蠡角とてホラの貝をも用ゐし也、萬葉集卷の二に、高市皇子尊、薨去し玉へし時に、柿本人麻呂が悲傷の長歌あり、其句に、（前略）、皷みのおとは、雷ちの聲と聞まで、吹なせる、小角のおとも云々、（下略）、略解に一に笛之音波、とあり、和名抄に楊氏漢語抄に、大角はハラのフエ、小角はクダの笛とあり、谷川の栞にクダの笛は、管の笛の義にて形ち竹筒の如きか云々、講令備考の圖は漏斗の如し、或は牛角の屈度の甚だ低き象ちの如し、今は喇叭を用ふる也、因に大角の事は、寺島良安の和漢三才圖會第十八卷にて其大體を知らるべし、諸説の詳細は殆んど際限無が如し茲に省きぬ、

第四十條　行軍中死亡條

凡行軍、兵士以上、若有身病及死者、行軍具錄隨身資財、付本鄕人將還。其屍者當處燒埋。但副將軍以上、將還本土。

行軍に、兵士以上の軍人が、或は病に罹り、或は死亡する事あらば、其軍の係りにて、具さに其人の身に附け居る資財則ち物品等を錄し、同鄕人を附けて、本國に還せ、若し重患にして本國に還る事能わざれば、途中何れの國郡にても其地の町村又は郡費を以て療養せしめよ、其取扱方は、賦役令第卅一、卅二條にある丁匠の取扱に準せよ、又た死亡せし時は其取扱方も亦丁匠と同事にせよと也、

但し、副將軍以上は、別に專屬の使者を附して還せと也、

第四十一條　器仗出納條

凡出給器仗等、付領之日、明作文抄。行還、事畢、據簿勘納。如有非理損失、申官推徵。

兵器、儀仗等を支給せられ、領收の日には、帳簿を製し置きて、明細に記入し、事終り行軍より還り來らば、帳簿に對照して改め納めさすべし、若し理由なき破損或は紛失したらば、太政官に申して追徵させよと也、

〔解〕○付領は、下付と領收、○文抄は文記の如し、○行還は、御行、軍行、又た威儀に供す

る回斷。○推徵は、追徵の如し。

第四十二條　　甲仗損失條

凡從軍、甲仗經戰失落者、免徵、其損壞者、官爲修理、不經戰損失者、三分徵二、不因從軍而損失者、皆准損失處當時估價、及料造式徵備、官爲修理、則被水火焚漂、非人力所制者、勘實免徵。其國郡器仗、每年錄帳、附朝集使、申兵部。勘校訖、二月三十日以前錄進。

從軍の兵器等は、戰爭を經て亡失せば、徵收を免し、其破損品は官費の修繕とし、又た戰爭せずして破損亡失せば、三分の二は軍人より徵收し、又た巡行、及び宴會、或は儀式威儀等の時の破損亡失は、其亡失の品は時價にて新調し、式に准じて代り備へさせ、破損の部は官費を以て修理とす、然れ共、或は水難の爲に流失又は破損とか、或は火災の爲に燃燒毀傷せしとか等凡て人力の關係し能はざるに因て生じたる損失は、其實否を取り査して徵收を免せ、其國郡の器仗は、每年帳簿に改め記し、朝集使に附して兵部省に上申せよ、省、校勘し了らば、二月三十日までに記して、進奏せよと也。

字解　○甲仗は、兵器儀仗、○失落は、紛失、遺失、亡失なり、○官は、太政官、○損失は、破損と亡失、○估價は、時の賣買直段、○料造式は軍用料品の新調書式にして、式の雛形今はなし、○徵備は、求め備へ、又徵收し備へ、或は代償し備への義也、○焚漂は、灰又た水にしたるが如し、則ち半燒燒失、流失をいへり、○朝集使は每年十月中に京に上りて、地方行政の狀況を申し上る役人也、

第四十三條　　軍器保存條

凡軍器在庫、皆造棚閣安置、色別異所、以時曝凉。

軍器、兵庫に貯藏しあるを、皆各棚を設けて、正しく整理陳列し置け、種別に場所界界を異にし置かねばならぬ、尙每年一回宛は、必ず風を通し乾し晒しサマシをさせと也、

字解　○棚閣は、二字共にタナ也、棚は閣、說文に棧也、博雅に閣也、又た失藏也、閣は音各博雅に载也、玉篇に樓也、○曝凉は、サラシ、サマシにして、今云ふ、風入れ或は蟲乾し、又は土用干也、職員令第六十四條、左兵庫、及び考課令第廿八條にも解せり、

第四十四條　　民有器仗禁止條

五〇〇

凡私家、不得有鼓、鉦、弩、牟、矟、具装、大角、少角、及軍幡。唯楽鼓不在禁限。

凡て私人の家には、陣太鼓、陣鉦、機関のけ、大小の矛、具足、大小の陣ボラ、及び軍旗を所有する事はならぬと也。但し音楽用の太鼓は禁ずる限りに非ずと也。

注解 ○鉦は、カネ也。音征金鼓なり。玉篇に鉦以て之を静め、鼓以て之を動すとあり。○弩は前にあり大きな機関け也。○牟は、音改、冒也、鍪に通ず。コヽでは長さ二十尺の矛と義解せり。今云ふ大身の鎗の如し。○矟は、音朔、長さ十二尺の矛也。因に王羲之が、衛夫人筆陣の図に題して、紙は陣也。筆は刀矟也、墨は鍪甲也、水硯は城池也、心意は将軍也、と比喩せり。○具装は、馬や甲と云へり。○角は前卅九条にあり。○軍幡は、軍旗と云ふ如し。幡は旌旗の総名にして、将軍のたつるを纛幡と云ひ、隊長の載る所を隊幡と云ひ、兵士の載る所を軍幡と云ふ。

第四十五条　　不任用器仗条

凡在庫器仗、有不任者、當處長官驗實具状申官。隨状處分除毀。其鐵、及、袍、幡、弦麻之類、則充當處修理軍器用。在京庫者、送兵部任充公用。若弃掌不如法、致有損壊者、隨状推徵。

兵庫内の兵器にして、使用に堪ざる物あらば、兵庫の長官に於て、實地検査し、状を具して太政官に申せ。然る後處分して除去すべき物は毀棄せよ。但し、戈鋒、刀剣、纓、纛幡、蘖苧の類は、軍器修理の用に宛てよ。又た在京の兵庫の物は、兵部省に申し然る後公用に宛てよと也。若し、所蔵方法が成規の如くにせずして破壊し有る物は、係官をして代價的に徵せしめよと也。

注解 ○任は、堪又勝也。○鐵は、戟矟の刃。○及は、刀剣の刃。○袍は、音包又纂にて、ウハギ、長襦袢、汚れ衣、等の訓あれ共、コヽでは具足の下着類の如き物をいへるなるべし。○弦麻は、カラムシ、ヲ、アサの類也。○弃は、音奔、オサム也。前漢書、陳遵傳に、遵性善く書し、人に尺牘を与ふれば、人皆蔵弃して栄とすとあり。本條を史實に参照せば、續日本紀巻の十三に、聖武天皇の天平十一年（一千三百九十九年）六月癸未に、兵士を停むるに縁て、国府の兵庫をば、白丁を點して番を作りて守らしむとあり。又た

同書巻の三十六に、光仁天皇の宝亀十一年（一千四百四十年）八月庚戌に勅すらく、今聞く諸国の甲冑、稍年序を經れば、悉く皆澁綻して、用に中らざる者多し。三年に一度、例を立て修理し

隨て修れば、隨て破る、極めて功役を費せり、今革の甲を爲る事牢固にして、經久弱を襲みて輕便なり、鋒に中りて貫き難し、其功程を計るに殊に亦成り易し、自今以後、諸國造る所の年料の甲冑は、皆宜く革を用ゐ則ち前例に依て毎年樣を進るべし、但し前に造りし鐵甲も徒に爛らす可らす、三年を經る毎に舊に依て之を修めよ、

同く十月己未、征東使に勅すらく、今月二十二日の奏上を省て知ぬ、使等延遲して既に時宜を失し、將軍發起して久く日月を經、集る所の歩騎數萬餘人、加以ならす、賊地に入るの期、上奏する事度多し、計已らは發し入て狂賊を平け殄つべし、而して今奏すらく、今年は征討す可らずとなれば、夏は草茂し、冬は襖乏しなど、縱横に巧言し、遂に稽留を成す、兵を整へ、糧を設くるは、將軍の爲す所也、而して集兵の前、辨備する事を加へす、還て云ふ未だ城中の粮を儲けずと、然らば則ち、何れの月、何れの日か賊を誅し城を復せん、方今將軍、賊の爲に欺かれ、所以に緩怠して、此逗留を致せり、又た建子に及ばす、以て兵を擧ぐるに足れり、而して、勅旨に乖きて、尙肯て入らす、人馬悉く瘦せたらば、何を以て敵に對せん、良將の策豈此の如くならん乎、宜く教喩を加へ意を存して征討すべし、若し今月を以て賊地に入らずんば、宜く多賀、玉作等の城に居て、能く防禦を加へ、兼て戰術を練るべし、此他弘化刻本類聚三代格十二の上書に、延曆六年正月廿一日壬午、太政官符あり、即ち譯文すれば左の如し。

陸奥の國按察使、王臣の百姓と夷俘と交關する事を禁斷す應き事。

右、右大臣の宣せ被るに偁く、奉勅、聞ならく、王臣及び國司等、爭ふて狄の馬、及び俘の奴婢を買ふは、弘羊の徒なる所以なり、苟も利潤を貪り、良を略し、馬を竊み、相賊ふ事日に深し、加ふるに無知の百姓なるを以て憲章を畏れす、此國家の貨を賣りて、彼夷俘の物を買へば、綿は既に賊の襖に着き、冑鐵は亦敵の農器を造り、理に於て商量するに害爲る事極めて深し、自今以後、嚴に禁斷すべし、如し王臣及び國司の此制に違犯する者有らば、物は官に沒し、仍ほ名を注して申し上げ、其百姓は、一ら故按察使從三位大野朝臣東人の制法に依り事に隨ふて推決せよ。」

〔第四十六條〕　舍人採用條

凡五位以上子孫、年二十一以上、見無役任者、毎年京國官司、勘撿知實、限十二月一日、幷身、送式部、申太政官撿簡。性識聰敏、儀容可取、宛内舍人。三位以上子、不在簡限。以外式部、隨狀宛大舍人、及東宮舍人。

五位以上の子孫、年齢二十一歳以上にして、現在奉職し居らざる者は、毎年、京及地方廳にて實地に調査し、其書類を十二月限り本人と共に式部省に送れ、省は太政官に申達して再び撿閲せよ、撿閲の上性質、智識聰敏にして儀容の取るべき者をば、内舍人に充て、三位以上の子孫は撿査簡閲の限に非す、以外は、狀に隨て、大舍人及び東宮の舍人に充てよ、但し中宮の舍人も亦此に准せよと也、

史實の參照としては、内舍人が、大臣の長子たる例

續日本紀に云く、天平神護元年十一月甲申、右大臣從一位藤原朝臣豐成（鎌足公の孫）薨す、豐成は、平城朝の正一位贈太政大臣武智麻呂の長子也、養老七年に、内舍人を以て、兵部省の大丞を兼ね、神龜元年從五位下を授く云々、又た大舍人の例は、類聚國史百七卷、延暦十五年六月己酉の勅あり、又た東宮舍人の例は、同卷の大同元年七月壬寅に、白丁白人を以て東宮の舍人に補すを聴し、永久例と爲すとあり、又た世繼物語に曰く、今は昔し、閑院のおとゞ冬嗣と申す人の御子内舍人よしかと申しけり、昔はやんごとなき人も内舍人にぞ成給ひける云々、

第四十七條　六位以下嫡子採用條

凡内六位以下、八位以上嫡子、年二十一以上、見無役任、者、毎年京國官司、勘撿知實、責狀簡試、分爲三等、儀容端正、工於書算、爲上等、身材强幹、便於弓馬、爲中等、身材劣弱、不識文算、爲下等、十二月三十日以前、上等下等、送式部簡試、上等爲大舍人、下等爲使部、中等送兵部、試練爲兵衞、如不足者、通取庶子、

内六位以下、八位以上の嫡子、年齢二十一歳以上にて現在奉職し居らざる者は、毎年京官及び地方官にて實地調査し、實況を知り、狀を問ふて簡擇試撿し、分ちて三等とし、儀容端正にして書蹟、算術に巧みならば、上等とし、身體强健にして武藝のある者を中等とし、身材劣弱にして、文事算術をも識らざる者を下等とし、十二月三十日までに上下兩等の人を式部省に送れ、省試問簡擇して、上等を大舍人と爲よ、下等を使部とせよ、中等を兵部に送り試練して兵衞とし、如し不足を告ぐれば、人民中より採用せよと也、

字解　○責は、債、猜の二音あり、今セキの音を用ふ、又たセムル、ソシル、ウツタフ等の訓あれ共、此處は、問ふと訓讀する方穩當なるべし、

第四十八條　帳内資人採用條

凡帳内、取六位以下子及庶人爲之、其資人、不得取内八位以上子。唯充職分者聽、並不得取三關、及大宰部内、陸奥、石城、石背、越中、越後國人。

凡て親王家に給はる家來には、六位以下の子、及び庶民より採用せよ、大臣以下に給はる家來は、内八位以上の子供を採用する事ならぬ、但し職分に充つるは聽許せよ、而して三關所の國、及び大宰の部内、陸奥、石城、石背、越中、越後の國の人をば採用する事はならぬと也、惣按するに、平時と雖も守備必用なるを以て、東西北の邊國には如此也、

參照　○帳内、資人は家令職員令に、○三關は、此下の五十四條、及び職員令七十條大國に、既に解せり、○石城、石背は、今は磐城、岩代と書く、爾後史實の參照としては、續日本紀に和銅三年三月戊午、輙く選外の人を取りて、帳内、資人に用ふるを制す云々、同五年九月乙未、三關國の人を取りて、帳内資人と爲す事を禁す、同四年五月辛亥の制、同書養老三年十二月庚寅の制等大同小異なれば略す、

第四十九條　帳内資人給數條

凡給帳内、一品、一百六十人、二品、一百四十人、三品、一百二十人、四品、一百人、資人、一位、一百人、二位、八十人、三位、六十人、正四位、四十人、從四位、三十五人、正五位、二十五人、從五位、二十人、女減半、減數不等、從多給、其太政大臣、三百人、左右大臣、二百人、大納言、一百人

凡て親王に家來を給與さるゝは、一品に一百六十人、以下令文の如し、大臣等に給與の家來は一位に一百人、以下令文の如し、從五位に廿人、女は半減とす、其數不等ならば、多きに從ひて給與せよ、假令ば、正五位の家來廿五人、之を女として半減せば、女官の正五位の人には、十二人半となる、故に十三人を給へと云へる類也、太政大臣に三百人、左右大臣には二百人宛大納言に一百人と也、致仕の人は祿令第十條に准じて半減せよと義解にいへり、

史實としては、日本紀雄略紀の最首、同崇峻紀の最首、同卅卷、持統紀の十年十月庚寅の條、又た續紀和銅七年六月甲戌、太政官處分の條、同書神龜五年三月甲子の勅、等全文を寫し出す

は、甚だ煩冗の嫌あるを以て略す。

第五十條　帳内資人罷病條

凡帳内資人、癈疾應免仕者、皆申式部。勘験知實聽替。

凡て親王、大臣等の官給家來にして、執事に堪ざる者、癈疾等にて解職せねばならぬ者をば、皆式部省に申し出せ。省は勘査の上、其實否を取り査して、更替を聴許せよ。但し就職後六年に滿ざる者をば、本籍地に還せ。六年勤続したる者をば式部省に留め置けとの義解なり。

字解　○癃は、音隆、老也、罷也、ツカル也、老衰又は癈疾の如し。

第五十一條　地方官事力給與條

凡大宰及國司、並給事力。帥、二十人。大貳、十四人。少貳、十人。大監、少監、大判事、六人。大工、少判事、大典、防人正、主神、博士、五人。少典、陰陽師、醫師、少工、算師、主船、主厨、防人佑、四人。諸令史、三人。史生、二人。大國守、八人。上國守、大國介、七人。中國守、上國介、六人。下國守、大上國掾、五人。中國掾、大上國目、四人。中下國目、三人。史生如前。一年一替。皆取上等戸内丁。並不得收庸。

凡て太宰の官吏、及び各地方官にも前條親王大臣等に給與せし家來の如く、事力と云ふ家來をば身分に應じて給へよ。則ち太宰府の長官なる帥には廿人、以下令條の如し。但し此事力は毎年一回宛替へよ。而して事力は皆中等以上の家の丁を取れ尤も庸をば收めさする事はならぬと也。

字解　○事力は、太宰及地方官への官給の家來也。賦役令第十九條に述べり。官名は官位令、職員令に委し。

史實の參照としては

續日本紀の養老五年六月乙酉の詔。

同書の寶龜二年秋八月壬子、太宰府の言上。

政事政要五十九卷に、貞觀格に云く、國司の田を作るに事力を給する事を停む云々。

同書に、

延暦三年十一月三日、太政官より諸國に下せる布達。

同書に、大同二年七月二十四日、畿内に下せる官符あり。

兵部式に云く、國司の事力資丁十人別に六人を宛つと云々。

第五十二條　邊城門開閉條

凡邊城門、晩開早閉。若有事故須夜開者、設備乃開。若城主有公事須出城檢行者、不得俱出。其管鑰、城主自掌。執鑰開閉者、簡謹愼家口重大者充之。

邊城門は、晩く開けて早く閉てよ。若し事故ありて夜間開放せねばならぬ場合には、充分に守備して開け。若し三關國の城を守る國司は、公用等ありて城外に出ねばならぬ時には、各兵士に於ては倶に出る事はならぬ。而して門の鍵は、城主自ら守れ。但し開閉をする者は、謹愼にして、家族の多き者を簡びて致させよ。眷族多き者を簡擇するは、惡事不都合をせざる爲めの用意なるべし。

字解　邊城門、は太宰府管内にある城門又は三關國にある城門をもいへり。○城主、は城を守る國司。　管鑰、は鍵也宮衞令第四條、後宮職員令の闈司の條參照すべし。鎰鑰同じ。○家口重大、は眷族累り多き者をいふ也。（三關國、は下の第五十四條、尚邊城門の事は第六十五條參照すべし。

第五十三條　城隍修理條

凡城隍崩頽者、役兵士修理。若兵士少者、聽役隨近人夫。逐閑月修理。其崩頽過多、交闕守固者、隨即修理。役訖、具錄申太政官。所役人夫、皆不得過十日。

城郭塹壕の破損崩頽したらば、兵士を使役して修繕せよ。若し兵士少數にして、工事進捗せざる見込ならば、附近より人夫を使役するを許せ。但し農閑の月にしたがふて修理せよ。而して崩頽過多甚大にして、急速守備の用に合ざれば、隨時修理せよ。工事竣成の時には、具さに錄して太政官に上申せよ。但し使役の人夫は、一人に付き、十日間宛より過使する事はならぬと也。

字解　○隍は、城池也。音黃。シロシタのカラボリと云ふ訓あり。字書に、水あるを池と云ひ、水なきを隍と云ふ。

第五十四條　關所守備條

凡置關應守固者、並置配兵士、分番上下。其三關者、設鼓

吹軍器、國司分當守固。所配兵士之數、依別式。

本條は、關所を固むる令條也、

關所を建置して固むる時は、皆兵士を配置し、其兵士はやはり交番に勤務させ、其內、伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の愛發の三關所には、陣太鼓、陣貝、兵器等を備へ置け、而して其處の地方官は、之を分擔して、堅固に守衞せよ、但し配置兵の數は、別式に依れとあれ共、別式、今はなし、

字解　○三關、の內越前の關に就ては、講令備考に兼搦譚に曰く、越の愛發の關何れの所たるを知らず、或は云ふ、江州鹽津、古へ越へ入るの道なりと、慥かならず、後ち義解の善本を見れば、受は愛の字の誤なり、刊本の字誤れり、愛發と云は、アラチと訓む點も付けてあり、越前荒乳山の事也、古へは北國に往くには、西江州より北にとりて荒乳の方を通るゆへ、此所に關あり、今に其跡ありと云ふ、又本朝譯字の例を考ふるに、アとチとの緣を取りて愛發と書るなるべしと、又た日本紀略に、延曆二十五年、帝崩じ玉へ、使を遣はして固く、伊勢、美濃、越前の三ヶ國の故關を守らしむ、とあり、往昔之を故關と云時は、上世よりの事にて、延曆の時分すら當時の緊要に非るやうに見ゆ、禁秘御抄の內にも、追討宣旨の下に、三關警固の諸衞

弓箭を帶し、追討使、宣旨を給はる云々、

續日本紀、延曆八年七月甲寅の勅にて右三關廢止せり、日本紀略亦同じ、

文德實錄に云く、天安元年（千五百十七年）四月庚寅、始めて近江の國、相坂、大石、龍花等三處の關を置く、

第五十五條　　防人奴婢携帶條

凡防人向防、若有家人奴婢及牛馬欲將行者聽。

サキモリが九州の防備に行くに、家人、妻子、奴婢、及び牛馬を携帶引率して行かんと欲せば聽せ、

吕保云く、法令には左程關係なき如くなれ共、文學上人情風俗慣習等に取ては、頗る趣味の深き萬葉集卷の廿には、此サキモリに關する長短歌一百餘首を載せり、今煩を厭ふて爰には略す、第廿條參考すべし、

字解　○將行は、持ち行くにして、携帶と云ふ如し、

第五十六條　　防人糧食條

凡防人向防、各齎私粮。自津發日、隨給公粮。

サキモリ、九州に行くには、各糧食旅費は大阪迄は自辨にて持ち行け、但し、大阪發足の日より一切官給とせよと也、

字解 ○齎は、モタラシと訓みて、持也、付也、送也、遺也、行道用ふる所也、サキモリは關東諸州よりの徴兵なり、

第五十七條　防人代理禁止條

凡防人上道以後、在路破除者、不須差替。

サキモリ、發程後、途中に於て死亾又は逃亾する事あるも、代り兵を差出すべからずと也、

字解 ○破除は、死亾又は逃亾を云ふ、

第五十八條　防人犯罪條

凡防人將發、犯罪在禁、及對公私事非至徒者、隨則量決發遣。罪至徒以上差替。

サキモリ、國元を初めて出發せんとする時か、又は出發後途中に於て、徒罪以上の犯罪にて獄に在るとか、又は公私の事にて、徒刑に至らざる程の罪は、隨時酌量判決して太宰に遣せ、必ずしも律に依るに及ばぬと也、但し犯罪が徒刑以上に至らば、差替へよ、然れ共贖罪銅を出さば別に差替ゆるに及ばぬと也。

第五十九條　防人配置條

凡防人欲至、所在官司、預爲部分。防人至後一日、則共舊人、分付交替使訖。守當之處、毎季交代使苦樂均平。

新サキモリが、九州各地に到る時には、各地の係り官に於て預め部分々々に區別しおけ、而して到着の上は、舊サキモリ、即ち歸休兵となる者と共に器仗等分付し交替せよ、尙サキモリに當り守る處則ち屯田耕作等の場處は、相互に苦樂平均の爲めに、毎季更め代へよと也。

字解 ○官司は、サキモリの係り官、○部分は、事務簡捷の爲めに更代前に小區別をして置くを云ふ、○分付は、シワケ也、○守當は、勤むる場所、○苦樂均一は、第六十一條參考すべし、

第六十條　防人交代條

凡舊防人替訖、則給程粮發遣。新人雖有欠少不宛元數、不得輙以舊人留帖。

舊新サキモリ更替し終らば、歸休する舊防人に、旅費糧食を給與して、發足せしめよ、新サキモリ、欠員にして元の數に充たずと云ふ共、必ず舊防人を留め置きて、手傳補助はさする事な

らぬと也、

〔字解〕○程粮は、旅中の米にして今云旅費と看做すべし、延喜主税式に因れば、一日に米貳升鹽貳勺、酒八合といへり、○欠少は、欠員の如し、○留帖は、留め添へ助くるの義也、神村正鄰の說にては、帖は貼の誤ならむ、貼は正字通に他協切、音帖、說文に物を以て質と爲す也、又褌也、又依附、又黏置也、然則は、貼は添助の義と知るべしとあり、愚按するに、帖にしたとて添助の義あり及第の業に帖括あり、廣韻に服也、書帖、畫帖、帖紙、或は字書にては同音にして、其訓にも同訓の點あるを見れば、古代若くば場所に依りては、流用せしなるべし、帖は服也、服はツクル也、貼も亦ツクルと訓す、塙の校本に、トメツクルと假名を附せしも、トメツクルとの意にするも敢て差闕なかるべし、則ち留めて服役といふ意義に解すれば當らざるに非ず、

第六十一條　防人歸休途中罹病條

凡防人向防、及番還、在道有身患、不堪涉路者、則付側近國郡、給粮并醫藥救療。待差堪行、然後發遣。仍移本貫、及前所。其身死者、隨便給棺燒埋。若有資財者、申送兵部、

令將還本家。

新サキモリの防に向ひ、舊サキモリの歸休する途中、若し病患に罹り、歩行し難き者は、其附近の國郡にて粮食、醫藥を給與して救療せよ、全快の上歩行の出來得るを待ちて發足させよ、則ち歸休兵ならば、關東の本國へ、九州行の防人ならば太宰府へ移牒し遣せ、若し途中に於て死亾せば、棺を支給して燒き埋めを致せ、但し攝津の國より西方ならば、火葬或は埋葬せよ、山城の國より東方ならば、本國へ告げて引取らせよ、若し引取人來らざれば、火葬とせよ、又た其身に資財則ち携帶の所持品等あらば、死狀と共に兵部省へ上申して、本國本人の家へ送附してやれと也、

〔字解〕○涉は、塙本に、アルク歟、行くとかに訓ませり、○差は、瘉なり、不治と確診せば素より免役歸國さするなるべし、○本貫は、本籍、○前所は、サキの所、則ち太宰府を指せり、○燒埋は、火葬、埋葬の如し、○將は、幸便に附けてを云へり、

第六十二條　防人耕作條

凡防人在防守固之外、各量防人多少、於當處側近、給空閑地。逐水陸所宜、斟酌營種。并雜菜、以供防人食。所須牛

力官給。所收苗子、每年錄數、附朝集使、申太政官。

防人（サキモリ）、防にありて守り固むる外、防人の多少を計り、其固めの附近に於て、空地を給與して水陸の便を以て耕作させよ。而して雜菜は防人等の食用に供し、米は政府の公糧とす。使用の耕作器具牛馬は總て官給とせよ。收穫の種子類は、毎年數量を錄して、十月中に着京する、太宰府の朝集使に附して、太政官に申達せよと也。

字解 ○當處は、防人の居る處。○側近は、附近。○營種は、耕作の如し。○牛力は、牛の功、則ち牛の手間といふ如し。因に、延喜主税式、正税諸條の末に、凡そ筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後等の國は、毎年穀貳千石を對馬の島に遣送し、以て島司及び防人等の糧に充て、其部領の粮、船賃、挾抄（今云ふ舵手）、水手の功粮は、並びに正税を用ふ。

第六十三條　防人休日條

凡防人在防、十日放一日休假。病者皆給醫藥、遣火内一人、專令將養。

防人（サキモリ）、防（マモリトコロ）にありては、十日に一日休暇を設けさせ、患者には醫藥を給與すべし、但し五人の内一人を附して、專ら看護に從事せしめよと也。

字解 ○火内、一火は五人にして其内ち一人と云ふなり。本篇第十二條、賦役令第廿六條參看すべし。○將養は、看護の如くなるべし。

第六十四條　外人出入遞衞條

凡蕃使出入、傳送囚徒及軍物、須人防援者、皆量差所在兵士遞送。

外國使臣の出入、又た囚徒及び軍用物品の運搬、或は人の防禦援護をする等、皆夫々斟酌し所在の兵士（ヘイシ）を遣して、更迭（カハルガハル）に送らしめよと也。

字解 ○蕃使は、外國の使臣。○防援は、ふせぎ、たすくる也。

第六十五條　人民城内住居條

凡緣東邊北邊西邊諸郡人居、皆於城堡内安置。其營田之所、唯置莊舍。至農時、堪營作者、出就莊田。收斂訖、勒還。其城堡崩頹者、役當處居戶、隨閑修理。

東や北や西の邊部なる各郡の人家は、皆其所の城内に居住させよ。而して耕作する田圃の場所

には、唯農業用の作小屋的の屋舍を置け、農作時に至りて、身體强壯の者は皆城外に出し作小屋に宿泊さして耕作させよ、併し老人と小兒は城內に置きて留守居をさせ、秋至り、收穫終了せば、點檢して城內に還らしめよ、若し城保崩頽等致せば、城內居家の人共を可成閑時に使役して修理せよと也、

字解　○東邊は、筑前の麤逆賀郡、岡の津より以北を指し、○北邊は、同國、宗像郡、鐘の岬より糟谷郡灘の濱を云ふ、○西邊は、那珂郡より早良郡、志摩郡、怡土郡に至る迄を云ふ、此海邊には、凡て保塢を築き、其中に人居を營構せよと也、と栗原柳庵の軍防令講義卷之八に云へり、

○保は、土を高くし以て保塢を作りて賊を防ぐなり、守固の城に非ず、故に人民を使ふて修理する也、前の五十三條の城隍崩頽と云へるは、守固の城なるを以て、兵士を役して修理するなり、彼と此とは同じからざるを以て、兩條を立たるなり、

塢は、保也、保は峙也守也、又た小城を塢と云ふ、コヽは小城の意也、○營田は、作田の如し、營はツクリ又はイトナムと訓す、○莊舍は、田舍にして、田のイホリ也、○莊田は、開墾田と云ふ如し、莊はクサカンナリの訓みあるを以て草切田の意義あり、鎌倉時代以來の莊園則ち從族の私有地もコヽに基因すと愚考す、○收斂は、ヲサム收ムにして收穫と云ふ如し、○勒は

音ロクにてシルスの訓あり、考試の意を含めり、

第六十六條　　　置烽條

凡置烽、皆相去四十里、若有山岡隔絕、須隨便安置者、但使得相照見、不必要限四十里、

本條より以下最終の七十六條まで、合計十一條は、會圖に用ふる、トブ火、とノロシに係る令條也、

諸國各地に、烽火の場所を設置する距離は、今の六、七里を以て通則とす、若し其間に山岳等重疊しありて、隔絕甚しき處は、便宜地處を擇みて設けよ、但し照見さねばならぬ故に、必ずしも七里とは限らぬと也、

字解　○烽は、敷容切、音手、又た戶東切、音洪、義同じ、トブ火、ノロシの訓あり、史記の司馬相如傳の注に索隱に曰く、纂要に云く、烽は敵を見る時は擧ぐ、とあり、和漢三才圖繪にある圖は本令條の烽火に符合せざれ共、其大體を想像知得する參考として可ならむ、

日本紀第廿七卷、天智天皇の三年（千三百廿四年）、其歲對馬、壹岐島、筑紫國等に、サキモリと烽を置く、

續日本紀に云く、和銅四年正月壬辰、河内國高安の烽を廢して、始めて高見の烽、及び大和國春日の烽を置きて、以て平城に通ずと也、又た出雲風土記に、馬見烽あり、烽火の事に就ては徂徠の鈐録委しきを以て講令備考より左に轉載せん、

唐朝の法には、邊塞にては三十里（今の五里）に一烽あり、必高峻の所に立つべし、若し山岡隔絶して、地形便ならざるには、里數に拘はらず、更角段々につぎて、將の在所まで注進をする爲也、邊塞にて烽火の周圍に城壘を築くとて城柵の如くする也、是を主る役人、烽帥一人、副帥一人、あまたの烽を主る、一烽に烽子六人宛、内五人は時かはりに遠見する也、邊塞近き所は弓弩を渡し置也、副帥は時々所々の烽墩を巡回して吟味する也、烽子は二年交代也、合戰の時節は守護の兵五人宛加はる也、烽の仕形、一所に土筒四ツ、其間に火臺四ツ、臺の上に炬竅とて炬を立つ杙を立つる、四つの間、十五歩ヅヽ也、山險く地狹ければ、ソレより内にもする也、只四つの差別分明に見ゆるやうにする也、晝は烟を立て、夜は火を立るゆへ土筒は烟を立る爲め、炬竅は火を立る爲也、土筒は高さ一丈五尺半より、下はふとさ一丈二尺、上はと細くし、外も内も泥にて塗り、烟の洩けぬやうにする也、上に瓦盆をかぶせ置き、烟を立つる時は取り、烟を立まじき時は瓦盆を蓋にする也、下に烏爐竈とて、風呂のやうなるものを拵へ置く、其口は地面より三尺上に、竪横壹尺五寸ヅヽあけ、蓋をして閉ぐやうにする、此烏爐竈は、木を

骨にして厚く土にて塗るべし、又、烽筒の外まはりに、塹を掘るべし、烽烟の具は、木の枝、わらよもぎの類、葦の節などを雜へ、狼糞を加ふ、右の品々は皆秋前に采りて貯へ置く其まわりにも塹をほり、野火つかぬやうにする也、烽炬は、長さ八尺、但し竅の上五尺也、二尺まわりに束ねたる葦の上を、わらにて卷て、まわりに肥木を立てて、炬竅に縛り付る、此炬を蓄ふ所には上に屋根をし、下に架をして、雨濕滿のなきやうにする也、風竈の内には、常に羊糞を蓄て火を持つべし、又、東を受る離ぎハロシは土筒の口チを西へ向く、西をうくるは東へ向く、南北も此通り也、平生無事の時は一時ヅヽ立て、事ある時は、一日一夜立る也、敵五百人に滿たざる時は、一筒一炬、攻め入らんとするならば二筒二炬、五百以上三千人に滿ざる時も同じ、五百以上千騎に滿たず共、攻め入らんとする時は、三筒三炬、三千騎以上も同じ、萬人以上は四筒四炬也、一筒一炬は州縣まで絹ぐべし、二筒より上は、京都まで絹ぐ也、敵の來るを告ぐるは、三應三滅として、三度立てて三度けすべし、敵退く時は、兩應兩滅是れを平安烽と云也、

岡は、岡に同じ、高き處也、

春日野の、とぶ火の野守、出て見よ

いま幾日ありて、若菜摘なん

第六十七條　　放烽違別條

凡烽、晝夜分時候望。若須放烽者、晝放烟、夜放火、其烟盡一刻、火盡一炬。前烽不應者、則差脚力、往告前烽。問知失候所由、速申所在官司。

烽は、晝夜一定の時を定めて觀望せよ、晝は烟を放ち、夜は火を放ち、烟は一刻に盡し、火は一炬に盡せ、前烽若し應火せざれば、卽時飛脚を遣して前烽に告げて應火のなかりし理由を尋問し、速に所在則ち應火せざりし烽所所轄の地方官に申うせ、

字解 ○候、はウカヾフ也、○刻は、漏刻にて、今云ふ時計也、但し昔の時計は水の漏下を以てせし故に漏刻と云ふ、月令廣義に晝夜百刻とあるに據れば、一刻は現今の約十五分餘に相當す○炬は、束ねたる薪にして、今云ふ松明也、第七十二條に解す、○脚力は、今云ふ飛脚則ち脚夫也、○所在官司は、前烽を支配し居る國司則ち地方官也、

第六十八條　賊徒來冦條

凡有賊入境、應須放烽者、其賊衆多少、烽數節級、並依別式。

賊徒國境に入り來らば、其賊徒の人數の多寡によりて、烽數の節級は別式に依れと也、別式今詳かならざれ共、前六十六條に徂徠の鈔錄を抄出せし末文の如き事と想察して可ならむ歟、延喜式廿八卷兵部式に云く、凡て太宰の部轄する所の國、放烽し明かに使船と認定せば、客主を問はず、擧烽一炬、若し賊と知らば、兩炬を放て、船二百艘以上ならば、三炬を放て、とある、

第六十九條　烽長規程條

凡烽、置長二人、檢校三烽以下。唯不得越境。國司、簡所部人家口重大堪檢校者宛。若無者、通用散位勳位。分番上下、三年一替。交替之日、令教新人通解、然後相代。其烽須修理、皆役烽子。自非公事、不得輙離所守。

烽所には、烽長二人を置く、但し一國一烽ならば二人であるから、二烽地あるも四人と云ふ譯には非ざる也、長は三烽所以下を檢閲巡視し、但し所轄の國境を越る事ならぬ、烽長を採用するに、地方官は管內に於て、一家內の人戸多く家宅大なる者にして巡視に堪ゆる者を簡擇して宛てよ、若し適任者なき時は、外六位、勳七等以下の散位、勳位の人を流用せよ、勤務は交番

にして、三年更代とす、交替の日は、新任の人に解し易きやうに教へて後に代れよ、而して烽の整理すべきは、皆烽子を役せよ、公事に非ずは、容易に守る所を離るゝ事はならぬと也、

第七十條　烽子規程條

凡烽、各配烽子四人、若無丁處、通取次丁、以近及遠、均分配番、以次上下。

烽所には烽子四人宛置け、若し一人前の男子なければ、次丁を流用せよ、但し成るべくは附近の者を採用せよ、

交番は、勉めて二人宛均分にすべし、而して、次丁採用の場合は、他の正丁採用の如く、半人前故に八人と云ふ事は、ユゝではならぬと云ふ令條也、

第七十一條　火炬距離條

凡置烽之處、火炬各相去二十五步。如有山嶮地狹、不可得充二十五步之處、但得應照分明。不須要限相去遠近。

烽を置く所は、火炬相互の距離は、二十五歩とす、若し山嶮にして、地狹く、的當の距離なくば、成るべく分明に應火の對照方法を採れよ、必しも成規の距離とは限らぬと也、

註　○廿五步は、廿五間なるべし、

第七十二條　火炬材料條

凡火炬、乾葦作心、葦上用乾草節縛。縛處周廻、插肥松明、並所須貯十具以上、於舍下作架積着。不得雨濕。

火炬は、乾燥せる葦を以て心を作り、其上乾したる草を以て節結びとし、結び縛りし處の周圍に肥大なる松脂の節多き松明を插入し、而して貯藏拾具以上ならば、屋舍の下に棚を作りて積み置き、必ず濕潤さする事はならぬと也、

第七十三條　狼烟原料貯藏條

凡放烟貯備者、須收艾藁生柴等、相和放烟。其貯藁柴等處、勿令浪人放火、及野火延燒。

ノロシを貯藏し、又は打ち上ぐる爲めの設備としては、ヨモギ、わら、ナマシバ、等を採取し相和して烟を放つべし、而して其原料を貯藏しある附近では、濫りに人に野火遊びをさして延燒せしむる事を禁せよと也、

字解　○艾は、蓬にてヨモギ也、○藁は草の總名也、必ずしも稻の莖のみに非ず、○生柴は、

ナマシバと訓みて、ナマの灌木、及び樹木の小枝等の總稱也、

第七十四條　應火方向條

凡應火筒、若向東、應筒口西開。若向西、應筒口東開。南北准此。

應火の筒は、若し東向きならば、應筒の口が西向きに開くべし、若し火に應ずる筒西向きならば應筒口東に開け、南北も亦此に准せよ。（六十六條參照）

第七十五條　烽烟遞報條

凡白日放烟、夜放火、先須看筒裏。至實不錯、然後相應。若白日天陰霧起、望烟不見、則馳脚力、遞告前烽。霧開之處、依式放烟。其置烽之所、遠烽二里、不得浪放烟火。

白晝の放烟、夜間の發火は、先づ筒の裏を看て烟又火の錯雜せざるに至りて後に應火せよ、若し白日、天陰曇、霧濃くして、烟を觀望するも見る事能わざる如き天氣の時は、則ち飛脚を馳せて遞送に、ソレからソレへと前烽に告ぐべし、而して陰霧、消散の所では式に依りて放烟せよ、蓋し置烽の場所は、其周圍四方、約十二町以内の所にて、猥りに烟火を上ぐる事はならぬと也、

令解 ○烟火は、今所謂ハナビ（花火）に非ず、ノロシと火の二つ也、

第七十六條　放烽參差條

凡放烽有參差者、元放之處、失候之狀、速告所在國司。勘當知實、發驛奏聞。

放烽の際、無揃則ち多く放烽すべきに少し放烽したり、又た誤りて火事、野火等に依りて類燒の災厄等に罹りたる時は、直ちに、所屬の地方官へ届け出だせ、然れば係り官に於て、臨檢の上其實を調査し、驛を發して奏聞に達せよと云ふ也、

令解 ○參差は、シンシと音讀する也、マジル違フの訓あり、毛詩關雎の篇に、參差たる荇菜左右に流るとあるも、則ちフソロイ（不揃）と云ふ如し、
○發驛は、職員令太政官少納言の下、及び公式令四十條より四十九條に詳述せり、飛驛式は公式令中別にあり、

大寶令新解　第六巻

第十八篇　儀制令　凡貳拾陸條

本篇は、朝儀、法制の令にして、第十五條迄は朝儀に係り、第十六條より二十六條迄凡十一箇條は、法制に關する令條とす。

字解　儀は、音宜、容也、法也、度也、威儀、容儀の儀にして、義解には朝義とせり、○制は、音製、說文に裁也、正也、御也、撿也、造也、禁制也、前漢高帝紀に師古の注に天子の言を制書と曰ふ、制度の命たるを謂ふ、又た禮記の曲禮に、士は制に死す、注に、制は君命を謂ふ、士たるもの命を受けて死を致す也、然れ共義解にては、法制也とあり、今普通に稱する法制は廣く、義解は狹く解せりの差ある如し、集解に唐令に云く、儀式は制は、制約非違也、

第一條　符號條

天子。祭祀所稱。天皇。詔書所稱。皇帝。華夷所稱。陛下。上表所稱。太上天皇。讓位帝所稱。乘輿。服御所稱。車駕。行幸所稱。

本條は、天皇陛下及び父天皇等の諸方面に對して、其尊號を稱する區別を示したる令條也。祭禮

の時神祇に告さるゝに天子と。詔書には天皇。内國及び外國に對しては皇帝。臣民より上表には陛下と稱し。御讓位の天子を太上天皇。御乘物等を乘輿と稱し。行幸には車駕と稱し奉れと也。

字解　○天子、皇御孫命、須明樂美御德、は異稱同義也、禮記曲禮に、天下に君たるを天子と曰ふ、又た天を父とし、地を母とす、又た天の爲に命ぜられ、下民を子養す、文苑英華四百七十一卷に異稱日本傳に主明樂美御德とあり、○天皇は統る皆の義にして、春秋左氏傳に、諸夏に施す天王と稱し、皇帝は、蔡邕獨斷に、漢天子の正號を皇帝と曰ふ、自稱して朕と曰ふ、臣民之を稱して陛下と曰ふ、唐六典に凡そ華夷の通稱、天子を皇帝と云ふ、至尊も亦同じ、○華夷、華は自國にして、夷は外國を云ふ、○陛下の陛は說文に高きに升る階也、玉篇に天子の階也、とキダハシと訓す、蔡邕獨斷に、天子必ず近臣あり、兵を執りて陛側に立ちて以て不虞を戒む、群臣天子と言ふ、敢て指斥せず、故に陛下に在者を呼んで之に告ぐ、卑に因て尊に達するの意也、　太上天皇、太上は極尊の稱、皇は君也、天子の父故に號して皇と曰ふ、國を治むるに與からず故に帝と言ざる也と師古の說也、後世略して上皇と稱す、○乘輿、凡て物、王者に御するを皆乘輿の御物と云ふ、假令は乘輿の御馬、乘輿の御食、乘輿の御書等の類也、以上諸多の尊號に就ては、公式令の第廿七、廿八條參照すべし、

第二條　　　行在所條

凡赴車駕所、曰詣行在所、

鳳輦の所に赴くを、アンザイ所に詣るといへ、

字解　○行在は、天皇行幸、巡幸の途中、駐輦、御休泊ある所を行在所と稱ふ、アンは古音にて今唐音にてはハンと發音す、行宮、行燈、行脚、行火(臥榻香爐)に皆アンと發音せり、

第三條　　　皇后條

凡皇后皇太子以下、率土之内、於天皇太上天皇上表、同稱臣妾名、對揚稱名。皇后皇太子、於太皇太后皇大后、率土之内、於三后皇太子上啓、稱殿下。自稱皆臣妾。對揚稱名。

皇后、皇太子以下、百官等より、天皇、太上天皇に上表する時には、臣某、妾某と稱せよ、併し御面前にて申す時には、臣某、或は妾某と申さずして、單に某と自身の名而已を稱せよ。又た皇后、皇太子より、太皇太后、(皇后の祖母に當る)皇太后(皇后の母君に當る)、に對せらるゝと、又た臣下より三后、皇太子に上啓する時には、殿下と稱せよ、自稱の時は臣、妾と云へ、對面して言ふ時には、名を稱へよと也。

字解　○皇后は、キサキ共稱す、君幸の義也といへり、皇は大也、后は君也、天に皇天と曰ひ、

地に后土と曰ふ、故に天子の嫡妻則ち妃后を以て稱呼と爲す、〇率土は、詩經小雅北山篇に率土之濱は王臣に非る莫しとありて、土地を率ゆると書くを以て、則ち全國とか全土とか云ふ如し、〇太皇太后等は、下の廿一篇、公式令に解せん、然れ共、太皇太后、皇太后より天皇、太上天皇に對し、及び太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、等各樣の間柄に於て、相互に稱へらるゝの辭は、令條に見へざれば爰に新解する能はず、〇三后は、太皇太后、皇太后、皇后也、

第四條　車駕巡幸條

凡車駕巡幸、及還、百官五位以上辭迎。留守者不在辭迎之限。若不經宿者、不用此令。

天皇巡幸の時、及び還御の時には、百官の内ち五位以上の人は、奉送奉迎せよ、但し留守居の官員は奉送迎の限に非ずと也、若し御一泊なき巡幸には本令を用ふるの限に在らずと云ふ也、

字解　〇辭迎、辭は令抄に名謁とあり、名刺を係り官に差出し、係りに於て奉送官人の名簿を調製して、上覽に供し、後謁見を賜はるならむか、義解に奉見とあるは、龍顏を拜し奉れと云ふ意ならむ、迎は還御の時の奉見也、〇經宿は、御宿泊を云ふ、

第五條　文武官條

凡文武官初位以上、每朔日朝、各注當司前月公文、五位以上、送著朝庭案上。則大納言進奏。若逢雨失容、及泥潦、並停。辨官取公文、惣納中務省。

文武の官人初位以上の人は、毎月一日には、各自擔任の公文を携帶して朝庭に參會すべし、五位以上の官人は、朝庭の案上に置け、然して大納言に於てソレを進奏せよ、若し雨天にて容儀整へ難きか、又た道路泥濘、水溜りある抔の時には停止して順延すべし、辨官其公文を取りて、中務省に納めよ、

字解　〇每朔、は每月の一日、支那にては、古昔每朔廟を祭れり、我國にては昔し每朔に、前月の政事の公文を天子上覽あるなり之をヤハリ告朔と云ふ、日本紀天武帝五年九月丙寅朔、雨ふり告朔せず云々告朔の字初めて此に見はる、視告を只コクと而已訓むは秘傳なりと年中行事歌合に云へり、則ち名目抄に、視告朔の視は訓まずとせり、正月だけは二日か四日に行はる、餘の月は甚雨泥濘ならざる限は執行さるゝと也、〇當司は、當役所、〇泥潦は、道路泥濘水溜、

第六條　三位以上條

凡文武官三位以上、假使者、去皆奉辭。還皆奉見。其五位

以上、奉勅差使者、辭見示如之、則外官三位以上、以理去任、至京者亦奉見、

現任文武官の內、三位以上の人で、休暇を賜はりたり、又た何處へかお使に出行とかする時は、皆お別れを奏し奉れ、還りたる時も亦前の如く龍顏を拜し奉れと也、而して五位以上にて勅使として行く時も亦暫時お暇に天顏を拜して往けと也、又た外官中にて三位以上の人、止むを得ずして轉任等する時に、京都に至らば、亦天顏を拜せよと也、

字解　假使、假は休暇也、使は使者也、　辭見は、お暇のゴ挨拶に參內して謁見を玉はる事　○奉見も亦還りたる時、參內謁見を賜ふを云ふ、前條參考、

第七條　皇帝不視事條

凡大陽虧、有司預奏、皇帝不視事、百官各守本司、不理務、過時之罷、皇帝二等以上親、及外祖父母、右大臣以上、若散一位喪、皇帝不視事三日、國忌日、謂先皇崩日、依別式、合廢務者、三等親、百官三位以上喪、皇帝皆不視事一日、

日蝕は、陰陽寮より前以て奏上し置け、日蝕には天皇政務をみそなはさず、百官は各自の役所に事務を取らずに守り居れ、日蝕相濟まば家に歸れと也、天皇が天皇の二等親以上の親族、及び外祖父母、右大臣以上、若くは非役の一位の人等の喪には、天皇三日間、政務をみそなはさず、又た國忌則ち先帝崩御の日、或は三等親の御方、或は百官の內、三位以上の喪には廢務なさる事一日と云ふ也、

字解　○大陽は、日、○有司は、陰陽寮、○罷は、集解に釋云く、廣雅に歸也、則ち役所を止めて家に歸るを云也、○五等親の事は此末の廿五條にあり、　喪服の事は、假寧令第三條、喪葬令第八條等に解す、○國忌は、集解に、穴云く張云く、天子七代の祖の崩御日を國忌と爲すは律に別式あるべし、又た釋云ふ、國忌日とは、七廟の忌日を謂ふ也と、延喜式廿一卷、治部式に、天智帝外五帝と三皇太后、合計九名を記せり、併し大寶養老等の時代は右延喜の如くならざる事續紀等にて伺はる、○廢務は、禁秘抄の下に、廢朝は諸司の政、恒の如し、天子一人朝政に臨ます、廢務は諸司政せずとあり、拾芥抄に、廢朝、廢務の事、（中略）廢務は一日行はる可き也、數日に及ばざるは、是れ萬機の政、數日棄て置かるべからざる故云々、仍て一日を限れり、廢朝は諸役所の政事恒の如し、但し天子朝に臨み玉はず云々、續日本紀に云く、大寶二年十二月甲午の、勅に曰く、九月九日、十二月三日、先帝の忌日也、諸役所是日に當りて、

宜しく啓務を爲すべし也、本文本注にある別式は、今詳ならず。

第八條　　祥瑞條

凡祥瑞應見、若麟鳳龜龍之類、依圖書合大瑞者、隨則表奏、其表唯顯瑞物色目、及出處所。不得苟陳虛飾、徒事浮詞。上瑞以下、並申所司、元日以聞。其鳥獸之類、有生獲者、仍遂其本性、放之山野。餘皆送治部。若有不可獲、及木連理之類不須送者、所在官司、案驗非虛、具畫圖上。其須賞者、臨時聽勅。

凡て瑞祥が顯るれば、其管轄に於て、其祥瑞が麟、鳳、龜、龍の類の如き大瑞に一致せば、時期を構はず奏上せよ、併し奏上の手續きは、先づ其瑞の色彩、名稱、出現地等を錄して、猥りに虛飾の彩色、誇大浮花の詞を使用すべからず、而して上瑞以下は官の外に治部省へ申し送れ治部は當年分の中、下瑞等一と纏めにして元日に奏聞に達せよ、而して鳥獸の如き生きたる者をば、若し生捕にしたならば、其生物の性質に隨ふて、山林原野、河海湖沼に放て、又た飼養し馴れたる如きものは時候を見計ひて放て、其餘は治部省に送れと也、但し芝の如き捕獲すべからざるもの、或は連理の樹木の如きものは送る事能はざるを以て、其所の役人檢査して虛僞ならざれば、具さに繪圖に認めて奉れ、賞すべきものは、臨時の勅を聽けと云ふ也、

【參考】○祥瑞は、大寶令より二百年許りも後なる延喜式の廿一卷治部式を以て想像首肯するとすれば、大瑞五十四計り、上瑞三十六、中瑞三十、下瑞十四目程あり、唐書の百官志にも大瑞六十四、上瑞三十二、下瑞十四とあり、其大の內にては、慶雲、麒麟、鳳凰、神龜、龍馬、天鹿、夜光珠、山稱萬歲、金牛、玉馬、騶虞、玉甕、等、上瑞にては、白狼、赤羆、赤兎、九尾狐、白狐、玄狐、白鹿、赤烏、玄鶴、甘露等、中瑞にては、白鳩、白烏、白雉、蒼烏、五色雁、赤豹、白兎等、下瑞にては、嘉禾、芝草、人參生、竹實滿、神雀、白鵲等の如し、○以聞は、奏し上ぐると云ふ如し、○遂は、稱也、順也、○木連理は、對生の枝が其モクメ、葉、梢等寸迄の差異なき如き物を云ふ、白氏長慶集の長恨歌に、在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝とあり、

第九條　　元日條

凡元日、不得拜親王以下。唯親戚、及家令以下、不在禁限。

若非元日有應致敬者、四位拜一位、五位拜三位、六位拜四位。七位拜五位。以下任隨私禮。

本條より以下十一條迄は、禮を禁せし令條也。

元日には、親王以下に參賀する事ならぬ、但し其家の別當とか家令家扶の如きは、此限に非ずとす、若し元日でなくても、蔵止むを得ざる場合ありて參禮すべきは、四位の人ならば一位の人に、五位は三位に、六位は四位に、七位は五位に參拜せよ、併し元日の外に必ず拜せよと云ふに非ず、餘は任意私禮に随へよ假令ば、卑幼の五位以上は、尊長の六位以下の人にでも拜伏すべき類也、

新解　○親戚、親は父方の親族、戚は母方の親族也、○致敬、致は音贄、說文に送詣也、參拜、參禮、訪問拜禮の如し、○任はマヽにと訓みて任意、或は隨意也、

日本紀天武天皇八年正月戊子の詔に曰く、凡て正月の節に當り、諸王、諸臣、及び百寮は、兄、姉以上の近親及び氏の長を除く外は拜する莫れ、其諸王は母と雖も王姓に非る者には拜する莫れ、凡て諸臣も亦た卑母を拜する莫れ、正月の節に非ずと雖、復此に准ず、若し犯す者有らば事に隨ふてこれを罪す。

續日本紀に云く、文武天皇元年閏十二月庚申、正月拜賀の禮を往來し行ふ事を禁ず、如し違犯者あらば、淨御原朝廷の制に依りて決罰す、但し祖、兄及び氏の上を拜するを聽す、同書慶雲五年春正月戊申朔も亦右に大同小異也、

政事要略六十九巻、弘仁格式に云々、神龜五年三月二十八日、

延喜彈正式も亦致敬禮は、右本文を敷衍したる如し、

同書雜式に云く、凡て御所及び中宮、東宮には稽首、餘は皆な跪拜、但し頭の高下は、人の貴賤に隨ふ、とあり、

第十條　途中下馬禮條

凡在路相遇者、三位以下遇親王、皆下馬、以外准拜禮、其不下者、皆斂馬側立、雖應下者、陪從不下、

本條及び次條は、途中下馬禮の法制也、

途中にて、三位以下の人、品の有無に關せず、親王に遇へば、皆下馬せよ、併し無品の親王が有品の親王に遇へば下馬するに及ばぬ、餘は前九條に准ず、又た下馬せざる時は、馬を駐め斂めて路傍に佇立せよ、併しコレは、多くは二位以上の人が親王に遇ふた時か、三位の人が一位に逢

ふた時の場合とす、又た六位の人にて、地方へ公用に出た時に、其府縣内にて四位以上の地方官に遭遇すとも下馬するには及ばぬ、又た地方官が管内にて、公使とか勅使とかに邂逅せば同位以下にても下馬せよ、而して百姓が自國でなき國にて、詔使等に過へば下馬するには及ばぬ、然れ共自國なれば下馬せよ、又た位階から云へば、下馬せねばならぬ者にても、車駕の陪從等の者は下馬に及ばぬと、三后則ち太皇太后、皇太后、皇后、皇太子の陪從も亦同斷との義也、

第十一條　遇本國司條

凡郡司遇本國司者、皆下馬。唯五位、非同位以上者不下。若官人就本國見者、同位卽下。若應致敬者、並准下馬禮。

郡吏は、本國内外を問はず、被管の地方官に過ひは皆下馬せよ、但し五位の者は、同位階以上に非ざれば下馬するに及ばぬ、併し初位若くは、無位の國廳の史生にても、五位の郡長等に逢ふても下馬するに及ばぬ、若し在京の官人主典以上の人、地方に行きて其國の地方官に過はゞ地方官は同位と雖も下馬せよ、又た致敬すべくは前條の下馬禮に准せよと也、

講令備考に、續日本紀に云く、神龜五年三月二十六日の勅に、諸國の郡司五位以上にして、當國の主典以上の者に逢はゞ、貴賤を問はず、皆悉く下馬せよ、云々、

十訓抄の上に、

丹後守保昌、任國に下向の時、與謝の山にて白髪の武士一騎に逢たりけり、木の下に打入りて笠を傾けて立たりけるを、國守の郎等云ふ、老翁何んぞ下馬せざるや奇怪なりと、咎め下ろすべしと云ふ、爰に國守の云ふには、一騎當千の馬の立やうなり、只者に非ず、咎むべからず、と制して打過る間三町ばかり下りて、太夫右衛門尉致經、數多の從類を具して來りしに過ひたり、弓取なほして、國守に會釋し、致經云ふ、さきに一人の老翁に逢奉りて候ひつらん、あれは、愚父平五太夫にて候、堅固の田舎人にて仔細を知らず、定めて無禮を顯はし候つらんと云ひけり、致經過て後、國守さればこそ、致頼にて有けりと云けり、此黨は頼信、保昌、維衡、致頼とて、世に勝れたる四人の武士なり、兩虎戰ふ時は共に死せずと云事なし、保昌彼が振舞を見知て更にあなづらす、郎等をいさめて無爲なりけり、いみじき高名なり、

第十二條　在廳會釋條

凡在廳座上、見親王及太政大臣、下座。左右大臣、當司長官、則動坐。以外不動。

朝堂の席上に在りて、親王及び太政大臣に見えば、座を離れて會釋せよ、左右大臣及び其役所役所の長官には座を動け、其餘は座を動くに及ばぬ、而して左右大臣が、親王及び太政大臣に見えば座を立て、又た太政大臣が親王に見ゆるとか、親王より太政大臣に見ゆるとかは、共に座席を立に及ばぬと也、

字解 ○廳は、凡て政事を扱ふ役所にして、朝堂院を始め、諸官省の寮司も亦然かいへり、○當司長官は、主計寮の頭も、民部省の卿も共に長官の名を冒すなり、

史實の例としては、

日本紀持統天皇四年七月甲申の詔あり、

續日本紀天平寶字五年二月丙辰朔の勅あり、三代實錄元慶八年五月二十九日、左大臣正二位源朝臣融、勅を奉じて、從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守菅原道眞を喚云々、

政事要略六十九卷に本令條を出せり、

式部式に、朝堂の座に在りて親王及び太政大臣に見えば皆磬折して立てとあり、此座次の事は延喜式の第十八卷に稍詳なれ共、煩冗なるを以て省きぬ、

第十三條　儀戈條

凡儀戈者、太政大臣、四竿。左右大臣、各二竿。大納言、一竿。

本條は、大納言以上太政大臣の儀式用の戈の法制にて、平時任意に使用はならぬ、先づ盛を用ふる時に而已使用せよと也、

字解 ○儀戈は、儀式用時の矛也、義解に平頭の戟とあり、威儀に用ふ故に儀戈と曰ふ、

第十四條　版位條

凡版位、皇太子以下、各方七寸、厚五寸。題云、其品位。並漆字。

本條は、座席の標札の制規也、

皇太子以下の票は、各七寸四方にして厚さ五寸、黑漆を以て各自の品位を記せと也、集解に或は燒き字に作りたる事もある如くに記せり、

字解 ○版位は、へムと訓みハンキと訓まぬ讀例なりと名目抄の雜物篇に云へり、延喜の木工寮式には方八寸版位七枚元日朝拜料とあり、天長十年清原の夏野等が斟酌取捨したる、弘仁内裡式の上に、（前略）中務は、皇太子の版位を中階の南拾丈に置く、又た南の方二丈を去る處に、奏賀の版位を置く、奏賀の位より東へ二丈を去る處に、皇太子の謁者版位を置くとあり支那に

ても、通典百八巻禮の六十八嘉禮部に、版位の制を載す、其注に、皇帝方尺二寸、厚三寸題して皇帝の位とあり云々、

第十五條　蓋傘條

凡蓋、皇太子、紫表、蘇方裏、頂及四角、覆錦垂總、親王、紫大纈、一位、深綠、三位以上、紺、四位、縹、四品以上、及一位、頂角覆錦垂總、二品以下、覆錦、唯大納言以上垂總、並朱裏、總用同色、

本條は、皇太子より大納言までのキヌカサの令條也、

皇太子のキヌカサは、表は紫にして、裏はスハウなり、イタヾキと四隅には錦をカブせて錦のフサを垂れよ、親王は、紫の大形のシボリ、一位の人は、濃き綠り、三位以上は紺色、四位は淺黃色、四品以上及び一位までは、やはり頂と隅とに錦を覆ひて錦のフサを垂れ、二位以下はフサを下げられぬ、但し大納言以上はフサを着げよ、併しカサの裏は朱色にしてフサも赤朱色を用ヘよと也、

字解　○蓋は、絹の傘也、延喜太神宮式に同宮の裝束のキヌカサを載せて、表用の蓮葉の緋三丈、裏は緋の絁三丈云々、出口延經の頭書に、長曆官符に云く、方五尺七寸、柄の長さ一丈三尺、骨八本長さ各四尺、云々とあり恐按するに今の世にも神社祭禮の節などに神官に長柄の傘をさし掛け行くは此遺風ならむ以て想像すべし、○色彩と染料の事は、次の衣服令に新解す、○纈は、ユハタにして俗に云イハタ帶のイハタに非ず、古來先輩の諸說紛々たり、然れ共谷川の栞に、結纈なり、又た卷き染とも云ふ、今云ふ絞り染にして、定れる色と形ちはあるべからず、と此說最も穩當なるべし、尚は字義等の事は、次篇衣服令に解す、

第十六條　父母重病條

凡祖父母父母患重、及在囹圄者、不得婚嫁、若祖父母父母、有命令成禮、不得宴會、

祖父母、父母が大病又た囚獄等に在監し居るとかの間は婚姻は出來ぬ、若し祖父母、父母の申し付けにて婚姻するも、表向きの宴會はならぬと也、

字解　○患重は、大病又は重病と云ふ如し、○囹圄は、今の監獄にして、昔の牢屋なり、

第十七條　五行器製造條

凡國郡、皆造五行器、有事即用之、並用官物、

五四八

諸國諸郡には、官費を以て五行の器具を製造し置け、事ある時に使用せよ也、

字解 ○五行器は、木、火、土、金、水に因みて總稱せし名也、即ち鍬の類を土工用に、火鉗を火熱用に、斧やノミの類を木工用に、鉗や金鎚を金工用に、盆や桶の類を水の用にと云ふ類なり。

第十八條　元日國司條

凡元日、國司皆率僚屬郡司等、向廳朝拜、訖、長官受賀、設宴者聽、其食以當處官物及正倉充、所須多少從別式。

本條は地方官の新年遙拜及び宴會の制定也、元日には、地方長官は、屬僚、及び郡長郡吏等を率ひて、京都の朝室即ち大政廳の方に向つて朝拜即ち遙拜せよ、遙拜了らば、長官は年賀を受けよ、アトで新年宴會を開催する事を許せ、其會費は地方税の如き國々の郡稻の内か、又は國税にて充てよ、使途の多少は別式によれと也、別式今詳ならず、

字解 ○國司は、地方官にて國守に非ず、長官なくば次官に於て賀を受くる也、○正倉は、正税の事也、

第十九條　春時田祭條

凡春時祭田之日、集鄉之老者、一行鄉飲酒禮、使人知尊長養老之道、其酒肴等物、出公廨供。

毎年春期の田祭には、其鄉土の老人を招きて一鄉の宴會を開けよ、是は人々をして、尊長、養老、尚齒の道を心得さする爲である、酒肴等の費用は公費即ち郡費を以てせよと也、

字解 ○鄉飲酒禮には六十の者は坐し、五十の人は立侍するは尊長の所以也、六十の人には三豆とて今云ふ三菜なり、七十には四菜、八十には五豆、九十には六菜とす、是は養老の意を明す所以也、給仕は其鄉土の少壯年者にして、國郡の官吏は唯其監視をするのみ也、○公廨は、郡稻國稻を指す、

第二十條　遭重服條

凡遭重服、有奪情從職、非終服、不弔、不賀。不預宴。

例之ば、父と母の喪服の重なりたる時に、强て哀傷の情を却して職に從事する事あらば、服の終るまでは、吉事に賀せず、凶事に弔せず、又た公然の宴會にも列席はならぬと也、

第二十一條　凶服不入公門條

凡凶服不入公門、其遭喪被起者、朝參處亦依位色、在家

五四九

五五〇

依其服制。

喪中、喪の衣服を着して、宮城門は勿論、苟も役所及び諸役所の正門にも亦入る事はならぬ、然れ共、喪中と雖も拜命等の事にて、止むを得ず參内等をする場合には、位階の衣服を着用せよ、自宅に在りては喪服の定めに依れと云ふ也、

字解 ○公門は、宮城門及び諸役所の正門也、○朝參は、參内なり、　位色は、當時は衣服の色彩が位階に依りて各區別あるを以ていへしなり、詳細は次篇衣服令を參看すべし。

第二十二條　　　行路會釋條

凡行路巷術、賤避貴、少避老、輕避重。

本條は、道路を往來するに、行逢ふ人にヨケル法制也、

大中小何れの道路にても、人に行き逢へば、賤は貴によけ、少壯者は老人によけ、又は身輕の者は重荷を擔ふ者によけ、然れ共本條の精神は、賤は貴に避けの主眼、故に假令老人が重荷を負ふて居るも、眼上の人に遇へば避け、少年重荷を擔ひ居るも老人に避くべしと云ふ也、

字解 ○巷術は、里中の小道也、○行路は、道路、

第二十三條　　　官人寞迦威張條

凡內外官人、有恃其位蔭、故違憲法者、六位以下、及勳七等以下、宜聽量情決笞。若長官無、聽次官應致敬者決、其諸司判官以上、及判事、彈正巡察、內舍人、大學諸博士、文學等不在決笞之限。

本條は、莫迦に官員等のカラ威張を警しむる法制也、

中央及地方官、又は非役有位有勳の人にて、自分の位階身分、又は父や祖父等の高位高官等を恃みて、虎の威を借る狐的に、暴威暴行を振舞、憲法に違犯する者あらば、六位以下、勳七等以下の者にして、多少の杖罪を犯したるとありとも、情狀を酌量して笞罪ですましてやれ、併し徒罪以上ならば、律に照して從減例減するに及ばぬ、若し長官なくば、次官にて裁判せよ、然れ共、諸役所の判官以上、及び刑部省の判事、彈正臺の巡察、宮内の內舍人、大學等の諸博士、親王家の文學等は、笞を決するの限に非ずと云ふ也、

字解 ○位蔭は、位の庇蔭、○憲法は、律令格式と看做すべし、○致敬は、前九條にあり、

第二十四條　　　帳內資人條

五五一

凡帳內資人、雖有蔭位、不稱本主者、杖罪以下、本主任決

四位以下、唯得決笞。

本條は、親王及び大臣家の家來衆に係る裁判の令條也、

親王及び大臣家の家來則ち今云ふ別當、家令、家扶等の如き人は、父や祖父の庇蔭にて、位階を有すと雖も。何か不都合の事ありて、主人の意に稱はざる人にて、杖罪以下に當る者は、主人に於て任意に裁判せよ、但し四位以下は笞刑の裁決だけよりならぬと云ふ也、

第二十五條　五等親條

凡五等親者、父母、養父母、夫、子、爲一等。祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姉妹、夫之父母、妻妾、姪、孫、子婦、爲二等。曾祖父母、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪婦、繼父、同居夫前妻妾子、爲三等。高祖父母、從祖祖父姑、從祖伯叔父姑、夫兄弟姉妹、兄弟妻妾、再從兄弟姉妹、外祖父母、舅、姨、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦、妻妾前夫子、爲

四等。妻妾父母、姑子、舅子、姨子、玄孫、外孫、女聟、爲五等。

本條は、親族を五等に階定したる令條也、

一等親の内には、本文の他に養子をも含む、

二等親の内には、子供の妾をも含む、

三等親の内には、妻妾の子をも含む、

字解 ○從祖祖父姑は、祖父の兄、弟、姉、妹を云ふ、○從祖伯叔父姑は、從祖祖父の子にして則ち父の從父兄弟姉妹なり、○再從兄は、從祖伯叔父の子を云ふ也、○舅は、母の兄弟也、○姨は、母の姉妹を云ふ、

第二十六條　公文條

凡公文應記年者、皆用年號。

公文に年を記入せねばならぬ時には、皆年號を記入せよと云ふ也、

大寶令新解　第六巻

第十九篇　衣服令　凡壹拾肆條

上皇太子より、下庶民に至る迄の衣服の制度也、

字解 ○衣は、說文に、上を衣と曰ひ、下を裳と曰ふ、禮記玉藻に、衣は正色、裳は間色、色は以て外を飾る、德は以て内を飾る、衣は依也、令抄に白虎通に曰く隱也、裳は障也文彩の織物に依りて形體皮膚を障蔽する也、國人コロモと稱するは、着物の約言也、○服は、音伏、ツケルと訓む字にして、衣裳に併稱する也、凡て身體に服用の物品、冠幘、履舄をも含みある事とす、

本篇には、衣服の地質、色彩、文織等の原料の要概を解するに止めて、着用の次第沿革等は、有職故實に係る群籍に就て調査を要す。

支那にては、尚書の益稷に、日月星辰、山龍華蟲、火宗彝、藻粉米黼黻、とありて、天子の裝束等の據を示せり、日、月、星辰の三章をば旌旗の章とし、山、龍、雉子、燃火、虎の五章をば衣の章とし、藻と、米と、刀劍、斧鉞の四をば裳の模様とす、我朝にては、古代の天皇は、

常時着御の袍は、麹塵染と赤白橡の二種の色にて、竹、桐、鳳凰、麒麟等の御文であつたと諸書に云へり。

史實の例としては、

續日本紀、和銅元年八月丙申の詔に、自今以後、衣の袖口濶さ八寸以上一尺以下云々。

同書天平十二年春正月戊子朔、（前略）美人更に袍袴を着す。

同書寶龜元年九月壬戌の令旨に、袍衣は匹を以て限と爲す云々。

政事要略六十七卷に、弘仁雜格に云く、袍衣匹を以て限と爲云々、神護景雲四年九月四日。

同書に、寶龜二年閏三月十九日の勅あり、（前略）其袍の袖口の廣さ、五位以上は一尺を限とす六位以下は八寸、女は此に准ず、如し改正せざれば、違勅を以て論ぜん云々。

彈正式に云く、袖口の濶さ一尺二寸云々。

政事要略六十七卷に、衣服の制度を定められたるあり、齊衡三年二月二十六日、左衞門大尉紀春宗奉云々。

太政官符、雜事十一ヶ條の内に男女道俗美服を着する事を禁制せり。

長保元年七月二十七日

同二年六月五日、再び同禁制を布達せらる。

左大史多米朝臣國平　奉

中辨源朝臣　道方

同三年閏十二月八日に衣の袖並に裕の寸法制限の布達あり。

彈正式に、貂の皮衣は、參議以上に着用を聽す云々。

第一條　皇太子禮服條

皇太子禮服

禮服冠、黄丹衣、牙笏、白袴、白帶、深紫紗褶、錦襪、烏皮舃。

元日其他大禮の時に、皇太子の着御になるは、禮冠則ち玉の冠り。ワウタン染の袍、象牙のシャク、白き袴、白き帶。濃き紫の紗の上裕。錦の足袋。黒皮作りの沓等也。

字解　禮服は、不斷のお召に非ず、こへは殊に大禮用而已の事也、○黄丹衣、黄丹染は縫殿寮式にて大體を想像首肯するとすれば、綾一匹に、紅花大十斤八兩（今の二貫八百九十目）支子一斗二升（今の約五升）、酢一斗（今の四升五才）、秋五升（今の二升二才余）、右四品にて染む、薪四圍（一圍は今云ふ一ト抱として伴田本年の延喜式工事通解に依れば、一貫二百目許り也）、薪一百八十斤（一斤大として今の百八十

十リ）にて製すと云ふ、○衣は、袍を謂ふ、○牙笏、彈正式に、五位以上は、牙の笏と白木の笏を通じて用ふと、其構造は、前詘後直として、首は圓く下は方形、六位以下の人は、木にて前挫、後方と云へり、禮記玉藻にては、天子の笏は球玉、諸侯は象牙、大夫は魚の鬚ヤ、文飾せし竹、士人は竹、本云々、笏音忽、今シヤクと云ふ、其初め庶民も之を帶せりと、今は一種尊卑區別の禮飾の如くなれ共、以前はコレは備忘簿板にして、君前にて君命等ある時には此れに錄して備忘とせりと云へり、○白袴、音庫、急就篇の注に脛衣也、釋名に跨也、兩股跨別也、ハカマはハク裳の義なり、○深紫紗褶、此紫色の染料として、縫殿寮式に、紫草十五斤、酢三合、灰四斗六升、薪百廿斤とあり、褶は襞、襲の二音あり、婦人の裳に似て、袴の上裳なり、禮服中の裳と撰塵裝束抄等に云へり、○錦襪は、ニシキのタビ、○烏皮舃は、黑き皮の典高の沓と云ふ、舃は思積切音昔、履也、釋名に其下を複ぬるを舃と云ふ、舃は腊也、禮を行ふ久立、地或は泥濕故に其跟の下を複ねて乾腊ならしむる也、古今注に、舃は木を以て履の下に置く、乾腊して泥濕を畏れざる也、天子赤舃、詩經の豳風に赤舃几々、傳に赤舃は人君の盛屨也、小雅の疏に、舃に三等あり、赤舃は上、白舃、黑舃は次也、假名裝束抄に、表は朱塗、裏は錦、赤糸の緖を附けり、とあるは稍後世の事ならむ、裝束圖式、和漢三才圖繪等他諸書に圖を載せり。

日本逸史卷第三十八に、嵯峨天皇、弘仁十一年二月甲戌の朔の詔に曰く（前略）皇太子は、祀りに從ひ、及び元正朝賀には、袞冕九章を服すべし、朔望朝に入り、元正には、群官若くは宮臣の賀を受け、及び大小の諸會には、黃丹の衣を服すべし、並に常に服する所の者は、此例に拘らず、

第二條　　親王禮服條

親王禮服

一品、禮服冠、四品以上、毎品各有別制、深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深綠紗褶、錦襪、烏皮舃、佩綬玉珮、

一品親王の禮冠等別制あり、袍は深紫色、笏は牙にして、袴は白、帶は今云ふ組サナダの如きか、ヒラミは深綠の紗、足袋は錦にして、黑色皮の高沓を用ひ、綬、玉珮を佩用すべしとなり、

字解　○毎品別制、延喜式十九卷式部式元正朝賀の條を借りて解すれば四品以上は漆の地、黃金裝、水晶三顆、琥珀三顆、靑玉五顆を以て、冠の頂に交へ置く、白玉八顆を以て櫛形の上に立つ、紺の玉廿顆を以て前後の押鬘の上に立つ、其徽は額上に立て、一品は靑龍の尾は上り頭は下り右より出て左に顧り、二品は朱雀の右より出て左に顧、三品は白虎の尾は上りて末は卷、

頭下で右に向へり、四品は玄武が蜘の爲に纏繞せられ並に右に出て左に顧たり、但し立玉は蓋あり座あり、居玉は座ありて蓋なし、

條帶、條は音稻、又た條に通じ、說文に扁緒也、義解には、糸を扁小に編たる者也と、大袖（小袖はモトは下着の略服なり）の上にメる帶にして、存在に申せば、今云ふ、眞田の帶の如し、○綬玉珮、綬は音受、紱綬也、珮玉を貫く所以也、和名クミ（組の字も用ふと）、珮、は玉を帶へる也天子の珮は白玉、公候の珮はゞ玉と云へり、令抄及び撰塵裝束抄に、應仙の禮官儀に曰く、綬の長さの一丈二尺は十二月に法り、廣さ三尺は天地人に則とり、是玉珮の組也、綬は左方の乳下に、糸針を以て付け、玉珮は右方に掛け、膝に當り步行に隨ふて聲ある者也、

續日本紀大寶二年春正月己巳朔、

天皇太極殿に御し、朝を受け玉ふ、親王、及び大納言以上、始めて禮服を着し、諸王臣以下朝服を着す、

第三條　　　　諸王禮服條

諸王禮服

一位、禮服冠。五位以上、每位及階各有別制。諸臣准此。深紫衣。

牙笏。白袴。條帶。深綠紗褶。錦襪。烏皮舃。二位以下、五位以上、並淺紫衣。以外皆同一位服。五位以上佩綬。三位以上加玉佩。諸臣准此。

五世の王は、令條内の法として此内に入らず、諸臣の服を着すべき也、

一位以下、五位以上の諸王は、位階の高下に依て禮冠は各別ある也、諸臣も之に准ぜよと也、衣袍は濃紫、笏は牙、袴は白、深綠紗の上袴、錦の足袋に、黑皮の沓、二位より五位までは袍は淺紫、此外は皆一位の服に同じ、但し五位以上は綬を佩へ、三位以上は玉佩を加へ、諸臣も亦此に准ぜよ也、

守解　○冠は、諸王一位は、式部式に依れば、漆塗の金裝、赤玉五顆、綠玉六顆を以て冠頂に交へて居へ、黑玉八顆を以て櫛形の上に立つ、綠玉廿顆を以て前後押鬘の上に立つ、二位は白玉一顆、綠玉五顆を以て冠頂に交へ居へ、赤玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は幷に一位に准ず、三位は黃玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は幷に二位に准ず、四位は漆地、櫛形、櫛形、押鬘、玉座皆金裝、自餘は銀裝、赤玉五顆、綠玉六顆を以て冠頂に交へ居へ、白玉十顆を以て前の押鬘の上に立つ、青玉十顆を以て後の押鬘の上に立てゝ、櫛形の上に立てず、正五位

は漆の地に銀裝り、黑玉十顆を以て前の押鬘の上に立つ、青玉十顆を以て後の押鬘の上に立つ、自餘は四位に准す、其徽は、鳳は三位以上にして、正位は正しく立て頭を仰むけ、從位は正く立て頭を低る、正四位上階は左より出て右に向ひ、下階は右より出て左に向き、從四位上階は左より出て左に顧み、下階は右より出て右に顧み、五位は四位に准す、

續日本紀卷之二、大寶元年三月甲午、新令則ち眞の大寶令に依りて、位官、冠衣の制を改定して、親王以下諸臣の冠服の制あれ共、コヽに引用すれば、いろはに假名を限するの煩冗あるを厭ふて略す、

第四條　諸臣禮服條

諸臣禮服

一位、禮服冠。深紫衣。牙笏。白袴。條帶。深縹紗褶。錦襪。烏皮舃。三位以上、淺紫衣。四位、深緋衣。五位、淺緋衣。以外並同一位服。大祀大嘗元日則服之。

本條は、一位以下五位以上の諸臣の禮服にして、前三ヶ條の如く大祀、大嘗會、元日に着用すべしと也、

字解 ○禮冠、前條字解に同じき、式部式に、諸臣の一位は、紺の玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は幷に王の一位に准す、玉色交せ居こと王臣各異り、二位は綠の玉五顆、白玉三顆、赤黑の玉三顆を以て冠頂に交居ゆ、赤玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は一位に准す、三位は黃玉八顆を以て櫛形の上に立つ、自餘は二位に准す、四位は赤き玉六顆綠の玉五顆を以て冠の頂に交せ居へ、自餘は王の四位に准す、五位は綠の玉五顆白玉三顆赤黑の玉三顆を以て冠の頂に交せ居く、自餘は王の五位に准す、其徽は麟、正從出向皆諸王に准す、○衣、の深、淺紫、深淺緋の染料等は縫殿式にあり略す、○深縹は、フカキハナダと訓せり、縹は說文に青白色、博雅に蒼青、釋名に漂の如く淺青色、廣韻に青黃色、又た青色、碧ー、天ー、翠ー等の語あり縹は今所謂アサギ色と看て大差なかるべし、○大祀大嘗、大嘗は神祇令に解せり、尚委しくは大嘗會に關する群籍を看るべし、荷田在滿は、大祀大嘗の四字は連續して二事に非すと立說せり、

第五條　朝服條

朝服

一品以下、五位以上、並皂羅頭巾。衣色同禮服。牙笏。白

袴、金銀装腰帯、白襪、烏皮履、六位、深緑衣、七位、浅緑衣。八位、深縹衣、初位、浅縹衣。並皁縵頭巾。木笏。謂職事。烏油腰帯、白袴、白襪、烏皮履。袋従服色。親王、緑緋緒。一品四結、二品三結、三品二結、四品一結。諸王三位以上同諸臣。正四位、深緋、従四位、深緑。正五位、浅緋、従五位、深縹。結同諸臣。諸臣。正位紫緒、従位緑緒。上階二結、下階一結。唯一位三結、二位二結、三位一結。以緒別正従。以結明上下。朝庭公事則服之

本條は、一品親王より初位までの通常禮服とも云ふべく衣服の令條也、

[illegible] ○朝服は、朝庭の公事参内する時に着用する服也、論語郷黨篇に、吉月には朝服して朝すとあるを見れば、古くよりの名稱也、孔安國は吉月は月朔也と云へり、○皁羅頭巾は、クロキウスモノのトキンにて、令抄に今世の冠り是也とあり、彈正式に云く、凡て禮服并に参議以上の半臂、五位以上の幞頭を除くの外は、羅を着するを得ずと、○帶は、金裝を鏤めたるもの

○深緑は、縫殿式に、帛又は貲布一疋に、藍十圍（三十二ノ一）刈安大二斤（[illegible]）灰一斗（今の四升五才計）、薪一百廿斤（大斤は一斤百八十目）、○浅緑は、帛一疋に藍半圍、黄蘗大二斤、○深縹は、帛一疋に藍十圍、薪一百廿斤、○浅縹は、帛一疋に藍半圍、薪卅斤を要す、

○皁縵頭巾は、クロのカトリのトキンと云ふ、縵は文なき繒を云ふ、故に無文の疋にして、羅を用ゐず絹を用ふる也、○木笏は、職事官用、○烏油腰帯は、黒の帯にして、油字或は釉に作れり○烏皮履は、黒革の沓、○袋従服色、袋は續日本紀大寶元年十二月戊申、諸王朝臣等に袋を賜ふ、同書第七卷、靈龜二年冬十月壬戌の條にも此名あり、文獻通考百十二に、唐の高宗五品以上の隨身に銀魚袋を給ふ云々、五雜俎十二に云く、五品以上皆魚袋を賜ふ、飾るに銀を以てす云々、又た魚袋は古の算袋にして、魏の文帝が、易ふるに龜袋を以てせり、唐に至りて魚袋に改めたりと、集解に朱云く、位袋あり無位袋あり、朱に三位以上は金魚袋、五位以上は銀魚袋、長さ三寸幅一寸、木板にて作り四方を鮫の皮にて包み、表に鯛の如き魚六尾裏に一尾を金銀にす、大嘗の時に石帯の右方に佩ふ第二の寶石か、第二の寶石の右方に付く、荷田在滿の説では、印を納むる袋かと云へり、服色以下は、凡て袍の色と緒の色を以て身分を區別せり、親王は、緑と緋の二色の組にて、一品親王は四ッ結び、二品は三ッ結び、以下本文の如く、併し諸臣の正位は紫の組、従位は緑の組、上階は二ッ結び、下階は一ッ結び、一位は三ッ結び、

二位は二タ結ひ、斯の如く結を以て正従を別ち、結ひを以て上下を明かす也、

愚按するに、象笏は其の初め装飾のみならず、必ずや多少實用を兼ねたるものなるべし、今は裏の慣用備の飾れり、此説は、近世近衛等貴人の服に携ふる印籠的の用をなしたるものに相違なかるべし、因て糊し付紙をし或は、途中の用に供せしものと思惟さる、

第六條　　制服條

制服

無位皆皂縵頭巾。黄袍。烏油腰帶。白襪。皮履。朝庭公事則服之。尋常通得着草鞋。家人奴婢。橡墨衣。

本條は、無位の人より奴婢に至るまでの衣服の法制也、

無位の官員及び人民は、皆、黒の無文の絹の頭巾に、黄色の袍とし、其裁又縫の體制は朝服の如し、黒染の帶に白足袋、皮の沓にて、朝廷の公事に服用せよ、通常の時は草鞋を穿て、家人奴婢はツルバミ染の衣とて、ドングリの實を以てカトリを黒染にしたるキモノを着よと云ふ也、

法文に白き袴のなきは文を省略したるもの也といへり、

〔解〕○制服は、無位以下の者は參内する事なきを以て朝服とは云はぬと也、○袍は、日本紀卷の三十、持統天皇七年正月朔辛卯、壬辰是日詔りして、天下の百姓をして黄染の衣を服せしむ、續日本紀和銅五年閏十二月辛丑の制に、無位の朝服は自今以後、皆襴を著けたる黄衣とし、襴の廣さ一尺二寸以下云々、

愚按するに、袍は上衣にして、其地質、色彩、織文、裁縫等に多少の差異ありと雖も、其衣の眞義を一考すれば、袍と云ひ衣といひ、直垂、大紋、素袍、素襖、狩衣、小忌衣、十徳、道服、等は今世流行の羽織と同じに推想すれば記憶しよからむ、襴は袍の裾に横に布を續けたる如くにするものと云ふ、橡は、團栗にして、延喜式に、帛一疋を染むるに、ドングリ一斗五升（今の六升餘）茜大二斤（三百六十目）灰五升（二升餘）、薪二百卅斤（大斤一斤は百八十目に當る）、往議の説にては、是眞黒色と凶服用の橡染の淺黒色とは同じからずと、愚按するに後世は五倍子に鐵漿を泚して染色せり、團栗も赤味酸に富めるを以て化學上同理ならむ、上等には紺下クロとか、藍下黒とか、又は梔子染と近頃稱ふるも、ビンロウもドングリも果實にして含有丁寧の性質成分に幾許かの差ある位ならむ、

第七條　　服色條

凡服色、白、黄丹、紫、蘇方、緋、紅、黄橡、纁、蒲萄、緑、紺、縹、桑、黄、揩衣、蓁、柴、橡、墨、如此之屬、當色以下、各兼得服之。

本條は、禮服ともなければ、朝服ともなし、又制服の肩書もなし、義解に因れば、紫色着用の人は、蘇方以下の諸色は隨意に着用するを得るを以てソレ等男女の爲めに該一條の令條を設けられたりと云へ共、一條禪閤兼良公等の按にては、白き御衣は女帝の御服也、故に白を黃丹の上に置く歟と云へり、

凡て衣服の色は、白、黃丹、紫、蘇方、緋、紅、黃の橡、眞紅、葡萄、緑、紺、淺黃、桑染、黃、摺染、ハツ染、紫染、橡、墨染、等の類は、纈纈以下の色は、誰にても着用するは隨意なれ共、其餘の色は衣袍に染めて着る事を禁ずると云如し、

字解　白、天皇帛衣を除く云々は廿六篇喪葬令の二條の末項に解す、西宮記に、白は女帝の御衣、又曰く、下、衣の白は、帝と后の服する所とあり、○蘇方、は縫殿式に、深ーーの綾一疋に付き、ーー大一斤（百八十日）、酢八合（今の三合餘）灰三斗（今の一斗二升餘）、薪一百廿斤（大一斤は百八十日）中ーー、淺ーーは略す、彈正式に曰く、蘇方色は親王以下、參議以上、非參議三位、及び嫡妻女子、幷に孫王には幷に着用を許せり、續日本紀養老四年夏四月庚戌の制に、三位以上の妻子、及び四位五位の妻に幷にスハウ色を着する事を聽せり、○緋紅、縫殿寮式に曰く、韓紅花に染むる綾一疋には紅花一〆八百目、酢四升五才、麩四升四撮、藁十〆目計り、新三百五十〆目、（後略）○黃橡、は僧尼令第十條の義解に木蘭なりとある、綠に似て色鈍く、或は葡萄紫の最も淺くし

て青色を含むものと謂つべし、纁は、ソヒと訓む、義解に三染の緋也、爾雅に一度染を縓と云ひ今の紅也、二度染を赬と云ひ、三度染をーと云ふ、則ち餘り赤過ぎて黑みを含むものといへり、○葡萄は、集解釋云く、ーー青色也、俗稱鳩染なり、縫殿寮式に、ーー綾一疋、紫草三斤、酢一合（四勺餘）、灰一升二合餘、薪七十二〆目、○緑は、藍と黃柏を以て染むる也、同前式に出づ、○紺は、深青に赤を含みし也、○桑は、說文に緗は淺黃色也、釋名に緗は桑也、桑の初めて生ずるの色也、講令備考に、緗と桑と蓋し同じ淺黃色、但し刈安草染の黃とは格別なるべし、當時桑染あり、是れ桑子の色にして赤黑色、然して此條の黃と相幷びて庶幾からむと、黃、縫殿寮式に曰く、深黃の綾一疋に、刈安草九百目、灰六升余、新十〆八百目、（下略）○摺衣、は染浸せず、摺付け染むる也、大抵は青及び蒴黃にして、古は山藍一名鳩草、一名山鳩、一名蒴黃鳩、漢名青、飾抄に、山藍なき時は麥の葉、メハジキ（益母草、唇形科）を代用すと、萬葉集卷の九に、河内の大橋を獨り去る娘子を見てよめる長歌の中に、くれなゐの、赤裳裾びき、山藍もて、摺れるきぬきて、たゞひとり、云々（下略）、又た同じ青摺でも、鴨跖草一名鴨頭草一名露草、方言ホタルグサ、等啓蒙本草に云、四十計りの名を掲げり、此草の花瓣を染料として摺衣とせり、萬葉の七に、月草に、衣はすられ、朝露に、ぬれてのちには、移り行くとも、同書の十一、十二等に此名あり、延喜内藏寮式に鴨頭草あり、江家次第の五卷に、鴨頭草の移

し一帖とあり、花をば寫し花と云ふ、洗へば落る故に下繪の用に供す、又た醫療としては、蛇犬の咬傷に搾汁を塗布して功あると云へり、花の形ちは翠碧色の風仙花とも云ふ如し、其形狀は鳳凰の口に似たるを以て、鳳嘴花の名あり、又聚竹に酷似したる點あるとて、竹青の名あり、又た近くは化學者の間に合せに青色試驗紙を製す、則ち酸性の液に逢へば紅變する也、尚此餘に種々の摺衣を爲る草木の花子皮葉あらむ、紀日本紀十五卷、天平十五年正月壬子五位以上に摺衣を賜ふ、又た弘仁内裡式、正月十六日踏歌の式の條の注に、延暦以往、踏歌訖らば、縫殿寮より榛の摺衣を賜ひ、群臣摺衣を着して踏歌し訖りて、共に庭中に跪けば、酒一杯綿十屯を賜ふ、云々（下略）伊勢物語に曰く、其男しのぶ摺の狩衣をなんきたりける、春日野の、若紫の摺衣、しのぶの亂れ、限りしられず、昔は奥州忍國府の名物なりとて、忍ずりを多く奉りし事なり、今は秋田にフキ（蕗）、摺の名物なる手帕、風呂敷等あり、

○蓁は、塙本にハリゾメ、立野本にはハシバミと假名を附せり、古來諸說紛々なれ共、契冲、眞淵、宣長等皆ハンノキ（赤楊）とせり此說最も穩當ならむ、榛（ハギ）の說にすれば、葉だけを摺付くるより他に致方なし、只古人多く種々の詠吟に萩の花香と摺衣とを混用せるより後人の迷惑をして一層盛ならしめたると思考す、町田伴存の古名錄には色素の說少し、只北野秋芳の秋野七艸考が說ハリゾメに對しては、數百の本草物產とか博物とか植物とかの書より詳細ならむ、

此ハンノキ（赤楊）も摺衣用又は浸漬する染料にも使用せん、

○柴は、柴薪の柴にして、標葉、枝葉、等日本紀や和名抄に書けり、一の植物を限りたるに非ず、諸多の樹木の小枝の葉ダルミ附きたるものを云ふ、柴山と云ふ處は小雜木の叢生して數の如き處にて、我等の國の山にては、農人が燃料用として柴刈に山行する也、其木は一定せされ共、主に樺科或は漆汁科に屬する山ハンノキ、ハシバミ、ホウソ、クヌキ、（小なら）の灌木類として年々刈り切られ居る物也、故に愚按するに柴染はホウソやドングリ等種々の物にて摺るか又は煎熬して染色するか也、○橡は、ドングリとす種々の色を出すものとすべし、○皁は、ヌミゾメにて黑き色也、○當色は、緋、紺、紫、緑を云ふ、

第八條　　　　　内親王禮服條

内親王禮服

一品、禮服寶髻、四品以上、每品各有別制、深紫衣、蘇方深紫紕帶、淺緑褶、蘇方深淺紫緑纈裙、錦襪、緑舃、飾以金銀、

本條は、皇女方の禮服の令條にして、一品内親王は、男の禮冠の代りに、寶髻なる金銀珠玉を以て裝飾せる物を用らる、各品の階級に依りて別制あると云ふ、併し寶髻だけは品別あれ共、

其以下の衣、帶、褶、裙、各に至りては區別なし、

字解 寶髻は、義解に金玉を以て髻の緒を飾りたるものと云へり、說文に髻音吉、結に通すとあるを以て考ふればヤハリ今の元結の事にて昔は絹糸紐又は綾羅錦繡にて造りし紐に種々の飾りを施せしものならむ、時代の變遷にて時は確然する能はざるも、今世の前飾とか花簪とか、土地によりては、前髮ら前飾りなど云ふ禮節時に盛裝する金銀珠玉を施せし物は是の遺風ならん、平時と雖も此節幼女のリボンと云ふ布帛の小片を以て髮の飾の一とするも亦此類なるべし、延喜式四卷、太神宮式の度會の宮の裝束の條に、髻結の紫の絲四條各長さ三尺、太神宮の條では八條長さ五尺、月夜見の宮、外數神の條では皆長さ四尺、(今の鯨尺と大差なし)○紕帶ソヘオビと諸本に傍訓あれ共ソヒならむ、紕は次の十條內命婦の義解に、傍に作を丨と爲す也とあるを正とすれば、今云ふ處の腰帶又帶止めの觀がすれ共、サスレは眞の帶たる名稱裝束の文なし、故に紕は爾雅釋言に、音備、飾也、依て飾り裝れる帶と看做す方可ならん、必ず傍又は添の意は穩かならず、恐按するに、ソヒは和名抄に魚狗則ち川セミ一名翡翠にして其羽毛の美なる點を轉用してソヒ帶とは稱へんか、○纈は、太神宮式等に、夾纈をユハタと訓せり、今所謂シボリなり、近くは友禪染と云ふ物も纈の進化したるものなるべし、○褶は、上袴にして、裙は下、袴なり、

女王禮服　　第九條　　女王禮服條

一位、禮服寶髻、五位以上、每位及階、各有別制、內命婦准此、深紫衣、五位以上、皆淺紫衣、自餘准內命婦服制、唯褶同內親王、

內命婦禮服　　第十條　　內命婦禮服條

一位、禮服寶髻、深紫衣、蘇方深紫紕帶、淺縹褶、蘇方深淺紫綠纈裙、錦襪、綠舃、飭以金銀、三位以上、淺紫衣、蘇方淺紫深淺綠纈裙、自餘並准一位、四位、深緋衣、淺紫深綠紕帶、烏舃、以銀飭之、五位、深緋衣、淺紫淺綠紕帶、自餘皆准上、大祀大嘗元日則服之、外命婦、夫服色以下任服、

第十一條　有位婦女朝服條

朝服

一品以下、五位以上、去寶髻及褶舄、以外並同禮服、六位以下、初位以上、並着義髻、衣色准男夫、深淺緑紕帶　纈纈紕裙、初位去纈、白襪、烏皮履、四孟則服之、

本條は、一品内親王より、初位までの女子の參内する時等に着用する朝服の令條也、五位以上の婦女は、寶髻及び上裕、舄の足袋又は沓を着くるに及ばぬ、其餘は禮服の節に同じ、六位以下初位以上の婦女は、寶髻に非ざる髻を着けよ、衣袍の色は亭主に准ずべし、又た帶や裳は初位の妻などはシボリの染模樣は用られぬ、又た白足袋と黑皮の沓は一年四度の一日に用ゐよと也、

解 ○義髻は、頭髮にある髮ひを義髻と云ひ、衣袍にある飾りを義襴と云ふ、人に義歯、義足のある如く、他の元結を以て、自身の髮を飾るを義髻とす、○四孟、玉篇に、孟は始め也、四孟は四の始めにして、四季各始の月を、孟春、孟夏、孟秋、孟冬と云に同く、太陰暦の正、四、七、十の四ヶ月を孟月と云ふ、孟月は孟春の月、孟秋の月と云ふべきを約稱したる也、故に此月の朔日を昔は孟旬と云ふ、撰塵裝束抄に、四孟は、孟月の朔日也とあり、

第十二條　宮人制服條

制服

宮人、深緑以下兼得服之、紫色以下、少少用者聽、緑縹紺纈及紅裙、四孟及尋常則服之、若五位以上女、除父朝服以下色者、通得服之、其庶女服、同無位宮人、

本條は、上、内親王より、下、庶人の妻女に至るまでの、制服の令條也、内親王を首め、一般宮中に仕ふる有位の女官より、下、無位のお末に至る迄、紫と緋等の如き禁止色にはソレゾレ制規のあるなれば、其深緑色以下は兼て着用は差支ぬ、但し紫色でも細帶位の些々たる品物にあるならば用ても差支ぬ、又た緑色及び淺黄に紺の三色を以て絞りたる紅の裳裕は、四孟及び通常用にしても差支ぬ、若し五位以上の令孃達は父の參内服の色彩以下の色彩ならば着用せよ、又た庶人の妻女の衣服は無位の女官と同斷であると也、

武官禮服

衛府督佐兵衞佐不在此限。以下准之。並皀羅冠。皀緌。牙笏。白袍。加繡裲襠。兵衞督以上錦。金銀裝腰帶。金銀裝橫刀。白袴。烏皮靴。兵衞督赤皮靴。錦行縢

本條は、高等武官の禮服にして、次條は一般軍人の朝服の制也、

兵衞府の次官を除く他、五衞府の長官、三衞府の次官は皆黑絹の冠りに黑の老懸、象牙の笏に、無襴（裾附なき）闕腋（ワキアケ）の位袍に、繡を施したる裲襠（打チ掛ケ）を重ね、但し左右兵衞の長官は小紋形の錦を用ゆ、金銀作りの腰帶に、金銀裝りの太刀はきて、白き袴に、黑革の靴を穿ち、兵衞の長官は、赤皮の靴とす、錦のゲートルを着用すべしと也、

注解　〇兵衞佐は、正六位の下が相當位階であるから夕ト〳〵五位に敍せられあるも、長官や衞門、衞士の佐官（次官）等と同裝束はならぬ、則ち次條の朝服の制に依てサクワン（志）以上に准じて、錦のウチカケを着用の事と義解に注せり、〇皀緌、皀は黑也、緌は音綏、冠の飾り也、オイカケと云ふて、軍人而已の一裝飾とす、老懸は士清の栞によれば、其初めは、老人の鬢髮

薄くして外觀揚らざるを以て、老を隱したるより轉用の語となれり云々、抄に今は老少を問はず武官皆之を用ふと、古今厚菲等の異あり、檢非違使の別當は厚老懸を以て吉とす、大臣大將は弓箭を帶せず依て老懸なしとぞ、新古今集に

櫻花、老かへるやと、かざしても、

かみのいかきに、身こそふりぬれ

などとある也、〇裲襠都則ち兩耳前上に馬車馬に見カクシ的に當るもの、〇位袍は、位相當の衣袍にして脇きあけの仕立と云へり、〇裲襠は、ウチカケと云ふて今世婦人盛裝時のカイドリと同名にして、袖なし服と想像して可ならん、文字を分析して見れば衣を以て兩方に當ると云ふ形ちなり、故に義解にも、一片は背に當て、一片は胸に當つるもの也と云へり、〇行縢の縢は、音勝ムカバキと訓す、毛詩小雅に、邪幅下に有り云々、幅は偪也今の行縢也、脚を包みて跳躍輕便なる可きを謂ふ、故に今の軍人の脚絆にして庶民の穿てる脚絆の如し。

橫刀は、古事記、日本紀共にタチと訓せり、扶桑抄に、ヨカハキと訓す、後世の書は金作太刀に作る、唐六典の注に、橫刀は佩刀也、兵士佩る所にして、名亦隋より起ると云へり、金銀又た烏裝の橫刀は、刀身頗る精鍊にして、秋水溢波るべしの觀ありと、

第十四條　　武官朝服條

朝服

衛府督佐、並皂羅頭巾、位襖、金銀裝腰帶、金銀裝横刀、白襪、烏皮履、其志以上、並皂縵頭巾、皂緌、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、白襪、烏皮履、會集等日、加錦裲襠赤脛巾、帶弓箭、以鞋代履、兵衛、皂縵頭巾、皂緌、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、帶弓箭、白脛巾、白襪、烏皮履、會集等日、加挂甲、帶槍、以位襖代紺襖、以鞋代履、主帥、皂縵頭巾、皂緌、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、白脛巾、白襪、烏皮履、會集等日、加挂甲、帶弓箭、以縹襖代位襖、以鞋代履、並朝庭公事則服之、衛士、皂縵頭巾、桃染衫、白布帶、白脛巾、草鞋、帶横刀弓箭若槍、會集等日、加朱末額挂甲、以皂衫代桃染衫、朔節日則服之、尋常去桃染衫及槍、其督以下、主帥以上、袋准文官、

本條は、前條と大同小異なれば、法文中其異なる裝束等を列解すれば、冠の代りに頭巾、無文の黑絹の頭巾、金作銀作りの代りに黑作りの佩刀、裲襠に刺繡せず、赤きゲートル、皮沓の代に糸及び布片の鞋、白き脚胖、ウチカケ甲、槍、紺の襖、等朝廷の公事に服用とす、衛士は桃染の單衣、白の帛紗帶、白き脚胖、糸鞋、太刀、弓矢、槍を帶し、集會等の日には、赤きマツカフをしてカケ鎧を着け、是裝束は朔日などに服せよ、平時は桃染の單衣と槍は用ふるなかれ、其長官及隊長等の魚袋は文官に准せよと也、

字解 ○鞋は、糸或は布片のワランジ、○白脛巾は、白の脚胖、○挂甲は、ウチカケヨロヒと訓み、延喜式工事解卷の三に、挂甲二領、札八百枚、云々、ウチカケ（裲襠）に似たる甲ならむとて、和名抄に釋名、三代實錄元慶八年二月廿一日の條、江家次第御即位の篇、軍器考、滿佐須計（雅亮）裝束抄二卷の末に、中少將の甲きるやうの條に、冠り常の如し、卷纓をして老懸す、大口に汗取をきる、表の袴をきて（云々中略）、甲をきる、頸髮などを彩色して、袖もなくウチカケのやうなる草摺はあり、其上に太刀を帶く、平緒を前に結ふ事常の如し云々（下略）更に冑の圖を添ふるも後世の制とす、春田永年が藏する正應古寫本の挂甲の圖は、延喜の古式に一致すと云へり、欽明紀に甲二領とあるを、釋日本紀にフタツリと訓せり、

○白布帶は、白き布の帛紗帶か又は縫合せありしか今詳かならず、○桃染衫は、桃の葉や木の皮

等にて染めたるものとは思はれず、今人所謂桃色の單衣絹なるべし、〇朱末額は、赤きマツカフと訓み、栞に本朝式に、今云鉢纏也、冑の頂上に當る所をしか云ふ、異向の義に非すと也、

附記

紅抹額は琉球人の頭を纏ふ赤きもの也、昌保曰く滬上の街頭に印度人の巡査の頭部を見れば赤き布片にて螺状に頭部を纏包せり、是は帕子と見ゆ、栞にも云ふ(帕額)に延喜式、江家次第等に、本に首服也と、通典に古の人は帕して額す云々、コレを轉用して簾の縁に掛る物の名とせる也、清少納言が見のもかう鮮かなると云へるは是也、額緊錦裳抄に面額ともかけり、木引の事也、御即位に紫宸殿に張たり云々、西宮記に、尋常の御簾を撤して鈍色の細布を以て、端の帽額と見えたり、白雲天の時に、錦額屬高捲と錦を用たる帽額也といへり、天井の廻り縁その下方より、鴨居の上方の間、則ち俗に云ふランマのある所を、種々染模なる織物を以て狭き素を張り廻すを帽額と云ふも此れより轉用せしなるべし、

大寶令新解　第六巻

第二十篇　營繕令　凡壹拾漆條

本篇は、土木建築、兵器々仗、造船雜器、織物等の營作製造、補繕修理等の工事及び雇役する丁匠等の人功に關する法令也、

字解 營繕、營は營造也、繕は修繕也、

古昔土木の工事を起すには、力めて農業閑散の時期を選擇せり、則ち秋時收穫終了より、春耕未鍬の内とす、善隣支那にても、彼春秋左氏傳莊公廿九年にある如く、土功龍見れて務を畢る云々は、農事終りて土木工事に使役すると云ふ也、龍は星の名にして、夏暦九月に見はるゝ星也、又た毛詩鄘風の定之方中篇に、定の方に中する楚宮を作ると、夏正十月定と云ふ星が南方に中する時より御殿を建築すると云ふ義也、此星の見はるゝより、宮室を造營するから此星を營室星とも云ふ、此星は廿八宿中の室と云ふ星也、併し秦漢以來は時節を選ばぬ事になりたり、

第一條　計工程條

凡計功程者、四月五月六月七月、爲長功、布一常得四功、二月三月八月九月、爲中功、一常得五功、十月十一月十二月正月、爲短功、一常得六功、

本條は、工事に要する織工の功手間に關する大體の例を示したる令條也、

工手間を計算するには、今の暦にすれば、五、六、七、八の四ヶ月は、最も永日、故に長功と云ふて餘計に仕事の出來得る月とし、三、四、九、十の四ヶ月は、中等の日永なる月故に中功とし、十一、十二、正、二の四ヶ月は、最も短日故に短功とすと定められたる也、

字解 功、古紅切音公、勞を以て國を定むるを功と云ふ、故に長、中、短日の仕事を平均して算定したるを一功とせり、則ち古への此法を標準一定したるは、一人前の人は五日を以て布を一丈三尺織るものとし、依りて一功は二尺六寸と定めたり、由て本文にある如く長日は四功則ち四日にして一丈三尺、中は五功、短日は六功としある也、但し値直の事は、各地に於て差異あるものとす、賦役令の第四條、廿二條參看すべし、○一常は義解に一丈三尺なりと、釋名には、八尺を尋とし尋を倍して常とすと云へり、時代の變遷にて一丈三尺が相當する如し、

第二條　有所營造條

凡有所營造、及和雇造作之類、所司皆先錄所須總數、申太政官、

凡て別勅にて造營する所、又賃金支拂の雇人を以てするとかは、諸役所にて、先づ請求すべき總數を計錄して、太政官に申達せよと也、

字解 ○和雇は、アマナヒ、ヤトフと訓して、庸役にて不足の時には、賃金を以て傭入るるを云ふ、其功直は、時期と土地に因りて差異あるものとす、

第三條　私第宅條

凡私第宅、皆不得起樓閣、臨視人家、宮內有營造及修理、皆令陰陽寮擇日、

官公立に非る私己の家屋をば、二階作り以上の高室を築造して、他家の室内を望觀する如き事はならぬと云ふ也、又た御所内に建築及び修繕等の工事を營む時には、皆陰陽寮をして吉日良辰を選擇せしめよと也、

字解 ○第は、甲乙の次第ある故に第と云ふ、○樓閣、樓は重屋即ち二階以上の作り也、閣も亦然り、

第四條　軍器營造條

凡營造軍器、皆須依樣、令鐫題年月及工匠姓名。若有不可鐫題者、不用此令。

兵器を製作するには、皆恰好に依るべし、製造年月、及び製作人の姓名を彫り附け置けよ、若し右の銘を入れざる品あらば、僞物とせよと也、

字解 ○様は、有様、則ち様體又た容體或は形體と云ふ義也、人を敬稱するにサマを用ゐしは康富記に、禁裡サマ、國太將に公方サマ、清盛の榮へし時に、六波羅サマと云ふ事平家物語に出づ、○鐫題は、彫り付ける也、(關市令第六條參照すべし)

第五條　錦羅寸法條

凡錦羅紗縠綾紬紵之類、皆闊一尺八寸、長四丈、爲匹。

字解 ○錦、ニシキ、○羅、ウスモノ也、○紗、シャ、○縠、ウスキ紬ぎ、綾、アヤ、○紬、厚きツムギ、○紵は、調布にて手作りの布、○闊はヒロサ也、

第六條　在京營造條

凡在京營造、及貯備雜物、毎年、諸司總料來年所須、申太政官。付主計、預定出所科備。若依法、先有定料、不須增減者、不用此令。其年常支料、供用不足、及支料之外、更有別須、應科折者、亦申太政官。

京都に築城でもするとか、又は安居と云ふて、僧徒の炎暑時の修業則ち夏行一名解夏、夏經、結夏、の供養でもせんとする計畫等あるとか、又た諸役所が、來年工事をせんとする所あらば總計して七月三十日限り、太政官に申達せよ、官之を民部省の主計寮(今の大藏省に當るか)に交附して、豫め各地物產の出額を豫算豫定して備へよ、若し法令上の數量一定しあるものは、其增減は本令條を用ふるに及ばぬと也、又た毎年の經常費を支給して不足を生じ、或は臨時不慮の支出則ち幔幕にても新調するとかの際、他の剩餘を以て流用補給等の事をせんとせば、太政官に申達せよと也、

字解 ○貯備雜物は、營造の外に、別に貯藏設備を云ふ、假令ば安居の供養に僧侶は若干、飲食の原料、器具等若干の如し、○科折は、流用と云ふ如し、(賦役令廿二條參照)

第七條　解雜巧作條

凡白丁有解雜巧作者、毎年計帳之次、國司簡試、附帳申

九八六

省。

白丁の内に、種々百工の技術に關する、技術の出來得る者あらば、地方官は毎年試みに、諸帳簿整理の際に別冊として帳末に附記して太政官に申達せよと也、

第八條　　貯庫器仗條

凡貯庫器仗、有生澁綻斷者、三年一度修理。若經出給破壞者、非隨事料理。在京者、所須調度人力、申太政官處分。在外者、役當處兵士及防人。調度用當國官物。

兵器の庫に備へある器械に銹を生じ、或は綻び、或は破れ、等するから、三年に一回宛は修理せよ、若し破壞不用の物あらば、隨時新調せよ、併し京都は所用の調度人力等は、太政官に申して處分せよ、地方は、地方にある兵庫內の器具は、其地方の兵士、防人を使役して修繕せよ、但し調度は其國々の官物を用ゐよと云ふ也、

字解　○生澁は、銹を生じ、○綻斷は、ホコロビ、タチ、キレ也、

第九條　　須女功條

凡在京營造雜作、應須女功者、皆令本司造。若作多、及軍事所用、量謂不濟者、申太政官。役京內婦女。

京都內にて造營に伴ふ雜物の製作中、女子の手を要するものは、縫部の司をして造らしめよ、若し要する所の物品夥多なる時則ち軍事等に入用の場合の品は、人少で出來ぬ時は、太政官に申せ、京內の婦女を使役するも工賃を支給するに及ばぬと也、

字解　本司は、縫部の司、○不濟は、ナルマジク、又たスマズ或はナラズ也、

第十條　　瓦器破損條

凡瓦器經用損壞者、一年之內、十分聽除二分。以外徵塡。

陶瓦器の類は、二割の破損までは免せども、其他餘計の破損は、破壞したる者、又は其係りにて辨償させよと云ふ也、

字解　○瓦は、坏、甕、瓮の類也、○徵塡は、取り宛て也、

第十一條　　京內橋梁條

凡京內大橋、及宮城門前橋者、並木工寮修營。自餘役京

内人夫。

京都内の大橋、及び宮城門の前の堀に架しある橋は、營木工寮にて修繕せよ、其他は京内の人夫即ち雜徭を使役せよと也、

字解 ○宮城門は、(宮衛令に解す)

第十二條　津橋道路條

凡津橋道路、毎年起九月半、當界修理、十月使訖。其要路陷壞停水、交廢行旅者、不拘時月、量差人夫修理。非當司能辨者申請。

港灣津渡、道路橋梁は、毎年十月の中旬より修繕工事を始めて、十一月中に竣成せよ、要路破損凹陷等を生じて、水溜りを生じ其爲め交通杜絶する如きあらば、時日に關せず人夫を督勵して復舊工事をせよ、又た管轄役所に於て處辨し能わざる程ならば、中央の上司に申請せよと也、

字解 ○交は、立野及び塙の板本にニハカと訓せり、○當司は、其處の役所、即ち當國の司、

第十三條　官船所在條

凡有官船之處、皆逐便安置。並加覆蓋。量遣兵士看守。隨壞修理。不堪料理者、附帳申上。其主船司船者、令船戸分番看守。

官有船舶のある所、則ち攝津及び太宰の主船司の外は、便宜の場所に屋根をして置け、各番兵をして警護せしめよ、破損次第修繕せよ、若し腐朽して用に堪ざらば帳簿に附けて上申せよと也、而して主船司の船は、船戸をして交代に看守せしめ、太宰府の主船も亦同斷とせよ、

字解 逐は、隨也、○覆蓋は、屋根也、○料理は、修繕を云ふ、

第十四條　官私船舶條

凡官私船、毎年具顯色目勝受斛斗破除見在任不、附朝集使申省。

凡て官私の船は、毎年其種別及び用に堪るや否、又た積載數量、増加減少等船籍に係る一切の事を錄して朝集使に附けて民部省に申せと也、

字解 ○色は、杉、樟等の材船を云ふ、○目は、舶とか艇とかを云ふ、○勝は、堪也、○受は、

載也、即ち船腹に容れ受る多少也、○破除は、減失也、○任不は、用と不用と云ふ如し、

第十五條　官船使用條

凡官船行用、若有壞損者、隨事修理、若不堪修理、須造替者、預料人功調度、申太政官

官船を使用するに、若し破損しあらば、隨事修繕せよ、修繕の價値なきと認定したる船は造り替る事にせよ、併し造り替する時には、前以て其新造に要する經費則ち人功、調度を豫算して太政官へ申達せよと也、

第十六條　大河條

凡近大水、有隄防之處、國郡司以時撿行、若須修理、每秋收訖、量功多少、自近及遠、差人夫修理、若暴水汎溢、毀壞隄防、交爲人患者、先則修營、不拘時限、應役五百人以上者、且役且申、若要急者、軍團兵士、亦得通役、所役不得過五日、

大川湖海に近接し、堤防設備のある場所は、地方官郡吏等は、平時時々巡視せよ、若修繕を要する場所あらば、秋獲後直ちに工事に着手せよ、但し人功の多少を豫算して近き所より遠き所に及ぼし、若し洪水汎濫して堤防決壞せば、時限に拘らず、人家に害の有る所より先きに修繕せよ、併し五百人以上を要する工事は、且つ役し且つ上申し、若至急を要せは、軍團の上番兵士をも適にて使役してもよろしい、然れ共一人五日間より過使はならぬと也、

第十七條　堤防條

凡堤內外幷堤上、多植楡柳雜樹、充堤堰用、

字解　楡、はニレにして秋楡なり、職員令四十條、職役令一條の楡に用ふるニレとは異る也、○堰は、貯水用也、

五九二

大寶令新解　第七巻

第二十一篇　公式令　凡捌拾玖條

本篇は、公文の式法也、

字解 ○公式、講令備考に荷田在満按に、公式篇隋始めてあり、唐之に因り、律に篇目なし、明に至りて、公式律あり、明律釋に王肯堂云く、公共體式と爲すべき者是也、公文式樣は解に以す、

徂徠の明律國字解に云く、公式とは、公けの式法と云ふ意なれ共、古來の用ひ方皆公文の式法を云ふ、夫故に此篇には文書印信の事を載たり、蓋し大體を擧ぐる耳也、

第一條　詔書式條

詔書式

本條は、詔書認め樣の式法也、内外大中小事の五種を左に列す、

字解、○詔書も勅旨も同く綸言也、但し臨時の大事を詔と爲し、尋常の小事を勅と爲也、唐六典巻の一に云く、上の下に逮す其制六あり、曰く、制、勅、冊、令、教、符、則ち天子に制、

勅、册と云ひ、皇太子に令と云ひ、親王に教と曰ひ、尙書省（太政官）より州に下し州は縣に下し縣は郡に下す之を符と云ふ、又た下より上に達する所六あり、曰く、表、狀、牋、啓、辭、牒之れなり、天子に上表、皇太子に啓と云へ共、上表の他は今は混同せり、此他、關、刺、移、解等あり、下條所載に至て解す、

第二條　第一詔旨式條

明神御宇日本天皇詔旨、云々咸聞

該式は、大事を以て、外國使臣に宣ふ辭也、日本紀廿五卷、孝德天皇大化元年（一三〇五）七月丙子、高麗國又た百濟國の使臣に詔らせ玉ふ例あり、

第三條　第二詔旨式條

明神御宇天皇詔旨、云々咸聞

該式は、中等の事を以て、外國使臣等に宣ふ綸言也、

日本紀廿五卷、孝德天皇、大化二年二月戊申、目安箱、目安鐘とも云ふべき物を新設し玉ふ時の詔書例あり、

第四條　第三詔旨式條

明神御大八洲天皇詔旨、云々咸聞

該式は、朝廷の大事、則ち立后、立太子、及び元日に朝賀を受け玉ふ類の式なり、

第五條　第四詔旨式條

天皇詔旨、云々咸聞

該式は、中事に用らるゝので、則ち、左右大臣以上を任せらるゝの類也

第六條　第五詔旨式條

詔旨、云々咸聞

年月、御畫日

中務卿　位臣姓名　宣

中務大輔　位臣姓名　奉

中務少輔　位臣姓名　行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓
右大臣位臣姓
大納言位臣姓名等言、
詔書如右、請奉
詔、付外施行、謹言、
可、御畫
年月日
右御畫日者、留中務省爲案、別寫一通、印署、送太
政官、大納言覆奏、畫可訖、留爲案、更寫一通、誥
訖施行、中務卿若不在、則於大輔姓名下注宣、少輔
姓名下注奉行、大輔又不在、於少輔姓名下、併注
宣奉行、若少輔不在、餘官見在者、並准此、

本條は、小事に用らるゝの辭にして、則ち五位以上を授け玉ふの類也、而して、年月の字より可御畫の字迄は、書式にして、以上五ヶ條の詔書には皆同樣の事とす、右御畫日はの字より、並准此の字迄は、詔書作成の手續とす、此手續文にては稍了解に苦む廉あるを以て、多少重複の嫌あれ共、主に内禮式と禁秘抄を參取抄録して新解に代へんとす、

詔書を制作し出さるゝには、中務卿が勅命を奉け、卿は部下の内記をして作らしめ、或は内裡より直接内記に命せて作らしむるあり、又た内記不在ならば、大臣勅を奉じて太政官の辨官をして作らしむるありと云ふ、出來上らば大臣、或は上卿がソレを宮に入れて、大納言(參議)若くは内記、内侍をして、御所に進ら令む、天皇御覽ありてヨイと思召さば、年月の下の御畫日とある所に墨黑に日を宸書なされて中務卿に渡させらる、卿は次官へ傳宣する時に自分姓名の下に宣の字一字を自署して大輔に傳宣し、次官も亦卿の傳宣を奉けて姓名の下に、奉の字一字を自署して、少輔へ下す、少輔は太輔より來れるを太政官へ送る役儀故に、姓名の下に行ふとかヤルとか訓む字一字を署さして太政官へ送らしむ、故に宣奉行と曰ふ也、但し宸筆文字のある書は中務省に留めて少輔自ら一通を寫して太政官へ其謄しを送る也、

中務省より右詔書の寫が太政官に到らば、太政官の外記に於て能く勘査の上、太政大臣以下、年月日までを認め、此間に於て、念の爲に大納言より伺ふを覆奏と云ふ、而して外記の奥付し

たるを天子の御覽に入るれば、天皇に於て、最終の年月日の向ッて左の肩の上一寸餘の所に可の字一字を宸筆ありて、太政官へ下げらる、官之を留めて案となし、更に一通を寫して施行する也、

但し中務卿不在の時は、大輔の姓名の下に宣と書し、少輔の下に、奉行と署す、大輔も亦不在ならば、少輔の下に宣奉行と署する也、尙又少輔も不在ならば、大、又は少丞に於て宣奉行と注せと也、

大納言は四名ならば、最末の名の下に、等言の文字を書すべき事無論なり、

第七條　　勅旨式條

勅旨式

新儀式第十項によれば、大臣命を受け、內記をして起草し奏せしむ、淸書して所司に下す事一に詔書に同じ、但し御畫日の事なし、又た後日中務省內侍に附して覆奏す、御畫可なし直ちに下す、

第八條　　勅旨條

勅旨云々、

年月日

中務卿位姓名

大　輔位姓名

少　輔位姓名

奉勅旨如右、符到奉行、

年月日史位姓名

大辨位姓名

中辨位姓名

少辨位姓名

右受勅人、宣送中務省、中務覆奏訖、依式取署、留爲案、更寫一通、送太政官、少辨以上、依式連署、留爲案、更寫一通施行、其勅處分五衛、及兵庫事、

者、本司覆奏、皇太子監國、亦准此式、以令代勅。

本條は、其施行の法、一に第六條の詔書式に同じ、禁秘抄によれば、上卿之を奏し、主上事により日を宸筆ある由、例之は後世の事なれ共南北朝の時に、皇子二人を源氏と爲す勅書には御畫日なけ共、平安朝時代の承平元年、貞信公の上表に勅答有りし時に御畫日あり、又た、天暦十年九月の論奏の勅答にも亦御畫日あり、

奉勅旨と云ふより、少辨位姓名と云までは、皆辨官史の注す所なり、

右勅を受玉はる人、中務省に宣傳し送れ、省は念の爲めに伺ひ奏し、更に一通を寫して太政官に送れば、官の少辨以上連署して留めて案となし、更に一通を寫して施行せよと也、而して其勅に五衞府及び兵器庫の事を處分しあらば、五衞府又は兵庫の役所も亦中務省と同じく念の爲めに奏聞せよと云ふ也、併し中務と衞府と倶に同一時に勅を奉せしならば、一方の役所は覆奏するに及ばぬと也、皇太子が天皇の御留主をなさる時には、此式に准じて皇太子令を以て勅に代へよと也、

字解、〇監國は、天子巡行等ある時に、皇太子御留守せらるゝを云ふ、第十四條に同文あり同斷なり、

第九條　論奏式條

論奏式

禁秘抄論奏の條に、太政官論奏を修む、公卿連署し大臣名字を加へ、上卿御所に就て主上に奏す、可の字を書き給ふ、其様詔書の覆奏に同じ、

應和三年七月、公卿薪錢の并行する事を停めて、新錢を用ふる事を請ふ論奏、及び康保二年三月、同く聞の字を書て返し給ふ、又た延喜四年正月廿六日、立太子の論奏に、可の字を書玉へけり、凡て可の字聞の字兩說か、多くは聞の字也、尋て勘ふべし、

上奏の式は、此末種々あり照考すべし、

第十條　論奏式條

太政官謹奏、其事

太政大臣位臣姓名

左大臣位臣姓名

右大臣位臣姓名

大納言位臣姓名等言、云々　謹以申聞謹奏、

年月日

聞御畫

大納言位姓

右大祭祀、支度國用、增減官員、斷流罪以上及除名、廢置國郡、差發兵馬一百匹以上、用藏物五百端以上、錢二百貫以上、倉粮五百石以上、奴婢二十人以上、馬五十匹以上、牛五十頭以上、若勅授外應授五位以上、及律令外議應奏者、並爲論奏、畫聞訖、留爲案。御畫後、注奏官位姓。

本條は、主に正税則ち國費に關係する事柄に就て上奏するので、主上御覽になれば、年月日の左肩に聞の字一字を書きて返し玉ふ、其事柄と云ふは、前記本文の如く、臨時の大祭とか、年の豐儉に准して、年貢の入り不足等を來すを以て、用度を加減するとか、官員を增減するとか、又た流罪以上及び除名等の犯罪を裁斷するとか、國郡の新置廢合とか、或は、兵馬百疋以上を差立るとか、藏の物品則ち百端以上、又た錢二百貫以上、或は倉粮五百石以上、或は奴婢廿人以上、或は、馬五十疋以上、或は、牛五十頭以上、を使用する際とか、又た勅任官の他に五位以上に叙するとか、又た律令の外に凶年飢歳等の如き時に賑給復給等に係る議事の上奏とか、の如き等は、皆悉く此論奏式に依りて作爲し、天皇の御覽に入るれば、天皇ヨイ（可）と思召さば、聞の一字書きて返し玉ふ、ソレを留めて案となし、御畫聞の後（左）に奏官の位階姓を注す也、

字解、其事は、正税を用ふる事と云へるの類也、〇聞は、上條の可の字の如く、年號より一寸位上げて、御裁準になると云ふ。

第十一條　奏事式條

奏事式

諸役所の官員等が、上役所に向つて申し立る事柄が、奏聞に達せねばならぬ事であると、ソレを太政官より上奏する時の式なり、

第十二條　奏事式條

太政官謹奏
其司位姓名等解狀、云々謹以申聞謹奏、
年月日
太政大臣位臣姓
左大臣位臣姓
右大臣位臣姓
大納言位臣姓名
奉
勅依奏、若更有勅語須附者、各隨狀附、云々、
大納言位姓
右論奏外、諸應奏事者、並爲奏事、皆據案成乃奏、奉勅後、注奏官位姓、若少納言奏者、加名。

第十三條　便奏式條

便奏式

本式は、前奏事式の人の代りに役所の差ある而已にして小事に用ふる也、其例次條の如し、

第十四條　便奏式條

太政官奏
其司所申、其事云々謹奏
年月日
奉
勅依奏、若不依奏者、則云、勅處分、云々、
少納言位姓名
右請進鈴印、及賜衣服鹽酒菓食、并給醫藥、如此小事之類、並爲便奏、其口奏者並准此例。奉勅後、注奏官位姓名、其皇太子監國、亦准此式、以奉勅代啓令。

第十五條　令旨式條

皇太子令旨式三后亦准此式

本條は、皇太子の命せを認むる式法の令條にして、三后即ち三宮とも申す、皇后、皇太后、太皇太后も亦此式に准據せよと也、

多々羅問答に、親王、並に各宮のをば、令旨と申し候歟、勿論に候、とあり、

式例次條にあり、

第十六條　令旨式條

令旨云々。

年　月　日

奉令旨如右、令到奉行。

大夫位姓名

亮位姓名

右受令人、宣送春宮坊、春宮坊覆啓訖、留畫日爲案。

更寫一通施行、

本條は、皇太子の命せの書式例にして、令を受玉はれる人、東宮職に宣傳し送れば、職にて之の爲め伺ふ事上記の勅旨式の如し、太子日を御畫きあるを案とし、更に一通を寫して施行せよと也、則ち寫を太政官に送るか、或は被管の諸役所に下す也、

集解に、年月の下に畫日とあるを穩當とすべし、

續日本紀の寶龜元年八月庚戌の條に、皇太子の令旨を以て、道鏡を下野藥師寺の別當に任ぜらる、又た

同書同年九月壬戌の條に、令旨を以て、令條外に設けたる無益の官省官員を停止したるの例あり、

第十七條　啓式條

啓式三后亦准此式

本條は、東宮職より、主上に啓し上る書式にして、三后も亦此式に准ぜよと也、其式次條の如し、

第十八條　春宮坊啓式條

六八

春宮坊啓、
其事云々謹啓、
　　年　月　日
　　大　夫位　　姓　名
　　亮　　位　　姓　名
奉令依啓、若不依啓者、則云、令處分、云々、
　　亮　位　　姓
　右春宮坊啓式、奉令後、注啓官位姓、

第十九條　　　　奏彈式條

奏彈式

本條は、太政大臣を除の他、親王以下、五位以上の人にて、大なる犯罪ありと認めたる人に對し、奏聞の上糺問すべき上奏の書式にして、其書式等は次條の如し、

第二十條　　　　彈奏式條

彈正臺謹奏、其司位姓名罪狀事、
具官位姓名、貫屬
右一人犯狀、云々、
劾上件甲乙事狀、如右、謹以上聞謹奏、
　年　月　日彈　正　尹　位　臣　姓　名
聞御畫
　右親王、及五位以上、太政大臣不在此限、有犯應須糺劾、而未審實者、非據狀勘問、不須推拷、委知事由、事大者奏彈、訖、留臺爲案、非應奏、及六位以下、並糺移所司、推判、

彈正の尹則ち長官不在ならば、判官以上にて奏上するを得、奏上せば、其年月日の左の肩に、

大寶令新解　第七巻　第二十二篇　公式令　六〇九

天皇が聞の一字を宸筆ありて返し玉ふ、此奏上は、太政大臣を省く也、親王及び五位以上の人にて、大なる犯罪ありと認めたる者を糺問する爲の奏上にして、勅聞はすれども、拷問は出來ないと也、御畫聞訖らは、遂に留めて案と爲し、而して奏上までに及ばぬ輕罪か、又は六位以下の人の犯罪ならば、本人被管の役所へ移して糺問拷悄せよと也、

字解、○其司位は、何役、何位と云ふ如し、○具官位は、敘官兼務を書盡すを云ふ、○貫屬は、本籍と云ふ如し、○劾は、胡槪切音紇、說文に法有罪也、玉篇に推劾也、廣韵に罪人を推窮する也、數種の訓あれ共トフと云ふ訓は穩當也、獄令第卅條に其劾に推鞫はとあるを參考すべし、○事大は、例之ば無品親王にては、徒罪以上に當るを事大也とす、○非應奏、は例之ば、無品親王が杖罪以下を犯し、及び五位以上にては、解官に至らざるを云ふ、○糺二彈所一司一は例之ば獄令の第一條に、衞府にて糺し捉へたる罪人は、京に本族籍の無き者は、皆刑部省に送り、即ち京に在籍の者は、京職に送る也、餘の役所へも亦之に準じて送れと也、

第二十一條　　飛驛式條

飛驛式

本條は、早打、及び公用の旅行に要する、驛鈴、驛馬、傳馬、驛子等を給はる證券の書式にして、上下二樣の例は次條にあり、委しくは、新儀式第五の廿五條又た本篇第四十一條より五十一條まで、及び第二篇職員令第二條、太政官の少納言の項、或は、同篇六十九條太宰府、七十條大國の處を參看すべし、

第二十二條　　下式條

下式

勅、其國司官位姓名等。其事云々、勅到奉行。

年　月　日　辰

鈴剋

昔は驛制に重きを置きて、特に鄭重の取扱取締りのありし事は、本篇四十一條以下各條を參照すれば首肯が出來る、

本條は、緩又急なる御用のある地方官等に勅すらく、其事云々にて、勅使到らば施行せよとて、其證券とか鑑札とか共云ふべき此書を早打に下付あり、年月日時及び驛鈴の數、驛馬人足の徵發等の數を注し込みあるもの也、但し一面より想考すれば、雁勅使等の豫防の爲もあらう、

字解○國司は、地方官と云ふ如し、一人に非る也、○辰は、時刻也、○鈴剋、鈴は驛鈴にて、

剗は大日本帝國驛遞志考證第四十節の注に依れば、馬の數を記したる驛札の如きものと云ふのが穩當なるべし、驛鈴は右考證に好古小識に、隱岐國若玉命神社所傳の八稜古驛鈴一口、又た常陸名所圖繪に、常陸國鹿島正等寺所藏驛鈴、援る處長さ一尺一寸許り、又た武藏國葛飾郡茶畑神社所藏の驛鈴、援る處が長さ八寸許り、驛傳函、長さ一尺四寸一分、深さ四寸五分、横五寸板の厚さ二分とあり、而して急用は驛馬に乘り、緩用は傳馬に乘ると云へり、
續日本紀卷第卅二、光仁天皇の寶龜五年十一月乙巳に、陸奧の國言す、大宰、陸奧は同く不虞を警めて、飛驛の奏、當に時刻を記す、而して太宰には既に漏刻有り、此國獨り其器なければ使をして之を置か進ん、

第二十三條　上式條

上式
其國司謹奏
其事云々、謹以申聞謹奏
年　月　日　守　位　姓　名　上

鈴剋
右飛驛上下式、若長官不在者、次官以下、依式署、
其非國司、別從軍所上者、副將軍以上並署。

本條は、地方官、又は將軍、或は太宰府より早打を以て奏上に及ぶ書式なり、
右飛驛の上下兩式は、若し長官不在ならば、次官以下にて署名すべし、地方官に非ずして、軍所よりならば、副將軍以上連署せよ、太宰府も亦此に准じて、少貳以上連署せよ、本文中、年月日の下に時を記せざるは略せる也、又た姓名の下に上の字を缺ぐ事は、何れも同斷なりと知れ、

第二十四條　解式條

解式
式部省解申、其事
其事云々、謹解
年　月　日　大録　位　姓　名
卿　位　姓　名　大丞　位　姓　名

大輔　位　姓　名　少丞　位　姓　名
少輔　位　姓　名　少録　位　姓　名

右八省以下、内外諸司、上太政官、及所管、並爲解。

其非向太政官者、以以代謹。

本條は、本文の如く、八省以下内外則ち中央地方の被管諸官衙が、所管の諸官衙に上る書式にして、太政官に上つる他は、謹解の謹の字の代りに以の字を使用せよと也、

例之ば、仁明天皇の承和元年十二月十八日、太政官の達に、應撰定令律問答私記事と題して、右得彼省（式部省）解偁、大學寮解偁、明法博士外從五位下額田國造今足解偁、云云とある如く、今足が大學寮へ建議し、大學寮は被管の式部省へ上申し、式部は太政官へ上申した處が、採用ありて、遂に符（太政官の達）となりて出でしが如し、

第二十五條　移式條

移式

刑部移式部省。

其事云々、故移。

年月日　録　位　姓　名

卿　位　姓

右八省相移式。内外諸司、非相管隷者、皆爲移。若因事管隷者、以以代故。其長官署准卿。長官無、則次官判官署。國司亦准此。其僧綱與諸司相報答、亦准此式。以移代牒。署名准省。三綱亦同。

本條移式は、令抄に同寮の禮也とあり、故に被管所管則ち管隷に非ざる同等的の役所同士の贈答書式にして、此に准するもの本文の如く、刑部省より式部省に移牒するを示して、年號の書下だしに録位階姓名を注し、年號の左肩に長官の官職位階姓を注す也、若し事柄に依り管隷する者、假如ば文官の式部に於ける、武官の兵部に於ける類の場合は、故移の故の字の代りに以の字を用ふる也、而して五位以上の諸役所の長官は、其署名、卿の如く年號の左肩たり、或は略名すべきも、判官、主典にて五位を帯するものは、略名は出來るが、左の肩には署せられ

ぬ、年號と年等たり、又た六位の長官は年號より左肩に署するを免せ共、略名は出來ぬ、長官闕員又は不在なる時は、次官、判官(三等)にて署せよ、地方官も亦此に准せよ、其僧綱(僧尼令參照)の諸役所と書面の遣り取も亦此式に准じて移を以て牒式に代へよ、但し署名は省に准じて、律師一人、綱の所に署し、佐官は月日の下に署する也、三綱も亦同斷とす、

符式　第三十六條

符式

太政官符其國司

其事云々。符到奉行

大辨位姓名　史位姓名

年月日使人位姓名

鈴剋。傳符亦准此。

右太政官下國符式。省臺准此。若下在京諸司者、不注使人以下。凡應爲解向上者、其上官向下皆爲符。署名准辨官。其出符、皆須案成。并案送太政官檢勾。若事當計會者、仍錄會目、與符俱送太政官。

本條符式は、上の役所より下の役所へ下す達し若くは布達等の書式なり、則ち前條解式に對し、太政官より國衙に符するを示せり、准據等は本文の如し、

八省及び彈正臺も所管役所へ下すには此式に准ずる也、但し在京の諸役所に下す如きは、使人以下を注さず、署名は辨官に准ず、

八省及び彈正臺より符を出す時には、太政官に向つて内印の捺印を請ふ、官則ち其案を檢きて出符を檢査し差閊なきと認定せば、内印を押捺して請求したる役所へ送還する也、若し其事柄が多枝多件に旦りて總計すべく者ならば、總目錄を作りて符と倶に太政官に送れと也、

字解○鈴剋、前にあり、○傳符、は傳馬徴發の證券なり本篇四十二條に委し、○計會、は其式三十二條より卅五條までにあり、假令ば、刑部省が贓贖の金品を徴收する爲に、諸國に出符する符外に別に總目錄の一卷を造り出して之レにも内印を請求するの類にして、此目錄は太政官に留め置くなり、之を會目と謂ふ、○勾、は音鉤、本句に作る、玉篇に止也、言語の章句也、又詞絶也、種々の訓あれ共、コヽではサガシ(捜)の意義の如し、○贓贖、は職員令三十一條、獄令第一條以下處々に出せり、

牒式

牒、云々。謹牒。

年月日其官位姓名牒

右内外官人主典以上、緣事申牒諸司式。三位以上去名。若有人物名數者、件人物於前。

本條は、本文の如く、在京地方を論せす、主典(四等)以上、若くは内舍人、才伎の長上或は僧尼等が、諸役所に申牒する時の書式也、但し三位以上は名を記すに及ばぬ、(官位姓だけ記す)、若し多人數多物件ある時は、牒す云々の前に人名を連記し、後に(左)物件を連記せよと也、

字解○牒は、說文に禮也、書板也、簡を牒と云ふ、通牒、移牒、申牒の語は今尙官衙の間に頻用せり、僧尼令第十四條參照すべし○件は、ツラヌと訓せり、乾の上聲、說文に分つ也、

第二十八條　辭式條

辭式

年月日位姓名辭、此謂雜任初位以上、若庶人稱本屬。

其事云々、謹辭。

右内外雜任以下、申牒諸司式。若有人物名數者、件人物於云々前。

本條は、雜任及び一般人民より諸役所に申牒する書式にして、前條に似たり、

第二十九條　勅授位記式條

勅授位記式

中務省

本位姓名、年若干。今授其位。

年月日

中務卿位姓名

太政大臣位姓　大納言加名。

式部卿位姓名
右勅授五位以上位記式。若見在長官一人署。若長官無、則大納言、及少輔以上、依式署。兵部亦同。以下准此。

本條は、勅任官の位記の書式にして、本文の如く、現在の長官則ち太政大臣、中務、式部の二卿、の署名たり、若長官なくば、大納言及び二省の少輔以上にて署名せよと也、但し兵部省も亦同断、以下凡べて此れに准せよと也、選叙令第二條参照すべし、

字解 ○授は、タマフ(賜)と訓せり、

第三十條　奏授位記式條

奏授位記式
太政官謹奏。
本位姓名、年若干。其國其郡人、今授其位。
年月日
太政大臣位姓、大納言加名。
式部卿位姓名
右奏授六位以下位記式。

本條は、奏任官の位記の書式則ち六位以下の位記式也、選叙令第二條等参照すべし、

第三十一條　判授位記式條

判授位記式
太政官
本位姓名、年若干。其國其郡人。今授其位
年月日
大納言位姓
式部卿位姓　少輔以上加名。
右判授外八位、及内外初位位記式。

本條は、判任官に賜はる位記の式にして、選敍令第二條の令條文の如く外八位、及び内外の初位の位記の書式にして、大納言等は名を去りし也、

計會式

第三十二條　計會式條

本條は、計へ會す則ち事務を惣計する帳簿の書式と看做して可ならん、次條は、太政官の惣計帳式、其次は地方廳の惣計帳式にして、太政官の惣計帳に應じ合すべきもの、次の卅五條は、諸役所が太政官の惣計帳に應じ合すべき式也、

字解 計會、鄭玄が周禮の註に、會は大計也、又曰く、月の計を要と云ふ、歳の計を會と云ふ、故に余は計へ會すと訓せしなり、次に帳簿と解せしも今の如く綴ぢたる冊子に非ず、數紙を縫接して一枚則ち一軸の長卷としたるもの也、

第三十三條　官及諸國諸司式條

太政官會諸國及諸司式

太政官

下其國、省臺亦准此。

合諸物若干。條別顯注云、爲其事。若有人物名數者、則件人物於前。

合官符若干。准前顯注。

右凡是追徵科造、送納人物。物謂官物。人謂流徙移配、及捕獲逃亡之類。除附蠲免、及解黜官位、追徵位記、皆色別爲會云、其年月日下國其符、其月日付使人其官位姓名。若得返抄者云得其官位姓名其月日返抄。若非官處分、而國司應送人物向京及他國者、送處領處亦准此爲會。

本令條の第一行は、本條より第卅五條までの標題にして、第二行太政官とあるより以下は、太政官より諸國及び八省等に下せし詔勅の寫し若干を條別に録し、若し多數の人名とか、多數物品名のある時は、詔勅寫の前に連記すべし、又た太政官の達し布達等、若干と記する所も亦た

條別的に議せしも也、

右は追喚、徵收、科備、造作、流罪人、徒罪者の移し置く事、或は逃亡者の捕獲、或は官より貸附米の免除、或は官吏の解官、位記返上等、種別に總計を作成し、或は地方廳に下せし官符の年月日附、或は某官位の某に持せて遣したとか、其返書が某官位の某より送り來たとか、又た太政官の處分でなくて、地方官の處分にて、流罪人や官物を京都或は何處の國へ送りたとか、送り屆けた所の役所にて受取たとか云ふ遣梅に一々此に准じて、總計帳を爲れと也、三十五條の手續き書を參看すべし、

字解○詔勅は、素より原本に非ず、寫也、○顯注は、現し錄す也、○送納人物は、人と物品の二にして、人とは流刑人の移し配置を云ふ、物とは常陸の穀類を陸奧に運送するの類也、○追徵科造、追は追喚、科は科備、徵は徵收、造は造作也、○流徒移配は、流罪徒刑人又は僧尼を彼是の地方に移し配り置くを云ふ、委くは獄令第十二條より廿三條及び五十六條或は僧尼令第十三條を參看すべし、○除附蠲免は、無利子にして官より貸附たる米及び課役等を免除する也、職員令第廿一條民部卿の項、賦役令第十一條參看すべし、○返抄は、返書の如し、

諸國應官會式

其國

合詔勅若干。准前注。

合官符若干。准前注。

右被官其年月日符下、追徵科造等事、其符、其月日到國、依符送其處訖、獲其位姓名其月日返抄、受納之司、亦依見領數爲會、若兩國自相付領者、亦准此爲會、送官對勘。

本條は、地方廳より太政官へ上る一年間の事務の總計帳の書式なり、前條を參看すれば了解せん、

字解○受納之司、司は地方廳也、○見は、現の如し、○兩國云々は、各地方廳相互の領收、○對勘は對照勘査、

諸司應官會式

其省臺及餘司皆准此。

令詔勅若干。非有人物者則不會。

令官符若干。准前注。

右被官其年月日符令納。其月日得其國解送。依數納訖。

以前應會之事、以七月三十日以前爲斷。十一月上旬勘了。被管諸司、皆於所管勘校。自餘諸司、各本司勘簿。並無漏、然後長官押署、封送太政官。國司亦准此。附朝集使送太政官。分遣少辨及史等、惣集諸司主典及朝集使對勘。若有詐偽隱漏不同者、隨狀推逐。其脫漏應附考者、以五分論。每漏一分、降考一等。所管通計被管爲考。辨官條錄、送式部附唱。其應會之外、公文須

相報答者、在京諸司、過一月不報。諸國、計程外、過一季不報、每年朝集使來日、並錄送省。對唱附考。

本令條は、八省、彈正臺等の諸役所が、太政官へ差出す總計帳の書式にして、大抵前條に同じ、只地方廳即ち前條に異なる點は、各地方廳等より、毎月解送あるを纏めて上つる也、假如ば、民部省(今云内務省の如し)が、太政官の達しを得、ソレを諸國に命令して、白米を造宮司に納めさせ、地方官之を納め終らば、民部省此式に依て總計帳を爲るの類也、

手續書の以前應會之事とある以下は、計會式全體に亘る手續き書なれば、前條及び前々條に必要の文とすべし、

前年分の總計は毎年七月卅日限とせよ、勘查終らば十二月上旬までとせよ、而して被管の諸寮諸司の總計は、所管の本省に纏めて、總計せよ、自餘の諸役所は其役所にて查作して脫漏なきに至らば、所管の長官は、計帳の奧に印署し封じて太政官に送れと也、地方廳も亦此に准じ、歲末年始を兼たる朝集使に附托して太政官に送れ、サスレば太政官にては、少辨及び史官を分遣して、諸役所の主典、及び朝集使を集めて對照審查させよ、對照の上、會帳に詐偽、隱匿、脫漏、不同等あらば、狀に隨て質問せよ、其脫漏して考に關すべき者は、五分を以て論斷せよ、

一分を脱漏する毎に考一等を降せよ、所管の役所は被管を通計して考を爲せよ、辨官は逐一に錄して式部省に送り示せ、又た總計すべき外に、公文にて相報答すべき者は、在京諸役所は一月に過ぐる迄に報せず、諸國は道程を計ふる外に一季に過ぐるまでに報せず、每年朝集使の上京に併記して本省に送れ、然れば對し示して考に附けよと也、

字解○斷は、限の如し、勘了は、勘查終了、朝集使は、職員令十三條式部卿の項等に解す○考は、考課令に詳也、○五分は、假令ば官符一通に、十件の事を載すべきに、八件しか載せて二件を脱漏せば、考一等を降すの類を云ふ、若し分に滿たざれば、考を降すべからず、唯止めて最を除けと云也、（最は、考課令の最の條參照）○唱は、示すの如し、

過所式條　第三十六條

過所式

其事云々、度其關、往其國。

其官位姓。三位以上稱卿。資人、位姓名。年若干。庶人稱本屬。

從人、其國其郡其里人、姓名、年。奴名年。婢名年。其物若干。

其毛牡牝馬牛若干疋頭。

年　月　日主典位姓名

次官位姓名

右過所式、並令依式具錄二通、申送所司、所司勘問。

則依式署、一通留爲案、一通判給。

本條は、關所を通過する通券の書式也、

何々の用にて、何々の關所を越て、何々の國に往く何官何位姓と記するが、五位以上の人に渡す手形は、國名と官位姓と連騎の行に認むれ共、平出（一字上げ）には認められぬ、又た、三位以上には卿と書くべし、大臣家の家來等に渡す通券は、位階姓名を認むべし、但し位階を帶せざる者には、無位とせよ、一般人民には、本籍を記入し、從者僕婢及び附屬携帶の物品馬牛等の認め方等は、本文の如し、蓋し通券は二通を爲りて所管の役所に申し送れば、係り官檢查の上、印署して一通は役所に留め、一通は本人に下付せよと也、

字解○過所は、關所の通券也、戰時の際に軍團の將校兵士が、卅人以上一時に關所を通過する等の場合には、關契と云ふて、木製の札に捺印をした物を二ッに分割して其一片を過所の代りに下付する也、關市令、第一條より五條まで參看すべし、

因に、萬葉集巻第十五に、勅勘にて越前へ流されたる從六位上中臣朝臣宅守の歌に

過所なしに　關飛越ゆる　郭公

我が身にもかもやまずかよはむ。

とありて、過所をフミ（文）と訓ませある也、　度は、越る也、○平出は、次條に委し、

第三十七條　平出式條

皇祖

皇祖妣

皇考

皇妣

先帝

天子

天皇

皇帝

陛下

至尊

太上天皇

天皇謚

太皇太后　太皇太妃、太皇太夫人同。

皇太后　皇太妃、皇太夫人同。

皇后

右皆平出。

本條は、上書等の如き正しきものを書く時には、天子、皇后、及び天子の父母、祖父母等の内ち一人の尊稱を指摘する時に、平頭より一字だけ上げて書けと云ふ法を令されたる也、

〔字解〕○皇祖、皇祖妣は、天子のヂヂ、ババ樣にして、平出は曾又は高祖父母に及さずと云ふ也、○考妣は、說文、又た禮記の曲禮では、存命中は父母と云ひ、死後は考妣と云ふと生死の別を立つれ共、爾雅の釋親にては、其區別なし、天皇以下の各尊號は、旣に儀制例の初めより

三條までに詳解せしを以て、未解の事而已を爰に解せん。○諡は、御存命中の行迹を累ねて、崩御後の稱號と爲るを云ふ。則ち天地を經緯し玉ふを文と爲し、亂を治め、正に返すを武と爲すの類也。○太皇太后は、天子の祖母の后位に登り玉へたる稱にして、妃位に居玉ふ時は、太皇太妃と稱し、又た夫人の位に居玉へば、太皇夫人と稱す。然れ共、平出する事は同斷にせよと也。○皇太后も、亦其例前の如し。（儀制令第一條參照）

續日本紀、神龜元年二月丙申の勅に、正一位藤原夫人を尊んで大夫人と稱す云云。

第三十八條　闕字式條

大社　陵號　乘輿　車駕　詔書　勅旨　明詔　聖化
天恩　慈旨　中宮　御　謂斥至尊。　闕庭　朝庭　東
宮　皇太子　殿下
右如此之類並闕字。

本令條も亦、前條の如く一社一人を指摘するに非ざれば闕字するに及ばず、例之ば明神、御宇の如きは闕字に及ばず、而して、此闕字すべきの稱、行の上に當らば、闕字にせずして前條の如く平出せよと也。

解　○大社は、延喜式の九、十の兩卷に依れば、一百九十八箇所にして三百四座。○陵號は、世々の天子の御墓の稱。○乘輿は、儀制令に既に解す。○車駕、前に同じ、但し闕字の法は儀制令に言及せり。○詔書、勅旨は、本篇第一條以下七條にあり。○明詔は、詔りを尊稱せし也。○聖化は、天子の御教を敬稱せし也。○天恩は天子の洪徳の顯れし也。○慈旨は天子皇后等の博愛の御意。○中宮は、後世皇后宮の專稱にすれ共、其實は、皇太后、太皇太后の三宮の總稱也。職員令第四條參照、因に續日本紀卷之九、養老七年春正月丙子、同壬午、同卷神龜元年春正月戊辰、同十一月庚申及び天平寶字二年五月乙未の條等に、天皇中宮に御して諸官員に、御酒及び祿を賜ふ云々とある中宮は、皇后等を稱するに非ずして、汎く宮中と云ふ文字を逆に看做して可也。○御は、四海の内を統御するに取る如し。○闕廷、朝廷、共に宮廷の一名也。

第三十九條　不平闕條

凡汎說古事、言及平闕之名、非指說者、皆不平闕。

本令條は、博く古今の事を論說記述するに當り、其言平闕すべき敬稱辭に及ぶも、特に指摘披稱するに非ざれば、平闕するに及ばぬと也。假令ば、上書しても、凡人君は、天を父とし地を母とす、故に天子と曰ふと云ふ如きは、全く一人の主上を指摘し言ひしに非ず、博く人君を云

ふの類者平闕に及ばぬと也、

第四十條

天子神璽、謂踐祚之日壽璽、寶而不用。內印、方三寸。五位以上位記、及下諸國公文則印 外印、方二寸半。六位以下位記、及太政官文案則印。諸司印、方二寸二分。上官公文、及案、移牒則印 諸國印、方二寸 上京公文、及案、調物則印

本條は、天子の御印より、諸國の國印迄の寸法及び使用の憲法也、

本條の冒頭に、凡の字を用ひざるは、唐令にも平闕の上には、此字を用へず、故に此令にも亦凡の字を以て平闕の字の上に加へず、但し喪葬令第一條、第二條に、凡天皇本服二等以上の親の喪の爲めに錫紵を服す云々、又た、凡先皇の陵には、陵戶を置きて守ら令めよ云々とあるは本勅撰者の遺失誤謬にして、別例と爲すべからずと義解に云へり、

字解 ○神璽は、三種神器の一也抔と云說は非也、愚按するに、天子の御印の總稱とす、璽、斯氏、想氏の二切あり、幷に音徙、說文に王者の印也、釋名に璽は徙也、物を封じ轉徙すべくして發すべからざら令むる也、又た信也、古は尊卑共にすれ共、秦漢以來唯至尊のみに稱する事と爲す、蔡邕獨斷に皇帝は六璽とあるを見れば、支那の天子は六顆を使用されたと見ゆ、後漢書輿服志に、璽は皆玉螭、虎紐、文に曰く、皇帝行璽、皇帝之璽、皇帝信璽、天子行璽、天子之璽、天子信璽、の六顆にして、外に大藍田玉璽なる物あり、文に曰く受天之命皇帝壽昌、と刻せり、唐に至りて璽を寶とせり、我朝の天皇の御印は幾顆あるか草莽の徵賤等は固より伺知するを得奉らざれ共、世に璽影の遺存とて、天平勝寶八歲七月八日、及び天平寶字四年七月二十三日の勅書所印は、內印にして、方三寸、文に曰く天皇御璽、と朱色陽字の篆文也、又た外印は、方二寸半にして、文に太政官印とあり、貞觀九年　月官牒、十八年　月　日官符所印は、ヤハリ陽字の篆文也、因に古代の印文には陰字なし、壽璽は、本註の如し、神祇令十三條參照すべし、○內印は、後宮職員令第五條藏司、職員令二條、太政官の少納言の項等を參照する必要あり、內印は、五位以上の位記、及び太政官より下す、詔書勅書、諸國に下す公文、官員の增減、僧尼の得度還俗、驛傳を遣し、驛鈴を下し、新任の國司、兵庫の器仗出納、正稅の使用課役の蠲免、調庸物色を輸し、官物、公地、封戶、雜田を賜ひ、改姓、或は郡驛の廢置、罪科の裁斷、賤民開放して良民とする事等の類には該印を捺せりと云ふ、外印は、本文の如し、○諸司は、八省、一臺、一坊、六職、五府、諸寮、司、署を云ふ、

因に、明治維新の初めに於ては、古式に則られしが、後に至りて、內印外印の稱を廢し、御璽

及び國璽の二顆と爲す、二顆共に方三寸にして、御璽は專ら朝廷の大事に御用ひ、國璽は、外國に對する時に多く用ひらる也、其文には大日本國璽とあると、荻野、小中村の日本制度通に圖書寮の記錄を引用す、

參考としては、賊盜律に、神璽を盜む者は絞と、

續日本紀、和銅四年六月丙申太政官處分、

同養老四年八月丁亥詔、

同年五月癸酉太政官奏、

同書大寶元年、夏六月己酉、新令布告、新印頒付、

同靈龜元年五月、京職印、

同二年五月、信綱及び和泉監印、

同書慶雲元年夏四月、鍛冶司をして諸國印を鑄らしむ、

同和銅七年四月辛巳、多褹が島に印一面を給へり、

同養老三年十二月乙酉、諸省に印を充つ、云々

第四十一條　　公文捺印條

凡行公文、皆印事狀物數、及年月日、并署、縫處、鈴傳符尅數、

本條は、凡て公文を作り行ふ時は、事の件々、物の數、年、月、日、及び紙の接ぎ目、驛鈴の符、傳馬の書付、皆其馬の數だけに捺印せよと也、

第四十二條　　給驛傳馬條

凡給驛傳馬、皆依鈴傳符尅數、事速者、一日十驛以上。事緩者、八驛。還日、事緩者、六驛以下。親王及一位、驛鈴十尅、傳符三十尅、三位以上、驛鈴八尅、傳符二十尅、四位、驛鈴六尅、傳符十二尅、五位、驛鈴五尅、傳符十尅、八位以上、驛鈴三尅、傳符四尅、初位以下、驛鈴二尅、傳符三尅、皆數外、別給驛子一人、其六位以下、隨事增減。不必限數。其驛鈴傳符、還到二日之內送納、

本條は、親王より初位以下に至るの人、公用を以て旅行する時に驛馬傳馬を給はる法令也、

凡て驛馬傳馬を給はる事は、其驛馬の鑑札、傳馬の鑑札に記し現はしたる數に依れ、急用ならば、一日に十驛以上、不急用ならば八驛、又た歸途は、事緩ならば六驛以下四驛以上の速力とせよ、而して其人馬の數等は、親王及び一位の人には、驛馬十匹、傳馬卅匹、三位以上に八匹と廿匹、以下本文の如し、但し東道として、身分の高下を論せず、騎馬せし驛夫一人を附けよ、又た馬の口取り等は無論附隨する事とせよ、又た六位以下八位以上は、事に隨て增減せよ、必しも數を限らぬと也、次に御用相濟み歸宅せば、二日の間に驛鈴及傳馬の鑑札は還納せよ、若し遲滯返納せざれば、一日笞五十、每二日一等を加へ、其十日に至る者は徒一年、傳符は三等を減ず、と律の殘缺篇にあり、

字解 ○剋數、の事等上記の兼驛式に出せり、○驛は厩牧令十四條に、每卅里に一驛と制せり、今の五里也、同十六條に驛馬は、大路に一驛廿匹、中路十匹、小路五匹の設備たり、委くは同篇參照すべし、○驛鈴十剋、傳符卅剋とあれば、如何にも鈴の數が十箇で、傳馬札が三十枚のやうに見ゆれ共然らず、皆各其鑑札面に記入の馬の數を云ふ也、○驛子は、驛長人也、

第四十三條　諸國給鈴條

凡諸國給鈴者、太宰府、二十口、三關、及陸奧國、各四口。大上國、三口、中下國、二口。其三關國、各給關契二枚。並長官執、無、次官執。

本條は、各地方廳にて公用の爲め旅行する官員に、必用の驛鈴等を給渡さるゝ令條にして、何れも其府其國の長官に於て、鈴契を管守せよと也、

字解 ○廿口は、前條の廿剋と異にして、鈴の數廿箇也、○三關は、職員令七十條、大國の守の項の本註、軍防令五十四條にあり、則ち伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の荒乳、一說に江州逢坂の關と云へども此時にはなし、○關契は、關所通劵の木製の物にて二つに割り、其一は關所に備へ、一は必用時に文武の官吏兵士に下渡する也、其構造は次の四十五條の隨身符の如く別式ありと義解に云へ共、今其製を詳にせず、只一種の符節と想察するの他なし、職員令七十條、後宮職員令五條藏司、尙藏の項の本註、軍防令十七條等參照、○長官は、太宰帥、及び諸國の國守を云ふ、長官不在及び缺員ならば、次官にて管掌せよと也、

日本紀大化二年春正月甲子朔の詔、

續日本紀慶雲二年夏四月辛未に、太宰府に飛驛鈴八箇、傳符十枚、長門國に鈴二口を給ふ、

同書神龜三年八月乙亥、太政官の處分に、新任の國司、赴任の日、伊賀、伊勢、近江、丹波、

播磨、紀伊等の六ヶ國には、食、馬を給せず、志摩、尾張、若狹、美濃、三河、越前、丹後、但馬、美作、備前、備中、淡路等十二ヶ國には并に食を給す、其餘の諸國には皆傳符を給す、但し、太宰府并に部下の諸國の五位以上の者には、傳符を給すべし、其餘家來共の馬や給は諸國の例に依りて供給すと云へり、

同書養老四年三月乙亥に、按察使の上京巡回等に乘傳給食あり、

同年五月乙亥に、豆、駿、伯の三國に、三剋鈴各一を給ふ、

第四十四條　　京內巡幸條

凡車駕巡幸京師、留守官、給鈴契。多少臨時量給。

本條は、天皇が市內巡幸等ある時に、皇太子がお留守を遊ばさる、此お留守中に、火急の出來事にてもあるかとて、驛鈴、闘契を給はる也、鈴契の數は臨時の見込にて給へよと也、

字解　留守官は、皇太子を云ふ、但し皇太子不在ならば、餘の官をして留守官とせよと也、

本篇第十四條、便奏式の手續き文中監國とあるを參照すべし、

第四十五條　　給隨身符條

凡親王、及大納言以上、并中務少輔、五衛佐以上、並給隨身符、左一右一。右符隨身。左符進內。其隨身者、仍以袋盛。若在家非時別勅追喚者、勘符同、然後承用。其左符、勘訖封印付使。若使至無符、及勘有參差、不得承用。其本司相追喚、不在此例。

本條は、親王、及び大納言以上、并に中務省の少輔、五衛府の佐官以上の人に、非常時用の合札を給ふ法令也、

右の人達に、合札二枚宛を給へ、內一枚は袋に入れて肌に附け、一枚は御所又には各所屬官衙に納むる如し、是は非常時則ち出勤時間外、夜中杯、別勅等にてお召になる時に勅使に持參さして、其招喚の虛誑ならざるを證せしむる爲にして、勅使が札を持參すれば、能く調査して正札ならば承引する也、其持參せし札は自身の札と對查して相違なければ、封じて使に付し返へせよ、若し使の者が、札を持參せざるか、又には對査して不審の廉あらば承引するな、併し所屬役所よりの召喚は此例ではないと也、

字解　隨身符は、如何なる構造なるか今詳ならず、恐楼の合鑑札とか、卑近の譬にすれば合札と想像するの他なし、

但し參考としては、

桃華蘂葉の太刀契の條に、（上略）契は、親王、大臣及ひ諸衛の契符也、とあれ共是亦其製詳かならず、

令抄に、唐の公式令を引用して、隨身魚符の名を載すと雖も要領を得ず、衣服令第五條にある諸臣朝服中の魚袋に混同せるの感あり、講令備考も亦混同の記載をなせり、關白兼良も、建武四年玉英に、天德記に見ゆと云へ共確かならず、

五雜俎卷十二に、隨身魚符は、今の京官の牙牌ならんかと、京官は宰　輔　より小官に至るまで俱に之れあり、

左二、右一は、詳ならず、思按するに、一枚の符に左右を該し、三分せしものか、

進內は、內裡に納めと云ふ事か、

盛は、入る、容るの如し、○追は、メス（召）と義解に塙保己一の假名ある也、○參差、は不揃、則ち不齊也、○承用は、承知、承引の如し、

第四十六條　國內變事條

凡國有急速大事、遣使、馳驛、向諸處相報告者、每年朝集使、且錄使人位姓名、并注發時日月、給馬疋數、告事由狀、送太政官。承告之處亦准此。太政官勘當、有不應發驛者、隨事推科。

本條は、國々に於て、大事件有て、隣國等に早打を仕立て報告したならば、每年其使したる人の位階姓名、發足の月日、驛馬傳馬を給與せし馬數、及び事由を詳記し、歲末年頭使の上京に附して太政官に上申せよ、報を承けたる比隣の國々も亦同く官に上申せよ、然れば太政官に於て、其報告則ち上申書を調査し、早打を仕立なくともヨイ事に早打を仕立たならば、其事に隨て處分せよと也、

字解　推科は、處分の如し、

第四十七條　國司使人條

凡國司使人、送解至京、十條以上、限一日申了。二十條以上、二日了。四十條以上、三日了。一百條以上、四日了。

地方官が、願、伺書等を携帶して、上京する時は、其事柄十件以上は一日に申し終れよ、併し

上司に於て勘査訊問等ある場合は此限に非ず、廿件以上は二日に、以上本文の如し、

【字解】（）解は、上述廿四條にあり、

第四十八條　在京諸司條

凡在京諸司、有事須乘驛馬者、皆本司申太政官、奏給。

本條は、在京諸役所の官吏が、驛馬に乘らねばならぬと云ふ御用、例之ば、神祇官の幣帛、宮内省の御贄に依る如きの類を取扱ふ時は、其役所より太政官に上申せよ、然れば太政官よりかく上して驛馬徵發の切符等を給與せよと也、

第四十九條　驛使途中發病條

凡驛使在路遇患、不堪乘馬者、所有文書、令同行人送前所、若無同行人、令驛長送前所、國司差使遞送。

本條は、征伐に行く軍人、及び勅使に非る使者にして、途中に於て父母の訃音に接し又は自身大病に罹り、乘馬に堪へざる者は、携帶の御用文書をば、隨行の人に托して、目的地に送達せしめよ、若し隨行者なくば、發病地の驛長か、又は其地方廳に於て驛送りにさせよと也、

【字解】前所は、行先の落着所、遞送は驛送り、

第五十條　國有瑞祥條

凡國有大瑞、及運機、災異、疫疾、境外消息者、各遣使馳驛申上。

凡て何れの國にても、大瑞とて鱗鳳、神龜、慶雲等が顯れたとか、運機とて祥災を發するの前兆とか、或は災異とて天火、水旱、蝗螟、又た流行病の類とか、或は管轄外の飢饉抔にて救濟等を請求し來たとか云ふ類の非常なる變動のある場合には、何れも早打を仕立て、上申せよと也、

【字解】（）大瑞は、儀制令第八條に既に述べり、

第五十一條　朝集使條

凡朝集使、東海道坂東、東山道山東、北陸道神濟以北、山陰道出雲以北、山陽道安藝以西、南海道土佐等國、及西海道、及皆乘驛馬、自餘各乘當國馬。

本條は、毎年各地方廳より、歲末、年始を兼ねて上京する、朝集使なるものに、國の距離に依

りて、驛馬徵發の許否を示したる令條也、其國々は本文の如し、

字解 ○朝集使は、職員令一條太政官の左大辨の項にあり、○坂東は、今云ふ箱根山の東、○山東は信州と上州の界にある碓氷嶺の東、○神濟は、義解に依れば、今の越中、越後の堺にある堺川の如くに見ゆれ共、愚按するに今の堺驛と糸魚川驛間を指せるか、ソレ共雄神河か、又はシナノ川かもしれぬ尙後査を要す、因に續紀、文武帝の大寶二年三月甲申、越中國四郡を分ちて越後の國に屬すとあり、頸城、古志、三島、魚沼、の四郡の如し、 乘官國馬は、賃錢を出して民間の馬に乘れ、必ず驛馬を徵發する事は出來ぬと也、

延喜の雜式に、國司は、驛馬傳馬に乘られぬ、但し正稅大帳使、朝集使は、驛馬に乘るを許す、國司新任の時は傳馬を許すとある也、

政事要略五十七卷に、貞觀雜格に、則ち承和十二年正月廿五日の格に、大納言正三位兼行右近衞大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣依請、にて陸奥出羽及び美濃の三ヶ國よりの解にては、高等官を以て上納使等に充てありし所、各驛負擔に苦みまするから、自今は四度使の外は、初位以下の子弟を差宛られん事を請ふ云々とあり、

第五十二條　　內外諸司條

凡內外諸司、有執掌者、爲職事官。無執掌者、爲散官。五衞府、軍團、及諸帶仗者、爲武。太宰府、三關國、及內舍人、不在武限。自餘並爲文。

本條は、百官を大別して、文、武、現職、散官を別ちたる令條也、

中央地方を問はず、現任職掌を有する者を、職事官とせよ、現職なきものを、散官と爲よ、又た五衞府、及び國々の軍團、又た帶劍者を武官とせよ、但し中務省の少丞以上、及び三關國の役人、又は內舍人等は、帶劍すれ共武官とならぬ、其餘は皆文官とせよと也、

字解 ○職事官は、現任、又現職官と云ふ如し、(家令職員令第五條)、散官、は職員令第十五條散位寮にあり、 五衞府は、左、右衞門、左、右兵衞、衞士府の五ヶ處、(職員令第五十九條乃至六十二條)、帶仗は、帶刀の如し、○三關國は、伊勢、美濃、越前の三ヶ國、(本篇四十三條、職員令七十條、軍防令五十四條)、內舍人は、職員令三條、祿令三條、宮衞令の第十二條等に既に解せり、

第五十三條　　京官外官區別條

凡在京諸司、爲京官。自餘皆爲外官。

在京にある悉くの役所の役人を皆京官とせよ、其餘は凡て外官と爲よと也、

六四八

考課令第一條に、凡を內外文武官とある處の義解に此全文を使用しあり、

第五十四條　位階區別條

凡應敍、親王、四品、諸王、五位。諸臣、初位以上。其令條內稱階位者、正從上下各爲一階。若二階爲一位。其三位以上、及勳位、正從各爲一位。餘條稱等者、亦與階同。

本條は、親王、及び諸王、諸臣に至る階位、勳位の區別を示したる令條也、則ち親王には四品以上、諸王には五位、諸臣には初位以上を授く、而して令條內に階位と稱する者は、正、從、上、下、を各一階と爲し、二階を纏め稱して一位と爲す、其內、三位以上、及び勳位は正、從を各一階とす、餘の條文に等と云ふものは、亦階に同じと也、

[illegible]　○親王、諸王、は繼嗣令第一條に、○階位、勳等は、官位令の各條、○若は、轉の如し、マトメと訓む、計の義ある也、

第五十五條　散官朝參席順條

凡文武職事散官、朝參行立、各依位次爲序。位同者、五位以上、則用授位先後。六位以下以齒。親王立前。諸王諸臣、各依位次、不雜分列。

本條は、親王を始め、諸官員の參內したる時の席順を示されたる條令也、凡て位階に依て順序を爲よ、同位なれば敍任の先後に從ひ、但し六位以下は、年長順とせよ、親王は、前列の最も前にて、馳道を夾みて西に立ち、諸王は其後ろに位階順を以て整列せよ、諸臣は、一段下がりて西側に立ち是亦位階順とせよ、共に雜然たらずして分列行立せよと也、

[illegible]　○職事、散官は、前五十二條、家令職員令五條及職員令十五條にあり、○齒は、昌里切音祉、爾雅釋詁に、一は壽也、釋名に始也、少長の別此に始る也、又年也、又列也、禮記文王世子に、古は年齡を謂ふ、ヨハヒと訓す、○馳道は、本文に非ず、本註の義解文也、名目抄に、一は南庭にあり、江家次第、七日節會篇の首書に、馳道は鞋路なり、南階の庭中なるべしと也、前漢書、元帝本紀の註に應劭曰く、馳道は天子行く所の道なり、今の中道の如し云々、

第五十六條　令巡問致仕之高位者條

凡諸王五位以上、諸臣三位以上、致仕身在畿內、每季、五位以上、每年、並令內舍人一巡問。奏聞安不。

本條は、五位以上の官人たりし者の、隱居して於膝下は勿論、五畿內に居る者に對し、中務省

の內舍人をして三位以上には年四回、五位以上には一回、其安否を訪問させて、奏聞に達するの令條也職員令第三條中務卿の項、考問の處、軍防令第十九條等參照すべし、

字解 不は、否に同じ、

第五十七條　彈正別勅條

凡彈正、別勅令ニ權檢ニ校餘官ヲ者、不レ得ニ仍知ニ彈正事ヲ。

彈正臺の少疏以上の官員が、特別の勅に依りて、假りに暫時他の官職を兼務すれば、其間は彈正臺の事務等は知らぬともよいと云ふ如の令文也、

字解 權は、官職名に用へしは唐を以て始めとす、字書に攝官を云ふとあり、選敍令八條の本註參照、○檢校は、檢査の如き字なれ共、コヽでは兼務を令むものとすべし、次條を參看すべし、

第五十八條　兼攝官條

凡內外官、勅令ニ攝ニ他司事ヲ者、皆爲ニ權檢校ト。若比司者、則爲ニ攝判ト。

本條は、勅にて他役所の事を兼務する名稱の令條也、

內外の諸官員をして、勅にて他役所の事務を兼攝せしめば、皆權檢校と云へ、假令は式部の大又た少丞が、兵部省の大又た少丞を兼攝せば、式部丞、正（從）、某位權檢校兵部の丞姓名と注すの類也、若し又た同一所管の內にて兼攝せば、攝判と爲よ、假令ば、主計の助が、主稅の助を兼ぬるを判とす、兩寮共に同一なる民部省の所管なれば也、故に主計助、正（從）、某位判主稅助某某と注すの類也、

字解 ○攝は、兼の如し、　權檢校は、選敍令第八條參看すべし、　比司は、同一被管の諸役所を云ふ、例之ば、民部省の主計、主稅の二寮、兵部省ならば兵馬、造兵二司等の如し、○攝判は同被管內の甲乙の役所の業務を云ふ、

第五十九條　百官宿直條

凡內外百官、司別量ニ事閑繁ヲ、各於ニ本司ニ分番宿直、大納言以上、及八省卿、不レ在ニ此例ニ。謂ニ尋常時ヲ。

本條は、宿直の法令也、則ち大納言以上、八省の卿の他は、皆守宮は番々に宿直せよと也、

第六十條　京官上下條

凡京官、皆開門前上、閉門後下。外官、日出上、午後下。

務繁者、量事而還。宿衛官、不在此例。

本條は、官人の升聽退聽時間を示したる法令也、

新解 上は、參れ也、前上は第二閘門太皷の前にアガレを云ふ、 下は、退け也、官衛令第四、五條參照すべし、

第六十一條　詔勅及急件條

凡詔勅、及事有促限、并請給過所、若輸受官物者、不在假限。

本條は、促急を要する、詔勅、及び願伺等の日時に關する法令也、

新解 〇促限、促は迫也速急の如し、故に時間を限るを云ふ、 過所は、前に式あり、關所の手形也、 〇不在假限、假は假寧令の假の字にして暇の字と同じ、故に休日もかまはぬと云ふ也、

第六十二條　受付條

凡受事、一日受、二日付畢。其事速、及見送囚、隨至即付。少事、五日程。謂不須檢覆者。中事、十日程。謂檢覆前案、及有所勘問者。大事、二十日程。謂計算大簿帳、及須諮詢者。獄案四十日程。謂徒以上辨定須斷者。其文書受付日、及訊囚徒、並不在程限。若有事速、及限內可了者、不在此例。其判召者限三日。若不至判待。待後二十日不至、主典檢發、量事判決。則事有期限者、不在此例。太政官施行詔勅、案成以後頒下者、給寫程。五十紙以下、一日程。過此以外、每五十紙以上、加一日程。所加多者、惣不得過三日。其赦書、計紙雖多、不得過二日。則軍機急速、事有促限者、皆當日出了。若本司人少、量程不濟者、並聽差比司人怙助。

本條は、事柄の大中小に依て、諸役所の受け及び付くる日限を制定したる令條也、

假令ば、太政官の辨官が、事を受けて係り役所へ頒付するに今日受くれば、明日に遣りてしま

へ、其事柄軍機に關して急速を要するか、又た現に、囚人抔を送り來りし等ならば、到來毎に係り役所へ送付せよ、而して、小事は五日間、中事は十日、大事は廿日、訴訟に對する斷案は四十日、

但し文書を受け授けするの日、罪人尋問等致し居らば、右日限でなく共よい、併し事柄駿速を要するか、或は是非共既定日限内に終結せねばならぬ事は是亦此限に非ずと也、又た裁判の爲め、原被を召喚する日限は三日間を限れ、三日を經過して出廷せざれば、廿日間は待てやれ、廿日間經過し、尙出廷せざれば、係り主典に於て缺席裁判を致せ、然れ共其事、期限あらば此例に非ずと也、

太政官の施行せんとする、詔書、勅書の文案成るの後、謄寫する日限は、五十枚以下は一日とし、以上は五十枚毎に一日宛を加ふと雖も、總て三日間より過す事はならぬ、又た大赦に關する書類は、紙數多きも二日より謄寫に費すべからず、又た軍事上駿速を要する書類は、卽日に出して終へ、若し係り役所の役人計りにて、手不足ならば、同所管の役人等をして手傳はしめよと也、

字解　受付は、太政官の辨官が、事を受けて諸役所に頒付する也、付は下付とか頒付とか又は授くの義也、職員令二條、太政官辨官の項參照、〇見は、現、〇逐囚は、職員令第三十條刑部卿の項、獄令第一條の末項卽ち在京の諸司、徒以上は刑部に逐れと云處を參考すべし、〇小事は、職員令十六條、治部卿の項、儀制令第八條の祥瑞の如き檢査を要せざる類也、〇中事は、主稅寮の靑田を調査せし帳簿を檢査する類、　大事は、正稅大帳を勘査計算し、尙質問を要するの類、賦役令第五條參照すべし、〇獄案は、民事刑事の判決原本共云ふ如し、職員令三十六條治部省、大解部の項、同卅條刑部省の大解部の項參照すべし、　出了は、イダシ終り也、比司は、同所管の役所、　怙助、怙は詩經に怙恃としてタノミたのむの訓ありコヽは、俗言手傳或は助手の如し、

第六十三條　訴訟條

凡訴訟皆從下始。各經前人本司本屬。若路遠、及事礙者、經隨近官司斷之。斷訖訴人不服、欲上訴者、請不理狀、以次上陳。若經三日内不給、聽訴人錄不給官司姓名以訴。官司准其訴狀、則下推不給所由、然後斷決。至太政官不理者、得上表。

本條は、訴訟に關し、第一審則ち初審より、第三、若くは第四審迄控訴、上告するを得、尙其

上へ上表する事を得るを示せる令條也、

凡て初審は、官吏ならば現奉職の役所、人民ならば郡役所、若し遠隔甚しきとか、何か故障あるとかならば、本人現住最近至便の役所へ訴へ、判決宣告の上は、訴人に於て不服にして上訴せんとせば、其不服の理由を申し立てゝ上訴せよ、上訴三日間を過ぎて、初審の役所が取次を怠らば、係り官の姓名を錄して上訴すべし、然れば受訴役所（第二審廳）は、前の係り官を糺問の上裁判する也、此の如くにして太政官の裁決を仰がるべきなり、若太政官の判決を不條理と思はゞ、上表ぜらせよとなり、特に本令條に至つては越訴せざるを得ざる也、

字解　訴訟、訴は冤を告ぐるを云ふ、冤は屈也枉曲也、訟は、財を爭ふ也、　從下は、人民ならば郡役所へ第一に訟へ、次に國廳、次に刑部省、次に太政官と云如し、但し京都は京職よりする故に、地方より一役所少なき譯となる也、　路遠とは、一日旅行以上を指す、則ち宮衞令廿一條の下番の兵衞、及び斷獄律の囚人を移す條等皆一日間行く道程を以て遠路とせり、　事礙は、障害なり、

第六十四條　　　追攝對問條

凡訴訟須有追攝對問者、若其人延引逃避、兩限不赴對者、聽越次上陳。則爲推治。

本條は、前の六十三條と稍重複的の感ある令條也、

本條は、追召喚、對決さするに、其相手方は逃げ隱れをして延引し、三日乃至廿日間經過するも出廷せざれば、前六十三條の主典が鯀席裁判すべき筈なるに、是亦なさざれば、又々上訴をせよ、然れば受訴の役所にて糺問し治めよと也、

字解　○追攝は、追召喚の如し、○兩限は、六十三條にある三日と二十日の事を云ふ、○推治は判決の類し、

第六十五條　　　陳意見欲封進條

凡有事陳意見、欲封進者、則任封上、少納言受得奏聞、不須開看。若告言官人害政、及有抑屈者、彈正受推當理奏聞、不當理者彈之。

本條の意見書は上表に非ず、然れ共意志忠正にありて、國家の利害を披陳して、太政官に封進する也、封進書を少納言開封せずして奏聞に達せよ、若し其封書の意見が、官人の惡政壓制等を陳述しあるならば、彈正臺に於て糺問し、條理當然と認めば奏聞し、不當理ならば彈劾糺問し、事

納徒罪以上と認めば刑部省へ送れと也、第十九條考課式參考すべし。

【註解】○任は、隨意の意し、○受業、は受理乱聞の如し、○不當理は、今謂ふ違告の如し、○讓は、乱讓、

第六十六條　　公文條

凡公文、悉作眞書。凡是簿帳、科罪、計贓、過所、抄牓之類有數者、爲大字。

公文等は凡て楷書にかけ、帳簿或は手形の類は大字に書けと也、

【註解】○眞書は、楷書、○科罪は、宣告書の如し、○計贓は、贓品帳の如し、○過所は、關所の通券○抄牓、抄は返抄卽ち返書の如し、牓は門牓卽ち標札類の如し、

第六十七條　　料給官物條

凡料給官物、上抄之日、具載疋丈斛斤兩數、供給之處官司姓名。

凡て官品を給與下付の時には、帳簿記載を嚴にし、具さに其數量及び供給する處の役所の役人の姓名を記載しおけと也、

【註解】○上抄は、書きのぼす、卽ち記載の意し、

第六十八條　　授位任官日喚辭條

凡授位任官之日喚辭、三位以上、先名後姓。四位以下、先姓後名。以外、三位以上直稱姓。若右大臣以上稱官名。四位、先名後姓、五位、先姓後名。六位以下、去姓稱名。唯於太政官、三位以上稱大夫、四位稱姓、五位、先名後姓。其於寮以上、四位稱大夫。五位稱姓。六位以下稱姓名。司及中國以下、五位稱大夫。

本條は御所に在りて敍位任官の際に、其高下に依りて召さる辭と、各官衙にありて、各官を稱呼する詞はを示したる令條也、

【註解】○先名後姓とは、假令は喚んで、麻呂の宿禰と云ふの類、○四位以下は、五位以上を云ふ也、○直稱名は、某の宿禰と云ふ類也、○先姓後名は、某の宿禰麻呂と云ふ類也、○去姓稱名は、直ちに某の麻呂と云て宿禰を稱せざる也、以上は授任の日及び其他の日にも

六六

通じて稱ふ也、○資は、蔭位所也、官位、職員の二令にあり、○司も、亦前の如し、○大夫は、通鑑類函九十七卷等に諸説あれ共、コヽにては卿と看做す方穩當なるべし、

續日本紀卷八、元正天皇養老五年（千三百八十一年）、冬十月癸未に太政官處分すらく、考を唱ふの日、三位は卿と稱し、四位は姓を稱し、五位は名を先きにして姓を後にす、自今以去永く恒例とせよ、

源氏物語に、只今殿上に誰々かと問はせ給ふに、中務のみこ（親王）と、つきのみこ（上野の皇子）中納言源朝臣などさむらふ（侍）とそうす（奏）、花鳥餘情に（上略）御前にて人を召す時は、其人の官姓尸を奏する事なり（講令備考）

第六十九條　奉詔勅條

凡奉詔勅、及事經奏聞、雖已施行、驗理、灼然不便者、所在官司、隨事執奏、若軍機要速、不可停廢者、且行且奏。則執合理者、量事進考、知而不奏、及奏不合理者、亦量事貶降。

詔勅を奉じてとか、又た奏聞に達してとかして、何事をか施行せんとするとか、したとかと雖も、其事柄を思考すれば不都合の廉あるとか、又た實際不都合であるとかならば、所在の役人に於て隨事執奏せよ、若し軍事上機密に亘りて緊速を要するとかして、停止、廢止の出來ざる場合は、一事實行して一事をば奏せよと云事に致せ、而して其執奏一々道理に協へば、事を量りて考進せしめよ、又た之に反し、不都合の廉あるを知りながら執奏せぬとか、或は執奏するも條理に適はざる不都合の執奏は、其事を量りて貶降せよと也、

【解】驗理は、道理を考ふる也、○灼然、は明瞭の辭し、○執は、執奏、進考、貶降、は考課令にあり、

第七十條　奏機密事條

凡驛使至京奏機密事者、不得令共人語、其蕃人歸化者、置館供給、不得任來往。

早打が軍機及び秘密の事柄を携へて京に至り奏せば、人と共に言葉を交へかはさするな、又た外國人が歸化せば、別に家屋敷を設け、ソレに住居させよ、隨意に内國人と往來さするなと云ふ也、

第七十一條　諸司受勅條

六六二

凡諸司受勅、不經中務徑來、及宣口勅者、不得承用。若奉口勅索物者、不須經中務、所司承勅則進。仍附狀奏。

本條は、諸役所が直接的に勅を受け玉はりし事に就ては、中務省を經由せずして直ちに御所へ返事に參れ、併し口勅を以て、一旦中務へ宣へし事に就てならば、中務省を飛越す事はならぬ、又た口勅を奉けて、物を索むるの如きは、是亦中務省を經由するには及ばぬ、直ちに御所へ參れ、而して奏聞の後ち太政官に上申せよと也、

字解 ○諸司は、諸役所、○口勅は、天子の命せ、○所司、指定の役所、

第七十二條　事有急速條

凡事有急速不合出勅旨、若事縁太政官恐遲緩者、中務先移所司、其正勅後行。

本條は、勅旨を出す正式にする暇のなき非常急用の生じたる時の勅旨の手續也、假令ば、急速に命令等を用ふべき事あらば本篇第八條の勅旨式の手續を履行せねばならぬ法なれ共、左様致せば、事機を失するの恐れあるを以て、中務省より、太政官を經由せずして、直ちに大藏省に移牒する事にして、其アトで正式の勅旨式を行へよと也、

第七十三條　官人判事條

凡官人判事案成、自覺不盡者、聽舉牒追改。

凡て官吏は、事を裁判し、文案を編成したる後に至りて、尚盡さざる所あるを自覺せば、追改する事を許せと云ふ也、

字解 ○擧牒は、上げ記すの猶し、

第七十四條　詔勅宣行條

凡詔勅宣行、文字脫誤、於事理無改動者、勘驗本案、分明可知、則改從正。不須覆奏。其官文書脫誤者、諸長官改正。

本條は、詔書勅書の宣行を始め、太政官の文書等の文理文字の脫誤に就て改正するの令條なり

字解 ○宣行は、本篇第六條に、○脫誤、例之ば、中務省を中省、甲申を甲由と記せし如し、○覆奏、詔書は太政官覆奏す、勅書は中務省覆奏す、

第七十五條　詔勅頒行條

凡詔勅頒行、關百姓事者、行下至鄕、皆令里長坊長巡歷

部内、宣示百姓、使人曉悉。

詔、勅書を頒行あるに、其事人民に關せば、町、村長をして部内を巡廻せしめ、其趣旨をば普く人民に説き聞かして能く合點させよと也、

第七十六條　下司申解條

凡下司申解、雖無理、及事不盡、皆爲受取。以状下推其事理實盡、妄有盤下、及有理抑退者、聽越次申請。則上符理有不盡、亦聽執申。

本條は、下級官廳、官人より、上級の官廳へ申請、上申する事柄が、特に理由もなく又た事意の盡さゞる處ある共皆各受理せよ、然る上其事柄に依て詰問せよ、而して其事理既に盡しあるに、尙妄りに不必要の文字を書刻しあるとか、又た道理を抑へ退けあるとかの類は、他日改めて再び差出さするを許せよと也、則ち上級官廳よりの達し、及び布達文も亦其理を盡さざる點あらば、修正等をする事を申し上ぐるを聽許せよと也、

字解　○下司は、下級官廳、官吏、○下推は、詰問の如し、○盤下、盤は盤桓不進の意也、○上符は、上級官廳の達、布達、○執申は、執奏し上申或は申達の如し、

第七十七條　諸司奏事條

凡諸司奏事、皆不經長官、不得輙奏。若有機密、及論長官事者、不在此例。

諸役所、諸役人より事を奏するには、必ず所屬長官の手を經ざれば奏上する事はならぬ、然れ共、事、軍機に關し、秘密に係るとか、又たは所屬長官の事を論ずる如きの申奏は、此例に非ずと云ふ也、

第七十八條　須責保條

凡須責保者、皆以五人爲限。

人り百姓の類を請求せば、皆五人を限りとせよと也、

字解　○保、は戸令九條十條及び獄令第二十三條、四十條にあり、○責、は請ふ也、

第七十九條　受勅出使條

凡受勅出使、辭訖、無故不得宿於家。

本條は、勅命を蒙りて使者に出るに、事故なくして自家に宿する事はならぬと也、軍防令の十八條とは其意相異る也、

第八十條　京官出使條

凡京官以公事出使、皆由太政官發遣。所經歷處符移、辨官皆令便送。還日、以返抄送太政官。若使人更不向京者、其返抄付所在司。附便使送。則事速者、差專使送。

京都内の官員が、ゴ用を以て使者として出る時は、皆太政官に届けて出發させよ、而して、八省、彈正臺、五衛府、兵庫、諸寮、諸司等より、各地方廳に下すべき移牒等は、皆太政官の辨官に送りて、内印を請求し、便使に附して送り下すべし、使者歸京の上は、各地方廳より領收したる返書を太政官に送れ、若し使者が片使りにして、歸京せざるの場合は、其返書は到り留まる所の役所に附し、便使に托して送らしめよ、若し事至急を要せば態々使者を差立てよと也、

字解 ○符移は、本篇、二十五、二十六條にあり、○内印は、同四十條にあり、○所在司は、到り留る所の國廳を云ふ、假令は、陸奥の守又たは介に任せられ、其赴任の際に、通行の各地方廳へ、中央官府の諸役所より達する文書を托されて、路次配り届けて返書を得て任地に往き、新任地より京に送る、此等を片使りと云ふ也、○專使は、ワザ使、

第八十一條　責返抄條

凡諸使還日、皆責返抄。

本條は、種々の使者が、地方へ出て、御用先きの國郡司に返書を乞へよと云ふ也、

字解 ○責返抄、は返書を乞ふ也、

第八十二條　案成條

凡案成者、具條納目。目皆安軸。書其上端云、其年其月其司納案目。毎十五日、納庫使訖。其詔勅目、別所安置。

本條は、太政官に於て、諸官衙より來る處の書類を一々區別して、其卷軸の最も見易き處に目安を注して搜索に便ならしむるを示したる令條也、但し詔書、勅書の目録は、別の處に置けよと也、

字解 ○條納目、は藏むる處の目録を一々區別するを云ふ、○安軸、一日に一軸を附けて置くを云ふ、軸の上端に、收納の役所、年月を表記する也、但し毎月二回（十五日毎）宛納庫と云ふ、安は附ける也、

因に、其の字をば、立野春節本には、某年と板刻して、下文二ヶ處は其月、其司とあり、書入本には皆悉く其を某にせり、塙本は皆其の字を用ふ、全令條中に某の字を使用せし處殆んどな

きが如し、故に大寶、養老の時代には某の字は使用せざりしものと見ゆ。

第八十三條　文案條

凡文案、詔勅奏案、及考案、補官解官案、祥瑞、財物、婚田、良賤、市估案、如此之類常留、以外年別檢簡、三年一除、之具錄事目爲記、其須爲年限者、量事留納、限滿准除。

本條は、萬般の書類の保存期限を標示したる令條にして、詔書、勅書、上奏、及び考第、補任解任、祥瑞、財物、五位以上の妻妾の戸籍、田籍、田圖、良民、賤民、市場物價、等の書類は留め置くを要すれ共、其他の書類は毎年檢閱選擇して、三年に一回宛反古にせよ、但し反古にする時には、何々を反古にしたとして、其條目を具に錄し遺こせよ、又た年限の制あるものは皆夫々に法規に従ふて遺留し納め置けよ、而して年限滿れば、前記手續の如くにせよと也、

字解　○詔勅奏は、本篇の初め、及び職員令三條中務卿等の項を參看すべし、○考は、考課令を參看すべし、○祥瑞は、儀制令の八條にあり、○市估、估は、公戸、果五、公土、並に音古、市稅又は物價を論ずる也と字書に云へり、唐書の陸長源傳に、價値を高くし、肩估を賤くす、云々、アタヒ、ウルの訓あり、職員令六十六、七條京職、市司の條、並に關市令の十條以下を參看すべし、

第八十四條　任授官位條

凡任授官位者、所任授之司、皆具錄官位姓名、任授時年月、貫屬年紀、造簿、其任官簿、除貫屬年紀、官人連署印記、若有轉任身死、及事故以理去任者、則於簿下朱書注之、其有考解、及犯罪除免者、解免之司、亦錄解免之狀、准前造簿、仍錄報元任授、除注簿案、若除解人得敍用者、敍用之司、錄報解處所司除簿、則未敍之間、在本貫身死者、申刑部注除、其餘色、依職掌應造簿者、非准此、

本條は、敍任する所の官衙に於て、敍任者の官位、姓名、年齢、※任時の年月日、貫籍等を詳錄したる帳簿を調製し置き、係り官に於て各人の下に捺印し置け、若し係りの者、轉任、或は死去或は辭任の場合には、其帳簿に其事を朱記し置けよ、而して考第に落第し、爲めに解司則ち解任、又た犯罪の爲に免職等の時も亦其解免の事狀を詳錄する事、前帳簿の如し、則ち元の

官位を錄し報じて、帳の消し入れせよ、若し又た、解任者が、更に任用さるれば、任用の役所より釐日に解免したる役所へ報告して帳消しをさせよ、又た再任せざる内に死去せば、刑部省或は太政官、或は式部省へ申告して、官籍位籍を除けと也、其他の者は、職掌に依りて、官員名簿を調製する事は、右に准じて造れよと也、

字解 ○解免之司、解司は式部省を云ふ、免司とは刑部省を云ふ、假令は考第に依りて、解任すべくは、式部省が其狀を錄して太政官に具申し、官の達しを待ち得て解簿を造る也、又た犯罪の爲め、除免すべき者は、刑部省が斷定して太政官に上申し、奏上の報來りて則ち免簿を造るを免司とせり、但し五位以上は、式部省に於て其考第を定むる事はならぬ、故に此時には、太政官を解司と爲す也、職員令の同名官省、及び考課令を參考すべし、○敍用之司、用司は太政官、敍司は式部省也、假令は、考解の人を更に復任せしめんとか、又た除免の人が時効を得て復敍する等の時には、太政官より式部省に報じ、式部省より刑部省に報ずるの類也、

第八十五條　授位校勳條

凡授位校勳之類、應須惣奏、而有勘當未盡者、隨見盡者、奏之。不得停待致令擁滯。

敍位、校勳の類は、總て奏上すべし、若しソレに關して調査の猶盡さざる所あらば、現在に依りて奏上せよ、必ず延引擁滯せしむる事はならぬと也、

字解 ○勘當、的當の檢査と云ふ猶し、○見は、現也、○擁滯、サヘギル、トヾコホルと訓す

第八十六條　官人父母條

凡官人父母、病患危篤者、不得差充遠使。

官員の父母が病氣に罹り、危篤の際等には、其官吏をして遠方杯へ遣す使者等には差宛る事をするなとの令條也、

第八十七條　外官赴任條

凡外官赴任、子弟年二十一以上、不得自隨。畿內任官、不在此限。其須覲問者聽。

地方官に任せられて、地方に赴任するに、子、孫、弟、姪等の年齡廿一年以上の者を携帶し往く事はならぬ、但し畿內の赴任は此限に非ず、併し暑寒見舞等の如き訪問は聽せとの令條也、

字解 ○覲問、覲は、渠吝、具吝切、韻に音僅、下たる人の上つ方人に見ゆる也、

第八十八條　行程條

大寶令新解第三冊正誤表

頁	行	誤	正
四五一	一二	隊師	隊主帥
四五八	九	我	或
四六九	三	鑑	鑽
同	一	着裏	着ゝ
同	七	少	少ー
四七三	六	上。	上、
四七五	九	年	年。
四八七	一三	廿	廿
四八九	七	楲	械
同	九	錄ー	者ー
同	一二	錄な	錄者な
四九一	一三	授	授
五〇〇	九	馬や	馬甲
五〇[illegible]	[illegible]	弃	弃
五一一	四	官、	官。
五[illegible]	二	閑閑	閑閉
五[illegible]	七	趣	越
五[illegible]四	七	込	亡
同	八	同	同
五一七	五	同	同
五一八	八	遭	漕
五[illegible]九	七	モノ	モリ
五二四	一	火、	火。
同	八	今	令
五二五	一三	人戸	人口
五三三	一七	皇大	皇太
五三六	[illegible]	示	亦
同	一	之	乃
五三八	四	鍮	飾
五三九	八	白鳥	白烏
同	同	蒼鳥	蒼烏
五四九	[illegible]	其酒以下本注	
五四九	一二	兕	內
同	一四	示	亦
五五[illegible]	四	等	等、
同	一四	決	決。
五五九	七	颯	颯。
五六[illegible]	[illegible]	條に	條に
五六一	[illegible]	三位の上六字本注	
五六二	六	限	附
五六四	二	謂職事	謂職事
同	六	臣。正	臣、正
五七三	三	此	此
五七八	四	會染等日本注	
同	五	箭、	箭。
同	同	履、	履。
五八一	九	チイ	チイ
五八八	九	幡	旛
五九[illegible]	八	職役	賦役
五九九	五	右、	右。
五九九	[illegible]	宣	宣ニ
六[illegible]	四	り共	けれ共
六[illegible]二	七	五千	五十
六[illegible]〇	七	卅	廿九
六[illegible]	六	等。	等、
六[illegible]六	[illegible]	剋、	剋。
六[illegible]七	二	會計、	當計
六[illegible]	四	國、	國。
六[illegible]	七	若得返抄者本注	
六[illegible]六	五	訖	訖。
六三[illegible]	一三	例	令
六四三	[illegible]	且	具
六四八	三	品、	品。
六四九	[illegible]	條合	令條
六五〇	[illegible]	則爲	則爲ニ
六五二	三	官	宮
六五九	二	稱名	稱姓
同	六	稱ゝ姓、	稱ゝ姓。
六六〇	四	閑	閤
六六八	三	本	奏

凡行程、馬日七十里。步五十里。車三十里。

旅行の道程額は、馬ならば一日に七十里、則ち現今の十二里弱、步行は八里強、車は五里と定めたる令條也、

第八十九條　遠方殊俗條

凡遠方殊俗人、來入朝者、所在官司、各造圖。畫其容狀衣服、具序名號處所并風俗。隨訖奏聞。

外國人入朝の際に、初著上陸地の役所の係り官にて、其人等の容貌、衣服等を繪圖に認め、國名、人名、住所の市町村名、並に風俗を詳錄して、奏聞に達せよとの令條也、

字解　○所在官司は、初めて著く上陸地の係り官を云ふ、○處所は方國所在の處也、○風俗、假令は、風は五穀の再熟又は三度作の類、俗は夫死去せは、妻殉死するの類也、(義解)

窪美昌保 著

大寶令新解

四 終

越中　榴井堂藏

大寶令新解第四冊目次

第八卷

第廿二篇　倉庫令

一　倉庫建築條……六七四
二　受地租條……六七四
三　米品出納條……六七五
四　倉品量出條……六七六
五　倉藏給用條……六七六
六　藁品出給條……六七七
七　稻穀支貯條……六七八
八　置公文倉鎰條……六七八
九　理正巡察條……六七九
一〇　調庸等物送京條……六七九
一一　事務引繼條……六八〇
一二　不足品辨償條……六八〇
一三　欠負官倉條……六八一
一四　官物欠失條……六八一
一五　隱截官用條……六八二
一六　糾取交易物直條……六八二

第廿三篇　厩牧令

一　馬丁馬糧條……六八五
二　馬戸調草條……六八七
三　賑療疾病條……六八八
四　牧長採用條……六八八
五　牧員制定條……六八九
六　牛馬飼殖條……六八九
七　牧以賞罰條……六九〇
八　馬牛死奪條……六九一
九　馬牛亡失條……六九一
一〇　馬牛籍調製條……六九三
一一　牧草地保護條……六九四
一二　牧馬校印條……六九五
一三　軍馬養成條……六九五
一四　每驛馬數條……六九六
一五　驛長條……六九七
一六　諸道驛馬條……六九八
一七　水路驛船條……六九九
一八　驛傳馬補替條……六九九
一九　軍馬調習條……七〇〇
二〇　驛傳馬撿査條……七〇一
二一　驛傳馬乘用條……七〇一
二二　傳馬手當條……七〇一
二三　逸失馬牛處分條……七〇二
二四　逸失畜類屆出條……七〇二
二五　馬牛籍送達條……七〇四
二六　死亡馬牛處分條……七〇四
二七　乘用中馬牛死亡條……七〇五
二八　馬牛途中發病條……七〇六

第廿四篇　醫疾令

一　醫博士採用條……七〇七

二 醫生等採用條……七〇七
三 醫針生受業條……七〇八
四 實地練習條……七〇九
五 專門醫學生條……七一〇
六 溫古知新條……七一一
七 試驗制度條……七一二
八 專門科年限條……七一三
九 獨學生受驗條……七一三
一〇 東術行禮條……七一四
一一 教官教授條……七一四
一二 代診條……七一五
一三 式部省覆試條……七一六
一四 按摩呪禁學科條……七一七
一五 雜使禁止條……七一八
一六 女醫養成條……七一九
一七 諸國醫生條……七二〇
一八 諸國醫官教授條……七二〇
一九 國醫生試驗條……七二二
二〇 藥園條……七二三
二一 製藥條……七二三
二二 採藥師條……七二三
二三 御藥調劑條……七二三
二四 供御藥餌試檢條……七二四
二五 五位以上給藥條……七二四
二六 配藥條……七二五
二七 廻診救療條……七二五

第九卷

第廿五篇 假寧令
一 給休假條……七二七
二 定省假條……七二八
三 遭喪給假條……七二九
四 無服殤條……七三〇
五 師經受業條……七三〇
六 改葬條……七三一
七 聞喪舉哀條……七三一
八 給喪葬假條……七三二
九 喪日爲始條……七三二
一〇 官人遠任條……七三二
一一 請假條……七三三
一二 外官使人聞喪條……七三四
一三 外官任訖條……七三五
第廿六篇 喪葬令
一 諸先帝御陵條……七三七
二 天皇服錫紵條……七三八
三 京官三位以上條……七三九
四 在官薨卒條……七四〇
五 職事官賻物條……七四一
六 依職從位給賻條……七四三
七 給殯斂調度條……七四三
八 親王以下葬具條……七四四
九 葬埋條……七四七
一〇 三位以上營墓條……七四七
一一 給送葬夫條……七四八
一二 墓碑條……七四八
一三 身喪戶絕條……七四九
一四 暑中給氷條……七四九
一五 薨卒名稱條……七五〇
一六 貴賤條……七五〇
一七 服紀條……七五〇

第廿七篇 關市令
一 關所通劵下付
二 出關條……七五三
三 關津出入順序條……七五六
四 向他關條……七五六
五 乘馬通關條……七五七
六 丁匠等度關條……七五八
七 兵器條……七五八
八 外國人入關條……七五九
九 官司交易條……七六〇
一〇 禁物條……七六〇
一一 關門開閉條……七六一
一二 市場條……七六一
一三 市場整理條……七六一
一四 官私交易條……七六二
一五 權衡度量條……七六三
一六 權衡用法條……七六三
一七 奴婢賣買條……七六四
一八 賣品條……七六四
一八 廉買高賣條……七六五
一九 不法品條……七六五
二〇 市場定價條……七六六
第廿八篇 捕亡令
一 逃亡人追捕條……七六七
二 盜賊追捕條……七六八
三 罪人追捕條……七七一
四 人畜貨物亡失條……七七二
五 捉盜給賞條……七七三
六 姓名不明死人條……七七四
七 逃亡奴婢捕獲條……七七五
八 送捕獲奴婢條……七七六
九 賞與條……七七七
一〇 逃亡奴婢犯罪條……七七八
一一 逃亡奴婢價直條……七七八
一二 奴婢訴良條……七七九
一三 賭博條……七七九
一四 奴婢舉子條……七八一
一五 拾得物條……七八一

第十卷

第廿九篇 獄令
一 裁判於犯罪地條……七八三
二 笞杖徒流條……七八四
三 再審條……七八六
四 覆囚使條……七八八
五 大辟罪三覆奏條……七八九
六 斷罪行刑條……七九一
七 大辟罪決行地條……七九三
八 大辟罪監決條……七九五
九 無親戚囚人死亡條……七九七
一〇 有位者犯罪……未決中死亡條……七九八
一一 流罪人到配所條……七九九
一二 流罪三等條……八〇〇
一三 流移人官量配條……八〇〇
一四 遞送死囚條……八〇二
一五 流移人給程糧條……八〇三
一六 流移人發着調查條……八〇三

一七　流移人責仕官條……八〇四
一八　犯徒配居役條……八〇六
一九　流徒人居作條……八〇七
二〇　徒流囚在役條……八〇八
二一　流移人途中分娩疾病條……八〇九
二二　流移人途中遭喪條……八一〇
二三　姙婦在獄條……八一二
二四　死罪婦人產子條……八一三
二五　受坐相連條……八一三
二六　父祖犯罪條……八一四
二七　官人移配條……八一五
二八　除免官當條……八一六
二九　犯罪官人不得入內條……八一八
三〇　贓狀露驗條……八一九
三一　未斷決逢格改條……八二〇
三二　告言人罪條……八二〇
三三　誣告條……八二三
三四　囚逮引人爲侶條……八二五
三五　五聽條……八二六
三六　訊囚條……八二八
三七　死罪訴冤枉條……八二八
三八　鞫囚辭定條……八二九
三九　禁囚條……八二九
四〇　應入議請條……八三〇
四一　斷判依律令正文條……八三二
四二　應議請減條……八三二
四三　五位以上犯罪條……八三三
四四　奉使推鞫條……八三五
四五　男女別所條……八三五
四六　長官檢行條……八三六
四七　地方盜賊條……八三七
四八　重罪人發哀條……八三七
四九　忌避申請條……八三八
五〇　位記驗案條……八三九
五一　國有疑獄條……八四〇
五二　贖死刑條……八四一
五三　獄官給席薦條……八四二
五四　獄囚疾病條……八四三
五五　獄囚給衣糧醫藥條……八四四
五六　流罪人給官糧條……八四四
五七　彈正巡行條……八四六
五八　官物缺損條……八四六
五九　放賤條……八四七
六〇　貲財入官條……八四七
六一　辨證已定條……八四九
六二　偽據誣告條……八五〇
六三　刑具及拷訊條……八五一
第三十篇　雜令
一　度量權衡條……八五三
二　度地量銀銅穀條……八五四
三　原器條……八五五
四　步里條……八五五
五　殺生禁斷條……八五五
六　曆本製造條……八五六

七　陰陽寮諸生條……八五七
八　秘書條……八五七
九　鑛山私掘條……八六二
一〇　異寶異木條……八六三
一一　材木漂失條……八六三
一二　取水漑田條……八六四
一三　要路津濟條……八六五
一四　五位以上給牀席條……八六六
一五　主典以上給坐席條……八六六
一六　因使得賜條……八六六
一七　訴訟期限條……八六七
一八　不得私貢家長物條……八六八
一九　以財物出擧條……八六八
二〇　以稻粟出擧條……八七〇
二一　利物給糺人條……八七一
二二　得宿藏物條……八七一
二三　畜產害人條……八七二
二四　興販條……八七三
二五　私用旅行條……八七三
二六　文武官進薪條……八七四
二七　進薪檢查條……八七五
二八　給炭條……八七五
二九　蕃使往還條……八七五
三〇　犯罪被戮條……八七六
三一　官戶奴婢死亡條……八七七
三二　奴婢休暇條……八七七
三三　奴婢宛役條……八七七
三四　奴婢給衣服條……八七八
三五　親屬賓客條……八七八
三六　外任官人條……八七九
三七　公廨雜物條……八七九
三八　僧籍條……八八〇
三九　作檻穽條……八八一
四〇　節日條……八八一
四一　大射條……八八二
外附錄十六頁

大寶令新解　第八巻

第二十二篇　倉庫令　凡拾陸條

本篇は、散逸久しかりしを、塙保己一、續日本紀、類聚三代格、政事要略、令集解、等に引用しあるを博捜し集めて編み、然し古本に復する能はざれ共以て其概を見るべしと云へり、本篇は、倉藏に關する法令也、因に、信友が比古婆衣に考證するに據れば、業に已に河村秀根等の抄録、及び高田與清の擁書所藏の寫本にて既に此缺篇を補ひあると也、

倉庫、○倉、千岡切、音蒼、説文に穀藏也、○庫、苦故切、苦の去聲、説文に兵車藏也、象形より云へば、車が广の下に在るといふ文字なり、蔡邕章句に、車庫、兵―、祭―、樂―、宴―の五名稱の藏あり、皆器具を納藏せし舍也、○廿二箇條は、官位令集解に記載しあるを以て、本篇の條數を知ると雖も、其全條上記の如く散逸しあるを以て、今塙の編集したる條を通算し、假りに十六條と爲し、讀索に便ならしめんとす、但し職員令第三條中務卿の項、同七條内藏寮、同廿二條以下民部省、主計主税の二寮、同三十三條大藏省、同卅九條宮内省及び大膳職、同六十六條左京職以下、東市司、大宰、大國等の條項、其餘延喜式の十二卷中務省、十五卷内藏寮、

廿二、より廿七巻迄民部省及び主計主税の二寮、三十巻大蔵省、三十一、卅二宮内省、大膳職、四十二巻左京職、東西市司等を参考す可。

第一條　　倉庫建築條

凡倉、皆於高燥處置之。側開池渠。去倉五十丈内、不得置館舍。

凡て倉庫は、高燥の地に設けて周圍に池渠を開け、他の建物は倉を距る事百間以内には立られぬと也、則ち防濕、防火、盗難豫防の爲めなるべし、

出處は、政事要略五十四巻、凡の字は貞觀問答に據りて補ふとせり、

第二條　　受地租條

凡受地租、皆令乾淨。以次收牓。同時、者先遠。京國官司、共輸人、執籌對受。在京倉者、共主税按檢。國郡則長官監檢。

地租の稻を受取るには、皆な乾燥清潔ならしめ、一々納め人の札を取れ、又た遠近同時に來り納むる時は、遠方の者の分より先きに納めさせ、京都市の役人は、納人と相對して算盤を執りて受取せよ、又た京都内にある倉の分は主税官と共に檢査せよ、地方は國守郡長にて檢査せよと也、

【字解】○收牓、牓を收むる也、牓は、納額及び名を記したるもの、○籌は、算也、音チウ、カズ又たカゾフと訓す、

[illegible]き、政事要略五十三巻に、受の字なし、職員令集解の主税井に左京の條に、在京以下十六字井に子注と爲す、按檢を檢校に作れり、賦役令第三十六條調の物及び地租雜税皆用に准すべく云々を看照すべし、

第三條　　米品出納條

出給者、毎出一倉盡。剩者附帳。欠者隨事徴罰。蔵亦准此。

凡て倉庫より穀物、調の物等を出す時は、一倉毎に出し盡すべし、若し納入時の額と藏出しの時の額と差を生じ、剩らば帳簿に記せ、不足ならば係りの者に辨償させ、他の藏も亦皆此に准せよと也、但し兩三倉一時に出す時、甲の倉に過剩あり、乙の藏に不足あると雖之を通折費用する事は許されぬと也、

【字解】○乘、音繩、剩の如し、宮衞令第廿五條に餘乘の字あり、

六七六

故事要略五十九卷、同五十四卷には、出給の上に倉の字あり、

第四條　倉品量出條

大藏、准一季應須物數量出。羽別貯隨用出給。其內藏者、則納一年須物。每月別貯出用。並乘者附帳、欠者隨事徵罰。

大藏は、春夏秋冬の四季に、諸役所、諸役人に渡すべき物の數に應じて一年四回支拂ひ出せども、特別貯藏の物品等は、隨時入用に隨ふて支出せよ、しかし、內藏は、一ヶ年の入用品を納れて、每月別貯を支出せよと也、右は何れも剩餘したらば帳に附け記せ、不足したる時は事によりて係りに辨償させよと也、

本條出處、

故事要略五十九卷、職員令集解內藏寮、

字解、○一季、は一年四分一、○須は、用ゆ、○羽は恐衍、或云當作用字而屬于上句、○乘、缺は、過と不足、○徵罰は、懲罰に非ず、辨償さするを云ふ、

第五條　倉藏給用條

倉藏給用、皆承太政官符。其供奉所須、及要速須給、并諸國依式合給用、先用後申。其器物之屬、以新易故者、若新物到、故物並送還所司。年終兩司各以新故物計會。非理欠損者、徵所由人。

倉藏內の品物を使用する時は、皆太政官の許可又は達しを受ねばならぬ、然れ共、御所の御用とか、早急の必用とか、又た諸國にても每年定例使用し居る物等は、用後太政官へ申告すればよいと也、卽ち今所謂事後承諾とす、而して器具の類にして、新舊入れ換ゆる物等の如きは其新器到來せば、故品は皆所屬役所へ返還し、年末に至り、右還受兩役所に於て新故品の付き合せを致せ、若し理由なく破損等せば、關係人により徵收せよと也、

字解、○供奉所須は、天子の御入用、○計會は、公式令第三十一條より三十五條に既に解せり○兩司の上に、給藏は給の字あるあり、衍なるべし、右本文出處は故事要略五十四卷、

第六條　雜品出給條

凡倉藏貯積雜物、應出給者、先盡遠年。其有不任久貯、

六七八

及故弊者、申太政官、斟量處分。

倉藏内に貯蓄しある種々の雜物を支出するには、先づ故き物より出せ、即ち永年の貯へは出來ぬ、甚しく古びたる物か或は破損したる物は、太政官に上申して斟酌處分せよと也、

本令條は、類聚三代格卷第八の調庸の篇にある、承和十三年十一月十六日の太政官符は是に據りし也、

第七條　　稻穀支貯條

凡貯積者、稻穀粟、支九年。

貯藏の穀物は、九年間支ふるやうにせよと也、本令條に基きて、官符となりしは、天平十二年八月十四日、同寶字七年三月廿五日、及び大同三年八月三日等（類聚三代格卷第八の上）

第八條　　置公文倉鎰條

置公文庫鎰者、長官自掌。若無長官者、次官掌之。

書類を納めある、庫の鍵は其役所の長官自ら掌れ、若し長官なくば次官にて掌れと也、

右本文は、政事要略六十一卷、職員令集解太政官の少納言の項、後宮職員令集解闈司の條に據れり、

第九條　　彈正巡察條

在京倉藏、並令彈正巡察。在外倉庫、巡察使出日、則令披行。

京都内にある官倉は、直接係り官の他に、彈正臺の役人をして巡察をさせ、地方にある倉庫は巡察使の巡視に出たる時に巡回檢査せしめよと云ふ也、

字解、○披行、檢査しに行く也、宮衞令第六條に此語あり、參考すべし、

本文は、職員令集解彈正臺の條より出す、

第十條　　調庸等物送京條

調庸等物、應送京者、皆依見送物數色目、各造簿一通。國明注載進物色數、附綱丁等、各々送所司、各送所此號門文。須任門文全進納。

調、庸等の收納品、京都に輸送すべき物は、皆現在物品の品目數量に依て帳簿を造れ、國別明細に記載し綱丁に附けて各役所に送れ、該綱丁を門文と云ふ、凡て門文に任して納めよと也。

六七九

字解、○調庸物は、賦役令第一條に、○色目は、品の名、○色數は、品數、○調丁は、ツキヨボロ、○各各、の内一字は前田本の類聚三代格に無し、○□の三字は衍なるべし、○門文、の出所後考に讓る、

右本文は、第二篇職員令第三條中務省の卿の項にある義解、及び集解同項、類聚三代格卷の八寬平八年閏正月一日の太政官符に據る、

第十一條　　事務引繼條

倉藏、及文案孔目、專當官人、交代之日、並相分付、然後放還。

倉藏及び書類の目錄は、專屬役人交代の時に、仕分け引繼ぎして交代せよと也、

字解、○孔目、孔は空の上聲、說文に通也、揚子太玄經に、孔道夷如、註に孔道は通道也、と故に通目と云ふ如し、唐六典卷之九に、孔目官あり、

本文は、續日本紀卷第廿一、天平寶字二年九月丁丑の條より出せり、選敍令第廿二條、職事官患假廿日を經云云の處參看すべし、

第十二條　　不足品辨償條

倉藏受納、於後出給、若有欠者、均徵。給納之人、已經分付、徵後人。

上納の物品を受納し、後日其品を支出する際に、不足あらば納時の際の係り官より徵せよ、既に仕分けし出した後ならば、後役所の係り官より徵せよ、（本文は、政事要略五十四卷）

字解　○欠、不足也、○徵は、取又たは辨償の義也、○分付、仕分の如し、

第十三條　　欠負官倉條

凡欠負官倉、應徵者、若分付欠損之徒、未離任者、納本倉。已去任者、聽於後任、及本貫便納。

官倉の物品不足しあらば、係り官に代償させよ、本人尙交代せずして任にあらば、係りの倉に納めさせ、若し交代し去つて居たらば、後任者及本人の本籍地に於て便宜納入する事を許せしと也、本文は、類聚三代格卷之八、類聚國史八十四卷より拾載すと、但し欠負を欠損に作れり

字解　○欠負は、官員官物を費消して欠損を生じたるを云ふ、獄令五十二條參看すべし、

第十四條　　官物欠失條

六八二

凡欠失官物、勾獲合徵者、並依本物徵塡。其物不可備、及鄕土無者、聽准價直徵送。則身死、及配流者、並免徵。

凡て官物を損失せば、辨償の出來得る品ならば、其異物と同樣の物を取りてあてよ、又た其物なくば、代價を以て償はする事を許るせ、若其人死亡し居る歟、將た流罪に處せられ居たならば全く免除してやれと也、

解 ○勾獲は、限り及び纏め得るの義ならむ、○徵は、取、○徵塡は、取り充つる、

（政事要略五十四卷、引之而無失字、今據法曹至要抄補）

第十五條　　隱截貨用條

隱截貨用、不限在任去任、納京。

國司等の内に於て、税帳外に租税を取り立て、貨用しあらば、其者任地に居る居らざるに拘はらず、凡て京にある刑部省所管の贓贖司に沒收せよと云ふ如し、（令集解贓贖司條）

解 ○隱截は、非理不正の取立、又は俗に云ふ「ホマチ」の如きなるべし、

第十六條　　割取交易物直條

割取交易物直者、同隱截罪、剩徵田租、遙收地子等罪、准非法。贓歛入官、坐贓論。入私者、准犯法可論之。

交易物品の價をハツリ取らば、前條の隱截罪と同斷にせよ、又た過剩に田租を取り立、或は地代を餘分に取る等の罪は、非法に准せよ、若其贓收、官に入らば、坐贓論とし、私に入らば犯法に准じて論せよと云ふ也、（政事要略五十九）

大寶令新解　第八巻

第二十三篇　厩牧令　凡貳拾捌條

本篇は、馬、牛一切に關する法令也、

字解　○厩牧、古來の讀例は、呉音にてク、モク、ウマヤと讀也、厩は馬の舍也、牧は飼畜する處也、左馬寮に既述せし如く、一棟の馬舍は馬二百十六匹の制にして、牧地は其數に制限なき如し、

第一條　馬丁馬糧條

凡厩、細馬一疋、中馬二疋、駑馬三疋、各給丁一人。穫丁每馬一人。日給細馬、粟一升、稻三升、豆二升、鹽二勺。中馬、稻若豆二升、鹽一勺。駑馬、稻一升、乾草各五圍、木葉二圍。周三尺爲圍。青草倍之。皆起十一月上旬飼乾、四月上旬給青。其乳牛、給豆二升、稻二把、取乳日給。

六八六

本條は、馬丁、馬糧の關條にして、良馬一疋、中馬二疋、下馬三疋、皆各六疋に馬丁一人宛を付し、草刈も一疋に付一人宛とす、毎日の食料として、良馬に粟一升、稻三升、豆二升、食鹽二勺、中、下馬は本文の如し、而して上、中、下の別なく乾草は一疋に付五抱、木の葉は二抱へを給すべし、但し生の青草は右に倍とせよ、毎年四月十一日(今の五月)より十一月十日迄は青草を與へ(延喜左馬寮式に從ふ)、冬春は乾草を與へ、乳牛には、乳汁搾取の日だけは、特に豆二升、稻二把を給與せよ也、

解釋、○細馬は、上馬を云ふ、則ち良馬或は善馬と云ふ如し、細馬の字は、唐代に始まりし如く、太平記にも細馬の字を使用せり、一說に精細の意に取りしと謂も愚按にては、良馬は其脚足中の一局處に(四肢)細き部ある故に名付けたらんかと思ふ、○駑馬、とは下馬を云ふ、○匹には諸說ありて一定せず、則ち昔し馬一頭の價直が絹一疋にてありし故と云ふ、又た俗說に馬の行くに前後五、六丈を見るを以て名くと、又た布帛の二端則ち一匹は此に基く共云へり、因て體前二丈八尺、體後二丈八尺、二端合して五丈六尺と云ふもあり、品字箋に四丈とせり、○蒭丁は、草刈男也、○圍は、周圍三尺を以て限りとすと唐六典に云へり、衣服令第一條、職員令六十三條左馬寮を參照すべし、延喜式四十八卷、左馬寮の條を照覆すれば、馬糧としての乾草は一日二束半、牛は二束、一束は十斤二兩とあり、約一貫六百八十目位なるべし、延喜式工部通解にある一圍の半量と看做して可なるべし、○稻は甲は籾にて、乙は藁葉ある者、○乳牛、典藥式に、典藥寮所管の味原の牧場にては、强壯の牝牛は藥園の耕作及び父牛とす、死亡せば牛皮等を賣却して寮の修繕費に充つ、供御の乳汁は毎日九升四合五夕、乳牛、犢牛各七頭宛にして、食料は豆、籾毎日各二升宛とす、搾乳取用の器具等詳細記載しあれ共玆に略す、

第二條　　馬戸調草條

凡馬戸、分番上下。其調草、正丁、二百圍。次丁、一百圍。中男、五十圍。

馬飼戸は、當番を立てゝ勤務せよ、其調にて奉る草は、成年の男子は二百束、次は百束、中男は四分一則ち五十束とす、但し洪水、旱魃等の爲めに牧草凶歉ならば、飛驒の國の匠丁の例に准じて免せよと也、

解釋　○馬戸は、馬を飼養する家、職員令第六十三條左馬寮の飼部の戸口を參看すべし、延喜式四十八卷馬寮の篇に、飼戸、山城國六烟、大和國四十烟、河內國一百八烟、美濃國三烟、尾張國九烟、云々右は左馬寮の隷屬にて、右馬寮略す、○分番、は交番の如し、○上下は、上は勤め下は休みの如し、○正丁、○次丁、等は賦役令第一條にあり、○圍は、前條及衣服令にあ

六八七

六八八

り、但し愈嫉にては一貫六百八十目とす。○水旱の事、賦役令九條に、蝗蟲の例は、關令卅九條にあり。

第三條　　脂藥療病條

凡官畜應請脂藥療病者、取司預料須數、毎季一給。

官畜即ち左右馬寮の隸屬に係る飼養馬牛の疾病を治療する爲に應用の藥品を太政官に稟請し、官は春夏秋冬毎季に一回宛下付せよと也。

[illegible]　○官畜は、馬寮飼畜の馬牛也。○脂藥は、油ら藥にして、令云ふ脊藥類の如し。左馬式に、毎季胡麻油一斗二升五合、撻嫁油六升二合五勺猪脂三升二合五勺、硫黄一升六合とあるを以て大寶とは大差なかるべし。ホンキは犬山椒なり。賦役令一條にあり。○所司は、馬寮也。

第四條　　牧長採用條

凡牧長帳者、取庶人清幹堪檢校者爲之。其外六位、及勳位、亦聽通取。

本條は、牧場の長及び書記採用の令條也。官設牧場の長、及び書記等は、人民中にて最も清廉にして强健且つ馬牛を監護するに堪ふる者を採用せよ。但し外官の初位以上六位迄、又た勳七等以下の者をも通じて採用するを許せと也。

[illegible]　○帳は、書記の如し。○清は、潔白、幹は强壯。

第五條　　牧員制定條

凡牧、毎牧置長一人、帳一人、毎群牧子二人、其牧馬牛、皆以百爲群。

牧場には、長一人、書記一人、牧子若干を置け、而して馬牛は總て老幼牝牡合計百匹を以て一群とせよと也。

[illegible]　○群は、牝牡合計百匹を云ふ。唐の廐庫律疏議にては、馬牛は一百二十頭を一群とす、駝及び驢は各七十頭、羊は六百二十匹を一群とせり。延喜左馬寮式則ち四十八卷に、甲、武、信、上、の四ヶ國にて三十二ヶ所の牧場を設定せり。毎年年貢として、御馬を貢するが、甲州六十匹、信州八十頭、武州、上州は各五十匹とある。續紀文武天皇四年三月丙寅、諸國をして牧地を定めて馬牛を放たしむ云々。

第六條　　牛馬飼育條

凡牧牝馬、四歲遊牝、五歲責課、牝牛、三歲遊牝。四歲

六九〇

貢課、各一百毎年課駒犢各六十。其馬三歳遊牝而生駒者、仍別簿申。

牧場の牝馬は四歳にして交尾を營ませ、五歳より產駒の徴收を課せよ、牝牛は三歳より交尾を營ませ、四歳より產犢課税とす、而して牝馬牝牛各一百に付き駒犢各六十匹宛を毎年課賦せよと云ふ也、其發育成長の抜群なる牝馬は三歳にて遊牝し、四歳にして駒を舉げ、牝牛は二歳にて遊牝し、三歳にして犢を舉ぐる事あらば、別冊の帳簿にて上申せよと也、

字解　○遊牝は、交接の如し、○貢課、貢は音率、求る也、取る也、課は税の如し、今税する駒犢を上納するを云ふ也、○一百は、前條の一群と異り、牝母のみ一百を云ふ、○駒犢、駒は一歳又た二歳の子馬也、犢は子牛也、

第七條　　牧員賞與條

凡牧馬牛、毎乘駒一疋、犢三頭、各賞牧子稻二十束。其牧長帳、各通計所管群賞之。

本條は、牧場の駒犢增殖に因りて牧子に賞與を給はる令條也、

字解　○乘は、剩也、增殖と云ふ如し、

第八條　　馬牛死耗條

凡牧馬牛死耗者、毎年率百頭論除十。其疫死者、與牧側私畜相准、死數同者、聽以疫除。

本條は、牧場に於る馬牛の減少によりて係り官等を罰するの根源を定めたる令條也、

牧場の馬牛亾失減少するに就て、毎年百分算の比例を以て算定せよ、若し馬疫牛疫等の流行にて案外の死亾あらば、牧場附近の個人私畜の馬牛の疫死に比較して、其死亾率を取り、以て牧子等の罪の有無輕重を定めよと也、假令は、官私各百匹あり、内各五十頭宛疫死せりとすれば別に論するに及ばざれ共、官畜八十頭死亾して、私畜の方が五十頭の死亾ならば、牧の役人等は厩庫律に依りて推よ、然れ共其馬牛の年齡、體格、體質產駒の多少、音從等の關係あるを以て預其罰に輕重の差を來す事申す迄もなき事とす、義解及び政事要略廿二卷、律逸卷之四、に據れば、牧の馬牛除く所に准じて外に死失せば、一人の牧子各笞廿、三に一等を加ふるの類也、

字解　○耗は、俗言ヘリにて減少と云ふ如し、○疫は、ハヤリ病と云ふ如し、

第九條　　馬牛亾失條

凡在牧失官馬牛者、並給百日訪覓。限滿不獲、各准失處

當時估價、十分論、七分徵牧子、三分徵長帳。如有闕、及
身死、唯徵見在人分。其在厩失者、主帥准牧長。飼丁准
牧子。失而後得、追直還之。其非理死損、准本畜徵塡。

本條は、官設の牧場及び馬屋等に於て、馬牛を放失し或は損傷死亾を致さすれば、係りの人をして辨償させよとの令條也、

牧場にて馬牛を放失したらば、百日の内に尋ね求めよ、若該期間中に捜し得ざれば、放失當時の時價を以て辨償させよ、辨償法は、價額を十分し、七分は牧子、三分は牧長及び書記とすれ共、放失の首從定め難き時は、牧場の係り一同にて均一に辨償させよ、若し放失前に於て既に缺畜しありし歟、又た放失したる首者が既に辭任し居て牧場に居らざれば辨償さするの限でない、併し放失の首者が死亾したとあらば、現任則ち首者の後任者に追納させよ、又た馬屋にありて放失したるならば、馬寮の係は牧長に准じ、飼馬丁は牧子に准せよ、然れ共、放失死損の所由を知らざれば、唯考課の最を除けと也、又た若し後日に至り、曩日の放失馬を捜し得ば追償の價を返却してやれ、又た馬牛に疾病等あるを認知し居ながら療養を加へずして、死亾せしめたる等の如き事あらば、ヤハリ辨償させよ、但し其係りの者、不明ならば牧場全體の者をして均一に辨償させよと也、

字解 ○訪覓、尋ね求む也、○估價、賣買の價直、○長帳は、牧長と書記、前の四條にあり、○主帥、職員令衞門府の門部使部の如く、馬部の當番の役を指す、職員令六十三條左馬寮の馬部六十人の項を參看すべし、○飼丁、馬飼部の馬飼役也、一書に飼丁の上に償者の二字あり、又た後得の後の字を復に作るあり、

○徵塡は、取り充つ也、倉庫令十四條にあり、

本條に關する制裁の委きは、厩庫律にして、假令ば官私の牛馬を故殺したる者は徒一年、云々と法曹至要抄に出せり、

第十條　馬牛籍調製條

凡在牧駒犢、至二歲者、每年九月、國司共牧長對、以官
字印、印左髀上。犢、印右髀上。並印訖、且錄毛色齒歲、
爲簿兩通。一通留國爲案、一通、附朝集使、申太政官。

本條は、子馬、子牛の籍を編成して、每年太政官に申告せよとの令條也、

凡て牧場に飼養する駒犢は、年齢二歲に至らば、其年の九月、牧場所在の地方官が牧長と立會

して、官の字の焼印を捺して、駒ならば左髀後股の外上部、犢ならば右側の外上部、則ち俗稱の琵琶股に捺印すべし、歯毛色、歯數を詳録したる簿冊二通を認め、内ち一通は國に留めて原本とし、一通は毎年年末年始に上京する朝集使に附して太政官に送れと也、

〔補註〕○官字印は、弘仁格、兵部の下に依れば、其大サ二寸廣サ一寸五分以下とあり、又た續日本紀巻之三、慶雲四年三月甲子に、鐵印を攝津、伊勢等廿三國に給へて、牧の駒犢に印せしめ、たとあるを以て推考すれば、大寶、養老と雖も鐵の印材にして其大さ大差なかるらし、但し印の方圓文字等今詳ならず、然れ共琵琶股に捺せし故に琵琶式の楕圓形ならしかと按ふ、此捺印の事は、支那にては、唐六典巻卅に依れば、駒馬には騂の字の印を左肘に印し、州名印を項左に印すとあり、合せ稽ふべし、○髀は、音ヒ、說文に股也、釋名に、卑也下に在る也、目保技、俗に所謂大臀筋部にして、馬の臀部、一名大腿膕節、又は臀骨臼部に相當する所なり、○歯歳、馬は歯を以て年齢を診定するを得べし、居家日用全書巻廿八、畜牧部の末、騎馬篇の口歯論に三十二歳までの歯歳を載せり、同く口歯口訣に、一歳駒歯二、二歳駒歯四、三歳歯六、四歳成歯二、五歳成歯四、六歳内牙生、七歳角區鉄、八歳盡區如一、云々、

故事要略廿三巻に、甲信上武等より駒牽の事等を記載あるも茲に必要ならざれば省く、

第十一條　　　　牧草地保護條

凡牧地、恒以正月以後、従一面以次漸燒。至草生使遍。其郷土異宜、及不須燒處、不用此令。

本條は、牧草の繁茂、保護を計る令條也、

凡て牧地に於ては、毎年正月後に至り、一方より漸次に野火を施し枯草を燒きて牧草の肥料とし以て繁茂を計れ、但し地方に依て寒暖に遅速あり、又た竹木等の森林ありて燒く能はざる處は本令を用ひずと云ふ也、

第十二條　　　　牧馬校印條

凡須校印牧馬者、先盡牧子。不足、國司量須多少、取隨近者充。

本條は、毎年九月、牧場に飼育し居る處の駒犢に燒印を押すに牧子のみにて手足らぬ時には、地方官の意見にて、牧場附近より相當入用の人數を豫算し、雜徭の者等を駆り集めて手傳はせよと也、

第十三條　　　　軍馬養成條

凡牧馬應堪乘用者、皆付軍團。於當團兵士内、簡家富堪養者充。免其上番、及雜駈使。

本條は、牧場の飼馬中にて、體格上等則ち筋骨逞ましくして乘用に足るべき馬をば悉皆軍團の用に充てよ、則ち其牧場所在國の軍團中の兵士の内にて、資産豊かにして、飼馬に堪ふる者を擇びて飼養させ、但し飼養者には、雜徭の驅役を免除せよと也、

参照　○簡は、擇ぶ也、職員令廿五條兵馬司の條項を參看すべし、

第十四條　毎驛馬數條

凡諸道須置驛者、毎三十里置一驛。若地勢阻險、及無水草處、隨便安置。不限里數。其乘具及蓑笠等、各准所置馬數備之。

諸道の驛の設置は、五里毎に一驛を置け、若し道路險惡なるか又た牧用の草なき處は、里數に關せず便宜に隨ふて設置せよと也、蓋し乘馬用の鞍具類、及び蓑笠等は、各飼置く處の馬數に準じて設備し置けよと也、

参照　○卅里は、公式令四十二條、同廿二條及び職員令二條太政官の少納言の項、同令六十六條より七十條等にあり、驛長更迭の際、馬及び乘具缺乏しあらは、前任者より徴收せよ、但し乘具は官給にして、蓑笠は馬子(マゴ)等の私費負擔とせよ、

置驛の事は、續日本紀和銅四年正月丁未の條に、山背、河内、攝津、伊賀に設く、又た同書寶龜七年冬十月壬辰の條に、美濃飛驒にも設置す、又た出雲風土記にも驛を記載せり、

第十五條　驛長條

凡驛、各置長一人。取驛戸内家口富幹事者爲之。一置以後悉令長仕。若有死老病、及家貧不堪任者、立替。其替代之日、馬及鞍具欠闕、並徴前人。若緣邊之處、被蕃賊抄掠、非力制者、不用此令。

本條は、驛長に關する令條也、

驛には驛長一人を置け、驛長は驛内にて資産豊かに且つ事務に堪能なる者を採用せよ、一旦任用の後は、悉く永久勤續させせよ、若し老衰し、或は死亾し、或は零落して任務に堪ざらは、更迭せよ、更迭の際、馬具等不足しあらは、前任者より徴收(トリタテ)せよ、但し邊土則ち外國人の侵害を被むるに、一驛の力にて抵抗する能はざる如きの驛は本令を用へずと云ふ也、

字解　○辞事は、事務を執るに堪へ遅き也。○前人は、前任の如し。

第十六條　諸道驛馬條

凡諸道置驛馬、大路、二十疋。中路、十疋。小路、五疋。使稀之處、國司量置。不必須足。皆取筋骨強壯者充。每馬各令中中戸養飼。若馬有闕失者、則以驛稻市替。其傳馬每郡各五、皆用官馬。若無者、以當處官物市充。通取家富兼丁者、付之。令養以供迎送。

本條は、全國諸道各驛に驛馬傳馬の數を制定したる令條也。

諸道の各驛に驛馬を置け、大路には每驛廿匹、中路に十匹、小路に四匹宛とせよ、御用使者の往復稀少の處は、地方官に於て斟酌設備せよ、必ずしも充分なるを要せず、而して驛馬は筋骨逞しき者を採用せよ、又た馬は皆各中中の中なる家をして飼養せしめ、若し馬の數に不足を生せば、驛田より收獲する所の驛稻を以て購入せよ、又た傳馬は、各郡各五匹宛とし、是皆官馬即ち軍國用の馬を以て充てよ、若し適格の馬無き時は其地方郡稻を以て市にて買ひ入れ充てよ、而して

此馬を預け飼はしむる傳戸即ち傳馬飼養の家は、相當資產を所有する家にして、兼て馬丁たる者に付け養はしめて、官吏往復の迎送用に供せしめよと云ふ也。

字解　○驛、傳馬は職員令六十八條より七十一條及び公式令廿二、四十二條參照すべし。○大路は、山陽道にして、西海道則ち九州は小路とす、○中路は、東海、東山の二道にして、其他の諸道は皆小路とす、○中中は、賦役令第六條參看すべし、○驛稻は、驛田より收獲する稻にて、驛費支辨に充る也、賦役令廿三條等參看すべし、○官物は、郡稻を指せり。

第十七條　水路船舶條

凡水驛不配馬處、量閑繁、驛別置船四隻以下、二隻以上。隨船配丁。驛長准陸路置。

河海江湖に枕みし驛にて、驛馬傳馬を要せざる驛にては、往來人の繁閑を量りて、驛別に船四艘以下二艘以上を設備し置きて往來人の便に供せよ、舟夫は船の大小に應じて配置せよ、但し水陸を兼たる驛は、船馬共に併置せよ、驛長は前條に准ぜよと也。

字解　○四隻、隻は之石切音炙、物の單を云ふ、四艘の事也、○船丁、舟夫、則ち水夫の如し、

第十八條　驛傳馬翻替條

凡乘驛及傳馬、應至前所替換者、並不得騰過。其無馬之處、不用此令。

驛馬又は傳馬に乘らば、次の（則ち前き）驛に於て乘替ゆべし、必ず乘り超しはならぬ、併し次ぎの驛に馬なき處ならば此限に非ずと也、

【字解】○前所は、次ぎの驛を云ふ、○騰過、騰は義解に過なり、集解の釋云に奔也、一説に馳超越也、

第十九條　軍馬調習條

凡軍團官馬、本主欲於鄕里側近十里內調習聽。在家非理死失者、六十日內備替。則身死、家貧、不堪備者、不用此令。

軍團の馬は、飼主の兵士が、自身居住の附近二里以內にて調馬練習等を望めば聽許せよ、若し預り飼ふ中、公事に因て死亾せは、官にて立替すれ共、理由なく死亾せは、六十日以內に於て飼養者が立替し置け、但し飼主が死去したとか、又は家貧にして備ふる事の出來ぬ者には本令を用へずと云ふ也、

【字解】○本主は、預り飼ふ兵士を指す也、

第二十條　驛傳馬檢查條

凡驛傳馬每年國司撿簡。其有大老病、不堪乘用者、隨便貨賣。得直若少。驛馬添驛稻。傳馬以官物市替。

驛馬、傳馬は、每年地方官に於て檢閱し、大老又たは大病にて乘用に堪ざる者は、便宜賣却せよ、其賣得金少額にして、代りの馬を購ふに不足金を生せば、驛馬は驛稻を以て補へ、傳馬は郡稻を以て市場にて買入れよと也、

【字解】○驛稻、官物、前の十六條にあり、

延喜式第廿六卷主稅の上の卷末に、驛傳馬直段は、畿內國は、上馬二百五十束、中馬二百束、下馬一百五十束、伊賀外全國皆甲乙あり略す、其傳馬の價は、各遞減五十束とす、又た死馬の皮の直は一張五束也、一束は今の玄米五升に當れり、

第二十一條　驛傳馬乘用條

凡公使須乘驛及傳馬、若不足者、則以私馬充。其私馬因

公使致死者、官爲酬替。

御用の使者、驛馬、傳馬に乘るに際し、馬の不足を生せは、私人の馬を以て充てよ、若し個人の馬が使者に因て死亡せば、官にて酬ひ辨へよと云ふ也、

第二十二條　傳馬乎當條

凡官人乘傳馬出使者、所至之處、皆用官物、准位供給。其驛使者、每三驛給。若山險闊遠之處、每驛供之。

凡て官員が傳馬に乘りて使者に出る時は、其費用は至る先き先きの郡稻を用へよ、其多少は官位の高下に隨て從者の多少あれは、ソレ相應に供給せよ、又た驛使ならは、驛稻の支辨にて三驛每に給與せよ、若し道路險惡か、或は廣漠たる原野ならは、驛每に供給せよと也、

[illegible]　○官物、驛稻、前にあり、

○驛使、軍防令七十六條、公式令、廿一、廿二、廿三、四十二、四十九條を參看すべし、

第二十三條　逸失馬牛處分條

凡國郡所得闌畜、皆仰當界内訪主。若經二季無主識認者、先充傳馬。若有餘者出賣。得價入官。其在京、經二季無主識認者、出賣。得價送贓贖司。後有主識認者、勘當知實、還其本價。

國郡にて放れ馬を捉へ得たる時は、其飼主を當國及び當郡内に於て尋ねよ、若し六ヶ月を經過するも飼主見當らずば、其馬を傳馬にせよ、若し傳馬に剩餘あらば、賣却の上賣得金を官に納めよ、但し京都府内は二季（一季は六ヶ月也）を過せば、直ちに賣却して其價金をば贓贖司に納入せよ、併し納入後に至り、飼主出れば、飼主なるや否を取り査して虛僞ならざるを認定せば賣得金を返付してやれと也、

[illegible]　○闌は、說文に失也、義解に妄也、馬牛の自ら逸して主の知れ難を闌畜と云ふ、職員令三十一條贓贖司及び六十六條より七十條又は捕亡令第十五條等にあり、

第二十四條　逸失畜類屆出條

凡闌遺之物、五日内申所司。其贓畜事未分決、在京者、付京職。斷定之日、若合沒官出賣。在外者、准前條。

凡て放逸の馬牛、及び遺失の物品を拾得したる時は、五日以内に警察の役所に屆出よ、而して、竊盜及び賄賂等に係る畜類物品にして、未だ判決なき間ならば、京都内は京都市役所に差出し、

役所はソレを受取り畜類ならば雜役に使用しおれよ、判決の上にて官に沒收すべき物は、賣買却せよ、地方の處分は前條に准せよと云ふ也、

字解　○闌遺、闌は前條にあり、遺は遺失物也、捕亡令第十五條に詳也、○贓は、盜み物、又は賄賂品の如し、職員令第三十一條贓贖司、獄令五十二條參看すべし、

第二十五條　　馬牛籍送進條

凡官私馬牛帳、每年附朝集使、送太政官。

京都を除く他の官私の馬牛帳は、每年朝集使に附して太政官に送れ、太政官はソレを兵部省に下す也、職員令第廿五條兵馬司の正の項にある公私の馬牛云々を參看すべし、

第二十六條　　死亡馬牛處分條

凡官馬牛死者、各收皮腦角膽。若得牛黃者別進。

官馬官牛が死亡せば、各、皮、腦、角、膽を採取して上納せよ、若し牛黃を得たらば、特別に得るに隨ふて進つれと也、

字解　○皮腦、皮は馬及び牛の皮、腦は義解に馬の腦と單に註すれ共、愚按にては牛の腦髓も併稱せしとす、如何となれば諸多の本草書に牛の腦髓も藥用に供しあれば也、○膽は、俗にキモ又たキーと稱する物にて、肝臟の裏面に附着しある一の囊臟にして、最も苦き液を含蓄する臟にして、熊膽、猪膽、猿膽の如し、○牛黃は、ギウワウと音讀せず、古來ゴワウと吳音の讀例也、羅甸 Bezoar. にて、李東璧の本草綱目第五十卷に、金光明經に、之を瞿盧折娜と云ふ、本草別錄に牛黃は、牛膽內に之を得るとあり、今の醫人は之を膽石とす、其性質功用大小、形狀、各動物の比較解剖、眞贋の鑑別、及び雜話等は茲に詳述するの要なし、

第二十七條　　乘用中馬牛死亡條

凡因公事、乘官私馬牛、以理致死、證見分明者、並免徵。其皮宍、所在官司出賣。送價納本司。若非理死失者、徵陪。

公用に因て、官私の馬、或は牛を乘用中、若し其馬、牛の死亡に偶然逢へば、尋常の死亡ならば、辨償するに及ばぬ、其皮や肉は、其處の役所に於て賣却致せ、價金は管轄廳へ上納せよ、私人の馬牛と雖も皮肉は役所に上納せねばならぬ、若し、乘用者の不都合にて、死亡した事ならば、辨償せよと也、

字解　○證見は、證據顯然の如し、

○宍は、肉の字也。○官司は、其畜の死亾地の役所。

○本司は、其畜籍のある所管の役所。

○徵除は、徵收塡充の如し。

第二十八條　　馬牛途中發病條

凡官畜在道羸病、不堪前進者、留付隨近國郡、養飼療救。草及藥、官給。差日、遣專使、送還所司。其死者、充當處公用。

官有の馬牛が途中に於て病氣に罹り進行に堪ざる者は、其隨近の國郡、及び郡役所に付して飼養救療せしめよ。馬糧及馬藥は總て官給とせよ。全癒の日には專使を以て、本の役所へ送り返せと也。若し死亾せば、皮肉等は其處の公用の費に充てよと云ふ也。

字解　○前進は、ツキヘスヽム也。○草は、馬糧と云ふ如し。○所司は、モトの役所。

大寶令新解　第八巻

第二十四篇　醫疾令　凡貳拾漆條

本篇も亦倉庫令に同じく散逸久しかりしを、塙保己一前記諸書より集めて編せしと也。醫術、藥學、治病、針術、按摩、呪禁に關する法令也。

第一條　　醫博士採用條

醫博士、取醫人內法術優長者爲之。按摩呪禁博士亦准此。

本條は、醫學博士にするには、醫人中の最も學術に優等なる者を採用せよ。按摩及び呪禁博士も亦此に准ぜよと也。

字解　○醫人は、醫者全體の總稱にして、醫師は當時にありては官職に非ざれば稱する事のならぬ名稱也。職員令四十四條典藥寮及び下の十二條十三條廿七條參看すべし。（政事要略九十五）

第二條　　醫生等採用條

醫生、按摩生、呪禁生、藥園生、先取藥部、及世習。次取庶人年十三已上、十六已下、聰令者為之。

本條は、醫學生、按摩生、呪禁學生、藥學生等は、代々斯業を繼ぎ居る家の子弟を採用せよ、若しソレにて所定の選募學生不足ならば、一般人民の内に於て、最も怜悧なる者にて、年齡十三歳以上十六歳以下の子弟を採用し就學せしめよと也、

【字解】 ○藥部は、其姓藥師と稱する者にして、則ち蜂田の藥師、奈良の藥師の類なり、○世習は世襲の如し、三代醫業を習ひ、相襲ぎて名家と爲る者を云ふと義解に云へり、學令第二條參考すべし、(政事要略九十五、職員令集解典藥の條、及び國博士の條)

第三條　醫針生受業條

醫針生、各分經受業。醫生、習甲乙、脈經、本草。兼習小品集驗等方。針生、習素問、黄帝針經、明堂、脈決。兼習流注、偃側等圖、赤烏神針等經。

本條は、醫學生、針學生は、各習ふべき書籍を區別して習へよ、則ち醫學生は甲乙經十二卷、

脈經二卷、新修本草廿卷、小品十二卷、集驗(則ち先輩名醫の治驗集とも云ふべきもの)十二卷、を兼學せよ、鍼學生は、素問三卷、黄帝針經三卷、明堂三卷、脈決一卷、流注經一卷、偃側圖一卷、赤烏神針經一卷を習ふべしと也、

【字解】 ○偃側圖は、人體の俯仰、横臥位置の解剖圖なり、(政事要略九十五、考課令集解)

第四條　賞地讀習條

醫針生、初入學者、先讀本草、脈決、明堂。讀本草者、即令識藥形藥性。讀明堂者、即令驗圖識其孔穴。讀脈決者、令遞相診候、使知四時浮沈澁滑之狀。次讀素問、黄帝針經甲乙脈經。皆使精熟。其兼習之業、各令通利。

本條は、醫、針學生が、初めて入學せば、本草及び脈決、明堂を讀ましめ、本草書を講習せば藥物の產地、形狀性質、及び眞贋の鑑別、醫治功用、中毒作用等を知得させよ、針學生ならば明堂を讀ましめば、針穴、灸穴等のある脈絡を首肯する事が出來得る、脈決を習はしむれば

甲乙二人の學生、相互に診脈して、春夏秋冬則ち四季折々の健康時の脈状を知らしめ、例之ば春の脈は弦脈にして、夏期は洪脈、秋は澁脈、冬期は沈脈と云ふ如し、次に醫人の經典として居る所の素問等を素讀し、後に講義をさせ、能々精密に熟知せしめ、飮食習の業までも通曉せしめよと云ふ也、

字解　○精熟は、學令第八條にあり、（政事要略九十五）

第五條　　專門醫學生條

醫生、既讀諸經、乃分業教習。率二十、以十二人學體療。三人學創腫。三人學少小。二人學耳目口齒。各專其業。

本條は、醫學生は一般醫學書を講習せば、其上は分科して教習せよ、一回の募集學生を廿人とし、其內十二人は內科、外科と小兒科は各三人宛、耳目齒科は二人と云ふ比例にて、各其業を專門的に研究させよと也、

參照　○廿は、職員令第四十四條、典藥寮の條に醫生卅（四十）とあるに照せば矛盾の如くなれば後査を要す、但し募集も亦每年なりしや否是亦同斷也、○體療は、今云ふ內科○創腫、創は瘡字と相通ずれ共、惑按にては、此二字を現今に活用さすれば、創傷腫瘍と看做し、則ち外科を云ふ也、○少小、小は六歲以上、少は十八歲以上を云ふ、故に今の小兒科、一名幼科或は單に兒科又嬰科と云ふ如し、年齡の名稱は、戶令第六條參看すべし、又た婦人科、產科、整骨科の如きは、本篇第十六條參考すべし、（政事要略九十五卷）

第六條　　溫古知新條

醫針生、各從所習、鈔古方誦之。其上手醫、有療疾之處、令其隨從、習知合針灸之法。

醫、針生は、各修業したる所に從ふて、古來ある處の處方の書籍、及び秘傳等の卷軸に至るまで、成るべく讀過せよ、然れ共先輩等の名方と云ふても亦悉皆良方而已に非ざる者なれば、其內偉功のあると思惟する點を抄記拔萃して記憶せよと、又た老練圓熟の妙手あり、巧みに疾患を治療せしむる奇術を實施す醫人あらば、其先生に就て勉學研究せよ、醫人たる者は、方今の支那醫の如く、仲景、弘景や、扁鵲、倉公の方而已を固守するな、必ずや各時代の進步に鑑み、世をして濟生、長生の福域に達せしむる方法技術を講究せよと云ふのが本令條の精神也、（政事要略九十五）

字解　○鈔は、全く寫取らざるを云ふ、○古方は、往古の藥方にして、律に今古の藥方と云ふは

是也、

第七條　　試驗制度條

醫針生、博士一月一試。典藥頭助、一季一試、宮內卿輔、年終惣試、其考試法式、一准大學生例。若業術灼然、過於見任官者、則聽補替。其在學九年無成者、退從本色。

本條は、醫、針學生等の試問は、教官たる博士に於て毎月一回宛試問せよ、典藥寮の長次官は一年四回則ち春夏秋冬に各一回宛試問せよ、又た年末の學年試問は、宮內省の長次官に於て試問せよ、而して試問の方法は、學令にある大學生に准じて、上、中、下、三等の採點を用よ、其下點而已を三年間續くれば退校をさせよと也、若し學術優等にして、現任の醫師等よりも其成績善良ならば、其人を採用して任官せよ、其代りに現任中の不成績なる醫師を退職せしめよと云也、又た之に反して、三年に一回宛の下點を得て、滿九ヶ年も在學し居ても尙卒業し得ざれば、其學生をして就學前の本業に從事させよと也、(政事要略五十九卷、職員令集解典藥條)

字解 ○考試は、試問と云ふ如し、○灼然、灼は音酌、明也、昭也、○本色は、モトの職業と云ふ如し、

第八條　　專門科年限條

學體療者、限七年成學。少小及創腫者、各五年成學。耳目口齒者、四年成。針生、七年成。業成之日、令典藥寮業術優長者、就宮內省對丞以上、精加挍練。具述行業、申送太政官。

內科學生は、七ヶ年にて卒業、外科、及び小兒科は各五年、耳目口科は四年、針科は七年、愈卒業の曉には、侍醫寮の醫官中にて、最も學術に長じたる醫官をして宮內省に就て、當局官の立會を以て、精密に試問せよと也、其問題は、既に修學せし科目中の要項十題を課し、其內八問以上明答したる者を以て上上として、ソレを官醫を採用する事にして、太政官に具申せよと也、(政事要略九十五卷、)學令第十一條參照

字解 ○挍練は、試問の如し、○行業、行は 品行の事にて、方正清修の如し、業は 事學治療を云ふ、

第九條　　獨學生受驗條

有私自學習解醫療者、投名典藥、試驗堪者、聽准醫針生

例考試。

本條は、今の成規受驗醫師の如く、官立校に入學せずして、私立校若くは獨學を以て、醫家の學術を學習したる輩の醫師を希望する者があらば、前條醫針生の例に准じて試問を受くる事を聽せ、則ち典藥の試問を宮内省に具申し、省は更に試問して太政官に具申すると云ふ手續也、(政事要略九十五)

第十條　　束脩行禮條

醫針生初入學、皆行束脩禮。一准大學生。其按摩呪禁生減半。(政治要略九十五、)

本條は、昔の束脩の禮にして、當時の醫針生が初めて入學する時は、酒一壺、乾魚十束、布一端、按摩及び呪禁生は半額とす、該物品を三分し、其一分は學長にして、二分は諸教授に分配すと云ふ也、

字解　○束脩は、師弟の約を結ぶ儀式時に納むる物貨、學令四條及び職員令十四條大學寮等參考すべし、

第十一條　　教官教授條

教習本草、素問、黃帝針經、甲乙、博士皆案文講說、如講五經之法。(政事要略九十五)

本條は、新修本草、素問等を素讀し終了せば、爾後は　師匠より諸經の講釋をして聞かせよと云ふ也、其講義の體裁は、儒官の五經を講義すると同樣の方法でせよと也、

字解　○案文は、文に依ると云が如し、

第十二條　　代診條

醫針師、典藥量其所能、有病之處遣爲救療。每年宮內省試驗其識解優劣差病多少、以定考第。

本條は、醫師及び針師、則ち典藥寮の醫員は、常に五位以上の家に患者あらば、典藥の頭の代診として患家へ遣はして診察させよ、其診察に依て全癒したる多少と、經過簡なる帳簿を案に供へ置きて、每年一回宮內省に差出し、省の當局一覧の上、其優劣を檢閲して、升級の材料とせよと云ふ也、

字解　○定考第は、典藥寮にて既に定めたる所の考第を宮內省が檢閲する迄にて、宮內省が考第を定むるに非る也、

（政事要略九十五、職員令集解典藥寮の條）

第十三條　　　式部省覆試條

醫針生、業成送官者、式部覆試、各十二條、醫生、試甲乙四條。本草、脉經各三條、針生、試素問四條、黃帝針經、明堂、脉決各二條其兼習之業、醫針各二條。問答法式、並准大學生例。醫生全通、從八位下敍。通八以上、大初位上敍。其針生、降醫生一等。不第者、退還本學。經雖不第、而明於諸方、量堪療病者、仍聽補醫師。

本條は、醫、針學生卒業せば、太政官へ申告せよ、官はソレを式部省に下し省に於て再び試問を執行せよ、問題は醫針兩學生共各十問にて、醫學生ならば、甲乙經にて四問、本草と脉經にて各三問、針學生ならば、素問にて四題、針經、明堂、脉決の三書にて各二問とす、此他兩學生共に、兼習科にて各二問宛課せよ、問答の式は、受驗の經書の本文、又は註を擧て問を發すれば、學生に於て、其問題の義理を明瞭に十問共解答すれば、ソレを全通とせよ、該成績を得たる者は、從八位の下に敍して、缺員醫師のある處へ任せよと也、針學の方は、醫生より一等下級の任官とせよ、若し落第せば、本の學年に還せ、

又た對問の醫經、則ち學說試驗に於て不合格であるとも、實地の處方及び治療技術に於て、優等の成績ならば、醫師則ち侍醫等に補任する事を許せと也、（政事要略九十五、考課令集解）

〔註〕　〇官は、太政官、〇覆試は、復試の如く即ち改めて試驗するなり、「二字衍なるべし、甲、乙、本草、脉經の問題數に一致せず、

第十四條　　　按摩呪禁學科條

按摩生、學按摩傷折方、及判縛之法。呪禁生、學呪禁解忤持禁之法。皆限三季成。其業成之日、並申送太政官。

按摩學生は、人體の筋肉の起始停止等の部を按摩し、或は牽引し或は拳上等を鍛みて關血を散ぜしめ又は打撲の療法、或は針を以て淤血部の瘀血を刺し散し、或は繃帶等を爲す方法等を學べと也、呪禁學生は、或は杖、或は刀劍を持て呪文を唱へて、猛獸、毒蟲又は妖怪、或は盜賊等の爲に世人が侵害を被らざるやうに呪詛の方法を學べ、是等の修業は、皆各三ヶ年を以て卒業させ、卒業の曉には、ヤハリ太政官に申告せよと也、（政事要略九十五）

字解 ○按摩は、ナデ、サスリの訓にして、導引則ち身體違和を感せし時に、肢體の筋骨を引きたり、伸ばしたり上げたり下げたり、揉みたり、抑さへたり、して昔人の所謂邪氣を散逸せしむる法也、○傷折は、イタミ、ヲリ、の字訓にして、今云怪我にて、醫士の所謂損傷打撲の類也、義解に折は跌也とあり、跌は音蹉にして蹶くとか、或は足の傷みとか云ふ文字也蹉跌の熟語あり、○判縛、の判の字をば塙本には各字書に見當らざる文字則ち剌の字を記すれ共、判の誤りと知るべし、ハンバクとは鍼を以て損傷の部の瘀血則ち淤血を刺して出すを判と云ひ、重き怪我は綳帶し按摩導引して快復せしむるを縛と云ふ、則ち今云ふ脫臼等も此中に含むものとす、縛は綳帶の事也、○解忤持禁、解忤は、邪逆を解除するを云ふ、持禁は、杖又は刀を持て呪文を唱へ、法を作りて邪氣則惡魔を禁退するを云ふ、例之は猛獸則ち虎狼、毒蛇、蠍蠆、毒蟲、盜賊等の爲めに侵害を被らず、又た呪禁を以て、身體を固めて、湯火、刀刃に傷けられざるを持禁と云ふ也、

第十五條　雜使禁止條

醫針生、按摩呪禁生、專令習業。不得雜使。

本條は、總ての學生等をして、專ら其業を習はしめよ。必す種々の用事に使役する事はならぬと也、但し旬暇といふて十日に一日宛、田暇と云て農月の休暇、授衣暇と云て、冬の衣服の用意休暇等は大學生に准ぜよと也、（政事要略九十五、學令廿條、假寧令等參考すべし）

第十六條　女醫養成條

女醫、取官戶婢、年十五以上二十五以下、性識慧了者三十人、別所安置。教以安胎產難、及創腫傷折、針灸之法。皆案文口授。每月醫博士試。年終內藥司試。限七年成。

本條は、女醫養成の令條にして、女醫は、宮仕へ等の女子の年齡十五歳以上、廿五歳以下の内にて、性質怜悧、記憶强大なる者卅人を採用し、内藥司の傍らに寄宿舍を設け、其處に置きて產科、外科、整骨科、針灸科等の法をば、各科の醫書に依て、各科の博士が口授せよ、則ち讀書をさするのではなく、教官の講話に留めて、聞覺へ、見覺へさする而已である、例之ば、姙婦の胎兒安全法の如しと云ふ、

試問は每月一回博士にて行ひ、年末の學年試問には、中務省の内藥司にて執行せよ、修業の年限は、七ケ年とせよと也、

字解 ○官戶婢、宮仕中の身分高からざる女、（職員令四十九條官奴司、及戶令等參看すべし）○安胎、胎兒の攝生、○產難は、難產、○創腫、傷折は、前條及び本篇五條にあり、○案文は、

十一條にあり、○内藥司は、職員令十二條にあり、此女醫は、主に五位以上の家の夫人令嬢達の疾病を診察する爲と云へり、

本篇貳拾七ケ條中、二十三ケ條の冒頭に凡の字なきは、恐くは脱せしなるべし、

第十七條　　諸國醫生條

凡國醫生業術優長、情願入仕者、本國具述藝能、申送太政官。

本條は、各地方の醫者中にて業術優長なる者が、官醫を出願せば、各國の國守に於て精細に學術を調査して太政官に申達せよと云ふ也、（職員令集解、醫博の條）

第十八條　　諸國醫官教授條

凡國醫師、教授醫方、及生徒課業年限、並准典藥寮教習法。其餘雜治、行用有効者、亦兼習之。

國々の醫師（則ち官醫）が、其國の醫學生を薰陶養成せよ、生徒の課業年限等は、典藥寮の教授の法に准せよ、其餘治術に於て効有る事は皆な習へよと也、（職員令集解、國博士の條）

[illegible]　○醫師は、上述の如く今の醫師と云ふとは異にして官醫を云ふ、凡て當時の國と云へば、大、上、中、下の四階級あり、何れも國博士、國醫師各一人宛あり、醫學生は、他の諸大學の學生五分一の割にして、則ち大國の各科生徒の數は總計五十人なり、上國は四十人、中國は卅人、下國は廿人、此五分の一が醫學生と云ふのであるから、大國の醫學生は十人と云ふ數となる譯也、但し其募集は毎年か、將又卒業と交代に入學さするのか講査を要すれ共、本條文末に依れば、卒業と交代に募るが如くに考らるゝ也、

第十九條　　國醫生試驗條

凡國醫生、毎月醫師試。年終國司對試。並明定優劣。試有不通者、隨狀科罪。若不率師教、數有愆犯、及課業不充、終無長進者、隨事解黜。則立替人。

本條は、國々の醫學生は、其國々に於て、醫師則ち教官が毎月一回試問し、年末には地方官監臨の上試問して、其優劣を明了に定め、又た試問せしに既に受業したる學術をば更に覺へ知らざる生徒をば、相當の罰に處せよ、若し教官の命に從はざるか、又た屢校則を犯せしか、或は缺席頻繁等にて、兎角進歩の見込みなき學生ならば退校を命せよ、而して退學をさすれば其補

鉄の學生を替り入らしめよと也。(職員令集解、國博士の條)

字解 ○國司は、地方官。○盜は、通謀の如し。

第二十條　　藥園條

凡藥園、令師檢校、仍取園生、教讀本草、辨識諸藥幷採種之法、隨近山澤有藥草之處、採掘種之。所須人功、並役藥戸。

本條は、藥園には、藥園師を置て、園内一切の事を檢閲處理せしめ、兼て藥學生を採用して、本草學を教授し、以て諸藥の形狀色味、採取播種移植等は勿論、製藥の方法等を辨識せしめ、又平時は、近き山野沼澤に藥草產出せば、之れを採取せしめて園内に移植を計り、一部は製藥せしめよ、凡て入用の人功は採藥する家の者共を使役せよと云ふ也。(職員令集解、典藥の條)

字解 ○人功は、人工の如し。○藥戸は、採藥御用世業の家也。

第二十一條　　製藥條

藥品施典藥年別支料、依藥所出、申太政官散下、令隨時收採。

藥品は、典藥寮にて支料して、藥品の產出する所に依て、太政官に上申し、配布すべき國役所に散下せよ、又た臨時採收せしめよと也。(賦役令集解雜徭條、則ち石川本の第十四冊の十五張の左七行、又た政事要略五十九に之を引けり、施の字は典の字に作れり、料の字舊は斷に作り今之を改むと塙本に從ふ。)

第二十二條　　採藥師條

諸國輸藥之處、置採藥師、令以時採取。其人功取當處隨近下配支。

本條は、藥品を產する國々には、常に採藥師を置きて、採取すべき各時節に採取させ、人夫は產出する場處に最も近き土地の者を使役せよと云ふ也。(政事要略五十四、幷に石川本の賦役令集解第十四冊十三張の右十二行、及び十五張の左九行に之を引けり、國の字舊は脫せり、今之を補ふ、と塙本に從ふ。)○[下]の字當に衍なるべし。

第二十三條　　御藥調劑條

合和御藥、中務少輔以上一人、共內藥正等監視。

本條は、陛下、殿下等へ上る藥劑を調合する時には、中務省の少輔以上の一人が、內藥司の正等と共に監視せよと也。(職制律疏)

第二十四條　供御藥餌試嘗條

餌藥之日、侍醫先嘗。次內藥正嘗、次中務卿嘗。然後進御。其中宮、及東宮准此。

本條は、主上に藥餌を差らする日には、第一に侍醫がお毒味を申し上げ、其次に內藥司の正がお毒味申し、次に中務省の大臣がお毒味申し上げて然る後に進御せよ、皇后宮及び東宮も亦此に准ぜよと也。（東宮職員令集解主書署の條）

第二十五條　五位以上給藥條

五位以上病患者、並奏聞遣醫爲療。仍量病給藥。致仕者亦准此。

本條は、五位以上の人、病氣に罹らば、宮內に申し出で、輕症は省にて處分し、重症と看做さば、宮內省より太政官に申達せよ、然れば、太政官が奏聞に達し、醫師を派遣して診察せしめ、病症を量りて藥劑を給與せよ、但し是は在京の官員而已の事なり、併し畿內在任の官吏、及び辭職した者も亦此に准ぜよと也。（政事要略九十五、又た職員令集解典藥の條に之を引けり、病患の患の字を疾の字に作れり）

第二十六條　配藥條

典藥寮、每歲量合傷寒、時氣、瘧、利、傷中、金創、諸雜藥、以擬療治。諸國准此。

本條は、典藥寮に於て、例年類型的にある諸病を目標として豫測の藥劑を調合し、諸官省に配藥し置き發病の時に服藥させて治療に擬せよ、諸國も亦此に准ぜよと也、恰も今賣藥人の配藥の觀あると云ふべし。（政事要略九十五）

【字解】○傷寒は、諸國の方言限りなき如し、今云ふチフス也。○時氣は、疫癘と云ふ、流行病と推知すべし。○瘧は、今醫はマラリヤ又た間歇熱病と云ふ、俗人は字音のギャクを通稱とせり。○利は、病冠りを冒らすも同じ、今云ふ腸カタル又た赤痢、白利をも古へは混稱せり。○傷中は、義解にては、胸臆に病有る者を云ふ也とあり、惣按するに、傷食、中暑の類ならむ。○金創は切り疵の事なれ共外科の大部を云ふ如し。

第二十七條　巡診救療條

醫針師等、巡患之家所療。損與不損、患家錄醫人姓名、申宮內省。據爲黜陟。諸國醫師亦准此。

本條は、醫師も針醫師も患家を巡廻して診療せよ、診療の後ち、疾患に對しての損不損は、患家にて病人の姓名を手帳に錄し置きて後に宮内省に申告し、省は病家よりの申告書を更に典藥寮に下附して後日考狀に附せ令めて黜陟を爲よ、諸國の醫師も亦此に准ぜよと云ふ也、（職事要略九十五）

字解　○損不損は、功能の有無、多少及び治否等を云ふ、

大寶令新解　第九卷

第二十五篇　假寧令　凡壹拾參條

本篇は、休暇に關する法令也、

字解　○假は、古雅切音賈、休暇也、今は暇の字を用ふ、揚子方言等に從へば同字なり、ヤスミと訓す、寧は、歸寧也、今云ふ歸省の如し、ヤスミの訓あり、家に歸りて父母を慰むるを云ふ、古讀はケチウリヤウと呉音に讀む也、

第一條　給休暇條

凡在京諸司、毎六日、並給休假一日。中務宮内、供奉諸司、及五衞府、別給假五日。不依百官之例。五月八月給田假。分爲兩番。各十五日。其風土異宜、種收不等、通隨便給。外官不在此限。

在京の諸役所は六日に一日宛の休暇を給與せよ、但し中務、宮内、供奉の諸役所、及び兵衞、

衞門、衞士府の五衞府、兵庫、馬寮は、一ヶ月間に一度に五日宛續けて休暇を給へ、又た百官の例によらず、五月と八月には、秋穫、揷秧の休みを給へ、但し役人を二分して各十五日宛とし、コは其出身國の風土氣象同一ならざるに依りて自然に春耕秋收の遲速あるを以て如斯分番さして休暇を給はる也、併し地方官は此限に非ずと也、

字解 ○五衞府は、左右の兵衞と衞門にて四府とし、ソレに衞士の一府を加へたる也、○五月、八月は、今の六月九月の如し、秋收揷秧の期にして當時は役人も兵士も皆農業せしを以て此の如く田假と云ふ秋さつきの農業をさする爲の休暇を給へし也、○風土異宜は、土地により早晩あるを云ふ、○田假は、春播揷秧秋收の休み、○種收は、春耕秋穫と云ふ如し、

第二條　定省假條

凡文武官長上者、父母在畿外、三年一給定省假三十日。除程。若已經還家者、計還後年給。

文武官中、日勤の人にて、兩親畿外に居住せば、三年に一回宛、三十日の歸省休暇を給へ、往復路程の日數は右日限外とす、若し公用等にて、兩親在住の附近等に出張せし事あり、序を以て生家即ち父母の家に還りし事あらば、三年經過の上ならでは、歸省の休暇は給はずと也、

字解 ○長上は、日勤の如し選敍令九條等にあり、○定省は、孝子親に仕ふるに、昏に定じ、晨に省と云ふ是也、曲禮に云く、人子の禮たるや、昏定而晨省、鄭玄曰く、定は其牀を安んずる也、省は其安否如何を問也、定は說文に安也、省は視也、又た爾雅釋詁に察也、又た定は晉訂、營室星也、詩の鄘風に、定の正に中する楚宮を作る云々は營繕令の首めに既述す、通典百八卷禮の六十八、雜制部給假の條に殆んと同文あり、

第三條　遭喪給暇條

凡職事官遭父母喪並解官。自餘皆給假。夫、及祖父母、養父母、外祖父母、三十日。三月服、二十日。一月服、十日。七日服、三日。

現職の官吏は、自身の病氣にて百廿日以上缺勤したとか、或は父母の喪に逢ひは解官せよ、其他は皆休暇を給へ、夫、及び祖父母、養父母、外祖父母には卅日、三ヶ月の服には廿日、一ヶ月の服には十日、一七日の服には三日、と云ふ也、

字解 ○職事官は、現職と云ふ如し、選敍令第廿二條に既述す、○解官は、休職の如し、獄令第十條、廿七條參考すべし ○夫、以下云々は 服より割り出したる休暇なり、服は 喪葬令十

七條に詳解す。

第四條　　無服殤條

凡無服之殤、生三月至七歳、本服三月、給假三日。一月服、二日。七日服、一日。

生後三ヶ月より七歳までの小兒は死亡したとて只心中に喪をして憂に居る計りで、別に喪服を服せず故に無服とす。服三ヶ月ならば給暇三日、一ヶ月ならば二日、七日の服には一日と云ふ也。前條及び喪葬令十七條參看すべし。

[illegible]　○殤、式羊、尸羊、丼に音商。ワカジニ、又たヒトゝナラズの和訓あり則ち未成人の死を殤と云ふ儀禮喪服傳に、年十六より十九までに死したるを長殤とす、十二より十五までに死したるを中殤とし、八歳より十一歳までに死したるを下殤とし、七歳以下を無服の殤と爲す。生後三ヶ月ならざるをば殤とせず。

第五條　　師經受業條

凡師經受業者喪、給假三日。

教育を受けたる師匠博士の喪には休暇三日を給へと云ふ也。

名例律八虐の第八不義の條の疏に云く、現に業を受くの師、謂ふは、現に經業を受くる大學國學者、私學も亦同じ、若己に成業せし者先きに學を去ると雖も、幷に現に業を受くる師の例に同じ、とあるを參考とすべし。

第六條　　改葬條

凡改葬、一年服、給假二十日。五月服、十日。三月服、七日。一月服、三日。七日服、一日。

改葬せば、一年の服には休暇廿日、五ヶ月の服には十日、三ヶ月には七日、一箇月には三日、七日の服には一日と云ふ也。

[illegible]　○改葬は、集解四十卷六張の左初行に（石川本）、釋云く、舊屍を改め移す也、古記に曰く、改葬は、殯埋したる舊屍の柩を改め移すの類、○假は、同前張に朱云く、長上、番上無別者須同也。

第七條　　聞喪擧哀條

凡聞喪擧哀、其假減半。有乘日者、入假限。

喪を聞て哀傷する時は、其休暇は半減とせよ、若し餘れる日あらば休みの日限に算入せよと也。

○聞喪、假令は、官吏が祖父母の喪に遭はゞ、本假卅日なり、若し遠國等に於て喪を聞て、其所にて哀を擧ぐるならば、半減して十五日を給へよとの意也、○乘は、剩の如し、假令ば、三日の半減は一日半なれ共、二日を給はるの類也、

第八條　給喪葬假條

凡給喪葬假、三月服以上並給程、

喪葬休暇を給ふに、三ヶ月以上の服には、喪暇の他に往復の日を給與せよと也、

第九條　喪日爲始條

凡給喪假、以喪日爲始、擧哀者、以聞喪爲始、

喪の休暇を給ふに、死去の日を以て暇日の始めと計算せよ、併し擧哀者は、喪を聞きし日を以て始めとせよと也、續日本紀卅六、天應元年十二月丁未（一四四一年光仁帝）、太上天皇崩じ玉ふ、春秋七十有三、天皇哀號擗を摧きて自ら止むる事能はず、百寮中外慟哭して日を累ねたり、云々、詔に曰く云々、仍て今月廿五日より始て諸國の郡司は廳前に於て哀を擧ぐる事三日、若し遠道の處は、符の到る日を以て始と爲て施行せよ、廳に三度と曰ふは、初日再拜兩段なり、但し神郡は此限に非ず、

第十條　官人遠任條

凡官人、遠任及公使、父母喪應解官、無人告者、聽家人經所在官司、陳牒告追、若奉勅出使、及任居邊要者、申官處分、

官員奉職中、遠くの赴任及び公用にて使者に出て居る際にありて、父母の喪に遇ひて、解官すべからむに、案内及び告る人等の不便あらば、家族より現奉職若くは所管の役所へ屆けよ、然れば、屆を受たる役所にて幸便又は專使を以て通告せよ、併し此通告に一ヶ年も經過すれば、聞喪の處として、聞喪を以て始めとす、則ち解官、給服等皆喪則の如くせよと也、若し、奉勅にて出て居る使者とか、又た在任地が邊要ならば、太政官に具申の上處分せよ、則ち官は奏聞に達したる上の事とせよと也、

○陳牒は、申出の如し、○告追は、通知の若し、○邊要は、壹岐、對馬の類、

第十一條　請假條

凡請假、五衛府五位以上、給三日、京官三位以上、給五

日。五位以上、給十日。以外、及欲出畿外奏聞。其非應奏、及六位以下、皆本司判給。應須奏者、並官申聞。

請暇は、左右兵衛、同衛門、衛士の五衛府の五位以上の官員は三日を給へ、京官の三位以上は五日、五位以上は十日を給へ、此外にとか、又畿外に出んとせば奏聞せよ、又た奏聞に及ばぬ事と、六位以下は皆其役所々々にて裁決して給へ、併し奏上せねばならぬ時は、兵部、式部より太政官に申し、官より奏せよと也。

參考として、日本逸史卷十五、廿八張の左に、類聚國史第七十九卷、政理の部、一禁制の編に、大同二年二月己未朔（一四六七年平城天皇）勅し玉ふ、假寧令に據るに、五位以上、畿外に出んと欲せば奏聞せよ、然れば奏を經るに非るよりは外に出づ可らず、聞が如き或は私事に就て恣に畿外に赴く彼長途を置るに、良に憲法に乖けり、今よりして後、内印を賚に非んば、輙く出る事を得ざれ、若し違犯すること有らば、名を錄して奏し申せよ、或は國司阿容して申さずんば、共に違勅の罪を科せん、

第十二條　外官使人聞喪條

凡外官及使人聞喪者、聽所在館舍安置。不得於國郡廳

内擧哀。

外官則ち地方官等、及び使命中、喪を聞かば所在の役所又は官舍に居る事を許せ、併し、急用の事柄ならば、再三哀を擧て發程せよ、但し擧哀は國郡の政廳にてはならぬと也、

字解　○外官は、國守、將校等を云ふ、○使人は、勅使、官使等を云ふ、○擧哀は、慟哭にて、今も邊鄙の地方には、一升泣き二升泣きの風習ある由此遺風なるべし。

第十三條　外官任訖條

凡外官任訖、給裝束假。近國、二十日。中國、三十日。遠國、四十日。並除程。其假内欲赴任者聽之。若有事須早遣者、不用此令。舊人代至亦准此。若舊人見有田苗、應待收獲者、待收獲訖遣還。

外官任務終らば、裝束休暇を給へ、近國には廿日、中國卅日、遠國に四十日、幷に道中の日數はこれに算入せず、但し此裝束暇中に赴任せんと云へば許せ、若し事由ありて早く赴任させねばならぬ時は、本令を用へずと也、而して、前官には現に耕作地ありて、其收獲に近づき居た

らば收獲の終るを待ちて還せと也、

字解　○裝束假は、衣裳等の支度休暇也、○遠中近は、賦役令三條に既述す、○舊人は、前官と云ふ如し、○田苗は、耕作の如し、

參考として、萬葉集卷十七に、大伴宿禰家持、天平十八年閏七月を以て（閏七月は誤也）越中の國守に任せられ、又た天平勝寶三年七月十七日少納言に遷任し、八月五日平旦上道云々の事、同十九卷に載せり、皆此裝束休暇に略一致するが如く也。

大寶令新解　第九卷

第二十六篇　喪葬令　凡壹拾漆條

本令は、死亡、葬禮、陵墓、忌服に關する法令也、

參考　職員令の十六條治部省、同十九條諸陵司、同廿條喪儀司、同廿七條兵部省の鼓吹司、戶令の四十二條、公式令の廿八條同四十條、儀制令の七條等、

字解　○喪は、死屍の稱也、葬は藏也と、義解なれ共、喪の字、素とは字書に由れば、哭の字の下に亡の字を書けり、故に死亡を哭するの義なるべし、

第一條　諸先帝御陵條

凡先皇陵、置陵戶令守。非陵戶令守者、十年一替。兆域內、不得葬埋及耕牧樵採。

代々の天皇の陵には、陵戶を置て守衞せしめよ、若し世襲的の陵戶に非ずして守らしめば、十年に一度更迭せよ、陵墓敷地內には、餘の埋葬をしたり、又は耕作、草苅、柴苅、伐木等はな

らぬと也、

【解】○凡の字は、公式令第四十條に述べし如く、本詞の上に凡の字を加へたるは編纂の通りとす、○先皇は、先代以來の天子、○陵は、天子の墳墓にして、山の如く陵の如く故に之を山陵と謂ひ、國民はミサヾキと云ふ、御狹狹城の義にして今所謂城郭の形よりして稱せし如し、續日本紀天平寶字四年、十二月戊辰の勅に、太皇太后宮、皇太后の御墓は、自今以後山陵と稱せよ、其忌日も亦國忌の例に入れて務を設くの事式の如くせよ、又た三代實錄に貞觀十三年十月五日、太皇太后を山城國宇治郡後山階陵に葬る、

○陵戸は、日本紀十一卷、仁德天皇の六十年（紀元一〇三三）冬十月、白鳥の陵守等を差して役丁に充つ云々とあるを、狂講が說にては之が陵守の名の始めとせり、同紀三十卷、持統帝の五年、（一三五一）十月己巳の詔に曰く、先皇の陵戸は五戸以上を置き、自餘の王等にて功ある者には三戸を置き、若し陵戸不足ならば百姓を以て其徭役を免ぜ、○兆域、兆は域也、塋地と云ふが如し、孝經に其兆域を定む、註に兆は塋域を云ふ、杜氏通典に云く、周禮冢人、公墓の地を掌り、其の兆域を辨じて之れが圖を爲る云々、

第二條　天皇服錫紵條

凡天皇爲二本服一二等以上親喪一、服二錫紵一。爲二三等以下、及諸臣之喪一、除二帛衣一外、通二用雜色一。

天皇は、二等親以上の忌服には、喪服を着御せらる、三等親以上及び諸臣の忌服には、羽二重の外、諸種の品を衣服に着御せらると也、

【解】○凡、の字前條に同じ、○錫紵、錫は音セキ又たテキ、又テイあり、コヽにてはセキ也、細き纖りたる麻絲の布にて淡き墨染と云へり、紵は音チヨ（宁）生の布にて則ち淡墨染とす、○本服、儀制令第第二項の義解に、其子の嫡は、二等親と雖も、布服の者に非ず云々、

第三條　京官三位以上條

凡京官三位以上、遭二祖父母父母及妻喪一、四位遭二父母喪一、五位以上身喪、五位以下身喪、並奏聞遣レ使弔。殯斂之事、並從二別式一。

凡て京都內の官員にて、三位以上の人が、祖父母、父母、妻の喪に遭ひ、四位の人、父母の喪に遭ひ、又た五位以上、五位以下の人、死亡せば、其家より現に就職し居る所の役所、及び治部省に屆け、屆けを受たる治部省は、太政官に屆け、太政官は天子に奏聞の上、治部省に申し遣して、弔使を遣はせよ、入棺等の事は別式に依れと也、別式今詳かならず、

【字解】○殯斂、ヒンは必刄切音儐、說文に、死して棺に在り、將に葬柩に遷さんとして之れを賓遇す、禮記の檀弓に孔子曰く、夏后氏は東階の上に殯し、（中略）殷人は兩楹の間にヒンし、周人は西階の上にカリモガリし、斂は音廉、說文に收也、例之ば、續日本紀二卷の末、大寶二年（一三六二）十二月甲寅、太上天皇崩ず、遺詔して素服して哀を擧ぐる勿れ、內外文武官、務めを釐むる事常の如くし居れよ、喪葬の事は務めて儉約に從へと、同じく乙卯、二品穗積親王從四位上犬上王等外四名にて殯宮を作る役人と爲せり、（中略）丁巳に齋を四大寺に設く、辛酉に西殿に殯す、又た古文孝經廿二章、孔安國の傳に（前略）戶內に斂め、客位に殯す、庭に祖奠し、墓に送葬すれば、彌以て則ち遠くなる也、等を總合して按すれば、賓客の取扱の如し、

第四條　在官薨卒條

凡百官在職薨卒、當司分番會喪。親王、及太政大臣、散一位、治部大輔監護喪事。左右大臣、及散二位、治部少輔監護。三位、治部丞監護。三位以上、及皇親、皆土部示禮制。內親王女王及內命婦亦准此。

五位以上の官員、奉職中に薨卒せば、其役所內の者共は、交代に會喪せよ、而して親王、及び太政大臣、或は散一位等には、治部省の次官を以て喪事係りの長とし、左右大臣、及び散二位には、同省の少輔、三位の人には、同省の大丞又は小丞を係り長とせよ、又た三位以上、有位無位の差別なく皇族方には、皆紫衣帯劍の土部を以て葬禮を助けさせよ、內親王以下內命婦も亦此に准せよと也、

【字解】○薨卒、の制文は此末の十五條にあり、○散は、職員令十五條散位寮、又た選敍令の廿四條等に委し、○監護、監は視也、護は助也、○土部は、ハジベ共訓み、土偶人を造りて陵墓に收めて殉死に代たる也、職員令十九條諸陵司、又た此末の八條にある遊部を參看すべし、

第五條　職事官賻物條

凡職事官薨卒賻物、正從一位、絁卅疋。布一百廿端。鐵十連。正從二位、絁廿五疋。布一百端。鐵八連。正從三位、絁廿二疋。布八十八端。鐵六連。正四位、絁十六疋。布六十四端。鐵三連。從四位、絁十四疋。布五十六端。鐵三連。正五位、絁十一疋。布四十四端。鐵二連。從五位、絁十疋。布

四十端、鍬二連、六位、絁四疋、布十六端、七位、絁三疋、布十二端、八位、絁二疋、布八端、初位、絁一疋、布四端、皆依本位給、其散位三位以上、三分給二、五位以上給半、太政大臣、絁五十疋、布二百端、鍬十五連、親王及左右大臣、准一位、大納言、准二位、若身死王事、皆依職事例、其別勅賜物者、不拘此令、其無位皇親、准従五位、三分給二、女亦准此、減数不等、従多給。

本條は、諸官員等薨去の時に香典を賜はる法令也、

本職中の官員薨去せば、正一位や從一位の人々には、絁卅疋、布一百廿端、鍬十連、を賻物として賜へよ、以下位階の高下に因りて等差ある事本文の如し、其内ち非役の三位以上は現職の三分の二、但し別勅に依りて賜はる者は本令條に關せず、又た無位の皇族には、散位の從五位に准じて三分の二を賜へ、則ち例之ば散從五位に絁六疋ならば、四疋を給ふの類を云ふ、女官も亦之に準せよ、若し減數に於て不等ならば、多きに從ふて給へと也、

語釋　○賻は、符遇切音附、說文に助也、王篇に財を以て喪を助く也、公羊傳に從へば、車馬には賵といひ、貨財には賻と云ふ、義解には、官位に賻と云ふとあり、○連は、其重目幾葉を要す、

參考　政事要略五十九卷に賻物に關する弘仁格一、貞觀格二、則ち甲は延曆八年八月十一日、乙丙は、天長元年九月二日、同四年六月五日、の逸文あり、

又た延喜式廿一卷、治部省の下に、賻物を給ふ數條あり、其要點は、京官にては諸倉院内に納めある物品を以て給はり、鎭守府や太宰府内の官吏にては、當國の物にて給ふとある、但し無役の人には給せずと云へり、義解に據れば、本文には本位に依て給へとあるから無位の散人及び勳位を帶ぶるも官位を帶せざる者には給らざる也と、因に喪儀の事は、日本紀廿五卷孝德紀の大化二年三月甲申(廿二日)の詔を抄錄せば、王以上の墓は、内の長さ九尺濶さ五尺、其外域は方九尋、高さ五尋、役(エヨホロ)一千人を七日に使へ訖れ、其葬る時の帷帳は白布を用へよ、轜車あれ、上臣の墓は、其内の濶さ高さ上に准じ、其外域は方七尋高さ三尋役五百人を五日に使へ訖れ、帷帳は白布也、下臣は外域五尋、高さ二尋半、役二百五十人を三日に使へ訖れ、是等の墓穴等に一は納め、一は使用する爲めの器なるべし、同詔全文參考すれば、思ひ中に過ぎん、

第六條　依職從位給賻條

凡賻物両應合給者、従多給。

香典は、位階と官職と何れにても多く給はらるゝ方にて給與せよと也、

第七條　給復放調度條

凡官人從征從行、及使人所在身喪、皆給殯斂調度。

字解 官吏、行軍從軍中、又は使者に出て居る間に死亡せば、香典の外に入棺等の調度品迄をも給與せよと也、

○殯斂、前の第三條にあり、○調度は、俗に云ふ支度の如し、○從當行、

第八條　親王以下葬具條

凡親王一品、方相轜車各一具。鼓一百面。大角五十口。小角一百口。幡四百竿。金鉦鐃鼓各二面。楯七枚。發喪三日。二品、鼓八十面。大角四十口。小角八十口。幡三百五十竿。三品四品、鼓六十面。大角三十口。小角六十口。幡三百竿。其轜車鐃鼓楯鉦、及發喪日、並准一品。諸臣一位、及左右大臣、皆准二品。二位、及大納言、准三品。唯除楯車。三位、轜一具。鼓四十面。大角二十口。小角四十口。幡二百竿。金鉦鐃鼓各一面。發喪一日。太政大臣、方相轜車各一具。鼓一百四十面。大角七十口。小角一百四十口。幡五百竿。金鉦鐃鼓各四面。楯九枚。發喪五日。以外葬具、及遊部、並從別式。五位以上、及親王、並借轜具及帷帳。若欲私備者聽。女亦准此。

本令條は、五位以上の葬禮の惡魔拂を始め、喪車及び行列用の幡、金、太鼓、笛、楯、等即ち葬具に關する法令也、

一品親王には、方相一人と之に要する具足、葬車一輛、葬禮太鼓一百、大形の大角五十口、管の笛一百、幡四百竿、金鉦、鐃、鼓、各二面、楯七枚、發喪三日、と也、以下本文の如く身分に依りて給與に各差等あり、猶此餘の葬具、及び遊部は別式に從れと也、但し五位以上、及び無位の親王には、葬車、葬具、及び帷帳を貸與せよ、若し喪家私費にて辨せんと欲せば許せ、女官も亦此に准せよと也、

字解 ○方相は、義解にては、熊の皮を被り、黃金の四目あり、玄衣、朱裳、戈を執り、

旆を揭げて葬車を先導する也、恐按するに、惡魔拂と看做して可ならむ、○輀車、輀輲共に同じく音ジ、說文に喪車也、釋名に輿棺の車を云ふ、

○鼓は、俗に云ふ葬禮太鼓なるべし、○大角は、和名抄に揚氏の漢語抄に、ヒラのフエとせり淵鑑類函卷二百廿八、武功廿三に說文に曰く、角の長サ五尺、形ち竹筒の如く、本は細くして末は大也、竹、木、又は皮にて造れりと、寺島良安の和漢三才圖繪卷の十八に、三才圖會に、銅角は、古は木を以て爲る云々と、今の喇叭を伸したるが如きものなるべし、（圖略す）

○小角は、クダの笛と漢語抄に云へり、杜牧の詩に、孤城吹角水茫々、風引胡笳怨思長、驚起暮天沙上雁、海門收取雨三行、と吟じ込たり、

○金鉦、鐃は、淵鑑類函卷二百廿八に、唐六典に金の制四あり云々、字彙に云く、鉦は鐃也、小鐘に似たり、鐃は鈴に似たり大小の異ある而已、淨土宗に鉦鼓とて叩く樂器あり、單にカネ共云ふ、金鉦は此類と看做して可ならむ、鐃は、俗に云ふ銅鑼にして、其始め鉦鼓に基きて作り出せしと云へり、銅盥に似たり、又た佛家に用ふる樂器に、低き山高帽子の形ちをしたる銅製の緣のある鉢式の糸尻の中央部に美麗なる総さの附たる長き絹糸の飾り紐を附けたる徑り一尺計りの妙鉢又はネウハチと云ふ物あり、ヤハリ此鐃の類なるべし、○竿は、本の如し、

○遊部は、アソビベと云ふて、終身無職無業にて課役も免されブラブラ遊びてばかり居るから遊部と云ふ也、集解の古記等の說に從れば、遊部は大和の國高市郡にあり、モトは止む事なき身分の苗裔にて、天皇崩御の際、殯殿に供奉し、哭泣悲歌し、或は凶癘を鎮めて歡笑を供する等の如き者の由也、

日本紀の天武天皇十二年六月己未、大伴連望多薨す云々、贈大紫位發鼓吹葬之とあり、

第九條　　葬埋條

凡皇都、及道路側近、並不得葬埋。

皇居の附近、及び大道則ち今云ふ國道の近接地には埋葬する事はならぬと云ふ也、

第十條　　三位以上營墓條

凡三位以上、及別祖氏宗、並得營墓。以外不合。雖得營墓。若欲大藏者聽。

本令條は、墳墓の制度也、

三位以上の人、及び身分低からざる人の分家したる先祖、或は氏の長者の如きは、墳墓を營造してよけれ共、其他は出來ぬ、若し共同の墓ならば聽許せよと也、

字解　○別祖は、分家の先祖、○氏宗は、氏の長者の如し、繼嗣令第一條の末にあり、○大藏

は、共同の如し、墳墓の制としては、日本紀卷廿五、孝德朝の大化二年三月甲申の詔、本篇第五條に一小部を抄譯せり、

第十一條　　給送葬夫條

凡皇親五位以上喪者、並臨時量給送葬夫。

皇族及び五位以上の喪家へは、臨時に見量りて葬送用の人夫を給へよと也、

孝德紀の大化二年三月甲申の詔に、營墓の人夫として、王以上の墓は、內の長さ九尺、濶さ五尺、其外域方九尋、高さ五尋、人夫一千人、七日に仕上げ(中略)、大禮以下、小智以上の墓は皆大仁に准じて、人夫五十人、一日にしてしまい、凡そ王以下小智以上の墓は、宜しく小さき石を用ふべし、云々、(本篇第五條參看)

第十二條　　墓碑條

凡墓皆立碑。記具官姓名之墓。

墓には、石を建てゝ何官何某と記せよ也、

字解　○碑は石に刻む銘文也、○具官の具の字は、其、或は某の字の意なるべし、愚按するに久年の間に於て誤寫を傳へしならんか、併し某としては公式令第廿八條に解せし如く、某の字は當時代には殆んど使用せざる如し、集解穴云私案位字略文為三位以上造墓故也、昌保曰く官位姓名之墓と記せといふ意なるべし。

第十三條　　身喪戸絶條

凡身喪戸絶無親者、所有家人奴婢、及宅資、四隣五保共為檢校。財物營盡功德。其家人奴婢者、放為良人。若亡人存日處分證驗分明者、不用此令。

本條は、絕家にならんとする時の、財產處分の法令也、

戸主死亡して、其家に最も近き親族なく、絕家にならんとする時には、其家所有の家來、奴婢及び資產は、五人組にて調査し預り掛げ、然し、傍系から名跡を繼ぎ立ると名乘り出れば、四隣五保に附するに及ばぬ、但し家來と奴婢は放ちて良民の籍に入れよ、若し死亡者存命中に處分しありし證據分明ならば、本令を用ふるに及ばぬと也、

字解　○身喪は、死去の如し、○奴婢、賣買さるゝ賤民也、○四隣五保は、五人組の如し、戸令廿三條參看すべし、○營盡功德は、死者の名跡を立ると云ふ如し、

第十四條　　暑中給氷條

凡親王、及三位以上、暑月薨者、給氷。

皇族及び三位以上の人にて、今の七、八月の間に薨去せば、氷りを給へと也、

第十五條　薨卒名稱條

凡百官身亡者、親王、及三位以上稱薨。五位以上、及皇親稱卒。六位以下、達於庶人稱死。

本條は、臣民の死去の名稱に等級を立られたる令條也、

凡て文武内外の官員死亡せば、其內、親王、及び三位以上には薨と稱せよ、五位以上、及び無位の親王には卒と稱せよ、六位以下庶人に違るまで死と稱せよと也、

第十六條　貴賤條

凡喪葬不能備禮者、貴得同賤、賤不得同貴。

厚資薄葬は、孝實の情也、故に貴は賤に同ふする事を得れ共、賤は貴に同ふする事を得ざれと也、

第十七條　服紀條

凡服紀者、爲君、父母、及夫、本主、一年。祖父母、養父母、五月。曾祖父母、外祖父母、伯叔父姑、妻、兄弟、姉妹、夫之父母、嫡子、三月。高祖父母、舅、姨、嫡母、繼母、繼父、同居異父兄弟姉妹、衆子、嫡孫、一月。衆孫、從父兄弟姉妹、兄弟子、七日。

本條は、忌服の期間を示したる令條也、天子、父母、及び夫、主人の爲めには服期は十二ヶ月とす、以下本文の如し、

大寶令新解　第九巻

第二十七篇　關市令　凡貳拾條

本篇は、關所、港灣、及び交易市場に關する法令也、

字解　○關は、和名抄卷の十、道路の類百十三に、蔡邕の月令章句に關古還反、字亦關に作り日本紀私記に云く關門也、世岐度、境に在り以て出るを禁し入るを譏ぐ所也、卽ち今所謂關所也、

○市は、說文に買賣所也、恃也（音市）言ふ心は交易して退恃り、以て匱くせざる也、風俗通に神農氏、日中市を爲し天下の人を致せ、天下の貨を聚め交易して退へ、各其所を得るは蓋し諸を噬嗑に取とあり、（委くは、古事類苑地部の關津港灣、產業部の貿易篇、及び還曆紀念百科四卷政治部の十三、同三百五十七卷產業部の三、互市、商賈の篇、又は、國史集成の第二方輿叢編、第六經濟叢編等を參看して可也。

第一條　關所過劵下付出願條

凡欲度關者、皆經本部本司請過所。官司檢勘、然後判給。

還者、連來文申牒勘給。若於來文外更須附者、驗實聽之。日別惣連爲案。若已得過所、有故三十日不去者、將舊過所申牒改給。若在路有故者、申隨近國司。具狀送關。雖非所部、有來文者亦給。若船筏經關過者、亦請過所。

本條は、關所や湊を出入するに必要なる通劵の下付の出願等に關する法令也、

他國へ出發せんとする者は、關所又は港を出入する爲めの通劵の下付を本籍役所へ出願せよ、願書を受領したる役所は、檢査の上過所を下付せよ、而して歸國せんとする時には、其滯在地の役所にて歸國の見留をしてもらひ、併し別に歸國の爲めに手形をもらはねばならぬ場合は下付を願へよ、尤も滯在日數は凡て三十日の制限であるから、是以上を滯在する時には更めて歸國切手の下付を願へよ、又た萬一途中に於て不虞の事故を生じて、日限經過せば、其處の地方官に申出で改めてもらひ、又た止むを得ざるか、或は至便の爲め途中にて行路を變じて航行など致したる時は更に手形を請へと也、

[illegible] ○度關、關を越る也、普通は手形を以て通行すれ共、若し法を犯し手形を持たずして越るを俗に關破りと云ふて重罪の刑に處せられたるものである、關破りに三種あり、私度、越度冒度也、私度は過所を所有せずして越るを云ふ、越度は、關所を通らず近傍にある間道より關ぬけをする也、則ち牢破りを越獄、禁制國へ行商するを越販と云ふ如し、冒度は、僞名則ち他人の名を借用して文引（過所）をもらふて通る也、衞禁律に、過所なしの關破りは徒刑一年、注に三關則ち不破、鈴鹿、逢坂は一年の徒なれ共、攝津と長門の二港の港破りは罪一等を減じ、此餘の關所は二等を減じ、又は越度は一等を加へとあり、因に今人の『しぞこない』をヲチドと云ふ語は此律語より轉用したる也、續紀延曆八年秋七月甲寅の勅語等の史例は古事類苑に譲る、○本部本司、本部は本籍の如し、本司は現奉職の役所、例之ば大舍人は京都の原籍人なり、此人旅行の爲め關所切手の下付を出願するには、大舍人寮則ち自身奉職の役所に申請すれば、寮に於て奥書をして京都の市役所へ出す也、地方及び庶民は管轄の役所へ出願する也、○過所は公式令卅六條に解せり○來文、到達地又は滯在地の當局にて云ふ處の語にして、出發地にて發局より下付したる過所を云ふ也、現今の外國旅行劵の如し、○筏、音伐、海篇に云く、竹を編て水を渡るを筏と云ふ、楊子方言卷の九、舟の條に（前略）泭之を𥱼（音敷）と云ひ、𥱼之れを筏と謂ふ、筏は秦晉の通語也、江淮にては𥱼中に家居するを䈧（音符）と云ふ、和名抄に桴筏をよめり、舺艪も同じ、イカダは烏賊手の義なるべし、木製を桴とし、竹造を筏とすと云

ふ說穩當ならむ。現今も臺灣にはチクバイと云ふ竹製の船あり。筏の類に近かし千五百番歌合に、後鳥羽院の御製として、

筏しのやみをもわかぬみなれさをさすがに夏は月を待かな

又た關所と云ふに就ては、萬葉集卷第十八、天平感寶元年五月五日、饗東大寺之古墾地使僧平榮等、于時守大伴宿禰家持、送酒僧歌一首

夜岐多知乎（乎をのにせしあり）刀奈美能勢伎爾、安須欲里波、毛利敝夜里蘇倍、伎美乎等登米牟、など枚擧に遑非ず。

第二條　　　　關津出入順序條

凡行人出入關津者、皆以人到爲先後。不得停擁。

旅行者の關所や港を出入するには、發着順によれ、必ず停滯させられぬと也。

字解　○津、音秦、豆也、渡り也、今の港に當る、則ち坊の津、博多の津、安濃の津等の如し

雜令第十三條を參看すべし。○停擁は、忘檢遲滯の如し。

第三條　　　　向他關條

凡行人度〔因〕關津者、皆依過所所載關名勘過、若不依所

詣、別向餘關者、關司不得隨便聽其入出。

旅行者の關所や港に入らんとする時は、其所持の過所に記載しある關所の名によりて通過させ、若し手形面に記載しある關所にあらず、他の關に來らば、關守に於て調査の上便に從て出入を許可せよと也。○口印の三字は恐らくは衍文なるべし。

第四條　　　　乘馬通關條

凡行人齎過所、及乘驛傳馬、出入關者、關司勘過、錄白案記。其正過所、及驛鈴傳符、並付行人自隨。仍驛鈴傳符、年終錄目、申太政官總勘。

旅行者、關所の手形を所持し、驛馬又は傳馬に乘りて關を通過せんとせば、關守に於て其手形等を調査の上白紙に謄錄し、謄錄終らば、手形及び驛鈴、傳馬帳等を本人に返附せよ、驛鈴及び傳馬帳等は年末に至り其目錄を記して朝集使に付して、太政官に申達せよと也。

字解　○齎は、モタラスと訓み持ち到る義也、○過所は、關所手形、○驛傳馬、公式令第廿一用六、四十二條等に委し、○關司は、關守の如し、○錄白は、白紙に謄錄して朱印を押捺せざ

る事。○驛鈴傳符は、公式令廿一、廿二、四十一、四十二の條にあり。

第五條　丁匠等度關條

凡丁匠上役、及庸調脚度關者、皆據本國歷名、共所送使勘度。其役納畢還者、勘元來姓名年紀、同放還。

衆廨の大工木挽等の役に就く時、及び庸役の者、又は調の代りに雜役を奉ずる爲に上京する者等の關所を通過するは、豫て各地方廳より關所へ覼しある名簿に據りて、引率の地方官と共に名簿に照査して通過させよ。其庸役を勤め了りて歸國の時は、先の名簿に照して通せよと也。

【字解】○丁匠役、賦役令廿四條以下數條參看すれば明了也。○庸調の脚(ヨボロ)は、賦役令一條より四條迄に既に解せり○歷名は、律の謂歷と義同じ、即ち元め來りし姓名年齡を云ふ。○元來は、初め來る也。○年紀、年齡と云ふ如し。

第六條　兵器條

凡弓箭兵器、並不得與諸蕃市易。其東邊北邊、不得置鐵冶。

弓矢は勿論、其他種々の兵器は、總て外國と交易はならぬ。又た東邊及北邊の國には、鐵工所を設置する事はならぬと也。營繕令第四條參看すべし。

第七條　外國人入關條

凡蕃客初入關日、所有一物以上、關司共當客官人、具錄申所司。入一關以後、更不須檢。若無關處、初經國司亦准此。

本條は、外國人の內地旅行の携帶品を檢査するの法令也。

外客來朝の際、初めて關所に入らんとする時に、其携帶品一箇以上ならば、關守に於て地方官及び外客(則ち本人)と立會にて檢閱し、其品を具さに記して治部省に申達せよ。

但し、上陸地及び既に通過し來りし關所にて一回檢査しあらば、其後の關所に於ては檢査するな。然れ共、上陸地の當局に於て、外客の到達せんとする地迄に一の關所もない譯ならば、上陸地の地方官に於て、關守同斷の檢閱をせよと也。

【字解】○蕃客は、外國の客人也。○當客官人は、領客使(ケウイキヤクノツカヒ)を云ふ也。○所司は、治部省を云ふ。

第八條　官司交易條

凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易。爲人糺獲者、二分其物、一分賞糺人。一分沒官。若官司於其所部捉獲者、皆沒官。

役所が交易を致さぬ前に、個人が私かに外國人と貿易はならぬ、若し本法を犯して貿易せし事を他人に訐れたる時には、其物品を二分し、一分は密告者に賞與し、一分は官に沒收せよ、但し官吏而已にて、違犯者を捕へたる時には、貿易したる物品は、全部官に沒收せよと也、

字解　○賞は、塙本にタマへの假名を附せり、○糺は、密告、又は訐の如し、

第九條　禁物條

凡禁物、不得將出境。若蕃客入朝、別勅賜者、聽將出境。

禁制の物品は國外へ出す事はならぬ、然れ共、入朝の外國人に對し、特別の勅命を以て下賜になりし品は此限に非すと也、

字解　○禁物、名例律第廿五條に、犯禁の物は則ち沒官せよ、疏に云く、謂心は、鼓、吹、幡幟、及び禁書、璽印之類、私家に有る應からざる者、是を犯禁の物と名づくとあり、○將は、持携

の如し、

第十條　關門開閉條

凡關門並日出開、日入閉。

關所の門は、太陽出て開け、太陽が沒して閉鎖せよと也。

第十一條　市場條

凡市恒以午時集。日入前擊鼓三度散。每度各九下。

諸物を貿易する市場の開廢時間は、毎日正午とす、此時に諸商人等集まれ、而して日沒前に當りて、閉場太鼓三度打ち鳴せば諸買人散せよ、但し太鼓は、一度に九ツ宛叩く事とせよと也、（第二編職員令第六十七條、京職の條を參看すべし尙委しく想像せんとならば、延喜式第四十二卷、左右京職、東西市司の篇を勘合すべし）

第十二條　市場整理條

凡市、每肆立標題行名。市司准貨物時價、爲三等。十日爲一簿。在市案記。季別各申本司。

市場には、各陳列所每に棒杭を立て、絹なら絹、布なら布と題せ、市場の係り員は貨物の時の

相場直段を三等とせよ。十日毎に帳簿を作りて市場に備へ置け、一年に四度宛、京ならば市役所地方ならば郡役所へ申達せよと也。

【字解】○肆は、陳也、列也、市塵也、今は書肆酒肆なとと云ふて、一軒の店にも此文字を通用さして居れ共、コヽでは一小區域内の數店を指したるなり。○題行名とは、標榜の市くら、布の市塵と云ふ事を記す類也、今所謂、銀行、商行、洋行等の行にして商賈と云ふ如し、○三等、は品と價の大別にして、品物にも上中下九等、價にも高中低九級として其中直を標準相場に立てゝ交易する也、例之は、中等絹一疋、一疋拾貳圓と拾四圓と、拾六圓とすれば、其中直が拾四圓であるから、ソレを相場に立る也、上等、下等の品も皆此の如くに相場を立ると云ふ也。○季別は、春夏秋冬也、○本司は、市場を管轄する役所也。

第十三條　　官私交易條

凡官與私交關、以物爲價者、准中估價。則懸評贓物者亦如之。

官物と私有品と交換する價は、ヤハリ前條の如く中直の賣直に准せよ、官の物は大槪多くは盜人の贓品であるが、此等の物を官賣にするも亦右の如くせよと也。

【字解】○交關は、交換の如し、○估は、賣也、○懸は、俗言メグラの如し、此末の十五條にある懸とは其義異れり、○贓物は、盜品也、贓は、職員令三十一條及び獄令の始め四ヶ箇條等に解す。

第十四條　　權衡度量條

凡官私權衡度量、每年二月、詣大藏省平校。不在京者、詣所在國司平校、然後聽用。

官私使用の度量衡は、每年二月（今の三月）大藏省にて檢査の上檢印して用ゐさせ、地方は、地方廳にて檢査の上押印して使用させよと也。

【字解】○度量衡は、雜令の第一條より、第四條迄に解せり○平校は、器物の公平正直を檢すると云ふ字義也、故に平と雖も檢印を受けざれば笞三十に處せらるゝとの律なり。

續紀大寶二年三月乙亥（八日、太陽曆四月十一日）始めて、度量を天下諸國に頒つ。

第十五條　　權衡用法條

凡用稱者、皆懸於格。用斛者、皆以槪。粉麪則稱之。

凡て輕重を稱る時は、皆天秤にかけよ、斛を用ふる時は、皆マスカケを用ゐよ、若し穀物の粉碎したる物は、天秤にかけよと也。

字解 ○稱は、輕重を稱量するを云ふ、○懸は、カケ也、○格は、天秤の竿也、○槪は、マスカケ也、○粉麪、米の碎屑を粉と思ふ、麥の碎屑を麪と曰ふ、

第十六條　奴婢賣買條

凡賣奴婢、皆經本部官司、取保證、立券、付價。其馬牛、唯責保證、立私券。

奴婢を賣る時は、所轄の役所に書面を以て届出、役所の保證を請け、手形を作りて奴婢の價直を定め、其許可を得て賣渡せよ、但し、牛馬は届書に保證を請ふのみにて、直段付の許可に及ばぬと也、

字解 ○本部官司は、被管役所、○立券は、手形を造り、○責は、請ふ也、

第十七條　賣品條

凡出賣者、勿爲行濫。其橫刀槍鞍漆器之屬者、各令題鑿造者姓名。

凡て賣品は、粗製品又は贋造物は作る事はならぬ、其内刀、劍、矛の類、馬の鞍、漆塗の器具等には、各製造人の姓名を入れさせよと也、

字解 ○行濫、堅牢ならざるを行と爲す也、眞ならざるを濫と爲す也と、唐律に云へり、例之ば鐵に鋼鋏を用ふべき所に柔鐵を使用し、絹織に麻絲を混せし如きを云ふ也、○題鑿は、シルシ彫る也、鑿は鑿に同じ、說文に木を穿つ也、則落、則格、幷に音作、字書に鮮明なる說共いへり、

第十八條　廉買高賣條

凡在市興販、男女別坐。

市場にて販賣する時は、男女各席を別にせよと也、

字解 ○興販、販は方願切音ハン、說文に、賤く買て貴く賣るものとあり、ウル、又は、ヒサグの訓あり、僧尼令第十八條雜令第廿四條參考すべし、

第十九條　不法品條

凡以行濫之物交易者、沒官。短狹不如法者、還主。

粗製品又は贋造物を以て交易せば、其品をば官に沒收せよ、又た寸尺等不足の物ならば、賣主に還せと云ふ也、卽ち織物の幅と長さの不足、地質の精粗、器具の粗造、果物の不熟、食物の

腐敗に傾きしもの、織造物の少量、糸綿の目形の不足等を云ふ、

【字解】○行濫は、前々條にあり、

第二十條　　市地定價條

凡除官市買者、皆就市交易。不得坐召物主、乖違時價。不論官私、交付其價。不得懸違。

役所の購買を除く外は、皆各市場に於て交易せよ、必ず自家に坐ながら物品主を召び寄せの上、購買して時價（時の相場直段）に相違するやうなる事はならぬ、又た官私を論せず、代り交るに直段を付けよ、物品主と互に値直り合はざる賣買はならぬと也、

【字解】○乖は、背きの如し、○懸は、前條十二條にあり。、では、違法と云俗語の如し、

大寶令新解　第九卷

第二十八篇　捕亡令　凡壹拾伍條

本篇は、違犯逃亡者等を捕獲する法令也、

【字解】○捕は、音歩、搦捉也、説文に取也、捕獲、一捉、一縛、追一、逮一のホ也、○亡は、逃亡にて、ニゲル也、則ち法を犯し令に違ふは、無恙容さず、若し逃亡あらば、其惡行の滋蔓せん事を恐る、故に捕へ繋ぎて以て法網に置く可し之を捕亡と曰ふ、

第一條　　逃亡人追捕條

凡囚、及征人防人衞士仕丁流移人逃亡、及欲入寇賊者、經隨近官司申牒。則告亡者之家居所屬、及亡處比國比郡、追捕。承告之處、下其鄉里隣保、令加訪捉。捉得之日、送本司、依法科斷。其失處得處、並申太政官。

既決、未決の囚人、及び出征軍人、其他の兵士、仕丁、流罪人の配所に趣く途中の逃亡、又は

謀反人等あらば、最近の役所へ屆け出せ、則ち逃込者の家は勿論、逃込したる處の比隣の國郡に通告して追捕せよ、通告を受けたる役所は、其近隣郷里に命令を下して追捕の手傳をさせ、而して捕らひたらば係り役所へ護送し、係り役所は法律に依て裁判致せ、若其人數夥多なる時は、其捕らひ得たる人數と捕らひ得ざる者、及び取り逃したる數等を太政官に申達せよと也、

字解　○囚は、有罪無罪に限らず、凡て監獄に繫ぎ置く人を云ふ、○征人、等は軍防令に詳也、○流移人は、流罪にて配所に移さるゝ人也、○竊賊は、主に謀反人を云ふ、其叛人を捕縛する法は、獄令第卅三條にあり、然れ共獄令の捕縛は謀狀の未だ顯れざる隱秘の中に執行する法にし[illegible]せ、コヽは、既に公然叛狀の顯れたるを捕ふる條故に兩條を存立せし也、○比國、比郡は、幷び國幷び郡也、○隣保は、向ひ三軒兩隣の如し、○訪捉、尋ね捕ふ也、

第二條　盜賊追捕條

凡有盜賊、及被傷殺者、則告隨近官司坊里。聞告之處、率隨近兵及夫、從發處尋蹤、登共追捕。若轉入比界、須共比界追捕。若更入他界、卽所部官司、對量蹤跡。付訖、然後聽比界者還。其本發之所使人、須待蹤窮。其蹤緒盡處官司、精加推討。若賊在甲界、而傷盜乙界、及屍在兩界之上者、兩界官司、對共追捕。如不獲狀驗者、不得則加徵拷。

竊盜及び强盜、時に殺人等あらば、最近の役所、及び町村役場に急報せよ、急報を得たる役所役場は、隣接最近に居る處の兵士、及び人夫等を引率して追跡し、即時逮捕の手段を取れ、若し盜賊が隣國等に高飛びしたる景迹あらば、隣國と共同して追捕せよ、又た更に他國に再轉し逃走したる樣子ならば、必當りの國の當局者と協議の上搜索逮捕を講せよ、協議終了せば、隣國の者を歸國さして宜しい、但し初發犯罪地の者は、追蹤逮捕の奏功有無の片付く迄の時を竢つべし、愈捕縛の見込盡きたらば、初發地の者等を歸國さしてよい、然れ共、終りの當局に於て、初發地の人に精細事狀を問糺しおきて、倦まず怠たらず追捕を加へ居れよ、若し又た賊が甲の地界に根據を構へて、乙の界を傷盜するとか、又た殺人の死骸が兩國の境界に跨り在らば兩國の當該官吏は共同して追捕せよ、若し贓品等露顯せざる者には、捕捉しても拷問徵物する事はならぬと也、

字解　○盜賊は、竊盜、○傷殺は、疵を附け及び殺すを云ふ、○坊里は、町村の如し、○兵は

兵士也、○夫は、人夫也、○尋蹤は、跡を尋ぬる也、○登は、塙本にスナハチと傍訓せり、譯令備考に案刑譚に云く、律に登時と云語あり、即時と云ふ事にて、ソノヽヽと訓すべし、然れ共一般の字書に此解なし、固に缺事に非ずや、艾陰筆記に引杜佛登殺用法律即時爲登即時殺之也登時偏者勿論と、近頃讀史の次にみれば、晉書載記(呂保云く正弘剛嶺也)百九卷、登加罪戮、又た集異記に諸女驚駭、登奔於路、又云く、及絡登言於闔工と、此登の字何れも即時の義也、然れば登と云ても、登時と云ても即時の義に通用す、唐代の俗語と見へたり、後世多く見當らず、貝保曰く、登は其始め木豆、瓦豆の豆に同じ、上世に於て一獻三酬の習慣ありし時は祭器とはまだ致さゞる如し、民間にて今云ふ椀、皿、鉢の如し、故に酒にも用ひ、肉にも用ゆ、菜をも盛れり、此事は方以智密之の通雅卅三卷古器の部に載せて云く、武王觴豆に銘を爲り、食自杖、食自杖、戒之傷、傷則逃、注に盧氏云く、爵豆銘、自杖而已、ト是等に据て推因し、轉語せしなるべし、賊盗律に云く、凡そ夜故なくして人家に入る者は笞卅、主人登時殺者勿論、若し侵犯に非るを知りて殺傷する者は、闘殺傷より二等を減ずとあり、○比界は、隣國隣郡、○他界は、外の國、○所部官司は、所轄役所、○蹤跡、アト也、○蹤緒、アトのワケ也、○推討、問糺し追捕の如し、○狀驗、罪狀證跡の莂據、則ち贓物證跡の如し、獄令三條又た卅條等參考すべし、○發牒、發状、拷問の如し、

第三條　罪人追捕條

凡追捕罪人、所發人兵、皆隨事斟酌。使多少堪濟。其當界有軍團、則與相知、隨則討撲。若力不能制者、則告比國比郡、得告之處、審知事實、先須發兵相知除翦。仍馳驛申奏。若其遲緩逗留、不赴機急、致使賊得逃亡、及追討不獲者、當處錄狀奏聞。其得賊、不得賊、國郡軍團皆附考。

凡て犯罪人を追捕せんには、犯罪地の人夫、及び兵士等をば使用するに、其事柄の大小に應じて多寡の數を斟酌使用せよ、若し土地に軍團あらば、共同して捕縛せよ、若し制御するの力が不足と豫想せば、隣國隣郡に通告して加勢を請へ、通告を受けたる國、郡にては、詳細に事實を聞き知り、其上兵士を發して討伐せよ、而して外寇又は謀反人等の多勢なる場合ならば、仍ち早打を以て奏聞に達せよ、又た通告を受けたる隣國は、荏苒遲延して、機急に赴かず、賊をして逃亡し得せしめたとか、又た追討せしに捕獲も出來なかつたとか、等の事あらば、當局に於て具に狀を錄し、早打を以て奏聞に達せよ、而して、其賊等を捕獲、糾討せしと否とは、

官國、郡、軍團の人共の年末に具申する功過、行績に關して考叙に附せよと也、

〔字解〕 ○人は、人夫、○兵は、兵士、○雜濟は、仕事し得る也、○審は、明也、細也、○相知は、相談又は協議の如し、○除剪は、去り盡すの如し、剗は子踐、卽淺切、幷に音剗、周禮秋官の注に、剗は斷滅の言也、左傳宣公十二年の注に同襄公十四年の傳に剗也、同成公二年の注に盡也、俗に剪に作る、○離隔は、早追也、○考は、功過、行績に依て官位の進降をする也、考課令第一條、二條、六十六條等を參看すべし、

本條も前條に同じ、雜令第三條參照すべし、

第四條　　　　人畜貨物亡失條

凡亡失家人奴婢雜畜貨物、皆申官司案記。若獲物之日、券證分明、皆還本主。

本條は、遺失物の屆に關する法令也、

凡て家來、或は奴、婢或は牛馬、或は貨物等を亡失せば、事由及び品目を記して、其筋へ屆出せよ、併し亡失の目錄不充分なるも、地に手形等の確實に證明し得る證據のある品は、後日亡失物發見の日に、亡失者へ還附せよと云ふ也、

〔字解〕 案記は、品目記載の如し、○券證は、證券則ち切手又は手形の證據と云ふ如し、

第五條　　　　捉盜給賞條

凡糺捉盜賊者、所徵倍贓、皆賞糺捉之人。家貧無財可徵、及依法不合徵倍贓者、並計所得正贓、准爲五分、以二分賞糺捉人。卽官人非因檢校而別糺捉、幷共盜、及知情主人首告者、亦依賞例。

本條は、盜賊を捕へたる者に賞を與ふるの法令也、

盜賊を捕へたる者には、盜賊の盜品を徵收する則ち贓品は、皆捕へ人に賞與として給へよ、竊盜者若し家貧にして徵すべきの財無き時とか、又たは法律によりて、倍贓を徵收する事のならぬ場合には、正贓品を計算して五分に作り、其二分を捕へ人に與へ、又た官吏にても、係りの者に非る者にして捕へたる時には賞與せよ、又た共同の盜人とか、或は情を知りし主家の主人の密告ならば、是亦賞與の例に依れと也、

〔字解〕 ○糺は、タヾシ告し及び捕へたるを云ふ、此末の十三條にあり、○捉は、捕の如し、○倍贓は、史學指南に、一を盜みて二を徵收する也と、荷田在滿の說にては、正贓なければ、他

の物品にて出さしむ、故に倍は充つるの義とせり、愚按にては吏學指南說を用ふるを可とす、獄令第五十二條の末項に、若し官物を欠負(私費)して、正贓及び贓物を徵すべからむに、以て備ふるに財なくば、官役して庸を折げ、其物多しと雖も五年に限り止め、一人の一日に布二尺六寸を折げ、とあり、就て參考すべし、金玉掌中抄に、賊盜律に云く、竊盜財を得ざる者は（未遂犯）笞五十、布一尺を盜めば、杖六十、一端每に一等を加へ、五端を盜まば徒刑一年、五端每に一等を加へ、五十端每に加役流とす、右件の罪は、威力を用ひずして、人の物を盜みたる時の事也、○正贓は、不正品則ち盜品也、假令ば布十端を盜みて、捕へられたる時に、現在五端しかなければ、其五端を五分する也、併し全く無時は賞與せざる也と、

第六條　　姓名不明死人條

凡有死人、不知姓名家屬者、經隨近官司推究、當界藏埋。立牓於上、畫其形狀、以訪家屬。

本條は、原籍不明なる行路等の死骸取扱方の法令也、

凡て屬籍姓名の知れざる死亡者あらば、最近の役場に屆けて穿鑿せよ、而して死骸は其所に埋め、札を其上に建てヽ、老、幼、男、女、の別、及び容貌人相、年齡の見込、其他所持品を記して、往來者にしらしめ、家族の來訪を待てと也、

字解　○推究、はセンサクの如し、○當界は、ソノ所、○牓、は木標、○畫は、死人の畫像を立札に繪がく也、

第七條　　逃亡奴婢捕獲條

凡官私奴婢逃亡、經一月以上捉獲者、二十分賞一。一年以上、十分賞一。其年七十以上、及癃疾、不合役者、幷奴婢走從前主、及關津捉獲者、賞各減半。若奴婢不識主、牓告。周年無識認者、判入官。其賞直官酬。若有主認、徵賞直還之。

本條は、奴婢の逃亡したる者を取扱ふ法令也、

凡て官有及び個人所有の奴婢が逃亡して、一ヶ月以上を經過したる者を捕へたる者には、其奴婢の價値を廿分して、其一分を捕へたる人に賞與せよ、若し一年以上經たる者あらば、十分の一を與へよ、併し其年齡七十歲以上なるか、又は病身にして使役すべからざる者とか、又た前

主人に捕ひられたる時とか、又は關所或は港津にて其役人に捕へられたる時は、其賞與は前記の半額とせよ、若し奴婢が幼稚にして、主人の顏を知らざれば、迷子札の如くに札を附けて置け、而して幼少の奴婢が、一年經過して、尙主の知れざる時は、官に納め入れよ、其時は賞與の價は官より下渡せよ、若し持主（主人の事）知れたらば、賞の價を償はせ、還してやれと也、

【字解】○奴婢は、賣買品と同く價直に算する也、○癃は、音隆、罷病也、俗に云ふ老衰病の如し、○關津は、關所と港の如し、○幼稚云々は主に子供を連れて逃亡したる奴婢の子供等を云ふ、

第八條　送捕獲奴婢條

凡捉獲逃亡奴婢、限五日內、送隨近官司。案撿知實、平價依令徵賞。其捉人欲徑送本主者任之。若送官司、見無本主、其合賞者、十日內、且令捉人送食。若捉人不合酬賞、及十日外主不至、並官給粮。隨能固役。

凡て逃亡の奴婢を捕へたらば、五日の內に最近の役所へ屆け送れ、若し五日を過れば違令に科すと也、而して檢案するに實正ならば、中直を以て奴婢の價を算し、其割合を以て、持主より賞を與へよ、又た捕へたる者が、直接持主に送還せんとせば、其意に任せよ、若し役所に送致せんとするに際して、現に持主が分らずば、役所へは屆け送りて、十日間は捕へた人の家より奴婢の食物を送らしめよ、若し捉へたる人が、報酬に預からざる而已ならず、猶十日の外までも持主來らざれば、其以上は官費を以て給食せよ、其代りに、其者共の逃げて行かぬやうにして、出來得るだけの仕事をさせよと也、

【字解】○平價は、中直の如し、○徵賞は、持主より賞與を徵收する也、○徑は、直の如し、○合は、ベク也、○粮は、食物の略、○能は、才能也、人々の知り居る仕事也、○固役は、禁固して使役する也、

第九條　賞與條

凡捉逃亡奴婢、未及送官、限內致死失者、免罪不賞。其已入官司、未付本主、而更逃亡、重被執送者、三分、以一分賞前捉人、二分賞後捉人。若走歸主家、猶徵半賞。

凡て逃亡の奴婢を捉へて、まだ役所へ屆け送らざる內、則ち五日を經ざる間に、其奴、又た婢が死亡せば、逃亡の罪を免ずと共に捉へた人には賞與はやらぬと云ふ也、又た既に役所に屆け

入れたれ共、また持主に下付にならぬ内に更に再び逃亡し、之を又た重ねて捕へたる時は、賞與は三分して、其一分は前の捉へた人に、二分は後の捕へた者に與へよと也、併し奴婢が逃げ走りて持主（主人）に還らば、半額の賞を持主より徵收せよと也、

第十條　逃亡奴婢犯罪條

凡逃亡奴婢、身犯死罪、爲人捉送、會恩免死、還官主者、依令徵賞。若遂從戮、及得免賤從良者、不徵賞物。

凡て逃亡の奴婢が、死罪を犯して、人に捉へられて送らるゝに、僥倖にして恩赦にでも逢ふて死を免れ、官奴なれば官に、私有婢ならば持主に還らば、前條々の如く賞與を徵收せよ、若し又遂に死刑に處せられたとか、或は賤民（奴婢の類）を免れて、良民になりたる者には、賞與を徵收するなと也、

字解　○官主、官は官也、主は私有の持主也、○從良は、良民の戸籍に入りたると云ふ如し、

第十一條　逃亡奴婢價直條

凡平逃亡奴婢價者、皆將奴婢對官司平之。若經六十日、無賞可酬者、令本主與捉人對賣分賞。

凡て逃亡奴婢の價直を定むるは、皆奴婢を携へて役所に往き鼎坐にて定めよ、若し六十日を經過して、持主より報酬すべき物なき時は、持主と捉へた人と相對の上、其奴婢を賣却し、價を分ちて賞に充てよと也、

第十二條　奴婢訴良條

凡奴婢訴良、未至官司、爲人執送、檢究事由、知訴良有實者、雖無良狀、皆勿酬賞。

凡て奴婢の言には、主人が妄りに人權を壓制して、我等を賤民にして居ると云ふ理由の本に基きて、良民たらん訴訟を提起するに當り、まだ役所に到らざる前に、人の爲めに執へられて官に送り來たらば、能く其事狀理由を檢究して、良民たらんと訴ふるの虛僞ならざるを認定せば、良民籍に編入するの事狀なく共、捕へたる人には、賞與をやる事勿れと也、

第十三條　賭博條

凡博戲賭財、在席所有之物、及勾合出九得物、爲人糺告、能自首

其物悉賞糺人。則輸物人、及出九勾合容止主人、

者、亦依賞例。官司捉獲者、減半賞之。餘没官。唯賭得財者自首、不在賞限。其物悉没官。

凡て賭博は、現場にある物品及び財貨等は、糺告者ありて捉得たならば、糺告人に賞として與へよ。又た官吏と云へ共、當局の官吏に非ずして捉へ獲たらば、半分だけは賞與として遣ぜ、餘の半分は、官に没收せよ。又た賭博をして財を得た者が、或は自首して出たとて、賞與の限ではない而已ならず、却て其財物は悉く皆な官に没收せよと也。

注釋 ○博戲は、雙六、樗蒲の属を云ふ。（雜令九條にもあり）雜律に云く、博戲して財物を賭る者は徒一年。注に碁と射は賭ると雖も論ぜずとあり。○句合は、義解に、兩人を和合して、相敵對せしむ、是を句合と云ふ。○出九は、九を擧て利を取る、是れを出九と云ふ。淵鑑類函第三百卅巻、巧藝部の六、樗蒲の一に、樗蒲經に、古へは只木を切りて子と爲し、一具凡て五子、故に五木と名く、（唐代に至りて五木經あり）後世轉じて石を用ふ、玉を用ふ、象牙を用ふ、骨を用ふ、故に列子に之を投瓊と謂ふ、法律の文には之を出玖と謂ふ、博物志に、老子胡に入りて樗蒲を作ると云々、名物六帖にては其元は天竺とせり、目保按ずるに、一を納れて九を出すに因るなるべし、通雅卅五巻に、出玖は骰子也、樗蒲は博の總名也共あり。

第十四條　　奴婢擧子條

凡兩家奴婢俱逃亡、合生男女、並從母。其略盜奴婢、知而故買配奴婢者、所生男女、皆入本主。不知情者從母。

凡て二軒の奴婢が、互に逃亡して、男又は女兒を分娩せば、母の子とせよ、又た人の盜みたる奴婢をば、盜み者なるを知りて、故らに其奴婢を購買して奴婢として使役する内に、男又女兒を分娩せば、皆な主人の籍に入れて良民とせよ、併し情を知らざるものは、母の子とせよと也、（戸令第四十一條参看すべし）

第十五條　　拾得物條

凡得闌遺物者、皆送隨近官司。在市得者、送市司。其衞府巡行得者、各送本衞。所得之物、皆懸於門外。有主識認者、驗記責保還之。雖未有記案、但證據灼然可驗者亦准此。其經三十日無主認者收掌。仍錄物色牓門、經一周無人認者、没官。錄帳申官聽處分。没入之後、物猶見在、主

來認、證據分明者還之。

凡て遺失物を拾得せは、最近の役所へ屆け送れ、又た市場にありて拾得したる品は、市の役所に屆け送れ、又た巡回の衞府が拾得したならば、各軍營に送れ、而して、拾得品は皆門前に掲示して落し主を待て、遺失者と確認の者顯れ來たらば、能調査の上渡してやれ、又た時により、品によりては、五人組の保證を以て還付せねばならぬ事もあるぞや、又た未だ遺失屆をせざる内にても、確然たる證據があらば、還付してやれ、而して一ヶ月經過して、遺失者なき時は、官にて保管せよ、其時には、其物品を記して、門前に掲示せよ、一ヶ年を經て、尚主なき時は、官に沒收せよ、然れ共、一々帳簿に品々を記載し、官に上申して處分を受け、沒收の後と雖も、物品が猶現存しある處へ、遺失者尋ね來らば、能調査して、證據分明ならば、還付してやれと也、

[illegible] ○闌遺物は、放れ馬牛に、遺失物品の事也、廐牧令廿四條に既述す、（職員令卅一條刑部省の贓贖司を參看すべし、）○衞府は、五衞府にて職員令五十九條以上、及び軍防令に多く出せり、○本衞は、各衞府を指せり、○簿記は、案記の如し、○保は、保證也、○責は、求也、取也、○記案は、屆書の如し、○灼然は、明了の如し、○物色は、物品と云が如し、○牓は、札也掲示札を云ふ、○一周は、一年也、○沒官は、官に沒收也、○見在は、現存の如し、

大寶令新解　第十巻

第二十九篇　獄令　凡陸拾參條

本篇は、現行の刑事訴訟法に監獄法等を增損したる如きの法令也、

[illegible] ○獄は、确也、類聚和名抄卷十三調度部の上、刑罰の具第百七十七の終に、四聲字苑に云く、語欲反、比度夜、罪人を入るる所也、又たウタへと訓み戸令三十三條の義解に、罪を爭ふを獄と云ひ、財を爭ふを訟と云ふとあり、訴訟は罪人を穿議するを云ふ、确は義解に、囚人の情を确實にせんと欲すとあれ共、确は角の如し、勝負を角する意味もある也、則ち前漢書李廣傳に、數將と确す、注に勝負を競ふ也とあり、職員令第卅條刑部省、同二條太政官の辨官の項、同十六條治部省解部の項其他諸役所の判官等參考すべし、又た裁判官や檢察官、及び警察官の如き刑官等を罪する法は、別に斷獄律ある也、

第一條　裁判於犯罪地條

凡犯罪、皆於事發處官司推斷。在京諸司人、京及諸國人、在京諸司事發者、犯徒以上送刑部省。杖罪以下、當司決

其衛府糺捉罪人、非貫屬京者、皆送刑部省。

凡て犯罪者は犯罪地にて判決せよ、但し重罪は上級役所へ送れと云ふ令條也、

凡て犯罪者は、犯罪地の役所に於て裁判せよ、但し在京諸役所の官吏、及び地方人にして、京都內の役所に於て罪を犯し、其罪が、徒刑以上に當るものとせば、先づ太政官の辨官へ上申し、官は刑部省に命じて裁判せしむ、杖罪以下は、輕罪であるから、犯罪地の役所にて裁判をせよと也、又た憲兵の如き衛府の兵士が犯罪人を捕へたらば、京都內に原籍なきものは、刑部省に送れと也、

參考 ○官司は、役所、○推斷は、裁判にして、犯罪者は、犯罪地の隣近役所にて裁判さるゝの法なれ共、犯罪者が甲の國にて罪を犯し、丙の國にて發覺捕縛されたとすれば、態々遠隔の甲なる國へ歸して裁判するかと云に然らず、假令ば、播州にて食鹽を竊盗して紀州に逃げ來り、紀州に於て、捕縛されたる時は、捕縛地の最近役所に於て裁判する也、則ち其時には、播州にて盗みたる時の鹽の中値を播州布に引直して罪を決する也、本篇五十二條の末文の如く一日の懲役の仕事は、布二尺六寸と定めあるを以て此の如き法に仕組みあると知るべし、尙關市令第十三條を參考すべし、○衛府は、宮衛令廿四條にある、

第二條　笞杖徒流條

凡犯罪、笞罪郡決之、杖罪以上、郡斷定送國。覆審訖、徒杖罪、及流應決杖若應贖者、即決配徵贖。其刑部斷徒以上、亦准此。刑部省、及諸國、斷流以上若除免官當者、皆連寫案、申太政官。按覆理盡申奏、即按覆事有不盡、在外者、遣使就覆。在京者、更就省覆。

本條は、役所の階級に依て、裁判權に等差あるを示したる令條也、

犯罪の內、笞罪は郡役所にて裁決せよ、杖罪以上は、郡役所が裁判して、裁判書類を本人と共に府縣廳に送れ、然れば、府縣廳にて再び吟味をして見て、徒罪、杖罪、及び流罪にしても杖罪を以て濟まさるゝとか、又た贖罪銅にて濟まさるゝ者は則ち裁決せよ、而して刑部省に於ても徒罪以上を判決する時も亦此に准せよと也、

刑部省、及び諸國の裁判にて、流罪以上、若くは官吏の除名、免官、官當を裁斷せば、其吟味の狀況、及び犯罪者の伏罪陳述等の書類を一括し、更に之を寫して裁判の意見書をも添へて本人と共に太政官に申し送れ、太政官にては又々吟味して見て、法理に協へ別に審問すべき事なければ、奏上して天裁を請よ、併し右の如く再三吟味を遂ぐるも、尙盡さゞる事あらば、地方

ならば、態に其地方へ裁判官及び撿察官を出張せしめて取調べさせよ、京都内ならば、刑部省に命令を下して取調べさせよと也、

【字解】○決は、判決にて、決、贖幷に同じ、贖物は郡に留め、飯のみを錄して國廳に上申する也、○覆審は、再吟味の如し、○決杖は、徒罪、流罪、の犯罪者に相當の杖を加へて徒又流を杖罪に決してやるを云ふ、○決配、の決は前項の決にして加杖の事也、配は、流罪の者を罰金則ち贖罪銅、或は加杖にて配所に遣さぬ事也、○徵贖は、贖罪銅を徵收する也、○除、免、官當、除は除名也、免は免官也、官當は位記を罪の代りに返上する也、詳細は本篇廿八條に解す、○按覆、も吟味と云ふ如し、○申奏は、天子へ申し上げて、天子の裁決を請ふ也、○遣使は、裁判官を出張せしむる事、○覆は、吟味或は取調べと云ふ如し、○省は、刑部省にして今の司法の如し、

第三條　再審條

凡國斷罪應申覆者、太政官量差使人、取強明解法律者、分道巡覆、見囚事盡未斷者、催斷則覆、覆訖錄申。若國司枉斷、使人推覆無罪、國司款伏、灼然合免者、任使判放。仍錄狀申。其使人與國執見有別者、各以狀申。若理狀已盡可斷決、而使人不斷、妄生節目、盤退者、國司以狀錄申官、附使人考。其徒罪、國斷得伏辨、及贓狀露驗者則役。不須待使。以外待使。其使人仍惣按覆。覆訖同國見者、仍附國配役。

本條は、覆囚使と云ふて、毎年太政官より巡回裁判官とも云ふべき者を五畿七道に派出して、各地方の囚人の狀態、地方官の裁判狀況等、不都合の有無を巡視する也、併し其覆囚使に不都合の裁判等あらば、地方長官より、太政官に上申して處分さるゝの道をも明けてある也、

凡て地方に發せし犯罪者を再審する爲に、太政官に於ては、法律に明るき適材の人を採用し、巡回裁判官として五畿七道へ差立て、現在未決の徒罪以上の者を裁判致せ、判決終らば太政官に具申せよ、若し地方官に於て、擬日に曲りたる裁判してあるあらば、覆囚使の再吟味にて無罪とし、地方裁判官も亦自ら曲りて居たと理に伏すれば放免せよ、又は覆囚使の裁判と、地方判官の意見と衝突を生じたる時は、其理由を官に上申せよ、又た豫審等充分に調べあるに、覆囚使が種々の口實の下に、態と判決を延引する如き事あらば、地方官より覆囚使の非理なる事を太政官に上申せよ、然れば、官に於て年末に至り覆囚使の考に附せよ、

其徒罪は、地方判官の裁判にて、犯罪者伏罪し、盗品等顯れ出て、能々罪跡明了ならば、懲役せよ、必ず覆囚使の來るを竢に及ばぬ、然らざる者は、覆囚使の巡回を待て、使に於て惣て再吟味をせよ、覆囚使の再審が、地方判官と同意見ならば、其國に置て懲役せよと也、

字解 ○申覆、申は重也、覆はセンギ又は吟味にして今云ふ再審、○量は、ハカル也、○使人は、覆囚使の事、○分道は、五畿七道を分ちてと云事、○巡覆は、巡回裁判、○見囚は、現在の囚人、○未斷は、未だ宣告せす也、○催斷は、法廷を開催して裁判すると云ふ如し、○枉斷は、非理の裁判、○權覆は、再吟味、○款伏は、欵諸又は款んで降伏と云ふ如し、○灼然は、明暸、○合は、可なり、○任は、隨意、○使判放、使は覆囚使、判は判決、放は放免、○國執見は、地方判官の意見なり、○節目は、フシメにして、本篇第六十三條にある如き節目より轉用して、種々の口實を設くる形容詞に借用せし語と看做すべし、○盤退は、メグラシ、シリゾクル也、考第の事は、考課令一、二條を參看すべし、○伏辨は、伏罪の陳述書、○贓狀露驗は、確乎たる贓物露顯の如し、○則役は、懲役の如し、○按覆は、吟味、○國見は、地方判官の意見

○附圖配役は、其地方に授けて懲役と云ふ如し、

第四條　覆囚使條

凡覆囚使人、至日先撿行獄囚。枷杻鋪席、及疾病粮餉之事、

有不如法者、亦以狀申附考。

本條は、巡回判官の事務章程中の要項共云ふべき令條也、

巡回判官が、各地方に至らば、地方の刑政先づ監獄及び囚人を撿閲し、其囚人の頸カセ、足カセの刑具は勿論、獄内の敷物、或は囚徒の疾病療養方、糧食等の事に不法あらば、其狀を太政官に具申して、地方當局の年末の考第に附せよと也、

字解 ○撿行は、撿閲の如し、○枷杻、枷は音加首カセにして、廣韵に項械也、和名抄刑罰具の篇に、盤枷とあり、日本紀私記に久比加之とあり、杻は足カセにして、又た漢語抄にてはカセの訓あり唐韵、集韻共に、杻械也とせり、械を類聚名義抄にアシカセと訓せり、本條の義解は、足カセとすれ共、本條の精神は、手足共通の意にて使用したる字と思考す、第六十三條參看すべし、○鋪席は、敷物、○粮餉、粮は呂張切、音良、糧に同じカテ也、コヽでは今云ふメシ又は飯米と云ふ如し、餉は始兩、尸羊切、共に音商、送る食也、コヽでは今云ふ辨當の如し、

○不如法は、不法の如し、○考は、考課令の一、二條等を參讀すべし、

第五條　大辟罪三覆奏條

凡決大辟罪、在京者、行決之司三覆奏。決前一日一覆奏、決日再覆奏。在外者、符下日三覆奏。初日一覆奏、後日再覆奏。若犯惡逆以上、唯一覆奏。家人奴婢殺主、不須覆奏。其京國決囚日、雅樂寮停音樂。

本條は、死刑を忽諸にせず、三回迄も天子に上奏せねばならぬ、と云ふは速を捨て遅に従ふの仁政を旨とすれば也、然れ共、其内ち惡逆不道の罪に對しては、倫道を重んせん爲めに、唯一回の上奏に止めて執行せよと云ふ子令條也、死刑を宣告するには、京都内にて執行するものならば、宣告する所の役所にては、三回迄上奏せよ、第一回の上奏は、宣告の前日にせよ、アト二回の上奏は宣告の當日にせよ、京都外の執行は、太政官より使を以て達する前日に同官より上奏せよ、アト二回は、使の發足せし翌日に上奏せよ、若し惡逆則ち親殺し以上の犯罪ならば只一回の上奏に止めよ、又た家來或は奴婢が主人を殺害せし犯罪の如きは、上奏に及ばぬ、而して、京及び地方共に死刑決行の日には、雅樂寮は音樂を停止せよと也、

義解　○決は、宣告、○大辟罪、辟は音ヘキ、君也、明也、法也の文字なれ共、義解の如く、罪と聖釋すべし、故に大辟は重罪にして大罪と云ふ如し、○行決は、執行、○三覆奏は、三たび上奏と云ふ也、○在外は、京外を云ふ、○符下、太政官の達しが下る也、○惡逆は、八虐中の第四番目の罪名なり、八虐は一に曰く謀反、國家を危くする事を謀る也。二に曰く、謀大逆、山陵及び宮闕を毀る事を謀る。三に曰く、謀叛、國に背きて外國などに投ぜん事を謀る。四に曰く、惡逆、祖父母、父母を毆打謀殺する也。五に曰く、不道、死罪に非ぬ者を死刑に處したとか、又は蠱毒を造り畜ふたとか、伯叔父母、外祖父母等を殺す事を謀りたとか四等以上の尊長及び妻を殺したる類。六に曰く、大不敬、大社を毀りしとか、大祀神御の物、乘輿服御の物を盗みしとか、神璽、内印を僞造したとか、醫師が調合を本方の如くにせざるとか、天子の御膳を造るに食禁の方を誤りしとか、御幸の船など堅牢に造らなかつたとか、人臣たるの禮を欠きたる類。七に曰く、不孝、祖父母、父母を告訴したり、詛詈したりとか、父母の喪に居て婚姻し或は音樂を作すとか、父母の喪を聞て擧哀せざるとか、詐りて祖父母、父母が死せしと云へ觸らしたとか、父祖の妾に姦せしとかの類。八に曰く不義、主人或は國守或は師匠を殺害するとか、或は自身本職役所にして、五位以上の官長を殺すとか、又た妻たるもの夫の喪を隔て擧哀せぬとか、喪中音樂をなするとか、又た再嫁するとかの類也。

雅樂寮、は職員令第十七條

第六條　斷罪行刑條

凡斷罪行刑之日、並宣告犯狀。決大辟罪囚、皆防援着枷至刑所。囚一人、防援二十人。每一囚加五人。五位以上、及皇親、聽乘馬。聽親故辭決。仍日未後行刑。則囚身在外者、奏

報之日、不得馳驛行下。

本條は、徒刑以上の犯罪者に罪狀を宣告し、死刑執行等の手續を調定したる令條也、凡て徒罪流罪を裁斷したる日には、罪狀をば犯罪人に讀み聞かせよ、又た死罪を裁決して、死刑執行の日には、常防援とて警衞者を囚人一人に附き廿人を隨せしめて刑具等を施す手傳等をさせて死刑場に至らしめよ、而して防援の人數は、死刑一人の時には廿人なれ共、二名の時には五名を加へ、三人の時には卅名、以上受刑者一人を增す每に五名宛の警衞者を增せよ五位以上、又は皇族方ならば、刑場に到る途中は、乘馬を許してやれ、又た親族、知己等にて、受刑者に決別を申し込ば、是亦聽許せよ、次に死刑執行の時間は、未の後刻則ち正午と日沒の中間頃に行ひよ、又た囚人、京都外に在るならば、死刑執行すると云ふ報告がありて、シレをば太政官にて上奏し、其奏上の勅可を得たる日に、早飛脚などにて、官の達しを下す事はならぬと也、是れ全く人民大切の御精神にて、篤還忽諸を厭ひ、死殺を嫌ふの法意に出る仁政也、

字解　斷罪は、流、徒の裁決、　行刑は、徒罪以上の執行、○宣告は、讀み聞かす也、○防援は、警衞者と云ふ如し、○刑所は、俗に云ふ獄門所、○皇親は、皇族の如し、○親、故、辭決、親は親族、故は故舊又は知己の事、辭決は決別也、○未後は、昔の八ツ過ぎ七ツ時の前にて、今の三、四時頃なれ共、正當に云へば、正午と日沒の中央近かに當る、○在外は、京外と云ふ如し、○奏報、奏は太政官の奏上にして、報は太政官へ勅可の下りしを云ふ、○馳驛は、早追、（公式令四十六條等にあり）○行下は、官符を下すと云ふ事也、

第七條　　大辟罪決行地條

凡決大辟罪、皆於市。五位以上、及皇親、犯非惡逆以上、聽自盡於家。七位以上、及婦人、犯非斬者、絞於隱處。

本條は、死刑執行の場所を示したる令條也、凡て死刑を執行する場所は、皆市に於てせよ、併し其内チ五位以上、及び皇族は其犯罪惡逆（五條にあり）以上に非ざれば、自宅に於て自殺する事を聽せ、又た六位或は七位の者と婦人は、其犯罪が斬罪に非る者は、幽隱の僻處に於て絞殺せよと也、

字解　○自盡は、自殺にして、古昔の自盡は主に毒藥を服すると、縊死の二ツにて、近世の如き割腹などはなき也、○斬は、打首則ち斷頸也、　絞は、頸を縊り殺す也、○隱處は、市街熱鬧に反して幽靜僻隱の地を云ふ、併し斬刑は市にて執行したる也、參考として、左に延喜式卷廿九刑部省の第十九條、死刑執行の條を抄譯せんに、

凡て死囚を決すれば、官預め彈正衞門に移し送れ、其日、市司の南門に會集して、共に行決を監し、其彈正、左衞門の官人は門外の東に列し（各西面北上相去る事一丈許り）、刑部右衞門の官人は門外の西に列す（東面北上相去る事上に同じ）

市、獄の兩司は團欒に列し（衛府より西に去る四丈許り、各北面中上）囚人は中國に當りて跪く（兩司より南に去る三四丈許）、物部は東西分ちて坊處す（囚の左右に列して北面中上）、立定りて、獄司の中國に進みて北面して罪状罪名を宣告して衆人に示す。宣告し畢りて、本列に還る。則ち衛門司を召して、仰せて云く門に於て行く、兩司宣告して以て本列に還りて、物部に宣告し、物部宣告して囚を宣して絞す。（絞者には繩を用ふ）其の絞は近衛に於けてこれを絞めしむ。若し逃竄兼ぬれば、衛司をして城外の園地に埋めしめ、次で物部を朝り（物部姓名を注す）。

右條を圖すれば大凡左の如し。但し圖は小中村博士の義解講義に依る。

大辟罪行決圖

西

右衞門府　市司　南門

市司　刑部録（宣告所）（北面）

物部　同　同　同

囚（南面）

物部　同　同　同

左衞門府　囚　獄司

衆人　衆人

南　北　東

又た大寶よりは、遙か後の事なれ共、平治物語の悪源太義平が誅せらるゝ條に、難波三郎に仰せて、六條河原に於て誅せられけるに、義平の上に仕ほりて少しも騒せず申されけるは、平家の者を白晝に河原にて斬らるゝ事こそ無禮なれ、去る保元に、多くの源氏の兵共誅せられしかども、重は西山、北山の片邊りにて斬り、遂に河原にて斬らるゝ者なし迄に人でこそ斬られけるなれ、弓矢とる身の習は、今日は人の上、明日は身の上にて有物を、平家の奴原は、上下共になべて情けなく情しらぬ者共也云々。

第八條　大辟罪監決條

凡決大辟罪、五位以上、在京者、刑部少輔以上監決。在外者、次官以上監決。餘並少輔、及次官以下監決。從立春、至秋分、不得奏決死刑。若犯惡逆以上、及家人奴婢殺主者、不拘此令。其大祀、及齋日、朔、望、晦、上下弦、二十四氣、假日、並不得奏決死刑。在京決死囚、皆令彈正衞士府監決。若囚有冤枉灼然者、停決奏聞。

本條は、死刑執行の際に於ける、死刑場の監督、及び死刑の執行が出來ぬと云ふ期日を制定したる令條也。

死刑を受けたる人をして、死刑を執行するに當り、在京中の五位以上の犯人に對しては、刑部省の少輔以上にて刑場へ臨監せよ。若し自盡するならば、其家へ臨監せよ。地方は、地方職の次官以上にて臨監せよ。六位以下、庶人迄は少輔、及び地方の次官以下にて臨監せよ。

但し立春より秋分迄は、奏上して執行する事はならぬと也、若し惡逆（五條に出せり）以上の犯罪及び家奉或は奴婢が主人を殺害せし者なれは、本令條に拘はらすと也、

右の外に、大祭日、六齋日、及び毎月○一日、七日、八日、十五日、廿一、廿三日、ミソカ、廿四氣の立ち日、毎月五日宛ある既定の休暇には死刑を奏上して執行する事はならぬ、而して京都内にて死刑執行の時には、彈正臺の役人と衞士府の役人とを立會さして臨監せしめよ、若し囚人が冤枉の罪たる事判然知れたらは、死刑の執行を停めて奏聞に達せよと也、

【字解】 ○監決は、死刑場へ臨監と云ふ如し、○在外は、地方を指す、○餘は、六位以下を云ふ○立春は、太陽暦二月の四五日頃、昔の暦ならば、十二月中に立春になる事多し、故に、年内に春は來にけりひと歳を、去年とやいはん今年とや云ん、と云ふ吟囊の紐を解かれしある也、○秋分、は今の九月廿四日頃也、○奏決は、奏上の後決するを云ふ、○大祀、は大祭と云ふ如し、大嘗祭　、神祇令、八、十一、十四條を參看すへし、○齋日は、雜令第五條に詳解す、○朔望云々、朔は一日にして月立也、望は、周禮の注に依れは大の月は十六日、小の月は十五日にして昔し月を本としたる暦みにては滿月の日也、晦は、ミソカ則ち暗夜の日故にクラシと云ふ字にせり、上弦は、七日八日にて上の弓張月と云ふ義也、下弦は、廿二、廿三日にて下の弓張月也、○廿四氣、は立春、雨水、啓蟄、春分、淸明、穀雨、立夏、小滿、芒種、夏至、小暑、大暑、立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒、也○假日は、假寧令第一條にあり、○衞士府は、非常警備の爲め、○冤枉は、ムジツ也、○奏聞は、彈正奏聞する也、

第九條　無親戚囚人死亡條

凡囚死無親戚者、皆於閑地權埋、立牓於上、記其姓名、仍下本屬。則流移人在路、及流徒在役死者准此。

本條は、牢死、及び流罪中に死亡したる者の取扱ひ方を示されたる法令也、

凡て監獄内に居る、既決、未決の囚人、死亡し其爲めに喪服を着用する程の近親なき時は、皆閑地に假埋葬し、其上に姓名を記したる卒塔婆を立て、而して原籍地へ公文を以て通知をせよ、又た流罪の人にして、途中にて死亡せしか、或は流罪徒罪の者が、服役中に死亡せは、右の牢死に准せよと也、

【字解】 ○無親戚は、有服の親族なき者を云ふ、喪葬令第十七條參看すへし、○閑地は、曠僻の地、○權埋、　假埋也、○牓は、何某の墓とは記さゝれ共墓標と看做して可也、○本屬は、原籍と云ふ如し、

第十條　有位者犯罪未決中死亡條

凡犯流以下、應除免官當、未奏身死者、位記不追、則奏時不知身死、奏後云先死者、依奏定。其常赦所不免者、依常例。若雖犯死罪、獄成會赦、全原者、解見任職事。

本條の前項は、犯罪の官吏が、奏上勅可前に死亡せは、官位は取上げず、後の項は、赦に遇ふて死刑を免かるゝも、解官はせよと云ふ事を示したる令條也、

凡て官吏にして、流罪以下の罪を犯し、除名、免官、官當等の處分をせねはならぬ場合に、まだ奏上せざる内に、犯罪者死亡せば、位記は取り上ぐるな、又た奏上の時に、犯罪者、既に死亡し居た事を知らずして、奏上の後に至り、業已に幾日に死亡した者と云はば、常法の如くにして免すなと云ふ也、又た常赦の免さざる犯罪は、常例によりて免されず、若し雖犯の死罪者が、裁判終結したれ共、まだ奏上のなき内に、赦に會ひて全く免さるる共、現職は解任せよと也、

字解　○流以下は、流罪以下、○除、免、官當は、除名、免官、官當にて、考課令、六十二條及び本篇廿七、八條參看すべし、○依奏定は、除、免、官當並に常の法例に依るを云ふ、○追は取り上げ、○獄成は、裁判終結と云ふ如し、○原は、免す也、　見任職事は、現職の事也、

第十一條　流罪人到配所條

凡流人、科斷已定、及移鄕人、皆不得弃放妻妾至配所、如有妄作逗留、私還、及逃亡者、隨則申太政官。

本條は、流罪と定まりたる者、及び移鄕の人は、妻妾を捨てゝ配所に到る事はならぬ、皆妻妾を携帶せよと也、若し途中に於て妄りに逗留し、或は密かに故鄕に返り、或は途中より逃亡する等の者あらば、直ちに太政官に申告せよと也、

字解　○科斷は、罪科裁斷と云ふ如し、　移鄕は、假令ば、殺人罪にて死刑の判決を受たる者が、僥倖に大赦に會ふて免され、其者をば本籍地に歸住させずして、他鄕へ移住さするを云ふ、是則ち本籍地へ還さば、復讐等の虞れあるを以て也、

流罪の時に妻ならば隨作する一例を擧れば、續日本紀卅七卷、桓武天皇の延曆元年閏正月氷上の川繼が潛かに亂を謀り、事發覺逃走云々、是に至りて捉獲されたり、詔りありて死一等を減じて、伊豆の國、三島に配す、其妻藤原法壹も亦相隨ふとあり、

又た移鄕の例を槐記に取れば、傳へ聞く今日河內守俊資、解官せらる、神今食に遇ふて移鄕すべし云々、是れ其子が三條殿を殺したる故の緣座也、同七日、夜に入り檢非違使をして河內守俊賢を追は令むとあり、

又た、今昔物語に、平の維衡が、平の致頼と合戰して咎を蒙りたる語に云く、（前略）明法勘へ申して曰く、歷打たんとしたる致頼が罪尤も重し、遠に遠き所に流さるべし、掛け戰ひたる維衡が罪輕し、郷を移し一年許りして免さるべきかと云ふに、公家宣旨を下されて、致頼をば遠く隱岐の國に流されぬ、維衡をば淡路の國に移郷せられぬ、

第十二條　　流罪三等條

凡流人應配者、依罪輕重、各配三流。謂近中遠處。

本條は、流罪の等級を制定したる令條也、流刑者の流さるべき場所は、罪の輕重に依て、三等に分ちて流せよ、則ち重きは遠島又は遠國へ、次は中等の遠隔地へ、輕きは近國へと也、

字解　○應配は、ナガス可くと訓む、○近、中、遠は、京都を路程起算の元とす、

續日本紀に、神龜元年三月庚申に諸流配遠近の程を定む、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐の六國を遠と爲し、諏方、伊豫を中と爲し、越前、安藝を近と爲す、延喜刑部式と大同小異にして、諏方を信濃としたると、里程を六丁一里の計算にて記しある而已（大寶時代は五丁一里但し此五丁は現今の六丁に當る）

第十三條　　流移人官量配條

凡流移人、太政官量配。符至、季別一遣。若符在季末至者、聽與後季人同遣。具錄應隨家口、及發遣日月、便下配處。遞差防援、專使部領、送達配所。付領訖、速報元送處、并申太政官知。若妻子在遠、又非路便、預爲追喚、使得同發。其妻子未至間、囚身合役者、且於隨近公役。仍錄已役日月、下配所聽折。

流刑又は移郷者は、太政官に於て、罪の輕重を量り、遠近を斟酌して流し又は移せ、而して刑部省、或は地方廳にては、太政官の達しが到來せば、一年四回、則ち四季に各一回宛、罪人を纏めて配所へやれ、若し官の達しが各季の末に來らば、些少遲れてもヨイから、次季の者と同時に遣す事を聽す、皆各携帶の品隨伴の家族、及び發遣の年月日を錄して、配所の當局へ報告せよ、罪人の護衞兵は、沿道の國々にて立替へ、專屬の官使は、罪人を統率し配所迄往きて配所の當局に渡せよ、配所の當局、受け終らば、速かに、始め送り遣したる役所へ報告し併して太政官へも申告せよと也、若し妻子等が、犯罪者と其居を異にして遠隔し居るか、又た行路の不便を極むる所ならば、前以て招き寄せて、成べく同時に發足させよ、又た妻子到らざる内に罪人を就役させねばならぬ場合は、最近の地に於て、公役せよ、然れば已に就役せる日數を錄して、配所に下して、後日就役の日數に差繼ぎ、算入してやれと也、

字解 ○流移は、流罪と移郷、○量配は、斟酌して流せの義、○季別は、春夏秋冬別也、○符は、官の達し、○季末は、春又夏等の末月を指せり、○後季は、次季にして春ならば夏を云ふ、○家口、は家族の如し、○遞は、カハリ替り、○防援は、警備者、前の六條にあり、○專使は刑部省より配所へ下す罪人部領の役人也、○付領訖、授け受け終り也、○元は、初め也、○追喚は、呼寄せの如し、合役は、使役すべく也、○公役は、お上の仕事に使用也、○懸析は、ヘギ殖すを免せ也、

第十四條　遞送死囚條

凡遞送死囚者、皆令道次軍團大毅、親自部領。及餘遞送囚徒應禁固者、皆少毅部領、并差防援、明相付領。

本條は、死刑人を遞送する時は、專属警備者の外に、沿道軍團の大毅をして親自ら擔當引率せしめよ、其他死罪に非る囚人にして、禁固すべき者には、沿道軍團の少毅をして警備人と共に達すべき處へ確に送り届けて受取らせよと也、

字解 ○死囚は、死罪と決したる囚人也、○遞送は、國送りと看倣すべし、○軍團大毅、職員令七十九條、軍防令一條、十三條等にあり、○禁固は、現行法の禁錮刑に非す、單に堅く禁めて逃亡せざる様にして置くを云ふ、○防援、前條及六條等にあり、○明相付領、明は　明瞭にして確乎と云ふ如し、付は　授け、領は　受取也、

第十五條　流移人給程粮條

凡流移人在路、皆遞給程粮。每請粮、停留不得過二日。其傳馬給不、臨時處分。

流罪者及び移郷人の配所に到る道中に在りては、皆沿道の國々にて糧食を給與せよ、但し糧食を請る毎に、滯留は二日間より多くはならぬと也、而して其乘用又は小荷駄の爲めに驛々にて傳馬を給與するとせざるは、臨時の處分とせよと也、

字解 ○程粮は、道中の食糧也、○傳馬は、公式令四十一、四十二條にあり、

第十六條　流移人發着調査條

凡流移人、至配所付領訖、仍勘本所發遣日月、及到日、准計行程、若領送使人、在路稽留、不依程限、領處官司、隨事推斷。仍以狀申太政官。

流罪人及び移郷人を率ひて、配所に送り仕く使者が、配所の當局者に罪人を引渡せば、當局者

に於て、罪人發程の始めより、到着迄の日數を計算し、其路程に要すべき日數と云ふものは、既定の規則があるから、ソレに准じ算積して見て、事故なく道中にて、妄りに滯留等ありしものと確知せば、領送使に詰問して、同使を處分せよ、其上其事由を太政官に申告せよと也、

〔字解〕 ○本所は、罪人の初發地を云ふ、○行程は、道程也、○稽留は、逗留の如し、○程限は、旅行規則の如し、○領處官司は、受取役所役人の如し、○隨事推斷は、事柄に依て詰問處分と云ふ如し、此役人の此處分だけは、特別の例とせり、

第十七條　　流移人再仕官條

凡流移人、移人、謂本犯除名者。至配所六載以後聽仕。其犯反逆緣坐流、及因反逆免死配流、不在此例。則本犯不應流、而特配流者、三載以後聽仕。有蔭者、各依本犯收敍法。其解見任、及非除名移鄉者、年限准考解例。

流罪者及び移鄉人の本犯が除名罪ならば、配所に至りて滿六年經過の後は、再び仕官する事を許す、但し叛逆に因ての流罪人は、根絶せねばならぬ、故に永久仕官を許さず、又た其罪、謀反として國家を危殆ならしむるとか、又た謀逆として山陵宮闕を破毀せんとせし者か、又た緣坐流として反逆人に與して流罪となりし者か、或は反逆によりて死を免されて、配流に處せらるる者ならば、此例に非ずと也、則ち永久奉職は聽さぬと云也、又た元來の犯罪が、流刑に非ざれ共、犯罪の次第柄に依て流罪にさるる者は、特配流と云ふに、三年の後に再び奉職を許せと也、而して父祖のお蔭のある者共は（選敍令第卅八條參看すべし）、其犯罪に依りて、官位返上或は據棄さるるも、時効の如く或る一定の時に至りて再び敍任さるるの法律、故に其法に依れと也（此法は、選敍令第卅七條にあり）、又た官吏が移鄉の罪にて、現職を解官せられたり共、除名罪（選敍令卅七條）の移鄉でなければ、考解の例（考課令五十六條）に准じて、一ヶ年の後に敍任する事を聽せと也、

〔字解〕 ○移人は、官吏の移鄉人也、○反逆は、八虐中の第四迄の類を總稱したる語也、（第五條に名を揭載せり）○緣坐流は、反逆の如き大重罪の正犯者に與みせざるも、亦更に謀逆の末耀も犯罪事故を知らざるも一家内の者ならば、從犯同然の處分を受るを云、○有蔭は、父祖の高位高官等の庇蔭あるを云ふ、○本犯は、ココでは除名を云ふ、○收敍、收は位記返上の如し、敍は後日再び敍位せらるる事、○考解は、勤め振にて落第と云ふ如し、（考課令五十六條に詳解せり）

流罪及移鄉人の事に就ては、先分па で謹まる史例に非ざれ共、續日本紀卅七卷、桓武天皇の延暦元年閏正月壬寅（紀元千四百四十二年）右大辨從三位大伴宿禰家持、右衞士の督正四位上坂の上の大忌寸苅田麿、散位正四位下伊勢朝臣老人、從五位下大原眞人美氣、從五位下藤原朝臣繼彥、等五人の職事は、其現任を解かれ、散位は、京外に移せり、并に川繼が事に坐して也、良外の黨與合して三五人、或は川繼が姻戚、或は平生の知友并に亦京外に出せりと云々、

第十八條　　犯徒配居役條

凡犯徒應配居役者、畿内送京師、在外供當處官役。其犯流應住居作者亦准此。婦人配縫作及舂。

凡て徒罪を犯し、本人居住地の附近に於て、役使さるる者にて、畿内の者ならば京都に送れ、地方ならば其土地の官役に使用せよ、流罪人にして、或は本人居住地の附近に於て、役使さるる者も亦此に准ぜよ、但し婦人ならば裁縫及び米搗にあてよと也、

字解　○居役、居作、も共に居住地附近に於て役使さるる也、流罪は一年、加役流は三年間役に服く事上述せり、而して男囚の役と云へば、延喜囚獄式を借りて解すれば、土木の工事及び諸般の雑事に使役す、又た囚獄司は、毎月六日毎に、囚人を引率して、宮城の四面を掃除、或は宮城内の汚穢并に便所、溝渠等を掃除せしむ、其罪人は、現今の懲役人の如く、徒刑以上の者には、二、三、四人に連鎖を着けて役使す、但し毎日暮、役終らば手ヵセ、足械を加へ、明旦役に出る時は又たカセを脱せよ○官役、は公役の如く官の使役也、○住は、舊刊本、及び石川本の集解の職員令囚獄司の條云に、任に作れり、熟按するに何れにても解釋の仕やうによらむ、即ち居作に任すべくしと讀むも理あり、又た住居作すべくしと讀みたる所が左程差支もなき如し、○

配は、塙本にアテよとあり、分配又た配當の配の義なり、

第十九條　　流徒人居作條

凡流徒罪居作者、皆著鈦若盤枷。有病聽脱。不得著巾。毎旬給假一日。不得出取役之院。患假者陪日。役滿、遞送本屬。

凡て流刑、徒罪の居作者（前條にあり）には、足、又た頸に械を著けよ、併し病囚ならば脱してやれ、然れ共、帽は冠する事はならぬと也、右の罪囚等には、十日に一日宛の休みを給與せよ、休ますも其牢舎の構の外へは出す事はならぬ、又た病囚ならば無論休みを充てよ、休みしだけは、全快の後に至りて勤め返さしめよ、而して徒刑の役、満期に至らば、本籍に驛送りとしてやれと也、

字解　○鈦、大計、時計切、并に音第、説文に鐵鉗也、廣韻に鎖を以て足に加ふる也、増韻に頸に在るを鉗と曰ひ、足に在るを鈦と曰ふ、共に和名抄に、加奈岐の訓あり、栞等にては諸説紛紜たり、愚按ずるに、我邦中の方言に、束縛をカラゲルと云ふ語はカナギに臨ぜり意義亦異ならず、併し我方言に、此刑具共を總稱してマンリキ（萬力鐵）と云ふ、頸に在るを頸萬力、手に在るを手萬力、足に在るを足萬力と云ふ、又た手錠

足纏共云ふ、○鉗枷は、頸かせ也四條、四十二條、六十三參看すべし、○巾は、頭巾又た帽子也、古は貴賤上下共に各着用せり、四十二條參看すべし、○院は、牢舍の一ト構へ也、○患假は、病氣休、○陪日は、役がへす如し、○遞送は、驛送りの如し、○本屬は、本貫或は本籍或は原籍と云ふ如し、

朝野群載に、天喜年間に係る、古文書的なる着鈦勘文、五人のがあり、新解上必要を認めず、調査用迄に添記す、

第二十條　　徒流囚在役條

凡徒流囚在役者、囚一人、兩人防援。在京者、取物部、及衞士充。一分物部。二分衞士。在外者、取當處兵士、分番防守。

凡て徒、流罪囚の役使中は、囚人一人に付、看守、押丁の如き警備者二名宛を附けよ、其内京都内の囚人には、物部、及び衞門府、左右衞士府の三府の兵士則ち衞士を取りて宛てよ、一分は物部、二分は衞士とせよ、地方は、地方の兵士を取りて、交代に番を立てて看守させよと也、

新解　○防援は、警備者にして、現今の押丁の類なるべし、○物部は、其名義未詳なれ共、武士部の如く、一部の軍人又は勇者又は健兒の類の如く、部は族類とか或は一族とか云ふ如し、

武勇を以て奉仕する者也、併しコヽは古代の軍職に非ず、職員令卅二條參考すべし、○衞士は、職員令第五十九條、同六十一條を參看すべし、

第二十一條　　流移人途中分娩疾病條

凡流移囚、在路有婦人產者、幷家口、給假二十日。家女及婢、給假七日。若身及家口遇患、或津濟水長、不得行者、並經隨近國司、每日檢行、堪進則遣。若患者伴多、不可停待者、所送使人、分明付屬隨近國郡、依法將養、待損即遣遞送。若祖父母父母喪者、給假十日。家口有死者、三日。家人奴婢者、一日。

凡て流罪移鄕の囚人が、配所に送らるゝ途中に於て、其携帶の妻妾が分娩したらば、廿日間の休暇を給與して滯留を許せ、又家來の妻、或は下婢が出產したらば、七日間の休暇滯留を給與せよ、若し本人、及び家族中にて病氣に罹りしか、或は渡船場等に向ふて洪水の爲め、河留めに逢ひし場合などは、最近の地方役所に其旨を屆け出よ、屆を受たる當局官吏に於て每日檢査

に行け、而して渡船の出來得るに至らば、前方へ進行させよ、若し患者少なくして、同伴者多き場合は、多勢を逗留さするに及ばぬ其時には、附添送る使者より、最近の役所、則ち國廳又は郡役所に患者を附托して、所定の法令（五十四條參考）に依て、療養せしめ、多くの健康者をば先きに往かせよ、而して患者全癒せば、沿道各國軍團の大毅をして國送りにせよ、又た途中にて、祖父母、父母、死去せば逗留休暇十日間を給與せよ、家族の死去ならば三日、家來及び奴婢の死亡ならば一日だけ休ませよと也、

字解　○家女は、家來の如し、○家口は、家族と云ふ如し、○遇患は、疾病に罹る也、○津濟水長、は渡船場の洪水と云ふ如し、○國郡は、府縣廳郡衙を云ふ、○將養は、療養させと云ふ如し、○待損は、全癒を待つ也、但し廿日と一日は、其良民賤民の懸隔甚太なる事の時勢を想察すべし、（戸令第三十二條に、患損の語あり參照すべし）

第二十二條　流移人途中遭喪條

凡流移人、未達前所、而祖父母父母在鄕喪者、當處給假三日發哀。其徒流在役、而父母喪者、給假五十日擧哀、祖父母喪承重者亦同。二等親、七日。並不給程。

凡て流罪移鄕の人が配所に到着せざる途中に於て、故鄕に居る祖父母、父母の死去を聞たらば、休暇滯留三日を給與して哀悼せしめよ、又た役使に就きし上、故鄕に居る父母の死去を知りたらば、五十日の休暇を給へて哀悼を擧げさせよ、又た祖父母死去して、孫が直接相續する場合も亦兩親同斷とせよ、又た二等親の者の死亡の時は、七日の給暇とし、共に各禁所の外へは出す事ならぬと也、

字解　○前所は、流刑人にては配所、移鄕人に對しては、移住地を云ふ、○喪は、死去を云ふ○擧哀は、哀悼を表する禮、假寧令第七條及び九條參考すべし、○承重は、繼嗣令第三條及び本篇四十八條に同文あり、先祖代々の祭りを承け繼ぎて祭る事を重大とするに因りての名なれ共恐按にては「單に相續と看做て穩當ならん、コ、は祖父より孫が直ちに相續を承けたるの文也、○不給程は、禁所より外へ出すを許さず也、（次條及び四十六條同文あり）、禁所を假りに牢とせしも移鄕人の如きは監獄に非ざるなり餘の條皆斯の如し、程の字は倘四十八條に詳解す、

參考　名例律に、八虐に非ざる流罪人の祖父母、父母、年齢八十以上、又は篤疾にて看護を要する者は、配所へ遣さず、親死去の後三ヶ月を經て遣す、之を權留養親と云ふ、假令、配所に一旦往て居ても、右の如き手續きが出來得る也、名例律は老疾に侍するの意、本令條は侍せざるの人に依りて立たる法也、戸令の十一條をも參看すべし、

第二十三條　　姙婦在獄條

凡婦人在禁、臨産月者、責保聽出。死罪、産後滿二十日、流罪以下、産後滿三十日、並則追禁。不給程。

凡て婦人監獄に在りて、臨月になり、保釋を出願せば、出獄を聽せ、但し五人組の保證を要す、死罪の婦人ならば、分娩後廿日間出獄しておけ、流罪以下ならば、産後卅日だけ出獄しおけ、右各歸獄せば、獄外へは出す事はならぬと也、

字解　○産月、臨月也、○責保は、五人組の保證を取也、（本篇四十二條、公式令七十八條、戸令九條、十條、參照すべし）○聽出は、出獄を釋す也、○追禁は、歸獄則ち牢屋へ返す也、○不給程、前條及び四十八條にあり、

第二十四條　　死罪婦人産子條

凡婦人犯死罪、産子、無家口者、付近親收養、無近親、付四隣、有欲養爲子者、雖異姓皆聽之、

凡て婦人死罪を犯し、死刑の宣告を受たる後、出産して子供を擧げしに、其婦人の家族としては祖父母、父母、兄弟姉妹、及び家來奴婢も亦なき時は、其初生兒は、婦人の三等親以上の親族に引取らして養育させよ、若し右の如き近親なくば、向ひ三軒、兩隣に引取らせよ、併し其内ヶ其子を引取り養ふて我子とせんと望む者あらば、他人と雖も許して養育させよ、但し選敍令第卅二條にある如く、凡て人の後たらん者は、兄弟の子（甥、姪）に非ざれば、出身する事を得ざるとある如く、父祖のお蔭（蔭位等）等に浴する事はならぬと也、

字解　○家口は、家族全體を云ふ、○近親は、ココでは三等親以上、○四隣は、俗に所謂向ひ三軒、兩隣りの如し、○異姓は、同族に非ざる眞の他人を云ふ、

第二十五條　　公坐相連條

凡公坐相連、右大臣以上、及八省卿、諸司長、並爲長官、大納言、及少輔以上、諸司貳、皆爲次官、少納言、左右辨及諸司糺判、皆爲判官、諸司勘署、皆爲主典、

本條は、公務に關して連坐の時に、首犯、從犯を四等に分ち立たる令條也、

凡て公罪に係る連坐の時は、諸官衙の百官有司を四等に大別する事左の如し、太政官の右大臣以上、及び八省の卿、諸役所の長をば、皆長官とせよ、次に太政官の大納言及び八省の少輔以上、諸役所の貳（地方官ならば介。大宰は大、小貳を云ふ）をば、次官と立てよ、

次に太政官の少納言、及び左右の辨官、諸役所の乳判（地方官ならば大、少掾なり）をば審判官とせよ、次に太政官の大、少外記及び八省の大、少録（地方官ならば大、少目）、則ち書記とも稱すべき者を主典とせよと也、（第一篇官位令の廿七廿八頁の四等四分の圖を參照すべし）

字解　○公坐相連、は公務に係る連罪と云ふ如し、假令ば、太政官の外記は官中の稽失を檢出する職掌なれば、其務めに就て失あるは、則ち公罪也、因て外記を首犯（主犯又正犯）とし、少納言を第二の從犯とし、大納言を第三從犯とし、左右大臣を第四從犯として遂に上官へ及ぼす也、又た之に反して、大臣に過失の有る時は、順に下官へ及ぼす也、唐律の例に據て考れば、少納言過失ある時は、少納言首となり、大納言は第二の從、大臣は第三從、外記は第四從となる、又た大納言過失ある時も亦之に準せよと也、○勘署、は書面を勘へ造り勘へ正を云ふ也、

第二十六條　　　父祖犯罪條

凡因父祖官蔭、出身得位、父祖犯除名罪者、子孫不在追限、若子孫復除名者、後敍之日、則從無蔭法、其父祖因犯降敍者、亦從後蔭敍。

凡て父、又た祖父のお蔭に因て、子又た孫が位階を玉はり出身した後に、父又た祖父が除名罪を犯したる共、子又孫の位階は取り上ぐるに及ばぬ、若し子又た孫も除名犯罪せば、六年の滿期後、再び敍位の恩に浴せらるれ共、此犯罪では、お蔭の位階を玉はる譯にゆかず、無位無官者の除名滿期の法に從へと也、次に父又た祖父が犯罪の廉あり、爲めに降して敍位されたる時は後の敍位の位階に從て敍位せよと也、

字解　○蔭は、オカゲ也、選敍令卅八條に詳也、○追限は、取り上ぐる限り也、○後敍は、一旦取上げられたるが、又返上の後再び敍位の事也、選敍令卅七條に詳也、○無蔭は、無位の如し、○後蔭は、父祖犯罪後、滿期の上、再び敍位になりし後、子孫が蔭位を蒙る時には、父祖が後に敍せられたる位階に因て給はるを云ふ也、

第二十七條　　　官人移配條

凡官人因犯移配、及別勅解見任、若本罪不合除免及官當者、位記各不在追例。

凡て官吏犯罪ありて、移郷させらるるか、又た時別に勅命に因て現任の官を解職されても、本犯が除名、免官、官當でなければ、位記は取上ぐるに及ばぬと也、

字解　○移配、所替又た所構にして、復讐等を避けさする也、十一條參看すべし、○別勅は、

十七條の特配疏を參考すべし、○見任は、現職の如し、○除免、官當、は次條又た二十八條及び考課令五十一條にあり、○追は、取上ぐる事、

第二十八條　　除免官當條

凡犯罪應除免及官當者、奏報之日、除名者、位記悉毀。官當、及免官、免所居官者、唯毀見當免、及降至者位記。降所不至者、不在追限。應毀者、並送太政官毀。式部案注毀字。以太政官印、印毀字上。

凡て官吏罪を犯し、除名、免官、及び官當すべき者は、奏上して勅可を蒙りたる日に、除名ならば位記は悉く破り棄てよ、官當と免官免所居官は、唯罪を贖ふだけの位記を毀れ、降所不至は位記を取上ぐるに及ばぬ、而して、位記を破毀するには、式部省に於て毀の字を識して太政官に差出せ、然れば、太政官にては、其毀の字の上へ太政官の、太政官と云ふ印文のある印を捺して毀れと也、本注は、山田以文の說に從ふ也、

[illegible]　○除免は、除名と免官也、除名は、金玉掌中抄に、名例律に、凡そ除名は、官位勳位悉く除き、課役本色に從へ、六載の後、敍せらるる事を聽す、とあり、免官は、三載の後、先位より二等を降して敍せよとあり、考課令六十二條、及び公式令八十四條參看すべし、○官當は、官位の位を以て罪の償に當つるを云ふ、名例律に云く、私罪を犯し、官を以て徒に當れば、一品以下三位以上は、一官を以て徒三年に當て、五位以上は一官を以て徒二年に當て、八位以上は一官を以て徒一年に當て、若し公罪を犯さば各一年を加へて當つ、○奏報は、奏上の後、勅可を蒙るを云ふ、　免所居官は、居所の一官を免ずる而已にて、勳位は除かぬ、此罪は滿一年の後、先位に一等を降して敍せらるゝ也、（選敍令三十七條、軍防令三十五條、を參看すべし）

○見當免は、現當と現免の二罪也、官當に因て贖罪に當つべき位階を現當といひ、免所居官によりて、返上すべき位階を現免と云ふ、

○降至とは、免官者の、三載の後、先位に二等を降して敍せらるる位階を云ふ、

○降所不至とは、免官者三載の後に敍せらるる位階を云ふ、

歷任位記とて、下位より昇進して位記を多く持たる官人程、此の如き犯罪の場合には利益である、則ち突き出し高位に敍せられたる者は、其位記の數が少なければ也、

正七位上　（見免）　　毀位記

正七位下　（降至）　　同　上

從七位上　（降所不至）　則ち三載の後二等を降して敍せらる者、

右の闕は、正七位上の犯人ありて、免官に決したる時、其元の出身が、從七位上か、若くは其下階より歷任して昇進したる者とせし也、故に降所不至と云へるは、正七位上下二等の外、前歷任したる、從七位上の階を指すなり、

○追限は、取り上ぐる限り也、頗る後世の事なれ共一例を擧ぐれば、平治物語に云く、

去程に夜も明けれ共、公卿僉議あるべしとて、大殿(忠通)關白(基實)太政大臣師實、左大臣伊通公以下各參内し給へり、是は少納言入道(信西)が子息、僧俗十二人の罪名定め申されん爲め也、左大臣伊通公宥め申されけるに依て、死罪一等を減じて遠流に處せらる、俗は位記を停められ、僧は度縁を取りて還俗させらる、

第二十九條　　　犯罪官人不得入内條

凡犯罪應除免官當者、不得釐事、及朝會、其被勅推、雖非官當除免、徒以上、不得入内、其三位以上、非解官以上者、仍聽釐事、朝會、及入内供奉、

本條は、或る程度以上の犯罪官人は參内が出來る出來ぬと云ふ事を示したる令條也、凡て除名免官、官當をされたる官人は、奉職し居たりし役所の事務を執り、及び朝廷の公事節會に參内はならぬと也、又た勅命にて吟味せらるるものは、除、免、官當の罪に非ずとも、徒罪以上ならば、是亦參内はならぬ、併し三位以上の人は、解官以上の罪に非れば、或は執務し、或は朝廷の公事節會、及び内裡に入りて供奉する事を許せと也、

【解】　釐事は、事務を執る也、○朝會は、朝廷の公事、節會に參内と云ふが如し、○勅推は、勅命にて尋問或は吟味と云ふが如し、○入内は、内裡に入る也、○解官は、雜犯の死罪が赦に會ふて解任さるゝを云ふ、荷田在滿は、蓋し除名なりの說を立たり、

第三十條　　　贓狀露驗條

凡犯罪事發、有贓狀露驗者、雖徒伴未盡、見獲者先依狀斷之、自外從後追究、

凡て竊盜又詐欺取財の犯罪が發覺して、前其不正品の發見したるものは、共犯者あるも、既に捕縛したる犯罪者を吟味裁判するに、主從兩犯分明ならざる場合は、從犯として判決を言渡せよ、其内共犯則ち逃亡の者は、後日追捕の上裁判せよと也、

【解】　○贓狀は、本篇三條にあり、○露驗は、顯れ出たる證據物と云ふ如し、○徒伴は、共犯者也、又た同類の如し、○見獲は、現に獲得と云ふ如し、○依狀斷之は、律の共犯罪人逃亡の

法に依て裁判と云ふ也、○自外は、ソノ外の者也、○從發は、塙本にシタガヘ、ヨリと訓みたれどノチニと訓む方穩當ならんと小中村清矩の說なり余はアト、ヨリと俗讀するも却て分り易しと思ふ、○追究、追は共犯者を捕縛するを云ふ、究は、事狀を訊問するを云ふ、

第三十一條　未斷決逢格改條

凡犯罪未發、及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時。若格輕、聽從輕法。

凡て犯罪の發覺前は勿論、發覺後と雖も、未だ判決のなき內に、臨時發布に係る法令の改正等に逢ひて、若し其改正令が重きに當るならば、前令に依れ、若し亦改正法が輕くなりてあらば輕きに從ふて判決するを許せと也、

字解　○格は、臨時發布の法令也、

第三十二條　告言人罪條

凡告言人罪、非謀叛以上者、皆令三審。應受辭牒官司、並具曉示虛得反坐之狀、每審皆別日。受辭官人、於審後署記。審訖、然後推斷。若事有切害者、不在此例。切害、謂殺人、賊盜、逃亡、若强奸良人、及有急速之類。其前人合禁、告人亦禁。辨定放之。

凡て人の犯罪を告發告訴し來らば、八虐の中の謀叛以上でなければ、皆日を別にして三回迄、告發告訴人の虛實を取り糺す爲めに、告訴告發人を取調よ、則ち告訴告發を受理したる警官又當局官は、具さに告訴告發人に告るに、汝の告訴又告發は若し虛妄ならば、却て汝は誣告と云ふ罪に陷らねばならぬと、能く三回まで曉し示せよ、告訴告發を受理して取り調ぶる當局官は、取調每に、告訴狀の奧に其事狀を記錄し署名せよ、而して取調べ終結の上で裁判せよ、若し告訴の事柄が、殺人、盜賊、逃亡、强姦、及び其他の緩速を要する事件の類ならば、三回迄取調べに及ばぬと也、而して被告人が、獄に禁せらるれば、告訴又告發人も亦禁せよ、幷し辨明せば告訴人を放還せよと也、

字解　○告言は、告訴及び告發也、○謀叛は、五條にあり、○三審は、三回調べにして、現今一般に通用せる三審より其意義狹小なる也、○辭牒、共に告訴狀を云ふ、辭は無位無官則ち庶民よりの告訴狀、牒は有位者よりの告訴狀を指す、○官司は、判官以上との義解なれ共、今で云へば司法警察官及び檢察官なるべし○反坐は、アイコノの罪と云ふ文字にて誣告を指せり、

○毎事、調べ毎になり○受辭は、告訴状を受くる也、○署記、署名記録の事、○推斷は、裁判○切害は、殺人は勿論強盗强姦等をも含有するなり、○良人は、今云ふ夫に非ず、古代は良民、賤民の區別甚しかりし故に、賤民に對する語なり○急速とは、假如ば盗賊を捕かん爲めに、堤防を決壞して洪水を放ち、人家を漂し、或は放火をして人家を燒く等の事柄を云ふ、○前人は、被告人を指す、○禁は、本篇第三十九條四十二條を參看すべし、

第三十三條　密告條

凡告密人、皆經當處長官告。長官有事、經次官告。若長官次官俱有密者、任經比界論告。受告官司、准法示語。確言有實、則禁身據狀檢校。若須掩捕者則掩捕。應與餘國相知者、所在國司、准狀收掩。事當謀叛以上、雖檢校、仍馳驛奏聞。掛斥乘輿、及妖言惑衆者、檢校訖總奏。承告掩捕者、若無別狀、不須別奏。其有雖稱告密、示語確不肯道、仍云事須面奏者、受告官司、更分明示語虛得無密

反坐之罪。又不肯導事狀者、禁身馳驛奏聞。若直稱是謀叛以上、不吐事狀者、給驛差使部領送京。若勘問不道事狀、因失事機者、與知而不告同。其犯死罪囚、及配流人、告密者、並不在送限。應須檢校、及奏聞者、准前例。

本條も亦、前條の如く密告に關する手續きを示したる令條也、

謀叛以上に當る秘密の大事を告發せんとする者は、地方長官に就け告げよ、長官事故あらば次官に告發せよ、長次官共に連類者の疑あらば、隣國の長次官等に論告せよ、而して此告發を受けたる役人は、前條の如く、三日間に三回取調べと云ふ手續き事はして居らずして、即坐に三回迄其實否を取調べ、尤も虛僞ならば汝は誣告罪となる云々を論し聞かせ、確然虛僞ならざるを認定せば、告發人をば一ト先づ禁固して吟味せよ、若し召捕るべき者あらば、直ちに捕縛に着手せよ、若賊黨の如き者多數にして、一國にて捕手が不足と豫想せば、至急隣國に協議して召捕れよ、而して捕獲して吟味すと雖も、猶早追を以て奏聞に達せよ、併し大不敬罪か、又た奇怪の言觸らし等にて、衆人を迷惑さする如きは、吟味し終りたる上にて奏上せよ、又た告發を受け、捕獲して見て別状なくば奏上するに及ばぬ、又た大秘密の告發と稱へて、當局者が訊問

するに、口チを開かずして、天子の御面前でなければ申し上げられぬと申さば、受告の官人更に能々告發人に合點の行くやうに、虚僞の告發は誣告罪となる故にと、又々三回迄も曉し示して、猶事狀を言はざれば、告發人をば其所に禁固し置て、早追を以て其事を奏聞に達せよ、若し又直ちに、謀叛以上と申して、事狀を明かさざる者は、驛馬を給與したる使者を附けて京都に送れ、若し取調をして見て、事狀を言はず、其爲めに事機を失はば、知りて申し上げざる者と同罪とせよ、又た死罪を犯せる囚人、及び配所に居る流罪人等にして、秘密の事件を告發する者は、京都に送るに及ばぬ、又た吟味して見て、奏聞に達せねばならぬ事柄ならば、前諸項に准ぜよと也、

字解 ○告密人は、今云ふ密告人也、○當處長次官は、今云ふ知事と内務部長の如し、○經比界は、隣國に告ると云ふ如し、○受告官司は、告發を受けた役人、○示語は、說諭の如し、○禁身は、逃ぬやうにして置く事、○檢校は、勘問の如し、○掩捕は、召捕也、揚子方言卷六に云く、掩は取也、但し一人計りを召捕に非ず、即ち多勢を召捕時に使用する文字なり○餘國は、隣國等を云ふ、○相知は、相談の事、○收掩は、捕獲と云ふ如し、然れ共掩の字は上述の義あり、○檢校は、吟味なれ共勘へ問ふなり○馳驛は、早飛脚也、公式令四十六條にあり、○指斥乘輿、は主上の服御の物を盗むか、乘るとかの義にて、名例律の八虐中の第六、大不敬の罪、○妖言は、奇怪の言觸らしと云ふ如し、○確不肯噵、は堅く言ふ事を承知せざる也、噵の字は塙本立野本等諸本に皆道の字の下に口の字を附加してあれ共、道の字と同字であると、集韻等に載せり、杜皓切、音稻、或は口を冠りにしたる字も同じと云ふ、併し口チを杏にしたる字を撰用ありしは意味のある事とす、○無密反告、は誣告罪也、○給驛は、驛鈴を給はる也、公式令第廿一、廿二、四十一、四十二條に詳解せり、○差使部領は、使を宰領として附けてやれと云ふ如し、○准前例は、上文にある數項に準ぜよと云ふ如し、捕亡令第三條參看すべし、

第三十四條　　　　囚逮引人爲徒侶條

凡囚、逮引人爲徒侶者、皆審鞫由狀、然後追攝。若追而雪放、又更妄引、及囚在獄死者、年別具狀、附朝集使申太政官按覆。

凡て犯罪者が吟味せらるる時に、或人共をも徒侶としたならば、審らかに其由を究問した後に捕縛せよ、若し捕縛拘引して見て無罪放免となりしを、又た更にドウありても彼は同類なりと强情を張るが如き事あらば、太政官に上申して、官使の下るを待て判決せよ、又た囚人の牢死は年別に狀を具して、年末に上京する朝集使に附して太政官に申して裁判官の臨時出張を請へ

よ、或は太政官は都合に依て巡回裁判官（覆囚使）の巡回する時に吟味さすることもありと也、

字解 ○遞引は、及ぼし引き入るゝの如し、○徒居、同類の如し、○審覆は、明細に究問と云ふ如し、○追攝は、召捕也、○追も、亦召捕也、○雪は、明了に黑白をつけて白くなりたる意也○放は、放還、○妄引は、濫情に引き入ると云ふ如し、○朝集使は、職員令一條（太政官大辨の項）同十三條式部省、公式令五十一條等外諸處にあり○按覆は、吟味の如し、

第三十五條　　　　五聽條

凡察獄之官、先備五聽、又驗諸證信、事狀疑似、猶不首實者、然後拷掠、每訊相去二十日、若訊未畢、移他司、仍須拷鞫者、因移他司者、連寫本案俱移、則通計前訊、以充三度、則罪非重害、及疑似處少、不必皆須滿三、若因囚訊致死者、皆具申當處長官、在京者、與彈正對驗、

凡て吟味役則ち警官及び檢事判官の如き役人は、先ヅ五聽と云ふて、告訴告發人、及び犯罪者の言葉ヅリ、顏色、眼付キ、舉動等に就て、其幽微なる點迄をも察知するは勿論、信據すべき諸多の證據をも從へよ、又た事實中に疑の點ある歟、實實を吐かざれば拷問せよ、但し拷問は廿日を隔てざれば次回の拷問は出來ぬ、若し訊問終らざるに他の役所へ移して拷問せねばならぬ時には、口供陳述等の書類を寫して犯人と共に移せ、併し拷問は幾役所を移すとも、前後三回よりかならぬ、斯の如く拷問は、三回よりならぬ法律なれ共、殺人或は强盜、或は放火等の如き、及び疑の少なき者には、必ず三回の拷問を待たずして判決せよ、若し犯罪者が拷問に依て死亡せば、郡役所ならば府縣知事に具申せよ、京都內ならば、彈正臺の役人が、死亡せし役所に出張して係り官人と立會て取調べよと也、

字解 ○察獄之官は、今の判官檢事、警察官の如し、○五聽は、周禮卅五に、一に曰く辭聽、辭聽は其言葉を出すを觀るに正直ならざれば煩らひ迷る、二に曰く色聽、色聽は其顏色を觀るに、正直にあらざれば、多くは赧然、三に曰く氣聽、氣聽は其呼吸を窺ふに、正直ならざれば喘息迫撲の狀態を呈す、四に曰く耳聽、耳聽は係り官の訊問等を聞いて惑ふ狀態あり、五に曰く目聽、目聽は、其眼眸を觀るに、虛僞ならば、眸子は勿論眼目の內外何となく穩かならざる狀態あると也、○驗諸證信は、諸多の證據を調べ得る如し、○疑似は、ニヨリ也、○首は、白也、○拷掠は、拷問の如し、○他司は、他の役所、○拷鞫、も拷問也拷は苦浩切、音考、打也、掠也、○連寫本案は、口供書類の謄寫と云ふ如し、○重害は、殺され、盜まれ、流され、放火せられ

等を云ふ、○發處長官は、其處の役所の長官也、○對驗は、立會驗査と云ふ如し。

第三十六條　訊囚條

凡訊囚、非親訊司、不得至囚所、聽聞消息。

凡て犯罪者を專問する時は、吟味する役人の外は一切其室に入りて様子を聞く事はならぬと也但し刑部省の判事は此限に非る也との義解也、

字解 ○訊親司は、尋問の役人を云ふ、○消息は、通常安否と云ふ事に使用すれ共、コヽでは様子と俗譯する方穩當なるべし、

第三十七條　死罪訴冤枉條

凡死罪雖已奏報、猶訴冤枉、事有可疑、可推覆者、以狀奏聞。遣使馳驛檢校。

凡て死罪人を裁判して、既に奏聞し勅可を得たりと雖も、本人に於ては猶冤枉なりと訴へ、事狀に於ても疑の廉あり、再審すべくは、其狀を奏聞し、地方ならば早追の使者を立てゝ、更に吟味せよと也、

字解 ○奏報は、奏上勅可也、○冤枉は、ムジツ也、○推覆は、再審の如し、○馳驛は、早追

なり卅二條、公式令の廿一、廿二、四十一、四十二條に既解す、

第三十八條　問囚辭定條

凡問囚、辭定、訊司依口寫。訖、對囚讀示。

凡て犯罪者を吟味するに、係り官の尋問の語と、犯罪人の陳述とを書記が筆記し、豫審終らば其筆記書を罪人に讀み聞かせて相違なきや否を問へと云ふ也、今の豫審廷の如しと想像すべし、

字解 ○辭定は、言語決定の如し、○訊司は、吟味役人也、○依口寫は、陳述の筆記にして卽ち口供也、

第三十九條　禁囚條

凡禁囚、死罪、枷杻。婦女、及流罪以下、去杻。其杖罪、散禁。年八十、十歲、及廢疾、懷孕、侏儒之類、雖犯死罪亦散禁。

本條は、罪の輕重等によりて、囚人を禁身するに强弱の差あるを示したる令條也、

凡て死罪と認めたる囚人には、頸かせ足かせをせよ、婦人及び流罪以下には足かせを去れよ、又た杖罪には、頸足の械を施ざるは勿論、牢屋をも自由に出入させよ、又た年寄と子供、及

び病身者或は姪婦、或は一寸法師等の類なる片輪は(不具者)死罪を犯したる共、亦杖罪と同様の取扱をしてやれと也、

【注解】　○枷は、字書に諸説あれ共、第四條の義解に頸カセとせり○杻は、四條に足械とせり、名物六帖に字彙を引きて手械とす、小爾雅に、杻之を梏と云ふ、械之れを桎と謂ふ、唐六典の六、刑部條、唐の斷獄律疏議も共に同文同様也、四條、十九條、四十二條、六十三條参看すべし、○散禁は、獄具を着けず、獄を妄りに出入を免さゞるも、自由出入を許すを云ふ、○廢疾は、不治の疾、戸令第七條にあり、○懷孕は、或は懷胎、或は妊娠と云ふ如し、○侏儒は、一寸法師の事なれ共、文飾等の爲めに不具者の總代に此一名を擧たるものなるべし、

第四十條　　應人議請條

凡犯罪、應人議請者、皆申太政官。應議者、大納言以上、及刑部卿、大輔、少輔、判事、於官議定。雖非六議、但本罪應奏、處斷有疑、及經斷不伏者、亦衆議量定。雖非此官司、令別勅參議者、亦在集限。若意見有異者、人別因申其議。官斷簡、以狀奏聞。

皇族或は大徳行ある人、或は大才藝ある人、又は三位以上の高位の人が罪を犯さば皆太政官に申せ、太政官は大納言以上、及び刑部省の長次官、判事を以て太政官にて議定せよ、而して右の如き六議の人に非ざるも、本犯が奏上せねばならぬ犯罪なるか、又た裁判に疑あるか、或は判決するも不服にて伏罪せざる者も、亦大臣以下、判事以上の衆議にかけて議り定めよ、右の如き大臣、大納言等の役人に非ざるも、特別の勅命にて參議せしめらるゝ者も亦會議に列せしめよ、(即ち臨時任用の議官也)、若し此會議に在りて、各自議官の意見區々たらば、人別にして官へ申せ、官はソレを裁斷簡擇して奏聞に達せよと也、

【注解】　議請は、六議とて、六種の中へ入る資格を有する會議を云ふ、○六議は、法曹至要抄に名例律に云く　一に曰く、議親、議親とは皇族及び皇帝五等以上の親、及び太皇太后、皇太后四等以上の親、皇后三等以上の親、二に曰く議故、議故とは故舊を云ふ、則ち久しく接遇を蒙る者、三に曰く議賢、議賢とは大德行有るを云ふ、則ち賢人君子の言行、法則と爲すべき者、四に曰く議能、議能とは大才藝有るを云ふ、則ち能く軍旅を整ひ、政事に莅みて帝道を讃備し、人倫に師範たる者、五に曰く議功、議功とは大功勳有るを謂ふ、則ち將を斬り旗を搴げて敵を萬里に摧き、或は衆を率へて歸化し、一時を寧濟し、艱難を匡救し、遠く絕域に使して險難を跋渉する者、六に曰く議貴、議貴とは三位以上の者を謂ふ、○經斷は、判決の如し、○不伏は、

不服の如く、伏罪せざる也、○參議は、會議に參列と云ふ如し、○斷簡は、裁判し撰擇するの如し、唐六典の六議制條の注に所司料簡共狀以聞とあり、

第四十一條　裁判依律令正文條

凡諸司斷事、悉依律令正文。主典撿事、唯得撿出事狀。不得輙言與奪。

凡て諸役所にて裁判するには、皆律令の正文に依て裁判せよ、主典の事を檢察するは、唯其事實を檢出するのみにて、有罪無罪等の事を言ふことならぬと也、

字解 ○斷事は、裁判の如し、○律令は、法令刑律の如し、○主典、は諸役所の大、少サクワン也、○撿事は、事柄を調ぶるを云ふ、○與奪は、アタヒウバヒの字なれ共、ココでは有罪、無罪と意釋する方穩當なるべし、

第四十二條　應議請減條

凡應議請減者、犯流以上若除免官當者、並肱禁。公坐流、私罪徒、並謂非官當者 責保參對。其初位以上、及無位應贖、犯徒以上、及除免官當者、梏禁。公罪徒、並散禁。不脫巾。

凡て議請に依て減罪すべき資格のある人、若し流罪以上、又は除名、免官、官當の罪を犯さば、並に肱禁とて麻繩を以て兩肱を縛りおけよ、又た公職の爲めに連坐となる流罪とか、私罪にての徒罪は、並に官當に非ざる者であるから、保釋を願はして監獄へ入れずして在宅させ、而して訊問の時は、係り役所へ召喚して係り官に對せしめよ、又た議請減に預る資格のない初位以上、及び無位の人は贖罪銅にて免罪となるけれ共、徒罪以上及び除名、免官、官當に當る犯罪ならば手械を着けよ、併し公務の爲めに徒罪となる者は、並に手カセは着けず、監獄を妄りでなくて自由に出入させ、又た帽をも冠らせおけと也、

字解 ○議請減、本篇四十條の六議則ち、親、故、賢、能、功、貴、の資格ある爲の減罪を云ふ、○除名等は、二十七、二十八條に詳述せり、○肱禁は、麻繩にて兩肘を束縛するを云ふ、○責保は、保釋を願ふの如し、二十三條、戶令九、十條、公式令七十八條、捕亡令十五條にあり、○參對は、參り赴き對問すると云ふ如し、○梏禁は、手械也、四條、十九條、三十九條、六十三條參看、○散禁は、三十九條にあり、○不脫巾、は十九條にあり、

第四十三條　五位以上犯罪條

八三四

凡五位以上、犯罪合禁、在京者、皆先奏。若犯死罪、及在外者、先禁後奏。聽別所坐。婦女有位者亦同。若五衛府志以上、及兵衛、犯罪須追者、並聽鞫獄官司經本府追掩。本府即奏執遣。其主帥及衛士者、本府則依執送。

凡て五位以上の人、罪を犯したとありて、獄に入れんとする時は、在京の者ならば、先ヅ奏上の後と致せ。若し死罪を犯せしか、又たは地方にある者は、先ヅ獄に入れ置きて奏上せよ。右は並に他の罪囚と別房に居る事を聽せ。又た婦人にして五位以上の人も亦同斷とせよ。若し左右兵衛府、左右衛士府、衛門府即ち五衛府の志以上の者、及び兵衛に犯罪あり、之レを捕縛せんとする時には、吟味する役所より本府に屆けて召捕ることを許せ。本府は奏聞の上、召捕りて吟味役へ送り遣せ。但し衛門府の門部、及び物部。と衛士とは、奏聞に及ばず、本府直ちに捕へて獄官に送れと也。

【註】　○五衛府は、職員令第五十九條より六十二條迄に詳か也。○鞫獄官司は、吟味する役所也。○本府は、衛府を指す。○追掩は、追捕の如し。三十三條の掩捕を參看すべし。○執遣は、捕へて送る如し。○主帥は、賦役令九條の主帥に非ず。ココは衣服令第十四條、即ち武官の制服の條に衛府に、門部、物部を云ふとあるに同じく門部物部を云ふ。

第四十四條　　奉使掩攝條

凡奉使有所掩攝、皆告本部本司。不得徑則收捕。若急速密者、且捕獲。取本司公文發遣。

追捕する使者となりて、犯罪者を追捕するに、無役の人ならば本籍所管の役所に、又は官吏であらば奉職の役所に照會せよ。直ちに召捕る事はならぬ。若し犯罪事件が急速を要する場合か、或は秘密の事情にてもあらば、直ちに捕縛して後に使者を派遣したる役所の公文を以て、本籍所管の役所、或は奉職役所に通知せよと也。

【註】　○奉使、ツカヒを承玉はり也。○掩攝は、追捕也、追取を攝と云ふ二字共に取り收るの如し。前條の追掩を參看すべし。○本部は、本籍又は寄留地の所管の役所を云ふ。○本司、は奉職勤務の役所を指す。○徑は、直ちなり。諸本皆住にかけり。恐らくは誤傳なるべし。○收捕も召捕也。○發遣は、出しやれの如し。

第四十五條　　男女別所條

凡婦人在禁、皆與男夫別所。

八三五

凡て婦人を監獄へ入れたらば、男子と別房にして置けと也、

第四十六條　長官撿行條

凡囚、當處長官、十五日一撿行。無長官、次官撿行。其囚延引久禁、不被推問、若事狀雖可知、支證未盡、或告一人數事、乃被告人有數事者、重事得實、輕事未畢。如此之徒、撿行官司、並則斷決。

京都ならば、京都市の市長か助役、地方ならば、知事か内務部長の内にて、半ヶ月に一回宛監獄を撿察せよ、若し未決囚の久しく獄に繋がれ居て訊問もなく、徒らに日子を遷延し居るか、又は罪囚の事狀の大概は知られたれ共、證據の未だ充分擧らざるか、又は一人にて、殺人、强姦盜馬等の數罪あるなどを訴へ出て、被告人同樣、繫がれて居るとか、又た重き事柄だけは裁判して分りたれ共、輕き事は未だ分明ならざる如きの類あらば、撿察官たる長次官の見込を以て裁判し、成べく囚人を速かに判決し言渡せよと也、

字解 ○當所長官は、京ならば左及び右京職の大夫、亮、地方ならば國守と介を指す、職員令第六十六條、同七十條參看すべし、○撿行は、撿察を行ふと云ふ如し、○久禁は、長く繫ぐと

云ふ如し、○推問は、訊問の如し、○支證は、義解に支は證也、故に事證と云ふ如しとあれ共支は字書に種々の解釋あるも、翻譯すれば枝葉と云ふ如し、故に小細の證據と解釋するは穩當なるべしと惟ふ○數事は、數罪の如し、○重事得失は、オモなる事は分りたれ共也、○撿行官司は、撿察の長次官を云ふ○斷決、は判決の如し、

第四十七條　地方盜賊條

凡盜發、及徒以上囚、各依本犯、具錄發及斷日月、年別總帳、附朝集使、申太政官。

凡て地方に發したる强竊盜事件、又は死罪、流罪、徒刑に判決してある囚人等を取調べ、其强竊盜を働きし月日、又た判決したる月日を具さに錄して帳簿と爲し、每年十一月に年末年始を兼て上京參內する朝集使に附して、太政官へ上申せよと也、

字解 ○本犯は、徒罪、流罪、死罪等を指す

第四十八條　重罪人發哀條

凡犯死罪在禁、非惡逆以上、遭父母喪、婦人夫喪、及祖父母喪承重者、皆給假七日發哀。流徒罪二十日。悉不給程。

本條は、囚人に喪暇を給はるの令條也、

凡て死罪を犯して獄に居るもので惡逆以上の罪に非ずして、父母の喪に會ふとか、婦人ならば夫の喪に遭ふとか、又た祖父母より直接に家督相續する孫が、祖父母の喪に遭ふとかは、皆七日の喪暇を給へて哀悼せしめよ、流罪、徒罪の者には、卅日の喪暇を給へて哀悼せしめよ、然れ共悉く監獄の外へは出す事は許されぬと也、

【字解】　○惡逆は、八虐の第四番目の罪名にて、第五條に載せり、○喪は、死去の如し、假寧令第三條に詳也、○承重は、相續と云ふ如し、廿二、廿三條、繼嗣令第二條を參看すべし、○擧哀は、哀悼の禮を行ふ也、假寧令七條、九條、十二條等參看すべし、○不給程は、廿二條に解せし如く、繫ぎある場所より外へ出すを許さぬ也、程は篇字にして、廣韻に直貞切、集韻、韻會に馳貞切、竝に音呈、說文に品也、十髮を程と爲、十程を分と爲、十分を寸と爲、說苑曰く、程は物の准也、荀子致仕篇に、程は物之準也、程は度量の總名也、又た廣韻に、期也、式也、限也、增韻に量也、役也、課也、又た日程は道里也、假寧令第一條八條、十三條にある程と、こゝとは意義相異也、

第四十九條　　忌避申請條

凡鞫獄官司、與被鞫人、有五等内親、及三等以上婚姻之家、並受業師、及有讎嫌者、皆聽換推。經爲帳内資人於本主亦同。

本條は、原告又た被告より裁判官を忌避する爲めの令條也、

凡て裁判官は、原被と五等内の親族か、三等以上の婚姻の家か、或は師を教はりたる師匠か、又た公私に關せず、嫌み怨みの有る者か、等の如き今の所謂忌避申請せば、其判官を取換ふる事を許せ、又た皇族及び大臣家の帳内、資人が、主人に裁判さるる時も亦本令條と同斷にせよと也、

【字解】　○鞫獄官司は、四十三條に、吟味する役所としたれ共、本條では吟味する役人なり、○被鞫人は、原告及び被告人なり、○五等内親は、五等以内の親族と云ふ如し、儀制令第廿五條に詳述す、○婚姻之家、とは婚家姻家の事也、婚家姻家は、爾雅注疏卷之三、釋親第四婚姻の條に、婦之黨爲婚、婿之黨爲姻、又は說文にては姻は婿の家也とあれ共、姻家は婿方の親族也、婚家は嫁方の親屬也、又た釋親の同條に、息子の妻を婦とす、女子の夫を婿と爲す、婿の父を姻と爲し、婦の父を婚と爲す、婦の父母と婿の父母と相謂して婚姻と爲すとあり、○讎嫌は、仇敵に嫌、嫌也、現行法文の忌避に當れり、○帳内、資人は、親王家及び大臣家の舍人也、詳細は選叙令第三條、軍防令第四十八、四十九、五十條を參看すべし、

第五十條　　位記贓案條

凡犯罪須錄位記、若位記失落、或在遠者、皆錄案。

犯罪人の位記を取調ぶべき事ある時、若しくは、紛失したる時、又は遠方に在りて急遽間に合はざる場合には、文官ならば式部省、武官ならば兵部省に就て、其人を敍位せし時の原簿に依りて取調べよ。但し五位以上の人ならば、中務省にも控簿冊がある事と推知せよと也。

[illegible] ○失落は、紛失、遺失の如し。○錄案は、原簿調査と云ふ如し。

第五十一條　國有疑獄條

凡國有疑獄不決者、讞刑部省。若刑部仍疑、申太政官。

地方に疑案ありて判決し難き者は、刑部省に評議を請へよ。若し刑部省にても仍決し難きは太政官に申せと也。

[illegible] ○疑獄は、疑はしき訴訟にて裁斷明了にし難きを云ふ。○讞は、職員令三十條、刑部省の本注に、疑讞を決しとあり、義解に、請也、正也とあれ共充分穩當ならずと惑考す。石川介の刑行せし集解卷之四、十九張の右に、釋云く、讞は獄を正す也、音魚列反、說文に罪を議する也、廣雅に疑也、(中略)案ずるに疑獄を申す書之れを讞と謂也、跡、釋の如しとあり、又た漢書藝文志百五十一卷政術部の卅に讞讞の目あれ共コヽは拷問の如し、其他諸書を總合して按ずるに、上述の拷問を除く外、諸字悉皆合着するが如し。

第五十二條　贖死刑條

凡贖死刑、限八十日、流六十日、徒五十日、杖四十日、笞三十日。若無故過限不輸者、會赦不免。雖有披訴、據理不移前斷者、亦不在免限。若應徵官物者、准直、五十端以上、一百日。三十端以上、五十日。二十端以上、三十日。不滿二十端以下、二十日。若欠負官物、應徵正贓及贖物、無財以備者、官役折庸。其物雖多、限止五年。一人一日、折布二尺六寸。

本條は、贖罪銅を上納する期限と、贖銅の代りに、賦役さるる日限、及び日限を經過するに、贖物を日限に直し當てたる令條也。

凡て死刑の贖罪銅は判決言渡しの日より八十日の間に上納せよ、流罪は六十日、徒罪は五十日杖罪は四十日、笞刑は三十日の間に、若し事故なくして、右期限中に上納せざれば、假令赦に

食ふ共、罪は赦されぬ、又た如何程の反覆がある共、前判決を根本より引繰り覆す程の理由がなくば免ず限りに非ずと也、若し官物を費消したる、不正の官吏は、其役所に對して物を贓はする時は、布五十端以上ならば百日の懲役に、卅端以上ならば五十日、廿端以上ならば卅日、廿端未滿ならば廿日とす、若し又た官物を費消して缺損を生じたる場合に、其贓品、及び贖罪物を徴收するに、犯罪者の家に財物なくば、官に於て其者を役使して償はせよ、併し贓物多きと雖も、五ヶ年の使役に止め、但し一人一日の仕事賃りは、布二尺六寸たるべしと也、

[illegible]　○披訴は、申し譯の如し、○前斷は、前裁判也、○缺負は、缺損の如し、倉庫令十三條、十四條、雜令十九條、出舉の條を、參看すべし、○正贓は、不正品の如し、贓は納む又は取るの義也、○贖物は、罪を買ふ金品を指す、○折庸、庸は租調庸の庸なり、本條の義解に依れば、力らを役して直ひを受くるを庸と曰ふとあり、故に人に傭はれて賃金を貰ふの類也、折はヘグ、ヘグと訓みて稼ぎ出すの意也、即ち一枚の板を二枚にするをヘグと云ふ、一本の木を二ツにするを折ると云ふ、故に稼ぎ補ずに轉用したる也、又た之に反して減ずの意ともせり、雜令十九條、等參看すべし、

第五十三條　獄皆給席薦條

凡獄皆給席薦。其紙筆、及兵刃杵棒之類、並不得入。

監獄の中へは敷物として筵や薦を入れてやれ、併し紙筆、及び刃物或は棒、杵の類等は入るる事はならぬと也、

[illegible]　○席薦、席はムシロにて有位の囚徒に、コモは無位と庶人の囚人に當ると云へり、職員令三十五條、大藏省の掃部司の條參看すべし、

○兵刃は、刀劍、弓矢は勿論、一切の金物刃物等を指す、

第五十四條　獄囚疾病條

凡獄囚有疾病者、主守申牒。判官以下、親驗知實、給醫藥救療。病重者、脫去枷杻。仍聽家内一人、入禁看侍。其有死者、亦則同檢。若有他故者、隨狀推科。

本條は、病囚及び牢死者の取扱を示したる令條也、凡て囚人疾病に罹らば、看守より上官へ上申せよ、然れば判官以下の當局者にて親しく實地に望みて檢査の上、醫藥を給與して救療せよ、若し重患ならば、手械、足械を脫去してやれ、猶家族の者一人監獄に入れて看護させよ、若し又病囚死亡せば、死體等を檢査し、他の事故即ち不法の取扱にて変死したるか、又た變死したるかならば、看守等を吟味せよと也、

[illegible] 主守は、今の看守の如き、獄囚を拘管する物部也、○申牒は、看守より上官へ上申也、○擬斷は、四條、十九、卅九、六十三條等にあり、○看侍は、看護の如し、○隨狀推科は、事狀に隨て吟味と云ふ如し、

第五十五條　　獄囚給衣粮醫藥條

凡獄囚應給衣粮薦席醫藥、及修理獄舍之類、皆以贓贖等物充、無則用官物。

凡て監獄の囚人に供給すべき、衣服、糧食、敷物、醫藥、及び獄舍の修繕費等は、皆贓贖司に收めある賍品、贖罪銅等を以て充てよ、若し右の役所に物品なくば、別に官物を用ゐよと也、

[illegible] ○醫藥は、贓贖司の物を以て、里中の醫人則ち今云ふ開業醫師を雇ふて療治せしめ、別に官醫を給はらざる也、○贓贖司は、職員令卅一條にあり、刑部省の所管役所也、

第五十六條　　流罪人給官粮條

凡流人至配所居作者、並給官粮。加役流准此。若留住居作、及徒役者、並食私粮。則家貧不能全備者、二等以上親代備五十日粮。隨盡公給。若去家懸遠絕餉、及家人未知者、官給衣粮。家人至日、依數徵納。其見囚絕餉者亦准此。

流罪人が流されたる處に到りて役使さるる事は一ヶ年であるけれ共、加役流罪と云ふ刑は三ヶ年である、其間は囚人の衣食は官給なれ共、犯罪者の家に一人前に力役する者がないか、又は天子の衛兵、其他、官の事業をする各種の技術者の類は、他國へ流されずして、犯罪地に於て留役させらるる事は本篇第二條の如くであるから、此等の者には、初め五十日間は自辨せしめ、若し囚徒の家、貧にして餉糧困難ならば、二等親以上の近親に於て、更代に餉糧させよ、而して五十日の後は公費にせよ、若し又た家を距る事遙隔して、餉糧に困難し、則ち甲の國の者が乙の國にて犯罪したる時の如きは、家族の者共の知る迄は、官に於て糧食を給し置け共、國元の家族等の知る處となりて、家族或は近親の者參着せば、其日官給の糧食費を上納させよ、又た現在未決の囚人も亦之に準ぜよと也、

[illegible] ○居作は、シゴトの如く第十八條第十九條にあり、○官粮は、官府の飲食、○留住居作は、犯罪地に留まり居て役使さるゝを云ふ、前十八條參照、○私粮は、自分の飯米、○隨盡公給は、五十日經過せば公費と云ふ也、○絕餉は、差入れ辨當を絕つ也、○依數徵納は、精算して納めさせ、受取れの如し、○見囚、は未決囚又たは判決言渡し濟みしも未だ配所に着途せざる者を云ふ也、囚に糧と云ふて飯米而已の名を揭げれ共、凡て文略義隱の法文なれば、此中に

は味噌醬等をも含有しあるものと推知すべし、

第五十七條　彈正巡行條

凡在京繫囚、及徒役之處、恒令彈正月別巡行。有安置役使不如法者、隨事糺彈。

凡て在京の監獄、及び懲役人の場所へは、彈正臺の役人をして毎月檢察に巡行せしめよ、而して囚人の安置及び役使に關して非違不法なる事あらば、事狀に隨て當該官吏を糺彈せよと也、

○繫囚は、ツナギある罪人と云ふ如し、安置は、居る事、○糺彈、等は職員令五十八條彈正臺を參看すべし、

第五十八條　官物缺損條

凡犯罪、及欠損官物、經赦降合免、別勅遣推徵者、依赦降例執聞。

官人、罪を犯し又は官物を費消缺損したる者が、僥倖に大赦恩降（恩降は考課令五十四條、六十二條參看すべし）に會ふて免されたるも、其後缺損物に就て事故を生じ、別勅を以て取立に及ぶ場合とならば、既に赦免になりてあると云ふ事狀を錄して奏聞せよと也、

○缺損は、五十二條、倉庫令十三、四條、雜令十九條等參看すべし、○赦降は、大赦又は恩赦、恩降にして、赦は申す迄もなく免さるゝを云ふ、恩降は令の義解諸義に、罪人の刑名の等を降すを云ふとあれ共、刑の等級を降して無罪ならば本條に當れ共、否ざれば多少の刑ある譯也、故に考課令の五十四條六十二條にある如く、官位を降すと云ふを穩當とせん、○合免は、免すべく也、○推徵は、取立ての如し、

○執聞は、奏聞の如し、

第五十九條　放賤條

凡放賤爲家人及官戶、逃亡經三十日、並追宛賤。

賤民を放免して家人及び官戶となす共、若し逃亡して三十日を經過せば、復た追捕して賤民籍に入れよと也、

戶令第三十五條以下、四十三條迄、及び職員令第四十九條宮內省所管の官奴司を參看すべし、

第六十條　資財入官條

凡犯罪資財入官者、若緣坐得免、或依律不坐、各計分法還之。則別勅降罪從輕、物見在者、亦還之。其本罪不合緣

坐、而別勅破家者、罪止及一房。若受人寄借、及質物之屬、當時則有言請、券證分明者、皆不在錄限。其有競財、官司未決者、依法檢校。

本條は、財産没收の手續を示したる令條也、犯罪者に對し判決を言渡して、其財産は官へ没收となりたる後、家族、近親に連坐を免かれたる者か、或は法律上緣坐すまじき者を擇み、没收したる財産の幾分をば子孫へ分配法に准じて還せと也、又た別勅ありて、緣坐の者は罪を降して輕きに從ふ義となりたらば、其人等の財産未だ諸役所へ分配せずしてあらば、其物品は還せと也、而して本犯が緣坐すべからざるものにて、別勅にて財産没收の時は、罪は只本人一人に止めて他に及ぼすなと也、若し没收すべき物の中に、他人より預りし物か、又たは質に取りし物杯が混じ有て、預け人又た質入れ人等より申請したる時に、預り證書又は質券等ありて、證據の確實分明なるならば、没收の物品を記錄せし帳簿より其品目を削除せよと也、又た罪人に於て、若し財産に關する訴訟中没收に會へば、判決の日を待て、罪人の有に歸せば隨て没收し、相手方の所得とならば、相手方へ渡せ與へよと也、

【註】○資財は、今云財産也、○入官は、没收の事、○緣坐は、マキ添也、○分法は、分配法にして、義解によれば、律(賊盜律第一、二條)に依るに、一家の資財分配すべくば人の多少に准じて、人別に一子の分法に准じて還す事を得、假有ば一老人、年八十なる者あり、三男十孫を有し、其内一人の孫が反逆(死罪)罪に處せられしも、戶令第廿三條の三男分法を作り、ソレに老人一人を添へて、則ち四分に爲る也、若し三男皆死亡して此世に生存し居らざれば、存命の十孫あるに依りて諸子均分すと云ふ戶令に從ひ、老人を加へて十一分に爲りて分配する也、戶令廿三條參考すべし、○物見在は、現在の物品、○破家は、財産全部没收を云ふ、○罪止及一房は　犯罪者の財産而已を没收して、緣坐の者に及ぼさざるを云ふ、共財異居も亦然り、同居共財は分法に准ずる也、一房は一室と云ふ如し、○寄借は、　預り物の如し、○言請は、申請の如し、○券證は、預り證書及び質札等を云ふ、○不在錄限は、帳簿記載を削除或は消込と云ふ如し、○競財は、財産に係る訴訟を云ふ、○檢校は、處分と云ふ如し、

第六十一條　辯證已定條

凡辯證已定、逢赦更翻者、悉以赦前辯證爲定。

犯罪者數回の裁判にて、犯罪者の辯明、證人の立證等、既に確定して、今や判決あらんとするに際して、赦令の發布に逢ひたるに依て、更に前辯を變更し、更に證人を立てゝ陳辯立證するも、赦令前の辯證を以て確定とせよと也、假ば、大祭用の神の御物を盜み、且ツ神宮の接近に

於て人殺しをした者あり、係り役人、甲なりと認めて捕縛し吟味すれば、果して甲の所業也、依て裁判所に於て云ふには、如何にも神の御物を盗みましたれ共、人は殺さぬと、乙の證人を以て立證分明なり、係り官之に依て判決を言渡さんとせし前に當り、赦令の發布あり、則ち犯人を法廷に召喚して、係の曰はるゝには、死罪以下は皆悉く赦令の爲めに赦免の恩に浴するも、唯汝の如き八虐の罪を犯した者は免されずと、ソコで甲は前辯證は全く虚詐の辯證でゴザイマシタ、實は人を殺したれ共、神の御物は盗みませぬと言を翻し、其證人として丙の證人を召喚して立證せしむるも、前の辯證を以て判決言渡し、之れを赦前の辯證を以て定と爲と云ふ也、

字解　○辨證は、辨明と證言、○更飜、は前言を取消したる也、大嘗祭等の御物則ち幣帛類を盗めば、八虐中の第六番目にある大不敬罪なれ共、中等の流罪にして命ちは助かるに、人を殺したとすれば自分も絞又斬罪に處せらるゝなれ共、死罪以下赦免を聞て、至愚の言を吐きし者也、

第六十二條　傷損誣告條

凡傷損於人、及誣告得罪、其人應合贖者、銅入被告及傷損之家。則兩人相犯俱得罪、及同居相犯者、銅入官。

凡て人に創傷を負はし、又誣告して、罪人とならば贖罪銅を徴收せよ、其贖銅は、負傷者、又た被誣告者の家へ下渡してやれ、又た甲乙二人爭鬭して、互に負傷をしたる場合は、二人より贖銅を徴して皆官へ沒收せよ、又た同居共財の者共の爭鬭負傷も亦皆官へ沒收せよと也、本篇參十二條、五十二條參看すべし、

第六十三條　刑具及拷訊條

凡杖皆削去節目。長三尺五寸。訊囚、及常行杖、大頭徑四分。小頭三分。笞杖、大頭三分。小頭二分。枷、長四尺以下。三尺以上。桔、長一尺八寸以下。一尺二寸以上。其決杖笞者、臀受。拷訊者、背臀分受。須數等。

本條は刑罰具の構造及び拷法等を制定したる令條也、

凡て杖罪に使用する杖は、荊の節目を削去し、長さ三尺五寸とす、通常及び拷問の時に用ふる杖は、本の太サ直徑四分、末口三分とす、笞は本ト口チ三分に、末口チ二分、枷は長サ四尺以下三尺以上、桔は長サ一尺八寸以下一尺二寸以上、而して其笞又た杖を用へて、拷つ所は、大臀部とす、拷問の時は背部と臀部と更代に等分に拷てと也、

字解　○節目は、三條の節目と異也、木のフシメ也、○枷は、四條、十九條、卅九條にあり、○桔

は、四十一條にあり。○臀は、尻也。○須數等、叩く數を等分にすべく也。假令は、九十叩くとすれば、背で十五拷、尻で十五拷、此の如く三回する也。律に云く、囚を拷事三度に過ぐ可からず、其數總て二百を過ぐるを得ず。三回の拷間は各相去ること二十日、極暑極寒、霖日には拷問はならぬ。三回の拷つ數は、六十五宛二回と七十が一回と也。

大寶令新解　第十巻

第三十篇　雜令　凡肆拾壹條

本篇は、前諸篇の如く、各專門的に非ず、頗る班雜なるを以て雜令と云ふ也。則ち、第一條より四條迄は度量衡に係り、第五條は物忌、第六、七、八の三ヶ條は天文暦數に關する如く種々雜多の事を混せし也。

第一條　度量權衡條

凡度、十分爲寸、十寸爲尺。一尺二寸、爲大尺一尺。十尺爲丈。量、十合爲升。三升、爲大升一升。十升爲斗。十斗爲斛。權衡、二十四銖爲兩。三兩、爲大兩一兩。十六兩爲斤。

本條は、當時の度量衡法也。

度は十分を一寸と爲し、十寸を一尺と爲し、但し大尺は一尺二寸にて一尺とす。十尺を一丈と爲す。斛は十合を一升とし、大斛は三升にて一升と爲す。十升を一斗とし、十斗を一石と爲す。

秤は廿四銖を一兩と爲し、三兩を大兩の一兩とし、十六兩を一斤とせよと也、

字解 ○度は、古來唐尺、高麗尺採用の二說あり、大寶時代は高麗尺なるを以て、現今の尺度に比較せんに、一尺は曲尺九寸七分八厘に當る、該標準を何より採りしかと云ふに、今の遼東三省邊に產する黑黍の一粒の直徑を以て一分と定めたり、而して北方と云ふ事は何に據りしかと云ふに、漢書律曆志に、子穀秬黍中の者の一粒の廣を以て度とすとあるに基けり、子穀とは、子は十二支の頭らにて方角に充つれば北方になるから、ソコで北方の穀物中の黑黍云々と後世の學者共が解釋をしたと云ふ事を秉燭譚に云へり、

○量は、マス也、是亦右の黑黍一萬二千粒を以て一合と定めたり、

○衡は、天秤也、是亦右の黑黍百粒を以て一銖と定めたり、一銖は四分一厘六六、一兩は十匁、一斤は百六十目也、以上度量衡の事に就ては、古來各國各時代に由て、多少の差、名稱の異あり、或は沿革の爲めに相違を生じ、或は其原理も亦各國に依て異にするなり、故に此に關する比較の解釋等殆んど際限なき如し故に略す、

第二條　度地量銀銅穀條

凡度地、量銀銅穀者、皆用大。此外官私悉用小者。

土地を測量し、金屬、穀類を權り量るには、皆大尺、大桝、大秤を用へ、其餘は官私共に皆な小器を使用せよと也、

第三條　原器條

凡用度量權官司、皆給樣。其樣皆銅爲之。

大藏省や、地方廳の如き、度、量、衡、必用の役所へは、銅にて造りたる原器的の標本器を一個宛給へと也、

字解 ○樣は、ノリ也、法式也、原器と謂ふべき雛形を指せり、

第四條　步里條

凡度地、五尺爲步。三百步爲里。

地面を測るには、五尺を一間とし、三百間を一里とせよと也、

字解 ○步は、今の間と同じ、此時の一間は五尺なれ共、今の六尺に相當する也、故に三百步は三百六十步となり、五町一里が六町一里となる也、

第五條　殺生禁斷條

凡月六齋日、公私皆斷殺生。

凡て每月の六齋日には、公私共に殺生は禁制にせよと也、

八五六

附記　○六齋日は、佛說四天王經、增一阿含經、龍樹の十住毗婆沙論等に揭げり、毎月八、十四、十五、廿三、廿九、卅日の六日とす。今四天王經を目保訓釋して左に記さんに、四天王命は花光明露の如し、忧惚として消滅す、齋日には心を責め、身を愼み、口を守り、諸天は齋日に人の善惡を伺ふ、須彌山上則ち忉利天の天帝は、福德巍々に由て四天を典主す、四天神王則ち四鎭に因て各一方を理む、常に每月八日には、使者を下界に下だして天下を伺察し、帝王、臣民、龍鬼、蜎蜚、蚑行、蠕動の類並の心念、口言、身行等の善惡を伺察す。十四日には太子を下し。十五日には四天王自ら下り。廿三日には、使者代理。廿九日には太子再下。卅日には四天王再下し。此時日月、五星、廿八宿は勿論、諸の天王皆悉く倶に下る、四天王命じて日ふには、勤めて衆生の施行吉凶を見よと、若し斯日に於て、佛に歸し、法に歸し、比丘僧に歸し、淸心守齋貧窮に布施し、持戒、忍辱、精進、禪定、諷誦歡說、盲冥を開化し、兩親に孝順し、三尊に奉事し、稽首受法云云、

第六條　曆本製造條

凡陰陽寮、毎年預造來年曆。十一月一日、申送中務。中務奏聞。内外諸司各給一本。並令年前至所在。

本條は、中務省の所管なる陰陽寮は、毎年十一月の一日迄に、來年の曆を造りて本省に送れ、本省は太政官に届け出さずして、直ちに奏聞に達せよと也、而して頒曆は八省と圖書に一本宛下附なる而已にて、諸寮、諸司、郡役所の如きは所管の上司にて寫してやれ、但し何れも年内に達する樣にせよと也、

第七條　陰陽寮諸生條

凡取陰陽寮諸生者、並准醫生。其業成年限、及束脩禮、一同大學生。

陰陽寮の學生の採用は、醫學生に准じて、先づ卜氏及び、世襲の家の子弟を先きに採り、不足ならば庶人の子弟にして、年齡十三歲以上十六歲以下の者にて聰悧なる者を採れと也、其卒業の年限、及び束脩則ち入學の禮式等は、凡て大學に同じふせよと也、

醫疾令の二條、學令、考課令等參考すべし、

第八條　秘書條

凡秘書、玄象器物、天文圖書、不得輙出。觀生不得讀占書。其仰觀所見、不得漏泄。若有徵祥災異、陰陽寮奏。訖

者、季別封送中務省、入國史。所送者、不得載占言。

遁甲、天元、天一、或は太一式に關する書籍、又は天象に係る器械、或は天文の圖書等は、外へ出す事はならぬ、而して天文學生は、占卜の書を讀む事はならぬ、又た天を觀望して、何か所見あらば漏す事はならぬ、若し吉凶に係る祥瑞等の事あらば、陰陽寮より中務省へ屆け、省は奏聞に達するけれ共、寮よりも奏上せよ、觀望の申報は、一年に四回別封にして中務省へ送れ、省は之を國史に編入せよ、但し送る所の書中には、占卜の言を記載する事はならぬと也、

參考 ○玄象器物は、天文の器械と云ふ如し、

○秘書、の書目を左に抄錄せんに

國史經籍志卷の四に云く

黃帝陰陽遁甲、 六卷　　遁甲訣 一卷 伍子胥
遁甲文 一卷 伍子胥　　遁甲經 卅三卷 後魏信都芳
遁甲九元九局立成法 一卷　　遁甲肘後立成囊中秘訣 一卷 晉葛洪
——囊中經 一卷　　——囊中經疏 一卷
——立成 六卷　　——叙三元玉曆立成 一卷 郭安遠

——立成法 一卷 劉孝恭　　——穴隙秘處經 一卷
黃帝九元遁甲 一卷 玉環　　黃帝出軍遁甲式 一卷
陽遁甲用局法 一卷 劉孝恭　　陽—— 九卷 釋智海
陰—— 九卷　　陰陽—— 十四卷
三元——圖 三卷 葛洪　　三元——立成圖局 一卷
——九宮八門圖 一卷　　——關山圖 三卷 榮氏
——反覆圖 一卷 葛洪　　——年錄 一卷
——支干訣 一卷　　——八門機要 一卷
——行日時 一卷　　—— 三卷
——要用 四卷 葛洪　　——秘要 一卷
三元—— 六卷 陳劉毗 許昉 又六卷 又三卷 杜仲　　三元九宮—— 一卷
三正—— 一卷 杜仲　　——九星曆 一卷
——三奇 三卷　　——三元九甲立成 一卷
——推時要 一卷　　——經 一卷 唐胡乾
——萬一訣 一卷 李靖　　元中袪惑——經 三卷 劉恒

——十八局 一卷 唐行
——捜玄經 一卷
天一——鈐歴 一卷
——符寶萬歳節圖歴 一卷 唐司馬驥
天一——兵機擧要歌 一卷 楊渭
——隨局擧要歌 一卷 馮思古
天一——式 一卷
陰陽二——局 二卷 李靖
——二局鈐 一卷
——九宮亭白姦 一卷
陰陽二遁入式法 一卷
天一——賦 一卷 宋丘濟
——專征賦 一卷 員卓
——善奇金合盤 一卷
景祐——玉函符應經 三卷 楊惟德

陰陽二遁萬 一訣四卷
元樞—— 二卷 馬聰明
天一——圖 一卷
天一——陰陽局鈐圖 一卷
——玉女反閉局法 一卷
玄女——秘結 一卷
——天一指陳 三卷
——天目圖 一卷 樊洞
——歴 一卷
天一——歌 一卷
天元陰陽局 二卷
斗中孤虛圖 一卷
——遁時圖 二卷
流光王歴 八卷

右遁甲（——印はトンカフ也）
太一飛鳥歴 二卷 王琛
——飛鳥立成 一卷
——三合五元要訣 一卷
——經 二卷 宋琨
——九宮雜占 十卷
黃帝——雜書 十六卷
——太游歴 二卷
——式經雜占 十卷
——紫經秘訣 三卷 唐王希明
——金鏡式經 十卷 王希明
——局遁甲經 一卷
——時紀陰陽二遁立成歴 二卷 南漢胡萬項
中樞秘頌——明鑑法 五卷 宮劉啓明
——雜集算草 一卷

——十精飛鳥歴 一卷
——飛鳥雜訣捕盜賊法 一卷
——龍首式 一卷 蓮注
——式雜占 十卷
——黃帝度厄秘術 八卷
——玉佐秘珠 五卷 隋樂彦
——式經 二卷
——元鑑 三卷 李淳風
——樞會賦 一卷
——天一經 一卷 僧一行
天寶——雲應式記 五卷 唐馬光
日遊——五子元出軍勝負七十二局 一卷
——細行草 一卷
——集 十卷 杜惟軌

──纂鑑　一卷　曹清子

──時計鈐　一卷

十神──遁遊分野立成圖　一卷

新修時遊──立成　一卷

──禍福經　二卷

──神樞長曆　一卷

──神樞長曆　又一卷

──循環曆　一卷

景祐──通鑑集要　十卷　楊惟德

黃帝陣圖　一卷

黃帝奄心圖　一卷

右太一（──印は太一なり）

星官簿贊　十三卷　云云

右天文

陰陽二遁──　一卷

──遁甲萬勝時定主客主成訣　一卷

──陰陽二遁立成　一卷

──陽九百六經　一卷

──靑虎甲寅經　一卷　宋王遠撰

太一歌　五卷

──秘歌　一卷　虞炎

──淘金　一卷

黃帝集靈　三卷

黃帝龍首經　一卷

──統宗寶鑑　廿卷

第九條　　鑛山私採條

凡國內有出銅鐵處、官未採者、聽百姓私採。若納銅鐵折充庸調者聽。自餘非禁處者、山川藪澤之利、公私共之。

凡て國內何れの土地にても、銅或は鐵を產する處ありて、官未だ採取せざる處ならば、人民の採掘する事を許せ。若し其銅鐵を以て徭役の代納に出願せば許せ。其他特に禁制の場處に非ざる地處にして、山川、藪澤より、利益なる物品を產出すれば、公私共に取り收めよと也。

第十條　　異寶異木條

凡知山澤、有異寶異木、及金玉銀彩色雜物處、堪供國用者、皆申太政官、奏聞。

凡て山澤に、馬腦、琥珀の類、又は沈香、白檀、蘇方等の類、或は金銀、及び彩色の美なる物、珠玉等の產出する處を發見して、國用に供するに堪ゆるものは、皆太政官に上申して、官より奏聞に達せよと也。

字解　○異寶とは、メウナ、コハクの類、○異木とは、ヂンカウ、ビヤクダン、スハウの類を云ふ也。

第十一條　　材木漂失條

八六四

凡公私材木、爲暴水漂失、有採得者、並積於岸上、明立標牓、申隨近官司、有主識認者、五分賞一。限三十日外、無主認者、入所得人。

官、公、私の材木が、洪水の爲めに流失したるを拾得せば、拾得したる岸の上に積重ねて札を立て最寄の役所に屆け出よ、持主來らば渡してやれ、但し持主は拾得者に五分の一丈ケを賞與として渡せ、若し又拾ひし日より三十日を經過するも持主なければ、拾得者の所得とせよと也、

語釋　○暴水は、洪水の如し

第十二條　　取水漑田條

凡取水漑田。皆從下始。依次而用。其欲緣渠造碾碓、經國郡司。公私無妨者聽之。則須修治渠堰者、先役用水之家。

水を取り入れて、水田を作らんとするには、水下へ充分に灌漑するやうに協定して始めよ、若し用水に依て碾磑の如き水車仕掛の搗キ臼、挽キ臼等を設けんとせば、管轄役所に出願致せ、役所では、公私に於て妨害故障のなきものと認定せば許してやれ、又用水及び堰等の修繕を爲む時には用水關係の町村の者共を使役せよと也、

語釋　○漑田は、田に水をソヽグ也、○碾碓は、名物六帖に依れば、碾は石の上臼、碓は下タウス、共に挽き臼としてある、凡て法文の語故に米搗臼を載せざるは文飾上の都合なる事諸令條に例あるを知るべし、○渠堰は、ミゾセギ也、營繕令十七條を參考すべし、○用水は、水を使用と云ふ如し、今云ふ用水路に非ず、

第十三條　　要路津濟條

凡要路津濟、不堪涉渡之處、皆置船運渡。依至津先後爲次。國郡官司檢校、及差人夫、充其度子。二人已上、十人以下。每二人、船各一艘。

官道の如き大路に非ざるも、人馬の往來するに至極便宜の處にして、徒渡りの出來ぬ川には皆船を設備して交通に便せよ、而して渡船場の乘降順は、人馬貨物の到着順にて渡らせ、渡船場は、地方の役人が檢査をして人夫を差立て船頭に充てよ、但し二人以上、十人以下とす、二人每に船一艘とせよと也、

字解　○要路津濟は、要便の渡り場の如し、○度子は、渡し守にして、船越人夫の如し、

第十四條　　五位以上給牀席條

凡廳上、及曹司座者、五位以上、並給牀席。其制從別式。

凡て役所では、各ゝ用部屋、及び五位以上には敷物を給與せよ、其規則は別式に従へと也、

字解　○廳上は、役所内と云ふ如し、○曹子座は、役人の用部屋と云ふ如し、用部屋は一ト構宛仕切りてあるを以て、部屋住の人も一ト構別立的にしてあるから、へや住の人をゞ曹子と稱用せし也、又た女房のサウシとあるは、局の事也、ツボネはヘヤ也、牛若ゞ曹子と云ふこともあり、人の息子をゞ曹子と云ふもヘヤ住と云ふ事なり、後世の稱用とすべし、

第十五條　　主典以上給坐席條

凡在京諸司、主典以上、毎年正月、並給座席、以下隨壞則給。

凡て京都内の諸役所の四等官（主典）以上の官吏には、毎年正月に敷物を給與せよ、以下即ち史生、官掌の人共には、破損次第給與せよと也、

第十六條　　因使得賜條

凡官人等、因使得賜、使事停者、所賜之物、並不在追限。其有犯罪追還者、所賜物並徵納。

官吏等、使者となりて物を賜はる事抔あるが、此賜はり物は御用濟になりても取上げぬ、併し犯罪事故でもありて、返還せねばならぬ場合は、賜り物は取り納めよと也、

字解　○追限は、取り上ぐる限り也、○追還は、追は取り上げにて上に係る、還は返還にて下に係る語也、○徵納も、追還に似て、徵は上に係り、納は下に係る字也、

第十七條　　訴訟期限條

凡訴訟、起十月一日、至三月三十日檢校。以外不合、若交相侵奪者、不在此例。

金錢の貸借、良民賤民、及び諸第の爭ひの如き、並に至急を要せざる訴訟は、毎年十一月一日より、翌年三月三十日迄に致して、其他の月にはならぬ、併し急遽なる强奪侵害等に關する訴は此限りに非ずと也、

字解　○交は、遞の如し、○侵奪、侵は人を侵し損をさするを云ふ、奪は財物を强て取るを云ふ、

第十八條　不得私賣家長物條

凡家長在、而子孫弟姪等不得輒以奴婢、雜畜、田宅、及餘財物、私自質擧、及賣。若不相本問、違而輒與、及買者、依律科罪。

家長則ち一家の戸主があるに、其家族中なる年少の者共が随意に奴婢や、牛馬、田宅、及び他の財寶貨物を以て質に入れ、或は人に貸して利子を取り、或は賣却する事はならぬ、若し家長に問はずして、讓渡賣却等を致さば罪科に處すと也、

字解　○家長は、戸令第五條にある家長とは異り、コヽは祖父、伯兄の屬を云ふ、○擧は、利子を取るを云ふ、次條參考すべし○罪科は、唐の戸婚律にては、十匹に就て笞十とせり、而して杖一百を限りとす、

第十九條　以財物出擧條

凡公私以財物出擧者、任依私契、官不爲理、毎六十日取利。不得過八分之一。雖過四百八十日、不得過一倍。家資盡者、役身折酬。不得廻利爲本。若違法責利、契外掣奪、及非出息之債者、官爲理。其質者、非對物主、不得輒賣。若計利過本不贖、聽告所司對賣。則有乘還之。如負債者逃避、保人代償。

本條は、物品金錢の貸借に關する令條也、

官公私人が、財物を貸して利子を取るには任意に契約を作れ、官物にても官の名稱にて處理するに及ばぬ、利子は六十日毎に取れ、但し八分の一より多くはとられぬ、又四百八十日を過ぐると雖も元金の一倍よりは取る事はならぬ、若し負債者の財産相盡て、返辨の見込なき時は、債務者を奉公さして辨償させよ、但し利子を廻はして元金にする事はならぬ、若し此法に違犯して、高率の利子を取り、或は契約外に柔制強奪的の事あるか、又た正當なる利息外の貪りあらば、官にて處理してやれ、又た質物は、オキ主の承諾を得ざれば賣却はならぬ、若し利息を計算して元金に過ぎ、則ち四百八十日の上、尚六十日を經過して辨償せざれば、役所に訴へて、債權者が債務の物品を賣却する事を許せ、賣却して剩餘あらば、剩餘だけは債務者に還してやれ、又た債務者逃亡等致さば、保證人に辨償させよと也、

○出擧、出は多くは稻又米を貸し附るを云ふ、擧は私稻、利米を主に云へり、裁判至要抄の中卷に、天平七年五月二十一日の格、天平勝寶三年九月四日の格に私稻の出擧を禁止せり、

○任は、任意也、○役身折酬は、俗にカラダを賣りて辨償と云ふが如し、○責利は、利を强請すると云ふ如し、○牽挙は、引きツバフ也、○出息之債は、正當の貸借と云ふ如し、○對物主は、質置き主に對談得諾と云ふが如し、○不瞭は、辨償せざると云ふ如し、○所司は、今は區裁判所の如くなれ共、當時は郡役所へ訴へたり、○有無は、剩餘ある也、○保人は、保證人也、

第二十條　以稻粟出擧條

凡以稻粟出擧者、任依私契、官不爲理。仍以一年爲斷。不得過一倍。其官半倍。並不得因舊本更令生利、及廻利爲本。若家資盡、亦准上條。

凡て稻又米を貸出して、利米を取るも、前條の如く私人契約にて、官は處理するに及ばぬ、其返濟期限は、一年なれ共、此一ヶ年と云ふは春時貸して秋期返濟させるのであるから、アマリ半年餘の事にて、利米はソレ丈けの間にて一倍はとられぬ、官の稻又は米ならば、五割だけ迄取りてもよい、併し利米を廻して元米へ入るゝ事はならぬ、若し債務者家資なくば、上條の如くにせよと也、

○稻粟は、田令一條參考すべし、○斷は、期限の如し、○舊米は、元の如し、○准上條は、身を役して辨償するを云ふ、

第二十一條　利物給糺人條

凡出擧、兩情和同、私契。取利過正條者、任人糺告。利物並給糺人。

凡て穀又米を貸して利を取る事は、雙方合意の上、私契約せよ、而して利米が、若し法令の制定せし以上に約束してあるならば、ソレを告發人ありて告訴せば、利米は告發人にやれと也、

○正條は、法令の如し、○糺告は、告發、○糺人は、告發人、

第二十二條　得宿藏物條

凡於官地得宿藏物者、皆入得人。於他人私地得、與地主中分之。得古器形製異者、悉送官酬直。

官有地に於て、埋藏物則ち銭、劍、金銀等の器具を發掘せば、發掘したる者にやれ、若し他人

の私有地にて發掘したならば、地主と半分宛分配せよ、又た古器にして、其製作の形式等、如何にも尋常ならざる如き物は、悉く官へ送れ、官に於て相當の價直をやれと也、

字解 ○宿藏物は、埋藏物と云ふ如し、則ち戰亂等に落魄し、地中に埋沒して、其時代久遠何物の財寶たるを知らざるものの類也、

○私地とは、口分田、職分田の如し、田令第三條五條參考すべし、○酬直は、代價を以て買上げの如し、

第二十三條　畜産害人條

凡畜産、觝人者、截兩角。踏人者、絆之。齧人者、截兩耳。其有狂犬、所在聽殺之。

畜産中の牛などが、角にて人を突けば、其兩角を切れ、又た人を踏む樣のものは、嚴重に繋ぐ事とせよ、又た人に噛付くならば、兩方の耳輪を切除せよ、又た狂犬あらば一一撲殺させよと也、

字解 ○觝は、音邸、牴に同じ、觸也、又た觗の字と同じ、韓愈の進學解に、異端を觝排し云々、塙本にツクと訓ませり、○絆は、博慢切、音半、說文に馬繫也、增韵に、足をツナグを繫

といひ、首を絡を羈と曰ふとあり、徒然草に、人突く牛をば角を切り、人喰ふ馬をば耳を切りて其しるしとす、印しをつけずして人を破らせぬるは、ぬしの咎なり、人を喰ふ犬をば畜ひ飼ふべからず、是皆科あり、律のいましめなり、

第二十四條　興販條

凡皇親及五位以上、不得遣帳內資人、及家人奴婢等、定市肆興販。其於市沽賣出擧、及遣人於外處、貿易往來者、不在此列。

位階の有無に關せず、皇族及び五位以上の人は、家來又は奴婢等を市場へ遣し店舖を出さして商賣はさせられぬ、併し店も出さず、市場にて賣却し、又は鄕里に居て品物を貸し出して利を取り、及び人を他所へ遣して貿易し往復さする者は此例に非ずと也、

字解 ○皇親には、有品無品ある故に、新解は義解に依て有位無位とせり、○帳內、資人は、皇族及び大臣家等の家來の如き人々、○興販は、販賣の如し、已に關市令十八條に詳述す、○沽は、買也、又は賣也、○出擧は、廿條に出せり、

第二十五條　私用旅行條

凡私行人、五位以上、欲投驛止宿者聽之。若邊遠、及無村里之處、初位以上、及勳位亦聽之。並不得輙受供給。

凡て公用に非ず、個人の私用旅行にて、五位以上の人、驛に入りて宿泊せんとせば聽せ、若し邊鄙にして村里の無き所は、初位以上、及び帶勳者にも許せ、但し何れも厚き饗饌を受くる事はならぬと也、

字解 ○私行人は、私用旅行者、○投驛は、シユクにいりと云ふ如し、○村里は、戸令一條にある如く、五十戸を以て里となす則ち其里を云ふ、○供給は、待遇の如し、厩牧令二十二條參考すべし、

第二十六條　　文武官進薪條

凡文武官人、毎年正月十五日、並進薪。長七尺。以二十株爲一擔。一位、十擔。三位以上、八擔。四位、六擔。五位、四擔。初位以上、二擔。無位、一擔。諸王准此。無位皇親、不在此例。其帳內資人、各納本主。

在京の諸官員は、毎年正月十五日に、御所へ薪を獻上せよ、其薪は長サ七尺にして、廿本を以て一擔とせよ、一位の人は十荷、三位以上は八荷、以下本文の如し、但し帳內、資人（舍人、大人等の家來）は各主人に納めよと也、故に、中宮、及び東宮の舍人も亦其本職本坊に納めよ、

第二十七條　　進薪檢査條

凡進薪之日、辨官、及式部兵部宮內省、共檢挍、貯納主殿寮。

薪を獻上の日には、太政官の辨官、及び式部、兵部、宮內、の三省共各檢査して、主殿の寮に納入して、積み込ませよと也、

第二十八條　　給炭條

凡給後宮及親王炭、起十月一日、盡二月三十日。其薪、知用多少量給。供進炭者、不在此例。

皇后宮の役所、及び親王に炭を給ふは、毎年十月一日より翌春二月三十日迄とす、其薪は使用の多少を量りて給へ、木炭はしからずと也、

第二十九條　　蕃使往還條

凡蕃使往還、當大路近側、不得置當方蕃人、及畜同色奴婢。亦不得充傳馬子及援夫等。

外國使臣の往復する官道の附近には、我國へ業に已に歸化したる外國人、又は同種の奴婢を置く事はならぬ、又た右の人共をして、傳馬の馬士、及び荷物の人夫等に充つる事もならぬと也。

字解 ○蕃使は、外國の使臣、職員令十六條治部省、同十八條玄蕃寮、戶令の第十六條、四十四條等參考すべし、

○大路は、山陽道を云ふ、厩牧令第十六條參看すべし、○當方蕃人は、已に歸化したる人、○同色は、外國人を云ふ、○傳馬子は、テンマのマゴ也、○援夫は、人夫の如し、瀬多章甫の校本、頭注に云く援は疑らくは擔之誤とあり、

第三十條　犯罪被戮條

凡犯罪被戮、其父子應配沒、不得配禁內供奉、及東宮所驅使。

犯罪者にして殺戮されたる者の、父及び子の沒さるゝ者は、御所內の內膳の下タ働きや、東宮御所の小遣の如き者には使ふ事はならぬと也。

字解 ○供奉は、こゝでは內膳等の下タはたらきの如き者に當る如し、

第三十一條　官戶奴婢死亡條

凡官戶奴婢死、所司檢校、年終惣申。

凡て官戶、奴婢死亡せば、當局にて檢査せよ、年末に至て總べて申告せよと也。

字解 ○所司は、宮內省を指せり、

○官戶奴婢は、戶令の三十五條以下を參考すべし、

第三十二條　奴婢休暇條

凡官戶奴婢者、每旬放休假一日。父母喪者、給假三十日。產後十五日。其懷姙、及有三歲以下男女者、並從輕役。

凡て官戶、奴婢には、十日に一日宛則ち旬暇と云ふ休暇をやれ、若し父母死亡せば、廿日の休暇を與へよ、產後の者には、十五日、又た姙婦、及び三歲以下の子供を持ツて居る者には、成るべく輕き仕事をさせよと也、

第三十三條　奴婢宛役條

八七八

凡官戸奴婢充役者、本司明立功課案記。不得虚費公糧。

宮戸、奴婢の作業は、宮内省にて明細に其功課を日勤簿に記入せよ、必ず妄りに空しく官の米を費す事はならぬも也、

字解　○本司は、宮内省を云ふ、○功課は、シゴト、○案記は、帳簿に記入、○公糧は、官米を云ふ、

第三十四條　奴婢給衣服條

凡官戸奴婢、三歳以上、毎年給衣服、春、布衫、袴、衫、裙、各一具。冬、布襖、袴、襦、裙、各一具。皆随長短量給。

官戸奴婢の子供が三歳以上になつたらば、毎年衣服を給與してやれ、四歳以上には飯米をも與へよ、而して其衣服は、春は布の單衣に單の袴、單衣に單の裳、各一枚宛、冬は布の袷の襖（俗に云ふ素袷の如し）、袴、袷の襦袢、裙各一枚宛、皆體格に應じて寸尺を度りて給へと也、

字解　○衫は、單衣也、衣服令十四條に詳也、○裙は、衣服令の十條にあり、○襖も、衣服令の十四條にあり、○襦は、ジュバンの如き短衣也、

第三十五條　親屬賓客條

凡外官、有親屬賓客經過、不得以官物供給。

地方官の宅へ、親族、故舊、及び賓客等ありて逗留して、官物を以て接待する事はならぬと也、

第三十六條　外任官人條

凡外任官人、不得將親屬賓客往任所、及請占田宅、與百姓爭利。

地方へ赴任の官員は、親族賓客を伴へて任所に往き、又た田宅を請け占めて農人と利を爭ふ事はならぬと也、公式令八十七條參考すべし、

第三十七條　公廨雜物條

凡公廨雜物、皆令本司自勾録、其費用見在帳、年終一申太政官。隨至勾勘。

凡て官家、公家の雜物は、皆其役所々々をして調査記録せしめ、其費用現在の帳は、年末に一回太政官に上申せよ、官にては諸役所から上申ある毎に檢査せよと也、

字解　○公廨は、官家公家の如し、○勾勘は、精査の若し、

第三十八條　　僧籍條

凡僧尼、京國官司、毎六年造籍三通。各顯出家年月、夏臘、及德業。依式印之。一通留職國。以外申送太政官。一通送中務。一通送治部。所須調度、並令寺准人數出物。

京都市役所及び地方廳は毎六年に一回宛僧尼の戸籍三通を作成せよ、各出家せし年月日、夏の臘、及び學級を記入し、式に依て捺印しおけ、一通は京職又た各地方廳に留め、其餘は太政官へ送れ、官はソレを中務省に一通、治部省へ一通を下付する也、さて入用の調度は並に寺をして人數に應じて物を出さ令めよと也、

字解　○夏臘、臘は蔡邕獨斷に云く歳の終り也、我國人にても十二月を臘月と云ふ、臘は接也、新と故との交接也、俗に臘の明日を初歳（元日）と爲すに因て佛門にては之を法歳と名く、併し佛家の法歳は四月十六日より七月十六日迄を安居と云ふ、斯七月の十七日が俗人にて云へば元日である、此九十日の間を安居と云ふ、安居は諸説あれ共、單簡に解し易き説にては、四月十六日より、草木蟲類が繁殖するに依りて、ソレを損傷させぬ爲めに何れの室宇にても安居して、佛法の修行をして居る事である、初めを結夏と云ひ、七月十六日を解夏と云ふ、又

は謹解して夏臘と云ふ、此夏臘を多く經歴したる僧尼程、上等の僧とせり、故に佛法の歳と云ふなり、日本紀、天武帝の十二年七月、同十四年四月庚子、同持統帝の四年五月庚寅に、宮中に此安居をさせられたり、臘を臈の文字に大抵書てあれ共、字書を本位とすれば臈は謬書ならず、併し古代よりの慣用なれば敢て咎むべき事にも非ずとす、

第三十九條　　作檻穽條

凡作檻穽、及施機槍者、不得妨徑、及害人。

獸類を捕獲する爲めに、檻又は落し穴を作り、或はからくり仕掛の槍などを施して、人の往來を妨げ人を害するやうなる事はならぬと也、

字解　○檻は、オリ也、○穽は、落し穴也、○機槍は、カラクリ仕掛のヤリ也、天武紀に『フムハナチ』の訓を施せり、○徑は、道也、

第四十條　　節日條

凡正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗日、爲節日。其普賜、臨時聽勅。

本條は節日の事を示したる令條也、

凡大射者、正月中旬、親王以下、初位以上、皆射之、其儀式、及祿、從別式。

論四十一條　大射條　八八二

本條は、大射の令條也、當時の別式今傳らず、

大寶令新解附録

太政官符。

　應撰定令律問答私記事。　（括弧ハ晶保記入）

右得彼省（式部）解偁。明法博士外従五位下額田國造今足解偁。謹検舊記。律令之興。年代寝遠。沿革隨時。損益因世。藤原朝廷御宇（天武天皇）。正一位藤原贈太政太臣（鎌足公ノ二男不比等公）奉勅撰令十一巻律六巻。博士正四位下（姓闕）下野朝臣古麻呂。贈正五位上調忌寸老人。正五位下守部連大隅（二月改姓賜姓忌寸）。正五位下道公首名。従五位上伊吉連博徳。従五位下伊豫部連馬甘等。至于大寶元年。修撰既訖。施行天下。平城朝廷（元正天皇）養老年中。同太政太臣復奉勅。刊修令律。各爲十巻。博士正四位下大和宿禰長岡。従五位下陽胡史真身。従五位下矢集宿禰虫麻呂。従五位下塩屋連古麻呂。従五位下山田連白金等。自爾以来。諸博士等相承教授。文暗義隱。精理難通。即無不由先儒舊説。而彼舊説。或爲問答。或爲私記。互作異同。未詳諸作。後學者等。慮意彼此。毎有論決難遂。夫古之利書。鐫鼎銘之。金石鏤之。所以塞異端絶異理也。望請命當時博士等。撰先儒之舊説。省彼迂説。取此正義。勒成巻帙。以備解釋。庶俾學者易解。其奉真異者。省依解状。謹請官裁者。正

二位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世宣。奉　勅依請者。省宜承知。依宣行之。

天長三年十月五日　（紀元千四百八十六年淳和帝即位三年）

詔。（仁明帝）納諸軌物。王道所先。調以度量。皇猷攸在。故知弼成五教。爰勗萬方。垂拱而覃其法令乎。朕太上天皇。（淳和帝ヲ云フ）紹纘丕圖。化隆丹陵。春勤遠圖。慮在長策。以爲法令文義區約難詳。前儒註釋。方圓遞執。豈使二家異說。輕重舛差。一門殊聞。舞文弄法。永言於此。因切宸衷。爰勅在朝。通令討覈。詳之於異端。參之以古今。迄于期歲。議其得失。用就辨析。已畢編（三代實錄ニハ作ル實）通。勒爲十卷。名令義解。庶使撓來能之跡。頤分陰之勞。然未有施行。藏之秘府。朕以暗昧。臨馭萬區。思遵明議。導揚景業。宜頒天下。普使遵用。垂一之訓。垂於萬葉。主者施行。

承和元年十二月十八日　（紀元千四百九十四年仁明天皇ノ元年ナリ）

上令義解表。　（括弧ハ著者記入）

臣夏野等言。邃古冽闢。路困曠昧。踰歷皇。乘圖御帝。莫不象以施令。殊寛猛而遞邦。責德異局。設堤防以濟代者也。雖云龍鳳異紀。文質遞興。至於訓俗庇人。殊途同

致。伏惟陛下。（淳和帝）道光四表。德邁百王。扶邁以登友。應寰區而作鎮。恭儉是叙。聖德交道。爲化所覃。華夷盛位。然猶宵衣宜宰。恐萬機之有怨。昃食令官。念兆庶之不寧。遂降沖旨。授訪法家。以爲前儒所釋遞有乖向。淺深易泄。輕重難詳。臣等謹奉誨旨。業業誠慮。參以其群疑。明議明詔。或倍或削。一增一損。其疑而不決。聞而未明。皆仰裁宸規。斷之叡覽。撰時削煩。合古便今。誠可改生靈之視聽。爲皇王之模範者也。勒成十卷。名令義解。是爲五典。踏爲功遂。拜表呈奏。伏深戰越。臣夏野等誠惶誠恐頓首々々謹言。

天長十年十二月十五日　　右大臣從二位兼行左近衛大將臣清原眞人夏野上表

令義解序。　（括弧ハ著者記入）

正三位守右大臣兼行左近衛大將臣清原眞人夏野等奉　勅撰

臣夏野等（此間恐ラクハ言臣ノ二字ヲ脫セシナルベシ）聞。春生秋殺。刑名與天地俱興。陰慘陽舒。法令共風霜並用。犯之必傷。譬猶有飛蛾之危。（夏虫飛テ火ニ入ルガ如シト云フ）觸之不漏。殊設黏虫之網。昔者結繩以往。不嚴之教易從。畫服而來。有恥之心難格。降周三典。漸增其流。大漢九章。遂分其派。雖復皇殊軌。手市之姦不勝。鑄鼎銘鐘。滿山之弊已甚。降及澆季。頑嚚益彰。上任喜怒。下用愛憎。朝成夕毀。章條費刀筆之辭。富輕貧重。憲法歸賄貨之家。故科所枉。銳於斷其節利。輕比所假。君父輕其

遺實。故令出不ㇾ行。不ㇾ如ㇾ無ㇾ法。教之不ㇾ明。是為ㇾ棄ㇾ刑。伏惟
皇帝陛下。（淳和天皇）道高二五讓一。勤劇二三握一。類二金玉一而垂ㇾ法。布二甲乙一而施ㇾ令。爰二春竹於青簡一。納二
秋荼於蕭律一。孔章望斗之郊。無二復寃牢之氣一。黃霸聽訟之地。唯看二香樹之林一。猶慮法令製作。文約旨
廣。先儒訓注。案據非ㇾ一。或專守二家素一。或固拘二偏見一。不ㇾ肯ㇾ由二一孔之中一。爭欲ㇾ出二二門之表一。遂
至二同判之人生死相半一。準篆之斷出入異ㇾ科。念二此辨正一。深切二神襟一。爰使下臣等集二數家之雜說一。舉中一
法之定準上。臣謹與二參議從三位行刑部卿兼信濃守臣南淵朝臣弘貞。參議從四位下守右大辨兼行下野守臣
藤原朝臣常嗣。正四位下行左京大夫兼文章博士臣菅原朝臣清公。從四位下行勘解由長官臣藤原朝臣雄
敏。從四位下行刑部大輔兼伊豫守臣藤原朝臣衞。正五位上行大判事臣興原宿禰敏久。正五位下行阿波
守臣善道宿禰眞貞。大宰少貳從五位下臣小野朝臣篁。從六位下行左少史兼明法博士勘解由判官臣讚岐
公永直。從八位上守判事少屬臣川枯首勝成。明法得業生大初位下臣漢部松長等一。輙憑二明詔一。辨論執
議。陳家古壁之文。探而無ㇾ遺。于氏高門之法。訪而必盡。其善者從之。不下以ㇾ人棄上ㇾ言。其迂者略諸。不下
以ㇾ名取上ㇾ實。一加一減。悉依二法曹之舊云一。乃筆乃削。非二是臣等之新情一。猶有二五刑難ㇾ名。兩疑易ㇾ似。
必稟二皇明一。長質二疑滯一。有ㇾ集在ㇾ昔。大壯成二其棟宇一。網罟猶秘。重離照二其但遺一。今乃成二之靈日一。取二
諸不刊。臣等遠慚二卑虞一。近愧二荀賈一。牽ㇾ拙歷ㇾ說。屢使而畢。分為二一十卷一。名曰二令義解一。凡其篇目
條類。具列二于左一也。淺深未ㇾ通。共宗二於靈苑一。小大公行。同歸二於天府一。謹序。

第一	官位令	職員令	後宮職員令	東宮職員令	家令職員令	第二	神祇令	僧尼令 戸令
第三	田令	賦役令	學令			第四	選敍令	繼嗣令 考課令 祿令
第五	宮衞令	軍防令				第六	儀制令	衣服令 營繕令
第七	公式令					第八	倉庫令	廐牧令 醫疾令
第九	假寧令	喪葬令	關市令	捕亡令		第十	獄令	雜令

天長十年二月十五日　明法得業生大初位下臣　漢部松長

從八位上守判事少屬臣……川枯首勝成

從六位下行左少史兼明法博士勘解由判官臣　讚岐公松長

大宰少貳從五位下臣　小野篁

正五位下行阿波守臣……善道宿禰眞貞

正五位下行大判事臣　興原宿禰敏久

從四位下行刑部大輔兼伊豫守臣　藤原朝臣衞

從四位下行勘解由長官臣……藤原朝臣雄敏

正四位下行左京大夫兼文章博士臣　菅原朝臣清公

參議從四位下守右大辨兼行下野守臣　藤原朝臣常嗣

參議從三位行刑部卿兼信濃守臣　南淵朝臣　弘　貞
正三位守右大臣兼行左近衞大將臣　清原眞人　夏　野

右令義解十卷以紅葉山御文庫古本水戸殿校本松浦家岩城家及稲葉通邦藏本校正之畢。
寛政十二年十二月　日（紀元二四六〇）　檢　校　保　己　一

（紅葉山本奥書云）

當巻故清大外史之本令紛失之間以原武衞奉政之本書寫點校了。于時文永三年黄鐘晦日　越州刺史平

本奥云

安貞二年九月十一日書寫了。　同十四日安點了。（紀元一八八八）

貞永元年八月下旬以或儒家本重見合了。（紀元一八九二）　右衞門　豊　原　重

安貞第三之天夾鐘中旬之候以家説授原右金吾校尉了。

抑金吾者依累運訓於累葉之風可瑩鑽仰於玉條之露而中古以降家門悉廢學久昧倫砌之月父祖共忘道徒甑宮樹之花受校尉學始勤學之志尤慇者也因之貳部書律令授之而已。

修理左宮城判官明法博士兼左衞門少將備中權掾章久　在裏判

（京本序云　一本當後序）　（大正四年十一月十一日　猪熊昌保調點）

贈太政大臣淡海公不比等奉勅所撰令條者　本朝諸政之常典。而百家職掌無不悉載。上自公卿下至旅人。豈是可講明授受之書章也。然而此書罕傳于世。窮鄕下邑之士。弗能容易窺閱也。闕寮蹤有得之。大率秘而不出。徒爲蠹魚之資養矣。　本朝有職之學。日癈月衰。職此之由。然昔時令條註釋。純駁相交。億説煩蕪。遂無歸一之論。於是清家往祖。右大臣夏野公等。新承綸命。筆削增損。作書十卷。號曰令義解。余暇日手之不措。頗考訂焉。略加訓點於其傍。逮于衍文錯簡。有雖通解。蓋闕如。且又有逸脱三篇。猶竢乞日云。

慶安三祀庚寅（紀元二三一〇）　蓬生巷林鶴

（松岡本奥書云）

令義解通計十卷自壬戌年至己丑秋以壺井伊藤荷田之三賢所校合考索之本余壹再校之雖然風葉塵芥未必足爲善本矣而鼇頭傍註蓋亦猶不爲好説僻説交錯見者潛心於此書幸甚矣哉。

明和六年己丑秋八月中十九日於武州南郊市中書之（紀元二四二九）　源　春　甫　翁

（源多本奥書云）

辛未仲冬初二二校了

件古本八卷也闕職員假寧厩牧喪葬等之令。

文政庚辰孟冬初六以官務以寧宿禰藏本一校了是大夫外記師顯所傳借也疑之所猶從本書者也。

明治廿六年四月三日病氣之際加首書訖。（紀元二五五三）　（花押）　瀬多章甫翁

後妙華寺殿令聞書の奥書及び奥書考、林峯齋の後等左の如し、

大正五年五月廿七日　窪美昌保記

此抄博陸（冬良公）御抄也、禪閤（兼良公、名覺惠 御法）有御講釋、博陸令聽聞之給、被遊留云云、此道之珍璧、末代之明鑑、輙不可及他見、非塞學路、依恐怖紛失也、相憑菅相公入道（顯長）令書寫之、最以可秘之、可貴之而已。

延德四年壬子正月下旬記之（紀元千百五十二年）　亞相藤隆量（春秋六十四）

奥書考

禪閤兼良公

一條系圖曰、兼良公文明五年六月二十五日、於南京剃髮、號覺惠、號後成恩寺。

博陸冬良公　兼良公男

公卿補任曰、後土御門院長享二年八月二十八日關白、延德四年當職、明應二年辭退。

菅相公入道顯長卿

菅原系圖曰、參議正三位顯長、文明十三年剃髮、爲長曾孫、長政子。

亞相藤隆量

公卿補任曰、延德二年五月十一日、前權中納言正三位藤隆量、任權大納言、藤原系圖云、魚名流末茂孫、四條隆親八代、隆盛子、權大納言隆量云云。

延寶七年己未正月十二日　鵞峯林叟勸之

右令誌解、以奥書之趣見之、則兼良公口說、冬良公筆抄分明也、一條家累世之秘本也、余有故竊得見之、乃早々寫之、以爲家藏、可堅禁他借也、一校次考奥書所載、以附卷尾、新立題名、曰桃華殘暉、取講兼良號桃華坊之義、擬花等相輝古語。

延寶己未孟春十二日　鵞峯林叟記之

繕寫成題名定後、以令義解校之、則此一帖、惟抄令足解、承和元年詔、夏野表序、官位職員令神祇僧尼令而已、戸令以下者闕焉、全部十卷之内、纔一卷半存、蓋兼良所講止於此乎、若緣講全部、第二卷

之末至十卷、失載久矣乎。

己未正月十四日　寶峯林思齋記

文化九年十一月　日以武家所藏秘本書寫校正而。納和學所文庫

温古堂識

校訂令集解の刊行に就て

我國が支那と交通を開始してより以來、歷朝鋭意其文物制度を模倣し採用するにつとめたり。天智天皇の元年に成れる令二十二卷實に我制令の權輿にして、所謂近江朝廷令なり。天武天皇更に之を修正して新に律をも編纂せられ、持統天皇の三年に至りて諸司に頒たれたり。淨見原朝廷の律令是なり。其後文武天皇の大寶元年に專ら此令に準據して令十一卷を制定せられたり。之を大寶令といふ。然るに是等の諸篇は今皆傳らず、世に今の令を稱して大寶令といふも、實は元正天皇の養老二年に修正して十卷とせられし養老令たるなり。

令の規定は諸般の法制に亘りて適用の範圍頗る廣汎なりしに似ず、其註文は簡粗に失し、讀者をして解し易からざらしむ。此の如きは當に官吏の登用を唯一の目的とせる當時の教育制度に於て明法生の

學修に便ならざりしのみならず、法規の運用に當れる實際家を惑はしむる事尠少とせざりき。是を以て大寶令の制定以來、學者各一家の見を以て釋義の書を著し此闕陷を補ふにつとめ、註記問答の類相次いで成れり。然るに後の明法家徒らに師承を墨守して解釋の歸一を闕き裁判上にも法の適用を二三にするに至り、其弊堪ふべからざりしかば、天長十年朝廷、明法博士額田國造今足の議を用ゐ諸説を取捨して令義解十卷を編纂せられ、承和元年に施行せられたり。此書一たび出でゝ區々の異論を一掃せる後は、縱ひ法文の誤解と認むべきものなきにあらざるにもせよ、後世專ら其解釋に從ふ事となりたれば、諸家の手に成れる私撰の註釋書は補助として似顧られず、學者の筆を釋義の書に染むるもの亦殆ど其跡を絶つに至れり。これ東西の法制解釋學史の一致するところなりとはいへ、令研究の一頓挫たりしこと否定すべくもあらず。惟宗朝臣直本の令集解の編著は豈此に慨するものありしにあらずや。

本書は本朝書籍目錄に令集解三十卷直本撰とあるものにして、一に令抄記ともいふ。直本は元慶・延喜中の明法博士にして、嘗て宣旨を蒙はりて律令を里第に講ずるの光榮を荷ひし事あり、二中歷に古來の明法家を列擧せる七人中の一人たるを見るも、如何に其律令學に精通したりしかを思ふべし。本書に收むる二十餘種の註釋書は新令即ち養老令に屬するもの其大部分を占めたるも、其中古令即ち大寶令に屬する別記・古記・令釋等あり。又令義解の後に成れるを以て稀には同書の註釋をも交へ、

格式及び八十一例・省例・彈例等の佚書も亦書中に散見せり。而して養老令の編纂後大寶令の實施期間に成れる古記以下の諸註釋書には前後の令制を對照して其異同を指摘せるものあるのみならず、間々令制と慣行との差異に關する貴重の資料を提供す。加ふるに註釋諸書に參照として擧げたる唐令・格・式・法例等の諸書は支那本國に於てすら既く散佚して傳らざるものなり。されば我が令制と其母法とせる唐制との比較研究を試み、立法者が唐制を繼受するに當り如何なる點に向つて斟酌するところありしやを見、又大寶令と養老令との異同を辨じて修正の程度をトし、令の編纂及び修正に於ける立法上の主義精神を窺ふと同時に實施後如何なる變化を來すに至りしかを知るに於て、本書は最有力なる參考書として推奬するの價値ありといふべし。

本書に收むる私記・問答等の編者は跡といひ、讃といひ、穴といひ、額といふの類、皆概ね其氏名の頭字を取りて略符に充てたるものなり。古くは村田春海の讃令筆記・稻葉通邦の神祇令和解、近くは佐藤誠實博士の律令考に其人を擬せるものあるも、當時に在りてすら既に何人たるやを知るべからざりし事、額田今足の天長三年十月の解状に見えたる如くなれば今に於て其當否を識別するに由なし。而かも共に當代に於ける明法界の明星たりしは疑ふべくもあらず、さるにても其解説多く字句の範疇を出でずして、法理論としても實際論としても遺憾なき能はず、且つ本書は令文の逐條之に該當する註釋諸書の文を抄出せるものなれば、固より其全部にあらず。故に本書の採錄に漏れたる是等註釋書の文

にして政事要略令抄の如き古書に載せたるものあり。されど本書の編者が、funds多數の古註釋書を網羅して後世に傳へし賜は多大なりといふべく、殊に令義解施行後に於てせるを偉とせざるべからず。本朝法家文書目錄を檢するに、本書に收めたる諸註釋書の中僅かに令釋一部七卷を存するに過ぎず、通憲入道藏書目錄には又令私記一卷・新令講撰一卷あるのみ。それすら後世其一部だも傳ふるものなきなり。これ令義解の施行後是等の諸書の世に用ゐられざるが爲め。次第に佚亡し去れるに外ならず。若し本書の編錄して後に遺す事なかりせば是等貴重の資料は擧げて湮滅に歸せしならん。

本書は古來專ら寫本を以て傳へらる。故に金澤文庫本以下本書の跋語には鎌倉時代以後校讎に從へる諸家を具載し、佳本を得るに焦慮せる古人の用意の觀るべきものあり。鎌倉時代には公卿に妙光寺内大臣花山院師繼あり。武士に越後守金澤實時あり。近世に至りては清原・中原兩家の人多く校正の事に從へり。慶安三年立野春節は本書より抄出して令義解を上木せり。故に往々本書の文の混入せるを見る。然るに本書の校讎以上、新に眞摯なる研鑽の歩武を進めたりしは荷田春滿其人なりとす。翁は本書が我が古法制の研究上無比の寶典たるに着目して深く研覈する所あり。家に其遺稿として令集解別記殘缺一卷を藏す。幕府の書物奉行下田師古嘗つて將軍德川吉宗の旨を承けて翁に質すに貞觀儀式・西宮記に限らず、古書之内に而板行ニ成而後學者最重寶ニ可存書を以てせるに翁はこれに答へて古貞觀儀式よりも、西宮記よりも、古書之内ニ而板行ニ成申候而後學者の重寶可存書は令集解ニ而御座候。

集解之文字等皆疎之上ニ而板行ニ成候ハヽ至極之重寶ニ成可申候と存候といひし事あり。其翌年に本書に翻刻せるかを思ふべし。それかあらぬか、吉宗は人見美在（又兵衛）・同浩（七郎右衛門）・林信如（又右衛門）の三人に命じて本書を校正し句讀を附せしめんとせり。（註 山田清安校正に令義解の集解に作り、有徳院殿御實紀附録に令義解とせるも誤なり。室鳩巣の手簡に、令義解は板に有之候、集解は板に無之候、定而板行可被仰付と存候ともいへり。ず果本集解とい へ近き様にあらしては集解なる事知られたり。）室鳩巣の手簡に當時未だ校合の業を卒へずと見ゆ。其後完成せしや否や詳かならざるも、竟に刊行を見ずして止めり。明治四年より五年に亘り東京の書肆山城屋佐兵衛等、石川介の校本に據りて始めて活刷に附せしもの即ち本書の活字本なり。校者の自跋に曰く、右令集解舊本凡五十巻、今所存三十五巻、有脱文誤字、余活字刷印起辛未四月止壬申正月、未不致其勞、然又不能無錯舛、請讀者増補校正之、明治五年正月日石川介識と、校者は古本十六種を以て校正を經たりといふ。獨力能く努めたりといふべし。然るに校合の精範は甚く粗き、写本に於て本文の左右上下に存する多くの書入を擧げて削除し去れるが如きは看過すべからざる闕點といはざるを得ず。

余の本書に據りて令制を研究するや、往々活字本の文字に謬脱あるを發見して屢々其蕪雜とし嘆きに苦めり。法學博士宮崎道三郎氏夙に之を慨せられ、該本書に及ぶ毎に諸本を校合して定本を作るの急務を告げられざる事あらず。余即ち博士に謀り、明治三十一年以降毎週一回博士の邸に會して本書の校讀を行ひ、諸本の異同を見出す毎に余の活字本に朱批を加へたり。其初に當りては校合に充てし諸本も數部に過ぎざりしかど、栗田・井上・萩野諸博士等此計畫を賛して各其珍藏の本を提供せらるゝに至りて頗に校者の不足を感ぜしかば、同志の士に向つて會同を求め、爾來和田英松・佐藤誠實・文學博士幣原坦・法學博士中田薫の諸氏前後交々會讀の員に加はられたり。然るに宮崎博士等公私の故障續出して一時中止の已むなきに至りしが、三十六年余國學院大學の研究科に於て同科學生高橋義次郎・植木直一郎兩氏の爲めに日本法制史の指導講師たるに及び、兩氏の同意を得て同年十一月より更に前業を繼續するに決し、毎週一回私宅に會して校讀せしが、三十九年九月に漸く其業を卒へ一部の校本を得るに至れり。

其間余輩の校合に用ゐし諸本はすべて謄本に屬し、互に出入あるを以て對校の際疑義を生ぜし時はつとめて諸本を參照せり。然るに其白眉とすべきは金澤文庫本・宮崎博士本・谷本等の數本なりき。故に他の諸本中には種々の事情より全文を通じての校合を果さざるもの少きにあらざりしかど、是等の諸本は終始校訂の料に充てたりき。金澤文庫本に二部あり、一は秘閣本にして現に内閣記錄課に藏せられ官位令より戸令に至る十巻を存す。關白豐臣秀次より菊亭家に傳はりしを、慶長十九年同家より更に幕府に贈れるものなりと稱せらるゝも、之を閲するに、後世の寫本にして固より原書にあらず。近藤守重は右文故事に金澤本の模寫なりと評せるも、其書風より推せば必ずしも然らざるものゝ如し。一は三十五冊、山田清安の藏本を神谷克楨の影寫せるものにして、其寫本は文學博士井上頼圀氏の架藏に歸せり。此書原書には金澤文庫の黒印を存し、模寫の後と雖も、尚は鎌倉時代の書風を彷彿せ

しむ。東京帝室博物館所藏淺草文庫本は稍ね此金澤文庫本に一致す。宮崎博士の藏本數部の中、本文に句讀を施せるは、研精校讐の餘に成れるものなり。惜むらくは識語を闕きて其何人の手になれるやを知るべからず。塙本は温古堂文庫・和學講談所の朱印を捺せるものにして毎卷塙檢校保己一の彰考館本を以て校正せる跋語を附す。余其原書五冊を藏す。中一冊は捕亡令・獄令、及び雜令集解の逸文に係る。文學博士萩野由之氏はこが寫本全部を藏せらる。其他東京帝國大學所藏荷井忠英校合本・文學博士栗田寛氏所藏本・余の稻葉通邦舊藏本等皆稍々善本とす。

余曩の校合に從事せしより數年の間、善本を得るに從つて校正を重ねしこと數次に及びしかど、尚ほ文字の判定に苦みて兩可を存し、若しくは疑を闕きしもの多く、未だ以て完璧と稱するに足らず、其完全なる定本を得るは更に今後の校勘に俟たん事を要す。然るに今や本書の世に行はるゝもの甚めて少く、活字本すら殆ど坊間に其跡を絶つに至り、研究の不便少からず。國書刊行會深くこれを憾み、印刷の至難を顧みず、余曩の校訂本に基き、本書を出版して世に弘めん事を求めらる。余曩に尚ほ其時機にあらざるを思はざるにあらず。而かも學界の急需は此不完全なる校訂本も之なきに優るものあらん事を思ひ、敢て其囑に應ずる事となせり。聊か蕪辭を陳ねて本書刊行の來歷を叙すといふ。

明治四十五年六月下浣

三浦周行識

大寶令新解四冊正誤表

頁	行	誤	正
六八五	一一	二圖。	二圖。
六八八	一一	取ゝ	取ヾ
六八九	一四	乾、五	乾。五
同	同	課、	課。
六九〇	一	課	課。
六九一		囚	亡
六九五	一	以未	以未
六九六	四一	則牧	則ちゞ
七〇二	五	少。	少、
七〇三	一一	弓	哲
七〇九	五	一季	二季字
七一三	三二	キツ	キウ
七一六	三	ク採	に採
七一七	五	二字並	二の字哲
同	[illegible]	兩炎	同炎
七一二	五	挂、	挂、
七三九	一	上文	下及
同	[illegible]	第事	第七條第
七四〇	三	此、	此。
七六一	[illegible]	門	門、
七六三	[illegible]	ヶ	字
[illegible]	[illegible]	界	界
同	[illegible]	他界。	他界、
[illegible]	[illegible]	提人	提人。
[illegible]	[illegible]	實保	實保
[illegible]	[illegible]	上	上、
[illegible]	[illegible]	櫃	推
[illegible]	[illegible]	广	哲字
[illegible]	[illegible]	列正	列正
[illegible]	[illegible]	〇	の
八一五	[illegible]	時別	時別
八一八	二	陛	陛
八二二	七	旨、長	旨。長
八二八	四	啓	訊
八三一	六	コナ	マナ
同	四一	遠	遠
八三二	三	謂ゝ孝ゝ宮	富ゝ希ゝ
八五六	[illegible]	八、十	八、十四、
同	[illegible]	、四、	、
八六三	二	メリナ	メナリ
八七〇	七	冇集	冇集
六七四	一〇	時、	時
六七七	一一	四	九

凡例　一頁　六行　遅ハ遅ノ誤

第二冊目次二頁二段ノ二行條ハ條ノ誤

附錄八頁九行ノ上三二の字を脱す

同　一〇頁　五行　會は令の誤

三十五年七月十一日
三十五年七月十五日
（handwritten）

大正五年七月一日印刷
大正五年七月十四日發行


不許複製

定價金參圓

著作者　富山市總曲輪八十番地　窪美昌保
出版人　富山市總曲輪八十番地　窪美良
印刷者　東京市神田區表神保町二番地　三島宇一郎
印刷所　東京市神田區表神保町二番地　弘文堂

發行所　東京市京橋區南傳馬町一丁目十五番地
電話京橋二一六三番
振替東京二八〇九番
目黑甚七

藤原冬嗣等　撰　植松茂嶽　校

類聚三代格（弘化本）

安政二年（一八五五）跋刊本

據安政二年（一八五五）

跋刊本影印

聚三代格巻第一

一 序事
二 神社事
三 神封并租地子事 物本目
四 祭并幣事
五 神叙位并託宣事
六 齋王事
七 神宮司神主祢宜戸座稜女等附出雲文
八 科祓事
九 神郡雜務事
十 神社公文事

序事

格式序

大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣等奉 勅撰

蓋聞律以懲肅為宗令以勸誡為本格則量時立制式則補闕拾遺四者相須足以垂範譬猶寒暑遞以成歳昏旦迭而育物有沿有革或輕或重宣治國之權衡信馭民之轡策者也古者世質時素法令未彰無為而治不肅而化暨乎推古天皇十二年上宮太子親作憲法十七箇條國家制法自茲始焉降至 天智天皇元年制令廿二巻世人所謂近江朝廷之令也爰逮文武天皇大寶元年贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等奉 勅撰律六巻令十一巻養老二年復同大臣不比等奉 勅更撰律令各為十巻今行於世律令是也故去天平勝寶九歳五月廿日 勅書偁頃年選人依格結階人々高位不便任官自今以後宜依新令去養老年中朕外祖故太政大臣奉 勅刊脩律令宜仰

所司早令施行 先帝德合壽載明齊照臨四海有截八紘無事然而凝情政體騁想治術以為律令是為從政之本格式乃為守職之要方今雖律令頻經刊脩而格式未加編緝稽之政道尚有所闕乃 詔贈從一位行左大臣藤原朝臣内麻呂故參議從三位行常陸守菅野朝臣真道等始令撰定草創未成遭時遏密寢而不為 天朝以聖承聖資明繼明敷景化於寰

中暢仁風於海外然而顧先緒之未遂切堂搆於宸襟爰降綸言尋令脩撰申詔大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使臣藤原朝臣冬嗣故正三位行中納言臣藤原朝臣葛野麻呂參議從三位行近江守臣秋篠朝臣安人參議從四位上行春宮大夫兼行左兵衛督式部大輔臣藤原朝臣三守從五位下守左近衛少将臣橘朝臣常主從五位下守大

判事兼行播磨大掾臣物部中原宿祢敏久等上遵　叡旨下考時宜採官府之故事據諸曹之遺例商畧今古審察用捨以類相從分隸諸司其隨時制宜已經奉　勅者即載本文別編爲格或雖非奉　勅事旨稍大者奏加奉　勅曰而取焉若屢有改張向背各異者畧前存後以省重出自此之外司存常事或可裨法令或堪爲永例者隨状増損惣入於式若事類班雜

不得指附者各爲雜篇次之於末其諸司所行彼此參差或曰脩雖久不便於事若斯之流難以取則具録其状伏聴　天裁至如米塩魚肉兩數紛紜及鋪設雜器功程多少等類事既軽碎臣等商量務從折中不煩上聞其朝會之禮蕃客之儀頃年之間隨宜改易至於有事例具存記文今之所撰且以畧諸又交替式者延暦年中勘解由使撰定奏聞遵行已久仍舊而存

不加取捨但年代浸遠京都屢遷諸司文案多或墜失雖加採索猶有未備上起大寶元年下迄弘仁十年都爲式卌卷格十卷辞簡而事詳文約而旨暢庶使覧之者易曉施之者易行布之象魏與天地而無窮銘之景鐘将金石而不朽臣等學非稽古才闇當今猥稟　明詔敢事銓緝雖罄庸淺恐多錯紕凡厥篇目列之如別

貞觀格序

大納言正三位兼行皇太子傅臣藤原朝臣氏宗等奉　勅撰

律云斷罪須引律令格式正文令云犯罪未断決逢格改者然則格者律令之條流政教之輗軏君与百姓共之者也君不可失之於上臣不可違之於下出言而千里斯應含和而万類曲成時險則峻法以取平時泰則寛綱以將化我國家遐邇承德天下無虞風教大同車書共道而未能焚符破璽施無叓於群情設爲除刑馳

不犯於比屋故嚮者弘仁十一年四月廿一日施行格十卷此乃公卿百官奉　詔簡舊史之凡要抄新制之大綱推民意而分規量時宜而立範不刪之典遵行耿焉仍舊之圖蹤跡斯在聖上不出戶而知天下不因教而辨物情以爲虞夏共有其國刑德斯殊秦漢不易其民弛張非一俗化之本理有固然盖取義於隨時匪欲期於相反如今時歷五代年及六旬文質暗遷

沿革自至詔草盈於臺閣文案溢於緗囊非所以法止滋章令除煩變節　詔故右大臣贈正一位藤原朝臣良相等令因脩舊格綜緝新篇未及成功歲月遷往大納言正三位兼行皇太子傅臣藤原朝臣氏宗等前与右大臣共承冲旨詳悟深規仍与參議民部卿正四位下兼行春宮大夫伊豫守臣南淵朝臣年名參議正四位下行左大弁臣大江朝臣音人從四位上

守刑部卿臣菅原朝臣是善散位從五位下臣上毛野朝臣永世勘解由次官從五位下臣紀朝臣安雄大外記正六位上臣南淵朝臣興世正六位上行左少史臣大春日朝臣安永正六位上行彈正少忠臣布瑠宿祢道永正六位下行大學大屬臣山田宿祢弘宗等上起弘仁十載之明年下至貞觀十年之晩節擇成規於州郡搜故實於官曹叓与先格異者舉而取之理

敏按如誤加誤

与舊制同者推而棄之凡格者蓋以立意為宗
不以能文為本故省其繁麗之文増其精微之
典随官分類先　勅後符槪皆據古之前摸非
為令之新意唯一部之内吏有兩存頗渉重搆
不以為例勘解由使所奏新定内外官交替式
所載數事亦復准之前例不煩取捨臣等雖非
明于温故博於前聞猶欲令之必行禁之必止
賞一人而海内欣罰一人而天下懼謹曰　詺

撰貞觀格十卷奏聞若理軽作格吏不足為儀
専棄之如遺無取之似碎更撰為兩卷同以奏
上准開元留司格号貞觀臨時格并一帙十二
卷象十有二月以成歳但前格存而如舊後典
續而増新覽古知今斯焉在矣猶恐庸心所集
有違庚於　宸襟管見攸裁無協應於　叡旨
典章不能自擧待教令而擧之教令不能自行
待誠信而行之斯文不墜百代可知謹序　三代實録第十六

延喜格序

左大臣正二位兼行左近衛大將臣藤朝時平等奉　勅撰

易曰天垂象聖人則之又曰大人者与天地合
其徳乃知陰陽寒温天道所以成歳政令寛猛
人君所以導民随時立教或革或沿観風制法
世軽世重然則金科玉條不可用之於庬厚之
俗草纓艾韠不能施之於僻野之人若不達變
通之道則何辨理乱之方者乎我　朝家道出

混沌境同華胥無為之功未假號令不言之化
豈用章條於是朴往彫来歩畫驟至前帝後王
雖倶存一面之網重規疊矩不能廢三章之科
故教而不誅制甲令於先誅而不怒張丙律於
後近者弘仁格十卷貞觀格十二卷然是　聖
主降其　綸言賢臣施其筆削捜舊章於臺閣
擇新制於　詔命察此民情適彼俗化垂納軌
之弘典立經國之太規方今曆千秊之期運承

百王之澆醨時風加而茂草靡震雷動而蟄虫驚將欲禁溢浪以隄防馭悪駕以轡策流淳化於比屋之封反薄弊於太達之俗而制格以来歷年漸久或數代之中弛張屢變或一事之上抑揚遞殊或同本而異末或分源而會流斯乃雖協其時宜匪故相反而綜其事迹無所適從爰

詔左大臣正二位兼行左近衛大將臣藤原朝臣時平故從三位守大納言兼右近衛大

將行春宮大夫陸奥出羽按察使臣藤原朝臣定國中納言從三位兼行民部卿春宮權大夫臣藤原朝臣有穗參議正四位下行左兵衛督臣平朝臣惟範參議右大辨從四位上兼行讃岐守臣紀朝臣長谷雄從四位上行式部大輔兼侍從春宮亮備前守臣藤原朝臣菅根左京太夫從四位下臣藤原朝臣興範從四位下行文章博士兼備中權守臣三善朝臣清行從四

位下行民部大輔臣大藏朝臣善行正五位下守右中弁兼行勘解由次官臣藤原朝臣道明從五位下行大内記兼周防權介臣三統宿祢理平外從五位下守大判事兼行明法博士備後權介惟宗朝臣善經正六位下守右大史臣善道朝臣有行正六位上行兵部少録臣弘世連諸統等憲章前條綜緝此典起自貞觀十一年至于延喜七年其間　詔勅官苻捜抄撰集

除其滋章刪其煩雜若祖述先格事有増損者蕪而無遺若弛張恒規理無補益者廢而不採以官分隷以類相從皆依舊目無加新意亦其條貫糅錯難為區分者准之雜令便号雜格勒為十卷曰延喜格又有理非大典政出權時雖不足為龍斷之銘而猶可恨雞肋之弃始此之類別為延喜臨時格二卷合為十有二卷依歳紀而取為法星次而分篇率由前模不敢殊製

弘一
神

専存温故之意頗立改弊之文新舊分條縦有
吹万之響先後同法庶成壹一之轍但　沖旨
既邈愚管難覃掐嗤同周鼠之珍懐慙類遼豕
之獻謹序

類聚三代格卷第一

神社事

詔攘災招福必馮幽冥敬神尊佛清浄為先今
聞諸國神祇社内多有穢臭及放雜畜敬神之

弘
式

礼豈如是乎宜國司長官自執幣帛愼致清掃
常為歳事

神龜二年七月廿日　続紀第九

太政官符

督課諸祝掃修神社事

右撿案内太政官去年四月十二日下諸國符　続紀第卅四
偁掃修神社潔齊祭事國司一人專當撿校其
掃修之状毎年申上若有違犯必科違勅之罪

弘一
神二

者今改建例更重督責若諸社祝等不勤掃修
神社損穢宜収其位記差替還本即録由状便
申上自今以後立為恒例

寶龜八年三月十日

太政官符

應令神戸百姓修理神社事

右奉　勅諸國神戸例多課丁供神之外不赴
公役宜役其身修理神社随破且修莫致大損

弘一
神二

國司毎年巡撿修造若不遵改更致緩怠者随
状科祓　貞集政

弘仁二年九月廿三日　六集政

太政官符

應無封神社令祢宜祝等修理事

右有封之社應令神戸百姓修造之状下知已
訖至于件社未有處分今被大納言正三位藤
原朝臣園人宣偁奉　勅宜仰諸國自今以後

令件等人永加修造每有小破随即修之不淂延怠令致大破國司每年屢加巡檢若祢宜祝等不勤修理令致破損者並從解却其有位者即追位記白丁者决杖一百國司不存檢挍有致破壞者遷替之日拘其鮮由但遭風火非常等損難輙修造者言上聽裁

弘仁三年五月三日 後紀第廿二

太政官符

應以大社封戸修理小社事 四箇條之初条

右撰格所起請偁太政官去弘仁十三年四月四日下大和國符偁淂彼國解偁檢案内太政官去弘仁三年五月三日符偁有封之社令神戸百姓修造無封之社令禰宜祝部等永加修理國司不存檢挍有致破壞者遷替之日拘其解由者國依符旨行来尚矣而今有封神社已有治力無封神社全無修料仍貪幣祝部無由

今謹檢神名式天太玉之次恐脫櫛玉二字

修社吏加檢責各覘道隱推其苦跡誠有所以仍檢神苗裔本枝相分其祖神則貴而有封其裔神則微而無封假令飛鳥神之裔天太玉臼瀧賀屋鳴比女神四社此等類是也望請以無封苗裔之神分付有封始祖之社則令有封神主鎮無封祝部然則社有修掃之勤國無祟咎之兆者右大臣宣奉勅依請者事施一國遵行有便伏望下知四畿内及七道諸國者中納

言兼左近衛大将從三位藤原朝臣基經宣奉勅依請

貞觀十[六]年六月廿八日

太政官符

應充行宗像神社修理料賤代傜丁事

從良賤十六人正丁在筑前國宗像郡金埼

充行傜丁[十]八人大和國城上郡四人高市郡二人十市郡二人

右得彼社氏人從五位下守右少弁兼大學頭
高階真人忠峯等解狀偁件神坐大和國城上
郡之内与坐筑前國宗像郡從一位勲八等宗
像大神同神也舊記云是　天照大神之子也
大神　勅曰汝三神降居道中奉助　天孫爲
天孫所崇祭者今國家毎有祷請奉幣件神是
其本縁也唯筑前社有封戸神田大和社未預
封例因茲忠峯等始祖太政大臣淨廣壹高市

（正隣　按氏　恐代）

皇子命分氏賤年輸物令修理神舍以爲永例
而年代遠物情解體氏衰路遥不堪催發須依（久古本）
貞觀十[八]年六月廿八日格申請祖神封物以
充修理料而大神宮事既異諸社氏人等猶疑
猶豫空経年序所在神舍既致破壞令件賤同
類蕃息已有其數望請進件賤爲良將令備調
庸其氏永請随近偁丁以充修理料謹請　官
裁者大納言正三位兼行左近衛大將皇太子
傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉　勅依
請者仍須件偁丁待彼氏高階真人長者并神
主等共署申請充之差充之後不得輙差他役
但其死闕及耆老之代又同待請充之永以爲
例

寛平五年十月廿九日

（貞一　神）

太政官符

應禁制春日神山之内狩獵伐木事

右被中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽
按察使藤原朝臣良房宣偁春日神山四至灼
然而今聞狩獵之輩觸穢齊場採樵之人伐損
樹木神明攸咎恐及國家宜下知當國嚴令禁
制者國宜承知仰告當郡司并神宮預殊加禁
制兼復牓示社前及四至之堺令人易知若不
遵制旨猶有違犯者量狀勘當不得容隱

承和八年三月一日　續後紀第八

貞一　神

太政官符

應禁制汙穢鴨上下大神宮邊河事

右得彼神宮祢宜外從五位下賀茂縣主廣友等解偁、鴨川之流經二神宮、但欲清潔之、豈敢汙穢、而游獵之徒就屠割事、濫穢上流經觸神社、因茲汙穢之祟屢出御卜、雖加禁制、曾不忌避、仍申送者、大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣、奉

勅、神明攸祟、不可不愼、宜仰當國、俾禁斷之、若違制犯者、禁其身申上、容隱不申、國郡司并祢宜祝等、必處重科、不曾寛宥、

承和十一年十一月四日　續後紀第十四

貞一　神

太政官符

應令神戸百姓護鴨上下大神宮邊川原并野事

四至

御祖社　東限寺田、南限故參議左近衛大將兼中宮大夫朝臣諸兄宅北路末、西限百姓宅地并公田、北限楊村下里南畔并寺田、

此應

別雷社　東限路并百姓宅地、南限道并百姓宅地公田、西限鴨川、北限梅原山、

右得山城國解偁、依太政官去十一月四日符、仰愛宕郡司令禁護件社邊河、而郡司解偁、郡中傜丁數少、無人差充、望請以在此郡神戸百姓分番令禁守、若致汙穢、永出神戸以公戸民相替補入者、國加覆審所陳有實、謹請　官裁者、左大臣宣、依請、

承和十一年十二月廿日　源常

延一　神

太政官符

應禁制賀茂神山狩獵事

右右大臣源多宣、奉　勅、件神山四至之内、不可穢濆之狀、制旨聞降、如聞、無頼之輩偷射猪鹿、宜巖加禁止、若有犯者五位已上取名奏聞、六位已下提進其身、依法科處、曾不寛宥、

元慶八年七月廿九日

延　神

太政官符

西河　悲河　西

應充正一位平野神社地一町事

在山城國葛野郡上林鄉九條荒見西河里廿四坪

四至　東限荒見河　西限社前東道　南限典藥寮園　北限禁野地

右得彼社預從五位下卜部宿祢平麻呂解狀偁、謹撿舊記、延曆年中立件社之日、點定四至、奏聞既訖、而社預等不詳事意、無領此地、囙茲嵯峨院去承和五年十月十五日割取八段、賜時統宿祢諸兄、其後加野地二段、傳（轉本）給典藥寮、

彼寮本自有藥園地、重請神地耕作、畠（畝年）令除件地之外、四方被限禁地、無有行神事并走御馬之處、又會集諸司貴賤車馬、墳塞社邊、無道出入、望請、被早返給、永為社地、謹請　官裁者、右大臣（基經）宣、奉　勅、依請、

貞觀十四年十二月十五日　三代實錄第廿二

延二　神

太政官符

應禁制大和國丹生川上雨師神社界地事

四至　東限塩匂　西限板波瀧　南限大山峯　北限猪鼻瀧

右得神祇官解偁、大和（神社古本）神主大和人成解狀偁、別社丹生川上雨師神祝祢宜等解狀偁、謹撿、名神本紀云、不聞人聲之深山吉野丹生川上、立我宮柱以敬祀者、為天下降甘雨止霖雨者、依神宣造件社、自昔至今（古乙本）奉幣奉馬、仍四至之內放牧神馬、禁制狩獵、而國栖戶百姓并浪人等寄事供御、奪妨神地、屢觸汙穢、動致咎祟、爰

祝祢宜等依稱供御、不敢相論、既犯神禁、何謂如在、望經言上、嚴（敢乙丙丁）被禁制者、所陳有實、仍申送者、官依解狀、謹請　官裁者、大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅陸奧出羽按察使源朝臣能有宣、宜下知彼國令加禁制、

寬平七年六月廿六日

弘一　神

神封物并租地子事

詔、伊勢大神宮封物者、是神御之物、宜准供

神事勿令濫穢

大寶二年七月八日 續紀第二

太政官符

應令國司出納八幡大菩薩宮雜物事

右得大宰府解偁太政官去延曆十八年十一月五日符偁府解偁太政官去年十二月廿一日符偁大菩薩并比咩神封一千四百十戶宜納府庫者豐前國解偁神宮司申云比咩神封

六百十戶之物与大菩薩封物共納府庫由是春秋祭料無物可用者所申有實謹請處分者右大臣 神王 宣奉 勅宜府官撿挍割充祭料所殘雜物便納神宮仍即府官宮司相共出納者府依符旨相共出納而道路稍遠有煩遣使加以撿前例神宮當國并司相共撿掌出納望請准先例付國与宮共令出納但年終用狀勘錄令申謹請 官裁者右大臣 藤内麿 宣奉 勅依請

大同三年七月十六日

太政官符

應永附貢綿使運進住吉神封調庸綿事

右得攝津國解偁住吉神社牒偁筑前國封戶調庸承前之例以租穀充價運進於社而今經數十年曾不送納祭事闕乏職此之由望請被言上令附大宰府貢綿船每年運進充用祭料者國加覆勘所陳有實謹請 官裁者右大臣 藤氏宗

宣依請

貞觀十三年五月二日 甲闕年月日乙丙丁補以三代實錄

太政官符

應收納神庫充用祭料氣比神宮封租穀事

右得神祇官解偁彼神宮司大中臣安根解偁撿案內太政官去延曆十二年二月廿七日下越前國符偁宮司大中臣魚取解偁封租穀須勘納神庫充用祭料而國吏徵納官庫充用他

應令介

色臨彼祭時不肯下行度之祭事由其闕怠望
請勘納神庫充用祭料謹請　官裁者右大臣藤継縄
宣依請國依符旨行来既尚矣而去弘仁元年
介橘朝臣永継与宮司有意（所相論以件租穀更納官庫而宮司無）相争専任國行自
今以後積習為例充用遠郡運漕之間殆過祭
期神事疎略大概在茲貢神之物豈可如此望
請徵納神庫以省申請之煩者官検案内件租
穀専盡神用不充他色然則納於官庫還無公

延一神

益納於神庫尤有便宜望請重仰國宰據准舊
例徵納神庫以充祭料謹請　官裁者右大臣源多
宣依請但至于出納件物國司宮司相共行之
元慶八年九月八日　九実　三代實録第卅六

太政官符
應令停止分神封郷寄神宮寺事
右得神祇官解偁坐越前國正一位勲一等氣
比大神宮司中臣清貞解偁撿舊例太政官去

齊衡三年四月七日下國符偁寺別當与神宮
司共可勘知封物出納者自尒以降相共勘知
先納神宮後分寺家是宮司之處分非國宰之
所行而國去九月二日送神宮寺移云依別當
僧平鎮牒状分是羽郡野田村封郷為神宮寺
料者宮録無例之状副郡司禰宜祝等申文再
三移送而曾無封移又未改行因茲平鎮等入
接封郷徵妨調物供神之物先為僧侶之食役

貞一神

社之輩還稱寺家之人國宰所行宮司難制望
請　官裁被停分郷但宮司依例惣納封物供
神之後随色頒行者中納言兼右近衛大將従
三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣奉　勅依
請
寛平五年十二月廿九日

太政官符
應令伊勢大神宮司撿納神郡田租事

右得神祇官解偁、承前之例、大神宮司検納伊
勢國多氣度會兩郡神田租及七處神戸田等
租、支用祭祀、從来尚矣、中間國司預以検納、仍
検案内、太政官去延暦廿四年四月七日下伊
勢國符偁、得神祇官解偁、神官司解偁、伊勢國
司移偁、太政官去延暦廿年七月一日下諸國
符偁、今案神祇令云、神戸調庸及田租、並充造
神宮及供[佛]神調度、其神税者一准義倉、皆國

司検校者、准據令條、既稱検校、至于支用、理難
專輙、宜國司郡司神主等支度祭料、并注其殘
申上聽裁者、國司等勘知用帳、報収神物、既遠
舊例、凡此　大神者天下貴社、如是之類、元来
所禁也、而今准諸神國司検校於事不穩者、右
大臣宣、宜依例勿預國司者、自厥而後宮司検
納充用祭料、但物被充造神宮及離宮之用、所
殘數少、祭用有欠、仍更請欠料、即太政官去弘

仁六年六月九日下神宮并國司符偁、得神祇
官解偁、太神宮司解偁、年中神事難一可闕、當
國神税所殘數少、望請他國神税充用所欠料
者、右大臣宣、他國所有徒積希用、當國所納随
用已盡、縦有要須、卒尓何支、宜以他國神税一
充年中雜用料、其當國神税毎年儲置、若不得
已必可用者、先申後用者、從此國司始亦預納、
須依符旨令充用、而年中祭用稲合四万一千

一百九十束一把、今在他國神戸合百卅一烟、
所輸租五千二百五十束、除例用外所遺亦一
千五百八十五束、亦當國所出租三万五千束、
爰當國他國神税合三万六千五百八十五束、
即共充用猶所欠稲四千六百五十束、其代借
用正税、雖割所輸租即便塡進、而毎年有殘封
納為煩、望請停煩預國司、令神宮司依舊検納、
預以支用、濟其祭事、但借請正税充欠料者永

貞一
神

従停止謹請　官裁者右大臣宣奉　勅依請

弘仁十二年八月廿二日

太政官符

不可割取　伊勢大神宮神戸百姓事

右神祇官去閏十月廿九日解偁大和伊賀伊勢志摩尾張参河遠江等國司論云去延暦廿年七月二日格云撿案内太政官四月十四日符偁自今以後神戸限以二丁田租定十五束

者丁減物少供祭應乏宜天下諸社同共改張丁并租數一依舊例又養老七年格云神戸增益即減之死損即加之者宜後有增丁隨減之但至于死損取彼加此於事不穩宜勿更加者仍案彼延暦廿年四月十四日格偁　大神宮封戸非改減之限而件國神戸百姓愁云神戸有死須依實除帳而國司勘返不除帳名雖附帳實無其身因茲丁數突過五六丁爰國司号

過恐
不過

弘一
神

除丁即出自神戸貫於官戸至于課役皆悉徴納若致延怠遂加決罸神事難濟職此之由望請件　大神宮封戸丁雖有餘剩永無減省以供　神宮謹請　官裁者右大臣宣奉　勅凡大神宮事異於諸社宜依延暦廿年四月十四日格永無改減若有乖忤科違勅罪

貞觀二年十一月九日

太政官符

應收神郡百姓逃亡口分田地子事

右得神祇官解偁御卜所祟多氣度會二箇神郡百姓逃亡口分田地子可為神税而元來國司混合正税自今以後擬收神税者被内大臣宣偁奉　勅依請施行

寶龜五年八月廿七日

祭并幣事

諸賀茂神祭日自今以後國司撿察常為年支

和銅四年四月廿日　続紀第五

弘一神

勅比年以来祭賀茂神之日會集人馬悉皆禁
断自今以後任意聽祭但祭礼之庭勿令闘亂

天平十年四月廿二日

延一神

太政官符

應科決被差賀茂祭騎兵致拒捍土浪人事

右得山城國解偁管八箇郡司解偁件祭騎兵
擇土浪人堪事者差進既畢而寄事高家不順
國仰若不言上恐有後責仍注拒捍人交名申
送者國撿案内承引之輩不及廿人陳列之儀
當到闕怠望請　官裁如此之類不限土浪不
論蔭贖行齊之外決笞五十以懲将来者中納
言兼右近衛大将従三位春宮大夫藤原朝臣
時平宣可贖之色國司先勘其過依法責贖自

餘依請

寛平九年四月十日

延一神

太政官符

應殊加撿察敬礼四箇祭事

右撿案内二月祈年六月十二月之次十一月
新嘗祭等者國家之大事也欲令歳災不起時
令順度預此祭神京畿外國大小通計五百五
十八社因茲之特致潔齋慎令祭礼而敬惟踈

簡礼非如在每至祭日奸濫雲集至献幣帛老
少拏攫徒有陳設之誉曾無供神之實祢宜祝
部須向神祇官敬受幣物慶奉其社而件等人
無致其敬或雇出身代不自參進或雖躬受取
無心奠祭頑愚之輩狎黷神禁神靈之祟職此
之由凡祭神之礼以神主祢宜祝部為其齋主
而不勤職掌踈畧神事非唯神主等之怠還又
齋官不加糺勘之所致也中納言兼右近衛大

將從二位行春宮大夫藤原朝臣時平宣奉
勅自今以後京内諸國社所帶諸司殊加檢察
畿内外國當國官長相共監臨祭礼之日必致
齊敬若祭事不慎監察有怠者官司處之重責
神主祢宜祝部等科褫解職一如貞觀十年六
月廿八日格曾不寛宥

寛平五年三月二日

太政官符

改仰齊日事

右撿令條凡祭祀所司預申官々散齊日平旦
頒告諸司其散齊之内不得弔喪問疾食宍不
判刑殺不決罰罪人不作音樂不預穢悪之事
今被右大臣宣偁奉　勅散齊之日頒告諸司
諸司未承旨之前或有犯禁忌之徒宜改令條
散齊之前一日頒告諸司自今以後永爲恒例

弘仁二年二月六日　後紀第廿一

太政官符

應奉祈年月次新嘗等祭幣事

右得神祇官解偁撿案内武藏下總安房常陸
若狹丹後播磨安藝紀伊阿波等國神社幣須
依格祝部受取供祭而頃年緩怠曾不勞受徒
積庫底無由走奉斯因程途遼遠往還難澁之
所致也望請差使令奉謹請　官裁者右大臣
宣奉　勅依請但自今以後宜附貢調大帳等

使送之仍須官長齊敬躬奉不得疎略

齊衡二年五月廿一日

太政官符

應附送税帳大帳朝集等使諸社不受祈年
月次新嘗等祭幣帛事

右得神祇官解偁件等祭幣帛依祝部不參納
置官庫謹案齊衡二年五月廿一日格偁武藏下
總安房常陸若狹丹後播磨安藝紀伊阿波等

國不受幣帛自今以後宜附貢調大帳等使送
之者而貢調使不着此官但税帳大帳朝集使
等為例来着今如格條外國諸社不受幣帛可
附大帳使畿内祝部不受幣帛未被處分望請
畿内外國不受幣物同附件三箇使班送但須
幣帛之日不参祝部者須依格先科祓令慎将
来若猶不悛将従解却謹請
宣依請　官裁者右大臣藤原基經

貞觀十七年三月廿八日

太政官符

應二月祈年六月十二月々次祭國司一人
率祢宜祝部等向神祇官受取幣帛物事
右可受取幣物如法慎祭之状去年三月二日
下符五畿内七道諸國已畢今聞國司緩怠不
勤祝部踈略無慎中納言兼右近衛大将従三
位行春宮大夫藤原朝臣時平宣奉
勅國之

大事莫過祭祀不守符旨忽在主司須畿内并
近江紀伊等國選國司掾目若史生品官之中
謹厚恭敬者一人充使者率祢宜祝部等向神
祇官受取幣帛物即便毎社如法慎祭々畢之
物之状差使言上若致闕失殊處科法又其見
参祝部夾名者前祭一日使者等進官吏擾祈
福不得乖違自今以後立為恒例

寛平六年十一月十一日

太政官符

應令掃清路次雜穢并目以上祗承事
右得神祇官解偁検案内奉伊勢大神宮九
月十一日神嘗祭并二月四日祈年六月十二
月々々次祭及臨時幣帛使等出宮城之日左右
京職主典以上率坊令兵士相迎外門送於京
極近江伊賀伊勢等國毎至彼堺目以上一人
率郡司健兒等相迎祗承而今件等國頃年之

（延一　神）

間不勞祗承不掃汙穢路頭多有人馬骸骨既見穢惡豈云清愼望請毎遣件等祭使依例令國司一人祗承并掃清穢惡若有致怠准闕祭事科上祓者右大臣宣依請

貞觀四年十二月五日（藤良相）

太政官符

應令山城國司祗承奉　伊勢大神宮幣帛使事

右得神祇官解偁謹案格條云奉　伊勢大神宮九月十一日神嘗祭并二月四日祈年六月十二月々次祭（等実）及臨時幣帛使等出宮城之日左右京職主典以上率坊令兵士相迎外門送於京極近江伊賀伊勢等國毎至彼堺目以上一人率郡司健兒等相迎祗承者而令出自京極至近江堺無人祗承不掃汙穢望請令件國司祗承境内謹請　官裁者大納言正三位兼

（貞一　神）

行民部卿藤原朝臣冬緒宣奉　勅依請若致闕怠罪如貞觀四年十二月五日格

元慶六年九月廿七日（三代實錄第卅二但在十月廿七日條）

太政官符

應聽奉諸神社幣帛使出入陸奥國關事

菊田郡一前　磐城郡十一前

標葉郡二前　行方郡一前

宇多郡七前　伊具郡一前

日理郡二前　宮城郡三前

黒河郡一前　色麻郡三前

志太郡一前　小田郡四前

牡鹿郡一前

右得鹿嶋神宮司解偁祢宜外正六位上中臣部道繼解偁大神苗裔之神在陸奥國古老傳云延暦以往割大神封物充幣帛料奉件諸神弘仁以來止而不奉因之茲諸神成祟物恠頻

貞十二
恒上

示仍去嘉祥元年辨備幣帛請當國移文向於
彼國而稱無舊例不聽通關爰道継身留關下
不得向社所賷幣物放弃河頭空以廻来者頃
年夏月寒風秋稼不稔部内疫癘連年有聞宮
司卜筮件神成祟仍可奉幣帛之状禱祈已畢
望請下知彼國奉件幣帛但其料用太神宮封
物謹請　官裁者右大臣藤良相宣依請
貞觀八年正月廿日　三代實録第十二

神叙位并託宣事
太政官符
應國内諸神不論有位無位叙正六位上事
右太政官去年十二月廿八日下五畿内七道
諸國符偁右大臣藤良房宣奉　勅特有所思天下大
小諸神或本預官社或未載公簿有位更增一
階無位新叙六位唯大社并名神雖云無位奉
授從五位下者而令推量六位之中其階有四

弘一
神

至于奉行必應有疑宜除奏授五位之外不論
有位無位共叙正六位上
嘉祥四年正月廿七日　文徳實録第三
太政官符
應撿察神託宣事
右被大納言正三位藤原朝臣園人宣偁奉
勅恠異之事聖人不語妖言之罪法制非輕而
諸國信民狂言申上寔繁或言及國家或妄陳

禍福敗法乱紀莫甚於斯宜仰諸國令加撿察
自今以後若有百姓輙稱託宣者不論男女隨
事科決但有神宣灼然其驗尤著者國司撿察
定實言上
弘仁三年九月廿六日　後紀第廿二

弘
神

齋王事
太政官符
一齋内親王禊用度事

右内親王行禊之日依例神郡供給及儲雜物宜停止之仍齋宮寮毎歳儲之其供給料稻二百卌束舂備正税運送寮家但夫幷馬依承前例神郡行之

一齋宮寮年料乾薑事

右薑依例令輸神郡百姓所進三千斤而百姓等申云調庸雜傜之外輸件乾薑艱辛殊深者宜停輸薑寮差神戸令苅其粮食料充

〔弘臨〕

用正税

以前被右大臣藤原継縄宣偁奉　勅如右者齋依件施行自今以後永爲恒例

延暦十一年七月三日

太政官符

藤原朝臣可多子

右權大納言兼左近衞大將從三位藤原朝臣氏宗宣奉　勅件可多子定春日幷大原野齋女果唯其月料具在別式日須自來年正月始行

貞觀八年十二月廿五日　三代實錄第十三可多子作須惠子事詳十年十二月廿一日條

〔弘神〕

神宮司神主祢宜事　戸座猿女等附出

太政官符

應任諸國神宮司神主事

右大納言從三位神王宣奉　勅掃社敬神銷禍致福今聞神宮司等一任終身侮黷不敬祟

咎屢臻宜自今以後簡擇彼氏之中潔清廉貞堪神主者補任限以六年相替　甲

延暦十七年正月廿四日　類聚國史第十九

〔舊部本ニ太政官符四字〕

太政官符

齋宮主神司　並入廢置諸司部

右被右大臣神王宣偁奉　勅件司令外特置未有所管考校功過無由取決宜自今以後令神祇官管攝

延暦十九年十一月三日

弘神　又式

太政官符（延止）

加置伊勢大神宮司員事　兼入加減官員部

元一人　今加一人

右從三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣奉　勅宜依件加置永為恒例

貞觀十二年八月十六日　三代實録第十八

延神

太政官符

應定伊勢大神宮司大小員并位階事　兼入定官位部

大宮司一員　右正六位上官

小宮司一員　右正七位上官

以前得神祇官解偁撿案内大神宮司元置從六位官一員而去貞觀十二年更加一員令件兩司大少無別職掌有同各稱受領交為争論甲之所行乙還妨之執論之間政事擁滯望請定大小員并位階遷代之日分附受領一准長

弘神

官任用者正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒宣奉　勅依請

元慶五年八月廿六日　三代實録第卌

太政官符

神主遭喪解任服闋復任事

右撿案内太政官去延暦十九年十二月廿二日下神祇官符偁諸國神宮司等並限以六年補替之事先立例訖右大臣宣件神宮司（神主）未滿

貞神

限年若有服解不得補替仍令神主并祝等行事服闋之日復任滿限者令右大臣（藤内麿）宣奉　勅神主服限年一同宮司服闋復任豈可異例自今以後宜同復任又或社有任神長事非通例其有官符任神長者宜改為神主

大同二年八月十一日

太政官符

一應任用神主事　四箇條内

右太政官弘仁十二年（係上文十三張恐十三年四月之誤）正月四日下大和國苻偁彼國解偁部内名神其社有數或爲農禱歳或爲旱祈雨至排灾害荐有徵應假令大和大神廣瀬龍田賀茂穴師等大神是也而頃年之間事非潔齊不祥之徵間々不息本尋所由驪依神主太政官延暦十七年正月廿四日下五畿内諸國苻偁奉　勅掃社敬神銷禍致福今神主等一任終身侮黷不

敬崇必屢臻宜自今以後簡擇彼氏之中潔清廉貞堪神主者補任限以六年相替秩滿之代點定言上者國依苻旨選點言上而或點上之外被任他人愚吏商量事背苻旨望請點上之人一切任用以尋泊酌之信且待神聽之聲者右大臣（藤冬嗣）宣奉　勅依請

一應停官人任諸社神主事

右太政官同日下同國苻偁彼國解偁有官

延神

之輩若兼任神主全直本職不勞神社神社傾覆職此之由望請擇抽無官一任神主專事祈禱令修理神社者同宣奉　勅依請

一應令國司定神主考事

右太政官同日下同國苻偁得彼國解偁祢宜祝等考者國司勘定而今至于神主不隷國司因茲任中功過無由撿覈望請件神主考國司隨狀褒貶以旌善悪者同宣奉　勅

依請

以前撰格所起請偁上件事條遵行有便伏望下知四畿内及七道諸國者中納言兼左近衛大将從三位藤原朝臣基經宣奉　勅依請

貞觀十年六月廿八日

太政官苻

應置石清水山八幡宮神主事　坐山城國久世郡

從八位上紀朝臣御豊

右得護國寺牒偁去貞觀二年故傳燈大法師
位行教奉爲國家特以懇誠祈請大菩薩奉移
此山宮自尓以降道俗男女集會祈祝無非無
靈驗仍令件御豊權充神主供奉祭事望請准
宇佐宮充置件職將增神威者右大臣（藤原基經）宣奉
勅依請
貞觀十八年八月十三日（三代實錄第廿九）
太政官符

元幹按此間當有任人姓名

應准筑前國本社置從一位勳八等宗像大
神社神主事（坐大和國城上郡登美山）
右得氏人内藏權助從五位下高階眞人忠峯
等解狀偁件社坐大和國城上郡登美山依太
政官去年三月廿七日符旨預官社訖自從清
御原 天皇御世至于當今氏人等所奉神寶
幷園地色數稍多高階眞人累代鱗次執當社
事而今經世久遠人意懈緩或不勤守掌紛失

神寶或彼此相讓闕怠祭事如是之故屢致重
祟仍可准本社置神主狀去年申官而未蒙裁
下件仲（中忠峯 諱イ）天性清廉堪爲神主望請早被補任令
掌神事但待氏長擧被補其替相替之限一依
格制謹請 官裁者從二位行大納言兼左近
衛大將源朝臣多宣奉 勅依請
元慶五年十月十六日（三代實錄第卅）
太政官符

應以女爲禰宜事
右撰格所起請偁太政官去天長二年十二月
廿六日符偁承前之例諸國小社或置祝無禰
宜或禰宜祝並置舊例紛謬准據無定加以或
國獨置女祝永主其祭左大臣（藤冬嗣）宣旨自今以後
禰宜祝並置社者以女爲禰宜但先置者令終
其身者諸國依格遵來年久而太政官齊衡三
年四月二日符偁得神祇官解偁檢案內住吉

信友去之恐之

類史第十九

平岡鹿嶋香取等神主并祝祢宜皆是把笏自餘神社未預此例祭礼之日拱手從事望請三位已上神社神主并祝祢宜等同預把笏以增神威謹請　官裁者右大臣藤原良房宣奉　勅八色者依請白丁者不在此限者如今諸國神社其數巨多國司偏稱靈驗請增爵位二三年間或叙三位以上国茲諸國雜色人等皆補祢宜祝莫非把笏差使之人職此之由熟尋物情諸社有

祝專主祭事至于祢宜有職無務伏望除非先置社之外新叙三位已上神社祢宜依天長二年十二月廿六日符停把笏以女補任然則於公有益於社無損者中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣奉　勅依請

貞觀十年六月廿八日

弘八神

勅

戸座

生恐七　通部称各恐各橡下恐脱布字

阿波國　阿曇部　壬生　中臣部

右男帝御宇之時供奉

備前國　壬生　海部　壬生首　壬生部

右女帝御宇之時供奉

備中國　海部首　生部　龍　笠朝臣

右皇后宮供奉

以前戸座等給時服料各人別橡絁一疋綿六屯夏人別橡三丈

月料人別三斗六升

天平三年六月廿四日

弘神

太政官符

應貢猿女事

右得從四位下行左中弁兼攝津守小野朝臣野主等解偁猨女之興國史詳矣其後不絶今猶見在又猿女養由在近江國和邇村山城國小野鄉今小野臣和迩部臣等既非其氏被供猿女熟捜事緒上件両氏貪人利田不顧耻辱拙吏相容無加督察也乱神事於先代穢氏族於後裔積日經年恐成舊貫望請令所司嚴加捉搦断用非氏然則祭礼無濫家門淂正謹請

神貞

官裁者。捜検舊記所陳有實。右大臣宣。奉　勅。
宜改正之者。仍兩氏猿女從停廢。以猿女公氏（藤圓人）
之女一人進縫殿寮。隨闕即補以為恒例。
弘仁四年十月廿七日（甲丁闕年月日丙丁補以類聚國史第十九）

太政官符
應減筑紫防人十二人便（使乙丙）充在京及府卜部
廝丁事
右得太宰府解偁。對馬嶋去年四月廿九日解

偁。検案内。太宰府天安元年五月八日解偁。得
對馬嶋解偁。筑紫防人百二人之内十二人。便（使乙丙）
充在京及府卜部等廝丁。其代以當土人永相
補者。而得天安元年税帳使筭師從六位下日
根造勝継去年十一月廿九日解稱（偁元本云）。被官宣稱。
件廝丁自今以後本島人充之。仍返却者。嶋宜
承知依舊充行者。須依符旨充行。而検案内。嶋
去齊衡四年二月廿一日解偁。謹検案内。太政

予隣 按嗣 恐副

官去承和八年八月十七日符稱。得彼府解偁。
對馬島解稱。去延暦年中以東國人配防人。後
以筑紫人配之。而並停廢也。當土百姓去弘仁
年中⿸疒癸疫癘滋發。戸口減少。忽有寇賊何堪防
禦。望請。准舊例以陸地人為防人者。右大臣（源常）宣
奉　勅。准弘仁年中例。以筑紫人依件差遣。令
縁邊勤仕。僕者自尓以来陸地防人百二人。毎
年来島守非常。而風波路嶮。動致闕怠。或漂

沒不来。或中途逃亡。仍以當土人擬補彼闕。而
被太宰府去嘉祥三年十二月一日符稱。太政
官去承和十一年七月十九日符稱。得神祇官
解稱。卜部等解稱。承前之例。件廝丁以當島人
限三箇年。嗣綱丁差送。而太政官去弘仁十四（續後紀第十三）
年三月廿七日下太宰府符偁。彼府解偁。對馬
嶋解偁。神祇官卜部等廝丁依例差點進上。而
頃年疫死偁丁減少。仍請處分者。府加覆勘。所

申有實望請件廝丁咸令陸國差送謹請　官
裁者右大臣宣依請者自厥以後曾無差送加
以件島迯居海中往還希人曰茲本鄕親戚未
由訪育望請復舊被給本島者府官覆辞狀所
陳有實謹請　官裁者左大臣宣依請者嶋依
符旨差點行來而或終身不皈或舉家離散一
人被點一烟永絶差送之弊室家猶小若猶差
送恐無遺民今商量以筑紫人分配防人者依
兵不足也以當島人差送廝丁者為恤下者也
夫下者雖能知未然而防禦之備尚不如兵望
請特被言上減筑紫防人百二十人之内十二人
便宛在京及府下部廝丁其代以當土人永相
補之然則彼此得所公私無損仍請府裁者自
尓以降件廝丁無有差定望請以陸地人被充
行之仍請府裁者依解狀請　官裁者右大臣
宣依請

天安三年三月十三日

太政官符

禁出雲國造託神事多娶百姓女子為妾事
右被右大臣宣偁奉　勅今聞承前國造兼帶
神主新任之日即棄嫡妻仍多娶百姓女子号
為神宮采女便娶為妾莫知限極此是妄託神
事遂扇淫風神道益世豈其然乎自今以後不
得更然若娶妾供神事不得已者宜令國司注
名密封卜定一女不得多點如遂此制隨事科
處筑前國宗像神主准此
延暦十七年十月十一日　類聚國史第十九

科祓事

太政官符

定准犯科祓事　例集七

一大祓料物廿八種　承前悪祓料物准此重一輸今除一祓下條亦同
馬一疋　大刀二口　弓二張

爵下恐脱罪人二字

矢二具 以廿隻為一具已上 三種並不限新舊　刀子六枚
木綿六斤　麻六斤　庸布六段
鍫六口　鹿皮六張　猪皮六張
酒六斗　米六斗　稲六束
鰒六斤　堅魚六斤　雑腊六斤
塩六升　海藻六斤　滑海藻六斤
食薦六枚　薦六領　坏六口
盤六口　柏十五把 枚手六十枚析　匏四柄

楉四枚 長各一丈　席一領
右闕忌大嘗祭事及同齋月内弔喪問病判
署刑殺文書決罰食宍預穢悪之事者宜科
大祓所輸雑物具如前件官人有犯无解見
任
一　上祓料物廿六種
大刀一口　弓一張　矢一具
刀子二枚　木綿三斤　麻三斤

庸布三段　鍬三口　鹿皮三張
酒三斗　米三斗　稲三束
鰒三斤　堅魚三斤　雑腊三斤
塩三升　海藻三斤　滑海藻三斤
食薦三枚　薦三領　坏四口
盤四口　柏十把 枚手卌枚析　匏二柄
楉三枚 長各一丈　席一領
右闕忌新嘗祭鎮魂祭神嘗祭祈年祭月次

祭神衣祭等事毆伊勢大神宮祢宜内人及
穢禦 御集 膳物並新嘗等諸祭齋日犯弔喪問疾
等六色禁忌者宜科上祓輸物如右
一　中祓料物廿二種
刀子一枚　木綿一斤　麻一斤
庸布一段　鍬一口　鹿皮一張
酒一斗　米一斗　稲一束
鰒一斤　堅魚一斤　雑腊一斤

塩一升　海藻一斤　滑海藻一斤
食薦二枚　薦二領　坏四口
盤四口　匏一柄　柏五把 枚手廿枚料
楉二枚 長各一丈
右鬮忌大忌祭風神祭鎮花祭三枝祭鎮火祭相嘗祭道饗祭平野祭園韓神春日等祭事毆物忌戸座御火炬炊釬物忌女及觸穢悪事預御膳所并忌火等祭齋日毆祝祢宜及

預祭事神戸人犯弔喪問疾等六色禁忌者宜科中祓輸物如右
一下祓料物廿二種
刀子一枚　木綿六両　麻六両
庸布一段　鍬一口　鹿皮一張
酒四升　米四升　稲四把
鰒六両　堅魚六両　雑腊六両
塩四合　海藻六両　滑海藻六両

弘 神 通邦 被弘 應貢

食薦一枚　薦一領　坏二口
盤二口　匏一柄　柏五把 枚手廿枚料
楉二枚 長各一丈
右鬮忌諸祭祀事及齋日毆祝祢宜并預祭神戸人犯諸禁忌者宜科下祓輸物如右
以前被右大臣宣偁（神王）挙前神事有犯科祓贖罪善悪二祓重科一人修例已繁輸物亦多事傷苛細深損黎元仍今改張立例如件其毆傷若

重者祓浄之外依法科罪齋外闘打者依律科決不在祓限又祝祢宜等与人闘打及有他犯事須科決者先解其任即決罸神戸百姓有犯失者行齋之外決罪如法今具奏状奏聞奉勅依請 奏集
延暦廿年五月十四日
太政官符
應科上祓祈年月次新嘗祭不参五畿内近

江等國諸社祝事

右撰格所起請偁、太政官弘仁八年二月六日　類史第九第十第十三
下諸國符偁、淂神祇官解偁、件等祭日、諸社祝
部等、理須未祭之前、會集官底、庭古本各請幣帛、依例
供祭、而比年祝部等怠慢、不會集、再三教導、習
常不愼、遂使幣帛一百卌二褁、在官庫、無人預
付、謹案太政官去寶龜六年六月十三日符偁、
右大臣中臣清麻呂宣、頒幣之日、祝部不參、自今以後、不淂

更然、若不悛者、宜早解替者、望請、不論有位無
位、還本永徵、將來者、右大臣藤園人宣、奉詔之、札務在
潔誠、闕怠之徒、實須科處、宜委曲所由、縣示要
路、覺悟愚輩、勿令遠失、若猶不愼、解却還本者、
今案格旨、依一度怠、永停其任、更涉苛細、理乖
適中、伏望、先科件、後令愼、將來若不悛、革即從
解却者、中納言兼左近衛大將從三位藤原朝
臣基經宣、奉　勅依請

貞觀十年六月廿八日

神郡雜務事

太政官符
應加決罰神郡司事
右、淂伊勢國解偁、調庸租稅、依例勘徵、而多氣
度會二郡司、獨賴神事、數致闕怠、望請、神界之
外、將加決罸者、右大臣神王宣、奉　勅依請
延曆廿年十月十九日　類聚國史第四

太政官符
應多氣度會兩郡雜務預大神宮司支
一應修理神社玖拾參前
多氣郡五十一前
度會郡四十二前
右、淂國解偁、案太政官去延曆廿年十月廿
九日符偁、淂彼國解稱、調庸租稅、依例勘徵、
而多氣度會二郡司、獨賴神事、數致闕怠、望

苻字恐行

請神界之外村加決罸者右大臣宣奉　勅
依請者國司依此苻旨百姓有犯界外決罸（神王）
自今行来十六箇年又被同官弘仁三年五（後紀第廿四）
月三日苻稱被大納言正三位藤原朝臣園
人宣稱奉　勅宜仰諸國自今以後永令祢
宜祝等修理神社每有小破随即修之不得
延怠令致大破國司每年屢加巡撿若祢宜
祝等不勤修理令致破損者並從解却其有

位者即追位記白丁者決杖一百國司不存
撿校有致破壊者遷替之日拘其解由者國
司依格決罪猶多闕怠而被同官去年十二
月廿一日苻稱神祇官解偁依十二月御卜
祟當國司多氣度會二神郡出擧正税苻幷
行刑罸事依舊例可停止者今依此苻既停
決罸神社破損未知所為終任之後安避其
怠者

一應修理溝池十九處
　多氣郡九處　溝五處　池四處
　度會郡十處　溝六處　池四處
右同前解偁案太政官去延暦十九年九月
十六日苻稱被右大臣（神王）宣稱奉　勅冨國安
民事帰良田〻〻之開實存溝池（在延暦式）如聞諸國
溝池多有不修田疇荒癈職此之由宜改（諸）既
往怠成將来勤特立條例以懲遠犯者國宜

承知存情修理自今以後惣計池堰載朝集
帳每年申官交替國司據帳撿實如有闕怠
仍停解由者夫修理溝池者必用民傜而國
司不役神郡亦不行刑罸無便之状一同神
社之條者

一應修理驛家壹處　在度會郡
　倉一宇　屋四宇
右同前解稱案太政官去延暦十九年九月

二日符稱被右大臣宣偁如聞諸國驛家例
多破壞國郡怠慢曾不修理既乖公平豈合
吏道自今以後國司存心常加修理勿致損
壞交替之日如有損失前人造畢然後放還
事緣　勅語不得闕怠者而今國司修理無
便之狀亦同溝池之條者

一應催殖桒漆廿一万八千七百九十六根

多氣郡十四万七千三百六根

桒十三万六千五百卌三根

漆一万七百七十三根　見實一千百卅根　無實九千六百卌三根

度會郡七万一千四百九十根

桒五万八千四百五十根

漆一万三千卌根　見實七百七根　無實一万二千三百卅三根

右同前解稱案太政官去大同二年正月廿
日符稱當道觀察使參議從三位行式部卿
藤原朝臣葛野麻呂奏稱桒漆之課具載令

只用　恐應　亦同

條至于採用公私由之然國郡官司不務催
殖謹案天平二年五月六日格稱諸國所進
桒漆等帳或國随舊案徂攺年紀或虛作增
減与實不同自今以後嚴加提搦依令殖滿
每年巡檢實錄申之如遣使勘會与實不同
者國司必加貶責郡司解却見任者然猶積
習生常押法無悛望請下知當道交替分付
若不慎數者拘留解由以懲不殖者而今國

司催殖無便之條亦用驛家之條者

一應修理正倉官舍卅一宇

多氣郡卅宇　正倉二宇　官舍廿八宇

度會郡十二宇　正倉一宇　官舍十一宇

右同前解稱案太政官去弘仁四年九月廿
三日符稱被右大臣宣稱奉　勅正倉官舍
各立條例至有闕怠拘以解由者而今國司
修造無便之狀亦同桒漆之條者

一應決百姓訴訟事
右同前解稱案太政官去大同元年八月十
一日符稱撿令條云訴人不服欲上訴者請
不理狀以次上陳若經三日内不給聽訴人
録不給官司姓名以訴官司准其訴狀即下
推不給所由然後斷決至太政官不理者得
上表者當今官司不勞給不理狀訴人無録
官司姓名雖有冤越訴而非合勘問窮弊之

民徒疲往還疑滯之獄遂無取決右大臣（藤内九）宣
一依令條給不理狀若習常不給更致冤滯
及越訴之輩妄告虚誣並依法科罪者令神
郡百姓等或告強盗竊盗或陳強姧和姧除
此以外笞杖罪多既不科決安可肅清未辨
真僞之意何勞不理之狀者
以前得國解稱被太政官去弘仁四年九月廿
二日符稱交替之日所有官舍正倉器仗池堰

不字　恭無

國分寺神社等破損宜令後任早加修造其料
者作差割留前司生典以上公廨充之如無公
廨者徵用私物仍待修理訖乃許解由者而今
前司之時神郡官舍正倉池堰神社寺（等丁本）之類破
損極多既停刑罸民無怖畏縱有料物難可修
營仍案神祇官去延暦廿年九月廿一日下大
神宮符稱被太政官去五月十四日符稱被右
（神王）大臣宣稱承前神事有犯科被贖罪其毆傷若

重者被清之外依法科罪齋外闘打者依律料
決不在被限又祝祢宜等与人闘打及有他犯
事須科決者先解其任即決罸神戸百姓有犯
失者行齋之外決罸如法立爲恒例者今依此
符官司不預雜務而得決罸國司不得決罸而
不預雜務其上件諸物等延暦之前雖有破損
交替無煩頃年之後一物未修必拘解由而神
祇官空見舊例停刑罪之古未知新格留解由

宣延
宣例

之患遂令國司無威百姓有怨若依小犯必解
郡司補却之勞年無空月給盡郡民更用何人
望請自今以後二郡雜務永預大神宮司交替
分附然則官物有修造之便國司無遷代之煩
仍請處分者令神祇官卜食依國解可行被中
納言兼左近衛大將從三位春宮大夫陸奧出
羽按察使藤原朝臣冬嗣宣奉　勅依卜
弘仁八年十二月廿五日　類聚國史第四

延雜

太政官符
應以伊勢國飯野郡寄　太神宮事
右郡依去仁和五年三月十三日　勅一代之
間奉寄彼　宮大納言正三位兼行左近衛大
將藤原朝臣時平宣奉　勅自今以後永以奉
寄仍須貢物官舍等之類准弘仁八年十二月
廿五日格行之
寛平九年九月十一日

延神

太政官符
應置伊勢大神宮神郡檢非違使事
右依神祇官奏狀稱大神宮司解稱檢非違使
雖在國内非卜食者無入神郡因茲管度會多
氣飯野三箇神郡諸人或犯禁忌或好濫惡訴
訟之輩旧月不絶司勤神事無遑巡察望請神
民之中幹事者充檢非違使一向令糺犯罪之
人但不給俸料准大内人把笏從事者官録解

延神

狀謹請　天裁者權大納言正三位兼行右近
衛大將民部卿中宮大夫菅原朝臣宣奉　勅
依請
寛平九年十二月廿二日
舊闕年月日今據曆本及延經隨筆補已類聚大補任云寛平九年十二月廿二日被始置大神宮司檢非違使

神社公文事
太政官符
應勘造住吉社神財帳三通事
右檢案内彼社神財觸類有數而前來神主等

公上下應有脫字

不勤守掌。雖有遷替、終無勘發。前神主津守公在任之時、多失神財。非只親自犯取、兼然為他所盜。仍加勘責、解却已畢。令被右大臣(藤基經)宣偁、宜仰國宰(郡 林本)國司神主相共勘。撿子細勘錄、每有遷替必造三通、一通進官、一通付國、一通留社。立為恒例、不得遺漏。

元慶三年七月廿二日(三林)

延一神

太政官符

應三年一進諸神祝部氏人帳事

右得伊豫國解稱、撿案內、太政官去貞觀十年九月十四日下當道諸國符偁、貞觀八年四月十一日符偁、去年五月廿五日(三代実錄第十)符偁、右大臣(藤良相)宣、諸社祝部停補白丁、擇八位以上及六十以上人堪祭事者令補之。自今以後立為恒例。但先是置者令終其身者。令諸國所行專忘本符、偏稱氏并神戶、悉擬補課丁、論之政途、事乖公平。大納言正三位藤原朝臣氏宗宣、雖是氏人并神戶、百姓而先盡八位已上及六十已上堪事者。若無其人、乃擬年少。但至稱氏人無蹤(跡 案)實、仍須神主禰宜祝部等氏每社令勘申。細由國司覆撿、造帳申送、永備計會者。國隨符旨、六位以上社祝部氏人帳、每年勘造、附朝集使進官。今件帳期限無程、煩頻勘造。尋(其勘 古本)撿於公、無益。望請官裁、准郡司譜圖一紀一進、以備勘會。謹請

官裁者。從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣、奉　勅、宜三年一進。諸國准此。

元慶五年三月廿六日(三代實錄第卅九)

類聚三代格卷第一

右以本府士神谷克禎所傳寫伴信友校本及吉田神人磨部親成所得而同社鈴鹿氏所藏古本追校訖他卷倣之

聚三代格巻第三

佛事下

上一本

國分寺事　定額寺事

僧綱負位階并僧位階事　諸國講読師事

僧尼禁忌事　家人事

國分寺事

勅、朕以薄徳忝承重任、未弘政化、寤寐多慙、古之明王皆能光業、國泰人樂、災除福至、何修何務能致此道、頃者年穀不豊、疫癘頻至、慙懼交集、唯労罪己、是以廣為蒼生遍求景福、故前年馳驛増飾天下神宮、去年普令天下造釈迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一鋪、并寫大般若經各一部、令春已來至于秋稼、風雨順序、五穀豊穰、此乃徴誠啓願、靈貺如答、載惶載懼、无以安寧、案經云、若有國土講宣讀誦恭敬供養流通此經王者、我等四王常來擁護、一切災障

皆使消殄、憂愁疾疫亦令除差、所願遂心、恒生歡喜者、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、并寫金光明最勝王經妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經、毎塔各令置一部、所冀聖法之盛与天地而永流、擁護之恩被幽明而恒滿、其造塔之寺兼為國華、必擇好處、實可長久、近人則不欲薫臭所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜務存嚴飾、兼盡潔清、近感諸天、庶幾臨護、布告遐迩、令知朕意、又有諸願等條例如左

一　毎國僧寺尼寺各可施水田一十町

一　毎國造僧寺、必令有廿僧、其寺名為金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名為法華滅罪之寺、両寺相去宜受教戒、若有闕者即須補滿、其僧尼毎月八日必應轉讀最勝王經、毎至月半誦戒羯磨、

一諸國置上件寺者毎月六齋日公私不得漁
猟致生國司等恒加撿校
一願天神地祇共相和順恒將福慶永護國家
一願開闢已降先帝尊靈長幸珠林同遊寶刹
一願太上天皇太夫人藤原氏及皇后藤原氏
皇太子已下親王及正二位右大臣橘宿祢
諸兄等同資此福俱向彼岸
一願藤原氏先後太政大臣及皇后先妣従一

位橘氏大夫人霊識恒奉先帝而陪遊淨土
長顧後代而常衛聖朝乃至自古已来至於
今日身為大臣竭忠奉國者及見在子孫俱
因此福各繼前範堅守君臣之禮長紹父祖
之名廣洽郡生通該庶品同解憂悩共出塵
籠
一願若悪君邪臣犯破此願者彼人及子孫必
遇災禍世々長生無佛法處

弘治

天平十三年二月十四日　續紀第十四　東大寺要録
太政官符
應畿内七道諸國々師交替事
右得従四位上守治部卿船王等解偁今聞国
師赴任之日受得官府解任之時國司無状於
理商量寔為未然素緇雖別於政仍同自今以
後新舊交替計會資財同知損益然後与國司
共造帳三通一通僧綱一通三綱一通國司望

請頒下諸国仍以申送者奉　勅宜告国師務
遵行
天平勝寳四年閏三月八日
太政官符
應勤造国分寺并禁犯用寺物事
一諸國々分寺年中所造成物費用財物依實勘
録毎年附朝集使申上即令聞奏
一今聞国分寺封田等物或国曽不充造寺亦

無供養僧而國郡司等非理用盡或國雖有
可用猶不存心唯收藏中空令朽損自今已
後不得更然
一國分寺封并佃稻地子等物宜收納寺家臨
應充用國司共知聽国師處分施行
一毎年奉施三寶物等必依內教充用及封田
并諸財物若有國郡司非理犯用者即解見
任官依法科罸永不任用

以前被大納言正三位藤原朝臣永手宣偁奉
勅如件
天平寳字八年十一月十一日
太政官符
一國分二寺應買賤寺別奴三人婢三人其年
滿六十放免從良若有死闕者依數買塡若
別有身才功能可善者不須待滿六十即須
申官從良買替繁息之後不可更買其價直

者便用寺家封物若誤買悪奴婢必返本主
以三年為畱返之期
一国分二寺田者國司佃収以實入寺下符已
畢自今以後宜付三綱耕營又聞彼田或還
徒費佃功得實甚少如是悪田宜更改易便
以乗田及没官田随近沃美者永奉三寳之
用
一国分尼寺先度之尼十人後度之尼十人合

廿人布施供養同為一法雖甍廿尼之中有
人死闕即依先 勅早滿彼數仍國司國師
共簡定申官待報府行但後十尼者不顧此
例
一國分寺先經造畢塔金堂等或已朽損將致
傾落如是等類宜以造寺料稻且加修理之
以前被右大臣宣偁奉 勅如件
天平神護二年八月十八日

弘治

令應合

勅、諸國々分寺塔及金堂或朽損、由是天平神護二年各仰所司、以造寺料稻隨即令修、而諸國緩怠曾未修造、非唯露穢尊像、實亦輕慢朝命、宜早隨壞修理、不得更怠、又國分僧尼供養除米鹽外曾無優厚、齊會（食古本）之道豈令如此、宜醬酢雜菜優厚供養、其料度者用寺田稻、永為恒例

神護景雲元年十一月十二日

三代格卷三　七

太政官符

應令諸國講師撿挍國分二寺事

右、撿案内、太政官去天平十六年十月十七日勅偁、國師親臨撿挍、務令早成、用粮造物子細勘録、以申綱所、一切諸寺亦復如之者、自茲以降遵行既久、至于延暦十四年改國師稱講師、專任講説、不預他事、堂宇頽壞不存修葺、尊像損汙無情改餝、熟論其理事不容然、令被大納言正三位藤原朝臣園人宣偁、奉　勅、自今以後宜与國司共令依件撿挍、其申送用度并勘解由一依旧例

弘仁[十]三年三月廿日　後紀第廿二

弘治

奉上暦有奉勅三字

太政官符

應五畿内七道諸國轉讀金剛般若經事

右、被右大臣（神王）宣偁、奉為　崇道天皇令永讀件經者、宜使國分僧春秋二仲月別七日存心奉讀之、經并僧數附朝集使言上、其布施者三宝調綿十屯、衆僧各調布一端、自今以後立為恒例

延暦廿五年三月十七日　後紀第十三

三代格卷三　八

貞治

太政官符

應於国分尼寺安居之中令講法花經事

右、被權中納言從三位兼行左衛門督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣偁、奉　勅、國分二

寺初建自遠一則名為金光明護國寺二則号
為法華滅罪寺寂勝法華二部經各十部如法
書寫粧飾蘊櫝及苾蒭々々尼毎寺有其員是
則先帝救世利物之法遠傳于今不朽者也
而頃年所行僧寺安居之會独講寂勝王經尼
寺滅罪之場无説法花妙典兩寺所説法設蔵
用有不同宜仰諸國令講讀師安居之會先於
僧寺講寂勝仁王經次於尼寺講妙法華經庶

貞治

幾无二无三之勝理開示郡國攘災植福之大
善廣被衆庶
承和六年六月廿八日　続後紀第八
太政官符
應令國分并定額寺僧勤六時修行事
右被右大臣藤良房宣偁。先帝創造國分二寺分号
護國滅罪之寺擇苾蒭々々尼殊設嚫施具足
之法又於定額寺雖建立有主本願異趣而擁

有應有不

護國家豈為今別此皆救世利物傳于不朽者
也是以一切刹土常轉法輪百千人天俱蒙解
脱善神満國悪竜出境而頃年講師之擧不允
格意国分之僧還多放逸福田荒而不耕農畝
競而訟利鐘邑絶響六時無聴香火止烟三業
弥倍護國滅罪之理不可焉然抜苦与樂之誠
必須勤慎宜重告知講讀師六時修行同伱定
額寺相共撿察若有遵行者録名言上

弘治

仁壽三年六月廿五日
太政官符
應定國分寺僧死闕替事
右撿案内去天平十四年五月廿八日下畿内
及七道諸國符偁奉去天平十三年二月十四
日勅處分毎國造僧寺必令有廿僧者仍取
精進練行操履可称者度之其雖可称不淂即
度必須數歳之間觀彼志性始終無変乃聴入

道者而國司等不精試練每有死闕妄令得度
令被大納言正三位藤原朝臣是公宣偁奉
勅國分寺僧死闕之替宜當土（寺歟）僧之中擢堪爲
法師者補之自今以後不得新度先申闕状得（待イ）
報施行但尼依旧
延暦二年四月廿八日（續紀第卅七）
太政官符
應自京所入諸國々分寺僧路次充供養幷

傳馬事
右太政官今月三日下七道（五畿及七イ）諸國符偁依太政
官去延暦二年四月廿八日下七道（五畿及七イ）諸國符偁擇
擢京寺之僧補入國分闕而頃年間緇徒去日
唯授公驗不充食馬今被右大臣（藤園人）宣偁印傳之
設本備遞送宜自今以後僧身及童子一人令
充供養公乘者諸國承知依宣行之其給法者
僧日米二升鹽二夕從（徒一本）日米一升五合鹽五撮

貞治

立爲恒例
弘仁七年五月三日
太政官符
應補國分金光明寺僧闕事
右案去天平十三年二月十四日格偁每國造
僧寺必令有廿僧若有闕者即須補滿延暦二
年四月廿八日格偁今国司等不精試練每有
死闕妄令得度理不可然宜死闕之替擢當土（寺歟）

僧之中堪爲法師者補之先申闕状待報符行
之自今以後不得新度者頃年得前件格簡京
諸寺僧心願者補彼闕所右大臣（藤冬嗣）宣奉勅如
聞僧等或重在本寺或喜從師主至于入國分
寺心願者蓋寡矣曰是法會之場僧員不備
先朝之制於茲有闕夫消禍殖福釋教爲本弘
道利物必由其人自今以後心願之外宜擇當
國百姓年紀六十已上心行既定始終無變者

貞治　五下或有以上若五之四字

度之
弘仁十二年十二月廿六日　八史　類聚国史第百八十七
太政官符
應諸國々分寺僧廿口之内令得度年廿五
人事
右得太宰府解偁觀音寺講師傳燈大法師位
光豊牒偁依太政官去弘仁十二年十二月廿
六日符度六十已上之人既以老耄之極始入

甚深之道勤學修行更無如何至於梵唄散花
用音之事令會集者掩口大咲加以三綱之職
事多米鹽修理堂塔料濟供養曽無強堪者破
寺之供莫大於斯望請年廿五以上者五人毎
寺聴度固擇才行嚴糺偽濫死亡之替相續將
度庶幾駐佛日於欲没建法幢於將倒者府加
覆審所陳有實仍請　官裁者中納言兼左近
衛大将従三位行民部卿清原真人夏野宣奉

貞治

勅依請自餘諸國亦宜准此
天長五年二月廿八日
太政官符
應納國庫国分二寺僧尼度縁戒牒事
右得佐渡國解偁被治部省去承和十年六月
十四日符偁被太政官今月四日符偁檢案内
太政官去弘仁四年二月三日下同省符偁右　類聚国史第百八十七
大臣宣奉　勅僧尼有身死并還俗其度縁戒　藤園人

牒早令進省即季終申官毀[illegible]廢[illegible][illegible]以[illegible]
跡法流自澄者而今諸國請補僧尼死闕之[illegible]
不進度縁是猶所司疎略所致也今被大納言
正三位兼行右近衛大将民部卿陸奥出羽按
察使藤原朝臣良房宣偁補国分二寺僧尼之
闕先進度縁然後補之若乖此旨科違勅罪者
令國司等加覆審僧尼度縁或随身遊行他國
或挾姧偽紛失因此死亡之後無由披求望請

準國司任符。続収国庫。其身死補替之日。随即
将進官。謹請　官裁者。同宣。依請。諸國亦宜准
此

承和十一年十一月十五日

定額寺事

乾政官符　諸本云天平宝字元年改乾政官為太政官云々而三年六月可勘之

修治諸寺破壊事

右山階寺玄基法師奏状偁。厳浄國家無過伽
藍。撥却災難豈若佛威。今見國中諸寺。往々頽
落。曽因修治者。伏請仰國司檀越等。毎年漸治
者。奉　勅依奏

天平宝字三年六月廿二日

太政官符

可勘定額寺資財并任三綱事

右被右大臣藤継縄宣偁。奉　勅。諸國定額寺資財者
國司与三綱檀越共検挍處分。其任三綱者依

檀越衆僧請國司覆勘充任。若寺家破壊及有
餘犯失者。推問所擧衆僧檀越等。依法科罪。自
今以後永為恒例

延暦十五年三月廿五日

太政官符

應停定額寺資財帳進官事

右被大納言従三位神王宣偁。奉　勅。准例五
畿内七道諸國定額諸寺資財等帳。附朝集使

毎年進官。自今以後。宜停進。但遷替國司相
続検挍。其國分二寺一依先例

延暦十七年正月廿日

太政官符

禁断王臣諸家称為定額寺檀越事

右被右大臣神王宣偁。諸寺檀越名載流記已入定
額。豈合輙改。如聞五畿内及近江丹波等國愚
闇之徒。假託權勢。以寺私付王臣。即詐稱為檀

弘 治

越遂乃有犯之僧縱任三綱寺田之類恣情責
買吏多奸濫深乖道理宜嚴禁斷依舊改正自
今以後不淂更然若猶不悛錄名言上事緣
勅語不淂疎略
延暦廿四年正月三日 後紀第十三

弘 治

太政官謹奏
右今聞國寺家堂塔雖成僧尼莫住礼佛無聞
檀越子孫惣攝田畝專養妻子不供衆僧因作

訴訟諠擾國郡自今以後嚴加禁斷其所有財
物田園並須國師衆僧及國司檀越等相對檢
挍分明案記充用之日共判出付不聽依舊檀
越專制謹以申聞謹奏奉 勅依奏
靈龜二年五月十七日 續紀第七

弘 治

太政官符
應禁制畿內諸寺除檀越之外王臣家預寺
事

右被右大臣宣偁奉 勅夫功徳之興因心各
別何則或甲搆堂宇乙寧淂爲己是以大少諸
寺每有檀越田畝資財隨分施捨累世相承崇
敬至今如聞王臣勢家不顧本願而追放檀越
改替綱維田園任意或賣或耕各稱己寺還致
損穢宜早下知若有斯類者五位已上錄名奏
聞六位已下禁身進上又縱雖有愚暗檀越尽
擧寺家知意与他而吏既乖道不淂彼此相與

付預其檀越子孫惣攝田畝專養妻子不供衆
僧先禁制訖宜簡其中情存弘道者充之凡此
廢吏勿致疎略
大同元年八月廿二日 後紀第十四

弘 治

太政官符
應禁斷七道諸國諸寺檀越等佃寺田地并
費用雜物事
右被右大臣宣偁奉 勅如聞檀越等種佃寺

貞治

田不納租米或費灯分稻不燃夜灯或貸用錢
物經年不還或駈使牛馬兼役家人如此之流
觸類繁多加以寺山樹木任意斫燃愛憎自由
改補三綱有一於此豈謂檀越從令而後始若
有犯者科違勅罪國司三綱衆僧知而容隱亦
与同罪

大同元年八月廿七日　後紀第十四

太政官符

應令常住寺十禪師共撿校寺家雜務并糺
正監行事

右彼寺十禪師傳灯大法師位願修等表偁件
寺迫近皇城男女多濫仍去天長年中特簡諸
大寺僧始置十禪師尋其本意將誓護國家住
持伽藍而頃年別當三綱主徒混雜各營房舍
必無顧堂塔破損濫行還汚十師望請自今以
後永停別當十師俱理又其綱維者同共推擇

延治

言上任用者大納言正三位兼行右近衛大將
民部卿藤原朝臣良房宣奉
勅依請宜寺家
之事一委十師更相撿察禁督濫行永為將律
之場使務護國之營

承和十四年閏三月八日

太政官符

應令諸寺三綱檀越禁止佚満別當恣犯用
寺家財物事

右右大臣宣凡寺家流例自在三綱檀越相共
行其雜務此外更置別當者尤是為令莊嚴伽
藍而赴擧之日巧稱清廉被補之後治迹希聞
只犯用資財破損堂塔伽藍為墟莫不由斯尋
其意況寔由任秩不立定限遷替無責解由也
曰茲秩以四年為限任終可責解由之吏已存
式文然則諸寺別當等須守制旨能治寺家新
司到日乃收解由而今有聞新司未到之前競

犯件物多利己私專營眼前之為益不顧後日
之取煩若早不加禁遏恐寺家弥致頽損宜早
仰下莫令為然其新司未到之間三綱檀越相
共勤加撿察若或三綱檀越等不勤撿挍令失
財物及己同彼有致違犯者殊處重科曾不寛
宥
貞觀十三年九月七日

延治

太政官符

濫相接為恐當有年上

應師資相傳令領知寺中雜務事

城一本

右得圓成寺牒偁去寛平元年七月廿五日下
治部省符偁彼寺別當權律師法橋上人位益
信申状偁此寺不為僧綱講讀所攝門徒之中
年歯為長大慈悲平等護法勝者以之為首互

首補

為年預令勾當雜務謹請恩裁者左大臣宣奉

源融

勅依請者今撿案内件寺元是故右大臣贈正
二位藤原朝臣氏宗終焉之地故尚侍贈正一

位藤原朝臣繼子發願建斯仁祠太上法皇

淑古本

御宇之間依尚侍付屬令加修造一同御願彼
時亦無大臣之後長大歸道故以寺家委付益
信方今　太上法皇興隆伽藍大少之事惣奉

小乙甲

處分大臣之孫僧通真修學相兼見在寺中然

遍古本

則故僧正益信門徒不可獨領伏望寺中雜事
專隨處分若及後代以御弟子并僧正門徒之
臣苗裔之中年﨟是高衆望在躬者彼此相定

遞令領知又其別當以下之職停止申官隨闕
直補自餘之事惣如前符謹請處分者左大臣

藤時平

宣奉　勅依請
延喜六年九月十九日

貞治

太政官符

應割神封仕丁充八幡彌勒寺事　三箇條 其一一本 二也

右別當觀音寺講師傳灯大法師位光豊等勤
寺講師傳灯大法師位光恵等牒偁件寺元来不

有駈仕。荊棘満庭。無人掃除。況復風雷猛烈。誰
以防護。今有神封仕丁廿四人。望請。割彼六人
永充駈使。以前左近衛大将従三位兼守大納
言行民部卿清原真人夏野宣。奉勅依請
　天長七年七月十一日
太政官符
應令常住肥前國松浦郡弥勒知識寺僧五
人事

貞治　弥本作弥勒知識寺

右得大宰府解偁。観音寺講師伝灯大法師位
光豊牒偁。依太政官去天平廿年十月廿二
日騰勅符。件寺始置僧廿口。施入水田廿町。
自尓以来年代遥遠。緇徒死尽。田寺空存。修行
跡絶。望請。置度者五人。令修治彼寺。即鎮國家。
兼救遊霊者。府依牒状謹請。官裁者。右大臣
宣。宜選心行無変精進不倦堪住持仏法鎮護
國家之僧以令常住。

　承和二年八月十五日
太政官符
應修理鹿嶋神宮寺事
右得常陸國解偁。講師伝灯大法師位安璟牒
偁。検案内。去天平勝宝年中始建件寺。承和四
年預定額寺。須依格國司講師相共検校。而今
此寺雖預定額。無有田園。并修理料。因茲三綱
檀越等不堪修造破損物者。國司熟検旧記。件

貞治

寺元宮司従五位下中臣鹿嶋連大宗。大領中
臣連千徳等。与修行僧満願所建立也。今所有
祢宜祝等是大宗之後也。累代所任宮司是同
氏也。望請。官裁令神宮司并件氏人等永修
理検校。謹請。官裁者。右大臣宣。依請。但令國
司且加検校。若氏人等無力修理者。以三宝布
施充用其料。事須随損即加修理。其所修用物
数附朝集使言上。

治　嗔

天安二年六月十六日

太政官符

諸國定額寺灯分稻可使預講師并綱吏

右被右大臣宣偁、奉　勅、國内庶務觸事繁多、宜其灯分析稻傳預國司使令講師三綱依件出擧省察依例勘之、僧綱亦加檢校、立爲恒例、不得漏失、

大同三年七月四日

治　貞

太政官符

應令四年一進諸國定額寺資財帳事

右撿格所起請偁、太政官去天長二年五月廿五日符偁、勘解由使起請偁、太政官延曆十七年正月廿日格偁、五畿內七道定額寺資財等帳、附朝集使每年進官、自今以後宜待進之、但遷替國司相續撿校者、自余以降不進件帳、令諸國言上不与解由狀、多載部內定額寺資財堂舍無實破損等、夫有司勘吏文書爲本、無其帳何弁眞僞、望請六年一申以擬勘據者、右大臣宣、奉　勅、依請者、凡六年一申爲期、遷替而令秩歷之期改定四年、資財之帳猶指六年、任後申不便勘據、伏望四年一申以適勘會者、中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣、奉　勅、依請、

貞觀十年六月廿八日　三代實錄第十五

治　弘

僧綱負位階并僧位階事

勅、夫僧都良弁、少僧都慈訓、律師法進等奏偁、良弁等聞、法界混一、凡聖之差未著、斷證以降、行位之科始異、三賢十地所以開化衆生、前佛後佛由之勸勉三乘、良知非酬勲庸、无用證眞之識、不差行位、詎勸流宕之徒、今者像教將季、緇侶稍怠、若无褒貶、何顯善惡、望請制四位十三階、以拔三學六宗、就其十三階中三色師位

并大法師位準勅授位記式自外之階準奏授位記式然則戒定恵行非獨昔時經論律旨方盛當今庶幾永息濫位之譏以興敦善之隆良弁等學非渉獵業惟淺近輙以管見略事採擇叙位節目具列別紙

勅省来表知具示其旨勸誡緇徒實應利益分置四級恐致煩勞故其修行位誦持位唯用一色不爲數名若有誦經忘却戒行過失者待衆人知然後改正但師位

等級獨如奏状宜告僧綱知朕意焉

天平寶字四年七月廿三日　續紀第廿三

太政官符

定僧綱位階事

右被右大臣(藤良相)宣偁奉　勅國典所載僧位之制本有三階滿位法師位大法師位是也僧綱凡僧同授此階位号不分高卑無別論之物意實不可然仍三階之外更制法橋上人位法眼和上位法印大和尚位等三階以爲律師已上之位宜法印大和尚位爲僧正階法眼和上位爲僧都階法橋上人位爲律師階

貞觀六年二月十六日　三代實錄第八

太政官符

定威儀法師員事

右得治部省解偁威儀師其員不定比年之間猶有增減望請准法行大僧正時定補六口若

其闕隨即申官者官判依請永爲恒例

延暦五年三月六日

太政官符

定律師以上員數并從儀師數事

僧正一人　大僧都一人　少僧都一人

律師四人　從儀師八人

右造式所起請偁僧尼令云任僧綱律師以上必須用德行能化徒衆道俗欽仰綱維法務者

貞治

所擧徒衆皆連署牒官一任以後不得輙換者
令案此令簡任僧綱直称律師以上不顯其号
及員仍須具載式條以令補闕者大納言正三
位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝
臣冬嗣宣奉　勅宜依件定永為恒例但威儀
師員者依去延暦五年三月六日符

弘仁十年十（二 亦是）月廿五日

太政官符

弘治

傳灯大法師位正儀　年六十（卅一 斉） 﨟卌一　藥師寺
傳灯大法師位延壽　年卌二（卅一 斉） 﨟二十　興福寺
右被右大臣（藤良相）宣偁奉　勅件等僧宜定大威儀
師

天安三年四月廿七日（丙本云本月十五日改元貞観而今曰廿七日未勘）

太政官符
應供養禪師十人　童子廿人　每師二人
師日米二升（三 一本又斉）　童子日米一升五合

（丙本云五人二字恐衍釈書云延暦十七年六月定十大寺）

領應頒

右奉　勅古人云人能弘道非道弘人宜令省
營稲供禪師割正税稲給童子以息乞食之營
其畿内外國者用正税所在國司隨師情願若
米若穎領送住處必使清潔

寶龜三年三月廿一日

太政官符
定僧綱并十五人大寺三綱法華寺鎮等從
僧并可充童子食事

弘治

（玄蕃式僧正従僧五人沙弥四人童子八人云々今按此恐脱一行自餘頗有増損可併勘）
（弘仁應弘福同式興福之外法隆之次有弘福寺今按高市郡川原寺是也）

大少僧都各從僧四人沙弥三人童子六人
律師各從僧三人沙弥二人童子四人
威儀師各從僧一人沙弥一人童子二人
從儀師各從沙弥一人童子二人
大安元興弘仁（福 一本）藥師四天王興福法隆崇福
東大寺西大寺三綱并法華寺鎮二人各沙
弥一人童子二人
以前被太政官今月六日符偁大納言從三位

神王宣偁奉　勅件等綱衆宜從僧數兼給
童子食者省宜承知依件爲之童子各米一升
二合鹽五勺充之自今以後永爲恒例
延暦十七年六月十四日

太政官符
應擇老僧充童子料米事
右被右大臣藤良房宣偁奉　勅宜擇十五大寺僧年
八十已上者日別充童子一人料米一升傳但

停止待後符
仁壽三年二月廿日

弘治

諸國講讀師事
太政官符
應簡任諸國講讀師及相替六年爲限事
右得綱牒偁僧綱案太政官去延暦十四年八月十
三日符偁右大臣藤繼縄宣奉　勅如聞諸國之師任
限六年兼預他事煩以解由自今以後宜改國
師曰講師毎國置一人擧才堪講説爲衆推讓
者申官奏聞然後聽補一任之後不得輙替但

西去 諸應 諸國

讀師者國分寺僧依次請之者今撿諸講師或
身期老死或情無知是則自佚講席何堪誨道
遂使汚法隨罪背師棄資加以當國司等撿掌
伽藍諸寺綱維趍走府廳此非道俗異形臭鳥
殊性之意伏望簡大智而任講師擧少識而補
讀師限以六年爲秩滿期其部内寺寄附件師
然則用人之榮永存媚俗之辱自息謹請處分
者右大臣神王宣奉　勅所以撰用講師特居外任

欽按擧當作擧

者本欲人能弘道教以利民也而今名應簡擢
實非委寄然則昧進之可責豈非採擢之非方
宜准所請折中處分其講師年限一依來請但
淺學之輩未練戒律年少之人時聞違犯宜簡
年卅五以上心行已定始終不易者補之簡才
用讓申官經奏等一同前格若有自事衒賣妄
求僭擧者永從擯出以懲後輩如僧綱受囑擬
情論之其讀師者依舊用之又部内諸寺者講

三代格巻三　卅三

貞治

師國司相共撿挍不得獨恣

延暦廿四年十二月廿五日　後紀第十三

太政官符

應定試業之階補任諸國講讀師事

講師五階　試業　複　維摩立義　夏講　供講

讀師三階　試業　複　維摩立義

右案太政官去延暦廿四年十二月廿四日（五上文）下
治部省符偁僧綱牒偁太政官延暦十四年八

月十二日符偁右大臣宣奉　勅改國師曰講
師毎國置一人擧才堪講説爲衆推讓者申官
奏聞然後聽補但讀師國分寺僧依次以請之
者伏望簡大智而任講師擧少識而補讀師謹
請處分者右大臣宣奉　勅講師依請但淺學
之輩未練戒律年少之人時聞違犯宜簡年卅
五已上心行已定始終不易者補之其讀師者
依舊用之者又案太政官去天長二年五月二

三代格巻三　卅四

日下同省符偁僧綱牒偁撿案内諸國講師夏
中死去無人修法撿知諸事隨且爲怠伏請擇
有能者補任讀師者右大臣宣奉　勅依請者
今被右大臣宣偁補講讀師具存前格而選擧
之日未必其人因去承和四年十一月廿六日
仰僧綱必令盡署加以頃年之例別立五階三
階令補講讀師是協格意量才委任也而今有
司稱格無試業之階任意恣擧少智之輩已非

制旨多陟濫吹凡厥諸國置講讀師者將令邦
家照於戒珠之光天下護於禪行之化若非智
非行如此道何宜自今以後緣件業階俾申補
任

　齊衡二年八月廿三日

太政官符

　應以滿位已上僧擬補諸國講讀師事

右被右大臣（藤良相）宣偁自今以後依件行之

　　貞觀七年四月十五日

太政官符

　應功德安居講為五階中夏講業事

右得法隆寺牒偁撿案內有功德安居官安居
二色講師功德安居講者上宮太子之本願官
安居講者　勝寶感神天皇之本願也昔日僧
等件二色講互當其次則為得業而依聳義眞
人藤津解天長二年以降延曆寺僧為官安居

講師亦來功德一講依次充之即為夏講業而
太政官去齊衡二年八月廿二日符偁補任諸
國講讀（師実）者以五階僧為講師以三階僧為讀師
者有司案此格云所謂夏講已請延曆寺僧專
寺僧等所請功德講是格外之色不可為夏講
業今諸大寺惣有其色成五階業至法隆寺既
無其色何以立業望請件功德講為夏講業下
知所司以為永例然則　先聖本願證於万代

傳灯未學紹於億劫謹請　官裁者右大臣（藤良相）宣
奉　勅依請

　　貞觀二年十月廿五日　（三代實錄第四）

太政官符

　應令天台宗傳弘諸國事

右傳灯大法師位義眞表偁撿案內太政官去
（類聚國史第百七十九）延曆廿五年正月廿二日下治部省符偁攘災
殖福佛教尤勝誘善利生无如斯道夫衆生之

貞治

機或利或鈍故如来之説有頓有漸開門雖異遂期菩提凡諸宗業廢一不可花嚴天台等七宗年分度者受戒之後各試其業依次差任立義複講及國講師者今天台一門已立圓宗大乘三學流轉未周望請別當簡堪為講讀師者各一人每年申官補之令演傳件宗其一任之内每年安居法服施料依先大法師最澄所奏年分之式便即収納當國官舍國郡官司相共撿校將用國内修池溝耕荒廢造船橋殖樹木蒔麻紵之料然則是皇風遠振慧日再明宣揚像教弘闡妙法作菩提之由漸為彼岸之良田謹請 官裁者權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣奉 勅依請

承和二年十月十五日

太政官符

應真言宗僧每年任諸國講讀師事

右被權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣偁奉 勅真言法教雖始行京城而未遍邊境被撰彼宗僧堪講讀及修法者任諸國講讀師依法薫修但其僧不限年臈選堪能者

承和四年八月五日　類聚國史第百七十九但本史不見

貞治

太政官符

應補任大隅薩摩壹岐等國嶋講師事

右得大宰府解偁件二國一嶋司等解偁建國

裁應
府裁

任職大小是同除禍祈福彼此一揆如今此國皆有斯職修正月安居等法而此國嶋既无講讀之職還失鎮護之助加以國分二寺雜物觸類夥多既无綱維令誰主掌望請准諸國例置講讀師仍請裁者府司商量所陳有理望請准據管内諸國博士醫師之例府司於觀音寺与彼講師共簡試部内僧精進練行智德有聞堪任講莚始終无變者將補任之謹請 官裁者

貞治

大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣奉　勅講師依請讀師莫置但安居齋會之日依延暦廿五年三月十七日格以國分寺僧次第請用

承和十一年四月十日　續後紀第十四

太政官符

應置對馬嶋講師事

右得大宰府解偁嶋司解偁依民部省去十月

十六日符停止大隅薩摩對馬壹岐多褹等國嶋講師自尓以降百餘歳徒有嶋分寺曾无修善根空闕六時之鐘聲希見一乘之説法方今大隅薩摩壹岐等國嶋依舊各置講師始勤薫修望請此嶋同亦置講師令修御願其供養析以國官析不任人粮内因准品官每月充籾二斛五斗但法服布施析准壹岐嶋以陸地物被施充者府依解状謹請　官裁者右大臣宣奉

貞治

勅依請但依承和十一年四月十日格以彼府管内之僧選補

齊衡二年十一月九日

太政官符

應置下野國薬師寺講師事

右得彼國解偁撿案内件寺　天武天皇所建立也坂東十國得度者盛萃此寺受戒今商建立之由与大宰觀音寺一揆也而只有別當无

講讀師令國講師勾當雜事求諸故實案觀音由望請准彼觀音寺簡擇戒壇十師之中智行具足為衆所推者充任件職便為授戒之阿闍梨謹請　官裁者右大臣宣奉　勅講師依請任之其秩限并布施供養准國講師用寺家物但讀師臨事次第充用彼寺僧中智行兼備者別當職早從停止

嘉祥元年十一月三日　續後紀第十八

延治　拔格十 先應廿

太政官符

應補安房國講師傳灯法師位增允 年五十三 臈廿九

真言宗東大寺

右得僧綱牒偁、謹検案内、彼國定國分寺已置廿僧、至一修御願、部内僧以為講師、其施供立用官帳明白也。凡擬補諸國講讀師、此僧綱之寂皆據行格式。而今件國来立其例、加以外國浮宕僧者闕修學之勤、遂虧行之操、有何才智淂預講讀。今此增允修學匪懈、智行兼備、堪為國師。望請、始以件僧任彼國講師、令勤修御願。其秩滿後、準諸國例、簡定補任。謹請　官裁者。

右大臣宣、奉　勅依請。

仁和二年六月廿二日

延治

太政官符

應置十一箇國讀師事

山城國　攝津國　伊賀國

參河國　伊豆國　若狹國

加賀國　能登國　越中國

丹後國　淡路國

右得僧綱牒偁、謹案齊衡二年八月廿三日格偁、頃年之例、立五階、三階、令補講讀師、是協格意、量才委任。凡厥諸國置講讀師者、將令邦家照於戒珠之光、天下護於禪定之化、非智非行、如此道何宜。自今以後、縁件階業、俾申補任者、而今至件等國、只補講師、不任讀師、每修御願、以國分寺僧爲之讀師。件僧等既無階業、安有智行。又立用施供、不異正職、加以七大寺外加來立義得業者其數不少、階業之人、八宗是多、補任之國七道數少。或年及七十、僅任読師、或算至八十、被補講師、遂衰老之身、亡於中路者、年之眼、暗於説經。望被補任件等國讀師、以修御願。然則講讀之任、自協格制、修學之輩莫愁

身老謹請　官裁者右大臣宣奉　勅除和泉
志摩飛驒隱岐等國之外依請
延喜三年六月廿日

太政官符
應天台真言兩宗定次擬補諸國講讀師事
右從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣
奉　勅雖天台真言各号有異而冥助潛衛功
驗惟同如聞件兩宗僧等至擬補諸國講讀師

各争宗業已致諠譁論之彼道豈謂乎等夷類
次第相承彼此遞補絕其競情勿令違越縱雖
國有甲乙人有優劣然猶初之講讀以天台共
補後之講讀以真言同任自今以後如此代補
永為常事
元慶五年九月十六日

太政官符
應元慶寺度者經階業并補任年中所闕講
讀師中一人事
右權僧正法印大和尚位遍照奏狀偁伏撿案
内依太政官去元慶元年十二月九日牒旨胎
藏金剛頂止觀業學生等試度受戒其來尚矣
凡授業選人是興法利邦之由也故諸寺皆令
經階業以備器用望請此寺年分僧等複試夏
講於當寺令行之立義一階於延暦寺六月法
花會令行之階業方畢准諸國宗例即敍滿位

既有出身之始豈无擢用之終縱割諸寺之分
頻有人法之煩令案舉用之閑地唯有年闕之
講讀然撿太政官去元慶六年六月三日符偁
年中所闕講讀師者將令僧綱国次薦舉補任
者令案事意年闕不定若无闕之時雖一年空
過而多闕之年應諸綱頻舉緬想　朝恩猶有
餘慶至割一人更有何愁仍須前件年中所闕
之内或講師或讀師最初闕者每年隨割一人

延治

以此寺階業僧依次申官補任然則不減僧綱
恒例之簡定永建當寺授業之始終佛日再中
扶衛　寶祚　聖化遠傳弥鎮國家謹請　恩
裁者正三位行中納言兼民部卿陸奥出羽按
察使在原朝臣行平宣奉　勅依請

仁和元年三月廿一日　三代實録第卌七

太政官符

應以元慶寺有労三綱并久住僧等預階業

補年闕講讀師事

右得権僧正法印大和尚位遍照牒偁依太政
官今年三月廿一日符旨應令此寺年分僧經
階業補任年中所闕講讀師既畢更須依官符
以擧申之而案齊衡二年八月廿三日格偁太
政官去延暦廿四年十二月廿五日符偁右大
臣宣奉　勅簡年卌五以上心行已定始終不
易者補講讀師者如今當寺年分僧等年臈淺

延治

少未合格意爰件僧等或任用三綱日夕奔波
或久住加藍傳灯無倦望請以件等僧令經階
業一如去三月廿一日試年分之符縱雖年臈
已満而未受菩薩大戒者須先令受天台大乘
戒而後經階業但不還本寺又年分僧等待年
臈満相継擧用夫諸宗僧等受戒之後配入七
大寺兼學三業教此寺年分僧獨未有本寺冀
随其意樂令延暦寺及七大寺以兼學諸宗謹

請處分者右大臣宣依請

仁和元年五月廿三日　三代實録第卌七

太政官符

應諸國講讀師階業内通用最勝立義得第
者事

右得治部省解偁謹検天長七年九月十四日　類聚国史第百七十七
格偁中納言從三位行中務卿直世王奏状偁
藥師寺是　浄御原天皇之所建立封物田地

僻施有數僧供雜費觸用有剩而學徒稍多説
法猶少伏請每年設最勝王經講會護國隆法
招彼耆宿立義弘道庶扇彼覺風奉酬先靈
飛此慈雲將延　聖壽者左近衛大將從三位
兼守大納言行民部卿清原真人夏野宣奉
勅依請夫立義者議其優劣便為諸國講師之
試者仍頃年最勝維摩兩會立義者通用為五
階之内行來已久而齊衡二年八月廿三日格

偁試業複維摩立義夏講供講以此五階為講
師之階試業複維摩立義以此三階為讀師之
階者爰或有司論云最勝立義者雖載天長格
階業之通用無在齊衡格比年之例乞頗違格
者因茲件立義者愁吟不斷望請准舊通用令
得並進謹請　官裁者右大臣源多宣奉　勅依請
元慶七年六月二日
太政官符

貞治

應依階業次第簡定諸國講讀師事
右延曆廿四年十二月廿五日齊衡二年八月
廿三日格偁五階者為講師三階者補讀師者
格旨所指不敢乖違而頃年雖果階業者有其
先後而簡定擬補不依次第或傳甲乙薦舉丙
丁或抑耆老推轂年少才不超倫名無叶實昇
降任意愛憎專私如此之漸弥致人愁僧綱寺
寄言本寺不忍糺察怨結之至動詠公庭論之

政途尤是違濫中納言兼右近衛大將從三位
行春宮大夫藤原朝臣時平宣奉　勅自今以
後重仰本寺不亂階業之次簡定擬補其絶望
固辭觸事越次者補任之下具令注牽騰并辭
退抑留之由若僧綱知情不糺殊加科責
寛平七年七月十一日
太政官符
應充八幡弥勒寺講讀師法服布施事　三箇條初文也

延治

右別當觀音寺講讀師傳灯大法師位光豊弥
勒寺講師傳灯大法師位光慧牒偁件寺元無
置講讀師依太政官去年二月一日五月十日
兩度符始被補任望請正月并安居等法服布
施準諸國例始從當年以大神封物被充行者
以前事條如件左近衛大將從三位兼守大納言行民部
卿清原真人夏野宣奉　勅依請
天長七年七月十一日

太政官符
應依實放生事　二條之初条也
右權僧正法印大和尚位遍照奏状偁謹案天
政官去天平寶字三年六月廿三日符偁得唐
曇静法師奏状偁夫蠢々昆蚊誰無畏死振々
羂走咸有愛身故斂生招短命之報救死保長
年之福伏請遍　勅諸國立放生池嚴加禁斷
不許捕漁者奉　勅依請者自尓而降毎國置

弘治

放生田以其穫稻充贖死之資而今聞諸國臨
放生之時兩三日前下符諸郡司百姓等聚不
要之蟲介示國吏之臨視比及數日死者過半
夫放生者所以活欲死之命續當絶之生也今
如所聞名稱放生實似殺生伏望自今以後使
講讀師若部内淨行僧臨漁釣之江海尋田獵
之山林贖懸與於網罟之中救窮獸於弓矢之
下但其贖物者歳始令件等僧一向領之即年

終具注所贖之色附帳言上
以前條事如件右大臣宣奉　勅依請　二條之一
元慶六年六月三日　源多　三代實録第卌二

僧尼禁忌事
詔釋典之道教在甚深轉經唱礼先傳恒規理
事導承不須輒改比者或僧尼自出方法妄作
別音遂使後生之徒積習成俗不肯變正恐濫
法門從是始乎宜依漢沙門道榮學問僧勝曉

弘治

等轉經唱礼餘音並傳
養老四年十二月廿五日　續紀第八
太政官符
僧尼悔過用音事
右奉今月廿六日　勅偁、修善之道、攝心為先、精進之行、正念為本、比年之間、僧尼纖塵妄發哀音鶴送高叫、非但厭俗中之耳、抑亦乖真際之趣、如不改正、何肅法門、宜仰有司、遏彼濫唱

弘治

延暦二年十一月六日
太政官謹奏
垂化設教、資章程以方通、導俗訓人、違彝典而即妨、比年在京僧尼、不練戒律、淺識輕智、巧説罪福之因果、門底壓頭、誑誘都裏之衆庶、内黷聖教、外虧皇猷、遂令人之妻子動有事故、自剃須髮、輙離室家、無懲綱紀、不顧親夫、或於路衢負經捧鉢、或於坊邑害身焼指、聚宿為常、妖訛

成群、初似脩道、終為姧亂、永言其弊、特須禁制、望請京城及諸國、々分遣判官一人、監當其事、嚴加捉搦、若有此色、所由官司、即解見任、其僧尼、一同詐稱聖道妖惑百姓、依律科罪、其犯者、即决百杖、勒還郷族、主人隣保及坊令里長、並决杖八十、不得官當蔭贖、罪状如前、伏聽　勅裁、謹以申聞謹奏、奉　勅依奏
養老六年七月十日　續紀第九

弘治

乾政官符
禁斷私度僧事
右元興寺教玄法師奏状偁、竊惟私度僧者、深乖佛法、更作亡命、伏請、頒下天下、勿住國内、彼此共檢、勒還本邑者、奉　勅依奏
天平寶字三年六月廿二日

弘治

太政官符
禁斷僧尼[illegible]入里舍事

右奉
勅出家之人本事行道今見衆僧多乖 有乙丙丁
法旨或私定檀越出入閭巷或誣稱佛驗詿誤
愚民非唯比丘之不慎教律抑是所司之不勤
捉搦不加嚴禁何整緇徒自今以後如有此類
擯出外國安置有供養定額寺
延曆四年五月廿五日 續紀第卅八
太政官符
禁斷諸尼競入法華寺事

右被大納言正三位紀朝臣古佐美宣偁奉
勅令聞諸尼競入件寺自今以後一切禁斷非
勅處分不得輙入
延曆十六年二月三日
太政官符
應教正僧徒事
右被大納言正三位神王宣偁奉
勅沙門之
行護持戒律苟乖斯道豈曰佛子而今不崇勝

業或事生產周旋閭里無異編戶凡庶以之輕
慢聖教由其陵替非只黷亂眞諦固亦違犯國 同本
典自今以後如此之輩不得住寺以充供養凡
厥齋會勿關法筵三綱知而不糺者與同罪自
餘之禁一依令條若有改過修行者特聽還住
使夫住法之侶弥篤精進之行猒道之徒更起
慚愧之意所司承知立為恒例
延曆十七年四月十五日 類聚國史第百八十七

太政官符
應僧尼犯依令條勘事
右被太政官去六月廿三日符偁撿案內太政
類聚國史第百八十六
官大同元年十月五日下彼省符偁奉勅內
典之門持戒為首苟有犯破誰弘厥道然則道
之盛衰良由其人保護國家莫不率斯故緇徒
之禁具載科條凡在非違準法應勘今得少僧
都忠芬狀偁僧尼行業或不如法即律教中已

設明制禁斷之事請準教旨夫緇素異形内外
殊趣宜依所請仰令遵行但敎人姧盜此是不
輕隨犯還俗一如外法者今右大臣宣奉　勅
如聞頃者僧尼多犯法禁所司專任律教不加
推勘朝憲稍絶爲弊良深宜自今以後僧尼
犯罪不論輕重一依僧尼令勘
　弘仁三年七月十日　後紀第廿二
太政官符

弘治

應許晝日男入尼寺女入僧寺事
右太政官去五月廿八日下左右京五畿内七
道諸國符偁太政官去弘仁三年四月十六日　後紀第廿二
符偁大納言正三位藤原朝臣園人宣奉　勅
僧尼之制更明令條男女之別非無禮法頃者
諸寺僧尼其數寔多外託勝因内虧戒律精進
之行無顯濫犯之状屢聞僧綱顔面不加捉搦
官司寛容無心糺正又法會之時懺悔之日男

女混雜彼此無別非禮之行不可勝論敗道傷
俗莫甚於斯永言其弊理合懲肅宜牒示諸寺
并道場令加禁斷若不遵承輙容受一人已上
者三綱並入者等並科違勅罪所司不糺亦與
同罪其病者可就寺治病并請僧看病者經僧
綱若講師聽其處分檀越有可當寺家雜事者
聽令暫入不得因茲經宿留連其寺家奴婢及
尼寺鎭不在禁限者今被右大臣宣偁奉　勅

迷上恐脱此字

立制之心爲崇法門如聞士女縦慕禮佛怕畏
皇憲不得向寺是以慈悲之道一子猶違圍繞
之場四衆半缺宜在白晝任令出入但至夜時
固加禁止俾彼修善者遂其善迷途者絶其迷
又緇徒志道須勤清靜而或住閭里未免姧穢
凡僧綱講師者僧尼之師表也殷勤教喩誰不
順行自今而後若有此類擧衆白堂咸令懺悔
三告不悛依法還俗自餘之事一同先符

貞治

弘仁九年五月廿九日

太政官符

應禁斷僧不能之行并三綱之外更置雜職事

右撿案内太政官去弘仁十年十二月廿五日下治部省符偁威儀師六人從儀師八人者延曆四年五月廿五日符偁出家之人本事行道今見衆僧多乖法旨或私定檀越出入閭里或

違忩
遺

誣稱有驗詿誤愚民非唯比丘之不慎教律抑是所司之不勤提撕不加嚴禁何整緇徒自今以後如有此類擯出外國者右大臣宣夫僧綱者僧尼之師範也慇懃教喩誰不順從而今綱所從儀僧貝諸寺雜職剩置又大中少鎮撿校目代等之類其數猥雜因是監臨已多勞煩費旀繁此則肆侵格制无意從行若違使巡撿有違犯者據法科罰下知諸寺速令改糺

貞治

承和二年十一月七日

太政官符

應禁制僧俗飲酒及贈物事

右被從三位守權大納言兼右近衛大將藤原朝臣氏宗宣偁奉　勅頃年習俗澆薄飲宴無度損人費物職此之由也是以今年正月廿三日殊施嚴科重加禁止唯為俗人制茲濫費即於僧侶有何嫌疑然恐有破戒濫行之輩違佛

乙丙丁
宜同閒
有禁僧
侶飲酒

教乖王法非因療病妄自飛觴不知有識之嘲無顧護法之猒宜令所司牒示僧綱下知諸寺嚴加禁遏勤致清慎若有違越者必錄其名送所司科罰一如法條又出家之人理無生產唯仰一鉢當有何蓄而今或聞復誡業之時資供豊盈贈遺煩費是以身素清貧無階營設者雖有高才難果其業豈云釈迦之元意緇徒之淅行乎自今而後亦宜同禁猶有懲猶有犯其

及贈物八字自餘如印

弘治

罪準上僧綱三綱知聞不糺及隱忍不言即与
同罪曽不寛宥
貞觀八年六月四日 三代實録第十三

貞治

家人事

勅藥師寺奴婢等年滿六十幷才能勇勤悉從
良

太政官符
天平神護二年五月十一日

三代格巻十二　五十九

應奴婢生益附帳之日令注父母名事

右得勘解由使解偁案延暦八年五月十八日 續紀第卅
格偁案令條良賤通婚明立禁制而天下士女
及冠蓋子弟或貪艶色而姧婢或挟嬌奇而通
奴遂使氏族之胤没爲賤隷公民之徒變作奴
婢不革其弊何導迷方自今以後婢之通良良
之嫁奴所生之子並聽從良其寺社之賤如有
此類亦準上例放爲良人者據検此格須奴婢
相生乃以爲賤方今格出以来殆八十年父奴
母婢所生之子方今格一猶以稀有而今諸國
言上不与解由状注載部内定額寺奴婢無實
逃亡其數不少因捡資財帳多附生益奴婢凡
厥下民爲体不耻名賤詐遁重課謀就軽役爰
知公民之輩求媚婚姻忘黷彼族姧作此賤非
唯違格兼損課調論之政途曼非公平望請彼
格後奴婢爲例顕其父母名若有違犯者依法

三代格巻三　六十

科罪者右大臣 藤良相 宣依請
貞觀五年九月廿五日

類聚三代格巻第三

類聚三代格巻第四

佛事中上

年分度者事

年分度者事

太政官符

應分定年料度者數并學業事

華嚴業二人 並令讀五教指歸綱目 相古本

天台業二人 一人令讀大毗盧舍那經 一人令讀摩訶止觀

律業二人 並令讀梵網經若瑜伽聲聞地

三論業三人 二人令讀三論 一人令讀成實論

法相業三人 二人令讀唯識論 一人令讀俱舍論

右被右大臣宣偁奉 勅攘災殖福佛教尤勝
誘善利生無如斯道但夫諸佛所以出現於世 神王
欲令一切衆生悟一如之理然衆生之機或利
或鈍故如來之説有頓有漸件等經論所趣不
同開門雖異遂期菩提譬猶大醫隨病與藥設
方萬殊共在濟命今欲興隆佛法利益群生凡
此諸業廢一不可宜准十二律定度者之數分
業勸催共令競學仍須各依本業疏讀法華金
光明二部經漢音及訓經論之中問大義十條
通五以上者乃聽得度縱如一二業中無及第
者闕除其分當年勿度省寮僧綱相對案記待 宜把
有其人後年重度遂不得令彼此相奪廢絶度 其下四
業若有習義殊高勿限漢音受戒之後皆令先

必讀誦二部戒本諳案一巻羯磨四分律鈔更
試十二條本業十條戒律二條通七以上者依
次差任立義複講及諸國講師雖通本業不習
戒律者不聽任用自今以後永爲恒例

延暦廿五年正月廿六日 後紀第十三 類聚國史第百七十九

太政官謹奏

應令度者闇誦法華最勝兩經事

佛教流傳必在僧尼度人才行實簡所司比来

出家不審學業多由囑請甚乖法意自今以後
不論道俗所擧度人唯取身才闇誦法華經一
部或最勝王經一部兼解禮佛淨行三年以
上者令得度者學問弥長囑請自休其取僧尼
兒詐作男女令得出家者准法科罪所司知而
不正者与同罪得度者還俗朝議商量具如前
件謹録事状伏聽天裁謹以申聞謹奏
天平六年十一月廿日

奉勅依奏　　續紀第十一
太政官符
應任理試年分度者事
右去延暦廿五年正月廿六日[谷]格云各依本
業疏讀法花金光明二部經漢音及訓經論之
中問大義十條通五以上者乃聽得度縱如一
〻業中無及第者闕除其分當年勿度省寮僧
綱相對案記待有其人後年重度遂不得令彼
此相奪癈絶其業者又式云試年分度者遣音
博士一人就僧綱所令試漢音須随彼格式勤
加課試而今被中納言兼左近衛大將從三位
行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣偁奉
勅頃年如聞愛憎任意選擇失方漢音癈之而
無試太義問之而不精高才含鵾退之歎淺識
懐鴻漸之喜一則違如來之幽禁一則乖皇王
之顯法非唯愁吟切於人心兼復喧訟驚於物

聽不張嚴制何遏枉濫宜下知所司莫令更然
若有積習不悛猶致違越者處之重科不曾寛
宥
貞觀十一年五月七日
太政官符
應令得度年分度者二人事
右被大納言正三位兼行右近衛大將民部卿
陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣偁奉勅

讓持國家利益群生妙法冣勝尤居其先曰茲
自去延暦年中以降一十二人分配五宗使之
得度於是天台花嚴分鑣並驅三論法相擧翅
競飛演說者衆諳誦者寡宜承前十二人之外
妙法蓮花經冣勝王經々別一人毎年聽度隨
業各入在近江國妙法并冣勝等寺其試定者
始從序品盡令諳誦若一句半偈不分明者並
為不第縦二業中無及第者闕如待後歳之能

者

承和九年十二月廿七日　續後紀第十三　類聚國史第百七十九

太政官符

應改試花嚴宗年分度者論疏事

法華經一部 依壬□師疏令讀　冣勝王經一部 依勝法師疏令讀

大乘法界無差別論一巻　花嚴五教三卷

大乘起信論一卷

右得權少僧都傳燈大法師位道雄等牒偁如
來之教有頓有漸所以八宗[redacted]義趣不同而
先師等假法相之疏傳二部之經縁旨歸總自
開簡試之道曰茲本業不勤斯宗將絶望依件
疏誦試年分華謹請　官裁者右大臣宣奉
勅依請

仁壽元年五月廿一日

太政官符

應一據舊例得度者受戒事

右得少僧都法眼和尚位惠運牒偁伏檢舊例
凡有得度者先與度縁次令入寺就中年分度
者經二箇年臨時度者經三箇年令練沙旀之
行然後初聽受戒爾乃毎年三月以前僧綱放
牒諸寺令進當年可受戒者夾名會集綱所治
部玄蕃共勘名籍兼試法花冣勝威儀三部經
即簡定年六十已下廿五以上學得前件三部
經者更牒本寺三箇七日令脩悔過四月十五

日以前定其受戒日請集傳戒大小十師於東大寺戒壇院依教法問十三難并十遮然後令登壇受戒即受戒畢後安置戒壇院差教授師夏月之間令脩學比丘二百五十戒三千威儀誓護國家或在各本寺請依止師細學律相同以誓護其年不滿廿若七十已上并國家不放之人債負之人黄門奴婢之類非是戒器故佛不聽受戒頃年之間非唯忘却舊例兼復違背

佛教或臨受戒日纔下官符新剃頭髮初着袈裟冠幘之痕頭額猶存或十四已下年少之人空有貪名之外謀曽無慕道之中誠皆是未練沙弥之行況於懺悔之事乎加以結番之場競上下而闘乱登壇之次争先後而拏攫遂則罵詈有司陵轢十師濫悪之甚不可勝計夫受得表無表戒名曰受戒於三師七證前殷勤至誠敬礼乞戒之下發得防非止悪之功能名曰表或羯磨之下發得非色非心成佛殊勝之功能名曰無表戒既無至誠礼敬之心安得表戒表戒未得何得無表既不得表無表戒何名得戒登壇已後不學律相故不知持犯不知持犯故不脩安居何稱比丘乎望請惣據舊例兼遵佛教然則緇徒感激濫悪自止戒壇清靜佛法興隆國土之豊樂不期而来内外災障不攘而去謹請　處分者右大臣宣依請

　貞觀七年三月廿五日　三代実録第十

太政官符

　應改定得度者受戒事

右少僧都法眼和尚位益信等奏状偁謹撿貞觀七年三月廿五日格偁故少僧都恵運牒偁撿舊例凡有得度者先与度縁次令入寺就中年分度者經二箇年臨時度者經三箇年令練沙弥之行然後初聽受戒者今出格以降雜經

卅餘年而未有遵行伏案物情二年練行三年練[redacted]未明其由凡撿受戒儀軌沙弥等從師之後發心年久是一練行次於三師七證前受三歸五戒十善畢是二練行次將授大戒而問遮難之日簡捨根闕選留根機然後授之是三練行加以撿本律云授戒以後五年律學度者練行前後共具何必局限二三箇年又提謂經云凡説授戒緣三種所以一者調和四時寒陰故

二者不違日月元陽故三者令就年中數實故受戒緣起勇由祈年禱請豊穰當在歳首望請度者受戒無別年分臨時不經數年練行即聽授戒已授之後一依律文令勤五年律學便於各本寺令課試所學文義具録其由以經三司傳於不朽恒三月內使畢授戒四月中結夏安居祈禱年穀擁護國家伏請　處分者大納言正三位兼行左近衞大將皇太子傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉　勅依請者若度者多數限內不授畢後年三月同共授畢又五年律學之後三司勘知之由具注其状即申送官

寛平七年三月六日

太政官符

應度眞言宗年分者三人事

一金剛頂業一人

應學十八道一尊儀軌及守護國界主陀羅

尼經一部十卷

一胎藏業一人

應學十八道一尊儀軌及六波羅蜜經一部十卷

右二業人應兼學卅七尊礼懺經一卷金剛頂發菩提心論一卷釋〔尊〕摩訶衍論一部十卷

一聲明業一人

應書誦梵字真言太佛頂及隨求等陀羅尼
右一業人應兼學大孔雀明王經一部三
卷
以前太僧都傳燈太法師位空海表偁花嚴天
台律三論法相等七宗之教皆是先代 聖帝
賢臣建立十三大寺賜十二人年分度者廣入
田園利稲充講説經論斯各令分業習學是故
從昔迄今人法欝興師資不絶今真言一宗人

法新起流傳年淺猶漏天恩後学無漏謹案太
政官去弘仁十四年十一月十日符偁右太臣（藤良嗣）
宣奉 勅真言僧五十人自今以後令住東寺
者伏望准彼七宗例蒙賜年分者從二位行太
納言兼皇太子傳藤原朝臣三守宣奉 勅如
來之教廢一不可宜准三密法門每年度三人
承和二年正月廿三日　續後紀第四
太政官符

應試真言宗年分度者學業并定得度日處
事
右少僧都傳燈太法師位真濟表偁 先帝以
去承和二年正月廿三日殊賜年分度者每年
九月廿四日於金剛峯寺試定課業令得度令
如天台業花嚴宗亦被加益伏望准依六度加
度三人即於神護寺寶塔所試業剃髪奉讓
聖躬增長寶壽伏請 天恩允許宣付所司者

權中納言從三位兼行春宮太夫左近衛中將
陸奥出羽按察使藤原朝臣良相宣奉 勅真
言秘教至理幽邃尋其門者空究闡奥挹其流
者難測根源法師志深弘道心在利生曉太法
之未廣憂學徒之猶少寫出欵誠以表慇懃宜
依來請並令得度義也功德攸覃宇内殷富人
物穩快福祚長久宗社遠存宜令所由詳知此
趣但金剛峯寺道程稍遠往復艱險試業阿闍

真福寺所藏官符無大字者是

同書焉下有自今以後立為恒例八字者可從

梨多生疲倦。今須傳法阿闍梨与附（傳イ）法證師三
人。於東大寺不論前後同共二月以前試畢文
義通五以上者以為及第。即具狀申官依例下
符。其分配宗業習讀經論一同。兼和二年正月
廿三日符。但前三人者改先定日。　先帝國忌
御齋三月廿一日。於金剛峯寺度之。後三人者
毎年四月三日。於神護寺度之。受戒之後各住
兩寺。六年之後聽出山焉。行即聽授戒已授之

後一依律文令勤五年律學便於各本寺令課
試所學文義具錄其由以徑三司傳於不朽倶
三月内使畢授戒四月中結夏安居祈禱年穀
擔讓國家伏請　處分者大納言正三位兼行
左近衛大將皇太子傳陸奧出羽按察使源朝
臣能有宣奉　勅依請者若度者多數限内不
授後年三月同共授畢又五年律學之後三司
勘知之由具注其狀即申送官

仁壽三年四月十七日

曰下恐有脫文

寛平七年三月六日

伴本闕十行林本点不加点真福寺所藏官符無者可徵焉

太政官符
應加置眞言宗年分度者四人事
右　太上法皇勅命曰。伏撿案内。眞言宗年分
惣六人。其三人者依太僧都空海上表。去兼和
二年正月廿三日置之。同年八月廿日更亦上
表。於金剛峯寺試之。所謂高野年分是也。其三

人者依少僧都眞濟上表。去仁壽三年四月十
七日置之。即於神護寺寶塔所試之。所謂高雄
年分是也。受戒之後各栖二寺。出山之期。令終
六年。爰二師没後衆論逸起。或謂初稱宗分須
於東寺試之。或執既有本願。何於他處行之。各
有所由時議難定。數遷旦改彼争此愁。遂依權
大僧都益信申請。可於東寺試度之狀。去寛平
九年六月廿六日下符已畢。厥後至今十有餘

聽恐廳

年雖云公議一定更無二論然而不平之聲新聽聞關難抑之訟故山猶滿伏以相尋宗分永付一寺則二師遺跡應令埋沒之悲更隨本願欲返兩山則三審根源恐失興隆之望從顧岐路漸思失遺非申公家何得全濟伏望悬議依件處分舊来六人各返本山之分便於彼山試之新加四口將為東寺之新即於其寺試之仍須一人為胎藏界業令讀六波羅密經十卷一

人為金剛界業令讀守護國界主陀羅尼經十卷各亦加新翻仁王經二卷同為兩部界兼學業二人為聲明業二人為聲明業令讀孔雀經三卷大佛頂真言一卷大隨求真言一卷及十八道真言兼令書梵字其試度之法准例不改實得其人然後則授戒三三之後殊亦加試不闕三十時作法之勤奉為　一人令祈其福增功德於功德金輪化(斎)旅長加善根於善根寶曆之

運無極者左大臣(藤時平)宣奉　勅依御願特置之

延喜七年七月四日

太政官符

應試業年分度者事

右太政官去年六月十一日下治部省符偁傳燈大法師位寂澄表偁夫如来制戒隨機不同衆生發心大小亦別所以文殊䒭盧上座異位一師十師羯磨各別望請天台法花宗年分度

者二人於比叡山每年三月　先帝國忌日依法花經制令得度受戒仍即一十二年不聽出山四種三昧令得修練然則一乘戒定永傳聖朝山林精進遠勸塵劫謹副別式謹以上奏者右大臣(藤冬嗣)宣奉　勅宜依来表者今案式意應試業者先申別當聽彼處分試業已訖亦[redacted]別當三三執奏仍國忌日便令得度不可更經治部僧綱其應試議條一依太政官去延曆廿五年

正月廿六日下治部省符旨於彼寺試得度既
畢別當申官勘籍并与度縁然後下治部省
弘仁十四年二月廿七日
太政官符
應准舊例令受戒事
右得延暦寺牒偁謹案弘仁十四年二月廿七
日格偁傳燈大法師位最澄表偁天台法華宗
年分度者二人每年春三月 先帝國忌日於

比叡山令得度受戒便十二年不聽出山謹副
別式上聞者右大臣藤冬嗣宣奉 勅宜依来表者令
准格文年分得度受戒此長例之事也亦聲聞
僧廻受大戒同載別式立爲恒例是以僧并沙
旀應受戒状申官即被裁下以令受戒而頃年
寺家更申宣旨事既重疊物煩相荐存望請自今
以後准舊例令受戒但進解文二紙一紙留官
下紙下寺以舊爲長例謹請 官裁者中納言

兼左近衛大将從三位行陸奥出羽按察使藤
原朝臣基經宣依請
貞觀十一年四月十六日
太政官符
應令廻心受戒僧進印驗預戒事
右得延暦寺牒偁案祖贈法印大和尚位最澄
去弘仁十年三月十五日所奏年分式偁誠願
天台法花宗年分學生并廻心向大初修業者

授大乘戒將爲大僧即一十二年不聽出山令
修三昧者蒙同十四年二月廿七日官牒偁右
大臣藤冬嗣宣奉 勅宜依来表者令檢案内廻心者
本有所管須請戒之日據於本貫而不持公驗
私来自受見聞往事非無偽濫懲慎將来可省
其驗如當寺戒牒既請官印何以輕忽望請自
今以後在京者待本寺印文并僧綱押署外國
者責講讀師等及國司朋牒式以状言上而後

登壇。然則偽濫自絶、衣珠増光。謹請　官裁。者
左大臣（藤基経）宣。依請。
貞観十六年四月十五日
太政官符
應増加年分度者二人事
右十禪寺傳燈大法師位圓仁表偁、天台宗鑒
心之明鏡、衛國之秘術。　桓武天皇遣使西隣
特令尋訪。先師御命渉海捜来。　聖情崇重衣

賜年分度者兩人。以令修學四種三昧。餘風遠
扇于今継踵。　大行皇帝置新院於維嶺、亦為
先飾前蹤故也。圓仁庇體緇林、志期弘闡、入唐
歴祀、尋教歸朝。幸遇明時、顯揚斯教、擬陳誠素。
龍駕早遷、意願未軗。擧仰無極。然朗月西移、朝
陽東照。兼明之慶、中外同懐。圓仁所求胎藏金
剛并蘇悉地三部大法、教廣義豊、雖粗弘傳、猶
未獲大展矣。　延暦聖皇賜山家年分二人。一

人止觀業、一人真言胎藏業。跨世填遵、各勤其
業。至於金剛界蘇悉地兩部大法、雖令兼學、而
人志有限、教門浩博、稟學之徒未能窮其徽細。
伏望恒例年分度者二人之外、更蒙賜兩人、各
令習學一業。令一人學金剛頂經為業、兼讀法
花金光明兩部經。令一人學蘇悉地經為業、兼
讀法花金光明兩部經。並使精進通文義、嚴試
其業、預得度之例、不出山門、守紀修行、始于我

（或云三十二字恐衍一字）

聖御宇、長為永代之恒式。然則　陛下威德遐
流、塵劫龍宮秘藏、窮奥不遺、所有修傳之洪福、
将用薰資皇祐。伏乞　聖慈特垂明許者。右大（藤良房）
臣宣。奉　勅、圓仁法師遠渉滄溟、求来大教。禪
風浩卓、花躅幽奇。才行之至、天人所歸。實是釋
氏之棟梁、朝家之鎮衛也。勸人弘道、功德無涯。
宜准来表、允其款情。所冀以此功業、廻向大梵
天王三十六天主帝釋天王四方之四王三界

之諸天閻魔法王天神地祇一切護法共成隨
喜咸倍威光冥翊所薫即歸先帝逾增福善
速混菩提復乃覆護國家扶持人物天家快穩
寶祚延長宗社鴻基期無盡而遠存空王正法
化有情而久住宜仰所由明知此意者事須每
年四月三日並令得度自餘事條一同前度之
例

嘉祥三年十二月十四日

太政官符

應依前後格每年春秋各試度年分者六人事

二人依延曆廿五年正月廿六日符所度

一人遮那業　一人止觀業

二人依嘉祥三年十二月十四日符所度

一人金剛頂業　一人蘇悉地業

二人依同年十二月十六日符所度

並止觀業

右得延曆寺座主傳燈大法師位圓珍解偁延
曆末創建天台宗緣事新開年分數少代〻
聖主弘道之故更加四人當寺須准格意簡試
數人取優長者度之而年來八月下旬臨國忌
時召學生六人即加簡試若及第者無復試他
人便度四人為當時分留著二人置明春分爰
修學之徒或嫌不進朝憲所仰何其如此望請

自今以後先格度者起從三月十四日始試十
七日得度後格度者起從八月廿三日始試廿
七日得度然則允競學之詔致後生之勤謹請
處分者中納言藤原朝臣基經宣依請

（言下恐脱兼左近衛大將從三位行陸奥出羽按察使之十七字）

貞觀十一年二月一日

太政官符

應試度延曆寺年分者二人事（度実）

一人奉為賀茂名神可令讀大安樂經一

部卅八卷
一人奉為春日名神可令讀維摩詰所説
經一部三卷
並可加試法花金光明經二部
右十禪師傳燈大法師位惠亮表偁惠亮以去
嘉祥三年　陛下御東宮之日上啓所願已畢又
頃年殊蒙恩感毎降誕日臨時得度于今八箇
年伏冀　天慈幸降恩勅不改素願毎年無闕

下旬於玆叡（比実刊本但古本如今）山西塔寶幢院將試度之然後准
太政官弘仁十四年符令受大戒之後依先師
式十二箇年不出山門一日不闕長講件經利
益名神奉護　聖朝惠亮等師資相兼修此佛
業但件人等得業以後僧中諸事准天台真言
并宗一同用之者右大臣（藤良相）宣奉　勅宜依來表
貞觀元年八月廿八日（三代実録第三　類聚國史第百七十九）
太政官符
應令延曆寺寶幢院別當定行試西塔院年
分度者雜事叓
右去貞觀元年八月廿八日初立試度年分之
例元慶七年十月十一日更置彼院別當是知
院中庶事惣歸伊人而今得別當傳燈大法師
位觀栖申狀偁伏撿案内件年分度者是故太
法師惠亮所申置也彼本誓云於西塔寶幢院
師資相兼永修道業者大法師逝去之後門徒

貧首常濟法師行表尚矣常濟已沒之後西塔
院司并去貞觀三年式牒云西塔院司勾當其
吏然則簡定學生一向可知者爰八僧等惡非
本師之雅意謬以小僧奏為別當令攝院事而
去年西塔院司改革舊例勾當此事既違本懐
亦妨道業望請簡定學生請證師試業師并之
事別當皆定行申送寺家祗候勅使試定并剃
頭令受小戒又八僧闕所撰定被衆推者同申

送寺家被下官符不更經西塔院司又貞觀元
年官符偁件人等得業以後僧中諸事准天台
眞言等宗一同用之者今或僧等論云所學之
宗已是天台也而稱准之其義迂遠如此云爲
其端非一望□依此觀眞言等業行之者右大
臣宣依請抑所以置別當者將令其勇行庶務
而偏執前符却忘後變宜重仰知依件令行

仁和三年三月廿一日

太政官符

應令受戒年分度者事

右得延暦寺去年四月十一日牒偁左辨官今
月九日宣旨偁太政官去三月十五日下治部
省符偁撿舊例年分度者經二箇年臨時度者
經三箇年令練沙彌之行兼試法花最勝威儀
三部經然後令受戒者寺宜依件行之者今案
彼格寔有理致弘道之輩誰不遵行但此寺年
分者惣八人也就中六人是　先皇御願國忌
之日同令得度今二人即　今帝御願臨降誕
之日奉爲賀茂春日兩處名神亦令得度非唯
未度以前練沙彌行各乃受戒以後不出山門
十二箇年愼守公制勤修三昧誓護國家皆是
先師遺誡也先師之戒既異諸宗所有行業不
同他類得業以後何更經年若兩箇年不聽受
戒恐於御願致闕斷歟凡年年試度年年受戒

謂之年分若不尓者亦恐有所闕歟伏冀不違
先師之戒當年受戒則閇山門誓護國家其沙
弥威儀經一准官府試業之日同加試練又雖
臨時度者不必經三箇年何者人有利鈍學有
優劣況有入道之前後練行之淺深乎或幼年
從師修學年深或長後出俗未染法流或入道
如昨才學優長或出家經年身才猶踈得失如
斯何得一准望請才与年長行將齡積之輩准

官符旨先勘度縁。三月之内試三部經。若無擁滯者聽其受戒。縱雖少年而廿歳以上才行兼倫堪為僧者。方加試練同聽登壇。然則玉石同分修學無怠。謹請處分者。右大臣（藤良相）宣。奉勅。年分度者依請。自餘一同去年三月十五日格。

貞觀八年閏三月十六日

太政官符

應加試年分度者二人事

一人為大比叡明神分。大毗盧遮那經業

一人為小比叡明神分。一字頂輪王經業

右延暦寺座主法眼和尚位圓珍表偁。故祖師法印大和尚位寂澄。延暦末年奉使入唐求法。事訖臨廻請當州公憑。且明州主朝議郎使持節明州諸軍事守明州刺史上柱國滎陽鄭審則批判求法目録稱。寂澄闍梨性稟生知之才。来自礼義之國。南登天台之嶺。窮智者之法門。

西泛鏡湖之水。探灌頂之神秘。可謂法門龍象青蓮出池者。然則西朝重我國家稱為礼義之郷。當寺法主大比叡小比叡兩所明神。陰陽不測造化無為。弘誓亞佛護國為心。所傳真言灌頂之道。所建大乘戒壇之檢。祖師創開專頼主神。若不然者何立此業永鎮國家。頃年度僧惣八箇人。其六人者於東塔院春秋試度。惣為鎮國不捐其分。其二人者於西塔院春三月試度。

就中一人為賀茂明神分。一人為春日明神分。主神獨無其分。貞觀二年擬奏斯由。依遠不言。默而至此。自彼以来冥祟稍頻。遂不言者恐神明怒。且夫毗盧遮那經者八万法藏之肝心。陀羅尼教之梁棟也。隨經義釋七百餘紙。文理甚深。局智難會。而舊置年分只是一人。學徒乏少。太道猶哽。又頂輪王經者真言之樞機。法城之門戸也。所以祖師積年耽習甚得咒驗。仍於

延暦天子聖躬不豫之時依經修法奉資寶祚
山家之開泰莫不賴此功是以東西弟子至今
勤修圓珎伏見佛法中興莫過兼和之聖代山
神賽度偏仰當時之鴻慈伏望蒙加度者二人
為兩神之分解地主之結恨增護國冥威即以
三月十七日与元初二人同共試度自餘事條
准延暦弘仁兩朝之格又授戒之後毎日讀金
剛般若經各一卷誓願兩山奉護一天十二年

未恒奏卷數復試之日除金光明經並讀六卷
止觀者中納言從三位藤原朝臣山陰宣奉
勅宜依来表須准去延暦廿五年正月廿六日
格永以行之

仁和三年三月十四日　三代実録第五十　類聚國史第百七十九

太政官符

應四月十五日以前行授戒事

右得延暦寺牒偁被太政官今年三月七日下
當寺牒偁如聞□寺他宗應得度者各就便宜
旁下宣旨直預彼寺授戒論之正道理不可然
太納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅陸
奥出羽按察使源朝臣能有宣奉　勅凡天台
宗年分之外臨時度者寺家具注官符日月依
止師主二月以前直申送官更待符到三月之
内令授戒畢自今以後永為恒例者謹案牒旨
二月言上之制雖限臨時度者而三月授戒之

期未降年分度者若以年分准臨時者授戒之
期太早若令臨時随年分者舊格之旨得宜伏
撿去貞觀八年閏三月十六日格云寺家牒偁
太政官去年三月十五日下治部省符偁撿舊
例年分度者經二箇年臨時度者經三箇年然
後令受戒者然而山家年分既異諸宗得業以
後何更經年九年〻試度年〻受戒謂之年分
若不尒者恐有所闕伏冀依先師式當年授戒

則閉山門誓護國家又雖臨時度者不必經三年縱雖少年而廿歳以上才行兼備堪爲僧者方加試練同聽登壇謹請 處分者右大臣宣奉 勅年分度者依請自餘一同去年三月十五日符者寺依格旨行來無闕又於臨時度者應受戒者皆依宣旨乃聽登壇而今官牒下寺制依宣旨而授戒禁過三月以後授戒官牒之旨最有理致但三月受戒之期於當寺甚早也

所以然者當寺年分惣一十人皆是 先皇御願也就中二人奉爲大小比叡兩神三月十七日試度之二人奉爲賀茂春日兩神三月廿五日試度之然則餘程無幾式月已迫凡年分學生等幼稚離鄉長大住山各勤學業更無他計纔預度例乃求戒具染縫三衣買備一鉢非是當一二日之功授戒何畢三月之内曰是欲令二十人待後年者得度既畢屬神分授戒豈闕年斯望請官裁當寺授戒之事准於貞觀七年三月十五日格四月十五日以前定戒日行之又臨時度者与年分度者同日令受戒並十六日結夏安居鎭護國家者大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅民部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉 勅依請

寛平七年十月廿八日

太政官符

應試度金勝寺年分者二人事

一人奉爲甲賀郡飯道名神坂田郡山津照名神

一人奉爲野洲郡三上兵主兩名神

可試法花經一部八卷冣勝王經一部十卷並法相宗

右得近江國解偁甲賀野洲兩郡解偁謹尋金勝寺之古跡昔有應化聖人号金肅菩薩 朝

庭尊崇黎民歸依。金肅尸解之後。興福寺故傳
燈大法師位頤安。禪居此山。脩練無比。至弘仁
年中奉為國家建立伽藍。於是唱導嚴價都鄙
騰躍。厚休朝恩開此勝地。搆造精舍安置佛像。
別建八宗院書寫一切經論并一千一百部法
花經。朝講法花夕演最勝。号之長講更占一堂
殊定七僧。始從明旦至于晚際。轉讀法花稱之
三昧。於是　兼和聖帝殊降綸旨。施入燈分。即

改金肅賜額金勝。智行者継踵研學者並肩。是
以二時長講逐日無缺。終日三昧守時匪休。今
件甲賀郡飯道名神。坂田郡山津照名神。野洲
郡三上兵主兩名神等。國家所尊崇人民所歸
仰。感山門之精勤為護法之鎮主。吏民之祝必
有感驗。因茲彼寺既作國中郡内攘禍招福之
境亦已久矣。就中三箇郡尤是為近隣常蒙擁
護。故每有災變共仰斯寺。欲使旅増威光以加

冥助殊振神力。而添鎮護。望請速經上奏。為
彼四所名神被賜件二人度者。唯兩郡例輸之
外。每年各加課丁一人。令有調庸之益。所試之
年分者專請京戸之人。不度外土之民。其年分
試業准諸寺例。於彼寺課試。得度之後六箇年
間不出山門。便各轉讀本業經專誓頤彼名神。
鎮衛國家。覆護村邑者。國加覆審事非虚妄。仍
録事狀謹請　官裁者。從三位守權大納言兼

右近衛大將行民部卿菅原朝臣道真宣。奉
勅依請
寛平九年六月廿三日　群書類従第四百十三

太政官符
豐前國八幡神戸人出家事
右奉今月廿二日　勅。件神戸人每年一人宜
令得度入彼國旅勤寺
天平勝寶元年六月廿六日　伴本云、天平感宝元年七月甲午、元為天平勝宝元年。此旨既曰勝宝不審

太政官符

應以高雄寺為定額并定得度經業等事

右正五位下行河内守和氣朝臣真綱等上表偁、昔景雲年中僧道鏡厚僭法王之号、遂懷窺覦之心、遍邪幣於群神、行權諂於佞黨、爰八幡大神痛天嗣之傾弱、憂狼奴之將興、神兵交鋒鬼戰連年、彼衆我寡、邪強正弱、大神歎自威之難當、仰佛力之奇護、乃曰御夢、請使者、有勅

喚臣等故考從三位行民部卿清麿、面宣御夢之事、仍以天位讓道鏡之事、令言大神、清麿奉詔旨向宇佐神宮、于時大神託宣、夫神有大小好惡不同、善神惡淫祀、貪神受邪幣、我為紹隆皇緒扶濟國家、寫造一切經及佛、諷讀最勝王經一万卷、建一伽藍、除凶逆於一旦、固社稷於萬代、汝兼此言莫有遺失、清麿對大神誓云、國家平定之後、必奏後帝、奉果神願、粉身殞命不錯神言、還奏此言、遭時不遇、身降刑獄、遠配荒隅、幸蒙神力、再入帝都、寶龜十一年數奏此事、天皇感歎、親制詔書、未行之間遇讓位之事、天應二年亦奏之、　柏原先帝、即以前詔書普告天下、至延暦年中私建伽藍、名曰神願寺、天皇追嘉先功、以神願寺為定額、今此寺地勢沙泥不宜壇場、伏望相替高雄寺以為定額、名曰神護國祚真言寺、佛像一依太悲胎藏及金

剛界等簡解真言僧二十七人、永為國家修行三密法門、其僧有闕者擇有道行僧補之、又簡貞操沙弥二十七人、令轉讀守護國界主經及調和風雨成熟五穀經等、晝夜更代不斷、其數七年之後預得度例、一則果大神之大願、二則除國家之灾難者、右大臣宣、奉　勅、得度一代之間毎年聽度一人、自餘依請

天長元年九月廿七日

類聚國史第百八十

太政官符
應試度八幡彌勒寺年分者事　五箇條之第二
右別當觀音寺講師傳燈大法師位光豊彌勒寺講師傳燈大法師位光惠等牒偁、謹宗廟鎮社稷、大神之威無二、助神靈增威勢、大覺之德冠一、是以　聖朝建立彌勒寺、度年分一人、以酬彼神靈、理須簡智行者、羯磨剃頭、請師授戒、而兼前官司不經試練、任情度補、法會之遊、

法用有闕、轉經之日、經文訛雜、徒免課役、不曾住持、　聖朝既闕、神感何有、望請、簡住神山若彌勒寺經住者三年已上、六時行道、心行已定之人、講師官司共試讀經、然後度補者、左近衛大將從三位兼守太納言行民部卿清原真人夏野宣、奉　勅依請、
天長七年七月十一日　逸史第卅八

太政官符
應隨闕度補鹿島神宮寺僧五人事
右撿案內、太政官去承和三年六月十五日下治部省符偁、得常陸國解偁、神宮司從八位上大中臣朝臣廣年解偁、去天平勝寶年中、修行僧滿願到來此部、爲神發願、始建件寺、奉寫大般若經六百卷、圖畫佛像、住持八箇年、神以感應、而滿願去後、年代已久、無人住持、伽藍荒蕪、今部內民大部須彌麿等五人、試練讀經、良堪

爲僧、望請、特令得度、住件寺者、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉　勅依請者、今被右大臣藤良房宣、奉　勅、件僧等若有闕者、國司幷別當僧簡定百姓之中堪爲僧者、隨闕度補、但度緣戒牒一准國分寺僧、
嘉祥三年八月五日

太政官符
應海印三昧寺預定額置別當亦定年分度

者事

右權少僧都傳燈大法師位道雄表偁花嚴經宗者毗盧舍那十身佛於海印三昧[之]内普賢文殊等大菩薩常演恒說其本有十此十本之内上中下三本秘在龍宮龍樹菩薩誦出下本流傳人間（闕字）今准圓滿經修海印三昧恒說行願道雄爲修習此道勇鎮護國家山城國乙訓郡本於山峯建立十院於是習學七家八宗業道

修行世間出世行願是十院惣名海印三昧寺凡厥堂塔尊像　皇家建作亦在其中伏望爲定額寺公卿恒爲別當每年例度者二人之外特於此寺度年分二人受戒了則還住此寺一十二年不許出山令修練花嚴三昧一紀之後智行優者當時簡用其座主者師資相傳遏彼競進晝夜演說永不退轉修傳之德廣利有界秘藏之力遠及無邊皇天后土二社神祇共長福業同增威光然則雪山之教久住輪王之化克隆無爲至治与天地相比有情快樂与日月共懸者右大臣（諱良房）宣奉　勅道雄法師思弘聖教之深門慮致國家之利益殊立此一宗創起彼十院所請數事理趣有切宜依来表早以施行者但可試經數幷令得度者依別式

嘉祥四年三月廿二日

太政官符

應得度嘉祥寺[去]年分者三人事

右得大僧都傳燈大法師位真雅表偁夫嘉祥寺者　先帝奉爲　深草天皇所建也舊跡風流宛然在目伏願便於彼寺永賜三人度者教以悉曇文相學以梵字之義是則聲明之業法門之要是故真言宗以此爲要道應學法門其類巨多今取宛要者配於三人也將使一人諳書大佛頂梵字一人諳書太隨求梵字一人諳書

悉曇章梵字亦其讃身則摩由之力殊高存命則尊勝之助寂深即使此三人兼讀太孔雀明王經三巻并佛頂尊勝梵字一道毎年三月上旬試定上件三人當於　今上降誕之日度之其得度之後為持念之僧住嘉祥寺西院轉孔雀尊勝特令弟子之中貫首者永代相兼行此白業者右大臣（藤良房）宣奉　勅宜依来表

天安三年三月十九日（三代実録第二　類聚國史第百七十九）

應改嘉祥寺年分度者為貞觀寺年分事

右得貞觀寺牒偁天安三年三月十九日格偁太僧都傳燈太法師位眞雅表偁件年分三人得度之後為持念之僧住嘉祥寺西院轉孔雀尊勝特令弟子之中貫首者永代相兼行此白業者右太臣（藤良相）宣奉　勅宜依来表者夫貞觀寺建立之初未定其名因茲假嘉祥寺年分即号稱西院今住度者貞觀四年七月廿七日應以嘉祥寺西院号貞觀寺之状下知既訖而年分之号仍舊不改恐後代之人還致疑殆望請　官裁早被改定者従三位守大納言兼左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣宜依件改之

貞觀十四年七月十九日（三代実録第廿二）

太政官符

應改定試度貞觀寺年分者日事

右得彼寺牒偁依天安三年三月十九日格以三月廿五日試度年序已久望請改彼日以十二月四日試度永為恒例謹請　處分者中納言従三位兼行左衛門督源朝臣能有宣奉
勅依請

元慶七年十二月五日

太政官符

應得度安祥寺年分者三人事

試經論

大孔雀明王經一部三卷　大佛頂真言一道

大隨求真言一道　菩提心論一道

右件經論等、度者須先依真言宗誦習而後讀他經論。

妙法蓮華經一部八卷

金光明最勝王經一部十卷

右件經、度者須先習自宗而後兼學。但其論疏、通於七宗之中、任度者之意。其課試之法、各依所兼之宗本法。複試竪義亦復如是。

以前得彼寺牒偁。皇太后宮御願、去仁壽年中初建此伽藍。所願毎年度此三人、代身修道、將除三毒。夫真言教門、諸法之肝心、如來之秘要。凡在佛子、必可修習。仍課度者以為自宗。自餘七宗皆為兼學。度者必須兼學一宗、立此兼濟之道、示彼不別之心。仍試度之後便七年之間、不聽出山、專勤精進。晝則講所兼之經論、夜則念所宗之經呪。又令此度者毎年相次夏中三月、講演法花最勝仁王等經。其講師者寺家簡定、牒送綱所、將令充行。但法花最勝年々相替令講一部。至仁王經毎年加講。住山限滿、當行利他、須准新藥弘福法隆崇福等寺之例、預維摩最勝會竪義之列。其年次者在崇福寺下。

但複以下之業、本寺擬例課試。又毎年至八月起廿一日、盡廿七日、合七箇日、殊奉為　田邑天皇、令修尊勝法。凡厥試度之事、令權律師傳燈大法師位惠運專一勾當。師資相傳、不關別人。其行事者一任寺記。若有臨時應以俗為勾當者、專依寺家所請、不更雜用他人。　先帝平生之日具狀奏聞、許可已畢、未及施行。請也下知彼寺及所司、俾勤遵行、勿致違乖者。右大臣藤良相

宣奉　勅依御願

貞観元年四月十八日　三代実録第二　類聚國史第百七十九

太政官符

應以元慶寺為定額置年分度者三人事

大悲胎蔵業一人　金剛頂業一人

摩訶止観業一人

右法眼和尚位遍照上表偁此寺　中宮有身之日　今上降誕之時至心發願始以草創自

胎恐殆

後堂宇漸擁佛像新成見聞随喜道場正備夫増　寳祚於長代真言之力也消禍胎於未萌止観之道也是以奉祈　仙齡以此冥助修練之誠年月差積方今　皇基肇開万物尚慶道之將隆幸遇此時謹撿案内依去天安三年三月十九日貞観元年四月十八日格嘉祥安祥兩寺各置三人年分望請准彼二寺置件年分遠傳兩宗之玄教永為國家之鎮護其試業經書寺一准天台宗年分毎年十二月上旬特請

典類史　一類史

勅使對讀課試通五以上以為及第即當　今上降誕之日剃頭得度但受戒之儀於延暦寺戒壇令受菩薩大乗戒受戒之後更歸本寺於五大菩薩前使止観業者轉讀仁王般若經真言業者三時念持不斷又為定額寺殊增興隆上誓護　聖期下福利億兆者大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使源朝臣多

力類史　誓護類史

期恐朝

宣奉　勅宜依来表

元慶元年十二月九日　三代實録第卅二

太政官符

應置元慶寺傳法阿闍梨教授真言業年分者事

傳燈大法師位惟首　年六十　﨟卅一　延暦寺

傳燈大法師位安然　年卅四　﨟廿六　同寺

右得権僧正法印大和尚位遍照牒偁謹撿案

内當寺依太政官去元慶元年十二月九日牒
旨毗盧遮那金剛頂摩訶止觀等業各一人毎
年十二月十六日試度矣夫以顯教宗者不簡
授業之師至眞言教若未灌頂者不能讀一句
除非阿闍梨不聽輙傳授所謂毗盧遮那金剛
頂等經尤是眞言之秘藏密教之根本也不置
傳教阿闍梨使誰人傳此教件僧等智行兼資
精進無倦堅持利物之擔漸積傳燈之德年來

就遍照之邊稟學胎藏金剛兩部大法既畢方
今夏臈已積器堪爲師範望請因准延暦寺例
特蒙　處分授傳法阿闍梨位敷演秘教試度
學生謹請　官裁者大納言正三位兼行右近
衛大將皇太后宮大夫陸奥出羽按察使藤
原朝臣良世宣奉　勅依請
　元慶八年九月十九日　三代実録第卅六
太政官符

應令元慶寺度者受戒後六年住寺兼修法
　花阿彌陀等三昧事
右得彼寺牒偁撿案内寺家依去元慶元年十
二月九日官符令毗盧遮那金剛頂兩業度者
於五大尊前毎日念讀不動眞言止觀業度者
轉讀仁王般若爰寺家亦從去寛平元年加法
花金光明等經令惣讀三部經從尒以來件三
人年分者等試度初年如法勤修奉擔　國家

一歳之後移次年人留住遊行左右隨心昨日
出乎凡鄙之郷今日入於眞如之界度脱未幾
自由足連擬之道理事不可然謹撿諸寺例延
暦寺十二年海印寺亦十二年安祥寺七年金
剛峯寺六年得度之後不許出寺各因教法鎭
護國家彼寔報國救世之道也今此寺從去仁
和二年以降所修法花三昧阿彌陀三昧等故
僧正法印大和尚位遍照爲國土豐樂法界利

茲起太政頥所始行也即製花山元慶寺式云両寺各用六箇之僧当十二時輪転遍修所用之僧入局之後出入挙動寺置四至不許他行不指年限専用心願常住之人無採往来不定之客者望請准金剛峯寺例令年分者六箇年間住寺兼修件三昧法然則知恩之思無有懈怠護戒之心自致堅固須縁荘厳 御願之勤重得支持宿檀之便者右大臣（源融）宣奉 勅依請

寛平四年七月廿五日

太政官符

応置仁和寺年分度者二人事

毗盧遮那業一人 摩訶止観業一人

並可兼学法花経一部八巻金光明経一部四巻

右彼寺別当権律師法橋上人位幽仙奏状偁幽仙謹縁 勅命勾当寺家而建立年浅止住人乏何況伽藍在山陵内諸人去来不必内由夫以法不自弘〻之在人〻不孤立□之縁法〻〻人両存乃得興隆凡伽藍者翻衆園是則所以人太衆共住修学仏法者矣如今 聖主陛下近為荘厳山陵遠為興隆仏法建立精舎於山陵奉廻白業於 聖霊廻向之志既期万劫紹隆之誠豈限一代謹検代々御願例皆有年分度者幽仙昔就師縁久住叡山頗以稟学真言

止観等雖未探其深奥而恒致帰命之誠且夫大日経者真言根源秘蔵至極其止観者禅門玄樞恵燭明鏡安鎮国家之基興顕正教之設莫如此二法望請 天裁建斯両宗於件御願寺毎年試練当於 先帝登遐之日授沙弥戒得度之後於天台戒壇受増太戒受戒之後還住本寺昼則令転読金光明妙法花専以護誓聖主宝祚夜則念持弥陁真言等一向奉廻

先帝聖魂件年分僧等中若有才學優長者預延暦寺階業同以向□太乗鎮護國家同以菩薩戒力福利群生謹録事状聴天裁者正三位行中納言兼右近衛大将民部卿源朝臣能有宣奉　勅宜依来奏

寛平二年十一月廿三日

太政官符

應置仁和寺圓堂院分聲明業年分度者一人事

右彼寺別當傳燈大法師位觀賢奏状偁此寺舊被給二人年分一人學天台摩訶止觀一人學眞言毘盧遮那經今件聲明者是即五明其一也諸佛之教以此為本詮名顯義唯在此業況復習梵字轉読眞言義非聲明之精微誰能詳其宗乎望請被加給件一人永為圓堂院之分然則遮那止觀[redacted]依舊奉翊　仁和聖靈

聲明梵文之旨惟新奉祈　禪定法儀其學生可習學者孔雀經三巻大佛頂眞言大隨求眞言佛頂尊勝眞言悉曇字母也此中孔雀經披文奉讀自餘眞言皆可暗誦但選其練學之人課試言上者左大臣宣奉　勅依請

昌泰三年十一月廿九日

太政官符

應置圓成寺年分度者二人並許維摩最勝輪轉竪義事

金剛界業一人　胎藏業一人

右彼寺別當權律師法橋上人位益信奏状偁竊以三尊正智者遣我ゝ之蠛蠓三藏聖教者擯有ゝ之夢庸是以香城折骨顯求法之誠雪嶺投身表聞偈之慶遂使出三界之樊籠踏三身之寶位矣方今欲使顯教之業邈傳於無盡之劫秘密之宗遠扇於不朽之風望請准貞觀

安祥元慶寺例賜度者三人長為年分但其所
業者令二人者專學真言宗之教一人者學法
相花嚴律三論成實俱舍天台七宗之教常住
伽藍練其宗學厥試條者三部經文義及各本
宗論書文義也上件八宗課試並十條通五以
上為得第每年三月試定出家授以三歸五戒
令精進練行待東大寺授戒時乃令受比丘大
戒又准新藥本元興崇福海印寺等例被許維

摩最勝兩會輪轉竪義但年次置於海印寺下
然僧之得業具有五階其試複二業者於圓成
寺真言阿闍梨為首諸宗智者以為證師嚴試
文義碩學成功將進彼會竪義之後即配請去
年所申當寺安居講師前件四階畢者次充傳
法供講便以為弟五階滿畢委録所業經論并
年月日各移本寺附學生帳又以辨吏置俗別
當上件數事不勝丹誠伏聽　天裁者　正三位

行中納言兼右近衛大將民部卿源朝臣能有
宣奉　勅宜依來奏但顯教業度者不在許限
寛平二年十一月廿三日

太政官符
應置淨福寺年分度者二人事
一人天台宗
可讀法花經一部金光明經一部摩訶
止觀經一部

一人法相宗
可讀法花經一部最勝王經一部瑜伽
論一部
右得中宮職解偁謹案　令旨如聞解脫煩惱
究竟涅槃□歸佛理其道不行結緣真如薰修
淨業靡託仁祠其支無階是以至心發願於山
城國葛野郡建立道場有　勅賜額曰淨福寺
下知國司列于定額安置尊像收藏經典施捨

燈分佛僧供修理等之料所住者僧徒老少繼
踵所修者學業師資相傳由是顕密二教相並
令學仍毎年二人可度之状奏聞先訖徃日
太皇太后創建安祥寺年分度者三人試其才
令得度受戒之後歴六年亘夜迄晨轉經誦咒
即複以下業於寺家果之維摩最勝兩會之場
依次竪義傳之不朽今此浄福寺學徒有數成
業無聞思欲被准安祥寺年分度者二人永以

為例建天台法相兩宗各令讀經論三部凢其
複試竪義等之業一同安祥寺之例然則道在
人之弘人賴道而達緣此願力擔讓　聖朝者
仍録事由謹請　官裁者中納言兼右近衛大
將從三位行春宮太夫藤原朝臣時平宣奉
勅依請
寛平八年三月二日

太政官符
應以勸修寺為定額寺并置年分度者二人
事
真言宗聲明業一人
可讀習梵字悉曇及諸書兼學太孔雀
明王經一部三卷尊勝真言一卷十八
道一卷菩提心論一卷卅七尊礼懺文
一卷法花經一部八卷最勝王經一部
十卷仁王經一部二卷

三論宗一人
可讀法花經一部八卷最勝王經一部
十卷仁王經一部二卷中觀論一部四
卷百論一部二卷十二門論一卷
右律師法橋上人位兼俊奏状偁件寺　贈皇
后存生之日為令擔讓　天皇陛下所建立也
而先后坤位永隔陰儀早遷少僧兼俊蒙彼
遺令勾當寺家雖草創之功歎其無遂然林衛

之構追稍有成自尓□降御願尊像有　勅安
置方今修學之徒接影嵐窓祈念之侶連踵苔
徑若癈勸導於當時恐致退轉於後代伏願
天裁准淨福寺例置年分度者二人每年十月
試定所業通五以上以為及第即正月十八日
宸儀降誕之日剃頭授沙弥戒得度之後於東
大寺戒壇受具足戒受戒之後住於伽藍令精
練各本業上擔讓　聖朝下利益國家亦以件

伽藍列之定額不為僧綱并讀講師之所攝者
左大臣（藤時平）宣奉　勅依請
延喜五年九月廿一日
太政官符
應正月御齋會講師給度者一人事
右右大臣（源多）宣奉　勅件御齋會是　先聖之所
始修也德厚利民設齋會之法座慮深護國講
宸勝之經王才名拔萃智德出群請為講師其

来尚矣是即釋門之棟梁法流之舟檝者也宜
給度者一人以代扶老之杖立為恒例
仁和元年閏三月九日　三代実録第卅七　類聚國史第百七十七
太政官符
應賜遣唐使度者事
右彼使奏狀偁渡海之際險難叵虞雖　皇德
所覃自天祐之而利涉之資亦憑冥力望請録
事已上特賜度者各代其身以令精進者被右

大臣（淸夏野）宣偁奉　勅依請
承和二年二月七日

類聚三代格卷第四

右第四卷年分度者部者齋部親成所得古本之殘篇而以村井古巖本伴信友所校本訂正刻之凡輯殘篇者有第四第十四第十五第十六第廿合五卷与今本分卷不同此第四卷當在今本第三卷上第十五第十六兩卷今別刻之第十四第廿之兩卷者在既刻第八第十二之卷中

嘉永五年正月十日

植松茂岳等謹識

弘式

聚三代格卷第五

分置諸國事

定官員并官位事

定秩限事

加減諸國官員并廢置事　附出

定内外五位等級事

交替并解由事

分置諸國事

太政官符

應停攝津職為國司事

右被右大臣宣偁、奉勅、難波大宮既停、宜改（職　伴一本）

藤緒嗣

弘式

職名為國、其二季祿及月料並從停止（宜集）

延暦十二年三月九日

太政官謹奏

割越前國江沼加賀二郡為加賀國事（准中國）

守一人　掾一人　大目一人

少目一人　史生三人　博士一人

醫師一人

右得彼國守從四位下紀朝臣末成等解偁、加

賀郡遠去國府、往還不便、雪零風起、難苦殊甚、

加以途路之中有四大川、毎遇洪水、經日難渉、人

馬阻絶、動□擁滯、又郡司郷長任意侵漁、民懷

寃屈、路遠無訴、不堪深酷、逃散者衆、又部内闊（郡林）

遠、多煩巡撿、官舎之損、農桑之怠、莫不由此、伏

請別建件國名曰加賀國者、夫調琴瑟者終待

改旋之功、行政化者必資權變之道、彼越前國（弛　本）

民俗凋弊、非息何息、境内闊遠、本号難治、臣等

貞式
中三

商量所申、合宜伏聽天裁、謹以申聞、謹奏、聞、

弘仁十四年二月三日

太政官符

加賀國定上國事

右太政官去弘仁十四年三月一日下式部省

符偁、依太政官去二月三日論奏、割越前國江

沼加賀二郡為加賀國、又定中國者、今件國准

諸上國課丁田疇其數差益、被右大臣宣偁、奉

藤冬嗣

弘格二
式上

勅、宜改為上國
天長二年正月十日

太政官謹奏
省大宰府監典各二員置筑前國司事
守一員　介一員　掾一員
大少目各一員
右謹案令條、大宰府帯筑前國、自介已來或別或兼、至延暦十六年又廢國兼府、令得府解偁、

臨交替事細加撿挍、未進調庸并欠兵正税器仗戎具等類毎物有數、此是攝行之日彼此相讓、無心國政之所致也、望請分置官人以為別當、專一其心令濟國務、然則帯國之名不乖令條、欠負之煩絶於國内者、臣等商量、承前府帯之時、或下官符而定別當、或府司相量分置其人、同僚之官兼預國務、勘責雜怠不同比國、望請省大同元年所増監典、便充補國司、庶令所

貞式

守有別各濟繁劇、謹録事状伏聽　天裁、謹以
申聞謹奏聞
大同三年五月十六日　四一本

太政官謹奏
停多祢嶋隷大隅國事
右参議大宰大貳從四位下小野朝臣峯守等解偁、謹撿案内、太政官去二月十一日符偁、件嶋南居海中、以兵乏弱、在於國家良非扞城、又

嶋司一年給物准稲三万六千餘束、其嶋貢調鹿皮一百餘領、更無別物、可謂有名無實多損少益、右大臣宣、奉　勅、宜勘利害言上者、南濵淼々、無國無敵、有損無益、一如符旨、須停嶋隷大隅國、計其課口不足一郷、量其土地有餘一郡、能滿合於馭謨、益救合於熊毛、四郡為二、於事得便者、聖帝登樞、事期濟世、明王布政、理貴適時、臣等商量、昔漢元帝納賈捐之言罷珠崖

重恐置

郡前史以為美談後世稱其英烈雖建國重壇
非無分野而卹民救急猶安州郡況溟海之外
費損如此加以往還之吏漂亡者多運送之民
蕩没不少守無益之地損有用之物求之政典
深乖物議伏望依件停綠以省邊弊伏聽　天
裁謹以申聞謹奏聞
天長元年九月三日

加減諸國官員并廢置事　雜任附出

貞三

太政官符
應親王任國守事
上総國　常陸國　上野國
右撿中納言從三位兼行左兵衛督清原真人
夏野奏状偁設置八省職寮相隷百官守職庶
務俱成一事有闕万事皆緩今親王任八省卿
此人地望素高不得就職無知碎務仍官事自
懈政迹日蕪非是庸愚之所致因地勢使之然

居恐據

也凡官人遷代必署解由至有欠物不免償物
居此之輩見其如此望請點定數國為親王國
迭任彼國身留京都意欲居京官者一兩人將
聽若有守闕者不補他人其料物者納置別倉
支充品親王之要伏聽　天裁者正三位行中
納言兼右近衛大将春宮大夫良峯朝臣安世
宣奉　勅依奏但件等國守官位卑下宜改定
正四位下官以為勅任号稱太守限以一代不
可永例
天長三年九月六日

弘格二　式上

太政官謹奏
定陸奥國官員事
按察使一人　記事一人　守一人
介一人　大掾一人　少掾一人
大目一人　少目二人　博士一人
醫師一人　史生五人　守傔仗二人

右上件官員臣等商量所定如右伏聽　天裁
謹以申聞謹奏聞
　　延暦十七年六月廿八日

貞式中三

太政官符
　應加置陸奥國少掾一員事
右得彼國守從五位下藤原朝臣興世解偁此
國所部多道有司少員春擧秋收事難兼濟望
請加掾一人以濟庶務者右大臣藤良房宣奉　勅依

三代格巻五　七

請
　　仁壽四年八月一日 文徳實録第六

弘八兵

太政官符
　定鎮守府官員事
　　將軍一員　軍監一員　軍曹二員
　　醫師弩師各一員

伴本傍注作内麻呂

右被右大臣藤薗人宣偁奉　勅鎮兵之數減定已訖
其鎮官員數宜依前件

　　弘仁三年四月二日 三伴 後紀第廿二

貞式中三

太政官謹奏
　增加出羽國官員事
　　大少目各一員 元員一人 令加一人
　　　史生四員 元員三人 令加一人
右彼得伴本國守從五位上勲六等少野小乙丙丁朝臣宗成等
解偁此國頃年戸口增益倉庫充實稽于遂初
寔爲殷繁又雄勝秋田等城及國府戎卒未息

三代格巻五　八

關門猶閉配此數處國司少員方今雖干戈不
動邊城靜謐而豺狼野心不可不愼望請准人
數增加官員者聖人垂教沿革在於適時元后
臨民法令貴於便物然則雖設職合官既爕乎
舊典而權宜改易事歸乎財成臣等商量所定
如右伏聽　天裁謹以申聞謹奏聞
　　天長七年閏十二月廿六日

弘格二式上

太政官謹奏

貞式中三

佐渡國令置掾一員

隱岐國令置掾一員

右件兩國僻在邊遠官員乏少居上之人若有事故者則典代之掌印求之道理良不穩便伏乞更置件員以備職務謹錄事狀伏聽　天裁謹以申聞謹奏聞

大同四年二月十九日　後紀第十七

太政官謹奏

三代格卷五　九

量恐宰

加增駿河安藝紀伊三箇國目各一員事

元一員今加一員

右案令條大國大少目各一人上國目一人而檢案内尾張參河豐前豐後等惣廿七箇國並居上國有大少目是則時々議奏所加置也而今件三箇國猶依舊無加國掌執申散用不足因茲計挍田疇編戶与彼諸國無別伏望依件加置以令齊同雖設官分職實有前規而隨時制宜豈關當代臣等商量所定如件伏聽　天裁謹以申聞謹奏聞

仁壽三年六月八日　或本承和三年

貞式中三

太政官符

應加置周防國目一員事

右彼國守從五位下丹墀真人弟梶解偁此國与阿波國共上國而彼國有大少目此國只有一員望請置大少目相濟公務謹請　官裁者右大臣藤良房宣奉　勅依請

嘉祥二年三月廿八日

三代格卷五　十

貞式中三

太政官符

應加置甲斐國目一員事

右得彼國守從五位下少野朝臣貞樹解偁周防阿波等上國皆有大小目而至此國唯置一員衆務斯多從事人少望請准彼兩國加件官員謹請　官裁者右大臣藤良房宣奉　勅依請

貞式
中三

仁壽二年二月廿二日　文徳實録第四

太政官符

應加置下野國掾一員事

右右大臣（藤良相）宣、奉　勅、如聞、此國地勢曠遠、人居疎闊、至于巡檢官員數少、宜加置件員爲大少掾、

天安二年四月十四日　文徳實録第十

貞式
中三

太政官謹奏

應置加諸國介掾事

甲斐國　周防國

右上國令置介

能登國　丹後國　石見國　長門國

土左國（佐一本）　日向國

右中國令置介

飛驒國

右下國令置掾

以前謹案令條、上國有介、中國無介、下國無掾、今件等國或前爲上國、未備介職、或國務稍繁、官員猶少、或長官有故、主典執印、論之政途、事非穩便、伏請甲斐周防新備介職、自餘中國同（同実）置介、下國又置掾、以適變通、但至于安房若狭佐渡大隅薩摩志摩等國、雖有中下之名、不足備介掾職、仍不入此例、臣等商量具件如前、伏聽　天裁、謹以申聞、謹奏、聞、

知格二
式上

貞觀七年三月十九日　三代實録第十二五月十六日條載之但十九日作十月

勅、如聞、頃年諸國博士醫師多非其才、託請得選、非唯損政、亦無益民、自今以後、不得更然、其須讀經生者三經、傳生者三史、醫生者太素甲乙脉經本草、針生者素問針經明堂脉決、天文生者天官書漢晋天文志三家薄讃韓楊要集、陰陽生者周易新撰陰陽書黄帝金匱五行大義、曆生者漢晋律曆志大衍曆議九章六章

周髀宣夜論並應令任用送被任之後所給公
廨一年之分必應令送本受業師如此則有尊
師之道終行教資之業永継國家良政莫要於
茲宜告所司早令施行

天平寶字元年十一月九日　続紀第廿

弘格二
式上

太政官符

應明法生試通六七條任國博士事

右被右大臣藤園人宣偁奉　勅明法出身与他業異

通八已上乃預叙例七條已下皆為不第學者
於是倦罕習其業自今以後宜通件條任國博
士以勸生徒

弘仁四年三月廿六日

貞式
中三

太政官符

應任國博士不限年紀事

右得式部省解偁太學寮解偁彼省去延暦八
年正月廿八日符偁鄉宣奉　勅諸學生等年
不満卅不得任用國博士者寮依符旨循行久
矣今學生等志仰儒風勤求聖教借餘照於隣
壁競分陰於流年功成業畢不免貧寒而　朝
制有限往年不任昔賈誼十八世稱才子漢文
召以除博士不疑十三人号神童魏武聞之拜
議郎唯論人才何拘年歯望請准據前典依件
任用仍請處分者右大臣藤冬嗣宣奉　勅依請

天長元年八月十六日

延格三
式下

太政官符

一應停非受業人任當國博士醫師事　六箇条初也

右諸國史生不任用當土之人及无位之輩
既存憲章件非業博士醫師依度々格責解
由没公廨用四年秩限停受業師料等事一
同史生而至補任偏託令文尚依受業之例
無擁當國之人名与實違事与情乖自今而
後宜件色補任一准史生

以前被右大臣宣偁奉　勅宜令依件遵行
元慶七年十月廿五日　三代實録第卅四

延式中三

太政官符
應大學典藥諸生皆住學舍并鴻儒名醫子
孫依薦擧任諸國博士醫師事
右大納言正三位源朝臣能有宣奉　勅如聞
年来諸國博士醫師從事之間或非其人今須
内藥生年勞一人之外及大學典藥諸生不經

課試者不得輙任之唯皆住學舍頗堪採用者
雖非得試聞以擧補勿令遂作空歸之恨又鴻
儒名醫子孫去親不遠皆實無疑之輩假令不
得傳習祖業特修擧状奏權任然則教授療治
之職無有非業碩德名士之後猶頼餘慶
寛平七年二月一日

貞式中三

太政官符
應省史生二人置博士醫師各一人事

右得大和國解偁撿案内承前之例博士醫師
並補任而依太政官去延暦十六年四月六日
符俱從停止自今以後學道久廢救疾無醫望
請省史生二員依舊永置博士醫師者右大臣
宣奉　勅依請五畿内諸國准之
弘仁十二年十二月二日

貞式中三

太政官符
應補五畿内并志摩伊豆飛驒佐渡隠岐淡

路等國博士醫師事
右被左近衛大將從三位兼守大納言行民部
卿清原真人夏野宣偁奉　勅大學典藥生等
年卅以上不耐遂業者自今以後課試自讀
補上件十一箇國博士醫師庶激無帷之操慰
穿壁之勞但卅歳以下不在此限
天長七年十一月十五日
太政官符

貞式
中三

應傳對馬嶋史生置博士事

右得大宰府解偁嶋司解偁此嶋僻居溟海之外遙接隣國之堺所任之史才非其人爲政之要多蒙滯接陸之國皆備彼任絶域之嶋猶闕此官無師質疑不隣往問縱令諸蕃之客卒尓著境若有書契之問誰以通荅望請特置件博士且以教生徒且以備專對者府加覆審所申有理謹請　官裁者右大臣宣奉　勅宜停史生一員改置博士

藤冬嗣

弘仁十六年三月二日　弘仁畫字十四年六字非逸史在十三年条迭是

太政官符

應補筑後肥前肥後豊前豊後五箇國醫師事

右得大宰府解偁謹案去神龜五年八月九日續紀第十一格云博士者惣三四國一人醫師者每國一人者又寶龜十年六月七日格云太政官去閏五續紀第卅五月廿七日奏偁博士醫師兼國者學生勞於齎粮病人困於救療望請每國各一人並以六考遷替晝聞已訖者夫醫師無國之任者爲有救療之急也今件五ケ國去府之程二日以上七日以下吏民之中頻得病患赴着府下勞受醫藥命在呼吸旦不及夕對治之途豈可如此是千本望請國別减史生一人置醫師一人謹請　官裁者左大臣宣奉　勅宜停减史生以典藥寮學生及第者補之

藤緒嗣

承和十二年七月十七日四件　續後紀第十五

貞式
中三

太政官符

應置陰陽師一員事

右得出羽國解偁太政官去年六月十一日符偁國解偁邊要之事備豫爲本不虞之儲知機爲先此國与陸奧共爲邊戎雖復國有大少官負有降差而至決嫌疑何彼有此無也假令國

内非無恠異占候吉凶曽無其人望請永減史生員殊置陰陽師謹請　官裁者右大臣（藤良房）宣奉　勅依請者而今雜務繁多官員減少望請不省史生置件員但考選俸料准博士醫師者同宣奉　勅依請

嘉祥四年二月廿一日

延八兵

太政官符

應置鎮守府陰陽師事

右得陸奥國解偁鎮守府牒偁軍團之用卜筮尤要漏剋之調亦在其人而自昔此府無陰陽師毎有恠異向國令占往還十日僅決吉凶若有機急何知物變請被言上将置件職者國加覆覈事誠可然望請始置其員令備占决謹請官裁者大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣冬緒宣奉　勅依請

元慶六年九月廿九日

延式上二

太政官符

應改權史生為陰陽師事

右得中務省解偁陰陽寮解偁武藏權史生屋代直行款状偁謹撿案内出羽武藏等國元来無陰陽師而依國解状以陰陽生始置件職出羽号陰陽師武藏稱權史生静尋事意理不可然望請准出羽國号陰陽師者寮依款状申送者省依解状謹請　官裁者從三位守大納言

兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣奉　勅依請

貞觀十四年五月二日

延式上二

太政官符

應減史生一員置陰陽師事

右得下総國解偁此國接近邊要安不忘危不虞之戒非占難决望請減史生員置陰陽師謹請　官裁者右大臣（藤基経）宣奉　勅依請

延式上

貞觀十八年七月廿一日

太政官符

應停史生一員置陰陽師事

右得常陸國解偁、決疑之要必用占筮。望請准武蔵下総等國之例減史生一員置陰陽師。謹請官裁者。右大臣（藤良世）宣奉　勅依請

寛平三年七月廿日

弘格二式上

太政官符

更加大宰府弩師一員事（事林）

右得府解偁、管内公文觸類繁多。見任一人專労勤會、入部都之使遂差他官。至被勘出不堪辨申。望請蒙　天裁労加一人。前件官貞毎年相換、將令向京者。右大臣（藤園人）宣奉　勅宜依請

弘仁五年正月十三日（廿齊五條）

弘格二式

太政官符

應大宰府省史生置弩師事

右得府解偁、去延暦十六年此府弩師永從停廢。不虞之備不可不儲。望請除史生一員永置弩師一員者。右大臣（藤園人）宣奉　勅依請

弘仁五年五月廿一日（旧作十日今依一本又下文）

貞九兵式

太政官符

應補鎮守府弩師事

右撿案内、件弩師寶亀以來式部補任。始自大同二省手補。今被中納言兼左近衛大將從三

位行民部卿清原真人夏野宣偁、奉　勅、文武之職執掌各異。鎮守之官須兵部補。（省遠史）

天長五年正月廿三日

貞式中三

太政官符

應補弩師事（陸奥國　古本）

右得陸奥國解偁、弓馬戦闘夷狄所長、平民數十不敵其一。但至于弩戦雖有万方之獵賊、不當一箭之機發。尤是威狄之至要者也。今在庫

貞式 中三

中弩機牙差誤若有警急何忽調備望請准鎮
守府置件弩師其公廨准一分給更不加擧謹
請　官裁者権中納言従三位兼行左兵衛督
藤原朝臣良房宣奉　勅依請
承和四年二月八日　続後紀第六

貞式 中三

太政官符
應廢史生一員置弩師事
右得大宰府解偁壹岐嶋解偁此嶋所設器仗

之中有弩百脚而無人機調難備非常今新羅
商人往来不絶警固之事不可以暫忘望請廢
史生一員将置弩師仍請府裁者府加覆審所
申有理謹請　官裁者右大臣宣奉　勅依請　藤三守
承和五年七月廿五日

太政官謹奏
廢品官一員
大宰城　正七位上人〔官〕員

右撿案内依去弘仁十四年正月廿九日論
奏停主厨主船始置主城二員而今得大宰
府解偁自停主厨以来例貢御贄并諸供具
事觸類多闕望請省主城置主厨令各得其
所者伏望省大主城永定一員但官位為正
八位上官
置品官二員
主厨一員　正八位上官

右制令之日肇置主厨所掌之職寔在蕃客
加以供御之儲不可闕之而依同前論奏既
從停止伏望依彼府解更置件職
主船一員　正八位下官
右創法之時置主船史而依同前論奏既從
停廢如今得彼府解偁案警固式云簡練舟
檝備於不虞者加以年中例貢絹綿并御贄
別貢物毎年有數仍常雇民船多費正税又

延式上二

遣唐廻使所乗之新羅船授於府衙令傳彼
様是尤主船之所掌者也其大唐通事有職
無掌望請更置主船俾兼通事即充係人令
護其舟然則公家無損職掌有憗者伏望更
置件官令攝兩職
以前太宰大貳從四位上南淵朝臣永河等所
請如件夫觀時革制為政之要樞論代立規格
民之本務是以明主馭俗術非一途哲后治邦

豈拘膠柱臣等商量癈置如右伏聽 天裁謹
以申聞謹奏聞
承和七年九月廿三日 八甲戌　續後紀第九
太政官符
應傳史生一員置弩師事
右得越前國解偁此國西帶大海遠向異方戎
器之具不可暫緩望請被給弩師備之不虞謹
請 官裁者大納言正三位兼行左近衛大將

延式上二

皇太子傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉
勅依請
寛平七年七月廿日
太政官符
應傳史生一員置弩師事
右得能登國解偁此國獨出北海東西不隣若
有非常誰備防禦望請准越後佐渡等國被置
件職者大納言正三位兼行左近衛大將皇太

延式上二

子傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉 勅
依請
寛平六年八月廿一日
太政官符
應省史生一員置弩師事
右得越中國解偁此國有弩無師不習機發若
有不虞卒尓何為望請省史生員置弩師者大
納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅民部

延式上二

卿陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉　勅依
請

延式上二

太政官符
應省史生一員置弩師事
右得越後國解偁此國東有夷狄之危北伺海
外之賊防敵之兵弩是為勝望請省史生員永
置件師教習其道以備不虞謹請　官裁者從

二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣奉
勅依請
元慶四年八月十三日

太政官符
應置弩師一員事
右得佐渡國解偁此國本夷狄之地人心強暴
動忘礼義常好鬪傷望請准出雲隱岐等國置
弩師一員謹請　官裁者正三位行中納言兼

延式上二

民部卿藤原朝臣冬緒宣奉　勅依請
元慶四年八月七日

延式上二

太政官符
應減史生一員置弩師事
右得因幡國解偁被太政官去二月十二日符
偁有堪弩師者擇定言上者因捜求部内黄文
真泉元直宿衛能習弩術望請補之弩師勤備
武衛者從三位守大納言兼左近衛大將行陸

奥出羽按察使藤原朝臣基經宣奉　勅宜減
史生一人依請補之
貞觀十二年七月十九日

太政官符
應停史生一員置弩師事
右得伯耆國解偁太政官去年二月十二日符偁
堪弩師者擇定言上者謹依符旨歴試其術
高市金守誠堪為師望請以件金守補任弩師

延式上二

者從二位守大納言兼左近衛大將陸奥出羽
按察使藤原朝臣基經宣奉　勅依請但停史
生一員永置弩師
　貞觀十三年八月十六日

太政官符
　應以權史生鴈高松雄遷補弩師事
右得出雲國解偁謹案太政官去二月十二日（三代実録第十七）
下當道符偁得大宰府解偁大鳥集于兵庫樓
上訪之卜筮當有隣國兵事者以聞新羅商船
時々到着假令託事商賈來為侵暴怨无其備
恐同慢藏右大臣宣奉　勅居安慮危有國所
先慎禦防蕃安民急務宜仰縁海國勤修武衛
屢加察俾慎作候又作候弩調習以備機急兼
有堪為師者點定言上者今件松雄昔備宿衛
能習兵弩見其才略良堪為師望請遷補弩師
令傳其術秩限六年俸准一分謹請　官裁者

延式上二

從三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽
按察使藤原朝臣基經宣奉　勅宜依請補之
但史生一人待闕停止永補弩師
　貞觀十二年五月十九日（三代実録第十八）

延式上二

太政官符
　應停史生一員補弩師事
右得石見國解偁被太政官去二月七日符偁
津守稲淵去正月廿二日任彼國弩師者國依
符旨任用已畢而今件弩師是新置之職至于
俸料未知據行望請准出雲伯耆等國例停史
生一人充給其公廨謹請　官裁者右大臣宣
奉　勅依請
　貞觀十七年十一月十三日

延式上二

太政官符
　應停史生一人補弩師事
右得隠岐國解偁被太政官去貞觀九年五月

延式上

廿六日符偁新羅凶醜不顧恩義早懷毒心常
為咒咀廼者兆卦之繇數告兵革卜筮之識不
可不慎右大臣宣奉　勅彼國地在邊要掲近
新羅警備之謀當異他國宜早下知殊令警護
者此國素無弩師具又無其師望請省史生任
弩師少大之賊應機討滅謹請　官裁者中納
言兼左近衛大将從三位行陸奥出羽按察使
藤原朝臣基經宣奉　勅依請

貞観十一年三月七日　三代實録第十六

太政官符
應傳史生一人任弩師事
右得長門國解偁此國素置軍團調習兵戎而
有弩機無其師若有不虞何得適用望請傳史
生置弩師謹請　官裁者大納言正三位兼行
皇太子傅藤原朝臣氏宗宣奉　勅依請

貞観十一年十一月廿九日　三代實録第十六但在十二月二日条

延式上二

太政官符
應傳史生一員補弩師事
右得伊豫國解偁夫兵器之要莫先於弩而所
有之弩機牙差誤望請廢史生一員置弩師者
大納言正三位兼行左近衛大将皇太子傅民
部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉　勅
依請

寛平七年十一月二日

延式二

條下恐脱傳字

太政官符
應傳史生一員加置弩師事
右得太宰府解偁謹撿案内格條去弘仁五年
五月廿一日除史生一人置弩師一人若有病
故誰補其闕望請重減史生加置弩師謹請
官裁者大納言正三位兼行左近衛大将皇太
子傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉　勅
依請

延式上二

寛平六年九月十三日

太政官符

應停史生一人置弩師事

右得太宰府解偁，肥前國解偁，凡器仗之威，以弩為本，防衛之要，莫不由斯。望請停史生一員，任弩師者。府加覆審，理誠可然。謹請官裁者。

大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使源朝臣多宣奉　勅依請

元慶三年二月五日

太政官符

應停史生一員置弩師事

右得太宰府解偁，肥後國解偁，此國地接海崖（涯一本），防備隣賊，雖有弩機，無師講（調古本）習。望請省史生置弩師者。府依解状謹請官裁者。左大臣（藤時平也）宣奉

勅依請

昌泰二年四月五日

貞兵九

太政官符

應停對馬嶋史生一員置新羅譯語一人事

右得太宰府解偁，新羅之船，来着件嶋，言語不通，来由難審。彼此相疑，濫加殺害。望請減史生一人，置件譯語者。右大臣（藤園人）宣奉　勅依請

弘仁四年九月廿六日

太政官符

置甲斐國牧監事

右得彼國解偁，此國所領牧与信濃國同，頃年蕃息漸多，繋飼歳倍，牝牡之數于今千余，而至當監（牧之長也）事品秩稍卑，按撿馬政於事無勢。望請准信濃國同置牧監。謹請官裁者。正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良峯朝臣安世宣奉　勅依請

天長四年十月十五日

太政官符

（弘式）

應復舊加置信濃國牧監一員事

右牧監元置二員。而依太政官去天長元年八月廿日符減一員置一員。今被右大臣（藤良相）宣偁。奉勅宜復舊置二員。其歷限并責解由等一依元符

天安二年五月十一日

勅給傔仗[illegible]宰帥八人。大貳四人。其事力及新田并考選並准史生例

和銅元年三月廿二日（號弛第四）

（弘格 上式）

太政官符

加減傔仗員事

陸奥出羽按察使四人（元三人 今加一人）

鎮守將軍二人（減一人 定二人）

右被右大臣（藤内麿）宣偁。奉勅傔仗之數依件加減

弘仁三年四月七日

（延式 二上）

太政官符

應停止遥授陸奥出羽按察使大宰帥等傔仗事

右中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣。奉勅遥授官員不赴彼府。凡其傔仗於事無益。自今以後宜從停止

寛平七年十一月七日

（貞兵 九）

太政官符

應補鎮守將軍傔仗事

右得式部省解偁。補傔仗者此省所掌。夫文武分職。執當殊貫。鎮守將軍兵部所任。傔仗隨則彼省可補。而被拘式目此省獨補。論之理致。可謂相違。望請。件傔仗令兵部省補。然則各守其局。不為違越。謹請 官裁者。大納言正三位兼行右近衛大將民部卿藤原朝臣良房宣。奉

勅依請

承和十四年閏三月廿五日

貞式 中二

太政官符

應置出羽守傔仗一員事

右陸奧出羽邊要之地、獷俗難馴、古來有稱、而陸奧守殊給傔仗、出羽守獨無其員、兵革之事先聲後實、縱有警急何以威之、被大納言正三位兼行右近衛大將良峯朝臣安世宣偁、奉勅、宜准陸奧之例補之

天長五年四月十四日

弘格式 下二

太政官符

應選白丁補大宰府使部事

右撿案内、太政官寶龜四年八月十六日符偁、大宰府使部自今以後宜取外散位補之、若有不堪駈使者選用白丁、不得過廿人者、今被大納言從三位神王宣偁、奉勅、依前員定卌人

延暦十六年四月十三日

弘格 式下三

官員幷官位事

勅、中納言准格正四位上、此則職掌既重而尚少、自今以後宜改為從三位官

天平寶字五年二月一日　続紀第廿三

勅、准令彈正尹者從四位上官、々位已輕、人不敢畏、自今以後改為從三位官、主者施行

天平寶字三年七月三日　続紀第廿二

定官位事　此四字恐應在太政官謹奏次

知兵 細八

太政官謹奏

近衛府

大將一員

右元正四位下官、今定從三位官

衛門府

督一員

右元正五位上官、今定從四位下官

佐一員

右元從五位下官今定從五位上官其左右兵衛等府伏請一准此府

左右兵衛府

令加少尉各一員少志各一員

右件任居禁衛職資警守部統之方無異庶府而官員是少行事稍多伏請加置件員尅理府事其官位者前後一准衛門府

以前雖設官分職令員有限而斟酌閑繁取捨

時宜恒典通論善政所先今者衛府寄隆職務尤重伏請使昇外量品員爵秩相當臣等商量所定具件如前謹録事状伏聽　天裁謹以申聞

謹奏聞

延暦十八年四月廿三日　後紀第八

知中二

太政官謹奏

擬定位階事

内侍司

尚侍二人

右件禄令准從五位今准從三位官

典侍四人

右件禄令准從六位今准從四位官

掌侍四人

右件禄令准從七位今准從五位官

右謹撿令條尚侍者供奉常侍奏請宣傳典侍者若无尚侍代掌宣傳掌侍者雖不得奏請而

臨時處分得預宣傳由茲准量所務是重而准位猶卑禄賜欠少伏望昇進爵級品秩相當臣等商量所定如前謹録事状伏聽　天裁謹以申聞謹奏聞

大同二年十二月十五日　類聚國史第卌

貞式上二

太政官符

改定左右京職大夫官位事

右案官位令正五位上官今被右大臣藤冬嗣宣偁奉

〔弘式格三下〕

勅宜為從四位下官

加仁十三年正月廿六日　類聚國史第百七

太政官謹奏

按察使　令准正五位階祿絁五疋綿五屯布十二端鍬廿口

記事　令准正七位[上]階祿絁二疋綿二屯布四端鍬十五口

右國郡官人漁獵黎元蠹害政法故置件司糺

彈非違肅清姧詐既定官位宜令有祿析其按(請以)

察(按察紀)請准正五位官記事准正七位官給祿謹量(量十五)

〔弘格三仁式下仕〕

議如前伏聽　勅裁謹以申聞謹奏

養老五年六月十日

奉　勅朕之股肱民之父母獨在按察不可同

等宜更加祿一倍仍隨風土所出通融相折餘

依奏自今以後永為恒式　続紀第八

太政官謹奏

應增陸奧出羽兩國按察使位階事

右謹檢案內去養老五年六月十日奏用件官

品准正五位上尒来流行以至今日臣等商量

方面之任威風所存夷囚之侶瞻仰是賴然則

職重階輕管大勢少伏望增階品為從四位下

官將優邊守且鎮物情臣等商量具件如前伏

聽　天裁謹以申聞謹奏聞

加仁三年正月廿六日　後紀第十一

〔弘格三式下〕

太政官符

應改大宰大貳官位事

右被右大臣(神王)宣偁奉　勅准令大宰大貳是正

五位上官自今以後宜改為從四位下官

延曆廿五年二月十三日　後紀第十三

〔貞式上二〕

太政官符

定文章博士官位事

右依去天平二年三月廿七日格置件官貞定

正七位下官今被右大臣(冬嗣)宣偁奉　勅案唐令

國子博士正五品上官其文章博士宜改易前

貞格下
延式

格定從五位下官
弘仁十二年二月十七日
太政官符
應加增竿博士位階事
右得主税頭從五位上兼行竿博士家原宿祢
氏主等解状偁謹案令條音書竿三道博士並
置從七位上官去神龜五年初置律學爲正七
位下官其職田明法四町音書竿各三町因茲
去仁壽元年五月十七日准明法加竿博士職
田惣爲四町至于位階未有加進望請准明法
博士加增位階列明法次謹請官裁者從三位
守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使
藤原朝臣基經宣奉　勅依請
貞觀十三年十二月廿七日

弘格三
式下

太政官謹奏
大外記二人
右二員元正七位上官今爲正六位上官
少外記二人
右二員元從七位上官今爲正七位上官
以前頃年之間前件一官職務繁多觸途忩劇
詔勅格令自此而出至於官品實合昇進臣等
商量改張具如前件謹錄事状伏聽　天裁謹
以申聞謹奏奉　勅依奏
延暦二年五月十一日
続紀第卅八

弘式
下三

太政官符
令定内記四人　恐脱事字
大内記二人
右依舊正六位上官
少内記二人
右定正七位上官
以前右大臣（藤内麿）宣奉　勅如件
大同元年七月廿一日
類聚國史第百七有載中内記之文而闕此事

貞式 上二

太政官符
應増勘解由使官人位階事
長官一員　元從五位官今定從四位下官
次官一員　元正六位官今定從五位下官
判官三員　元正七位官今定從六位下官
主典三員　元從八位官今定從七位下官
右彼使奏狀偁謹撿案内太政官去延暦十七
年七月廿日下式部省符偁被大納言正三位

三代格卷五　卅五

神王宣偁奉　勅使人等職是要重宜依件官
位永賜季祿者然而未嘗有以五位任長官以
六位補次官是實職掌不踈拘放事重之故也
以此觀之拜除已違先符位階猶擾舊例因茲
四位之人還守五位之職五品之輩更居六位
之官論之官位誠不相當使等伏請加增位階
依件被定謹聽　天裁者右大臣宣奉　勅依
請
藤良相

貞式 上二

天安元年十一月十日
太政官符
應定巡察屬官位并預馬䉼事
大屬正八位上官　少屬大初位上官
右得彈正臺解偁依太政官去年十二月廿九
日符新置巡察大少屬各一員而未定官位亦
不預馬䉼望請准例被定官位并預馬䉼謹請
處分者中納言兼左近衛大將從二位行民部

三代格卷五　卅六

延式 上二

卿清原眞人夏野宣奉　勅宜依件定之但馬
䉼給八位官一人䉼
天長四年八月廿八日　類聚國史第百七
太政官符
定修理職官位事　後紀第五
右太政官去延暦十五年七月廿四日下式部
省符偁造宮職官位宜准中宮職但大屬特爲
七位官其馬䉼者少屬已上人別給之又卯仁

延式上二

九年七月十九日府解偁修理職官位馬料季祿
等准廐造宮職者右大臣宣奉　勅件職官位
宜仍舊貫　源能有
寛平三年八月三日
太政官符
應定伊勢大神宮司大少貞并位階事
大宮司一員
右正六位上官

少宮司一員
右正七位上官
以前得神祇官解偁検案内大神宮司元置從
六位官一員而去貞觀十二年更加一員今件
兩司大少無別職掌有同各稱受領交爲争論　同実
甲之所行乙還妨之執論之間政事擁滯望請
定大少貞并位階遷替之日分付受領一准長
官任用者正三位行中納言兼民部卿藤原朝

弘式下三

臣冬緒宣奉　勅依請
元慶五年八月廿六日　三代實録第卅
太政官符
炊部司長官主典官位事
右得齊宮寮解偁件司元長官一人而今改置
長官主典未審官位仍請處分者右大臣宣奉　藤内麿
勅宜准舍人藏部等司官位
大同三年八月三日　後紀第十七

弘格二　式上

太政官符
准陸奥國博士醫師官位事
右被大納言正三位紀朝臣古佐美宣偁奉
勅上件二司自今以後宜准少目
延暦十五年十月廿八日　後紀第五但廿二日己卯條

貞式中三

太政官符
定大宰府明法博士官位事
右得彼府解偁去延暦十八年始置件官而未

弘式上二
和格三

定官位謹請　官裁者左大臣宣奉　勅宜為
從七位下官
天長二年五月廿五日　類聚國史第百七

太政官謹奏
應以坊令准初位官事
右謹案令條左右京職毎條置令一人督察所
部惟人是憑而任居要籍秩无徵俸至于除補
競事辭遁伏望准少初位下官給祿優恤其身

令勤職掌臣等商量如前伏聽　天裁謹以申
聞謹奏聞
延暦十七年四月五日　類聚國史第百七

弘式上
和格三

定內外五位等級事
太政官謹奏
內外五位不合同等事
右謹案官位令外名之興者自正五位上階
訖從五位下階於內相當惣是四階又擢選

令應
合

敘令云凡內外五位以上勅授者准祿令云
五位以上不在食封之例直稱疋屯之數則
知內外之目舊来殊号祿料之色未有處分
禮數等級豈令同科自今以後隨名異秩以
外則別姓高下以內則擇家門地其五位以
上子孫歷代相襲冠蓋相望并明經秀才堪
國家大儒後生袖領者即選內位餘選外位
但得外位後積其功効應入內位者便敘當
位當階不須連延日時其別勅特授不拘此
式

外五位
右考限選敘一依令條其緣神祇官事雖有
卜食者不合差充　伊勢神宮奉幣帛使中臣
忌部不在此限　若因公使應給驛傳者驛馬四疋傳
馬六疋足如非元日有應致敬者內八位外七
位并拜外五位若有步行僧尼忽逢道路者

下馬過去。其毎年進薪以三荷為限。欲令家
人奴婢居住市廛興販即聴。其有断罪行刑
之日。不得乗馬辞決及自盡私家。自餘依令
位禄位田賻物
右内位禄料減半給之。如无故不上經一年
者停給　女減三分之一
位分資人
右外正五位五人。外從五位四人　女亦同

蔭其子事
右外正五位嫡子從八位上。庶子大初位上。
外從五位嫡子從八位下。庶子大初位下。並
嫡子補大舎人并大學生。不得任内舎人。其
庶子補二宮舎人及諸司史生帳内職分資
人等之色。即有犯罪者准犯配決不須蔭贖
父妻　夫亦同
右其父從免課役之例。妻者得外命婦之号

不入朝参之例
以前奉　勅。删定内外五位貴賤差別。臣等商
量具件如前。謹以申聞。謹奏。奉　勅宜依前件
或本有年号
永為恒式
神亀五年三月廿八日　続紀第十
勅。惟王建國制斬冕而旌賢。惟帝念功設爵賞
以御衆。用能翼亮洪基。弼諧鴻業。詳觀列代。咸
皆由之。省去神亀五年。叙五位已上子孫年廿

冠蓋及明經秀才堪為儒者。即叙内位。自餘並
叙外位。積勞入内。其外位禄位田賻物者。給
内位之半。女減三分之一　蔭子之階。正五位嫡子從八
位上。庶子大初位上。從五位嫡子從八位下。庶
子大初位下。並補大舎人。不任内舎人。位分資
人正五位五人。從五位四人。女並同　是所以別内
外差降品秩也。其自外入内。叙當位之階。則優
昇超次僉議未允。至於行刑之日。不聴辞決論

以上恐脱不守

子之科不須蔭贖則貶抑過甚有乖條例如此
事類往々不穏夫五位者班列大夫蔭及子孫
朝庭依重人望斯在而勞級雖貴礼數猶卑褒
德勸人豈令如此古人有言爵不尊祿不重者
不可与爲難犯危以其道未可求之也宜不穏
言條並從除去但位田位祿賻物之數蔭階資
人曰修前例主者施行
延暦十二年正月六日

貞式中三

定秩限事
太政官謹奏
諸國守介四季爲歷事
右謹撿選叙令初位已上長上官遷代皆以六
考爲限慶雲三年二月十六日改定四年大同（続紀第三）
二年十月十九日更據令文弘仁六年七月十（後紀第廿四）
七日復慶雲格天長元年八月廿日令介以上
別處六年之秩夫吏者民之所歸民者吏之所

本頃年良吏之風希聞窮民之憂不息臣等以
爲善人三年尚可勝殘四凶九載難復致功然
則治之能否非年遠近代之清濁賢將不肖伏
望國司之歷因循慶雲一用四年但陸奥出羽
大宰府等僻在千里去来多煩寶龜十一弘仁
七兩年格事近便宜不可改至如廉節可稱無
心顧私之徒不制年限殊待明詔事貴變通朝
施弛張隨時之義大矣臣等商量具件如前伏

貞式中三　還恐遷入恐人

聽天裁謹以申聞謹奏聞
承和三年七月三日
太政官符
應自外官還任京官未須叅入通計前歷事
右得式部省解偁撿式云諸國司及史生博士
醫師秩限未滿或秩滿之後未滿四年更任他
國及遭喪之徒服闋復任者並通計前歷若任
於京官更遷外官及從番上轉職事如此之類

伴本傍注良房

弘格三　弘格三

不可通計前歴者而今備前國守從五位下橘朝臣海雄去年二月十一日遷左少弁未預叅間更復本職欲計前歴已出遷任内官之詔將爲新任未有向京預叅之勞凡爲外國司立其歴限通計前歴者計人功効欲均勞逸而偏依式文更爲新任實非立限之意論之理致甚無公平又交替式云遷代之人必付解由然則非被放還無須預叅錄此言之自非豫叅之徒何

入新任之貫望請雖遷内官未豫叅前吏徃外職通計前歴其浔放還入京豫叅同新任例尚如式文如此則秩限自分勞逸将均謹請　官裁者右大臣宣奉　勅依請

承和十五年三月廿二日（被堤公）　續後紀第十八

太政官謹奏

加増府官及管内諸國司相替年限事

右筑紫大宰遠居邊要常警不虞兼待蕃客所已

有執當遠殊異諸道而官人相替限以四年送故迎新相望道路府國困弊職此之由加以所給厨物其數過多毎年守舊例充給或闕蕃客之儲於事商量甚不穩便臣等望請且停交替新無官人歴任増爲五年然則百姓有息肩之娯庖厨無懸磬之乏謹具録状伏聽　天裁謹以申聞謹奏聞

寶亀十一年八月廿八日　續紀第卅六

貞式上二

前司府吏恐府

太政官符

應鑄錢司秩定六年事

右太政官去天長八年三月五日下式部省符偁大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣奉　勅件司遠置周防赴任之吏不異國司自今以後秩滿解任一准國司但鑄錢師等非此限者今被右大臣宣偁（清原夏野）奉　勅鑄錢司職此異國司四年爲限多累交替宜前

件司 歷吏 誤

貞式上二

司府吏定六年

承和二年三月十五日　二類史

類聚國史第百七本史闕此事

太政官符

應周防國守兼任鑄錢司長官者四年為秩限事

右撰格所起請偁太政官承和二年三月十五日符偁件司遠置周防秩歷之期宜定六年者如今國守為例兼任彼司長官於是國守秩限四年長官歷期六年然則國守秩滿長官名停兩一本格文与更誠有相違伏望令國守帶長官者以四年為限者中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣奉　勅依請

貞觀十一年二月廿八日　伴本據三代實錄作十年六月廿八日

貞式上二

太政官符

應才長上秩六年為限事

鑄錢師一人　作錢形師一人

右得鑄錢司解偁件長上是終身之任无有秩限任此職者名無他望令作鑄之生望在長上守待終身闕恨無所進望請以六年為秩限以勸後生謹請　官裁者右大臣宣奉　勅依請

齊衡二年九月十九日　藤良房

勤恐 勸

貞式上二

太政官符

立施藥院使歷限事

右被右大臣宣偁奉　勅夫歷限任終身人倦　同人

成功令件使毕未立歷秩之限恐有怠懈宜以四年為限

嘉祥三年七月廿六日

貞式上二

太政官符

應乳長上歷六年為限事

右得宮内省解偁典藥寮解偁撿案内難波長柄豊前宮御宇　天皇御世大山上和藥使主福常習取乳術始授此職自斯以降子孫相承

貞式中三

世[此]居此任至今不絶而今終身在職漸致懈
怠望請簡補氏中幹了者以六箇年為限者大
納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察
使藤原朝臣冬嗣宣奉　勅依請
弘仁十一年二月廿七日
太政官符
應鎮守府醫師秩六年為限事
右先例以五年為限今被右大臣（藤良相）宣偁奉　勅

三代格巻五　五十九

延弘

宜改彼例六年為限
貞観八年十二月五日
太政官符
應諸國按非違使立秩限并停補无位人事
右撿案内把笏帯劍威儀不軽糺察追捕職掌
惟重而年来所任不必其人官緫雖卑選何踈
略者大納言正三位兼行左近衛大将皇太子
傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉　勅宜

弘格二式上

自今以後停補无位人并以六年為一秩准職
非永例随時廢置先任之輩秩限満則不待替
人直従解任
寛平六年九月十八日
太政官符
應延陸奥國史生并弩師歴事
右按察使正四位下藤原朝臣緒嗣奏偁謹撿
案内太政官去大同二年十二月二日符偁勅

三代格巻五　六十

弘式上三弘格三

位已上長上官遷代皆以六考為限又國史十（向多本）
一月廿三日符偁史生不改此例者而此國去
京縣遠公廨數少在國殊營防戍歸家既乏路
粮臣請此一國改史生歴六年為限者右大臣
宣奉　勅准西海道諸國五年為限弩師准此
大同五年三月一日
太政官符
應出羽史生并弩師歴五年為限事

右得參議從三位行大藏卿陸奥出羽按察使勲四等文室朝臣綿麻呂奏状偁被太政官去大同五年六月廿二日符偁陸奥國史生之歷宜准西海道諸國五年爲限弩師准之者陸奥出羽倶是邊要望請件人等歷五年爲限者大納言正三位藤原朝臣園人宣奉　勅依請

〔上文作三月一日〕

弘仁三年十一月十五日　後紀第廿二

〔弘式上三　弘格二〕

太政官符

國司并史生歷五年爲限事

右太政官今月十一日下陸奥出羽兩國符偁中納言兼右近衛大將從三位行陸奥出羽按察使勲三等巨勢朝臣野足奏状偁謹撿案内依太政官去弘仁三年十一月十五日符件兩國史生歷任五年爲限而據去年七月十七日論奏四年爲限唯西海一道五年如常愚臣商量邊要之設東西是同伏望兩國司等皆准西海道五年相替廢令忘遠路之疲專邊守之勤者右大臣宣奉　勅依請（藤園人）

弘仁七年正月十二日

〔弘兵〕

太政官符

弩師歷任五年爲限事

右太政官今月十一日下陸奥出羽兩國符偁中納言兼右近衛大將從三位行陸奥出羽按察使勲三等巨勢朝臣野足奏状偁謹撿案内

依太政官去弘仁三年十一月十五日符兩國弩師歷任五年爲限而據去年七月十七日論奏四年爲限唯西海一道五年如常愚臣商量邊要之設東西是同伏望兩國弩師皆准西海道五年相替廢令忘遠路之疲專邊守之勤者右大臣宣奉　勅依請（同人）

弘仁七年正月十二日

〔延式上二〕

太政官符

應諸國弩師秩限一准史生事
右得式部省解偁檢案内弩師之興始自邊要
陸奧出羽大宰府及壹岐對馬皆准史生限五
年伯耆隱岐二國亦准史生限四年而因幡出
雲長門等國偏國解徒限六年伏尋物情陸奥
出羽之在絶遠尚限五年因幡出雲之居中國
何得六年求之物情竊所不安望請件等弩師
一准史生以為秩限望請官裁者正三位行中

納言兼右近衛大将皇太后宮大夫藤原朝臣
良世宣奉　勅依請
元慶二年二月三日

貞式 中三

交替并解由事
太政官符
應令權任官長待受領之人事
右得勘解由使解偁檢案内太政官去嘉祥元（続後紀第十八）
年十二月十四日下諸國符偁權官秩滿年終

待所司申下解任符其延歷者更不下符而或
漏失不行使人致疑或稽延未到於事成累誠
遷替之限憲章已明至於權任何煩仰下右大（藤良房）
臣宣奉　勅宜停下符直令去任唯獨為官長
者可待受領之人若介在任便即勘付者據檢
此格事不穩便何者一國之政上下共行勘知
之後更有何疑而長官秩滿之日勘付同任之
介事乖法式理不可然望請雖介在任至獨為

官□者待受領之人謹請　官裁者中納言從
三位兼行左近衛大将藤原朝臣基經宣奉
勅依請
貞觀九年十一月十一日（三代實錄第十四）

延 雜

太政官符
應内外官交替限内量付領并所執寫署程
事
右交替之政式文具存分付受領前後無爭而

頃年人心多岐導行失旨或新司造不与解由状限日促近乃示前司々々無程所執不進其署因茲争論自發經年成煩人多愁訴政致擁滞中納言兼右近衛大将従三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣奉勅自今以後宜六分交替之程四分為付領之期一分為所執之程一分為繕寫署印之限然則彼此無訟公務不滞

寛平七年七月十一日

太政官符

應聽交替一度延期事

右國司交替不論大小皆定百廿日令終其付領是乃朝章盡一牧宰奉法之意也而前後司稱有病故申延期状事不獲已時聽所請國宰偏憑申請之被許還忌交替之有限遂使五六箇度頻經言上論之公途理不可然者左大臣（藤時平）宣奉勅若有申請須聽一度在京諸司外宜

弘兵

准此

延喜二年三月十三日

太政官符

諸國所申交替之政延期解文事

右承前之例前件解文収於解官即仰於省令被大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣偁宜自今以後辨官判下於省

弘式

弘仁九年六月十三日

太政官符

應進解由事

右被右大臣宣偁奉勅如聞在京諸司紛失公文不撿孔目或館舎破損或公廨欠失自今已後遷替之人須責解由其件三色之物付分受領過限等類准状科罪一同國司自今以後永為恒例

弘 式

擬恐 擬

大同四年十一月十三日 五政 類聚國史第八十

太政官符

應收解由事

右太政官去大同四年八月廿九日下彼省解由様云、得替解任遷任遭喪卒死等類、若乖違者必擬却者、頃年省勘一守此格、今撿案内、諸國司等任符之例、只錄後司、不注前人、因茲在外之官、不知前寧之遷至、於解由猶注解任、責以違様遂從勘返、改正之間徒移日月、蒙奪職祿、今被右大臣藤園人宣偁、務崇簡易、古今通論、宜諸司遷他國及京官之人解由者、解遷兩字相通收之

弘仁七年五月十五日

太政官符

畿内七道諸國司解由状事

右案公式令云、官人判事案成、自覺不盡者聽舉牒追改、又名例律云、公吏失錯自覺舉者原其罪、因茲准量、雖前司既得解由、後人若不盡而覺舉者、無妨追返、頃年所行、良無法意、而撿去延暦廿三年勘解由使所奏交替式云、新任國司撿物違法、令須交替之日欠負之物、令細捜勘一度申畢、若有遺漏事、須覺舉、一舉之後不許更申、如猶不謹再三追申、此乃受領之後更致欠損、仍須物徵後人、罪同前格、以此觀之交替之日、須一覽舉、与解由後、寧不可舉、然則使奏之日、已破法意、破法之後、何乖式旨、今被右大臣内丸宣偁、奉 勅、隨時制宜、古來攸同、自今以後、覺舉之事、一依式例、若与解由之後、猶有遺漏雜事、即罪署人、兼令填償其前任、勘付新司受領、務從精細、勿致疎畧

大同四年二月二日

弘 雜

太政官符

應前後國司共署不与解由狀事

右得山陰道觀察使近衛中將従四位下安陪朝臣兄雄解偁國司交替式例具備決付領之煩以斷新舊之論也而比年諸國司等交替之時彼此相論各是己言申請諠譁或稱新任之官所勘乖理解任之人尚被抑屈或稱分付受領是非其任同時之官託言一人如此之類觸途繁多聽訟之官時勞勘鞫成案之吏徒煩刀

敏按時恐特誤

筆若殊不立例濫訴難遏今須交替對撿之日情有不穩甄錄所執載不与解由之狀前後共署限內言上不得彼此逓各申請然則是非之端已明剖斷外無稽擁望請下知當道依件令行如慣常不悛尚致違犯置之恒典不可寬宥者被右大臣藤内麿宣偁依請其餘道并五畿內亦准此

大同二年四月六日

弘式

太政官符

應前後官人共署不与解由狀事

右太政官去大同二年四月六日下五畿內七道諸國符偁交替對撿情有不穩甄錄所執之旨載不與解由狀前後共署限內言上不得彼此各逓申請者今被右大臣藤園人宣偁諸司准此

弘仁六年十月四日

太政官符

貞式

應申預釐務未得解由人解任事

右得式部省解偁撿案內被太政官去弘仁十三年八月廿八日符偁得省解偁去天應二年十一月五日左大臣藤魚名宣諸司官人兼帶國司解國司任之後百廿日內不進解由者不得預釐務又未得解由人任諸司官有宣許釐務者釐務之後百廿日內不進解由宜申送之者自尒以来未得解由之輩申官解文注云應停釐務今

案交替式云、遷任國司及新任之人、分付受領過百廿日、解却見任、并奪俸料、但五位以上、未得解由、一依勅文重奪位禄食封者、先宣後格輕重不同、更須准式文申解任、但未得解由、新任職者、更計百廿日、猶獨從前宣、謹請　官裁者、右大臣宣、依請者、熟案前解、頗有不盡、何則新任遷任、未得解由之輩、省申解任之後、彼着有所執未勘定之間、官告知狀、告知之後國司

百廿日、京官六十日、過此程限、獨不報者、更解任、是承前之例也、因玆每過程限、重申解任、弁官緣非格旨、從排却、若不覆申、恐乖公平、望請猶從前例、以為後式、謹請　官裁者、正三位行中納言兼右近衞大將春宮大夫良峯朝臣安世宣、依請

天長三年十月七日

太政官符

應立依理不盡返却京官不與解由狀程限事

右得勘解由使解偁、太政官去承和九年八月廿二日下諸國符偁、案交替式、凡國司交替官符到後百廿日內付畢歸京、若違此傳留灼然合解、又雖交替訖、未得解由、遷任之人、不得居官、無職之徒、不許直寮、令諸國所司進、不與前司解由之狀、依理不盡返却、而或國寡事辨申、

經年不進、或國僅雖進之理、亦不盡、因茲前司未免抑屈之愁、後司衞終四年之秩、若大臣宣自今以後、除行程外、限廿箇日、早令弁申、若過限不進、罪同前格、又在无職人、同立格文、而曾不遵行、若令此徒同致其愁、五位則奪位祿、六位則奪公廨三分之一者、令格雖立、外國之例、未見京官之程、朝章所施、內外何異、望請、在京諸司十箇日內、即令辨申、若過此限、者不論上

下奪其季祿謹請　官裁者中納言從三位兼
行左近衛中將藤原朝臣基經宣奉　勅依請
貞觀九年十一月十一日　三代實錄第十四

延式

太政官符
應立依理不盡返却京官不与解由状程限
事
右太政官去貞觀九年十一月十一日下諸司
符偁得勘解由使解偁太政官去承和九年八

三代格巻五　十十三

月廿二日下諸國符偁案交替式凡國司交替
官符到後百廿日内付畢歸京若違此停留灼
然合解又雖交替訖未得解由遷任之人不得
居官无職之徒不許直寮今諸國所進不与前
司解由之状依理不盡返却而或國寄事辨申
經年不進或國僅進上理然不盡因茲前司未
免抑屈之愁後司衛終四年之秩被右大臣宣
偁自今以後除行程外限廿箇日早令辨申若

過限不進罪如前格又在无職人同立格文而
曾不遵行若令此徒同致其愁五位則奪位祿
六位則奪公廨三分之一者今格雖立外國之
例未見京官之程朝章所施内外何異望請在
京諸司十箇日内即令弁申若過此限者責同
外國但六位奪其季祿者今檢撰格之日頗有
增損若過此限之下耶除責同外國之句奪其
季祿之上改作不論上下之辭雖一句半辭改

三代格巻五　十十四

易是少而解官奪俸科責不同者從二位行大
納言兼左近衛大將源朝臣多宣奉　勅宜依
彼本符更令改行
元慶四年十月七日　三代實錄第卅八

延式

太政官符
應行雜事二條
一應不依前司以往雜事未辨濟拘絆後任人
事

右得大宰大貳從四位上藤原朝臣保則解状偁管内諸國調庸未進租税未納及所司勘出種々雜怠觸類繁多前司分付之日後司具注不与解由状言上勘解由使勘判云前司同伍後任相共辨濟者謹案勘判旨雖以往之怠在各時吏而勘判之例延及後任者為令後任之吏兼濟以往之事也而今當時庶務尚難営辨往年雜怠何暇究成静尋

事理知吏難堪何者或國司忌身徇國無有闕政然而去任之日猶絆前事遂使勤惰相混功過不明良吏沈滯職此之由或國司到任之初見舊累難可脱已変勤王之節還成顧私之慮望其清慎忽不可得今又覆事意討論利害与其空責以往之怠不如先勸當時之績望請國司若有任中雜務弁濟無闕者特寛以往之怠勿令拘絆其身但調庸租税國之大事其租税者元有徴率之例調庸未必有例重望准租税徴率以為當時之務又若有當時之外更濟舊事及過徴率分者随其功効將進爵級

一應進解由吏有任中調庸雜物未進者返却解由事

右同前解状偁貢進調庸既有程限支度國用家為大要因茲違期虧悪等之責載在格

條而或國司類致未進動闕国用至于遷替適被放還承前之例所以知其有怠猶收解由者為令後任之吏相代辨填然而當任之務毎多擁滯以往之事不遑弁濟是以調庸未進逐年摂積公家支用臨事闕乏論之政途理須乖例望請國司進解由之日若有任中調庸雜物未進者返却解由令慎將来

以前左大臣宣奉　勅依請自餘諸國忽宜准

延式

廿七

仁和四年七月廿三日

太政官符

應勘却不受調庸惣返抄國司解由事

右太政官去仁和四年七月廿三日下五畿内七道諸國符偁國司進解由之日若有任中調庸雜物未進者返却解由令愼將來者而諸國或偏進調庸二色未必責例進雜物或僅勤納官料遂無勞封家調庸如是之漸積習成常論之政途理不可然大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅民部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉勅不受任中調庸惣返抄諸國官長解由自今以後從返却但前司任終年返抄者依寛平三年九月十五日符令後任之吏辨濟受取

寛平八年六月廿八日

太政官符

應依舊遷替吏隨塡交替差分放解由事

右得駿河國解偁太政官去年七月十一日符偁任用之吏政無自由而其不与解由狀載國中前後諸未辨濟事詳檢事意曾無公益中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣奉勅自今以後宜諸國任用之吏被申不与解由狀只令載其預事及身科但至犯用官物則一人有犯餘官同坐仍如格式又受領卒死之間任用行事若有借判署犯用之色者後司進實錄帳之日不待犯人解退細錄其狀直以申官其待裁之間莫預釐務者謹案交替式云任中未納雜官稲觸色有數國司史生以上共作差法各塡已分且給解由者又廐庫律云財物安置不如法若曝凉不以時致損敗者計所損敗坐贓論減二等注云皆以官長

延民

為首以下節級為從者又云舊說云國司郡司
共科同罪其倫償之法中分其物半分國守以
下作差填之半分郡領以下作差填之者今如
官府任用之吏非有預事及身犯者皆可与解
由至于未納官稻損敗財物惣可負官長一人
若所負數多則填進無期官物自失望請前後
未辨濟事依新制而可免多少交替欠物存舊
典以不改然則姧避之輩自絕官物之損無有

謹請　官裁者左大臣宣奉　勅依請諸國准
此
寛平八年九月五日
太政官符
應立拘放諸國任用吏解由例事
右勘解由使奏狀偁謹撿太政官去寛平七年
七月十一日符偁諸國任用之吏被申不与解
由狀只令載其預事及身犯但至犯用官物則

若所負數多填進無期官物自失

然則姧避之輩自絕官物之損無有禁

火下恐脫物字

一人有犯餘官同坐仍如格式者又去年九月
五日符偁得駿河國解偁今如官府任用之吏
非有預事及身犯者皆可与解由至于未納官
稻損敗財物可負官長一人望請前後未辨濟
事依新制而可免多少交替欠物存舊典以不
改謹請　官裁者右大臣宣奉　勅依請諸國
准此者謹案交替式致調庸雜采未進燒亡官
物官舍器仗破損者奪國守以下公廨調庸

悪違期者名長官以下節級依坐然則除預爰
身犯一人有犯餘官同坐填交替欠差分之外
猶有此累載式之事或存式傳至于拘放當致
疑殆又貞觀十四年七月廿九日格云所欠之
物相共填納所坐之罪獨科其身者而新格云
一人有犯餘官同坐仍如格式者交替式与貞
觀格其趣是殊而今如格式當有一定若為處
分者同宣奉　勅前後之格指歸不同雖多變

令恐合

怠恐闕怠

改未究情實何則雖延曆立犯用餘官同坐之格与貞觀有欠物共填罪科犯人之符至于寬平七年不詳改張之由更引延曆之符令須復貞觀格行之不可依寬平符坐之加以出擧收納計帳朝集之政非獨長官之所行皆遣僚下分頭巡撿租稅雜米官舍驛家之類不是受領之自爲各差任用爲之專當粗擧大綱自餘可知然則一爲專當之官預分頭之務四度公文

難避失錯一國雜怠豈得免脫況乎在任之日既得公廨秩滿之時何許負累而寬平七年符唯擧預吏与身犯同八年格偏指交替之欠負調庸雜米未立其制爲政之道理不令然令須若申不与解由狀者注載雜怠勘留公廨一如前例若与解由者唯令所司勘申奉使專當怠何則与解由時尋其闕怠勘沒公廨敕用私物至于不取返抄不勘公文則怠在長官責非任

私以下廿一字林本無

用私物至于不取返抄不勘公文則怠在長官責非任用故也立此一例以明受領任用之別

寬平九年四月十九日

太政官符

應進會赦帳之後放解由事

右被大納言正三位兼行右近衞大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣偁奉勅如聞會去年七月十四日八月廿七日兩度恩

赦諸國未得解由之輩或□新司偏緣洪恩只放解由至于造會赦帳令加其名寄吏彼此拒以不署此則乖　詔書所指復似隱舊疵須彼帳進官之後乃与解由但後司所勘吏有不平准不与解由狀加所執然前被放許之類奸遁不署錄狀言上其未署之間五位已上不論京官外任及散位惣奪位祿六位以下同沒季祿公廨無職之人不預敘用

貞臨

承和十年七月九日　續後紀第十三

太政官符

應定造大輪田泊使遷替年限事

右被大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣偁、奉　勅、件使一任永用、既倦成功、自今以後六年遷替、功過灼然、置事褒貶、其替之日、宜責解由

天長八年四月廿一日

貞臨

太政官符

應停止未得解由五位以上入京事

右得勘解由使解偁、被太政官去年十二月十三日符偁、太政官承和九年八月十五日下大宰府符偁、大貳從四位上藤原朝臣衛奏状偁、交替務畢、未得解由之徒、寄事於符旨留住管内、常好農商、侵漁百姓、巧為奸利之謀、未觀填納之物、望請、交替畢吏早從入京者、右大臣宣

（後紀第十二）（三位紀）（源常）

奉　勅、依請、但勘僉不与解由状之日、欠負官物灼然、令填見贓在身、奪令填償其所填之物、具録言上者、今検案内、太政官弘仁十三年八月廿五日符偁、右大臣宣、奉　勅、諸國司等在任之吏、只拘解由、無意徴物、去職之人、自推難填、不愁拘留、官倉罄空、職此之由、令須交替之日、犯用欠負損失之物、随即徴物、促身勿更延引、物填促畢、仍聽放還者、然則欠負之輩、未得

（藤冬嗣）（促遣）

第七　作為物所愁

解由之間、不可輙得入京、若為處分、謹請　官裁者、左大臣宣、奉　勅、宜停止、後符依前格行之、但情樂留住、不填欠負、所行乖憲、為拘所悉、具状言上、随即處分

（源常）

承和十五年五月十四日　五一本

太政官符

應左右坊城使并侍從廚防鴨河葛野河兩所五位以下別當四年遷替、兼責解由事

右太政官去天長元年六月十九日下民部省
符偁、參議左大弁從四位上眞世王奏狀偁、侍
從廚幷防鴨川葛野河兩所五位以下別當等、
永預其事曾無交替、縱有欠損何以拘稽[redacted]之
公途理不可然、望請自今以後限三箇年更相
遷替、付領官物、即責解由、謹錄事狀、伏聽 天
裁者、右大臣宣奉 勅、依奏者、今被大納言正
三位兼行左近衛大將民部卿清原眞人夏野

宣偁、奉 勅、三年之歷、從事迫促、宜自今以後
四箇年爲遷替期、左右防城使同准之

天長八年十二月九日

類聚三代格第五

日本漢文史籍叢刊

政書史評

[General Information]
书名=14664154
SS号=14664154